

## Ⅱ 中国の主要食品安全法律・法規等訳出一覧

### 1 法 律

法律法規訳出一覧（原文対照）

中華人民共和国食品衛生法

原文	和訳
<p>中華人民共和国食品衛生法</p> <p>（1995年10月30日第八届全国人民代表大会常务委員会第十六次会议通过，1995年10月30日中華人民共和国主席令第59号发布，自公布日起施行）</p> <p>第一章 总則</p> <p>第一条 为保证食品卫生，防止食品污染和有害因素对人体的危害，保障人民身体健康，增强人民体质，制定本法。</p> <p>第二条 国家实行食品卫生監督制度。</p>	<p>中華人民共和国食品衛生法</p> <p>（1995年10月30日第八期全国人民代表大会常務委員会第十六回會議採択、1995年10月30日中華人民共和国主席令第59号公布、公布日より施行する。）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 食品の衛生を保証し、食品の汚染および有害な物質による人体への危害を防止し、人民の身体の健康を保障し、人民の体質を增強するために本法を制定する。</p> <p>第二条 国は食品衛生監督制度を実施する。</p>

<p>第三条 国务院卫生行政部门主管全国食品卫生监督管理工作。</p> <p>国务院有关部门在各自的职责范围内负责食品卫生管理工作。</p> <p>第四条 凡在中华人民共和国领域内从事食品生产经营的，都必须遵守本法。</p> <p>本法适用于一切食品，食品添加剂，食品容器、包装材料和食品用工具、设备、洗涤剂、消毒剂；也适用于食品的生产经营场所、设施和有关环境。</p> <p>第五条 国家鼓励和保护社会团体和个人对食品卫生的社会监督。</p> <p>对违反本法的行为，任何人都有权检举和控告。</p>	<p>第三条 國務院衛生行政部門は全国の食品衛生の監督管理業務を主管する。</p> <p>國務院の関係部門は各自の職責の範囲内で食品衛生管理業務に責任を負う。</p> <p>第四条 およそ中華人民共和国領域内で食品の生産經營に従事する者は、皆、本法を遵守しなければならない。</p> <p>本法はすべての食品、食品添加物、食品容器、包装材料、食品用器具、設備、洗浄剤、消毒剤に適用する。また、食品の生産經營施設、設備、関連環境にも適用する。</p> <p>第五条 国は社会团体及び個人が食品の衛生に対する社会監督を行うことを奨励し、保護する。</p> <p>本法に違反する行為に対しては、何人も告発及び告訴をする権利を有する。</p>
---	---

## 第二章 食品的衛生

第六條 食品应当無毒、無害，符合應當有的營養要求，具有相應的色、香、味等感官性狀。

第七條 專供嬰幼兒的主、輔食品，必須符合國務院衛生行政部門制定的營養、衛生標準。

第八條 食品生產經營過程必須符合下列衛生要求：

（一） 保持內外環境整潔，採取消除蒼蠅、老鼠、蟑螂和其他有害昆蟲及其孳生條件的措施，與有毒、有害場所保持規定的距離；

（二） 食品生產經營企業應當有與產品品種、數量相適應的食品原料處理、加工、包裝、貯存等廠房或者場所；

（三） 應當有相應的消毒、更衣、盥洗、採光、照明、通風、防腐、防塵、防鼠、洗滌、污水排放、存放垃圾和廢棄物的設施；

## 第二章 食品の衛生

第六條 食品は無毒、無害であり、あるべき栄養条件を満たしており、相應の色、香り、味等の感覺的性狀を有するものでなければならない。

第七條 乳幼児専用の主食、補助食品は國務院衛生行政部門が定めた營養、衛生基準を満たさなければならない。

第八條 食品の生産、經營過程においては以下に列挙する衛生基準を満たさなければならない。

（一） 内外の環境を清潔に保ち、蠅、鼠、ゴキブリその他の有害昆虫及びその繁殖条件を除去する措置を講じ、有毒、有害な場所と規定の距離を保つこと。

（二） 食品生産經營企業は生産物の種類、數量に適した食品原料処理、加工、包裝、貯蔵等を行うための作業場又は場所を有すること。

（三） 相應の消毒、更衣、洗面、採光、照明、通風、防腐、防塵、蠅よけ、鼠よけ、洗滌、污水排水、ごみ及び廢棄物の保管等の設備を有すること。

<p>(四) 设备布局和工艺流程应当合理，防止待加工食品与直接入口食品、原料与成品交叉污染，食品不得接触有毒物、不洁物；</p> <p>(五) 餐具、饮具和盛放直接入口食品的容器，使用前必须洗净、消毒，炊具、用具用后必须洗净，保持清洁；</p> <p>(六) 贮存、运输和装卸食品的容器包装、工具、设备和条件必须安全、无害，保持清洁，防止食品污染；</p> <p>(七) 直接入口的食品应当有小包装或者使用无毒、清洁的包装材料；</p> <p>(八) 食品生产经营人员应当经常保持个人卫生，生产、销售食品时，必须将手洗净，穿戴清洁的工作衣、帽；销售直接入口食品时，必须使用售货工具；</p> <p>(九) 用水必须符合国家规定的城乡生活饮用水卫生标准；</p> <p>(十) 使用的洗涤剂、消毒剂应当对人体安全、无害。</p>	<p>(四) 設備の配置及び製造工程が合理的なもので、加工しようとする食品と直接食する、原料と完成品との混入汚染を防止すること。食品は有毒物や不潔物と接触してはならない。</p> <p>(五) 食器、コップ及び直接食する食品の盛付け容器は使用前に必ず洗浄、消毒し、調理用具は使用後に必ず洗浄し、清潔を保つこと。</p> <p>(六) 食品の貯蔵、運送及び積卸に使用する包装容器、道具、設備及び環境は安全、無害で、清潔を保ち、食品汚染を防止するものでなければならないこと。</p> <p>(七) 直接食する食品は、小型包装袋を使用するか無毒、清潔な包装材料を使用すること。</p> <p>(八) 食品の生産経営に携わる人員は常に自身の衛生を維持し、食品の生産、販売時に手を洗浄し、清潔な作業着、帽子を着用すること。直接食する食品を販売するときには必ず販売器具を使用すること。</p> <p>(九) 使用する水は必ず国が規定する都市、農村生活用水衛生基準を満たすものであること。</p> <p>(十) 使用する洗剤、消毒剤は人体に安全、無害であること。</p>
---	--

对食品摊贩和城乡集市贸易食品经营者在食品生产经营过程中的卫生要求，由省、自治区、直辖市人民代表大会常务委员会根据本法作出具体规定。

第九条 禁止生产经营下列食品：

（一） 腐败变质、油脂酸败、霉变、生虫、污秽不洁、混有异物或者其他感官性状异常，可能对人体健康有害的；

（二） 含有毒、有害物质或者被有毒、有害物质污染，可能对人体健康有害的；

（三） 含有致病性寄生虫、微生物的，或者微生物毒素含量超过国家限定标准的；

（四） 未经兽医卫生检验或者检验不合格的肉类及其制品；

（五） 病死、毒死或者死因不明的禽、畜、兽、水产动物等及其制品；

食品露店商及び都市、農村市場で取引を行う食品経営者に対する、食品生産経営過程での衛生基準は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が本法に基づき具体的に規定する。

第九条 以下の食品の生産、経営を禁止する。

（一） 腐敗変質、油脂腐酸、かびの発生、虫の発生、汚れ、異物混入又はその他の感覚的性状の異常があり、人体の健康を害するおそれのあるもの。

（二） 有毒、有害物質を含み又は有毒、有害物質に汚染されており、人体の健康を害するおそれのあるもの。

（三） 病気をもたらす寄生虫、微生物を含むもの。又は微生物毒素の含有量が国の定めた限度基準を超えているもの。

（四） 獣医による衛生検査を受けていない、又は検査が不合格となった肉類及びその製品。

（五） 病死、毒死又は死因不明の家禽、家畜、獣、水産動物等及びその製品。

<p>(六) 容器包装污秽不洁、严重破损或者运输工具不洁造成污染的；</p> <p>(七) 掺假、掺杂、伪造，影响营养、卫生的；</p> <p>(八) 用非食品原料加工的，加入非食品用化学物质的或者将非食品当作食品的；</p> <p>(九) 超过保质期限的；</p> <p>(十) 为防病等特殊需要，国务院卫生行政部门或者省、自治区、直辖市人民政府专门规定禁止出售的；</p> <p>(十一) 含有未经国务院卫生行政部门批准使用的添加剂的或者农药残留超过国家规定容许量的；</p> <p>(十二) 其他不符合食品卫生标准和卫生要求的。</p>	<p>(六) 包装容器の汚れ、ひどい破損又は運送器具の不潔によって汚染されたもの。</p> <p>(七) 偽商品、不純物の混入品、偽造品で栄養、衛生に問題があるもの。</p> <p>(八) 非食品を原料として加工したもの、非食品を加えて化学物質を用いたもの又は非食品を食品としたもの。</p> <p>(九) 品質保持期間を過ぎたもの。</p> <p>(十) 病気予防等の特別の理由によって、国务院衛生行政部門又は省、自治区、直轄市の人民政府が特に販売禁止を規定したもの。</p> <p>(十一) 国务院衛生行政部門が使用を許可してない添加物を含むもの又は農薬残留量が国の定めた許容量を超えているもの。</p> <p>(十二) その他、食品衛生基準及び衛生基準を満たしていないもの。</p>
<p>第十条 食品不得加入药物，但是按照传统既是食品又是药品的作为原料、调料或者营养强化剂加入的除外。</p>	<p>第十条 食品に薬物を加えてはならない。ただし伝統的に食品かつ薬品とされているものを、原料、調味料、又は滋養強化剤として加える場合は、この限りではない。</p>

### 第三章 食品添加剂的卫生

第十一条 生产经营和使用食品添加剂，必须符合食品添加剂使用卫生标准和卫生管理办法的规定；不符合卫生标准和卫生管理办法的食品添加剂，不得经营、使用。

### 第四章 食品容器、包装材料和食品用工具、设备的卫生

第十二条 食品容器、包装材料和食品用工具、设备必须符合卫生标准和卫生管理办法的规定。

第十三条 食品容器、包装材料和食品用工具、设备的生产必须采用符合卫生要求的原材料。产品应当便于清洗和消毒。

### 第五章 食品卫生标准和管理办法的制定

第十四条 食品，食品添加剂，食品容器、包装材料，食品用工具、设备，用于清洗食品和食品用工具、设备的洗涤剂、消毒剂以及食品中污染物质、放射性物质容许量的国家卫生标准、卫生管理办法和检验规程，由国务院卫生行政部门制定或者批准颁发。

### 第三章 食品添加物の衛生

第十一条 食品添加物の生産、経営及び使用は、食品添加物使用衛生基準及び衛生管理方法の規定を満たさなければならない。衛生基準及び衛生管理方法を満たしていない食品添加物は販売、使用してはならない。

### 第四章 食品容器、包装材料、及び食品用器具、設備の衛生

第十二条 食品容器、包装材料、及び食品用器具、設備は衛生基準及び衛生管理方法の規定を満たさなければならない。

第十三条 食品容器、包装材料、及び食品用器具、設備の生産は衛生基準を満たした原材料を使用しなければならない。製品は洗浄及び消毒がしやすいものとする。

### 第五章 食品衛生基準及び管理方法の制定

第十四条 食品、食品添加物、食品容器、包装材料、食品用器具、設備、食品及び食品用器具、設備の洗浄に用いる洗浄剤、消毒剤並びに食品汚染物質、放射性物質許容量の国家衛生基準、衛生管理方法及び検査規程は、國務院衛生行政部門が定め、又は承認公布する。

<p>第十五条 国家未制定卫生标准的食品，省、自治区、直辖市人民政府可以制定地方卫生标准，报国务院卫生行政部门和国务院标准化行政主管部门备案。</p> <p>第十六条 食品添加剂的国家产品质量标准中有卫生学意义的指标，必须经国务院卫生行政部门审查同意。</p> <p>农药、化肥等农用化学物质的安全性评价，必须经国务院卫生行政部门审查同意。屠宰畜、禽的兽医卫生检验规程，由国务院有关行政部门会同国务院卫生行政部门制定。</p> <p>第六章 食品卫生管理</p> <p>第十七条 各级人民政府的食品生产经营管理部门应当加强食品卫生管理工作，并对执行本法情况进行检查。</p> <p>各级人民政府应当鼓励和支持改进食品加工工艺，促进提高食品卫生质量。</p>	<p>第十五条 国がまだ衛生基準を制定していない食品は、省、自治区、直轄市の人民政府が地方衛生基準を定めることができ、国務院衛生行政部門及び国務院基準化行政主管部門が記録できるよう報告する。</p> <p>第十六条 食品添加物の国家製品品質基準の中で衛生学上の意味のある指標は、国務院衛生行政部門の審査、同意を得なければならない。</p> <p>農薬、化学肥料等の農業用化学物質の安全性評価は、国務院衛生行政部門の審査、同意を得なければならない。家禽、家畜のと畜に関する獣医衛生検査規程は、国務院関係行政部門が国務院衛生行政部門と共同で制定する。</p> <p>第六章 食品の衛生管理</p> <p>第十七条 各級人民政府の食品生産営業管理部門は食品衛生管理業務を強化し、併せて、本法の執行状況の検査を行うものとする。</p> <p>各級人民政府は食品加工技術の改善を奨励及び支持し、食品衛生の品質向上を促進するものとする。</p>
--	--

第十八条 食品生产经营企业应当健全本单位的食品卫生管理制度，配备专职或者兼职食品卫生管理人员，加强对所生产经营食品的检验工作。

第十九条 食品生产经营企业的新建、扩建、改建工程的选址和设计应当符合卫生要求，其设计审查和工程验收必须有卫生行政部门参加。

第二十条 利用新资源生产的食品、食品添加剂的新品种，生产经营企业在投入生产前，必须提出该产品卫生评价和营养评价所需的资料；利用新的原材料生产的食品容器、包装材料和食品用工具、设备的新品种，生产经营企业在投入生产前，必须提出该产品卫生评价所需的资料。上述新品种在投入生产前还需提供样品，并按照规定的食品卫生标准审批程序报请审批。

第十八条 食品生産経営企業は当該企業の食品衛生管理制度を健全化し、専門または兼職の食品衛生管理人員を配備して、生産経営している食品の検査業務を強化するものとする。

第十九条 食品生産経営企業が行う新設、拡張、改修工事の場所選定及び設計は衛生条件を満たさなければならず、その設計審査及び工事の検査には衛生行政部門が参加しなければならない。

第二十条 新資源を利用して生産した食品、食品添加物の新種については、生産経営企業は生産を開始する前に、当該生産物の衛生評価及び栄養評価に必要な資料を提示しなければならない。新しい原材料を利用し生産した食品容器、包装材料及び食品用器具、設備の新種については、生産経営企業は生産を開始する前に、当該生産物の衛生評価に必要な資料を提示しなければならない。上記の新種は生産開始前にサンプルを提示し、規定の食品衛生基準承認手続に基づいて承認を申請しなければならない。

第二十一条 定型包装食品和食品添加剂，必须在包装标识或者产品说明书上根据不同产品分别按照规定标出品名、产地、厂名、生产日期、批号或者代号、规格、配方或者主要成分、保质期、食用或者使用方法等。食品、食品添加剂的产品说明书，不得有夸大或者虚假的宣传内容。

食品包装标识必须清楚，容易辨识。在国内市场销售的食品，必须有中文标识。

第二十二条 表明具有特定保健功能的食品，其产品及其说明书必须报国务院卫生行政部门审查批准，其卫生标准和生产经营管理办法，由国务院卫生行政部门制定。

第二十三条 表明具有特定保健功能的食品，不得有害于人体健康，其产品说明书内容必须真实，该产品的功能和成份必须与说明书相一致，不得有虚假。

第二十一条 食品及び食品添加物を一定の形式で包装する場合、製品それぞれの規定に基づいて包装標識又は製品説明書に製品名、産地、工場名、生産日、商品番号、規格、調合された若しくは主要な成分、品質保持期限、食用若しくは使用の方法等を明示しなければならない。食品、食品添加物の製品説明書には誇張又は虚偽の宣伝内容があってはならない。

食品包装の表示は明確で、わかりやすいものでなければならない。国内市場で販売される食品には中国語の表示がなければならない。

第二十二条 特定の保健効用があると表示している保健食品は、製品及び説明書は国务院衛生行政部門に審査を申請し、許可されなければならない。その衛生基準及び生産経営管理方法は国务院衛生行政部門が制定する。

第二十三条 特定の保健効用があると表示している保健食品は、人体の健康を害してはならず、その商品の説明書は真実でなければならない。製品の効用及び成分は説明書の表示と一致し、虚偽があってはならない。

第二十四条 食品、食品添加剂和专用于食品的容器、包装材料及其他用具，其生产者必须按照卫生标准和卫生管理办法实施检验合格后，方可出厂或者销售。

第二十五条 食品生产经营者采购食品及其原料，应当按照国家有关规定索取检验合格证或者化验单，销售者应当保证提供。需要索证的范围和种类由省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门规定。

第二十六条 食品生产经营人员每年必须进行健康检查；新参加工作和临时参加工作的食品生产经营人员必须进行健康检查，取得健康证明后方可参加工作。

凡患有痢疾、伤寒、病毒性肝炎等消化道传染病（包括病原携带者），活动性肺结核，化脓性或者渗出性皮肤病以及其他有碍食品卫生的疾病的，不得参加接触直接入口食品的工作。

第二十四条 食品、食品添加物、食品専用容器、包装材料及びその他器具に関して、生産者は衛生基準及び衛生管理方法に基づいて検査し、合格した後、出荷又は販売しなければならない。

第二十五条 食品生産経営者は食品及びその原料仕入れするとき、国家関係規定に基づき製品の検査合格証書又は化学検査表を請求し、販売者はその提供を保証しなければならない。検査合格証を要する範囲及び種類は、省、自治区、直轄市の人民政府衛生行政主管部門が規定する。

第二十六条 食品生産経営人員は毎年健康診断を受けなければならない。新規及び臨時採用された食品生産経営人員は健康診断を受診し、健康証明証を得た後に業務に参加しなければならない。

下痢、風邪、病毒性肝炎等の消化器系伝染病（病原菌キャリアを含む）、活動性肺結核、化膿性又は渗出性の皮膚病及びその他の食品衛生に有害な疾病者は直接食用する食品の製造に関わってはならない。

<p>第二十七条 食品生产经营企业和食品摊贩，必须先取得卫生行政部门发放的卫生许可证方可向工商行政管理部门申请登记。未取得卫生许可证的，不得从事食品生产经营活动。</p> <p>食品生产经营者不得伪造、涂改、出借卫生许可证。</p> <p>卫生许可证的发放管理办法由省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门制定。</p> <p>第二十八条 各类食品市场的举办者应当负责市场内的食品卫生管理工作，并在市场内设置必要的公共卫生设施，保持良好的环境卫生状况。</p> <p>第二十九条 城乡集市贸易的食品卫生管理工作由工商行政管理部门负责，食品卫生监督检查工作由卫生行政部门负责。</p>	<p>第二十七条 食品生産経営企業及び食品露店商は、衛生行政主管部門が発行する衛生許可証を取得し、工商行政管理部门に登記を申請しなければならない。衛生許可証が未取得である場合、食品生産経営業務に従事してはならない。</p> <p>食品生産経営者は衛生許可証の偽造、改竄及び貸借してはならない。</p> <p>衛生許可証の発行及び管理方法は、省、自治区、直辖市人民政府衛生行政主管部門が制定する。</p> <p>第二十八条 各種の食品市場の開設者は市場内の食品衛生管理に責任を負わなければならない。また市場内に設置を要する公共衛生施設は、良好な衛生環境状態を保たなければならない。</p> <p>第二十九条 都市及び農村の市場売買における食品衛生管理業務は工商行政管理部门が担当し、食品衛生監督検査業務は衛生行政主管部門が管理する。</p>
--	---

第三十条 进口的食品，食品添加剂，食品容器、包装材料和食品用工具及设备，必须符合国家卫生标准和卫生管理办法的规定。

进口前款所列产品，由口岸进口食品卫生监督检验机构进行卫生监督、检验。检验合格的，方准进口。海关凭检验合格证书放行。

进口单位在申报检验时，应当提供输出国（地区）所使用的农药、添加剂、熏蒸剂等有关资料和检验报告。

进口第一款所列产品，依照国家卫生标准进行检验，尚无国家卫生标准的，进口单位必须提供输出国（地区）的卫生部门或者组织出具的卫生评价资料，经口岸进口食品卫生监督检验机构审查检验并报国务院卫生行政部门批准。

第三十一条 出口食品由国家进出口商品检验部门进行卫生监督、检验。

海关凭国家进出口商品检验部门出具的证书放行。

第三十条 輸入食品、食品添加物、食品容器、包装材料、食品調理器具及び設備は、国家衛生基準及び衛生管理方法の規定を満たさなければならない。

前項の製品を輸入する場合は、対外貿易輸入食品衛生監督検査機構が衛生監督、検査を実施する。検査の合格したときは、輸入することができる。税関は検査合格証に従って通関を行うものとする。

輸入企業は検査を申請するとき、輸出国（地域）が使用した農薬、添加物、燻製剤等の関連資料や検査報告を提示しなければならない。

外国製品を輸入するときは国家衛生基準に従って検査を実施し、国家衛生基準が存在しないときは、輸入企業が輸出国（地域）の衛生部門又は組織が提出した評価資料を提出し、対外貿易輸入食品衛生監督検査機構が審査及び検査し、国务院衛生行政主管部門に報告し許可されなければならない。

第三十一条 輸出食品は国家輸出入商品検査部門が衛生監督及び検査を実施する。

税関は国家輸出入検査部門が発行した証書に従って通関を行うこと。

第七章 食品卫生监督

第三十二条 县级以上地方人民政府卫生行政部门在管辖范围内行使食品卫生监督职责。

铁道、交通行政主管部门设立的食品卫生监督机构，行使国务院卫生行政部门会同国务院有关部门规定的食品卫生监督职责。

第三十三条 食品卫生监督职责是：

- (一) 进行食品卫生监测、检验和技术指导；
- (二) 协助培训食品生产经营人员，监督食品生产经营人员的健康检查；
- (三) 宣传食品卫生、营养知识，进行食品卫生评价，公布食品卫生情况；
- (四) 对食品生产经营企业的新建、扩建、改建工程的选址和设计进行卫生审查，并参加工程验收；

第七章 食品衛生監督

第三十二条 県級以上の地方人民政府衛生行政主管部門は管轄範囲内で食品衛生監督の職責を行使する。

鉄道、交通行政主管部門が設立した食品衛生監督機構は、国务院衛生行政部門及び国务院関係部門が共同で規定する食品衛生監督の職責を行使する。

第三十三条 食品衛生監督職責は以下のことを指す。

- (一) 食品衛生の測定、検査、及び技術指導を実施すること。
- (二) 食品生産経営人員を協力して訓練し、食品生産経営人員の健康診断を監督すること。
- (三) 食品の衛生及び栄養知識を宣伝し、食品衛生評価を実施し、食品衛生状況を公布すること。
- (四) 食品生産経営企業の設立、増設、及び改築プロジェクトに対する地点選択及び設計は、衛生審査を実施し、プロジェクトの検査チェックにも参加すること。

<p>(五) 对食物中毒和食品污染事故进行调查, 并采取控制措施;</p> <p>(六) 对违反本法的行为进行巡回监督检查;</p> <p>(七) 对违反本法的行为追查责任, 依法进行行政处罚;</p> <p>(八) 负责其他食品卫生监督事项。</p> <p>第三十四条 县级以上人民政府卫生行政部门设立食品卫生监督员。食品卫生监督员由合格的专业人员担任, 由同级卫生行政部门发给证书。</p> <p>铁道、交通的食品卫生监督员, 由其上级主管部门发给证书。</p> <p>第三十五条 食品卫生监督员执行卫生行政部门交付的任务。</p> <p>食品卫生监督员必须秉公执法, 忠于职守, 不得利用职权谋取私利。</p>	<p>(五) 食中毒及び食品汚染事故に対して調査を実施し、対策をコントロールすること。</p> <p>(六) 本法に違反する行為に対して、巡回監督検査を実施すること。</p> <p>(七) 本法に違反する行為に対して、責任を追及し、法に基づき行政処分を行うこと。</p> <p>(八) その他の食品監督事項に責任を負うこと。</p> <p>第三十四条 県級以上の人民政府の衛生行政主管部門は食品衛生監督員を設けること。食品衛生監督員は合格した専門人員が担当し、同級の衛生行政主管部門が証書を発行する。</p> <p>鉄道、交通部門の食品衛生監督員は、その上級主管部門が証書を発行する。</p> <p>第三十五条 食品衛生監督員は衛生行政主管部門が交付した任務を執行する。</p> <p>食品衛生監督員は公正に法を執行し、職務に忠実でなければならず、職権を利用して私利を貪ってはならない。</p>
--	---

食品卫生监督员在执行任务时，可以向食品生产经营者了解情况，索取必要的资料，进入生产经营场所检查，按照规定无偿采样。生产经营者不得拒绝或者隐瞒。

食品卫生监督员对生产经营者提供的技术资料负有保密的义务。

第三十六条 国务院和省、自治区、直辖市人民政府的卫生行政主管部门，根据需要可以确定具备条件的单位作为食品卫生检验单位，进行食品卫生检验并出具检验报告。

第三十七条 县级以上地方人民政府卫生行政主管部门对已造成食物中毒事故或者有证据证明可能导致食物中毒事故的，可以对该食品生产经营者采取下列临时控制措施：

(一) 封存造成食物中毒或者可能导致食物中毒的食品及其原料；

(二) 封存被污染的食品用工具及用具，并责令进行清洗消毒。

食品衛生監督員は任務を執行するとき、食品生産経営者からの状況の聞き取り、必要な資料の請求、生産経営工場すべての立ち入り検査、規定に従って無償でサンプルを採取することができる。生産経営者は拒否又は隠蔽してはならない。

食品衛生監督員は生産経営者が提供した技術資料の秘密を守る義務を負う。

第三十六条 国務院、省、自治区及び直轄市人民政府の衛生行政主管部門は、必要に応じて条件を備えた組織を食品衛生検査機関として認定することができる。食品衛生検査の実施及び検査報告を発行することができる。

第三十七条 県級以上の地方人民政府の衛生行政主管部門は食中毒事故をもたらしたか又は食中毒事故を引き起こすであろう証拠及び証明がある食品生産経営者に対して以下の臨時制限措置をとることができる。

(一) 食中毒をもたらしたか又は食中毒を引き起こすであろう食品及びその原料を封印すること。

(二) 汚染された食品用器具及び用具を封印し、かつ洗浄及び消毒実施の責任を課す。

经检验，属于被污染的食品，予以销毁；未被污染的食品，予以解封。

第三十八条 发生食物中毒的单位和接收病人进行治疗的单位，除采取抢救措施外，应当根据国家有关规定，及时向所在地卫生行政部门报告。

县级以上地方人民政府卫生行政部门接到报告后，应当及时进行调查处理，并采取控制措施。

#### 第八章 法律责任

第三十九条 违反本法规定，生产经营不符合卫生标准的食品，造成食物中毒事故或者其他食源性疾患的，责令停止生产经营，销毁导致食物中毒或者其他食源性疾患的食品，没收违法所得，并处以违法所得一倍以上五倍以下的罚款；没有违法所得的，处以一千元以上五万元以下的罚款。

検査を経て汚染されていると判断された食品は、廃棄処分する。汚染されていないと判断された食品は、その封印を解除する。

第三十八条 食中毒が発生した機関及び病人を収容し治療する機関は、救急措置を採ること以外に、国家関係規定に基づき、直ちに所在地の衛生行政主管部門に報告しなければならない。

県級以上の地方人民政府衛生行政主管部門は報告を受けた後、直ちに調査、処理を実施し、制限措置を採らなければならない。

#### 第八章 法的責任

第三十九条 本法の規定に違反し、生産経営が衛生基準に合わない食品、食中毒事故又はその他食品を原因とする疾患が引き起こされた場合、直ちに生産経営を停止する責任を課し、食中毒又はその他食品を原因とする疾患をもたらした食品を廃棄処分し、違法所得を没収し、違法所得の一倍以上五倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合、一千元以上五万元以下の罰金を科す。

违反本法规定，生产经营不符合卫生标准的食品，造成严重食物中毒事故或者其他严重食源性疾患，对人体健康造成严重危害的，或者在生产经营的食品中掺入有毒、有害的非食品原料的，依法追究刑事责任。

有本条所列行为之一的，吊销卫生许可证。

第四十条 违反本法规定，未取得卫生许可证或者伪造卫生许可证从事食品生产经营活动的，予以取缔，没收违法所得，并处以违法所得一倍以上五倍以下的罚款；没有违法所得的，处以五百元以上三万元以下的罚款。涂改、出借卫生许可证的，收缴卫生许可证，没收违法所得，并处以违法所得一倍以上三倍以下的罚款；没有违法所得的，处以五百元以上一万元以下的罚款。

第四十一条 违反本法规定，食品生产经营过程不符合卫生要求的，责令改正，给予警告，可以处以五千元以下的罚款；拒不改正或者有其他严重情节的，吊销卫生许可证。

本法の規定に違反し、生産経営が衛生基準を満たさず、深刻な食中毒事故又はその他食品を原因とする深刻な疾患をもたらし、人体の健康に甚大な危害を与えた場合又は生産経営している食品に有毒、有害な非食品原料が混入した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

本条に挙げた行為が一つでも起きた場合、その衛生許可証を取消すものとする。

第四十条 本法の規定に違反し、衛生許可証を未取得で又は衛生許可証を偽造して食品生産経営活動に従事する場合、取締り、違法所得を没収し、かつ違法所得の一倍以上五倍以下の罰金を科す。違法所得がないときは、五百元以上三万元以下の罰金を科す。衛生許可証を改ざん、貸し出したときは、衛生許可証を接収し、違法所得を没収し、かつ違法所得の一倍以上三倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合、五百元以上一万元以下の罰金を科す。

第四十一条 本法の規定に違反し、食品の生産経営過程が衛生基準を満たしていない場合、改善する責任を課し、警告を与え、五千元以下の罰金を科すことができる。改善を拒む又はその他の深刻な問題があるときは、衛生許可証を取消す。

<p>第四十二条 违反本法规定，生产经营禁止生产经营的食品的，责令停止生产经营，立即公告收回已售出的食品，并销毁该食品，没收违法所得，并处以违法所得一倍以上五倍以下的罚款；没有违法所得的，处在一千元以上五万元以下的罚款。情节严重的，吊销卫生许可证。</p> <p>第四十三条 违反本法规定，生产经营不符合营养、卫生标准的专供婴幼儿的主、辅食品的，责令停止生产经营，立即公告收回已售出的食品，并销毁该食品，没收违法所得，并处以违法所得一倍以上五倍以下的罚款；没有违法所得的，处在一千元以上五万元以下的罚款。情节严重的，吊销卫生许可证。</p> <p>第四十四条 违反本法规定，生产经营或者使用不符合卫生标准和卫生管理办法规定的食品添加剂、食品容器、包装材料和食品用工具、设备以及洗涤剂、消毒剂的，责令停止生产或者使用，没收违法所得，并处以违法所得一倍以上三倍以下的罚款；没有违法所得的，处以五千元以下的罚款。</p>	<p>第四十二条 本法の規定に違反し、禁止されている食品を生産経営した場合、生産経営停止の責任を課し、直ちに出荷した食品の回収を公告し、その食品を廃棄処分し、違法所得を没収し、違法所得の一倍以上五倍以下の罰金を科す。違法所得がないときは、一千元以上五万元以下の罰金を科す。問題が深刻な場合、衛生許可証を取消す。</p> <p>第四十三条 本法の規定に違反し、栄養、衛生基準に合わない乳幼児専用の主食、補助食品を生産経営した場合、生産経営停止の責任を課し、直ちに出荷した食品の回収を公告し、かつその食品を廃棄処分し、違法所得を没収し、違法所得の一倍以上五倍以下の罰金を科す。違法所得がないときは、一千元以上五万元以下の罰金を科す。問題が深刻なときは、衛生許可証を取消す。</p> <p>第四十四条 本法の規定に違反し、衛生基準並びに衛生管理方法の規定等に合わない食品添加物、食品容器、包装材料、食品用器具、設備、洗剤、消毒剤を生産経営又は使用した場合、生産又は使用停止の責任を課し、違法所得を没収し、違法所得の一倍以上三倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合、五万元以下の罰金を科す。</p>
---	---

<p>第四十五条 违反本法规定，未经国务院卫生行政部门审查批准而生产经营表明具有特定保健功能的食品的，或者该食品的产品说明书内容虚假的，责令停止生产经营，没收违法所得，并处以违法所得一倍以上五倍以下的罚款；没有违法所得的，处以一千元以上五万元以下的罚款。情节严重的，吊销卫生许可证。</p> <p>第四十六条 违反本法规定，定型包装食品和食品添加剂的包装标识或者产品说明书上不标明或者虚假标注生产日期、保质期等规定事项的，或者违反规定不标注中文标识的，责令改正，可以处以五百元以上一万元以下的罚款。</p> <p>第四十七条 违反本法规定，食品生产经营人员未取得健康证明而从事食品生产经营的，或者对患有疾病不得接触直接入口食品的生产经营人员，不按规定调离的，责令改正，可以处以五千元以下的罚款。</p>	<p>第四十五条 本法の規定に違反し、国务院衛生行政主管部門の審査及び許可を経ず、特定の健康機能を備えていると表示する食品を生産經營する又はその食品の製品説明書の内容に虚偽がある場合、生産經營停止の責任を課し、違法所得を没収し、違法所得の一倍以上五倍以下の罰金を科す。違法所得がないときは、一千元以上五万元以下の罰金を科す。問題が深刻なときは、衛生許可を取消す。</p> <p>第四十六条 本法の規定に違反し、定型包装食品及び食品添加物の包装標識又は製品説明書に、生産日、品質保持期間等の規定事項を明記していない場合又は虚偽の内容を表記しているもの及び規定に違反して中国語標識のない場合、改善の責任を課し、五百元以上一万元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>第四十七条 本法の規定に違反し、食品生産經營人員が健康証明を取得せず食品生産經營に従事する場合又は病気のため、そのまま食用できる食品の生産販売に従事してはならない人員に対して配置換えを行わない場合、改善の責任を課し、五千元以下の罰金を科すことができる。</p>
---	--

第四十八条 违反本法规定，造成食物中毒事故或者其他食源性疾患的，或者因其他违反本法行为给他人造成损害的，应当依法承担民事赔偿责任。

第四十九条 本法规定的行政处罚由县级以上地方人民政府卫生行政部门决定。本法规定的行使食品卫生监督权的其他机关，在规定的职责范围内，依照本法的规定作出行政处罚决定。

第五十条 当事人对行政处罚决定不服的，可以在接到处罚通知之日起十五日内向作出处罚决定的机关的上一级机关申请复议；当事人也可以在接到处罚通知之日起十五日内直接向人民法院起诉。

复议机关应当在接到复议申请之日起十五日内作出复议决定。当事人对复议决定不服的，可以在接到复议决定之日起十五日内向人民法院起诉。

当事人逾期不申请复议也不向人民法院起诉，又不履行处罚决定的，作出处罚决定的机关可以申请人民法院强制执行。

第四十八条 本法の規定に違反し、食中毒事故又はその他の食品を原因とする疾病を引き起こした場合又はその他本法に違反する行為によって、他人に損害を与えた場合、法に基づき、民事賠償責任を負わなければならない。

第四十九条 本法で規定する行政処罰は県級以上の地方人民政府の衛生行政部門が決定する。本法で規定する食品衛生監督権を行使するその他機関は、規定する職責の範囲内で、本法の規定に基づいて行政処罰を決定する。

第五十条 当事者が行政処罰に不服がある場合、処罰通知を受け取った日から十五日以内に、処罰を決定した機関の一級上の機関に再審査を申請することができる。当事者は処罰通知を受け取った日から十五日以内に、直接人民法院に訴えることもできる。

再審査機関は再審査の申請を受理した日から十五日以内に、再審査に基づき決定を下さなければならない。当事者が決定に不服がある場合、決定を受けた日より十五日以内に人民法院に訴えることができる。

当事者が定められた期間内で、再審査を申請せず、人民法院にも訴えず、処罰の決定を履行しない場合、決定を下した機関は人民法院に強制執行を申請することができる。

第五十一条 卫生行政部门违反本法规定，对不符合条件的生产经营者发放卫生许可证的，对直接责任人员给予行政处分；收受贿赂，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第五十二条 食品卫生监督管理人员滥用职权、玩忽职守、营私舞弊，造成重大事故，构成犯罪的，依法追究刑事责任；不构成犯罪的，依法给予行政处分。

第五十三条 以暴力、威胁方法阻碍食品卫生监督管理人员依法执行职务的，依法追究刑事责任；拒绝、阻碍食品卫生监督管理人员依法执行职务未使用暴力、威胁方法的，由公安机关依照治安管理处罚条例的规定处罚。

#### 第九章 附则

第五十四条 本法下列用语的含义：

第五十一条 衛生行政主管部門が本法規定に違反し、条件に合わない生産經營者に衛生許可証を発行した場合、直接責任を有する人員に対し行政処分を下す。賄賂を受け取り、犯罪にあたるものに対して、法律に基づいて、刑事責任を追及する。

第五十二条 食品衛生監督管理人員が職権を濫用し、職務を怠り、不正行為をして、重大な事故を引き起こし、犯罪にあたる場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪にあたらない場合、法に基づき行政処分を下す。

第五十三条 暴力、恐喝の方法で食品衛生監督管理職員の法に基づいた職務執行を妨害した場合、法に基づき刑事責任を追及する。暴力、恐喝等の方法でなく食品衛生監督管理職員の職務執行を妨害したときは、公安機關が治安管理处罚条例に基づいて処罰する。

#### 第九章 附則

第五十四条 以下の用語の本法における意味は以下の通り。

<p>食品：指各种供人食用或者饮用的成品和原料以及按照传统既是食品又是药品的物品，但是不包括以治疗为目的的物品。</p> <p>食品添加剂：指为改善食品品质和色、香、味，以及为防腐和加工工艺的需要而加入食品中的化学合成或者天然物质。</p> <p>营养强化剂：指为增强营养成分而加入食品中的天然的或者人工合成的属于天然营养素范围的食品添加剂。</p> <p>食品容器、包装材料：指包装、盛放食品用的纸、竹、木、金属、搪瓷、陶瓷、塑料、橡胶、天然纤维、化学纤维、玻璃等制品和接触食品的涂料。</p> <p>食品用工具、设备：指食品在生产经营过程中接触食品的机械、管道、传送带、容器、用具、餐具等。</p> <p>食品生产经营：指一切食品的生产（不包括种植业和养殖业）、采集、收购、加工、贮存、运输、陈列、供应、销售等活动。</p> <p>食品生产经营者：指一切从事食品生产经营的单位或者个人，包括职工食堂、食品摊贩等。</p>	<p>食品とは、人間の飲食に供する製品及び原材料、伝統的に食品及び薬品による物を指す。ただし、治療を目的とする物は含まれない。</p> <p>食品添加物とは、食品の品質、色、香り及び味を改善するため、並びに防腐、加工技術のために必要で、かつ食品の中に混入する化学合成物質又は天然物質を指す。</p> <p>栄養強化剤とは、栄養成分を増強するため、食品の中に混入する天然又は人工合成で天然栄養素の範囲に属する食品添加物を指す。</p> <p>食品容器、包装材料とは、包装、盛りつけに使用する紙、竹、木、金属、珪瑯、陶磁、プラスチック、ゴム、天然繊維、化学繊維、ガラス等の製品及び食品に接触する塗料を指す。</p> <p>食品用器具設備とは、食品が生産経営の過程で接触する食品の機械、パイプ、コンベア、容器、用具、食器等を指す。</p> <p>食品生産経営とは、一切の食品の生産（耕種業及び養殖業は含まない）、採集、買い付け、加工、貯蔵、運送、陳列、供給、販売等の活動を指す。</p> <p>食品生産経営者とは、食品生産経営に従事する全ての組織又は個人を指し、職員食堂、食品の露店販売を含む。</p>
--	--

第五十五条 出口食品的管理办法，由国家进出口商品检验部门会同国务院卫生行政部门和有关行政部门另行制定。

第五十六条 军队专用食品和自供食品的卫生管理办法由中央军事委员会依据本法制定。

第五十七条 本法自公布之日起施行。《中华人民共和国食品卫生法（试行）》同时废止。

第五十五条 輸出食品の管理方法は、国家輸出入商品検査部門が國務院衛生行政主管部門及び関係行政主管部門と共同で別途制定する。

第五十六条 軍隊の専用食品及び自給食品の衛生管理方法は、中央軍事委員會が本法に基づいて制定する。

第五十七条 本法は公布日より施行する。《中華人民共和國食品衛生法（試行）》は同時に廃止する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

中華人民共和国農業法

原文	和訳
<p>中华人民共和国农业法</p> <p>（1993年7月2日第八届全国人民代表大会常务委员会第二次会议通过 2002年12月28日第九届全国人民代表大会常务委 员会第三十一次会议修订）</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了巩固和加强农业在国民经济中的基础地位，深化农村改革，发展农业生产力，推进农业现代化，维护农民和农业生产经营组织的合法权益，增加农民收入，提高农民科学文化素质，促进农业和农村经济的持续、稳定、健康发展，实现全面建设小康社会的目标，制定本法。</p>	<p>中華人民共和国農業法</p> <p>（1993年7月2日第八期全国人民代表大会常務委員会第二回会議において採択、2002年12月28日第九期全国人民代表大会常務委員会第三十一回会議において改正した）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 農業の国民経済の中における基盤的地位の確立と強化、農村改革の促進、農業生産力の発展、農業の現代化、農民と農業生産経営組織の合法的權益の保護、農民収入の増加、農民の科学や文化に対する素養の向上、農業と農村経済の持続的、安定的、健康的な発展の促進、及び全面的なある程度豊かな社会の実現の為に本法を制定する。</p>

第二条 本法所称农业，是指种植业、林业、畜牧业和渔业等产业，包括与其直接相关的产前、产中、产后服务。

本法所称农业生产经营组织，是指农村集体经济组织、农民专业合作经济组织、农业企业和其他从事农业生产经营的组织。

第三条 国家把农业放在发展国民经济的首位。

农业和农村经济发展的基本目标是：建立适应发展社会主义市场经济要求的农村经济体制，不断解放和发展农村生产力，提高农业的整体素质和效益，确保农产品供应和质量，满足国民经济发展和人口增长、生活改善的需求，提高农民的收入和生活水平，促进农村富余劳动力向非农产业和城镇转移，缩小城乡差别和区域差别，建设富裕、民主、文明的社会主义新农村，逐步实现农业和农村现代化。

第四条 国家采取措施，保障农业更好地发挥在提供食物、工业原料和其他农产品，维护和改善生态环境，促进农村经济社会发展等多方面的作用。

第二条 本法の定める農業とは、栽培業、林業、牧畜業、漁業等の産業、及びこれらと直接的な関連を持つ生産前、生産中、生産後のサービスを指す。

本法の定める農業生産経営組織とは、農村集団経済組織、農民專業合作組織、農業企業及びその他の農業生産経営に従事する組織を指す。

第三条 国は、農業を国民経済発展の最優先課題とする。

農業及び農村経済発展の基本目標は、社会主義市場経済の発展に適應した農村経済体制の構築、農村生産力の継続した解放、農業全体の質と効率の向上、農産物の品質と供給の確保、国民経済の発展と人口増加、生活改善等の需要への対応、農民の収入と生活水準の向上、農村余剰労働力の非農業産業及び都市への転移の促進、都市と農村の格差や地域格差の縮小、豊かで民主的文明的な社会主義の新しい農村の建設、及び農業と農村の現代化の着実な実現である。

第四条 国は、農業が持つ、食物、工業原料やその他の農産物の提供、生態環境の維持と改善、農村経済発展の促進等多方面の役割がより良く發揮できることを保障する措置を行う。

第五条 国家坚持和完善公有制为主体、多种所有制经济共同发展的基本经济制度，振兴农村经济。

国家长期稳定农村以家庭承包经营为基础、统分结合的双层经营体制，发展社会化服务体系，壮大集体经济实力，引导农民走共同富裕的道路。

国家在农村坚持和完善以按劳分配为主体、多种分配方式并存的分配制度。

第六条 国家坚持科教兴农和农业可持续发展的方针。

国家采取措施加强农业和农村基础设施建设，调整、优化农业和农村经济结构，推进农业产业化经营，发展农业科技、教育事业，保护农业生态环境，促进农业机械化和信息化，提高农业综合生产能力。

第七条 国家保护农民和农业生产经营组织的财产及其他合法权益不受侵犯。

第五条 国は、公有制を主体とした、多様な所有制経済が共同で発展する基本経済制度を堅持し、整備して、農村経済を振興させる。

国は、農村の農家請負経営を基礎とした、統一と分割が結合した二重経営システムを長期的に安定させることで、社会化サービス体制を發展させ、集団の経済的実力を向上させ、農民が共に豊かになる道に導く。

国は、農村において労働に応じた分配を主体とした、多様な分配方式が共存する分配制度を堅持し、整備する。

第六条 国は、科学教育による農業振興と農業が持続的に發展できる方針を堅持する。

国は、農業及び農村のインフラ施設の建設の強化、農業及び農村経済の構造調整と改善、農業の産業化経営の推進、農業科学技術、教育事業の發展、農業生態環境の保護、農業の機械化と情報化の促進、農業全体の生産力の向上の措置を行う。

第七条 国は、農民並びに農業生産組織の財産及びその他の合法权益が侵されないことを保証する。

各级人民政府及其有关部门应当采取措施增加农民收入，切实减轻农民负担。

第八条 全社会应当高度重视农业，支持农业发展。

国家对发展农业和农村经济有显著成绩的单位和个人，给予奖励。

第九条 各级人民政府对农业和农村经济发展工作统一负责，组织各有关部门和全社会做好发展农业和为发展农业服务的各项工作。

国务院农业行政主管部门主管全国农业和农村经济发展工作，国务院林业行政主管部门和其他有关部门在各自的职责范围内，负责有关的农业和农村经济发展工作。

各級人民政府及び関連部門は、農民の収入を増加させ、負担を確実に軽減させる措置を行うべきである。

第八条 全社会は農業を高度に重視し、その発展を支持しなければならない。

国は、農業並びに農村経済の発展に優れた業績をあげた団体及び個人に対して、表彰を行う。

第九条 各級人民政府は、農業及び農村経済の発展の任務に全面的な責任を負い、農業の発展及び農業発展のためのサービスを行う各種の事業が円滑に行われるように各関連部門や全社会を組織する。

国务院農業行政管轄部門は全国の農業及び農村経済発展の事業を管轄し、国务院林業行政管轄部門及びその他の関連部門は各自の職務範囲内で、農業及び農村経済の発展の事業を担当する。

<p>县级以上地方人民政府各农业行政主管部门负责本行政区域内的种植业、畜牧业、渔业等农业和农村经济发展工作，林业行政主管部门负责本行政区域内的林业工作。县级以上地方人民政府其他有关部门在各自的职责范围内，负责本行政区域内有关的为农业生产经营服务的工作。</p> <p>第二章 农业生产经营体制</p> <p>第十条 国家实行农村土地承包经营制度，依法保障农村土地承包关系的长期稳定，保护农民对承包土地的使用权。</p> <p>农村土地承包经营的方式、期限、发包方和承包方的权利义务、土地承包经营权的保护和流转等，适用《中华人民共和国土地管理法》和《中华人民共和国农村土地承包法》。</p> <p>农村集体经济组织应当在家庭承包经营的基础上，依法管理集体资产，为其成员提供生产、技术、信息等服务，组织合理开发、利用集体资源，壮大经济实力。</p>	<p>県級以上の地方人民政府の農業行政主管部門は各々の行政区内の栽培業、牧畜業、漁業等の農業及び農村の経済発展の事業を担当する。林業行政管轄部門は各々の行政地域内における林業関係の業務を担当する。県級以上の人民政府にあるその他の関連部門は各自の職責の範囲内で、各自の行政地域内の農業生産経営の為の事業を担当する。</p> <p>第二章 農業生産の経営体制</p> <p>第十条 国は、<u>農村土地請負経営制度</u>（※）を実行し、法律に従って契約関係の長期的安定を保障し、農民の契約した土地に対する使用権を保護する。</p> <p>※：農村集団の構成員である農家が、土地の所有主体である農村集団（中国の農地は原則として農村集団（通常は村）の集団所有）から集団内の土地の農業経営を請け負う制度。</p> <p>農村土地請負経営の方式、期限、契約者双方の権利と義務、土地請負経営権の保護と流通等に関しては、「中華人民共和国土地管理法」及び「中華人民共和国農村土地請負法」が適用される。</p> <p>農村集団経済組織は農家請負経営の基礎の上で、法律に従った集団資産の管理を行い、構成員に生産、技術、情報等の業務を提供するために、合理的な集団資源の開発と利用を組織し、経済力の増強を行わなければならない。</p>
--	---

<p>第十一条 国家鼓励农民在家庭承包经营的基础上自愿组成各类专业合作经济组织。</p> <p>农民专业合作社经济组织应当坚持为成员服务的宗旨，按照加入自愿、退出自由、民主管理、盈余返还的原则，依法在其章程规定的范围内开展农业生产经营和服务活动。</p> <p>农民专业合作社经济组织可以有多种形式，依法成立、依法登记。任何组织和个人不得侵犯农民专业合作社经济组织的财产和经营自主权。</p> <p>第十二条 农民和农业生产经营组织可以自愿按照民主管理、按劳分配和按股分红相结合的原则，以资金、技术、实物等入股，依法兴办各类企业。</p> <p>第十三条 国家采取措施发展多种形式的农业产业化经营，鼓励和支持农民和农业生产经营组织发展生产、加工、销售一体化经营。</p>	<p>第十一条 国は、農家請負経営を基礎として、農民が自発的に各種の專業合作經濟組織を設立することを奨励する。</p> <p>農民專業合作經營組織は構成員のためのサービスを行うことを旨とすべきである。加入脱退の自由、民主管理、利益返還を原則として、法律が規定する範囲内で農業生産經營及びその関連業務を行わなければならない。</p> <p>農民專業合作經營組織は多様な形式を持つことができ、法律によって設立し、法律によって登記するものとする。如何なる団体並びに個人も農民專業合作經營組織の財産及び經營自主権を侵すことはできない。</p> <p>第十二条 農民並びに農業生産經營組織は自発的に民主的管理、労働に応じた分配及び投資に応じた配当を結びつける原則に基づき、資金、技術、現物等で投資し、法律に基づいて様々な企業を起こすことができる。</p> <p>第十三条 国は、多様な形式を持つ農業産業化經營を發展させる措置を講じ、農民及び農業生産經營組織が生産、加工、販売が一体化した經營を行うことを奨励支持する。</p>
---	---

国家引导和支持从事农产品生产、加工、流通服务的企业、科研单位和其他组织，通过与农民或者农民专业合作社经济组织订立合同或者建立各类企业等形式，形成收益共享、风险共担的利益共同体，推进农业产业化经营，带动农业发展。

第十四条 农民和农业生产经营组织可以按照法律、行政法规成立各种农产品行业协会，为成员提供生产、营销、信息、技术、培训等服务，发挥协调和自律作用，提出农产品贸易救济措施的申请，维护成员和行业的利益。

### 第三章 农业生产

第十五条 县级以上人民政府根据国民经济和社会发展的中长期规划、农业和农村经济发展的基本目标和农业资源区划，制定农业发展规划。

省级以上人民政府农业行政主管部门根据农业发展规划，采取措施发挥区域优势，促进形成合理的农业生产区域布局，指导和协调农业和农村经济结构调整。

国は、農産物の生産、加工、流通に従事する企業、科学研究団体並びにその他の組織が、農民又は農民專業合作經營組織と契約を結ぶ若しくは各種の企業を設立する等の形式を通して、利益やリスクを共有する共同体を形成することで農業産業化經營と農業の發展を推進することを指導及び支持する。

第十四条 農民並びに農業生産經營組織は法律、行政法規に従って各種の農産物業界団体を設立し、構成員のために生産、販売、情報、技術、訓練等の業務を提供し、協調と自律の作用を發揮させ、農産物貿易救济措置の申請を行い、構成員及び業界の利益を擁護することができる。

### 第三章 農業生産

第十五条 県級以上の人民政府は、国民經濟と社会發展の中長期計画、農業並びに農村の經濟發展の基本目標及び農業資源の配分に基づいて、農業發展計画を策定する。

省級以上の人民政府農業行政主管部門は、農業發展計画に基づき、地域特性を活かし、合理的な農業生産区域分布の形成を促進し、農業及び農村經濟の構造調整に対し、指導を行い調和を図る措置を講じる。

第十六条 国家引导和支持农民和农业生产经营组织结合本地实际按照市场需求，调整和优化农业生产结构，协调发展种植业、林业、畜牧业和渔业，发展优质、高产、高效益的农业，提高农产品国际竞争力。

种植业以优化品种、提高质量、增加效益为中心，调整作物结构、品种结构和品质结构。

加强林业生态建设，实施天然林保护、退耕还林和防沙治沙工程，加强防护林体系建设，加速营造速生丰产林、工业原料林和薪炭林。

加强草原保护和建设，加快发展畜牧业，推广圈养和舍饲，改良畜禽品种，积极发展饲料工业和畜禽产品加工业。

渔业生产应当保护和合理利用渔业资源，调整捕捞结构，积极发展水产养殖业、远洋渔业和水产品加工业。

第十六条 国は、農民並びに農業生産経営組織が、その地域の実情や市場の需要に合わせて、農業生産構造を調整及び有利化し、栽培業、林業、牧畜業、林業を協調的に発展させ、質が優れ、生産性が高く、効率的な農業を発展させ、農産物の国際競争力を向上させるよう指導し支持する。

栽培業においては、品種改良、品質向上、効率向上を中心にして、作物、品種、品質における構造を調整する。

林業においては、生態建設を増強し、天然林の保護、退耕還林及び砂漠化防止プロジェクトを実施するとともに、防護林の体系構築を強化し、速成林、工業原料林、燃料林の造成を加速する。

牧畜業においては、草原の保護及び建設を強化し、牧畜業の発展を速め、囲み飼いを普及させ、品種を改良し、飼料工業と畜産物加工業を積極的に発展させる。

漁業においては、漁業資源を保護し合理的に利用し、漁業構造を調整し、水産養殖業、遠洋漁業及び水産物加工業を積極的に発展させなければならない。

县级以上人民政府应当制定政策，安排资金，引导和支持农业结构调整。

第十七条 各级人民政府应当采取措施，加强农业综合开发和农田水利、农业生态环境保护、乡村道路、农村能源和电网、农产品仓储和流通、渔港、草原围栏、动植物原种良种基地等农业和农村基础设施建设，改善农业生产条件，保护和提高农业综合生产能力。

第十八条 国家扶持动植物品种的选育、生产、更新和良种的推广使用，鼓励品种选育和生产、经营相结合，实施种子工程和畜禽良种工程。国务院和省、自治区、直辖市人民政府设立专项资金，用于扶持动植物良种的选育和推广工作。

第十九条 各级人民政府和农业生产经营组织应当加强农田水利设施建设，建立健全农田水利设施的管理制度，节约用水，发展节水型农业，严格依法控制非农业建设占用灌溉水源，禁止任何组织和个人非法占用或者毁损农田水利设施。

県級以上の人民政府は、政策を制定し、資金を配分し、農業構造の調整を指導し支持しなければならない。

第十七条 各級人民政府は、農業の総合開発及び農地の水利、農業生態環境の保護、農村の道路、農村のエネルギー源と電力網、農産物の備蓄と流通、漁港、草原の囲い柵、動植物の在来種と優良種の保存基地等、農業と農村のインフラ施設の整備を行う措置を取ることで、農業生産条件を改善し、農業の総合生産能力を保護向上させるべきである。

第十八条 国は動植物品種の選別と育成、生産、更新及び優良種の普及を援助し、また品種の選別育成と生産、経営の一体化を奨励し、品種改良プロジェクトを実施する。国务院と省、自治区、直辖市人民政府は専門の基金を設立し、動植物優良種の選別育成及び普及事業の支援に用いる。

第十九条 各級人民政府と農業生産經營組織は農地の水利設備の建設を強化しなければならない。耕地の水利設備を健全化するための管理制度を制定し、水を節約し、節水型農業を発展させる。非農業建設による灌溉水源占有を法律に従って厳しく制限し、如何なる組織と個人といえど

<p>国家对缺水地区发展节水型农业给予重点扶持。</p> <p>第二十条 国家鼓励和支持农民和农业生产经营组织使用先进、适用的农业机械，加强农业机械安全管理，提高农业机械化水平。</p> <p>国家对农民和农业生产经营组织购买先进农业机械给予扶持。</p> <p>第二十一条 各级人民政府应当支持为农业服务的气象事业的发展，提高对气象灾害的监测和预报水平。</p> <p>第二十二条 国家采取措施提高农产品的质量，建立健全农产品质量标准体系和质量检验检测监督体系，按照有关技术规范、操作规程和质量卫生安全标准，组织农产品的生产经营，保障农产品质量安全。</p> <p>第二十三条 国家支持依法建立健全优质农产品认证和标志制度。</p>	<p>も農地水利設備の違法な占用または破壊を禁止する。</p> <p>国は、水不足地域における節水型農業の発展に対して重点的に支援を行う。</p> <p>第二十条 国は、農民と農業生産経営組織に先進的で利用に適した農業機械を使用し、農業機械の安全管理を強化し、農業機械化水準を向上させることに対して奨励し、支援する。</p> <p>国は、農民と農業生産経営組織による先進的農業機械の購入に対して支援を行う。</p> <p>第二十一条 各級の人民政府は、農業に役立つ気象事業の発展を支援し、気象災害の観測と予報の水準を向上させなければならない。</p> <p>第二十二条 国は、農産物の品質向上のため措置を講じ、農産物の品質基準体系と品質の検査、測定及び監督の体系を構築し健全化させるとともに、関連する技術規範、操作規定及び品質衛生基準に従って、農産物の生産経営を組織し、農産物の品質の安全を保証する。</p> <p>第二十三条 国は法律に基づいて優良品質農産物の認証制度と表示制度</p>
---	--

国家鼓励和扶持发展优质农产品生产。县级以上地方人民政府应当结合本地情况，按照国家有关规定采取措施，发展优质农产品生产。

符合国家规定标准的优质农产品可以依照法律或者行政法规的规定申请使用有关的标志。符合规定产地及生产规范要求的农产品可以依照有关法律或者行政法规的规定申请使用农产品地理标志。

第二十四条 国家实行动植物防疫、检疫制度，健全动植物防疫、检疫体系，加强对动物疫病和植物病、虫、杂草、鼠害的监测、预警、防治，建立重大动物疫情和植物病虫害的快速扑灭机制，建设动物无规定疫病区，实施植物保护工程。

第二十五条 农药、兽药、饲料和饲料添加剂、肥料、种子、农业机械等可能危害人畜安全的农业生产资料的生产经营，依照相关法律、行政法规的规定实行登记或者许可制度。

を制定する。

国は優良品質農産物の生産を奨励し支持する。県級以上の地方人民政府は現地の状況に合わせ、国家の関連規定に従って措置を講じ、優良品質農産物の生産を発展させるべきである。

国が規定した基準に達した優良品質農産物は法律又は行政法規の規定に従って表示を申請することができる。規定産地及び生産規範の基準に符合した農産物は法律又は行政法規の規程に従って、農産物地理表示を申請し使用することができる。

第二十四条 国は動植物の防疫、検疫制度を実行し、動植物防疫検疫体制を健全化させる。動物疫病と植物病、害虫、雑草、ネズミの監視、警報、予防治療を強化させる。重大動物疫病被害と植物病虫害を迅速に撲滅するシステムを構築する。動物無規定疫病区を建設し、植物保護プロジェクトを実施する。

第二十五条 農薬、動物用医薬品、飼料や飼料添加物、肥料、種子、農業機械等人畜に被害を与える可能性がある農業生産手段の生産及び経営に関しては、法律、行政法規の規程に従って登録または許可制度を実施する。

各级人民政府应当建立健全农业生产资料的安全使用制度，农民和农业生产经营组织不得使用国家明令淘汰和禁止使用的农药、兽药、饲料添加剂等农业生产资料和其他禁止使用的产品。

农业生产资料的生产者、销售者应当对其生产、销售的产品质量负责，禁止以次充好、以假充真、以不合格的产品冒充合格的产品；禁止生产和销售国家明令淘汰的农药、兽药、饲料添加剂、农业机械等农业生产资料。

#### 第四章 农产品流通与加工

第二十六条 农产品的购销实行市场调节。国家对关系国计民生的重要农产品的购销活动实行必要的宏观调控，建立中央和地方分级储备调节制度，完善仓储运输体系，做到保证供应，稳定市场。

第二十七条 国家逐步建立统一、开放、竞争、有序的农产品市场体系，制定农产品批发市场发展规划。对农村集体经济组织和农民专业合作社经济组织建立农产品批发市场和农产品集贸市场，国家给予扶持。

各級人民政府は農業生産手段の安全使用制度を制定し、健全化しなければならない。農民及び農業生産経営組織は、国が明文によって使用を停止並びに禁止した農薬、動物用医薬品、飼料添加物等の農業生産資材及びその他の禁止された製品を使用してはならない。

農業生産資材の生産者、販売者はその生産、販売している商品の品質に対して責任を負わねばならず、劣等品を優等品と偽り、偽物を本物と偽り、不合格製品を合格製品と偽るなどしてはならない。国が明文によって使用を停止した農薬、動物用医薬品、飼料添加物、農業機械等の農業生産資材の生産及び販売をしてはならない。

#### 第四章 農産物の流通と加工

第二十六条 農産物の取引に関して、市場調整を行う。国は国家の経済や国民の生活に関わる重要な農産物に対して必要なマクロコントロールを行う。中央と地方のクラスに応じた備蓄調節制度を制定し、在庫と輸送体制を完備させることで、供給を保証し市場を安定化する。

第二十七条 国は、統一的で、開かれた競争と秩序のある農産物市場体制を徐々に構築し、農産物卸売市場の発展計画を策定する。国は、農産物卸売市場や農産物集合販売市場を設立する農村集団経済組織や農民専

<p>县级以上人民政府工商行政管理部门和其他有关部门按照各自的职责，依法管理农产品批发市场，规范交易秩序，防止<u>地方保护与不正当竞争</u>。</p> <p>第二十八条 国家鼓励和支持发展多种形式的农产品流通活动。支持农民和农民专业合作社按照国家有关规定从事农产品收购、批发、贮藏、运输、零售和中介活动。鼓励供销合作社和其他从事农产品购销的农业生产经营组织提供市场信息，开拓农产品流通渠道，为农产品销售服务。</p> <p>县级以上人民政府应当采取措施，督促有关部门保障农产品运输畅通，降低农产品流通成本。有关行政管理部门应当简化手续，方便鲜活农产品的运输，除法律、行政法规另有规定外，不得扣押鲜活农产品的运输工具。</p>	<p>業合作經濟組織に対して援助する。</p> <p>県級以上の人民政府、商工行政管理部门及びその他の関連部門は、各々の職務範囲内で、法律に従って農産物卸売市場を管理し、取引秩序を規範化し、<u>地方保護主義</u>（※）と不当な競争を防止する。</p> <p>※：地元には有利な方策の処遇を行ったり、地元外からの流入に対して差別的な処遇を行ったりすること。</p> <p>第二十八条 国は、様々な形での農産物流通活動の発展を奨励および支持する。農民並びに農民專業合作組織が国の関係する規定に従って農産物の買い付け、卸売、貯蔵、運送、小売及び仲介活動に従事することを支持する。国は、供給販売合作社及びその他の農産物の仕入れと販売に従事する農業生産經營組織が市場情報の提供や農産物流通ルートの開発を行い、農産物販売のためのサービスを行うことを奨励する。</p> <p>県級以上の人民政府は、農産物の円滑な輸送を保障し、農産物の流通コストを削減するように関係部門に促す措置を講じなければならない。関係する行政管理部门は手続きを簡素化して生鮮農産物の輸送を円滑にしなければならない。法律、行政法規に別段の定めのある場合を除き、生鮮農産物の運送手段を差し押さえてはならない。</p>
--	---

第二十九条 国家支持发展农产品加工业和食品工业，增加农产品的附加值。县级以上人民政府应当制定农产品加工业和食品工业发展规划，引导农产品加工企业形成合理的区域布局和规模结构，扶持农民专业合作社经济组织和乡镇企业从事农产品加工和综合利用。

国家建立健全农产品加工制品质量标准，完善检测手段，加强农产品加工过程中的质量安全管理和监督，保障食品安全。

第三十条 国家鼓励发展农产品进出口贸易。

国家采取加强国际市场研究、提供信息和营销服务等措施，促进农产品出口。

第二十九条 国は、農産物加工業と食品工業の発展による農産物の付加価値増大を支持する。県級以上の人民政府は、農産物加工業及び食品工業の発展計画を制定しなければならない。これをもって、農産物加工企業の合理的な地域構成及び規模構造の形成を指導し、農民專業合作經濟組織及び郷鎮（※）企業が農産物加工と総合的な開発利用に従事することにつき支援を行う。

※：中国の地方行政組織は①省、自治区、直轄市、②地区、市、③県、市、④郷鎮の4級に区分されており、郷、鎮は末端の行政組織。なお、郷、鎮の下には村民の自治組織である村民委員会が設置されている。

国は、農産物加工製品の品質基準を定め、健全化し、検査手段を改善することで、農産物加工過程の品質安全管理及び監督を強化し、食品の安全を保障する。

第三十条 国は、農産物の輸出入貿易を奨励する。

国は、国際市場研究の強化、情報や販売サービスを提供等の措置を講じて、農産物の輸出を促進する。

为维护农产品产销秩序和公平贸易，建立农产品进口预警制度，当某些进口农产品已经或者可能对国内相关农产品的生产造成重大的不利影响时，国家可以采取必要的措施。

## 第五章 粮食安全

第三十一条 国家采取措施保护和提高粮食综合生产能力，稳步提高粮食生产水平，保障粮食安全。

国家建立耕地保护制度，对基本农田依法实行特殊保护。

第三十二条 国家在政策、资金、技术等方面对粮食主产区给予重点扶持，建设稳定的商品粮生产基地，改善粮食收贮及加工设施，提高粮食主产区的粮食生产、加工水平和经济效益。

国家支持粮食主产区与主销区建立稳定的购销合作关系。

農産物の生産販売の秩序と公平な貿易を擁護するために、農産物輸入事前警告制度を設立する。国は、ある輸入農産物が既に国内の関連農産物の生産に重大なマイナスの影響をもたらした場合またはその可能性がある場合、必要な措置をとることができる。

## 第五章 食糧の安全

第三十一条 国は、食糧の総合生産能力の維持と向上、食糧生産水準の着実な向上、食糧の安全保障等のための措置を行う。

国は耕地保護制度を制定し、基本農地に対して法律に基づき特段の保護を行う。

第三十二条 国は、政策、資金、技術等の面で食糧主要生産区域を重点的に支援し、安定した商品食糧生産基地を建設し、食糧の備蓄及び加工設備を整備し、食糧主要生産区の食糧生産、加工水準及び経済効率を向上させる。

国は、食糧主要生産区域と主要消費区域が安定した売買協力関係を結ぶことを支持する。

第三十三条 在粮食的市场价格过低时，国务院可以决定对部分粮食品种实行保护价制度。保护价应当根据有利于保护农民利益、稳定粮食生产的原則确定。

农民按保护价制度出售粮食，国家委托的收购单位不得拒收。

县级以上人民政府应当组织财政、金融等部门以及国家委托的收购单位及时筹足粮食收购资金，任何部门、单位或者个人不得截留或者挪用。

第三十四条 国家建立粮食安全预警制度，采取措施保障粮食供给。国务院应当制定粮食安全保障目标与粮食储备数量指标，并根据需要组织有关主管部门进行耕地、粮食库存情况的核查。

国家对粮食实行中央和地方分级储备调节制度，建设仓储运输体系。承担国家粮食储备任务的企业应当按照国家规定保证储备粮的数量和质量。

第三十三条 食糧の市場価格が過度に低い場合、国務院は一部の食糧品種に対し価格保持制度の実施を決定することができる。保持価格は農民の利益保護、食糧生産の安定に有利であるという原則に基づいて決定しなければならない。

農民が価格保持制度に従って食糧を販売するときは、政府が委託する買い付け団体は買い付けを拒否してはならない。

県級以上の人民政府は、財政、金融等の部門及び国家が委託する買い付け団体が食糧買い付け資金をいつでも十分用意できるよう組織しなければならず、如何なる部門、団体、個人もこの資金を差し止めまたは転用してはならない。

第三十四条 国は、食糧安全事前警告制度を設立し、食糧供給を保障する措置を行う。国務院は食糧安全保障目標と食糧備蓄量の数値目標を制定するとともに、必要に応じて関連部門を組織し耕地、食糧在庫の状況について検査を行わなければならない。

国は、食糧に対して、中央と地方の級別備蓄調整制度を実行し、備蓄運送システムを構築する。国の食糧備蓄任務を担う企業は国家の規定に従って備蓄食糧の量と品質を保証しなければならない。

第三十五条 国家建立粮食风险基金，用于支持粮食储备、稳定粮食市场和保护农民利益。

第三十六条 国家提倡珍惜和节约粮食，并采取措施改善人民的食物营养结构。

#### 第六章 农业投入与支持保护

第三十七条 国家建立和完善农业支持保护体系，采取财政投入、税收优惠、金融支持等措施，从资金投入、科研与技术推广、教育培训、农业生产资料供应、市场信息、质量标准、检验检疫、社会化服务以及灾害救助等方面扶持农民和农业生产经营组织发展农业生产，提高农民的收入水平。

在不与我国缔结或加入的有关国际条约相抵触的情况下，国家对农民实施收入支持政策，具体办法由国务院制定。

第三十八条 国家逐步提高农业投入的总体水平。中央和县级以上地方财政每年对农业总投入的增长幅度应当高于其财政经常性收入的增长幅度。

第三十五条 国は、食糧リスク基金を設立し、食糧備蓄の保持、食糧市場の安定及び農民の利益の保護にこれを用いる。

第三十六条 国は、食糧を大切にし節約することを提唱すると同時に、国民の食物栄養構造を改善する措置を採るものとする。

#### 第六章 農業投資と支持、保護

第三十七条 国は、農業支援体制を確立し、整備する。財政投入、税務優遇、金融支援等の措置を用いて、資金の投入、科学研究と技術の普及、教育訓練、農業生産資材の供給、市場情報、品質基準、検査検疫、社会化サービス及び災害時の救助等の面から、農民並びに農業生産経営組織による農業生産の発展を支援し、農民収入の水準を向上させる。

我が国が締結または加入した国際条約に抵触しない限りにおいて、国は農民に対して収入支援政策を実施する。具体的方法は国务院が制定する。

第三十八条 国は、農業投資の総体的水準を逐次向上させる。中央、及び県級以上の地方の財政における毎年の対農業投資総額の増加幅は、財政の經常収入の増加幅を上回るものでなければならない。

各级人民政府在财政预算内安排的各项用于农业的资金应当主要用于：加强农业基础设施建设；支持农业结构调整，促进农业产业化经营；保护粮食综合生产能力，保障国家粮食安全；健全动植物检疫、防疫体系，加强动物疫病和植物病、虫、杂草、鼠害防治；建立健全农产品质量标准和检验检测监督体系、农产品市场及信息服务体系；支持农业科研教育、农业技术推广和农民培训；加强农业生态环境保护建设；扶持贫困地区发展；保障农民收入水平等。

县级以上各级财政用于种植业、林业、畜牧业、渔业、农田水利的农业基本建设投入应当统筹安排，协调增长。

国家为加快西部开发，增加对西部地区农业发展和生态环境保护的投入。

第三十九条 县级以上人民政府每年财政预算内安排的各项用于农业的资金应当及时足额拨付。各级人民政府应当加强对国家各项农业资金分配、使用过程的监督管理，保证资金安全，提高资金的使用效率。

各級人民政府が財政予算内で配分する各項目の農業向け資金は主に以下の用途に用いられなければならない。農業インフラ施設整備の強化、農業の構造調整支援、農業の産業化経営促進、食糧総合生産力の保護、国家の食糧の安全保障、動植物の検疫及び防疫システムの健全化、動物疫病及び植物病並びに虫・雑草・鼠害の予防と治療、農産物の品質基準、検査・測定・監督体制、農産物市場及び情報サービスシステムの確立と健全化、農業科学研究教育の支援、農業技術の普及、農民への技術教育、農業生態環境保護事業の強化、貧困地域発展の支援、農民の収入水準の保障等。

県級以上の各級財政において栽培業、林業、牧畜業、漁業、農地水利に用いられる農業基盤整備への投資は、統一的に配分し、協調的に増やすようにしなければならない。

国は、西部開発を加速するために、西部地域の農業発展と生態環境保護への投資を増加させる。

第三十九条 県級以上の人民政府が毎年の財政予算内で配分する農業向け資金は、いつでも十分に支払わなければならない。各級人民政府は、国の農業資金の各項目の分配及び使用過程に対する監督管理を強化し、資金の安全を保証し、資金の使用効率を向上させる。

<p>任何单位和个人不得截留、挪用用于农业的财政资金和信贷资金。审计机关应当依法加强对用于农业的财政和信贷等资金的审计监督。</p>	<p>如何なる組織と個人も、農業に用いる財政資金と貸付資金を差し止め、或いは転用してはならない。監査機関は法律に基づいて農業に用いられる財政、貸付等の資金への監視監督を強化すべきである。</p>
<p>第四十条 国家运用税收、价格、信贷等手段，鼓励和引导农民和农业生产经营组织增加农业生产经营性投入和小型农田水利等基本建设投入。</p>	<p>第四十条 国は、税制、価格、貸付等の手段を用いて、農民と農業生産経営組織による農業生産経営の性格を帯びた投資及び小型農地の水利等基盤整備への投資の増加を奨励し指導する。</p>
<p>国家鼓励和支持农民和农业生产经营组织在自愿的基础上依法采取多种形式，筹集农业资金。</p>	<p>国は、農民と農業生産経営組織が、自発性を基礎として、法律に従い、様々な方法で農業資金を集めることを奨励支持する。</p>
<p>第四十一条 国家鼓励社会资金投向农业，鼓励企业事业单位、社会团体和个人捐资设立各种农业建设和农业科技、教育基金。</p>	<p>第四十一条 国は、社会の資金が農業に向かうことを奨励し、企業事業組織、社会团体及び個人が資金を寄付し各種の農業建設、農業科学技術、及び教育の基金を設立することを奨励する。</p>
<p>国家采取措施，促进农业扩大利用外资。</p>	<p>国は、農業による外資利用の拡大を促進する措置を行う。</p>
<p>第四十二条 各级人民政府应当鼓励和支持企业事业单位及其他各类经济组织开展农业信息服务。</p>	<p>第四十二条 各級人民政府は、企業事業組織及びその他の各種経済組織が農業情報サービスを展開することを奨励し支持するものとする。</p>

县级以上人民政府农业行政主管部门及其他有关部门应当建立农业信息搜集、整理和发布制度，及时向农民和农业生产经营组织提供市场信息等服务。

第四十三条 国家鼓励和扶持农用工业的发展。

国家采取税收、信贷等手段鼓励和扶持农业生产资料的生产和贸易，为农业生产稳定增长提供物质保障。

国家采取宏观调控措施，使化肥、农药、农用薄膜、农业机械和农用柴油等主要农业生产资料和农产品之间保持合理的比价。

第四十四条 国家鼓励供销合作社、农村集体经济组织、农民专业合作经济组织、其他组织和个人发展多种形式的农业生产前、产中、产后的社会化服务事业。县级以上人民政府及其各有关部门应当采取措施对农业社会化服务事业给予支持。

对跨地区从事农业社会化服务的，农业、工商管理、交通运输、公安等有关部门应当采取措施给予支持。

県級以上の人民政府の農業行政管轄部門及びその他の関連部門は、農業情報の収集・整理・公表を行う制度を設立し、農民と農業生産経営組織に対し市場情報を迅速に提供する等のサービスを行わなければならない。

第四十三条 国は、農用工業の発展を奨励し支援する。

国は、税制、貸付等の手段により、農業生産手段の生産と商取引を奨励支持し、農業生産の安定成長に物質的保障を提供する。

国は、化学肥料、農薬、農業用ビニール、農業機械、農業用重油等主な農業生産手段と農産物の間に合理的な価格比率が保持できるようマクロコントロールを行う。

第四十四条 国は、供給販売合作社、農村集団経済組織、農民專業合作經濟組織、その他の組織及び個人が様々な形式の農業生産前、生産、生産後の社会化サービス事業を行うことを奨励する。県級以上の人民政府及び各関連部門は、農業の社会化サービス事業に対する支援措置を行わなければならない。

地域を跨って行われる農業の社会化サービスに対して、農業、工商管理、交通運送、公安等の関連部門はこれを支持しなければならない。

<p>第四十五条 国家建立健全农村金融体系，加强农村信用制度建设，加强农村金融监管。</p> <p>有关金融机构应当采取措施增加信贷投入，改善农村金融服务，对农民和农业生产经营组织的农业生产经营提供信贷支持。</p> <p>农村信用合作社应当坚持为农业、农民和农村经济发展服务的宗旨，优先为当地农民的生产经营活动提供信贷服务。</p> <p>国家通过贴息等措施，鼓励金融机构向农民和农业生产经营组织的农业生产经营提供贷款。</p> <p>第四十六条 国家建立和完善农业保险制度。</p>	<p>第四十五条 国は、農村金融体系を設立及び健全化し、農村信用制度の建設及び農村金融の監督管理を強化させる。</p> <p>関連金融機構は措置を講じて、貸付投入を増加させて農村の金融サービスを改善し、農民と農業生産経営組織の農業生産経営活動を貸付によって支援しなければならない。</p> <p>農村信用合作社（※）は、農業・農民・農村の経済発展のためのサービスを行うという旨を堅持し、現地農民の生産経営活動に優先的に貸付による支援を提供しなければならない。</p> <p>※：農村の村民が出資し、社員となって設立した金融組織。郷、鎮を単位として設立されている場合が多い。預金、貸付、決済及び中国人民銀行が許可するその他の業務を行う。</p> <p>国は、手形の割引等の措置により、金融機関が農民と農業生産経営組織の農業生産経営活動に融資することを奨励する。</p> <p>第四十六条 国は、農業保険制度を設立、整備する。</p>
---	---

<p>国家逐步建立和完善政策性农业保险制度。鼓励和扶持农民和农业生产经营组织建立为农业生产经营服务活动的互助合作保险组织，鼓励商业性保险公司开展农业保险业务。</p> <p>农业保险实行自愿原则。任何组织和个人不得强制农民和农业生产经营组织参加农业保险。</p> <p>第四十七条 各级人民政府应当采取措施，提高农业防御自然灾害的能力，做好防灾、抗灾和救灾工作，帮助灾民恢复生产，组织生产自救，开展社会互助互济；对没有基本生活保障的灾民给予救济和扶持。</p> <p>第七章 农业科技与农业教育</p> <p>第四十八条 国务院和省级人民政府应当制定农业科技、农业教育发展规划，发展农业科技、教育事业。</p> <p>县级以上人民政府应当按照国家有关规定逐步增加农业科技经费和农业教育经费。</p>	<p>国は、政策的農業保険制度を逐次設立、整備する。農民と農業生産経営組織が農業生産経営活動のためのサービスを行う相互協力保険組織を設立することに対して奨励、支援する。商業的保険会社が農業保険業務を展開することを奨励する。</p> <p>農業保険は自発加入を原則とする。如何なる組織と個人も、農民及び農業生産経営組織に農業保険への加入を強制してはならない。</p> <p>第四十七条 各級人民政府は、措置を講じて、農業が持つ防災機能を高め、災害の防止・阻止・救助活動を確実にを行い、被災者の生産への復帰を助け、生産による自立を組織して、社会の相互救済を展開し、基本的な生活保障のない被災者を救済し生活保護を与なければならない。</p> <p>第七章 農業技術と農業教育</p> <p>第四十八条 国務院と省級の人民政府は、農業科学技術、農業教育の発展計画を策定し、農業科学技術と教育事業を発展させなければならない。</p> <p>県級以上の人民政府は、国家の関連規定に従って、農業科学技術経費と農業教育経費を逐次増加させなければならない。</p>
---	---

<p>国家鼓励、吸引企业等社会力量增加农业科技投入，鼓励农民、农业生产经营组织、企业事业单位等依法举办农业科技、教育事业。</p> <p>第四十九条 国家保护植物新品种、农产品地理标志等知识产权，鼓励和引导农业科研、教育单位加强农业科学技术的基础研究和应用研究，传播和普及农业科学技术知识，加速科技成果转化与产业化，促进农业科学技术进步。</p> <p>国务院有关部门应当组织农业重大关键技术的科技攻关。国家采取措施促进国际农业科技、教育合作与交流，鼓励引进国外先进技术。</p> <p>第五十条 国家扶持农业技术推广事业，建立政府扶持和市场引导相结合，有偿与无偿服务相结合，国家农业技术推广机构和社会力量相结合的农业技术推广体系，促使先进的农业技术尽快应用于农业生产。</p>	<p>国は、企業等の社会的な力が農業科学技術に投入されるよう鼓舞し誘導するとともに、農民、農業生産経営組織、企業事業団体が法律に従って農業科学技術、教育事業を立ち上げることを奨励する。</p> <p>第四十九条 国は、植物の新品種や農産物の産地表示等の知的財産権を保護するとともに、農業科学技術研究・教育組織を奨励及び指導して農業科学技術の基礎研究と応用研究を強化し、農業科学技術知識を伝播普及させ、科学技術の成果の転化と産業化を加速させ、農業科学技術の進歩を促進する。</p> <p>国務院の関係部門は、重要で鍵となる技術の科学技術的課題に組織的に取り組まなければならない。国は、農業の科学技術と教育における国際協力と国際交流を促し、海外の先進技術の導入を奨励する措置を講ずる。</p> <p>第五十条 国は、農業技術普及事業を支援し、政府による支援と市場による誘導が結合し、有償と無償サービスが結合し、国家の農業技術普及組織と社会の力が結合した農業技術普及体制を構築し、先進的な農業技術がより早く農業生産に応用されるよう促す。</p>
---	---

<p>第五十一条 国家设立的农业技术推广机构应当以农业技术试验示范基地为依托，承担公共所需的关键性技术的推广和示范工作，为农民和农业生产经营组织提供公益性农业技术服务。</p> <p>县级以上人民政府应当根据农业生产发展需要，稳定和加强农业技术推广队伍，保障农业技术推广机构的工作经费。</p> <p>各级人民政府应当采取措施，按照国家规定保障和改善从事农业技术推广工作的专业科技人员的工作条件、工资待遇和生活条件，鼓励他们为农业服务。</p> <p>第五十二条 农业科研单位、有关学校、农业技术推广机构以及科技人员，根据农民和农业生产经营组织的需要，可以提供无偿服务，也可以通过技术转让、技术服务、技术承包、技术入股等形式，提供有偿服务，取得合法收益。农业科研单位、有关学校、农业技术推广机构以及科技人员应当提高服务水平，保证服务质量。</p>	<p>第五十一条 国が設立した農業技術普及機関は、農業技術試験模範基地をよりどころとして、公共的に必要な重要技術の普及及びモデル事業を担い、農民と農業生産経営組織に公益的な農業技術サービスを提供する。</p> <p>県級以上の人民政府は、農業生産発展段階の需要に基づいて、農業技術の普及態勢を強化させ、農業技術普及組織の事業資金を保障しなければならない。</p> <p>各級人民政府は措置を講じることにより、国家の規定に従い、農業技術普及に従事する専門技術者の労働条件、賃金待遇と生活条件を保障、改善して、彼らが農業のためのサービスを行うことを奨励しなければならない。</p> <p>第五十二条 農業科学研究団体、関係学校、農業技術普及団体及び技術者は、農民と農業生産経営組織の需要に基づいて、無償サービスを提供することができるほか、技術の譲渡、技術サービス、技術請負、技術出資等の形式による有償サービスを提供し、合法的収益を得ることもできる。農業科学研究組織、関連学校、農業技術普及組織及び技術者は、サービス水準の向上させ、サービスの質を保証しなければならない。</p>
---	--

对农业科研单位、有关学校、农业技术推广机构举办的为农业服务的企业，国家在税收、信贷等方面给予优惠。

国家鼓励农民、农民专业合作社经济组织、供销合作社、企业事业单位等参与农业技术推广工作。

第五十三条 国家建立农业专业技术人员继续教育制度。县级以上人民政府农业行政主管部门会同教育、人事等有关部门制定农业专业技术人员继续教育计划，并组织实施。

第五十四条 国家在农村依法实施义务教育，并保障义务教育经费。国家在农村举办的普通中小学校教职工工资由县级人民政府按照国家规定统一发放，校舍等教学设施的建设和维护经费由县级人民政府按照国家规定统一安排。

第五十五条 国家发展农业职业教育。国务院有关部门按照国家职业资格证书制度的统一规定，开展农业行业的职业分类、职业技能鉴定工作，管理农业行业的职业资格证书。

国は、農業科学研究組織、関連学校、農業技術普及組織が運営する農業のためのサービスを行う企業に対して、税制、貸付等の面で優遇する。

国は、農民、農民專業合作經濟組織、供給販売合作社、企業事業組織等が農業技術普及活動に参画することを奨励する。

第五十三条 国は、農業専門技術人員の継続教育制度を設立する。県級以上の人民政府農業行政主管部門は教育、人事の関係部門と共に農業専門技術人員の継続教育計画を制定し、その実施を組織する。

第五十四条 国は、農村において法律によって義務教育を実施し、教育経費を保障する。国が農村で運営する普通小中学校の教職員の賃金は、県級人民政府が国家規定に基づき統一的に支給する。校舍等の教育施設の建設と維持経費は、県級人民政府が国家規定に基づき統一的に手配する。

第五十五条 国は、農業における職業教育を發展させる。國務院の関係部門は國家職業資格證書制度の統一規定に従って、農業産業の職業分類、職業技能の評定業務を展開し、農業産業の職業資格證書を管理する。

<p>第五十六条 国家采取措施鼓励农民采用先进的农业技术，支持农民举办各种科技组织，开展农业实用技术培训、农民绿色证书培训和其他就业培训，提高农民的文化技术素质。</p> <p>第八章 农业资源与农业环境保护</p> <p>第五十七条 发展农业和农村经济必须合理利用和保护土地、水、森林、草原、野生动植物等自然资源，合理开发和利用水能、沼气、太阳能、风能等可再生能源和清洁能源，发展生态农业，保护和改善生态环境。</p> <p>县级以上人民政府应当制定农业资源区划或者农业资源合理利用和保护的区划，建立农业资源监测制度。</p> <p>第五十八条 农民和农业生产经营组织应当保养耕地，合理使用化肥、农药、农用薄膜，增加使用有机肥料，采用先进技术，保护和提高地力，防止农用地的污染、破坏和地力衰退。</p>	<p>第五十六条 国は、措置を講じて、農民が先進農業技術を取り入れるよう奨励する。農民による各種の科学技術組織の設立を支持し、農業実用技術訓練、農民緑色証書訓練及びその他の職業訓練を展開して、農民の文化的技術的素養を向上させる。</p> <p>第八章 農業資源と農業環境の保護</p> <p>第五十七条 農業と農村経済を發展させるには、土地、水、森林、草原、野生動植物等の自然資源を合理的に保護及び利用し、水力、メタンガス、太陽、風力等の再生可能エネルギーやクリーンエネルギーを合理的に開発及び利用して、生態農業を發展させ、生態環境を保護及び改善しなければならない。</p> <p>県級以上の人民政府は、農業資源区画または農業資源の合理的な利用及び保護を行う区画を制定して、農業資源監視制度を制定しなければならない。</p> <p>第五十八条 農民と農業生産経営組織は、耕地の保養に努めるものとし、化学肥料、農薬、農業用ビニールを合理的に使用し、有機肥料の使用を増やし、先進技術を導入し、地力の保護と向上に努め、農用地の汚染、破壊及び地力減退を防がなければならない。</p>
--	---

<p>县级以上人民政府农业行政主管部门应当采取措施，支持农民和农业生产经营组织加强耕地质量建设，并对耕地质量进行定期监测。</p> <p>第五十九条 各级人民政府应当采取措施，加强小流域综合治理，预防和治理水土流失。从事可能引起水土流失的生产建设活动的单位和个人，必须采取预防措施，并负责治理因生产建设活动造成的水土流失。</p> <p>各级人民政府应当采取措施，预防土地沙化，治理沙化土地。国务院和沙化土地所在地区的县级以上地方人民政府应当按照法律规定制定防沙治沙规划，并组织实施。</p> <p>第六十条 国家实行全民义务植树制度。各级人民政府应当采取措施，组织群众植树造林，保护林地和林木，预防森林火灾，防治森林病虫害，制止滥伐、盗伐林木，提高森林覆盖率。</p>	<p>県級以上の人民政府農業主管部門は、措置を講じて農民と農業生産経営組織による耕地の質的向上を支持するとともに、耕地の質に対して定期的検査を行わなければならない。</p> <p>第五十九条 各級人民政府は措置を講じて、小流域での総合的治水を強化し、水土流失の予防と対策を強化しなければならない。水土流失を引き起こす可能性がある生産建設活動に従事する団体または個人は、予防措置を行わなければならない、生産建設活動が引き起こした水土流失を整備する責任を負わなければならない。</p> <p>各級人民政府は、土地の砂漠化を予防し、砂漠化した土地を整備する措置を講じなければならない。国务院と、砂漠化した土地が存在する地域の県級以上の地方人民政府は、法律の規定に従って砂漠化の防止及び整備計画を制定し、その実施を組織しなければならない。</p> <p>第六十条 国は、全国人民義務植樹制度を制定する。各級人民政府は、群衆を組織しての植樹造林、林地と林木の保護、森林火災の予防、森林病虫害の防止、林木の濫伐・盗伐の制止を通じ、森林被覆率の向上のため措置を講じなければならない。</p>
---	--

<p>国家在天然林保护区域实行禁伐或者限伐制度，加强造林护林。</p> <p>第六十一条 有关地方人民政府，应当加强草原的保护、建设和管理，指导、组织农（牧）民和农（牧）业生产经营组织建设人工草场、饲草饲料基地和改良天然草原，实行以草定畜，控制载畜量，推行划区轮牧、休牧和禁牧制度，保护草原植被，防止草原退化沙化和盐渍化。</p> <p>第六十二条 禁止毁林毁草开垦、烧山开垦以及开垦国家禁止开垦的陡坡地，已经开垦的应当逐步退耕还林、还草。</p> <p>禁止围湖造田以及围垦国家禁止围垦的湿地。已经围垦的，应当逐步退耕还湖、还湿地。</p> <p>对在国务院批准规划范围内实施退耕的农民，应当按照国家规定予以补助。</p>	<p>国は天然林保護区において、伐採禁止又は伐採制限の制度を実行し、森林の造成と保護を強化すべきである。</p> <p>第六十一条 関連する地方人民政府は、草原の保護、整備、管理を強化し、農(牧)民及び農(牧)業生産経営組織が人工草地と牧草飼料基地を建設し、天然の草原の改良を行い、草地面積の大小に応じた畜産動物数の決定、畜産動物頭数のコントロール、区域を定めた輪牧・休牧・禁牧制度の普及、草原の植物被覆の保護、草原の退化・砂漠化・塩化の防止を実行するよう、指導と組織を行わなければならない。</p> <p>第六十二条 森林や草原を破壊しての開墾、焼畑開墾、及び国が開墾を禁じた傾斜地での開墾を禁じる。既に開墾した場所は、耕作を止め、徐々に森林や草原に戻さなければならない。</p> <p>湖を囲っての農地開発や国が開墾(湖や沼地を囲んで農地にすること)を禁止した沼地の開墾を禁じる。既に開墾した場所は、耕作を止め、徐々に湖や沼地に戻さなければならない。</p> <p>国務院が批准した計画の範囲内で耕作を止める農民に対しては、国家の規定に基づいて補助を行わなければならない。</p>
--	--

第六十三条 各级人民政府应当采取措施，依法执行捕捞限额和禁渔、休渔制度，增殖渔业资源，保护渔业水域生态环境。

国家引导、支持从事捕捞业的农（渔）民和农（渔）业生产经营组织从事水产养殖业或者其他职业，对根据当地人民政府统一规划转产转业的农（渔）民，应当按照国家规定予以补助。

第六十四条 国家建立与农业生产有关的生物物种资源保护制度，保护生物多样性，对稀有、濒危、珍贵生物资源及其原产地实行重点保护。从境外引进生物物种资源应当依法进行登记或者审批，并采取相应安全控制措施。

农业转基因生物的研究、试验、生产、加工、经营及其他应用，必须依照国家规定严格实行各项安全控制措施。

第六十三条 各級人民政府は、法律に基づいて漁獲量の制限及び禁漁・休漁制度を実施し、漁業資源の増加と漁業水域の生態環境保護のため措置を講じなければならない。

国は、漁業に従事する農（漁）民と農（漁）業生産経営組織に対し、水産養殖業や他の職業に就くことを指導し支持する。当地の人民政府の統一的計画に基づいて転業した農（漁）民に対しては、国家の規定に従って補助しなければならない。

第六十四条 国は、農業生産と関連する生物の種の資源を保護する制度を設立して生物の多様性を保護し、稀少な、絶滅寸前な、貴重な生物資源及びその原生地に対して重点的な保護を実施する。外来の生物種の導入については、法律によって登録または審査を行うと共に、相応の安全コントロール措置を行わなければならない。

農業遺伝子組換え生物の研究、実験、生産、加工、販売及びその他の応用は、国家规定に従って各種の安全コントロール措置を厳格に実行しなければならない。

第六十五条 各级农业行政主管部门应当引导农民和农业生产经营组织采取生物措施或者使用高效低毒低残留农药、兽药，防治动植物病、虫、杂草、鼠害。

农产品采收后的秸秆及其他剩余物质应当综合利用，妥善处理，防止造成环境污染和生态破坏。

从事畜禽等动物规模养殖的单位和个人应当对粪便、废水及其他废弃物进行无害化处理或者综合利用，从事水产养殖的单位和个人应当合理投饵、施肥、使用药物，防止造成环境污染和生态破坏。

第六十六条 县级以上人民政府应当采取措施，督促有关单位进行治理，防治废水、废气和固体废弃物对农业生态环境的污染。排放废水、废气和固体废弃物造成农业生态环境污染事故的，由环境保护行政主管部门或者农业行政主管部门依法调查处理；给农民和农业生产经营组织造成损失的，有关责任者应当依法赔偿。

第六十五条 各級の農業行政管轄部門は、動植物の病気、虫、雑草、ネズミの被害を防止し処置する場合に、生物的手段または高効率・低毒性・低残留性の農薬・動物用医薬品を用いるよう、農民と農業生産経営組織を指導しなければならない。

農産物収穫後の茎その他の剰余物は、無駄なく利用し適切に処理するものとし、環境汚染と生態破壊を引き起こさないようにしなければならない。

家畜、家禽等の動物の大規模養殖に従事する組織と個人は糞便、廃水及びその他の廃棄物に対して無害化处理或いは综合利用を行うものとし、また水産養殖に従事する組織及び個人は餌、肥料、薬品を合理的に与えるものとし、環境汚染と生態破壊を引き起こさないようにしなければならない。

第六十六条 県級以上の人民政府は、廃水、廃気、固体廃棄物の農業生産環境への汚染を関連団体が処理、防止するように督促する措置を行うべきである。廃水や廃気、固体廃棄物の排出で農業生態環境汚染事故が発生した場合、環境保護行政管轄部門又は農業行政管轄部門が法律に基づいて調査処理する。農民と農業生産経営組織に損害を与えた場合、責任者は法律に基づいて賠償する。

<p>第九章 农民权益保护</p> <p>第六十七条 任何机关或者单位向农民或者农业生产经营组织收取行政、事业性费用必须依据法律、法规的规定。收费的项目、范围和标准应当公布。没有法律、法规依据的收费，农民和农业生产经营组织有权拒绝。</p> <p>任何机关或者单位对农民或者农业生产经营组织进行罚款处罚必须依据法律、法规、规章的规定。没有法律、法规、规章依据的罚款，农民和农业生产经营组织有权拒绝。</p> <p>任何机关或者单位不得以任何方式向农民或者农业生产经营组织进行摊派。除法律、法规另有规定外，任何机关或者单位以任何方式要求农民或者农业生产经营组织提供人力、财力、物力的，属于<u>摊派</u>。农民和农业生产经营组织有权拒绝任何方式的摊派。</p> <p>第六十八条 各级人民政府及其有关部门和所属单位不得以任何方式向农民或者农业生产经营组织集资。</p>	<p>第九章 農民の權益の保護</p> <p>第六十七条 如何なる機関又は団体も、農民若しくは農業生産経営組織に対して行政的、事業的費用の徴収を行う場合は、法律、法規の規定に基づかなければならない。徴収の項目、範囲、基準は公表しなければならない。法律、法規に基づかない徴収に対して、農民と農業生産経営組織は拒否権を持つ。</p> <p>如何なる機関又は団体も、農民若しくは農業生産経営組織に対して罰金処罰を行う場合は、法律、法規、規則の規定に基づかなければならない。法律、法規、規定に基づかない罰金に対して、農民と農業生産経営組織は拒否権を持つ。</p> <p>如何なる機関又は団体も、農民若しくは農業生産経営組織に対して如何なる形式の<u>攤派</u>(※)も行ってはならない。法律、法規が特別に規定する場合を除いて、如何なる機関と団体、如何なる形式であっても、農民又は農業生産経営組織に人力、財力、物資の提供を要求することは、攤派に属する。農民と農業生産経営組織は如何なる形式の攤派に対しても拒否権を持つ。</p> <p>※ 個人、組織などに資金の拠出や労働力供出などを割り当てること。</p> <p>第六十八条 各級人民政府及びその関係部門、所属団体は、農民又は農業生産経営組織に対して、どのような形式の資金集めも行ってはならない。</p>
--	---

<p>没有法律、法规依据或者未经国务院批准，任何机关或者单位不得在农村进行任何形式的达标、升级、验收活动。</p> <p>第六十九条 农民和农业生产经营组织依照法律、行政法规的规定承担纳税义务。税务机关及代扣、代收税款的单位应当依法征税，不得违法摊派税款及以其他违法方法征税。</p> <p>第七十条 农村义务教育除按国务院规定收取的费用外，不得向农民和学生收取其他费用。禁止任何机关或者单位通过农村中小学校向农民收费。</p> <p>第七十一条 国家依法征用农民集体所有的土地，应当保护农民和农村集体经济组织的合法权益，依法给予农民和农村集体经济组织征地补偿，任何单位和个人不得截留、挪用征地补偿费用。</p>	<p>如何なる機関又は団体であっても、法律、法規の根拠若しくは国务院の認可無くして、農村におけるノルマの設定、昇格検査、認定等の如何なる形式の活動をも行ってはならない。</p> <p>第六十九条 農民と農業生産経営組織は法律、行政法規の規定に基づいて納税の義務を負う。税務機関と徴税代行機関は法律に従って税金を徴収しなければならない。違法な税金取り立て及びその他の違法な方式による徴税を行ってはならない。</p> <p>第七十条 農村義務教育においては、国务院が徴収を規定した費用を除き、農民、学生から他の費用を徴収してはならない。如何なる機関又は団体であっても、農村の小中学校を通じて農民から費用を徴収してはならない。</p> <p>第七十一条 国は、農民が集団所有している土地を法律に基づいて収用する場合、農民と農村集団経済組織の合法的權益を保護し、農民と農村集団経済組織に対し、法律に基づいて土地収用の補償を行わなければならない。如何なる組織及び個人であっても、土地収用補償費を差し押さえ、転用をしてはならない。</p>
--	---

第七十二条 各级人民政府、农村集体经济组织或者村民委员会在农业和农村经济结构调整、农业产业化经营和土地承包经营权流转等过程中，不得侵犯农民的土地承包经营权，不得干涉农民自主安排的生产经营项目，不得强迫农民购买指定的生产资料或者按指定的渠道销售农产品。

第七十三条 农村集体经济组织或者村民委员会为发展生产或者兴办公益事业，需要向其成员（村民）筹资筹劳的，应当经成员（村民）会议或者成员（村民）代表会议过半数通过后，方可进行。

农村集体经济组织或者村民委员会依照前款规定筹资筹劳的，不得超过省级以上人民政府规定的上限控制标准，禁止强行以资代劳。

农村集体经济组织和村民委员会对涉及农民利益的重要事项，应当向农民公开，并定期公布财务账目，接受农民的监督。

第七十二条 各級人民政府、農村集團經濟組織又は村民委員会（※）は、農業と農村経済構造調整、農業産業化経営、土地請負経営権の流通等の過程において、農民の土地請負経営権を侵害してはならず、農民が自ら手配した生産経営プロジェクトに干渉してはならず、特定の生産資材の購入又は特定のルートでの農産物の販売を農民に強制してはならない。

※：農村に設けられた村民の自治組織。行政機構には属していないが、行政の役割を一部担っている。

第七十三条 農村集團經濟組織又は村民委員会が、生産の発展若しくは公益事業の振興のために、構成員(村民)から資金、労力を徴収する必要がある場合、構成員(村民)会議若しくは構成員(村民)代表会議の過半数をもって採択されて初めて実行することができる。

農村集團經濟組織又は村民委員会が前項の規定に従って資金と労力を徴収する場合、省級以上の人民政府が定めた上限コントロール基準を超えて徴収してはならず、金銭によって労力に代えることを強制してはならない。

農村集團經濟組織及び村民委員会は、農民の利益に関わる重大事項について、農民に公開するとともに、定期的に財務帳簿を公開し、農民の監督を受け入れなければならない。

第七十四条 任何单位和个人向农民或者农业生产经营组织提供生产、技术、信息、文化、保险等有偿服务，必须坚持自愿原则，不得强迫农民和农业生产经营组织接受服务。

第七十五条 农产品收购单位在收购农产品时，不得压级压价，不得在支付的价款中扣缴任何费用。法律、行政法规规定代扣、代收税款的，依照法律、行政法规的规定办理。

农产品收购单位与农产品销售者因农产品的质量等级发生争议的，可以委托具有法定资质的农产品质量检验机构检验。

第七十六条 农业生产资料使用者因生产资料质量问题遭受损失的，出售该生产资料的经营者应当予以赔偿，赔偿额包括购货价款、有关费用和可得利益损失。

第七十四条 如何なる団体並びに個人であっても、農民又は農業生産経営組織に生産、技術、情報、文化、保険等の有償サービスを提供する場合、農民の自由意思を原則としなければならない、農民及び農業生産経営組織にサービスを強要してはならない。

第七十五条 農産物買い付け団体は、農産物の買い付けを行うとき等級と値段の不当な過小評価を行ってはならず、支払い代金の中から如何なる費用も差し引いてはならない。法律、行政法規によって代行徴税が規定されている場合は、法律、行政法規の規定に従って業務を行う。

農産物買い付け団体と農産物販売者の間で、農産物の品質等級について紛争が発生した場合、法定された資質ある農産物品質検査機構に検査を委託することができる。

第七十六条 農業生産資材使用者が生産資材の品質の問題が原因で損害を受けた場合、当該生産資材を販売した経営者は賠償しなければならない。賠償額には、購入代価、関連費用及び得られるべき利益の損失が含まれる。

第七十七条 农民或者农业生产经营组织为维护自身的合法权益，有向各级人民政府及其有关部门反映情况和提出合法要求的权利，人民政府及其有关部门对农民或者农业生产经营组织提出的合理要求，应当按照国家规定及时给予答复。

第七十八条 违反法律规定，侵犯农民权益的，农民或者农业生产经营组织可以依法申请行政复议或者向人民法院提起诉讼，有关人民政府及其有关部门或者人民法院应当依法受理。

人民法院和司法行政主管机关应当依照有关规定为农民提供法律援助。

## 第十章 农村经济发展

第七十九条 国家坚持城乡协调发展的方针，扶持农村第二、第三产业发展，调整和优化农村经济结构，增加农民收入，促进农村经济全面发展，逐步缩小城乡差别。

第七十七条 農民又は農業生産経営組織は自身の合法的權益を擁護するために、各級人民政府及び関連部門に状況を報告し、合法的な基準を提出する権利を有する。人民政府及び関連部門は、農民又は農業生産経営組織が提出した合理的な基準に対して、国家规定に基づいて直ちに返答を行うべきである。

第七十八条 法律の規定に違反して農民の權益を侵害した者に対して、農民又は農業生産経営組織は、法律に従い、行政再討議の申請又は人民法院での起訴を行うことができる。関連する人民政府及び関連部門、又は人民法院は、法律に基づいて受理すべきである。

人民法院及び司法行政管轄機關は、関連規定に従って、農民に法律援助を提供すべきである。

## 第十章 農村の經濟發展

第七十九条 国は、都市と農村が協調して發展する方針を堅持し、農村における第二次、第三次産業の發展を助け、農村の經濟構造を調整し、改良し、農民の収入を増加させ、農村經濟の全面的な發展を促進し、都市と農村の格差を徐々に縮小させる。

第八十条 各级人民政府应当采取措施，发展乡镇企业，支持农业的发展，转移富余的农业劳动力。

国家完善乡镇企业发展的支持措施，引导乡镇企业优化结构，更新技术，提高素质。

第八十一条 县级以上地方人民政府应当根据当地经济发展水平、区位优势和资源条件，按照合理布局、科学规划、节约用地的原则，有重点地推进农村小城镇建设。

地方各级人民政府应当注重运用市场机制，完善相应政策，吸引农民和社会资金投资小城镇开发建设，发展第二、第三产业，引导乡镇企业相对集中发展。

第八十二条 国家采取措施引导农村富余劳动力在城乡、地区间合理有序流动。地方各级人民政府依法保护进入城镇就业的农村劳动力的合法权益，不得设置不合理限制，已经设置的应当取消。

第八十条 各級人民政府は措置を講じて、郷鎮企業を發展させ、農業發展を支持し、余剰農業労働力を移転させなければならない。

国は、郷鎮企業の發展に対する支援措置を整備し、郷鎮企業に対し構造の改良、技術の更新、素質の向上を指導する。

第八十一条 県級以上の地方人民政府は、当地の經濟發展の水準、地理的優位性と資源条件に基づいて、合理的配置、科学的計画、用地節約等を原則として、重点的に農村小都市の建設を推進しなければならない。

地方各級人民政府は、市場原理の運用に重点を置き、相応する政策を完備し、農民と社会資金を小都市開發建設への投資へと誘導することで、第二次、第三次産業を發展させ、郷鎮企業を相対的な集中發展へと導かなければならない。

第八十二条 国は、農村の余剰労働力を都市と農村及び地域間で合理的にかつ秩序立って流動するよう導く措置を講じるものとする。地方各級人民政府は、都市で就業した農村労働力の合法的權益を法律に従って保護すべきであり、不合理な制限を設けてはならず、既に設けたものは取り消さなければならない。

第八十三条 国家逐步完善农村社会救济制度，保障农村五保户、贫困残疾农民、贫困老年农民和其他丧失劳动能力的农民的基本生活。

第八十四条 国家鼓励、支持农民巩固和发展农村合作医疗和其他医疗保障形式，提高农民健康水平。

第八十五条 国家扶持贫困地区改善经济发展条件，帮助进行经济开发。省级人民政府根据国家关于扶持贫困地区的总体目标和要求，制定扶贫开发规划，并组织实施。

第八十三条 国は、農村社会救济制度を段階的に整備する。農村の五保戸(※)、貧困な障害者農民、貧困な老年農民及びその他の労働能力を喪失した農民の基本的生活を保障する。

※ 生活保障を受ける世帯のこと。食料、衣服、住居、医療、葬儀の5つについての援助、保障を受けるのでこの名がある。

第八十四条 国は、農民が農村合作医療及びその他の医療保障形式を確立し、発展させ、農民の健康水準を向上させることに対して、奨励、支持する。

第八十五条 国は、貧困地域に対して、經濟發展条件の改善を支援し、經濟開發の進行を支援する。省級の人民政府は、貧困地域援助に関する国家の總体的目標と要求に従って、貧困扶助(※)開發計画を制定し、その実施を組織する。

※ 貧困者や貧困地域を助けること。

<p>各级人民政府应当坚持开发式扶贫方针，组织贫困地区的农民和农业生产经营组织合理使用扶贫资金，依靠自身力量改变贫穷落后面貌，引导贫困地区的农民调整经济结构、开发当地资源。扶贫开发应当坚持与资源保护、生态建设相结合，促进贫困地区经济、社会的协调发展和全面进步。</p> <p>第八十六条 中央和省级财政应当把扶贫开发投入列入年度财政预算，并逐年增加，加大对贫困地区的<u>财政转移支付</u>和建设资金投入。</p> <p>国家鼓励和扶持金融机构、其他企业事业单位和个人投入资金支持贫困地区开发建设。</p> <p>禁止任何单位和个人截留、挪用扶贫资金。审计机关应当加强扶贫资金的审计监督。</p>	<p>各級の人民政府は、開発型の貧困扶助方針を堅持し、貧困地域の農民と農業生産経営組織が合理的に扶貧資金を使用し、自身の力によって貧困で遅れた状況を変えるよう組織し、貧困地域の農民が経済構造を調整し、当地の資源を開発するよう指導しなければならない。扶貧開発は資源保護、生態建設と結びつけ、貧困地域の経済、社会の協調的発展及び全面的進歩を促進する旨を徹底しなければならない。</p> <p>第八十六条 中央と省級の財政では、扶貧開発投資を年度財政予算に編入し、かつ年を追って増額するものとし、貧困地域の<u>財政転移支払い</u>(※)と建設資金の投入を増大させなければならない。</p> <p>※ :税金等を、国に一旦集中させたあと、各地の状況に合わせて配布すること。</p> <p>国は、金融機関、その他の企業事業組織及び個人が投資を行い、貧困地域の開発と建設を支援することに対して、奨励と援助を行う。</p> <p>如何なる組織と個人も、扶貧資金の差し止めや転用をしてはならない。監察機関は扶貧資金への監察監督を強化しなければならない。</p>
---	--

<p>第十一章 执法监督</p> <p>第八十七条 县级以上人民政府应当采取措施逐步完善适应社会主义市场经济发展要求的农业行政管理体制。</p> <p>县级以上人民政府农业行政主管部门和有关行政主管部门应当加强规划、指导、管理、协调、监督、服务职责，依法行政，公正执法。</p> <p>县级以上地方人民政府农业行政主管部门应当在其职责范围内健全行政执法队伍，实行综合执法，提高执法效率和水平。</p> <p>第八十八条 县级以上人民政府农业行政主管部门及其执法人员履行执法监督检查职责时，有权采取下列措施：</p> <p>（一） 要求被检查单位或者个人说明情况，提供有关文件、证照、资料；</p> <p>（二） 责令被检查单位或者个人停止违反本法的行为，履行法定义务。</p>	<p>第十一章 司法監督</p> <p>第八十七条 県級以上の人民政府は、社会主義市場經濟の發展の需要に適應した農業行政管理体制を徐々に整備していく措置を行わなければならない。</p> <p>県級以上の人民政府の農業行政管轄部門及び関連する行政管轄部門は、職責に対する計画、指導、管理、協力、監督、服務を強化し、法律に従って行政を行い、公正に執行しなければならない。</p> <p>県級以上の地方人民政府農業行政管轄部門は、その職務の範囲内で法律執行組織を健全化し、総合的法律執行を実行し、その効率及び水準を向上させなければならない。</p> <p>第八十八条 県級以上の地方人民政府農業行政管轄部門及びその執行人員は、監督検査の職務を履行する場合に、以下の措置を行う権利を持つ。</p> <p>（一） 被検査団体又は個人に対し、情況の説明、関連文書・証書・資料の提出を求めること。</p> <p>（二） 被検査団体又は個人に対し、本法に違反した行為の停止、法定義務の履行を命ずること。</p>
--	---

农业行政执法人员在履行监督检查职责时，应当向被检查单位或者个人出示行政执法证件，遵守执法程序。有关单位或者个人应当配合农业行政执法人员依法执行职务，不得拒绝和阻碍。

第八十九条 农业行政主管部门与农业生产、经营单位必须在机构、人员、财务上彻底分离。农业行政主管部门及其工作人员不得参与和从事农业生产经营活动。

## 第十二章 法律责任

第九十条 违反本法规定，侵害农民和农业生产经营组织的土地承包经营权等财产权或者其他合法权益的，应当停止侵害，恢复原状；造成损失、损害的，依法承担赔偿责任。

国家工作人员利用职务便利或者以其他名义侵害农民和农业生产经营组织的合法权益的，应当赔偿损失，并由其所在单位或者上级主管机关给予行政处分。

農業行政法律執行人員は、検査監督の責務を履行する場合に、被検査組織又は個人に行政法律執行の証書を提示し、法律執行の手続きを守らなければならない。関連団体又は個人は、農業行政法律執行人員の法に基づく職務執行に協力すべきであり、拒絶、妨害を行ってはならない。

第八十九条 農業行政管理部門と農業生産経営組織は、機構、人員、財務上徹底して分離しなければならない。農業行政管理部門及びその職員は、農業生産経営活動に参画、従事してはならない。

## 第十二章 法律責任

第九十条 本法の規定に違反し、農民と農業生産経営組織の土地請負経営権等の財産権又はその他の合法的權益を侵害した場合、侵害を停止し、原状を回復するようにしなければならない。損失、損害を与えた場合、法律に従って賠償責任を負う。

国の職員が、職務上の便宜又はその他の口実によって農民と農業生産経営組織の合法的權益を侵害した場合には、損失を賠償し、その所属団体又は上級管轄機関より行政処分を与えなければならない。

第九十一条 违反本法第十九条、第二十五条、第六十二条、第七十一条规定的，依照相关法律或者行政法规的规定予以处罚。

第九十二条 有下列行为之一的，由上级主管机关责令限期归还被截留、挪用的资金，没收非法所得，并由上级主管机关或者所在单位给予直接负责的主管人员和其他直接责任人员行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

（一）违反本法第三十三条第三款规定，截留、挪用粮食收购资金的；

（二）违反本法第三十九条第二款规定，截留、挪用用于农业的财政资金和信贷资金的；

（三）违反本法第八十六条第三款规定，截留、挪用扶贫资金的。

第九十一条 本法第十九条、第二十五条、第六十二条、第七十一条の規定に違反した場合、関連する法律又は行政法規の規定に基づいて処罰を与える。

第九十二条 以下の行為に一つでも当てはまる場合には、差し止めまたは転用された資金につき、上級管轄機関が期限を設定して返却を命じ、不法所得を没収したうえ、上級管轄機関又は所属組織から、直接の管理責任者及びその他の直接的責任を有する者に対し行政処分を与える。犯罪を構成する場合、法律に基づいて刑事責任を追及する。

（一）本法第三十三条第三項の規定に違反し、食糧買い付け資金を差し止め、転用すること。

（二）本法第三十九条第二項の規定に違反し、農業財政資金と貸付資金を差し止め、転用すること。

（三）本法第八十六条第三項の規定に違反し、扶贫資金を差し止め、転用すること。

第九十三条 违反本法第六十七条规定，向农民或者农业生产经营组织违法收费、罚款、摊派的，上级主管机关应当予以制止，并予公告；已经收取钱款或者已经使用人力、物力的，由上级主管机关责令限期归还已经收取的钱款或者折价偿还已经使用的人力、物力，并由上级主管机关或者所在单位给予直接负责的主管人员和其他直接责任人员行政处分；情节严重，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第九十四条 有下列行为之一的，由上级主管机关责令停止违法行为，并给予直接负责的主管人员和其他直接责任人员行政处分，责令退还违法收取的集资款、税款或者费用：

（一） 违反本法第六十八条规定，非法在农村进行集资、达标、升级、验收活动的；

（二） 违反本法第六十九条规定，以违法方法向农民征税的；

第九十三条 本法第六十七条の規定に違反し、農民又は農業生産経営組織に対し違法な費用徴収、罰金徴収、攤派を行った場合、上級管轄機関はこれを制止し、公表しなければならない。すでに金銭を徴収し、又はすでに人力、物資を使用した者に対しては、すでに徴収された金銭を期限内に返還し、又はすでに使用された人力、物資に相当する代価を弁償するよう、上級管轄機関より命じた上、上部管轄機関又は所属団体によって、直接の管理責任者及びその他の責任を有する者に行政処分を与える。情状が深刻で犯罪を構成する場合には、法律に従って刑事責任を追究する。

第九十四条 以下の行為に一つでも当てはまる場合、上級管轄機関は違法行為の停止を命じた上、直接の管理責任者及びその他の直接的責任を有する者に行政処分を与え、違法に徴収した資金、税金又は費用の返還を命ずる。

（一） 本法第六十八条の規定に違反し、農村において違法に集金、ノルマの設定、昇格検査、認定等の活動を行うこと。

（二） 本法第六十九条の規定に違反し、違法な方法で農民から徴税すること。

(三) 违反本法第七十条规定，通过农村中小学校向农民超额、超项目收费的。

第九十五条 违反本法第七十三条第二款规定，强迫农民以资代劳的，由乡（镇）人民政府责令改正，并退还违法收取的资金。

第九十六条 违反本法第七十四条规定，强迫农民和农业生产经营组织接受有偿服务的，由有关人民政府责令改正，并返还其违法收取的费用；情节严重的，给予直接负责的主管人员和其他直接责任人员行政处分；造成农民和农业生产经营组织损失的，依法承担赔偿责任。

第九十七条 县级以上人民政府农业行政主管部门的工作人员违反本法规定参与和从事农业生产经营活动的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

(三) 本法第七十条の規定に違反し、農村の小中学校を通じて農民から超額または項目外の金銭徴収を行うこと。

第九十五条 本法第七十三条第二項の規定に違反し、金銭によって労力に代えることを農民に強制した場合、郷(鎮)人民政府によって改善及び違法徴収した資金の返還を命ずる。

第九十六条 本法第七十四条の規定に違反し、農民と農業生産経営組織に有償サービスの受容を強制した場合、関連人民政府によって改善及び違法に徴収した費用の返還を命ずる。情状が深刻な場合、直接の管理責任者及びその他の直接的責任を有する者に行政処分を与える。農民と農業生産経営組織に損失を与えた場合は、法律に従って賠償責任を有する。

第九十七条 県級以上の人民政府農業行政管轄部門の職員が、本法の規定に違反し、農業生産経営活動に参加、従事した場合は、法律に基づいて行政処分を与える。犯罪を構成する場合は、法律に基づいて刑事責任を追及する。

<p>第十三章 附則</p> <p>第九十八条 本法有关农民的规定，适用于国有农场、牧场、林场、渔场等企业事业单位实行承包经营的职工。</p> <p>第九十九条 本法自 2003 年 3 月 1 日起施行。</p>	<p>第十三章 附則</p> <p>第九十八条 本法の農民に関する規定を、国有農場、牧場、林場、漁場等の企業事業団体で請負経営を実行する職員に適用する。</p> <p>第九十九条 本法は 2003 年 3 月 1 日より施行する。</p>
---	---

法律法規訳出一覧（原文対照）

中華人民共和国輸出入商品検査法

原文	和訳
<p>中华人民共和国进出口商品检验法</p> <p>（1989年2月21日第七届全国人民代表大会常务委员会第六次会议通过 根据2002年4月28日第九届全国人民代表大会常务委员会第二十七次会议《关于修改〈中华人民共和国进出口商品检验法〉的决定》修正）</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了加强进出口商品检验工作，规范进出口商品检验行为，维护社会公共利益和进出口贸易有关各方的合法权益，促进对外经济贸易关系的顺利发展，制定本法。</p>	<p>中華人民共和国輸出入商品検査法</p> <p>（1989年2月21日第七期全国人民代表大会常務委員会第六回会議採択、2002年4月28日第九期全国人民代表大会常務委員会第二十七回会議「『中華人民共和国輸出入商品検査法』の修正に関する決定」に基づいて修正。）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 輸出入商品の検査業務を強化し、輸出入商品の検査行為は規制をもって行い、社会公共利益及び輸出入貿易に関係する各方面の合法權益を保護し、對外經濟貿易關係の順調な發展を促進するために本法を制定する。</p>

第二条 国务院设立进出口商品检验部门（以下简称国家商检部门），主管全国进出口商品检验工作。国家商检部门设在各地的进出口商品检验机构（以下简称商检机构）管理所辖地区的进出口商品检验工作。

第三条 商检机构和经国家商检部门许可的检验机构，依法对进出口商品实施检验。

第四条 进出口商品检验应当根据保护人类健康和动物或者植物的生命和健康、保护环境、防止欺诈行为、维护国家安全的原则，由国家商检部门制定、调整必须实施检验的进出口商品目录（以下简称目录）并公布实施。

第五条 列入目录的进出口商品，由商检机构实施检验。

前款规定的进口商品未经检验的，不准销售、使用；前款规定的出口商品未经检验合格的，不准出口。

第二条 国務院は輸出入商品検査部門（以下「国家商品検査部門」という。）を設立し、全国の輸出入商品検査業務を主管する。国家商品検査部門が設置した各地の輸出入商品検査機構（以下「商品検査機構」という。）は、管轄地区の輸出入商品検査業務を管理する。

第三条 商品検査機構及び国家商品検査部門が許可した検査機構は、法に基づき輸出入商品に対して検査を実施する。

第四条 輸出入商品検査は人類の健康及び安全の保護、動物又は植物の生命及び健康の保護、環境の保護、詐欺行為の防止並びに国家安全維持の原則に基づき、国家商品検査部門が検査を実施しなければならない輸出入商品目録（以下「目録」という。）を制定し、調整し、併せて公布、実施するものとする。

第五条 目録に列挙されている輸出入商品は、商品検査機構が検査を実施する。

前項に規定する輸入商品で検査を経ないものは販売及び使用してはならない。前項に規定する輸出商品で検査に合格していないものは輸出してはならない。

本条第一款规定的进出口商品，其中符合国家规定的免于检验条件的，由收货人或者发货人申请，经国家商检部门审查批准，可以免于检验。

第六条 必须实施的进出口商品检验，是指确定列入目录的进出口商品是否符合国家技术规范的强制性要求的合格评定活动。

合格评定程序包括：抽样、检验和检查；评估、验证和合格保证；注册、认可和批准以及各项的组合。

第七条 列入目录的进出口商品，按照国家技术规范的强制性要求进行检验；尚未制定国家技术规范的强制性要求的，应当依法及时制定，未制定之前，可以参照国家商检部门指定的国外有关标准进行检验。

第八条 经国家商检部门许可的检验机构，可以接受对外贸易关系人或者外国检验机构的委托，办理进出口商品检验鉴定业务。

本条第一項に規定する輸出入商品で、国家が規定する検査免除条件に合致しているものは、受取人又は発送者が申請し、国家商品検査部門の審査許可を経れば、検査を免除することができる。

第六条 実施しなければならない輸出入商品検査とは、目録に列挙されている輸出入商品が国家技術規範の強制基準に合致しているか否かを確定する合格評定活動をいう。

合格評定手順には、サンプルの抜取り、試験及び検査並びに評価、検証及び合格保証並びに登録、認可及び許可並びに全項目の組み合わせを含む。

第七条 目録に列挙されている輸出入商品に対して、国家技術規範の強制基準に基づき検査を行う。国家技術規範の強制基準が未制定のものは、法律に基づき速やかに制定するものとし、制定前は、国家商品検査部門が指定する国外の関係基準を参照して検査を行うものとする。

第八条 国家商品検査部門の許可を得た検査機構は、対外貿易関係者又は外国検査機構の委託を受け、輸出入商品の検査鑑定業務を処理することが出来る。

第九条 法律、行政法规规定由其他检验机构实施检验的进出口商品或者检验项目，依照有关法律、行政法规的规定办理。

第十条 国家商检部门和商检机构应当及时收集和向有关方面提供进出口商品检验方面的信息。

国家商检部门和商检机构的工作人员在履行进出口商品检验的职责中，对所知悉的商业秘密负有保密义务。

## 第二章 进口商品的检验

第十一条 本法规定必须经商检机构检验的进口商品的收货人或者其代理人，应当向报关地的商检机构报检。海关凭商检机构签发的货物通关证明验放。

第九条 法律及び行政法規がその他の検査機構が検査を実施すると規定した輸出入商品又は検査項目は、関係法律及び行政法規の規定に基づき処理する。

第十条 国家商品検査部門及び商品検査機構は速やかに輸出入商品検査に関係する情報の収集及び提供をするものとする。

国家商品検査部門及び商品検査機構の業務人員は輸出入商品検査の職責履行中に知悉した商業機密に対して、守秘義務を負う。

## 第二章 輸入商品の検査

第十一条 本法が商品検査機構の検査を経なければならないと規定する輸入商品の受取人又はその代理人は、通関地の商品検査機構に検査申込みをするものとする。税関は商品検査機構が発行する貨物通関証明に基づき検査のうえ通過せしめる。

<p>第十二条 本法规定必须经商检机构检验的进口商品的收货人或者其代理人，应当在商检机构规定的地点和期限内，接受商检机构对进口商品的检验。商检机构应当在国家商检部门统一规定的期限内检验完毕，并出具检验证单。</p> <p>第十三条 本法规定必须经商检机构检验的进口商品以外的进口商品的收货人，发现进口商品质量不合格或者残损短缺，需要由商检机构出证索赔的，应当向商检机构申请检验出证。</p> <p>第十四条 对重要的进口商品和大型的成套设备，收货人应当依据对外贸易合同约定在出口国装运前进行预检验、监造或者监装，主管部门应当加强监督；商检机构根据需要可以派出检验人员参加。</p>	<p>第十二条 本法が商品検査機構の検査を経なければならないと規定する輸入商品の受取人又はその代理人は、商品検査機構が規定する場所及び期間内に、商品検査機構の輸入商品に対する検査を受けるものとする。商品検査機構は国家商品検査部門が統一規定する期限内に検査を完了し、併せて検査証票を発行するものとする。</p> <p>第十三条 本法が商品検査機構の検査を経なければならないと規定する輸入商品以外の輸入商品の受取人が、輸入商品の品質不合格又は破損欠損を発見し、商品検査機構が賠償請求を証明する必要があるものは、商品検査機構に検査及び証明を申請するものとする。</p> <p>第十四条 重要な輸入商品及び大型設備一式に対して、受取人は対外貿易契約に基づき輸出国における積込み前に事前検査、製造監督又は積込み監督などを行う約定をし、主管部門が監督を強化するものとし、商品検査機構は必要に応じて検査人員を派遣して参加させることができる。</p>
--	---

### 第三章 出口商品の検査

第十五条 本法规定必须经商检机构检验的出口商品的发货人或者其代理人，应当在商检机构规定的地点和期限内，向商检机构报检。商检机构应当在国家商检部门统一规定的期限内检验完毕，并出具检验单。

对本法规定必须实施检验的出口商品，海关凭商检机构签发的货物通关证明验放。

第十六条 经商检机构检验合格发给检验单的出口商品，应当在商检机构规定的期限内报关出口；超过期限的，应当重新报检。

第十七条 为出口危险货物生产包装容器的企业，必须申请商检机构进行包装容器的性能鉴定。生产出口危险货物的企业，必须申请商检机构进行包装容器的使用鉴定。使用未经鉴定合格的包装容器的危险货物，不准出口。

### 第三章 輸出商品の検査

第十五条 本法が商品検査機構の検査を経なければならないと規定する輸出商品の荷送人又はその代理人は、商品検査機構が規定する場所及び期間内に商品検査機構に検査を申込みをするものとする。商品検査機構は国家商品検査部門が統一規定した期限内に検査を完了し、併せて検査証票を発行するものとする。

検査を実施しなければならないと本法が規定する輸出商品に対して、税関は商品検査機構が発行する貨物通関証明に基づき検査のうえ通関せしめる。

第十六条 商品検査機構の検査を経て検査証票が発行された輸出商品は商品検査機構が規定する期間内に通関手続きをし、輸出するものとし、期限を超過したものは再度検査中込を行うものとする。

第十七条 輸出危険貨物用の包装容器を生産する企業は、商品検査機構に包装容器的性能鑑定を行うよう申請しなければならない。輸出危険貨物を生産する企業は、商品検査機構に包装容器的使用鑑定を行なうよう申請しなければならない。鑑定合格を経っていない包装容器を使用した危険貨物は輸出してはならない。

第十八条 对装运出口易腐烂变质食品的船舱和集装箱，承运人或者装箱单位必须在装货前申请检验。未经检验合格的，不准装运。

#### 第四章 监督管理

第十九条 商检机构对本法规定必须经商检机构检验的进出口商品以外的进出口商品，根据国家规定实施抽查检验。

国家商检部门可以公布抽查检验结果或者向有关部门通报抽查检验情况。

第二十条 商检机构根据便利对外贸易的需要，可以按照国家规定对列入目录的出口商品进行出厂前的质量监督管理和检验。

第二十一条 为进出口货物的收发货人办理报检手续的代理人应当在商检机构进行注册登记；办理报检手续时应当向商检机构提交授权委托书。

第十八条 腐敗変質しやすい輸出食品を積み込み輸送するための船倉及びコンテナに対して、運送人又は積み込み団体は積み込み前に検査を申請しなければならない。検査合格を経っていないものは、積み込み輸送してはならない。

#### 第四章 監督管理

第十九条 商品検査機構は本法が商品検査機構の検査を経なければならないと規定する輸出入商品以外の輸出入商品に対して、国家规定に基づき抜取り検査を実施する。

国家商品検査部門は抜取り検査の結果を公表し又は関係部門に抜取り検査の状況を通報することができる。

第二十条 商品検査機構は対外貿易に対する需要の便利に基づき、国家规定に照らして目録に収録されている輸出商品に対して出荷前の品質監督管理及び検査を行うことができる。

第二十一条 輸出入貨物の受取り発送人のために検査申込み手続きを処理する代理人は商品検査機構で登録を行うものとし、検査申請手続きを処理するときには商品検査機構に授權委託書を提出するものとする。

第二十二條 國家商檢部門可以按照国家有关规定，通过考核，許可符合條件的國內外檢驗機構承擔委託的進出口商品檢驗鑑定業務。

第二十三條 國家商檢部門和商檢機構依法對經國家商檢部門許可的檢驗機構的進出口商品檢驗鑑定業務活動進行監督，可以對其檢驗的商品抽查檢驗。

第二十四條 國家商檢部門根据国家统一的认证制度，對有關的進出口商品實施認證管理。

第二十五條 商檢機構可以根据國家商檢部門同外國有關機構簽訂的協議或者接受外國有關機構的委託進行進出口商品質量認證工作，准許在認證合格的進出口商品上使用質量認證標志。

第二十二條 國家商品検査部門は國家の關係規定に基づき、試験をして、要件に合致する國內外の検査機構、委託された輸出入商品検査鑑定業務を引き受けることを許可することが出来る。

第二十三條 國家商品検査部門及び商品検査機構は法に基づき、國家商品検査部門の許可を経た検査機構の輸出入商品検査鑑定業務活動に対して監督を行い、その検査した商品に対して抜取り検査をすることができる。

第二十四條 國家商品検査部門は國家の統一した認証制度に基づき、關係する輸出入商品に対して認証管理を実施する。

第二十五條 商品検査機構は、國家商品検査部門が外國の關係する機構と締結した協議に基づき又は外國の關係する機構の委託を受けて輸出入商品の品質認証業務を行うことができ、認証合格した輸出入商品に品質認証表示を使用することを許可することができる。

<p>第二十六条 商检机构依照本法对实施许可制度的进出口商品实行验证管理，查验单证，核对证货是否相符。</p> <p>第二十七条 商检机构根据需要，对检验合格的进出口商品，可以加施商检标志或者封识。</p> <p>第二十八条 进出口商品的报检人对商检机构作出的检验结果有异议的，可以向原商检机构或者其上级商检机构以至国家商检部门申请复验，由受理复验的商检机构或者国家商检部门及时作出复验结论。</p> <p>第二十九条 当事人对商检机构、国家商检部门作出的复验结论不服或者对商检机构作出的处罚决定不服的，可以依法申请行政复议，也可以依法向<u>人民法院</u>提起诉讼。</p>	<p>第二十六条 商品検査機構は本法に基づき、許可制度を実施している輸出入商品に対して検証管理を実施し、証票を検査し、証票と貨物が一致しているか否かを照合する。</p> <p>第二十七条 商品検査機構は、必要に応じて検査に合格した輸出入商品に対して、商品検査表示又は封印を施すことができる。</p> <p>第二十八条 輸出入商品の検査申込人は、商品検査機構が行った検査結果に対して異議がある場合、原商品検査機構又はその上級商品検査機構更には国家商品検査部門に再検査を申請することができる。再検査を受理した商品検査機構又は国家商品検査部門は速やかに再検査の結論を出すものとする。</p> <p>第二十九条 当事者が商品検査機構及び国家商品検査部門が行った再検査結論に対して不服がある場合又は商品検査機構が行った処罰決定に対して不服がある場合、法に基づき行政不服申立てを申請することができ、法に基づき<u>人民法院</u>（※）に訴訟を提起することも出来る。</p> <p>※：裁判所の呼称。司法機構の全体系で国家審判権を行使する機関。</p>
---	--

<p>第三十条 国家商检部门和商检机构履行职责，必须遵守法律，维护国家利益，依照法定职权和法定程序严格执法，接受监督。</p> <p>国家商检部门和商检机构应当根据依法履行职责的需要，加强队伍建设，使商检工作人员具有良好的政治、业务素质。商检工作人员应当定期接受业务培训和考核，经考核合格，方可上岗执行职务。</p> <p>商检工作人员必须忠于职守，文明服务，遵守职业道德，不得滥用职权，谋取私利。</p> <p>第三十一条 国家商检部门和商检机构应当建立健全内部监督制度，对其工作人员的执法活动进行监督检查。</p> <p>商检机构内部负责受理报检、检验、出证放行等主要岗位的职责权限应当明确，并相互分离、相互制约。</p>	<p>第三十条 国家商品検査部門及び商品検査機構が職責を履行するには、法律を遵守し、国家利益を維持し、法定の職権及び法定の手続きに基づき厳格に執行し、監督を受けなければならない。</p> <p>国家商品検査部門及び商品検査機構は、法に基づき職責を履行する需要に応じて、人員組織建設を強化し、商品検査業務人員に良好な政治及び業務素質を備えさせるものとする。商品検査業務人員は業務養成訓練及び試験を定期的に受けるものとし、試験に合格を経て、着任し、職務を執行することができる。</p> <p>商品検査業務人員は、職務を守ることに忠実で、職業道徳を遵守しなければならない。職権を濫用し、私利を図ってはならない。</p> <p>第三十一条 国家商品検査部門及び商品検査機構は、健全な内部監督制度を設立し、その業務人員の執法活動に対して監督検査を行うものとする。</p> <p>商品検査機構の内部において検査申込み、検査証書発行等に責任を負う主要部署の職責権限は明確でなければならない。併せて相互に分離し、相互に制約するものとする。</p>
---	---

<p>第三十二条 任何单位和个人均有权对国家商检部门、商检机构及其工作人员的违法、违纪行为进行控告、检举。收到控告、检举的机关应当依法按照职责分工及时查处，并为控告人、检举人保密。</p> <p>第五章 法律责任</p> <p>第三十三条 违反本法规定，将必须经商检机构检验的进口商品未报经检验而擅自销售或者使用的，或者将必须经商检机构检验的出口商品未报经检验合格而擅自出口的，由商检机构没收违法所得，并处货值金额百分之五以上百分之二十以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p> <p>第三十四条 违反本法规定，未经国家商检部门许可，擅自从事进出口商品检验鉴定业务的，由商检机构责令停止非法经营，没收违法所得，并处违法所得一倍以上三倍以下的罚款。</p>	<p>第三十二条 如何なる団体及び個人も均しく国家商品検査部門及び商品検査機構及びその業務人員の違法及び規律違反行為に対して告訴、告発することが出来る。告訴及び告発を受けた機関は、法に基づき、職責分業に照らして速やかに調査処理し、併せて告訴人及び告発人は秘密とする。</p> <p>第五章 法的責任</p> <p>第三十三条 本法の規定に違反し、商品検査機構の検査を経なければならない輸入商品で、申請して検査を受けずに、無断で販売又は使用したもの又は商品検査機構の検査を経なければならない輸出商品で、申請して検査を受けずに、無断で輸出したものは、商品検査機構が違法所得を没収し、併せて貨物価額の5%以上20%以下の罰金を科す。犯罪を構成するものは、法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>第三十四条 本法の規定に違反し、国家商品検査部門の許可を得ず、無断で輸出入商品検査鑑定業務に従事したものは、商品検査機構が違法取扱いを停止するよう命じ、違法所得を没収し、併せて違法所得の一倍以上三倍以下の罰金を科す。</p>
---	---

第三十五条 进口或者出口属于掺杂掺假、以假充真、以次充好的商品或者以不合格进出口商品冒充合格进出口商品的，由商检机构责令停止进口或者出口，没收违法所得，并处货值金额百分之五十以上三倍以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第三十六条 伪造、变造、买卖或者盗窃商检单证、印章、标志、封识、质量认证标志的，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，由商检机构责令改正，没收违法所得，并处货值金额等值以下的罚款。

第三十七条 国家商检部门、商检机构的工作人员违反本法规定，泄露所知悉的商业秘密的，依法给予行政处分，有违法所得的，没收违法所得；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第三十五条 雑物偽物を混入し、偽者を本物と偽り、劣等品を充てている商品又は不合格輸出入商品を合格輸出入商品としたものを輸入又は輸出したものは、商品検査機構が輸入又は輸出を停止するよう命じ、違法所得を没収し、併せて貨物価額の 50%以上三倍以下の罰金に処する。犯罪を構成するものは、法に基づき刑事責任を追及する。

第三十六条 商品検査証票、印章、表示、封印、品質認証表示を偽造、変造、売買又は窃盗したものは、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処罰に該当しないものは、商品検査機構が改正するよう命じ、違法所得を没収し、併せて商品金額と同額以下の罰金に処する。

第三十七条 国家商品検査部門及び商品検査機構の業務人員が本法の規定に違反し、知悉した商業秘密を漏洩した場合、法に基づき行政処分を行い、違法所得がある場合は違法所得を没収する。犯罪を構成する場合、法律に基づいて刑事責任を追及する。

<p>第三十八条 国家商检部门、商检机构的工作人员滥用职权，故意刁难的，徇私舞弊，伪造检验结果的，或者玩忽职守，延误检验出证的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p> <p>第六章附则</p> <p>第三十九条 商检机构和其他检验机构依照本法的规定实施检验和办理检验鉴定业务，依照国家有关规定收取费用。</p> <p>第四十条 国务院根据本法制定实施条例。</p> <p>第四十一条 本法自1989年8月1日起施行。</p>	<p>第三十八条 国家商品検査部門及び商品検査機構の業務人員が職権を濫用し、故意に難癖をつけたもの、私利を図って不正行為をし、検査結果を偽造するもの、又は職務を怠り、検査証書発行を遅延させたものは、法に基づき行政処分を行う。犯罪を構成するものは、法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>第六章 附則</p> <p>第三十九条 商品検査機構及びその他の検査機構は本法の規定に基づき検査を実施し及び検査鑑定業務を処理するときは、国家の関係する規定に基づき費用を徴収する。</p> <p>第四十条 国務院は、本法に基づき条例を制定し、実施する。</p> <p>第四十一条 本法は1989年8月1日より施行する。</p>
---	---

法律法規訳出一覧（原文対照）

中華人民共和国漁業法

原文	和訳
<p>中華人民共和国漁業法</p> <p>（1986年1月20日第六届全国人民代表大会常务委员会第十四次会议通过根据2000年10月31日第九届全国人民代表大会常务委员会第十八次会议《关于修改〈中华人民共和国渔业法〉的决定》修正）</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了加强渔业资源的保护、增殖、开发和合理利用，发展人工养殖，保障渔业生产者的合法权益，促进渔业生产的发展，适应社会主义建设和人民生活的需要，特制定本法。</p>	<p>中華人民共和国漁業法</p> <p>（1986年1月20日第六期全国人民代表大会常务委员会第十四回会議採択、2000年10月31日第九期全国人民代表大会常务委员会第十八回会議『中華人民共和国漁業法』の修正に関する決定』に基づき改正。）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 漁業資源の保護、増殖、開発及び合理的利用を強化し、人工養殖を發展させ、漁業生産者の合法的權益を保障し、漁業生産の發展を促進し、社会主義建設及び人民生活の需要に適応させるために、本法を制定する。</p>

第二条 在中华人民共和国的内水、滩涂、领海、专属经济区以及中华人民共和国管辖的一切其他海域从事养殖和捕捞水生动物、水生植物等渔业生产活动，都必须遵守本法。

第三条 国家对渔业生产实行以养殖为主，养殖、捕捞、加工并举，因地制宜，各有侧重的方针。各级人民政府应当把渔业生产纳入国民经济发展计划，采取措施，加强水域的统一规划和综合利用。

第四条 国家鼓励渔业科学技术研究，推广先进技术，提高渔业科学技术水平。

第五条 在增殖和保护渔业资源、发展渔业生产、进行渔业科学技术研究等方面成绩显著的单位和个人，由各级人民政府给予精神的或者物质的奖励。

第二条 中華人民共和国の内水、海岸砂丘、領海、經濟水域及び中華人民共和国が管轄する一切のその他の海域において水生動物、水生植物等の養殖及び漁労を行う漁業生産活動に従事する者はいずれも、本法を遵守しなければならない。

第三条 国家は漁業生産について、養殖を主とし、養殖、漁労及び加工を並行して推進し、それぞれの土地に適合させ、重点を置いた方針を実行する。各級人民政府は漁業生産を国民經濟發展計画に組み入れ、必要な措置をとり、水域の統一計格及び综合利用を強化するものとする。

第四条 国家は漁業科学技術研究を奨励し、先端技術の普及を推進し、漁業科学技術の水準を向上させる。

第五条 漁業資源の増殖及び保護、漁業生産の發展、漁業科学技術研究の実施等において、成績が顕著な団体及び個人については、各級人民政府が精神的又は物質的な奨励を行う。

第六条 国务院渔业行政主管部门主管全国的渔业工作。县级以上地方人民政府渔业行政主管部门主管本行政区域内的渔业工作。县级以上人民政府渔业行政主管部门可以在重要渔业水域、渔港设渔政监督管理机构。

县级以上人民政府渔业行政主管部门及其所属的渔政监督管理机构可以设渔政检查人员。渔政检查人员执行渔业行政主管部门及其所属的渔政监督管理机构交付的任务。

第七条 国家对渔业的监督管理，实行统一领导、分级管理。

海洋渔业，除国务院划定由国务院渔业行政主管部门及其所属的渔政监督管理机构监督管理的海域和特定渔业资源渔场外，由毗邻海域的省、自治区、直辖市人民政府渔业行政主管部门监督管理。

江河、湖泊等水域的渔业，按照行政区划由有关县级以上人民政府渔业行政主管部门监督管理；跨行政区域的，由有关县级以上地方人民政府协商制定管理办法，或者由上一级人民政府渔业行政主管部门及其所属的渔政监督管理机构监督管理。

第六条 國務院漁業行政主管部門は、全国の漁業業務を主管する。県級以上の人民政府漁業行政主管部門は、当該行政地区内の漁業業務を主管する。県級以上の人民政府漁業行政主管部門は、重要な漁業水域及び漁港に漁政監督管理機構を設置することができる。

県級以上の人民政府漁業行政主管部門及びその所属する漁業行政監督管理機構は、漁業行政検査人員を設置することができる。漁業行政検査人員は、漁業行政主管部門及びその所属する漁業行政監督管理機構が与えた任務を執行する。

第七条 国家は、漁業の監督管理について、統一指導及び級別管理を実行する。

海洋漁業については、國務院が國務院漁業行政主管部門及びその所属する漁業行政監督管理機構が監督管理するものとして画定した海域及び特定漁業資源漁場を除き、海域に隣接する省、自治区及び直轄市の人民政府漁業行政主管部門が監督管理する。

河川、湖水等の水域の漁業は、行政区画に基づき、関係の県級以上の人民政府漁業行政主管部門が監督管理し、行政区域を跨ぐ場合は関係の県級以上の地方人民政府が管理方法を協議制定又は一級上の人民政府漁業行政主管部門及びその所属する漁業行政監督管理機構が監督管理する。

第八条 外国人、外国渔业船舶进入中华人民共和国管辖水域，从事渔业生产或者渔业资源调查活动，必须经国务院有关主管部门批准，并遵守本法和中华人民共和国其他有关法律、法规的规定；同中华人民共和国订有条约、协定的，按照条约、协定办理。

国家渔政渔港监督管理机构对外行使渔政渔港监督管理权。

第九条 渔业行政主管部门和其所属的渔政监督管理机构及其工作人员不得参与和从事渔业生产经营活动。

## 第二章 养殖业

第十条 国家鼓励全民所有制单位、集体所有制单位和个人充分利用适于养殖的水域、滩涂，发展养殖业。

第八条 外国人、外国漁業船舶が中華人民共和国の管轄水域に進入し、漁業生産又は漁業資源の調査活動に従事する場合は、国务院の關係主管部門の許可を得て、本法及び中華人民共和国のその他の關係法律、法規の規定を遵守しなければならない。中華人民共和国と締結した条約、協定のあるときは、条約、協定に基づいて処理する。

国家漁業行政漁港監督管理機構は、漁業行政漁港監督管理権を対外的に行使する。

第九条 漁業行政主管部門並びにその所属する漁政監督管理機構及びその職員は漁業生産經營活動に参加及び従事してはならない。

## 第二章 養殖業

第十条 国家は全人民所有制団体、集団所有制団体及び個人が十分に養殖業に適する水域、海岸砂丘を利用し、養殖業を發展させることを奨励する。

第十一条 国家对水域利用进行统一规划，确定可以用于养殖业的水域和滩涂。单位和个人使用国家规划确定用于养殖业的全民所有的水域、滩涂的，使用者应当向县级以上地方人民政府渔业行政主管部门提出申请，由本级人民政府核发养殖证，许可其使用该水域、滩涂从事养殖生产。核发养殖证的具体办法由国务院规定。

集体所有的或者全民所有由农业集体经济组织使用的水域、滩涂，可以由个人或者集体承包，从事养殖生产。

第十二条 县级以上地方人民政府在核发养殖证时，应当优先安排当地的渔业生产者。

第十三条 当事人因使用国家规划确定用于养殖业的水域、滩涂从事养殖生产发生争议的，按照有关法律规定的程序处理。在争议解决以前，任何一方不得破坏养殖生产。

第十一条 国家は水域利用に対して、統一的計画を実施し、養殖業に使用できる水域及び海岸砂丘を決定する。団体及び個人で国家計画において養殖業に用いることを確定した全人民所有の水域、海岸砂丘を使用しようとするときは、使用者は県級以上の地方人民政府漁業行政部門に申請するものとし、各級人民政府が養殖証を審査発行し、当該水域、海岸砂丘を使用して養殖生産に従事することを許可する。養殖証発行の具体的方法は国务院が定める。

集団所有の又は全人民所有で農業集団経済組織が使用している水域、海岸砂丘は、個人若しくは集団が請け負って養殖生産に従事することができる。

第十二条 県級以上の地方人民政府が養殖証を発行する場合は、当地の漁業生産者を優先しなければならない。

第十三条 当事者が、国家計画において養殖業用に決定した水域、海岸砂丘で養殖生産に従事することによって紛争が生じた場合は、関係法律で規定された手順に従って処理する。いずれの当事者も、紛争解決以前に養殖生産を破壊してはならない。

第十四条 国家建设征用集体所有的水域、滩涂，按照《中华人民共和国土地管理法》有关征地的规定办理。

第十五条 县级以上地方人民政府应当采取措施，加强对商品鱼生产基地和城市郊区重要养殖水域的保护。

第十六条 国家鼓励和支持水产优良品种的选育、培育和推广。水产新品种必须经全国水产原种和良种审定委员会审定，由国务院渔业行政主管部门批准后方可推广。水产苗种的进口、出口由国务院渔业行政主管部门或者省、自治区、直辖市人民政府渔业行政主管部门审批。

水产苗种的生产由县级以上地方人民政府渔业行政主管部门审批。但是，渔业生产者自育、自用水产苗种的除外。

第十七条 水产苗种的进口、出口必须实施检疫，防止病害传入境内和传出境外，具体检疫工作按照有关动植物进出境检疫法律、行政法规的规定执行。

第十四条 国家建設において、集団所有の水域、海岸砂丘を収用する場合は、「中華人民共和國土地管理法」の収用関係の規定に基づき処理する。

第十五条 県級以上の地方人民政府は、商品魚の生産基地及び都市近郊の重要な養殖水域の保護を強化する措置を採らなければならない。

第十六条 国家は水産優良品種の選別、育成及び普及を奨励し、支援する。水産新品种は全国水産原種及び良種審査委員会の審査を経なければならず、國務院漁業行政主管部門の認可後、はじめて普及させることができる。水産種苗の輸入、輸出は國務院漁業行政主管部門又は省、自治区、直轄市の人民政府漁業行政主管部門が審査、認可する。

水産種苗生産は県級以上の地方人民政府漁業行政主管部門が審査、認可する。但し、生産者が自身で飼育し、使用する水産種苗を除くものとする。

第十七条 水産種苗の輸入、輸出は検疫を実施し、病害の侵入及び流出を防止しなければならない。具体的な検疫業務は関係する動植物輸出入検疫法律、行政法规の規定に基づき、執行する。

<p>引进转基因水产苗种必须进行安全性评价，具体管理工作按照国务院有关规定执行。</p> <p>第十八条 县级以上人民政府渔业行政主管部门应当加强对养殖生产的技术指导和病害防治工作。</p> <p>第十九条 从事养殖生产不得使用含有毒有害物质的饵料、饲料。</p> <p>第二十条 从事养殖生产应当保护水域生态环境，科学确定养殖密度，合理投饵、施肥、使用药物，不得造成水域的环境污染。</p> <p>第三章 捕捞业</p> <p>第二十一条 国家在财政、信贷和税收等方面采取措施，鼓励、扶持远洋捕捞业的发展，并根据渔业资源的可捕捞量，安排内水和近海捕捞力量。</p>	<p>遺伝子組換え水産物種を輸入するには、安全性評価を行うものとし、具体的な管理業務は国务院の関係規定に基づき執行する。</p> <p>第十八条 県級以上の人民政府漁業行政主管部門は養殖生産技術指導及び病害防除事業を強化しなければならない。</p> <p>第十九条 養殖生産に従事する場合は、有毒有害物質を含む餌料及び飼料を使用してはならない。</p> <p>第二十条 養殖生産に従事する場合は、水域の生態環境を保護し、養殖密度を科学的に決定し、合理的に給餌、施肥、薬物使用を行うものとし、水域の環境汚染を引き起こしてはならない。</p> <p>第三章 漁労業</p> <p>第二十一条 国家は財政、信用貸与及び税制の面で措置を採り、遠洋漁業の発展を奨励、支援し、併せて漁業資源の漁獲可能量に基づき、内水及び近海の漁獲量を配分する。</p>
---	--

<p>第二十二條 國家根據捕撈量低於漁業資源增長量的原則，確定漁業資源的總可捕撈量，實行捕撈限額制度。</p> <p>國務院漁業行政主管部門負責組織漁業資源的調查和評估，為實行捕撈限額制度提供科學依據。中華人民共和國內海、領海、專屬經濟區和其他管轄海域的捕撈限額總量由國務院漁業行政主管部門確定，報國務院批准後逐級分解下達；國家確定的重要江河、湖泊的捕撈限額總量由有關省、自治區、直轄市人民政府確定或者協商確定，逐級分解下達。捕撈限額總量的分配應當體現公平、公正的原則，分配辦法和分配結果必須向社會公開，並接受監督。</p> <p>國務院漁業行政主管部門和省、自治區、直轄市人民政府漁業行政主管部門應當加強對捕撈限額制度實施情況的監督檢查，對超過上級下達的捕撈限額指標的，應當在其次年捕撈限額指標中予以核減。</p>	<p>第二十二條 國家は漁獲量を漁業資源増加量より低くするという原則に基づき、漁業資源の漁獲可能総量を決定し、漁獲限度制度を実施する。</p> <p>國務院漁業行政主管部門は漁業資源の調査及び評価を組織する責任を負い、漁獲限度制度を実施するための科学的根拠を提供する。中華人民共和国内海、領海、經濟水域及びその他の管轄する海域の漁獲限度総量は國務院漁業行政主管部門が確定し、國務院に報告して承認を得た後、各級で配分して下達する。國家が確定した重要な河川、湖沼の漁獲限度総量は關係の省、自治區、直轄市の人民政府が確定し又は協議の上決定し、各級で配分して下達する。漁獲限度総量の分配は公平、公正の原則に則るものとし、分配方法及び分配結果は社會に公開し、併せてその監督を受けなければならない。</p> <p>國務院漁業行政主管部門及び省、自治區、直轄市の人民政府漁業行政主管部門は漁獲量限度制度の實施狀況に対する監督檢查を強化しなければならず、上級から下達された漁獲限度量の指標を超過した場合については、次年の漁獲限度量の指標において減量しなければならない。</p>
--	--

第二十三条 国家对捕捞业实行捕捞许可证制度。海洋大型拖网、围网作业以及到中华人民共和国与有关国家缔结的协定确定的共同管理的渔区或者公海从事捕捞作业的捕捞许可证，由国务院渔业行政主管部门批准发放。其他作业的捕捞许可证，由县级以上地方人民政府渔业行政主管部门批准发放；但是，批准发放海洋作业的捕捞许可证不得超过国家下达的船网工具控制指标，具体办法由省、自治区、直辖市人民政府规定。

捕捞许可证不得买卖、出租和以其他形式转让，不得涂改、伪造、变造。

到外国管辖海域从事捕捞作业的，应当经国务院渔业行政主管部门批准，并遵守中华人民共和国缔结的或者参加的有关条约、协定和有关国家的法律。

第二十四条 具备下列条件的，方可发给捕捞许可证：

- (一) 有渔业船舶检验证书；
- (二) 有渔业船舶登记证书；

第二十三条 国家は漁業に対し、漁業許可証制度を実施する。海洋大型トロール、巻網漁法及び中華人民共和国が関係国と締結した協定により確定された共同管理漁業区又は公海において漁業作業に従事する者の漁業許可証は、國務院漁業行政主管部門が許可し、発行する。その他の漁法の漁業許可証は県級以上の地方人民政府漁業行政主管部門が許可し、発行する。ただし、海洋漁法を許可して発行した漁業許可証は国家が下達した船舶、漁網、道具の規制指標を超えてはならず、具体的方法は省、自治区、直轄市人民政府が規定する。

漁業許可証を売買、貸与及びその他の形式で譲渡してはならず、改ざん、偽造、変造してはならない。

他国の管轄海域において漁業作業に従事する場合は、國務院漁業行政主管部門の許可を得て、中華人民共和国が締結又は参加した関係条約、協定及び関係国の法律を遵守するものとする。

第二十四条 以下に列記する条件を備える場合、漁業許可証を発行する。

- (一) 漁業船舶検査証明書を有すること。
- (二) 漁業船舶登録証明書を有すること。

<p>(三) 符合国务院渔业行政主管部门规定的其他条件。</p> <p>县级以上地方人民政府渔业行政主管部门批准发放的捕捞许可证，应当与上级人民政府渔业行政主管部门下达的捕捞限额指标相适应。</p> <p>第二十五条 从事捕捞作业的单位和个人，必须按照捕捞许可证关于作业类型、场所、时限、渔具数量和捕捞限额的规定进行作业，并遵守国家有关保护渔业资源的规定，大中型渔船应当填写渔捞日志。</p> <p>第二十六条 制造、更新改造、购置、进口的从事捕捞作业的船舶必须经渔业船舶检验部门检验合格后，方可下水作业。具体管理办法由国务院规定。</p> <p>第二十七条 渔港建设应当遵守国家的统一规划，实行谁投资谁受益的原则。县级以上地方人民政府应当对位于本行政区域内的渔港加强监督管理，维护渔港的正常秩序。</p>	<p>(三) 國務院漁業行政主管部門が規定したその他の条件に適合すること。</p> <p>県級以上の人民政府漁業行政主管部門が許可し、発行した漁労許可証は上級人民政府漁業行政主管部門が下達した漁獲制限量の指標に適合していなければならない。</p> <p>第二十五条 漁労作業に従事する団体及び個人は、漁労許可証の作業類型、場所、時間、漁具の数量及び漁獲制限に関する規定に従って作業を行わなければならない。併せて国家の漁業資源保護に関する規定を遵守し、大中型漁船は漁労日誌を作成しなければならない。</p> <p>第二十六条 製造、更新改造、購入、輸入した漁労作業に従事する船舶は漁業船舶検査部門の検査を合格後に、進水して作業できるものでなければならない。具体的管理方法は国务院が規定する。</p> <p>第二十七条 漁港の建設は国家の統一的計画を遵守し、投資者が受益するという原則を実行しなければならない。県級以上の地方人民政府は当該行政区域内にある漁港に対し、監督管理を強化し、漁港の正常な秩序を維持しなければならない。</p>
---	---

<p>第四章 渔业资源的增殖和保护</p> <p>第二十八条 县级以上人民政府渔业行政主管部门应当对其管理的渔业水域统一规划，采取措施，增殖渔业资源。县级以上人民政府渔业行政主管部门可以向受益的单位和个人征收渔业资源增殖保护费，专门用于增殖和保护渔业资源。渔业资源增殖保护费的征收办法由国务院渔业行政主管部门会同财政部门制定，报国务院批准后施行。</p> <p>第二十九条 国家保护水产种质资源及其生存环境，并在具有较高经济价值和遗传育种价值的水产种质资源的主要生长繁育区域建立水产种质资源保护区。未经国务院渔业行政主管部门批准，任何单位或者个人不得在水产种质资源保护区内从事捕捞活动。</p> <p>第三十条 禁止使用炸鱼、毒鱼、电鱼等破坏渔业资源的方法进行捕捞。禁止制造、销售、使用禁用的渔具。禁止在禁渔区、禁渔期进行捕捞。禁止使用小于最小网目尺寸的网具进行捕捞。捕捞的渔获物中幼鱼不得超过规定的比例。在禁渔区或者禁渔期内禁止销售非法捕捞的渔获物。</p>	<p>第四章 漁業資源の増殖及び保護</p> <p>第二十八条 県級以上の人民政府漁業行政主管部門は、その管理する漁業水域に対し、統一的な計画を策定し、必要な措置を採り、漁業資源を増殖させなければならない。県級以上の人民政府漁業行政主管部門は、受益団体及び個人から漁業資源増殖保護費を徴収し、それを専ら漁業資源の増殖及び保護に用いることができる。漁業資源増殖保護費の徴収方法は国務院漁業行政主管部門が財政部と共同で制定し、国務院に報告して認可された後に施行する。</p> <p>第二十九条 国家は水産種資源及びその生存環境を保護し、併せて高い経済価値及び遺伝的育種価値のある水産種資源の主要な成長繁殖区域に水産種資源保護区を設立する。如何なる団体又は個人であっても、国務院漁業行政主管部門の許可を得ずに水産種資源保護区内において漁労活動に従事することはできない。</p> <p>第三十条 爆破、毒物、電気ショック等を使用する漁業資源を破壊する方法で漁労を行うことを禁止する。使用禁止漁具の製造、販売、使用を禁止する。禁漁区、禁漁期における漁労を禁止する。最小の網目の寸法より小さい網具を使用して漁労することを禁止する。漁労による漁獲物中の幼魚は規定の比率を超えてはならない。禁漁区又は禁漁期において非合法に捕獲した漁獲物の販売を禁止する。</p>
--	---

重点保护的渔业资源品种及其可捕捞标准，禁渔区和禁渔期，禁止使用或者限制使用的渔具和捕捞方法，最小网目尺寸以及其他保护渔业资源的措施，由国务院渔业行政主管部门或者省、自治区、直辖市人民政府渔业行政主管部门规定。

第三十一条 禁止捕捞有重要经济价值的水生动物苗种。因养殖或者其他特殊需要，捕捞有重要经济价值的苗种或者禁捕的怀卵亲体的，必须经国务院渔业行政主管部门或者省、自治区、直辖市人民政府渔业行政主管部门批准，在指定的区域和时间内，按照限额捕捞。

在水生动物苗种重点产区引水用水时，应当采取措施，保护苗种。

第三十二条 在鱼、虾、蟹洄游通道建闸、筑坝，对渔业资源有严重影响的，建设单位应当建造过鱼设施或者采取其他补救措施。

第三十三条 用于渔业并兼有调蓄、灌溉等功能的水体，有关主管部门应当确定渔业生产所需的最低水位线。

重点的に保護する漁業資源の品種並びにその漁労可能な基準、禁漁区並びに禁漁期、使用を禁止又は使用を制限する漁具及び漁労方法、最小網目寸法並びにその他の漁業資源保護措置は、國務院漁業行政主管部門又は省、自治区、直轄市人民政府漁業行政主管部門が規定する。

第三十一条 重要な經濟価値のある水生動物種苗の漁労を禁止する。養殖又はその他の特殊な必要のため、重要な經濟価値を持つ種苗又は捕獲禁止の卵を有している母体を漁労する場合は、國務院漁業行政主管部門又は省、自治区、直轄市の人民政府漁業行政主管部門の許可を得て、指定の区域及び時間内で、制限に基づき、漁労しなければならない。

水生動物種苗の重点生産区の引水、用水時においては、種苗保護の措置をとらなければならない。

第三十二条 魚、海老、蟹の回遊通路における水門、ダム建設によつて漁業資源への重大な影響がある場合は、建設団体は魚道施設の建設又はその他の救済措置をとらなければならない。

第三十三条 漁業用水と併せて貯水、灌漑等の機能を持つ蓄水池は、關係部門が漁業生産に必要な最低水位線を決定しなければならない。

第三十四条 禁止围湖造田。沿海滩涂未经县级以上人民政府批准，不得围垦；重要的苗种基地和养殖场所不得围垦。

第三十五条 进行水下爆破、勘探、施工作业，对渔业资源有严重影响的，作业单位应当事先同有关县级以上人民政府渔业行政主管部门协商，采取措施，防止或者减少对渔业资源的损害；造成渔业资源损失的，由有关县级以上人民政府责令赔偿。

第三十六条 各级人民政府应当采取措施，保护和改善渔业水域的生态环境，防治污染。

渔业水域生态环境的监督管理和渔业污染事故的调查处理，依照《中华人民共和国海洋环境保护法》和《中华人民共和国水污染防治法》的有关规定执行。

第三十四条 湖水を囲んで農地造成を行うことを禁止する。沿海の海岸砂丘は、県級以上の人民政府の許可を得ずに開墾してはならない。重要な種苗基地及び養殖場所を開墾してはならない。

第三十五条 水面下の爆破、探査、施行作業の実施が漁業資源に対して重大な影響がある場合は、作業団体が事前に関係する県級以上の人民政府漁業行政主管部門と協議し、措置を採り、漁業資源の損害を防止又は減少させなければならない。漁業資源の損失を生じさせたときは、関係する県級以上の人民政府が賠償を命じる。

第三十六条 各級人民政府は必要な措置を採り、漁業水域の生態環境を保護し、汚染を防止しなければならない。

漁業水域の生態環境の監督管理及び漁業汚染事故の調査処理は「中華人民共和国海洋環境保護法」及び「中華人民共和国水質汚染防止法」の関係規定に基づいて、執行する。

<p>第三十七条 国家对白鳍豚等珍贵、濒危水生野生动物实行重点保护，防止其灭绝。禁止捕杀、伤害国家重点保护的水生野生动物。因科学研究、驯养繁殖、展览或者其他特殊情况，需要捕捞国家重点保护的水生野生动物的，依照《中华人民共和国野生动物保护法》的规定执行。</p> <p>第五章 法律责任</p> <p>第三十八条 使用炸鱼、毒鱼、电鱼等破坏渔业资源方法进行捕捞的，违反关于禁渔区、禁渔期的规定进行捕捞的，或者使用禁用的渔具、捕捞方法和小于最小网目尺寸的网具进行捕捞或者渔获物中幼鱼超过规定比例的，没收渔获物和违法所得，处五万元以下的罚款；情节严重的，没收渔具，吊销捕捞许可证；情节特别严重的，可以没收渔船；构成犯罪的，依法追究刑事责任。在禁渔区或者禁渔期内销售非法捕捞的渔获物的，县级以上地方人民政府渔业行政主管部门应当及时进行调查处理。</p> <p>制造、销售禁用的渔具的，没收非法制造、销售的渔具和违法所得，并处一万元以下的罚款。</p>	<p>第三十七条 国家は揚子江イルカ等の貴重で、絶滅の危機に瀕している水生野生動物に対し、重点的保護を実施し、その絶滅を防止する。国家重点保護水生野生動物を捕殺し、傷害を与えることを禁止する。科学研究、飼育繁殖、展覧又はその他特殊な状況によって国家重点保護水生野生動物の捕獲が必要な場合は、「中華人民共和国野生動物保護法」の規定に基づいて実行する。</p> <p>第五章 法的責任</p> <p>第三十八条 爆破、毒物、電気ショック等の漁業資源を破壊する方法を使用して漁労を行った場合、禁漁区、禁漁期に関する規定に違反して漁労を行った場合又は使用禁止の漁具、漁労方法及び最小網目の寸法より小さい網具を使用して漁労をした若しくは漁獲物の幼魚の割合が規定比率を超過した場合は、漁獲物及び違法所得を没収し、五万元以下の罰金を科す。情状が重大なときは、漁具を没収し、漁労許可証を取り消す。情状が特に重大なときは、漁船を没収する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。禁漁区又は禁漁期において非合法に漁労した漁獲物を販売したときは、県級以上の地方人民政府漁業行政主管部門が速やかに調査し、処理する。</p> <p>使用禁止の漁具を製造、販売した場合は、非合法に製造、販売した漁具及び違法所得を没収し、併せて一万元以下の罰金を科す。</p>
---	--

第三十九条 偷捕、抢夺他人养殖的水产品的，或者破坏他人养殖水体、养殖设施的，责令改正，可以处二万元以下的罚款；造成他人损失的，依法承担赔偿责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十条 使用全民所有的水域、滩涂从事养殖生产，无正当理由使水域、滩涂荒芜满一年的，由发放养殖证的机关责令限期开发利用；逾期未开发利用的，吊销养殖证，可以并处一万元以下的罚款。

未依法取得养殖证擅自在全民所有的水域从事养殖生产的，责令改正，补办养殖证或者限期拆除养殖设施。未依法取得养殖证或者超越养殖证许可范围在全民所有的水域从事养殖生产，妨碍航运、行洪的，责令限期拆除养殖设施，可以并处一万元以下的罚款。

第四十一条 未依法取得捕捞许可证擅自进行捕捞的，没收渔获物和违法所得，并处十万元以下的罚款；情节严重的，并可以没收渔具和渔船。

第三十九条 他人が養殖した水産物を密漁、強奪した場合又は他人の養殖池、養殖施設を破壊した場合は、その是正を命じ、二万元以下の罰金を科すことができる。他人に損失を与えたときは、法に基づき賠償責任を負う。犯罪を構成するときは、法に基づき、刑事責任を追及する。

第四十条 全人民所有の水域、海岸砂丘を使用して養殖生産に従事し、正当な理由無く、水域、海岸砂丘を満一年放置した場合は、養殖証を発行した機関が期限を定めて開発利用を命じる。期限を徒過しても開発利用を行わないときは、養殖証を取り上げ、併せて一万元以下の罰金を科すことができる。

法に基づき養殖証を取得することなく無断で全人民所有の水域で養殖生産に従事した場合は、是正を命じ、養殖証を発給する又は期限を定めて養殖施設をとり壊すものとする。法に基づき養殖証を取得することなく、養殖証の許可範囲を超えて全人民所有の水域で養殖生産に従事し、航水流を妨げたときは、期限を定めて養殖施設を取り壊すことを命じ、併せて一万元以下の罰金に処すことができる。

第四十一条 法に基づく漁労許可証を取得することなく、勝手に漁労を行った場合は、漁獲物及び違法所得を没収し、併せて十万元以下の罰金を科す。情状が重大なときは、併せて漁具及び漁船を没収できる。

<p>第四十二条 违反捕捞许可证关于作业类型、场所、时限和渔具数量的规定进行捕捞的，没收渔获物和违法所得，可以并处五万元以下的罚款；情节严重的，并可以没收渔具，吊销捕捞许可证。</p> <p>第四十三条 涂改、买卖、出租或者以其他形式转让捕捞许可证的，没收违法所得，吊销捕捞许可证，可以并处一万元以下的罚款；伪造、变造、买卖捕捞许可证，构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p> <p>第四十四条 非法生产、进口、出口水产苗种的，没收苗种和违法所得，并处五万元以下的罚款。</p> <p>经营未经审定批准的水产苗种的，责令立即停止经营，没收违法所得，可以并处五万元以下的罚款。</p> <p>第四十五条 未经批准在水产种质资源保护区内从事捕捞活动的，责令立即停止捕捞，没收渔获物和渔具，可以并处一万元以下的罚款。</p>	<p>第四十二条 漁労許可証の漁法、場所、時間及び漁具の数量の規定に違反して漁労を行った場合は、漁獲物及び違法所得を没収し、併せて五万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大なときは、漁具を没収し、漁労許可証を取り上げることができる。</p> <p>第四十三条 改ざん、売買、貸与又はその他の形式によって漁労許可証を譲渡した場合は、違法所得を没収し、漁労許可証を取り上げ、併せて一万元以下の罰金を科すことができる。漁労許可証を偽造、変造、売買し、犯罪を構成するときは、刑事責任を追及する。</p> <p>第四十四条 水産種苗を違法に生産、輸入、輸出した場合は、種苗及び違法所得を没収し、併せて五万元以下の罰金を科す。</p> <p>審査、認可を経ずに水産種苗を取扱った場合は、ただちに取扱いを停止させ、違法所得を没収し、併せて五万元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>第四十五条 水産品種品質資源保護区において認可を得ずに漁労活動に従事した場合は、ただちに漁労停止を命じ、漁獲物及び漁具を没収し、併せて一万元以下の罰金を科すことができる。</p>
--	---

第四十六条 外国人、外国漁船違反本法規定，擅自进入中华人民共和国管辖水域从事渔业生产和渔业资源调查活动的，责令其离开或者将其驱逐，可以没收渔获物、渔具，并处五十万元以下的罚款；情节严重的，可以没收渔船；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十七条 造成渔业水域生态环境破坏或者渔业污染事故的，依照《中华人民共和国海洋环境保护法》和《中华人民共和国水污染防治法》的规定追究法律责任。

第四十八条 本法规定的行政处罚，由县级以上人民政府渔业行政主管部门或者其所属的渔政监督管理机构决定。但是，本法已对处罚机关作出规定的除外。

在海上执法时，对违反禁渔区、禁渔期的规定或者使用禁用的渔具、捕捞方法进行捕捞，以及未取得捕捞许可证进行捕捞的，事实清楚、证据充分，但是当场不能按照法定程序作出和执行行政处罚决定的，可以先暂时扣押捕捞许可证、渔具或者渔船，回港后依法作出和执行行政处罚决定。

第四十六条 外国人、外国漁船が本法の規定に違反し、無断で中華人民共和国が管轄する水域に侵入して漁業生産及び漁業資源調査活動に従事した場合は、水域からの退去を命じ、又は駆逐し、漁獲物、漁具を没収し、併せて五十万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大なときは、漁船を没収することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき、刑事責任を追及する。

第四十七条 漁業水域の生態環境の破壊又は漁業汚染事故を引き起こした場合は「中華人民共和国海洋環境保護法」及び「中華人民共和国水質汚染防止法」の規定に基づき、法的責任を追及する。

第四十八条 本法が規定する行政処罰は、県級以上の人民政府漁業行政主管部門又はそれが所属する漁政監督管理機構が決定する。ただし、本法が既に処罰機關を規定しているものは除く。

海上において法を執行する場合、禁漁区、禁漁期の規定に違反して又は使用禁止の漁具、漁労方法を使用して漁労を行う及び漁労許可証を得ずに漁労を行った場合に対し、事実は明確で証拠は十分であるものの、現場では法定手続きに基づく行政処罰を決定し、執行できないときは、先ず暫定的に漁労許可証、漁具又は漁船を押収し、帰港後、法に基づき行政処罰を決定し、執行することができる。

第四十九条 渔业行政主管部门和其所属的渔政监督管理机构及其工作人员违反本法规定核发许可证、分配捕捞限额或者从事渔业生产经营活动的，或者有其他玩忽职守不履行法定义务、滥用职权、徇私舞弊的行为的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第六章 附则

第五十条 本法自 1986 年 7 月 1 日起施行。

第四十九条 漁業行政主管部門並びにその所属する漁政監督管理機構及びその職員が、本法の規定に違反して許可証を発行し、漁労制限量を分配し若しくは漁業生産経営活動に従事した場合又はその他職務を怠り、法定義務を履行せず、職権を乱用し、私利を図って悪事を為した場合は、法に基づき行政処分を行う。犯罪を構成するときは、法に基づき、刑事責任を追及する。

第六章 附則

第五十条 本法は 1986 年 7 月 1 日より施行する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

中華人民共和国輸出入動植物検疫法

原文	和訳
<p>中华人民共和国进出境动植物检疫法</p> <p>(1991年10月30日第七届全国人民代表大会常务委员会第二十二次会议通过，主席令第53号发布)</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为防止动物传染病、寄生虫病和植物危险性病、虫、杂草以及其他有害生物(以下简称病虫害)传入、传出国境，保护农、林、牧，渔业生产和人体健康，促进对外经济贸易的发展，制定本法。</p> <p>第二条 进出境的动植物、动植物产品和其他检疫物，装载动植物、动植物产品和其他检疫物的装载容器、包装物，以及来自动植物疫区的运输工具，依照本法规定实施检疫。</p>	<p>中華人民共和国輸出入動植物検疫法</p> <p>(1991年10月30日第七期全国人民代表大会第二十二回会議採択、主席令第五十三号公布)</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 動物の伝染病及び寄生虫病並びに植物に危険な病気、虫、雑草及びその他の有害生物（以下「病虫害」という）の侵入、流出を防止し、農、林、牧畜、漁業の生産及び人体の健康を保護し、対外経済貿易の発展を促進するために、本法を制定する。</p> <p>第二条 輸出入する動植物、動植物製品及びその他の検疫物並びに動植物、動植物製品及びその他の検疫物を積載した積載容器及び包装物並びに動植物疫病地域からの輸送用具は本法の規定に基づいて、検疫を実施する。</p>

第三条 国务院设立动植物检疫机关(以下简称国家动植物检疫机关),统一管理全国进出境动植物检疫工作。国家动植物检疫机关在对外开放的口岸和进出境动植物检疫业务集中的地点设立的口岸动植物检疫机关,依照本法规定实施进出境动植物检疫。

贸易性动物产品出境的检疫机关,由国务院根据实际情况规定。

国务院农业行政主管部门主管全国进出境动植物检疫工作。

第四条 口岸动植物检疫机关在实施检疫时可以行使下列职权:

(一) 依照本法规定登船、登车、登机实施检疫;

(二) 进入港口、机场、车站、邮局以及检疫物的存放、加工、养殖、种植场所实施检疫,并依照规定采样;

第三条 国務院は、動植物検疫機関（以下「国家動植物検疫機関」という。）を設立し、全国の輸出入動植物検疫業務を統一して管理する。国家動植物検疫機関が、対外開放されている港湾及び輸出入動植物検疫業務が集中する地点に設立した貿易地動植物検疫機関は、本法の規定に基づいて輸出入動植物検疫を実施する。

貿易に係る動物製品の輸出検疫機関は、国務院が実際の状況に基づいて規定する。

国務院農業行政主管部門は、全国の輸出入動植物検疫業務を主管する。

第四条 貿易地動植物検疫機関は検疫実施時に、以下に列挙する職権を行使することができる。

(一) 本法の規定に基づき、船舶、車両、航空機に乗り込んで検疫を実施する。

(二) 港湾、空港、駅、郵便局及び検疫物の貯蔵、加工、養殖、栽培をする場所に立ち入り、検疫を実施するとともに、規定に基づいてサンプルを採取する。

<p>(三) 根据检疫需要, 进入有关生产、仓库等场所, 进行疫情监测、调查和检疫监督管理;</p> <p>(四) 查阅、复制、摘录与检疫物有关的运行日志、货运单、合同、发票以及其他单证。</p> <p>第五条 国家禁止下列各物进境:</p> <p>(一) 动植物病原体(包括菌种、毒种等)、害虫及其他有害生物;</p> <p>(二) 动植物疫情流行的国家和地区的有关动植物、动植物产品和其他检疫物;</p> <p>(三) 动物尸体;</p> <p>(四) 土壤。</p> <p>口岸动植物检疫机关发现有前款规定的禁止进境物的, 作退回或者销毁处理。</p>	<p>(三) 検査での必要性に基づき、関係する生産、倉庫等の場所に立ち入り、疾病状況の監視測定、調査及び検査監督管理を行う。</p> <p>(四) 検査物に関する運行日志、貨物輸送簿、契約書、領収書及びその他の書類を査閲、複製、摘録する。</p> <p>第五条 国家は以下に列挙する物の輸入を禁止する。</p> <p>(一) 動植物病原体（菌類、毒物類等を含む）、害虫及びその他の有害生物。</p> <p>(二) 動植物伝染病が流行している国及び地域が関係する動植物、動植物製品及びその他の検査物。</p> <p>(三) 動物の死体。</p> <p>(四) 土壤。</p> <p>貿易地の動植物検査機関が前項で規定する輸入禁止物質を発見した場合、それを返送又は焼却処理するものとする。</p>
---	--

<p>因科学研究等特殊需要引进本条第一款规定的禁止进境物的，必须事先提出申请，经国家动植物检疫机关批准。</p> <p>本条第一款第二项规定的禁止进境物的名录，由国务院农业行政主管部门制定并公布。</p> <p>第六条 国外发生重大动植物疫情并可能传入中国时，国务院应当采取紧急预防措施，必要时可以下令禁止来自动植物疫区的运输工具进境或者封锁有关口岸；受动植物疫情威胁地区的地方人民政府和有关口岸动植物检疫机关，应当立即采取紧急措施，同时向上级人民政府和国家动植物检疫机关报告。</p> <p>邮电、运输部门对重大动植物疫情报告和送检材料应当优先传送。</p> <p>第七条 国家动植物检疫机关和口岸动植物检疫机关对进出境动植物、动植物产品的生产、加工、存放过程，实行检疫监督制度。</p>	<p>科学研究等の特別な需要により、本条第一項で規定する輸入禁止物を輸入する場合、事前に申請を提出し、国家動植物検疫機関の認可を得なければならない。</p> <p>本条第一項第二号で規定する輸入禁止物質のリストは、国务院農業行政主管部門が制定して公布する。</p> <p>第六条 国外で重大な動植物伝染病が発生し、中国に侵入する可能性がある場合、国务院は、緊急予防措置を採らなければならない、必要なときは動植物伝染地域からの輸送手段の入国の禁止又は関係する港湾の封鎖を命令することができる。動植物伝染病の脅威を受けている地方人民政府及び関係する貿易地動植物検疫機関は速やかに緊急措置を採らなければならない、同時に上級の人民政府及び国家動植物検疫機関に報告しなければならない。</p> <p>郵便、運輸部門は、重大な動植物伝染病の状況報告及び検査材料を優先して送付しなければならない。</p> <p>第七条 国家動植物検疫機関及び貿易地動植物検疫機関は、出入国する動植物、動植物製品の生産、加工、貯蔵過程について、検疫監督制度を実施する。</p>
---	--

第八条 口岸动植物检疫机关在港口、机场、车站、邮局执行检疫任务时，海关、交通、民航、铁路、邮电等有关部门应当配合。

第九条 动植物检疫机关检疫人员必须忠于职守，秉公执法。

动植物检疫机关检疫人员依法执行公务，任何单位和个人不得阻挠。

## 第二章 进境检疫

第十条 输入动物、动物产品、植物种子、种苗等其他繁殖材料的，必须事先提出申请，办理检疫审批手续。

第十一条 通过贸易、科技合作、交换、赠送、援助等方式输入动植物、动植物产品和其他检疫物的，应当在合同或者协议中订明中国法定的检疫要求，并订明必须附有输出国家或者地区政府动植物检疫机关出具的检疫证书。

第八条 貿易地の動植物検疫機関が港湾、空港、駅、郵便局において検疫任務を執行する場合、税関、交通、民航、鉄道、郵便等の関係部門は、協力しなければならない。

第九条 動植物検疫機関の検疫要員は、職責を忠実に守って、公平な法の執行をしなければならない。

動植物検疫機関の検疫人員は、法に基づいて公務を執行し、如何なる団体及び個人もこれを阻止してはならない。

## 第二章 入国検疫

第十条 動物、動物製品、植物種子、種苗等その他の繁殖材料を輸入する場合、事前に申請を提出し、検疫審査手続きをしなければならない。

第十一条 貿易、科学技術協力、交換、贈与、援助等の方法により、動植物、動植物製品及びその他の検疫物を輸入する場合、契約又は合意の中に、中国で決定された検疫基準を明記しなければならず、併せて輸出国又は地域の政府の動植物検疫機関が発行した検疫証明書を添付していることを明記しなければならない。

第十二条 货主或者其代理人应当在动植物、动植物产品和其他检疫物进境前或者进境时持输出国家或者地区的检疫证书、贸易合同等单证，向进境口岸动植物检疫机关报检。

第十三条 装载动物的运输工具抵达口岸时，口岸动植物检疫机关应当采取现场预防措施，对上下运输工具或者接近动物的人员、装载动物的运输工具和被污染的场地作防疫消毒处理。

第十四条 输入动植物、动植物产品和其他检疫物，应当在进境口岸实施检疫。未经口岸动植物检疫机关同意，不得卸离运输工具。

输入动植物，需隔离检疫的，在口岸动植物检疫机关指定的隔离场所检疫。

第十二条 荷主又はその代理人は、動植物、動植物製品及びその他の検疫物の輸入前又は輸入時に、輸出国若しくは地域の検疫証明書、貿易契約等の証書を持って輸入する貿易地動植物検疫機関に検疫を申請しなければならない。

第十三条 動物を積載する輸送用具が貿易地に到着した場合、貿易地動植物検疫機関は、現場で予防措置を採らなければならない。輸送用具に上り下りし、又は動物に近づいた人員、動物を積載した輸送用具及び汚染された場所に対し、防疫消毒処理をするものとする。

第十四条 動植物、動植物製品及びその他の検疫物を輸入するときは、入国する際の貿易地において検疫を実施しなければならない。貿易地動植物検疫機関の同意を得ない物は、輸送用具から積み降ろしてはならない。

輸入動植物で隔離検疫が必要な場合、貿易地の動植物検疫機関が指定した隔離場所において検疫する。

因口岸条件限制等原因，可以由国家动植物检疫机关决定将动植物、动植物产品和其他检疫物运往指定地点检疫。在运输、装卸过程中，货主或者其代理人应当采取防疫措施。指定的存放、加工和隔离饲养或者隔离种植的場所，应当符合动植物检疫和防疫的规定。

第十五条 输入动植物、动植物产品和其他检疫物，经检疫合格的，准予进境；海关凭口岸动植物检疫机关签发的检疫单证或者在报单上加盖的印章验放。

输入动植物、动植物产品和其他检疫物，需调离海关监管区检疫的，海关凭口岸动植物检疫机关签发的《检疫调离通知单》验放。

第十六条 输入动物，经检疫不合格的，由口岸动植物检疫机关签发《检疫处理通知单》，通知货主或者其代理人作如下处理：

貿易地における条件の制約等の原因により、国家動植物検疫機関は、動植物、動植物製品及びその他の検疫物を指定地点に輸送して検疫することを決定することができる。輸送、積み降ろし過程において、荷主又はその代理人は、防疫措置を採らなければならない。指定する保管、加工並びに隔離飼養又は隔離栽培の場所は、動植物検疫及び防疫の規定に適合していなければならない。

第十五条 輸入動植物、動植物製品及びその他の検疫物が、検疫を経て合格した場合、入国を許可される。税関は貿易地の動植物検疫機関が署名して発行する検疫証明書又は検疫申請書の上に押印した印章により、通関させる。

輸入する動植物、動植物製品及びその他の検疫物が、税関の監督管理区から隔離して検疫を行う必要がある場合、税関は、貿易地の動植物検疫機関が署名して発行する「検疫隔離通知書」により、通関させる。

第十六条 輸入動物が検疫に不合格となった場合、貿易地の動植物検疫機関が「検疫処理通知書」を署名して発行し、荷主又はその代理人に以下の処理をすることを通知するものとする。

<p>(一) 检出一类传染病、寄生虫病的动物，连同其同群动物全群退回或者全群扑杀并销毁尸体；</p> <p>(二) 检出二类传染病、寄生虫病的动物，退回或者扑杀，同群其他动物在隔离场或者其他指定地点隔离观察。</p> <p>输入动物产品和其他检疫物经检疫不合格的，由口岸动植物检疫机关签发《检疫处理通知单》，通知货主或者其代理人作除害、退回或者销毁处理。经除害处理合格的，准予进境。</p> <p>第十七条 输入植物、植物产品和其他检疫物，经检疫发现有植物危险性病、虫、杂草的，由口岸动植物检疫机关签发《检疫处理通知单》，通知货主或者其代理人作除害、退回或者销毁处理。经除害处理合格的，准予进境。</p> <p>第十八条 本法第十六条第一款第一项、第二项所称一类、二类动物传染病、寄生虫病的名录和本法第十七条所称植物危险性病、虫、杂草的名录由国务院农业行政主管部门制定本公布。</p>	<p>(一) 一類伝染病、寄生虫病の動物を検出した場合、それと同一群にある動物は全群を返送又は撲殺し、且つその死体を焼却する。</p> <p>(二) 二類伝染病、寄生虫病の動物を検出した場合は、返送又は撲殺し、同一群にあるその他の動物は隔離場又はその他の指定した地点に隔離し、観察する。</p> <p>輸入する動物製品及びその他の検疫物が検疫に不合格であった場合、貿易地動植物検疫機関が「検疫処理通知書」を署名して発行し、荷主又はその代理人に通知して、害の除去、返送又は焼却処理するものとする。害の除去処理の後に合格したときは、輸入を認めるものとする。</p> <p>第十七条 輸入する植物、植物製品及びその他の検疫物が、検疫を経て植物における危険な病気、虫、雑草を発見した場合、貿易地の動植物検疫機関は「検疫処理通知書」を署名して発行し、荷主又はその代理人に通知して、害を除去し、返送又は焼却処理することを通知する。害の除去処理を経て合格したものは、輸入を認めるものとする。</p> <p>第十八条 本法第十六条第一項第一号、第二号における一類、二類の伝染病、寄生虫病のリスト及び本法第十七条における植物の危険な病気、虫、雑草のリストは、国務院農業行政主管部門が制定し、公表する。</p>
--	---

第十九条 输入动植物、动植物产品和其他检疫物，经检疫发现有本法第十八条规定的名录之外，对农、林、牧、渔业有严重危险的其他病虫害的，由口岸动植物检疫机关依照国务院农业行政主管部门的规定，通知货主或者其代理人作除害、退回或者销毁处理。经除害处理合格的，准予进境。

### 第三章 出境检疫

第二十条 货主或者其代理人在动植物、动植物产品和其他检疫物出境前，向口岸动植物检疫机关报检。

出境前需经隔离检疫的动物，在口岸动植物检疫机关指定的隔离场所检疫。

第二十一条 输出动植物、动植物产品和其他检疫物，由口岸动植物检疫机关实施检疫，经检疫合格或者经除害处理合格的，准予出境；海关凭口岸动植物检疫机关签发的检疫证书或者在报关单上加盖的印章验放。检疫不合格又无有效方法作除害处理的，不准出境。

第十九条 輸入する動植物、動植物製品及びその他の検疫物が、検疫を経て、本法第十八条で規定されたリスト以外の農、林、牧畜及び漁業に重大な危険性のあるその他の病虫害を発見した場合、貿易地の動植物検疫機関は、国務院農業行政主管部門の規定に基づいて、荷主又はその代理人にその害を除去して、返送又は焼却処理することを通知するものとする。害を除去処理して合格したときは、輸入を認めるものとする。

### 第三章 輸出検疫

第二十条 荷主又はその代理人は、動植物、動植物製品及びその他の検疫物の輸出前に貿易地の動植物検疫機関に対し、検疫を申請する。

輸出前に隔離検疫が必要な動物は、貿易地の動植物検疫機関が指定した隔離場所において検疫を実施する。

第二十一条 輸出する動植物、動植物製品及びその他の検疫物が、貿易地の動植物検疫機関が検疫を実施し、検疫を経て合格又は害を除去して合格した場合、輸出を許可する。税関は貿易地の動植物検疫機関が署名して発行した検疫証書又は税関申告書の上に押印された印章によって通関させる。検疫で不合格又は害を取り除く有効な方法がないときは、輸出を認めない。

<p>第二十二條 經檢疫合格的動植物、動植物產品和其他檢疫物，有下列情形之一的，貨主或者其代理人應當重新報檢：</p> <p>(一) 更改輸入國家或者地區，更改好的輸入國家或者地區又有不同檢疫要求的；</p> <p>(二) 改換包裝或者原未拼裝後來拼裝的；</p> <p>(三) 超過檢疫規定有效期的。</p> <p>第四章 過境檢疫</p> <p>第二十三條 要求運輸動物過境的，必須事先商得中國國家動植物檢疫機關同意，並按照指定的口岸和路線過境。</p> <p>裝載過境動物的運輸工具、裝載容器、飼料和鋪墊材料，必須符合中國動植物檢疫的規定。</p>	<p>第二十二條 檢疫を経て合格した動植物、動植物製品及びその他の檢疫物が、以下に列挙した状況の一つに該当する場合、荷主又はその代理人は、再度檢疫を申請しなければならない。</p> <p>(一) 輸入国又は地域の変更をする場合、変更した後の輸入国又は地域において異なる檢疫を要求している場合。</p> <p>(二) 包装の変更又は本来無包装であったものをその後包装した場合。</p> <p>(三) 檢疫の規定の有効期間を徒過した場合。</p> <p>第四章 国境通過檢疫</p> <p>第二十三條 国境を通過して動物を輸送しようとする場合には、事前に中國國家動植物檢疫機關と協議して同意を得なければならず、且つ指定された貿易地及び経路をとって国境を通過しなければならない。</p> <p>国境を通過する動物を積載する輸送用具、包装容器、飼料及び下敷き資材は、中国における動植物檢疫の規定に適合したものでなければならない。</p>
---	--

第二十四条 运输动植物、动植物产品和其他检疫物过境的，由承运人或者押运人持货运单和输出国家或者地区政府动植物检疫机关出具的检疫证书，在进境时向口岸动植物检疫机关报检，出境口岸不再检疫。

第二十五条 过境的动物经检疫合格的，准予过境；发现有本法第十八条规定的名录所列的动物传染病、寄生虫病的，全群动物不准过境。

过境动物的饲料受病虫害污染的，作除害、不准过境或者销毁处理。

过境的动物的尸体、排泄物、铺垫材料及其他废弃物，必须按照动植物检疫机关的规定处理，不得擅自抛弃。

第二十四条 動植物、動植物製品及びその他の検疫物を輸送する場合には、輸送請負人又は護送人は、貨物運送票及び輸出国又は地域政府の動植物検疫機関が発行した検疫証明書を携行するものとし、入国時に貿易地動植物検疫機関に検疫申請し、出国時の貿易地では再度の検疫をしないものとする。

第二十五条 国境を通過する動物が検疫を合格した場合、国境の通過を許可する。本法第十八条に規定したリストの動物伝染病、寄生虫病を発見したときは、全群の動物の国境通過を認めない。

国境を通過する動物の飼料が病虫害に汚染されている場合、その害の除去、国境通過の禁止、又は焼却処理するものとする。

国境を通過する動物の死体、排泄物、下敷き資材及びその他の廃棄物は、動植物検疫機関の規定に基づいて処理しなければならない。勝手に投棄してはならない。

第二十六条 对过境植物、动植物产品和其他检疫物，口岸动植物检疫机关检查运输工具或者包装，经检疫合格的，准予过境；发现有本法第十八条规定的名录所列的病虫害的，作除害处理或者不准过境。

第二十七条 动植物、动植物产品和其他检疫物过境期间，未经动植物检疫机关批准，不得开拆包装或者卸离运输工具。

#### 第五章 携带、邮寄物检疫

第二十八条 携带、邮寄植物种子、种苗以及其他繁殖材料进境的，必须事先提出申请，办理检疫审批手续。

第二十九条 禁止携带、邮寄进境的动植物、动植物产品和其他检疫物的名录，由国务院农业行政主管部门制定并公布。

第二十六条 国境を通過する植物、動植物製品及びその他の検疫物に対し、貿易地動植物検疫機関は、輸送用具又は包装を検査し、検疫を経て合格した場合、国境の通過を認める。本法第十八条に規定するリストに列挙されている病虫害を発見したときは、害の除去処理を行う又は国境の通過を認めないものとする。

第二十七条 動植物、動植物製品及びその他の検疫物が国境を通過する期間は、動植物検疫機関の許可を得なければ包装を開くこと又は輸送用具からの荷卸しはできないものとする。

#### 第五章 携行、郵送物の検疫

第二十八条 植物種子、種苗及びその他の繁殖材料を携行又は郵送して輸入する場合は、事前に申請を提出し、検疫許可手続きをしなければならない。

第二十九条 携行、郵送による輸入を禁止する動植物、動植物製品及びその他の検疫物のリストは、国务院農業行政主管部門が制定して、公表する。

携带、邮寄前款规定的名录所列的动植物、动植物产品和其他检疫物进境的，作退回或者销毁处理。

第三十条 携带本法第二十九条规定的名录以外的动植物、动植物产品和其他检疫物进境的，在进境时向海关申报并接受口岸动物检疫机关检疫。

携带动物进境的，必须持有输出国家或者地区的检疫证书等证件。

第三十一条 邮寄本法第二十九条规定的名录以外的动植物、动植物产品和其他检疫物进境的，由口岸动植物检疫机关在国际邮件互换局实施检疫，必要时可以取回口岸动植物检疫机关检疫；未经检疫不得运递。

前項で規定されたリストに列挙されている動植物、動植物製品及びその他の検疫物を携行、郵送した場合、それを返送又は焼却処理するものとする。

第三十条 本法第二十九条に規定されたリスト以外の動植物、動植物製品及びその他の検疫物を携行して輸入する場合、入国時に税関に申告し、且つ貿易地の動植物検疫機関の検疫を受けるものとする。

動物を携行して入国するときは、輸出国又は地域の検疫証明書等の証書を携行しなければならない。

第三十一条 本法第二十九条に規定するリスト以外の動植物、動植物製品及びその他の検疫物を郵送により輸入する場合、貿易地の動植物検疫機関が国際郵便互换局において検疫を実施し、必要な場合は貿易地の動植物検疫機関に回送して検疫する。検疫を経っていないものは配達できない。

第三十二条 邮寄进境的动植物、动植物产品和其他检疫物，经检疫或者除害处理合格后放行；经检疫不合格又无有效方法作除害处理的，作退回或者销毁处理，并签发《检疫处理通知单》。

第三十三条 携带、邮寄出境的动植物、动植物产品和其他检疫物，物主有检疫要求的，由口岸动植物检疫机关实施检疫。

#### 第六章 运输工具检疫

第三十四条 来自动植物疫区的船舶、飞机、火车抵达口岸时，由口岸动植物检疫机关实施检疫。发现有本法第十八条规定的名录所列的病虫害的，作不准带离运输工具、除害、封存或者销毁处理。

第三十五条 进境的车辆、由口岸动植物检疫机关作防疫消毒处理。

第三十二条 郵送して輸入する動植物、動植物製品及びその他の検疫物は、検疫又は害を除去する処理を経て、合格後に輸入を認める。検疫を経て不合格である又は害を除去処理する有効な方法がない場合、返送又は焼却処理をし、併せて「検疫処理通知票」に署名して発行する。

第三十三条 携行、郵送によって輸出する動植物、動植物製品及びその他の検疫物について、荷主が検疫を求める場合、貿易地の動植物検疫機関が検疫を実施する。

#### 第六章 輸送用具の検疫

第三十四条 動植物疫病地域からの船舶、航空機、列車が貿易地に到着した場合、貿易地の動植物検疫機関が検疫を実施する。本法第十八条で規定するリストに列挙されている病虫害を発見したときは、輸送用具からの持ち出しを許さず、害を除去し、封印し又は焼却処理するものとする。

第三十五条 入国する車両は、貿易地の動植物検疫機関が疫病予防の消毒処理をする。

第三十六条 进出境运输工具上的泔水、动植物性废弃物，依照口岸动植物检疫机关的规定处理，不得擅自抛弃。

第三十七条 装载出境的动植物、动植物产品和其他检疫物的运输工具，应当符合动植物检疫和防疫的规定。

第三十八条 进境供拆船用的废旧船舶，由口岸动植物检疫机关实施检疫，发现有本法第十八条规定的名录所列的病虫害的，作除害处理。

#### 第七章 法律责任

第三十九条 违反本法规定，有下列行为之一的，由口岸动植物检疫机关处以罚款：

(一) 未报检或者未依法办理检疫审批手续的；

第三十六条 出入国する輸送用具の汚水、動植物の廃棄物は、貿易地の動植物検査機関の規定に基づき、処理するものとし、勝手に投棄してはならない。

第三十七条 出国する動植物、動植物製品及び検査物を積載する輸送用具は、動植物検査及び疫病予防の規定に適合したものでなければならない。

第三十八条 解体用に入国する廃棄船舶は、貿易地の動植物検査機関が検査を実施し、本法第十八条で規定するリストに列挙された病虫害を発見した場合、害を除去する処理をするものとする。

#### 第七章 法的責任

第三十九条 本法の規定に違反して、次に列挙した行為の一つに該当する場合、貿易地の動植物検査機関が罰金を科する。

(一) 検査申請をせず、又は法に基づく検査審査手続きをしていない場合。

<p>(二) 未经口岸动植物检疫机关许可擅自将进境动植物、动植物产品或者其他检疫物卸离运输工具或者运递的；</p> <p>(三) 擅自调离或者处理在口岸动植物检疫机关指定的隔离场所中隔离检疫的动植物的。</p> <p>第四十条 报检的动植物、动植物产品或者其他检疫物与实际不符合的，由口岸动植物检疫机关处以罚款；已取得检疫单证的，予以吊销。</p> <p>第四十一条 违反本法规定，擅自开拆过境动植物、动植物产品或者其他检疫物的包装的，擅自将过境动植物、动植物产品或者其他检疫物卸离运输工具的，擅自抛弃过境动物的尸体、排泄物、铺垫材料或者其他废弃物的，有动植物检疫机关处以罚款。</p> <p>第四十二条 违反本法规定，引起重大动植物疫情的，比照刑法第一百七十八条的规定追究刑事责任。</p>	<p>(二) 貿易地の動植物検疫機関の許可を得ず、輸入した動植物、動植物製品又はその他の検疫物を勝手に輸送用具から下ろし又は配達した場合。</p> <p>(三) 貿易地の動植物検疫機関が指定した隔離場所で隔離検疫している動植物を勝手にそこから動かし又は処理した場合。</p> <p>第四十条 検疫申請した動植物、動植物製品及びその他の検疫物が実際のものと同致していない場合、貿易地の動植物検疫機関が罰金を科す。既に検疫証明書を得ているときは、これを取消す。</p> <p>第四十一条 本法の規定に違反して、入国した動植物、動植物製品及びその他の検疫物の包装を勝手に開封した場合、入国した動植物、動植物製品及びその他の検疫物を勝手に輸送用具から降ろした場合及び動物の死体、排泄物、下敷き資材又はその他の廃棄物を勝手に投棄した場合、動植物検疫機関が罰金を科す。</p> <p>第四十二条 本法の規定に違反し、重大な動植物の病疫を引き起こした場合、刑法第一百七十八条の規定に照らして、その刑事責任を追及するものとする。</p>
--	--

第四十三条 伪造、变造检疫单证、印章、标志、封识，依照刑法第一百六十七条的规定追究刑事责任。

第四十四条 当事人对动植物检疫机关的处罚决定不服的，可以在接到处罚通知之日起十五日内向作出处罚决定的机关的上一级机关申请复议；当事人也可以在接到处罚通知之日起十五日内直接向人民法院起诉。

复议机关应当在接到复议申请之日起六十日内作出复议决定。当事人对复议决定不服的，可以在接到复议决定之日起十五日内向人民法院起诉。复议机关逾期不作出复议决定的，当事人可以在复议期满之日起十五日内向人民法院起诉。

当事人逾期不申请复议也不向人民法院起诉，又不履行处罚决定的，作出处罚决定的机关可以申请人民法院强制执行。

第四十三条 検疫証明書、印章、表示、封印を偽造、変造した場合、刑法百六十七条の規定に照らして、その刑事責任を追及するものとする。

第四十四条 当事者が動植物検疫機関による処罰の決定について不服がある場合、処罰の通知を受領した日から起算して十五日以内に、処罰を決定した機関の一級上の機関に再審を申請することができる。当事者は処罰の通知を受領した日から起算して十五日以内に、直接人民法院（※）に提訴することもできる。

※：裁判所の呼称。司法機構の全体系で国家審判権を行使する機関。

再審機関は再審の申請を受領した日から起算して六十日以内に再審の決定をしなければならない。当事者が再審の決定について不服がある場合、再審の決定を受領した日から起算して十五日以内に人民法院に提訴することができる。再審機関が期間を過ぎても再審の決定をしないときは、当事者は期間の満了の日から起算して十五日以内に人民法院に提訴することができる。

当事者が期限を過ぎても再審の申請又は人民法院への提訴をせず、しかも処罰の決定を履行しない場合には、処罰の決定をした機関は、人民法院に強制執行の申請をすることができる。

<p>第四十五条 动植物检疫机关检疫人员滥用职权，徇私舞弊，伪造检疫结果，或者玩忽职守，延误检疫出证，构成犯罪的，依法追究刑事责任；不构成犯罪的，给予行政处分。</p> <p>第八章 附则</p> <p>第四十六条 本法下列用语的含义是：</p> <p>（一）“动物”是指饲养、野生的活动物、如畜、禽、兽、蛇、龟、鱼、虾、蟹、贝、蚕、蜂等；</p> <p>（二）“动物产品”是指来源于动物未经加工或者虽经加工但仍有可能传播疫病的产品，如生皮张、毛类、肉类、脏器、油脂、动物水产品、奶制品、蛋类、血液、精液、胚胎、骨、蹄、角等；</p> <p>（三）“植物”是指栽培植物、野生植物及其种子、种苗及其他繁殖材料等；</p>	<p>第四十五条 動植物検疫機関の検疫人員が職権を乱用し、私利を図って悪事を働き、検疫結果を偽造し、職責を怠り、検疫証明書の発行を遅延させたときは、それが犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追及する。犯罪を構成しないときは、行政処分に処するものとする。</p> <p>第八章 附則</p> <p>第四十六条 本法における以下に列挙した用語の意味は次の通りである。</p> <p>（一）「動物」とは、飼養した又は野生の生きた動物、例えば家畜、家禽、獣、蛇、亀、魚、海老、蟹、貝、蚕、蜂等をいう。</p> <p>（二）「動物製品」とは、動物に由来し、未加工又は加工を経てもなお疫病の伝染の可能性がある製品、例えば生の皮革、毛類、肉類、臓器、油脂、動物水産物、乳製品、卵類、血液、精液、胚胎、骨、蹄、角類をいう。</p> <p>（三）「植物」とは、栽培植物、野生植物並びにその種子、種苗及びその他の繁殖材料等をいう。</p>
---	--

(四) “植物产品”是指来源于植物未经加工或者虽经加工但仍有可能传播病虫害的产品，如粮食、豆、棉花、油、麻、烟草、籽仁、干果、鲜果、蔬菜、生药材、木材、饲料等；

(五) “其他检疫物”是指动物疫苗、血清、诊断液、动植物性废弃物等。

第四十七条 中华人民共和国缔结或者参加的有关动植物检疫的国际条约与本法有不同规定的，适用该国际条约的规定。但是，中华人民共和国声明保留的条款除外。

第四十八条 口岸动植物检疫机关实施检疫依照规定收费。收费办法由国务院农业行政主管部门会同国务院物价等有关主管部门制定。

第四十九条 国务院根据本法制定实施条例。

(四) 「植物製品」とは、植物に由来し、未加工又は加工を経てもなお病虫害伝染の可能性のある製品、例えば食糧、豆、綿花、油、麻、煙草、種子のさね、ドライフルーツ、果物、野菜、生の薬材、木材、資料等をいう。

(五) 「その他の検疫物」とは、動物ワクチン、血清、診断液、動植物性廃棄物等をいう。

第四十七条 中華人民共和国が締結又は参加した動植物検疫関係国際条約に本法と異なる規定がある場合には、当該国際条約の規定を適用する。但し、中華人民共和国が留保を表明した条項は除く。

第四十八条 貿易地の動植物検疫機関が実施する検疫は、規定に基づき費用を徴収する。費用徴収の方法は、国务院の農業行政主管部門が国务院の物価等の関係主管部門とともに制定する。

第四十九条 国务院は、本法に基づき实施条例を制定するものとする。

第五十条 本法自1992年4月1日起施行。1982年6月4日国务院发布的《中华人民共和国进出口动植物检疫条例》同时废止。

附：刑法有关条款

第一百七十八条 违反国境卫生检疫规定，引起检疫传染病的传播、或者有引起检疫传染病传播严重危险的，处三年以下有期徒刑或者拘役，可以并处或者单处罚金。

第一百六十七条 伪造、变造或者盗窃、抢夺、毁灭国家机关、企业、事业单位、人民团体的公文、证件、印章的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

第五十条 本法は、1992年4月1日より施行する。1982年6月4日に国務院が公布した「中華人民共和國輸出入動植物検疫条例」は、同時に廃止する。

附：刑法の関係条項

第一百七十八条 国境衛生検疫規定に違反して、検疫伝染病の伝播を引き起こした又は検疫伝染病の伝播によって重大な危険を引き起こした場合は、三年以下の懲役又は拘留に処するものとし、併せて若しくは単独で罰金を科することができる。

第一百六十七条 国家機関、企業、事業団体、人民団体の公文書、証明書、印章を偽造、変造、強盗、窃盗又は焼却した場合は、三年以下の懲役、拘留、拘束若しくは政治的権利の剥奪に処する。情状が重大なときは、三年以上十年以下の懲役に処するものとする。

## 2 法 規

### 2 - 1 生產過程

法律法規訳出一覧（原文対照）

生きた豚と畜管理条例

原文	和訳
<p>生猪肉宰管理条例</p> <p>（1997年12月12日国务院第238号发布，自1998年1月1日起施行）</p> <p>第一条 为了加强生猪肉宰管理，保证生猪肉产品质量，保障人民身体健康，制定本条例。</p> <p>第二条 国家对生猪肉实行定点屠宰、集中检疫、统一纳税、分散经营的制度。</p>	<p>生きた豚と畜管理条例</p> <p>（1997年12月19日国务院令第238号公布、1998年1月1日より施行する）</p> <p>第一条 生きた豚と畜管理を強化し、生きた豚製品の品質を保証し、人民の身体健康を保障するため、本条例を制定する。</p> <p>第二条 国家は生きた豚に対し、定点と畜、集中検査、統一納税、分散経営の制度を実施する。</p>

第三条 国务院商品流通行政主管部门主管全国生猪屠宰的行业管理工作。县级以上地方人民政府商品流通行政主管部门负责本行政区域内生猪屠宰活动的监督管理。

乡镇屠宰厂（场）生猪屠宰活动的具体管理体制，由省、自治区、直辖市人民政府规定。

第四条 定点屠宰厂（场）的设置规划由省、自治区、直辖市人民政府按照统一规划、合理布局、有利流通、方便群众、便于检疫和管理的原则，结合本地实际情况制定。

第三条 國務院商品流通行政主管部門が、全国の生きた豚と畜業界管理業務を主管する。県級以上の地方人民政府商品流通行政主管部門は、同行政区域内の生きた豚と畜活動の監督管理について責任を負う。

郷鎮（※）と畜廠（場）における生きた豚と畜活動の具体的な管理体制は、省、自治区、直轄市の人民政府が規定する。

※：中国の地方行政組織は①省、自治区、直轄市、②地区、市、③県、市、④郷鎮の4級に区分されており、郷、鎮は末端の行政組織。なお、郷、鎮の下には村民の自治組織である村民委員会が設置されている。

第四条 定点と畜廠（場）の設置計画は、省、自治区、直轄市の人民政府が、統一的計画、合理的配置、流通に有利、大衆に便利、検査及び管理に都合がよいとの原則に基づき、同地の実際の状況に即して制定する。

第五条 定点屠宰厂（场）由市、县人民政府根据定点屠宰厂（场）的设置规划，组织商品流通行政主管部门和农牧部门以及其他有关部门，依照本条例规定的条件审查、确定，并颁发定点屠宰标志牌。

定点屠宰厂（场）应当将定点屠宰标志牌悬挂于显著位置。

未经定点，任何单位和个人不得屠宰生猪；但是，农村地区个人自宰自食的除外。

第六条 定点屠宰厂（场）的选址，应当远离生活饮用水的地表水源保护区，并不得妨碍或者影响所在地居民生活和公共场所的活动。

第七条 定点屠宰厂（场）应当具备下列条件：

第五条 定点と畜廠(場)は、市、県の人民政府が、定点と畜廠(場)の設置計画に基づき、商品流通行政主管部门及び農業牧畜部門並びにその他関係部門を組織して、本条例が規定する要件に基づき審査、確定し、併せて定点と畜表示を交付する。

定点と畜廠(場)は、定点と畜標識を目のひく位置に掲げなければならない。

定点を経ずして、いかなる団体（※）及び個人も生きた豚をと畜してはならない。但し、農村地区個人の自家用と畜を除く。

※ 中国では各個人の所属先又は勤務先を「単位」と呼んでおり、ここでは「団体」と訳した。

第六条 定点と畜廠(場)の選定地は、生活飲用水の地表水源保護区域から遠く離さなければならない、併せて所在地住民の生活及び公共の場での活動を妨げ又は影響を与えてはならない。

第七条 定点と畜廠(場)は、以下に列記した条件を具備しなければならない。

<p>(一) 有与屠宰规模相适应,水质符合国家规定标准的水源条件;</p> <p>(二) 有符合国家规定要求的待宰间、屠宰间、急宰间以及生猪屠宰设备和运载工具;</p> <p>(三) 有依法取得健康证明的屠宰技术人员;</p> <p>(四) 有经考核合格的专职或者兼职的肉品品质检验人员;</p> <p>(五) 有必要的检验设备,消毒设施和消毒药品及污染物处理设施;</p> <p>(六) 有生猪及生猪产品无害化处理设施;</p> <p>(七) 有符合动物防疫法规定的防疫条件。</p> <p>第八条 生猪屠宰的检疫及监督,依照动物防疫法和国务院的有关规定行。</p>	<p>(一) と畜規模に相応し、水質が国家の規定する基準に合致する水源条件を有すること。</p> <p>(二) 国家が規定した基準に合致する待殺室、と畜室、急殺室及び生きた豚と畜設備並びに運搬手段を有すること。</p> <p>(三) 法に基づき健康証明を取得したと畜技術人員を有すること。</p> <p>(四) 審査を経て合格した専門職の又は兼職の肉類品質検査人員を有すること。</p> <p>(五) 必要な検査設備、消毒設備及び消毒薬品並びに汚染物処理施設を有すること。</p> <p>(六) 生きた豚及び生きた豚製品の無害化处理施設を有すること。</p> <p>(七) 動物防疫法が規定する防疫条件に合致すること。</p> <p>第八条 生きた豚と畜の検査及び監督は、動物防疫法及び国务院の關係規定に基づき執行する。</p>
--	--

生猪屠宰的卫生检验监督，依照食品卫生法的规定执行。

第九条 定点屠宰厂（场）屠宰的生猪，应当经生猪产地动物防疫监督机构检疫合格。

第十条 定点屠宰厂（场）屠宰生猪，应当符合国家规定的操作规程和技术要求。

第十一条 定点屠宰厂（场）应当建立严格的肉品品质检验管理制度。肉品品质检验必须与生猪屠宰同步进行，并对肉品品质检验结果及其处理情况进行登记。

经肉品品质检验合格的生猪产品，定点屠宰厂（场）应当加盖肉品品质检验合格验讫印章，放行出厂（场）；经肉品品质检验不合格听生猪产品，应当在肉品品质检验人员的监督下，按照国家有关规定处理。

生きた豚と畜の衛生検査監督は、食品衛生法の規定に基づき執行する。

第九条 定点と畜廠(場)でと畜する生きた豚は、生きた豚産地の動物防疫監督機構の検査を経て合格しなければならない。

第十条 定点と畜廠(場)でと畜する生きた豚は、国家が規定する操業規程及び技術基準に適合しなければならない。

第十一条 定点と畜廠(場)は、厳格な肉類品質検査管理制度を構築しなければならない。肉類品質検査は、生きた豚のと畜と同時に行い、併せて肉類品質検査の結果及びその処理状況に対して登録を行わなければならない。

肉類品質検査を経て合格した生きた豚製品は、定点と畜廠(場)において肉類品質検査合格検査済の印章を押印し、と畜廠(場)から出荷する。肉類品質検査を経て不合格となった生きた豚製品は、肉類品質検査人員の監督の下、国家の関係規定に基づき処理する。

定点屠宰厂（场）屠宰的生猪产品未经肉品品质检验或者经肉品品质检验不合格的，不得出厂（场）。

第十二条 定点屠宰厂（场）不得对生猪或者生猪产品注水或者注入其他物质。

第十三条 定点屠宰厂（场）对未能及时销售或者及时出厂（场）的生猪产品，应当采取冷冻或者冷藏等必要措施予以储存。

第十四条 从事生猪产品销售、生猪产品加工的单位和个人以及饭店、宾馆、集体伙食单位，销售或者使用的生猪产品应当是定点屠宰厂（场）屠宰的生猪产品。

定点と畜廠(場)でと畜する生きた豚製品が、肉類品質検査を経ていなく、又は肉類品質検査を経て不合格となったものは、と畜廠(場)から出荷してはならない。

第十二条 定点と畜廠(場)は、生きた豚又は生きた豚製品に対して注水又はその他の物質を注入してはならない。

第十三条 定点と畜廠(場)は、速やかに販売できず、又は速やかにと畜廠(場)から出荷できなかった生きた豚製品に対して、冷凍又は冷蔵等の必要措置を講じて貯蔵しなければならない。

第十四条 生きた豚製品の販売、生きた豚製品加工に従事する団体及び個人、並びに旅館、ホテル、集団食堂団体の販売又は使用する生きた豚製品は、定点と畜廠(場)でと畜した生きた豚製品でなければならない。

第十五条 违反本条例规定，未经定点，擅自屠宰生猪的，由市、县人民政府商品流通行政主管部门予以取缔，并由市、县人民政府商品流通行政主管部门会同其他有关部门没收非法屠宰的生猪产品和违法所得，可以并处违法经营额 3 倍以下的罚款。

第十六条 违反本条例规定，定点屠宰厂（场）对经肉品品质检验不合格的生猪产品未按照国家有关规定处理的，由市、县人民政府商品流通行政主管部门责令限处理，可以处 5 万元以下的罚款。

第十七条 违反本条例规定，定点屠宰厂（场）出厂（场）未经肉品品质检验或者经肉品品质检验不合格的生猪产品的，由市、县人民政府商品流通行政主管部门没收生猪产品和违法所得，可以并处违法经营额 1 倍以下的罚款。

第十五条 本条例の規定に違反して、定点を経ず、勝手に生きた豚をと畜した場合は、市、県の人民政府商品流通行政主管部门が取締り、併せて市、県の人民政府商品流通行政主管部门は、その他の関連部門と共同で不法と畜した生きた豚製品及び違法所得を没収し、併せて違法経営額の 3 倍以下の罰金を科すことができる。

第十六条 本条例の規定に違反して、定点と畜廠(場)において、肉類品質検査を経て不合格となった生きた豚製品に対して、国家の關係規定に基づかずに処理を行った場合は、市、県の人民政府商品流通行政主管部门が期限付処理を命じ、5 万元以下の罰金を科すことができる。

第十七条 本条例の規定に違反して、定点と畜廠(場)において、肉類品質検査を経ない又は肉類品質検査を経て不合格となった生きた豚製品を出荷した場合は、市、県の人民政府商品流通行政主管部门が生きた豚製品及び違法所得を没収し、併せて違法経営額の 1 倍以下の罰金を科すことができる。

市场销售的生猪产品未经肉品品质检验或者经肉品品质检验不合格的，由卫生行政、工商行政管理等有关部门按照各自的职责分工，对负有责任的生产者、销售者依法给予处罚。

第十八条 违反本条例规定，定点屠宰厂（场）对生猪，生猪产品注水或者注入其他物质的，由市、县人民政府商品流通行政主管部门责令停止屠宰活动，没收注水或者注入其他物质的生猪、生猪产品和违法所得，可以并处违法经营额1倍以上5倍以下的罚款；情节严重的，经市、县人民政府批准，取消定点屠宰厂（场）资格。

市场销售的生猪产品是注水或者注入其他物质的，由卫生行政、工商行政管理等有关部门按照各自的职责分工，对负有责任的生产者、销售者依照前款规定给予处罚。

市場で販売されている生きた豚製品で、肉類品質検査を経ない又は肉類品質検査を経て不合格となった場合は、衛生行政及び商工行政管理等の関係部門が、各自の役割分担に基づき、責任を負う生産者及び販売者に対して法に基づき処罰する。

第十八条 本条例の規定に違反して、定点と畜廠(場)において生きた豚又は生きた豚製品に対して注水若しくはその他物質を注入した場合は、市、県の人民政府商品流通行政主管部門がと畜活動の停止を命じ、注水又はその他物質を注入した生きた豚、生きた豚製品及び違法所得を没収し、併せて違法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を科すことができる。情状が重いときは、市、県の人民政府の許可を経て、定点と畜廠(場)の資格を取消す。

市場で販売されている生きた豚製品で、注水又はその他物質を注入した場合は、衛生行政商工行政管理等の関係部門が各自の役割分担に基づき、責任を負う生産者又は販売者に対して前項の規定に基づき処罰する。

第十九条 商品流通行政主管部门和其他有关部门的工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿、构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

第二十条 商品流通行政主管部门的工作人员依照本条例规定对定点屠宰厂（场）进行监督检查时，应当出示检查证件。

第二十一条 牛、羊和省、自治区、直辖市人民政府确定实行定点屠宰的其他动物的屠宰管理办法，由省、自治区、直辖市根据本地区的实际情况，参照本条例规定。

第二十二条 本条例所称生猪产品，是指生猪屠宰后未经加工的胴体、肉、脂、脏器、血液、骨、头、蹄、皮。

第十九条 商品流通行政主管部门及びその他関係部門の業務人員が職権乱用、職務怠慢、私利不正、贈収賄により、犯罪を構成した場合は、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成していないときは、法に基づき行政処分を与える。

第二十条 商品流通行政主管部门の職員が本条例の規定に依拠して定点と畜廠(場)に対し監督検査を行う場合は、検査証を提示しなければならない。

第二十一条 牛、羊及び省、自治区、直辖市の人民政府が定点と畜を行うことを確定したその他の動物のと畜管理方法は、省、自治区、直辖市が、同地区の実際の状況に基づき、本条例の規定を参照する。

第二十二条 本条例にいう生きた豚製品とは、生きた豚をと畜後、加工を経っていない胴体、肉、脂、臓器、血液、骨、頭、蹄及び皮をいう。

第二十三条 本条例施行前设立的屠宰厂(场),符合本条例规定的定点要求和条件的,其定点资格不再重新审查、确定;不符合本条例规定的定点要求和条件的,应当自本条例施行之日起 180 天内达到本条例规定的定点要求和条件,逾期仍达不到的,应当停止屠宰活动,进行整顿或者予以撤销。

第二十四条 本条例自 1998 年 1 月 1 日起施行。

第二十三条 本条例が施行される以前に設立されたと畜廠(場)で、本条例が規定する定点基準及び条件に適合するものは、その定点資格を再審査確定することをしない。本条例が規定する定点基準及び条件に適合しない場合は、本条例施行日から 180 日以内に本条例が規定する定点基準及び条件を満たさねばならず、期限経過後も、満たさないときは、と畜活動を停止し、整理又は廃業しなければならない。

第二十四条 本条例は 1998 年 1 月 1 日より施行する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

水産養殖品質安全管理規定

原文	和訳
<p>水产养殖质量安全管理规定</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为提高养殖水产品质量安全水平，保护渔业生态环境，促进水产养殖业的健康发展，根据《中华人民共和国渔业法》等法律、行政法规，制定本规定。</p> <p>第二条 在中华人民共和国境内从事水产养殖的<u>单位</u>和个人，应当遵守本规定。</p> <p>第三条 农业部主管全国水产养殖质量安全管理工</p>	<p>水産養殖品質安全管理規定</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 養殖水産物の品質安全水準を向上させ、漁業の生態環境を保護し、水産養殖業の健全な発展を促進するために、「中華人民共和国漁業法」等の法律、行政法規に基づき、本規定を制定する。</p> <p>第二条 中華人民共和国内において水産養殖に従事する<u>団体</u>（※）及び個人は本規定を遵守しなければならない。</p> <p>※ 中国では各個人の所属先又は勤務先を「単位」と呼んでおり、ここでは「団体」と訳した。</p> <p>第三条 農薬部は、全国の水産養殖の品質安全管理業務を主管する。</p>

<p>县级以上地方各级人民政府渔业行政主管部门主管本行政区域内水产养殖质量安全工作。</p> <p>第四条 国家鼓励水产养殖单位和个人发展健康养殖，减少水产养殖病害发生；控制养殖用药，保证养殖水产品质量安全；推广生态养殖，保护养殖环境。</p> <p>国家鼓励水产养殖单位和个人依照有关规定申请无公害农产品认证。</p> <p>第二章 养殖用水</p> <p>第五条 水产养殖用水应当符合农业部《无公害食品海水养殖用水水质》(NY5052-2001)或《无公害食品淡水养殖用水水质》(NY5051-2001)等标准，禁止将不符合水质标准的水源用于水产养殖。</p> <p>第六条 水产养殖单位和个人应当定期监测养殖用水水质。</p>	<p>県級以上の地方各級人民政府漁業行政主管部門は、同行政区域内の水産養殖の品質安全管理業務を主管する。</p> <p>第四条 国は、水産養殖団体及び個人に対し、健全な養殖を発展させ、水産養殖における病害発生を減少させることを奨励する。また、養殖に用いる薬物を規制して養殖水産の品質安全を保証し、生態養殖を推進して養殖環境を保護する。</p> <p>国は、水産養殖団体機関及び個人が関連する規定に照らして無公害農産物の認証を申請することを奨励する。</p> <p>第二章 養殖用水</p> <p>第五条 水産養殖用水は、農業部「無公害食品海水養殖用水水質」(NY5052-2001)又は「無公害食品淡水養殖用水水質」(NY5051-2001)等の基準に合致しなければならず、水質基準に合致しない水源を水産養殖に用いることを禁止する。</p> <p>第六条 水産養殖団体及び個人は、定期的に養殖用水の水質を検査しなければならない。</p>
--	--

养殖用水水源受到污染时，应当立即停止使用；确需使用的，应当经过净化处理达到养殖用水水质标准。

养殖水体水质不符合养殖用水水质标准时，应当立即采取措施进行处理。经处理后仍达不到要求的，应当停止养殖活动，并向当地渔业行政主管部门报告，其养殖水产品按本规定第十三条处理。

第七条 养殖场或池塘的进排水系统应当分开。水产养殖废水排放应当达到国家规定的排放标准。

### 第三章 养殖生产

第八条 县级以上地方各级人民政府渔业行政主管部门应当根据水产养殖规划要求，合理确定用于水产养殖的水域和滩涂，同时根据水域滩涂环境状况划分养殖功能区，合理安排养殖生产布局，科学确定养殖规模、养殖方式。

养殖用水の水源が汚染を受けたときは、直ちに使用を停止しなければならない。使用する必要があるときは、浄化処理を経て、养殖用水水質基準に達していなければならない。

养殖水の水質が养殖用水水質基準と合致しないときは、直ちに措置を採り処理を行わなければならない。処理後も基準に達しないときは、养殖活動を停止し、併せて現地漁業行政主管部门に報告し、その养殖水産物を本規定第十三条に基づいて処理しなければならない。

第七条 養殖場又は養殖池の送排水システムは分離しなければならない。水産養殖の廃水排出は国の規定する排出基準に達してなければならない。

### 第三章 養殖生産

第八条 県級以上の地方各級人民政府漁業行政主管部门は、水産養殖計画の基準に基づいて、水産養殖に用いる水域及び砂浜地帯を合理的に確定しなければならず、同時に、水域や砂浜の環境状況に基づいて、養殖機能区域を区分けし、養殖生産配置を合理的に調整し、養殖規模及び養殖方式を科学的に確定しなければならない。

第九条 使用水域、滩涂从事水产养殖的单位和个人应当按有关规定申领养殖证，并按核准的区域、规模从事养殖生产。

第十条 水产养殖生产应当符合国家有关养殖技术规范操作要求。水产养殖单位和个人应当配置与养殖水体和生产能力相适应的水处理设施和相应的水质、水生生物检测等基础性仪器设备。

水产养殖使用的苗种应当符合国家或地方质量标准。

第十一条 水产养殖专业技术人员应当逐步按国家有关就业准入要求，经过职业技能培训并获得职业资格证书后，方能上岗。

第十二条 水产养殖单位和个人应当填写《水产养殖生产记录》（格式见附件 1），记载养殖种类、苗种来源及生长情况、饲料来源及投喂情况、水质变化等内容。《水产养殖生产记录》应当保存至该批水产品全部销售后 2 年以上。

第九条 水域又は砂浜を使用して水産養殖に従事する団体及び個人は、関係規定に基づき、養殖証を申請、取得し、併せて許可区域及び規模に基づき養殖生産に従事しなければならない。

第十条 水産養殖生産は国の関係養殖技術規範操作基準に合致しなければならない。水産養殖団体及び個人は、養殖水域及び生産能力に相応した水処理施設並びに水質、水生生物検査等の基礎的な計器設備を配備しなければならない。

水産養殖に用いる種苗は、国又は地方の品質基準に合致しなければならない。

第十一条 水産養殖専門技術者は、国の関係就業許可基準に基づき、段階的に、職業技能訓練を経て、職業資格証書を取得した後、初めて就業することができる。

第十二条 水産養殖団体及び個人は「水産養殖生産記録」（様式は添付資料 1）に、養殖品の種類、種苗の出所及び生長状況、飼料の出所及び投餌状況、水質変化等の内容を記載しなければならない。「水質養殖生産記録」は、当該水産物完売後、二年以上保存しなければならない。

第十三条 销售的养殖水产品应当符合国家或地方的有关标准。不符合标准的产品应当进行净化处理，净化处理后仍不符合标准的产品禁止销售。

第十四条 水产养殖单位销售自养水产品应当附具《产品标签》(格式见附件2)，注明单位名称、地址，产品种类、规格，出池日期等。

#### 第四章 渔用饲料和水产养殖用药

第十五条 使用渔用饲料应当符合《饲料和饲料添加剂管理条例》和农业部《无公害食品渔用饲料安全限量》(NY5072-2002)。鼓励使用配合饲料。限制直接投喂冰鲜(冻)饵料，防止残饵污染水质。

禁止使用无产品质量标准、无质量检验合格证、无生产许可证和产品批准文号的饲料、饲料添加剂。禁止使用变质和过期饲料。

第十三条 販売する養殖水産物は、国又は地方の関係基準に合致しなければならない。基準に合致しない製品は、浄化処理を行わなければならない。基準に合致しない製品は、販売を禁止する。

第十四条 水産養殖団体が自ら養殖した水産物を販売するときは、「製品ラベル」(様式は添付資料2)を付さなければならない。ラベルには団体名称、所在地、製品種類、規格、出荷日等を明記しなければならない。

#### 第四章 漁用飼料及び水産養殖用薬品

第十五条 使用漁用飼料は、「飼料及び飼料添加物管理条例」及び農業部「無公害食品漁用飼料安全限度量」(NY5072-2002)に合致しなければならない。漁用飼料には、配合飼料の使用を奨励する。冷凍生状態の餌を直接投与することは制限し、残った餌による水質汚染を防止しなければならない。

製品品質基準、品質検査合格書、生産許可証及び製品許可番号のない飼料、飼料添加物の使用を禁止する。変質及び期限切れの飼料の使用を禁止する。

<p>第十六条 使用水产养殖用药应当符合《兽药管理条例》和农业部《无公害食品渔药使用准则》(NY5071-2002)。使用药物的养殖水产品休药期内不得用于人类食品消费。</p> <p>禁止使用假、劣兽药及农业部规定禁止使用的药品、其他化合物和生物制剂。原料药不得直接用于水产养殖。</p> <p>第十七条 水产养殖单位和个人应当按照水产养殖用药使用说明书的要求或在水生生物病害防治员的指导下科学用药。</p> <p>水生生物病害防治员应当按照有关就业准入的要求，经过职业技能培训并获得职业资格证书后，方能上岗。</p> <p>第十八条 水产养殖单位和个人应当填写《水产养殖用药记录》(格式见附件 3)，记载病害发生情况，主要症状，用药名称、时间、用量等内容。《水产养殖用药记录》应当保存至该批水产品全部销售后 2 年以上。</p>	<p>第十六条 水産養殖用薬品の使用は、「動物用医薬品管理条例」及び農薬部「無公害食品漁薬使用準則」(NY5071-2002)に合致しなければならない。薬物を用いた養殖水産物は、休薬期間内においては人間の食品消費に用いてはならない。</p> <p>偽物、劣悪な動物用医薬品及び農薬部が使用を禁止した薬品、その他の化合物及び生物剤の使用を禁止する。原料薬は、直接水産養殖に用いてはならない。</p> <p>第十七条 水産養殖団体及び個人は、水産養殖薬品使用説明書の基準又は水生生物病害予防員の指導に基づき、科学的に薬を使用しなければならない。</p> <p>水生生物病害予防員は、関係就業許可規定の基準に基づき、職業訓練を経て、併せて職業資格証書取得した後、就業することができる。</p> <p>第十八条 水産養殖団体及び個人は、「水産養殖用薬記録」(様式は添付資料 3) に、病害の発生状況、主な症状、使用薬品の名称、時間、用量等の内容を記載しなければならない。「水産養殖用薬記録」は、当該水産物完売後 2 年以上保存しなければならない。</p>
---	---

第十九条 各级渔业行政主管部门和技术推广机构应当加强水产养殖用药安全使用的宣传、培训和技术指导工作。

第二十条 农业部负责制定全国养殖水产品药物残留监控计划，并组织实施。

县级以上地方各级人民政府渔业行政主管部门负责本行政区域内养殖水产品药物残留的监控工作。

第二十一条 水产养殖单位和个人应当接受县级以上人民政府渔业行政主管部门组织的养殖水产品药物残留抽样检测。

第十九条 各級漁業行政管理部門及び技術推進機構は、水産養殖用薬品の安全使用に関する宣伝、養成及び技術指導業務を強化しなければならない。

第二十条 農業部は、全国養殖水産物薬物残留監視計画を制定し、併せて組織的に、実施する責任を負う。

県級以上の地方各級の人民政府漁業主管部門は、同行政区域内における養殖水産物の薬物残留の監視業務を行う責任を負う。

第二十一条 水産養殖団体及び個人は、県級以上の人民政府漁業行政管理部門が組織した養殖水産物薬物残留サンプリング検査を受けなければならない。

第五章 附则

第二十二条 本规定用语定义：

健康养殖指通过采用投放无疫病苗种、投喂全价饲料及人为控制养殖环境条件等技术措施，使养殖生物保持最适宜生长和发育的状态，实现减少养殖病害发生、提高产品质量的一种养殖方式。

生态养殖指根据不同养殖生物间的共生互补原理，利用自然界物质循环系统，在一定的养殖空间和区域内，通过相应的技术和管理措施，使不同生物在同一环境中共同生长，实现保持生态平衡、提高养殖效益的一种养殖方式。

第二十三条 违反本规定的，依照《中华人民共和国渔业法》、《兽药管理条例》和《饲料和饲料添加剂管理条例》等法律法规进行处罚。

第二十四条 本规定由农业部负责解释。

第五章 附則

第二十二条 本規定における用語定義

健康養殖とは無疫病種苗を使用し、栄養十分な飼料を与え、養殖環境条件等を人為的に制御する技術措置を採用することによって、養殖生物の最適な生育及び発育状態を保持し、養殖病害の発生の減少を実現し、製品品質を向上させる養殖方式をいう。

生態養殖とは養殖生物間の共生共助の原理に基づき、自然界の物質循環システムを利用し、一定の養殖空間及び区域内において、相応の技術及び管理措置を通じて、異なった生物を同一の環境の中において共同生育させ、生態バランスの維持を実現し、養殖の効果を向上させる方式をいう。

第二十三条 本規定に違反した者は、「中華人民共和国漁業法」、「動物用医薬品管理条例」及び「飼料及び飼料添加物管理条例」等の法律法規に基づいて処罰する。

第二十四条 本規定は、農業部が解釈の責任を負う。

第二十五条 本规定自 2003 年 9 月 1 日起施行。

附件 1：水产养殖生产记录

池塘号：面积：亩；养殖种类：

饲料来源				检测单位			
饲料品牌				是否检疫			
苗种来源				检测单位			
投放时间							
时间	体长	体重	投饵量	水温	溶氧	pH 值	氨氮

养殖场名称：养殖证编号：（ ）养证 [ ] 第 号

养殖场场长： 养殖技术负责人：

第二十五条 本规定は、2003 年 9 月 1 日より施行する。

資料 1 水産養殖生産記録

養殖池番号 面積 亩 養殖種類

飼料出所				検測団体			
飼料品名				検疫の有無			
種苗出所				検疫団体			
投与時期							
時間	体長	体重	飼料投与量	水温	酸素濃度	PH 値	アンモニア窒素

養殖場名称 養殖証番号 ( ) 養証 [ ] 第 号

養殖場場長 養殖技術責任者

附件 2：产品标签

养殖单位	
地址	
养殖证编号	( )养证[ ]第 号
产品种类	
产品规格	
出池日期	

資料 2 製品ラベル

養殖団体	
所在地	
養殖証番号	( ) 養証[ ]第 号
製品種類	
製品規格	
出荷日	

附件 3：水产养殖用药记录

序号				
时间				
池号				
用药名称				
用量 / 浓度				
平均体重/总重量				
病害发生情况				
主要症状				
处方				
处方人				
施药人员				
备注				

資料 3 水產養殖投藥記錄

番号				
時間				
養殖池番号				
使用藥品名				
用量／濃度				
平均体重／總重量				
病害發生狀況				
主要症狀				
処方				
処方者				
藥品投与者				
備考				

法律法規訳出一覧（原文対照）

飼料及び飼料添加物管理条例

原文	和訳
<p>饲料和饲料添加剂管理条例</p> <p>1999年5月29日中华人民共和国国务院令第266号发布根据2001年11月29日《国务院关于修改〈饲料和饲料添加剂管理条例〉的决定》修订</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了加强对饲料、饲料添加剂的管理，提高饲料、饲料添加剂的质量，促进饲料工业和养殖业的发展，维护人民身体健康，制定本条例。</p> <p>第二条 本条例所称饲料，是指经工业化加工、制作的供动物食用的饲料，包括单一饲料、添加剂预混合饲料、浓缩饲料、配合饲料和精料补充料。</p>	<p>飼料及び飼料添加物管理条例</p> <p>(1999年5月29日中華人民共和国國務院令第266号公布 2001年11月29日「國務院『飼料及び飼料添加物管理条例』改正に関する決定」に基づき改正)</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 飼料及び飼料添加物の管理を強化し、飼料及び飼料添加物の品質を高め、飼料工業及び養殖業の発展を促進し、人民の身体の健康を守るために、本条例を制定する。</p> <p>第二条 本条例にいう飼料とは、工業化を経て加工、製造された動物の食用飼料をいい、単一飼料、添加物事前混合飼料、濃縮飼料、配合飼料及びエキス補充料を含む。</p>

本条例所称饲料添加剂，是指在饲料加工、制作、使用过程中添加的少量或者微量物质，包括营养性饲料添加剂和一般饲料添加剂。饲料添加剂的品种目录由国务院农业行政主管部门制定并公布。

第三条 国务院农业行政主管部门负责全国饲料、饲料添加剂的管理工作。

县级以上地方人民政府负责饲料、饲料添加剂管理的部门(以下简称饲料管理部门)，负责本行政区域内的饲料、饲料添加剂的管理工作。

## 第二章 审定与进口管理

第四条 国家鼓励研究、创制新饲料、新饲料添加剂。

本条例でいう飼料添加物とは、飼料加工、製造、使用過程で添加される少量又は微量の物質をいい、栄養性飼料添加物及び一般飼料添加物を含む。飼料添加物の品種目録は、國務院農業行政主管部門が制定、公布する。

第三条 國務院農業行政主管部門は、全国の飼料、飼料添加物の管理業務に対して、責任を負う。

県級以上の地方人民政府の飼料及び飼料添加物の管理につき責任を負う部門(以下「飼料管理部門」という)は、同行政区域内の飼料及び飼料添加物の管理業務につき責任を負う。

## 第二章 審査認定及び輸入管理

第四条 国は、新飼料及び新飼料添加物の研究及び創作を奨励する。

<p>新研制的饲料、饲料添加剂，在投入生产前，研制者、生产者（以下简称申请人）必须向国务院农业行政主管部门提出新产品审定申请，经国务院农业行政主管部门指定的机构检测和饲喂试验后，由全国饲料评审委员会根据检测和饲喂试验结果，对该新产品的安全性、有效性及其对环境的影响进行评审；评审合格的，由国务院农业行政主管部门发给新饲料、新饲料添加剂证书，并予以公布。</p> <p>全国饲料评审委员会由养殖、饲料加工、动物营养、毒理、药理、代谢、卫生、化工合成、生物技术、质量标准和环境保护等方面的专家组成。</p> <p>第五条 申请人提出饲料、饲料添加剂新产品审定申请时，除应当提供新产品的样品外，还应当提供下列资料：</p> <p>（一） 该新产品的名称、主要成分和理化性质；</p> <p>（二） 该新产品的研制方法、生产工艺、质量标准和检测方法；</p> <p>（三） 该新产品的饲喂效果、残留消解动态和毒理；</p>	<p>新しく研究開発した飼料及び飼料添加物は、生産体制に入る前に、研究製作者及び生産者（以下「申請人」という）は、國務院農業行政主管部門に新製品審査認定を申請しなければならない。國務院農業行政主管部門が指定する機構が検査測定及び飼育試験を行った後、全国飼料評価審査委員会が、検査測定及び飼育試験の結果に基づき、当該新製品の安全性、有効性及びその環境に対する影響について評価審査を行う；評価審査に合格したものは、國務院農業行政主管部門が新飼料、新飼料添加物証書を発行し、併せて公表する。</p> <p>全国飼料評価審査委員会は、養殖、飼料加工、動物栄養、毒理、薬理、代謝、衛生、化学工業合成、バイオテクノロジー、品質基準及び環境保護等の方面の専門家により組織する。</p> <p>第五条 申請人が、飼料及び飼料添加物の新製品の審査認定申請をするとき、新製品のサンプルを提供するほか、以下に列挙する資料を提供しなければならない。</p> <p>（一） 当該新製品の名称、主要成分及び理化学的性質。</p> <p>（二） 当該新製品の研究製作方法、生産工程、品質基準及び測定方法。</p> <p>（三） 当該新製品の飼育効果、残留解消状況及び毒理。</p>
---	---

<p>(四) 环境影响报告和污染防治措施。</p> <p>第六条 国务院农业行政主管部门公布的新饲料、新饲料添加剂的产品质量标准，为行业标准；需要制定国家标准的，依照标准化法的有关规定办理。</p> <p>第七条 首次进口饲料、饲料添加剂的，应当向国务院农业行政主管部门申请登记，并提供该饲料、饲料添加剂的样品和下列资料：</p> <p>(一) 商标、标签和推广应用情况；</p> <p>(二) 生产国批准生产、销售的证明和生产国以外的其他国家的登记资料；</p> <p>(三) 本条例第五条规定的资料。</p> <p>前款饲料、饲料添加剂经审查确认安全、有效、不污染环境的，由国务院农业行政主管部门颁发产品登记证。</p>	<p>(四) 環境影響報告及び汚染予防措置。</p> <p>第六条 國務院農業行政主管部門が公表する新飼料及び飼料添加物の製品品質基準を、業界基準とする。国家規準を制定すべきときは、基準化法の関係規定に照らして処理する。</p> <p>第七条 飼料及び飼料添加物を初めて輸入するときは、國務院農業行政主管部門に登録を申請しなければならない、併せて飼料及び飼料添加物のサンプル並びに下記に列挙する資料を提供しなければならない。</p> <p>(一) 商標、ラベル及び普及使用状況。</p> <p>(二) 生産国の生産、販売許可の証明及び生産国以外の其他国家の登録資料。</p> <p>(三) 本条例第五条が規定する資料。</p> <p>前項の飼料及び飼料添加物が、審査によって安全、有効及び環境汚染しないことが確認されたものは、國務院農業行政主管部門が製品登録証を交付する。</p>
--	--

第八条 国家对获得审定或者登记的、含有新化合物的饲料、饲料添加剂的申请人提交的其自己所取得且未披露的试验数据和其他数据实施保护。

自审定或者登记之日起6年内，对其他申请人未经已获得审定或者登记的申请人同意，使用前款数据申请饲料、饲料添加剂审定或者登记的，审定或者登记机关不予审定或者登记；但是，其他申请人提交其自己所取得的数据的除外。

除下列情况外，审定或者登记机关不得披露第一款规定的数  
据：

- (一) 公共利益需要；
- (二) 已采取措施确保该类信息不会被不正当地进行商业使用。

### 第三章 生产、经营和使用管理

第九条 设立饲料、饲料添加剂生产企业，除应当符合有关法律、行政法规规定的企业设立条件外，还应当具备下列条件：

第八条 国は、審査認定又は登録をし、新化合物を含む飼料及び飼料添加物について、申請者が提出した申請者自身により取得し、かつ公開していない試験データ及びその他データを保護する。

審査認定又は登録日から6年以内に、その他の申請者が、認定済又は登記済の申請者の同意を得ずに、前項のデータを使用し、飼料及び飼料添加物の審査認定又は登録を申請したときは、審査認定又は登録機関は、審査認定又は登録を許可しない。但しその他の申請者が自ら取得したデータを提出したときを除く。

以下に列挙する状況を除き、審査認定又は登録機関は、第一項に規定するデータを公開してはならない。

- (一) 公共の利益の必要がある場合。
- (二) 当該情報が不当に商業利用されないことを確保する措置がすでに採られている場合。

### 第三章 生産、取扱い及び使用管理

第九条 飼料及び飼料添加物の生産企業を設立するには、関係法律及び行政法規が規定する企業設立条件のほか、以下に列挙する条件を具備しなければならない。

<p>(一) 有与生产饲料、饲料添加剂相适应的厂房、设备、工艺及仓储设施；</p> <p>(二) 有与生产饲料、饲料添加剂相适应的专职技术人员；</p> <p>(三) 有必要的产品质量检验机构、检验人员和检验设施；</p> <p>(四) 生产环境符合国家规定的安全、卫生要求；</p> <p>(五) 污染防治措施符合国家环境保护要求。</p> <p>经国务院农业行政主管部门或者省、自治区、直辖市人民政府饲料管理部门按照权限审查，符合前款规定条件的，方可办理企业登记手续。</p> <p>第十条 生产饲料添加剂、添加剂预混合饲料的企业，经省、自治区、直辖市人民政府饲料管理部门审核后，由国务院农业行政主管部门颁发生产许可证。</p>	<p>(一) 飼料及び飼料添加物の生産に適応した工場建物、設備、工程及び貯蔵施設を有すること。</p> <p>(二) 飼料及び飼料添加物の生産に適応した専門職業技術人員を有すること。</p> <p>(三) 必要な製品品質検査機構及び検査人員並びに検査施設を有すること。</p> <p>(四) 生産環境が国の規定する安全、衛生基準に合致すること。</p> <p>(五) 汚染予防措置が国の規定する環境保護基準に合致すること。</p> <p>国務院農業行政主管部門又は省、自治区、直轄市の人民政府飼料管理部門の権限に照らした審査を経て、前項の規定する基準に合致したものは、企業登録手続を行うことができる。</p> <p>第十条 飼料添加物、添加物事前混合飼料を生産する企業は、省、自治区、直轄市の人民政府飼料管理部門の審査を経た後、国務院農業行政主管部門が生産許可証を交付する。</p>
--	---

前款企业取得生产许可证后，由省、自治区、直辖市人民政府饲料管理部门核发饲料添加剂、添加剂预混合饲料产品批准文号。

第十一条 生产饲料、饲料添加剂的企业，应当按照产品质量标准组织生产，并实行生产记录和产品留样观察制度。

第十二条 企业生产饲料、饲料添加剂，不得直接添加兽药和其他禁用药品；允许添加的兽药，必须制成药物饲料添加剂后，方可添加；生产药物饲料添加剂，不得添加激素类药品。

第十三条 企业生产饲料、饲料添加剂，应当进行产品质量检验。检验合格的，应当附具产品质量检验合格证；无产品质量合格证的，不得销售。

前項の企業が生産許可証を取得した後、省、自治区、直轄市の人民政府飼料管理部門は飼料添加物、添加物事前混合飼料製品許可文書番号を審査交付する。

第十一条 飼料及び飼料添加物の生産企業は、製品品質基準に照らして組織的に生産を行い、併せて生産記録及び製品サンプル保留観察制度を行わなければならない。

第十二条 企業は、飼料及び飼料添加物を生産するにあたり、動物用医薬品及びその他の使用禁止薬品を直接添加してはならない。添加の許可された動物用医薬品は、薬物飼料添加物とした後、添加することができる。薬物飼料添加剤の生産にあたり、ホルモン類の薬品を添加してはならない。

第十三条 企業は、飼料及び飼料添加物を生産するにあたり、製品の品質検査を行わなければならない。検査に合格したものは、製品品質検査合格証を添付しなければならない。製品品質検査合格証のないものは、販売してはならない。

<p>第十四条 饲料、饲料添加剂的包装，应当符合国家有关安全、卫生的规定。</p> <p>易燃或者其他有特殊要求的饲料、饲料添加剂的包装应当有警示标志或者说明，并注明储运注意事项。</p> <p>饲料、饲料添加剂的包装物不得重复使用；但是，生产方和使用方另有约定的除外。</p> <p>第十五条 饲料、饲料添加剂的包装物上应当附具标签。标签应当以中文或者适用符号标明产品名称、原料组成、产品成分分析保证值、净重、生产日期、保质期、厂名、厂址和产品标准代号。</p> <p>饲料添加剂的标签，还应当标明使用方法和注意事项。</p> <p>加入药物饲料添加剂的饲料的标签，还应当标明“加入药物饲料添加剂”字样，并标明其化学名称、含量、使用方法及注意事项。</p>	<p>第十四条 飼料及び飼料添加物の包装は、国の安全、衛生に係る規定に合致しなければならない。</p> <p>易燃性の、又はその他特殊な基準を有する飼料、飼料添加物の包装は、警告表示又は説明を記し、併せて貯蔵輸送に関する注意事項を明記しなければならない。</p> <p>飼料、飼料添加物の包装物は、重複使用してはならない。但し、生産側及び使用側が別途約束をした場合を除く。</p> <p>第十五条 飼料及び飼料添加物の包装物にはラベルを添付しなければならない。ラベルは中国語又は適当な符号で、製品名称、原料構成、製品成分分析保証値、正味重量、製造日、品質保証期限、工場名、工場所在地及び製品基準番号を明記しなければならない。</p> <p>飼料添加物のラベルは、さらに使用方法及び注意事項を明記しなければならない。</p> <p>薬物飼料添加物を添加した飼料のラベルは、「薬物飼料添加剤添加」の字面を明記しなければならない。併せてその化学名称、含有量、使用方法及び注意事項を明記しなければならない。</p>
---	---

<p>饲料添加剂、添加剂预混合饲料的标签，还应当注明产品批准文号和生产许可证号。</p> <p>第十六条 经营饲料、饲料添加剂的企业，应当具备下列条件：</p> <p>（一） 有与经营饲料、饲料添加剂相适应的仓储设施；</p> <p>（二） 有具备饲料、饲料添加剂使用、贮存、分装等知识的技术人员；</p> <p>（三） 有必要的产品质量管理制度。</p> <p>第十七条 经营饲料、饲料添加剂的企业，进货时必须核对产品标签、产品质量合格证。</p> <p>禁止经营无产品质量标准、无产品质量合格证、无生产许可证和产品批准文号的饲料、饲料添加剂。</p>	<p>飼料添加物、添加物事前混合飼料のラベルは、さらに製品許可文書番号及び生産許可証番号を明記しなければならない。</p> <p>第十六条 飼料及び飼料添加物を取り扱う企業は、以下に列記する条件を具備しなければならない。</p> <p>（一） 飼料及び飼料添加物の取扱いに相応の倉庫施設を有すること。</p> <p>（二） 飼料及び飼料添加物の使用、貯蔵、分包等の知識を備える技術人員を有すること。</p> <p>（三） 必要な製品品質管理制度を有すること。</p> <p>第十七条 飼料及び飼料添加物を取り扱う企業は、入荷時に製品ラベル及び製品品質合格証を照合しなければならない。</p> <p>製品品質基準、製品品質合格証、又は生産許可証及び製品許可文書番号のない飼料、飼料添加物の取扱いを禁止する。</p>
---	--

<p>第十八条 禁止生产、经营停用、禁用或者淘汰的饲料、饲料添加剂以及未经审定公布的饲料、饲料添加剂。</p> <p>禁止经营未经国务院农业行政主管部门登记的进口饲料、进口饲料添加剂。</p> <p>第十九条 使用饲料添加剂应当遵守国务院农业行政主管部门制定的安全使用规范。</p> <p>禁止使用本条例第十八条规定的饲料、饲料添加剂。禁止在饲料和动物饮用水中添加激素类药品和国务院农业行政主管部门规定的其他禁用药品。</p> <p>第二十条 饲料、饲料添加剂在使用过程中，证实对饲养动物、人体健康和环境有害的，由国务院农业行政主管部门决定限用、停用或者禁用，并予以公布。</p>	<p>第十八条 使用停止、使用禁止又は淘汰された飼料、飼料添加物並びに審査認定公表がされていない飼料及び飼料添加物の生産、取扱いを禁止する。</p> <p>国務院農業行政主管部門の登録を経ていない輸入飼料、輸入飼料添加物の取扱いを禁止する。</p> <p>第十九条 飼料添加物の使用においては、国務院農業行政主管部門が制定した安全使用規範を遵守しなければならない。</p> <p>本条例第十八条が規定する飼料及び飼料添加物の使用を禁止する。飼料及び動物飲用水の中にホルモン類薬品及び国務院農業行政主管部門が規定するその他の使用禁止薬品を添加することを禁止する。</p> <p>第二十条 飼料及び飼料添加物は、使用過程で動物飼育、人体の健康及び環境に対して有害であることが実証されたものは、国務院農業行政主管部門が使用制限、使用停止又は使用禁止を決定し、併せて公表する。</p>
--	--

第二十一条 禁止对饲料、饲料添加剂作预防或者治疗动物疾病的说明或者宣传；但是，饲料中加入药物饲料添加剂的，可以对所加入的药物饲料添加剂的作用加以说明。

第二十二条 从事饲料、饲料添加剂质量检验的机构，经国务院产品质量监督管理部门或者农业行政主管部门考核合格，或者经省、自治区、直辖市人民政府产品质量监督管理部门或者饲料管理部门考核合格，方可承担饲料、饲料添加剂的产品质量检验工作。

第二十三条 国务院农业行政主管部门根据国务院产品质量监督管理部门制定的全国产品质量监督抽查工作规划，可以进行饲料、饲料添加剂质量监督抽查；但是，不得重复抽查。

县级以上地方人民政府饲料管理部门根据饲料、饲料添加剂质量监督抽查工作规划，可以组织对饲料、饲料添加剂进行监督抽查，并会同同级产品质量监督管理部门公布抽查结果。

第二十一条 飼料及び飼料添加物に対して動物疾病予防又は治療の説明又は宣伝を禁止する。但し飼料中に薬物飼料添加物を添加したものは、添加した薬物飼料添加物の作用に対して説明を加えることができる。

第二十二条 飼料及び飼料添加物の品質検査に従事する機構は、国務院製品品質監督管理部門又は農業行政主管部門の審査の合格、又は省、自治区、直轄市の人民政府製品品質監督管理部門又は飼料管理部門の審査の合格を経て、飼料及び飼料添加物の製品品質検査業務を担当することができる。

第二十三条 国務院農業行政主管部門は、国務院製品品質監督管理部門が制定した全国製品品質監督抽出検査事業計画に基づき、飼料及び飼料添加物の品質監督抽出検査を行うことができる。但し、重複して抽出検査を行ってはならない。

県級以上の地方人民政府飼料管理部門は、飼料及び飼料添加物の品質監督抽出検査業務計画に基づき、飼料及び飼料添加物に対する監督抽出検査を組織的に行うことができ、併せて同級の製品品質監督管理部門と共同して抽出検査の結果を公表することができる。

#### 第四章 罚则

第二十四条 违反本条例规定，未取得生产许可证，生产饲料添加剂、添加剂预混合饲料的，由县级以上地方人民政府饲料管理部门责令停止生产，没收违法生产的产品和违法所得，并处违法所得1倍以上5倍以下的罚款；对已取得生产许可证，但未取得产品批准文号的，责令停止生产，并限期补办产品批准文号。

第二十五条 违反本条例规定，经营未附具产品质量检验合格证和产品标签以及无生产许可证、批准文号、产品质量标准的饲料、饲料添加剂的，由县级以上地方人民政府饲料管理部门责令停止经营，没收违法经营的产品和违法所得，可以并处违法所得1倍以下的罚款。

第二十六条 饲料、饲料添加剂的包装不符合本条例第十四条的规定，或者附具的标签不符合本条例第十五条的规定的，由县级以上地方人民政府饲料管理部门责令限期改正；逾期不改正的，责令停止销售，可以处违法所得1倍以下的罚款。

#### 第四章 罰則

第二十四条 本条例の規定に違反し、生産許可証を取得せずに飼料添加物及び添加物事前混合飼料を生産した者には、県級以上の地方人民政府飼料管理部門が生産停止を命じ、違法生産した製品及び違法所得を没収し、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科す。生産許可証取得者で、製品許可文書番号の未取得者には、生産停止を命じ、併せて期限を定めて製品許可文書番号の手続を補充させる。

第二十五条 本条例の規定に違反し、製品品質検査合格証及び製品ラベルを添付せず、又は生産許可証、許可文書番号、製品品質基準のない飼料及び飼料添加物を取扱った者には、県級以上の地方人民政府飼料管理部門が取扱いの停止を命じ、違法に取扱った製品及び違法所得を没収し、併せて違法な所得の1倍以下の罰金を科すことができる。

第二十六条 飼料及び飼料添加物の包装が本条例第十四条の規定に合致しないもの、又は添付ラベルが本条例第十五条の規定に合致しないものは、県級以上の地方人民政府飼料管理部門が期限を定めて改正するよう命ずる。期限経過後も改正しないものは、販売停止を命じ、違法所得の1倍以下の罰金を科すことができる。

第二十七条 不具备本条例第十六条规定的条件，经营饲料、饲料添加剂的，由县级以上地方人民政府饲料管理部门责令限期改正；逾期不改正的，责令停止经营，没收违法所得，可以并处违法所得 1 倍以上 3 倍以下的罚款。

第二十八条 违反本条例规定，生产、经营已经停用、禁用或者淘汰以及未经审定公布的饲料、饲料添加剂的，依照刑法关于非法经营罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，由县级以上地方人民政府饲料管理部门责令停止生产、经营，没收违法生产、经营的产品和违法所得，并处违法所得 1 倍以上 5 倍以下的罚款。

第二十九条 违反本条例规定，不按照国务院农业行政主管部门的规定使用饲料添加剂的，由县级以上地方人民政府饲料管理部门责令立即改正，可以处 3 万元以下的罚款。

第二十七条 本条例第十六条が規定する条件を具備せず、飼料及び飼料添加物を取扱った者には、県級以上の地方人民政府飼料管理部門が期限を定めて改正するよう命ずる。期限経過後も改正しない者には、取扱い停止を命じ、違法所得を没収し、併せて違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科すことができる。

第二十八条 本条例の規定に違反し、すでに使用停止、禁止、又は淘汰されているか、まだ審査認定公表がされていない飼料及び飼料添加物を生産、取り扱った者は、刑法の非合法取扱罪に関する規定に照らして、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処罰に及ばない者は、県級以上の地方人民政府飼料管理部門が生産、取扱い停止を命じ、違法生産、取扱い製品及び違法所得を没収し、併せて違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。

第二十九条 本条例の規定に違反し、國務院農業行政主管部門の規定に基づかずに飼料添加物を使用した者には、県級以上の地方人民政府飼料管理部門が直ちに改めるよう命じ、3 万元以下の罰金を科すことができる。

使用本条例第十八条规定的饲料、饲料添加剂，或者在饲料和动物饮用水中添加激素类药品和国务院农业行政主管部门规定的其他禁用药品的，由县级以上地方人民政府饲料管理部门没收违禁药品，可以并处1万元以上5万元以下的罚款。

第三十条 违反本条例规定，有下列行为之一的，依照刑法关于生产、销售伪劣产品罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，由县级以上地方人民政府饲料管理部门责令停止生产、经营，没收违法生产、经营的产品和违法所得，并处违法所得1倍以上5倍以下的罚款；情节严重的，并由国务院农业行政主管部门吊销生产许可证：

(一) 在生产、经营过程中，以非饲料、非饲料添加剂冒充饲料、饲料添加剂或者以此种饲料、饲料添加剂冒充他种饲料、饲料添加剂的；

(二) 生产、经营的饲料、饲料添加剂所含成分的种类、名称与产品标签上注明的成分的种类、名称不符的；

本条例第十八条に規定された飼料、飼料添加物、又は飼料及び動物飲用水中にホルモン類薬品及び国务院農業行政主管部門が規定するその他使用禁止薬物を使用した者は、県級以上の地方人民政府飼料管理部門が違法薬品を没収し、併せて1万元以上5万元以下の罰金を科することができる。

第三十条 本条例の規定に違反し、以下に列記した行為の一つがある者は、刑法の贗物粗悪品生産販売罪に関する規定に照らして、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処罰に及ばない者には、県級以上の地方人民政府飼料管理部門が生産、取扱い停止を命じ、違法生産、取扱い製品及び違法所得を没収し、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科す。情状が重大である者には、併せて国务院農業行政主管部門が生産許可証を取り上げる。

(一) 生産、取扱いの過程において、飼料、飼料添加物でない物を飼料、飼料添加物と偽り、又はこの種の飼料、飼料添加物を別種の飼料、飼料添加物と偽った場合。

(二) 生産、取り扱う飼料、飼料添加物に含まれる成分の種類、名称が、製品ラベルに明記された成分の種類、名称と合致しない場合。

(三) 生产、经营的饲料、饲料添加剂不符合饲料、饲料添加剂产品质量标准的；

(四) 经营的饲料、饲料添加剂失效、霉变或者超过保质期的。

第三十一条 经营未经国务院农业行政主管部门登记的进口饲料、进口饲料添加剂的，依照刑法关于非法经营罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，由县级以上地方人民政府饲料管理部门责令立即停止经营，没收未售出的产品和违法所得，并处违法所得1倍以上5倍以下的罚款。

第三十二条 假冒、伪造或者买卖饲料添加剂、添加剂预混合饲料生产许可证、产品批准文号或者产品登记证的，依照刑法关于非法经营罪或者伪造、变造、买卖国家机关公文、证件、印章罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，由国务院农业行政主管部门或者省、自治区、直辖市人民政府饲料管理部门按照职责权限收缴或者吊销生产许可证、产品批准文号或者产品登记证，没收违法所得，并处违法所得1倍以上5倍以下的罚款。

(三) 生産、取扱う飼料、飼料添加物が、飼料、飼料添加物製品品質基準に合致しない場合。

(四) 取扱う飼料、飼料添加物が効果を失っている場合、黴で変質している場合、又は品質保持期限を過ぎている場合。

第三十一条 國務院農業行政主管部門の登録を経ない輸入飼料、輸入飼料添加物を取扱った者は、刑法の非合法取扱い罪に関する規定に照らして、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処罰に及ばない者は、県級以上の地方人民政府飼料管理部門が直ちに取扱い停止を命じ、未販売製品及び違法所得を没収し、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科す。

第三十二条 飼料添加物、添加物事前混合飼料の生産許可証、製品許可文書番号又は製品登録証を詐称、偽造又は売買した者は、刑法の非合法取扱い罪又は国家機関公文書、証明書、印章偽造変造売買罪に関する規定に照らして、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処罰に及ばない者には、國務院農業行政主管部門、又は省、自治区、直轄市の人民政府飼料管理部門が職責及び権限に照らして生産許可証、製品許可文書番号又は製品登録証を押収し、又は取り上げ、違法所得を没収し、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科す。

第五章 附則

第三十三条 本条例下列用語の含意:

(一) 营养性饲料添加剂, 是指用于补充饲料营养成分的少量或者微量物质, 包括饲料级氨基酸、维生素、矿物质微量元素、酶制剂、非蛋白氮等。

(二) 一般饲料添加剂, 是指为保证或者改善饲料品质、提高饲料利用率而掺入饲料中的少量或者微量物质。

(三) 药物饲料添加剂, 是指为预防、治疗动物疾病而掺入载体或者稀释剂的兽药的预混物, 包括抗球虫药类、驱虫剂类、抑菌促生长类等。

第三十四条 药物饲料添加剂的管理, 依照《兽药管理条例》的规定执行。

第三十五条 本条例自发布之日起施行。

第五章 附則

第三十三条 本条例の以下に列記する用語の含意は、

(一) 栄養性飼料添加物とは、飼料栄養成分の補充に用いる少量又は微量の物質をいい、飼料級アミノ酸、ビタミン、ミネラル、酵素製剤、非蛋白窒素等を含む。

(二) 一般飼料添加物とは、飼料品質を保証又は改善し、飼料利用率を向上させるため、飼料中に混ぜる少量または微量の物質をいう。

(三) 薬物飼料添加物とは、動物疾病を予防、治療するため、媒体又は希釈剤を混ぜる動物用医薬品の事前混合物をいい、抗球虫薬類、駆虫剤類、菌の生長抑制剤等を含む。

第三十四条 薬物飼料添加物の管理は、「動物用医薬品管理条例」の規定に照らして執行する。

第三十五条 本条例は公布日より施行する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

動物用医薬品管理条例（改正）

原文	和訳
<p>兽药管理条例（修订）</p> <p>（1987年5月21日国务院发布 根据2001年11月29日《国务院关于修改〈兽药管理条例〉的决定》修订）</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为加强兽药的监督管理，保证兽药质量，有效防治畜禽等动物疾病，促进畜牧业的发展和维护人体健康，特制定本条例。</p> <p>第二条 兽药的生产、经营和使用，必须保证质量，确保安全有效。</p>	<p>動物用医薬品管理条例（改正）</p> <p>（1987年5月21日国务院公布、2001年11月29日「国务院『動物用医薬品管理条例』改正に関する決定」に基づき改正した）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 動物用医薬品の監督管理を強化し、動物用医薬品の品質を保証し、家畜・家禽等の動物の疾病を効果的に予防し、牧畜業の発展及び人体の健康の保護を促進するため、特に本条例を制定する。</p> <p>第二条 動物用医薬品の生産、取扱い及び使用は、品質を保証し、安全有効であることを確実に保証しなければならない。</p>

第三条 国务院畜牧兽医行政管理部门主管全国的兽药管理工作，县级以上地方人民政府畜牧兽医行政管理部门主管所辖地区的兽药管理工作。

第四条 凡从事兽药生产、经营和使用者，应当遵守本条例的规定。

## 第二章 兽药生产企业的管理

第五条 兽药生产企业必须具备以下条件：

- (一) 具有与所生产的兽药相适应的工程师、兽医师以上技术职务的技术人员及技术工人；
- (二) 具有与所生产的兽药相适应的厂房、设施和卫生环境；
- (三) 具有符合国家劳动安全、卫生标准的设施及条件；

第三条 國務院牧畜獸醫行政管理部门は、全国の動物用医薬品管理業務を主管し、県級以上の地方人民政府牧畜獸醫行政管理部门は、所轄地区の動物用医薬品管理業務を主管する。

第四条 およそ動物用医薬品の生産、取扱い及び使用に従事する者は、本条例の規定を遵守するものとする。

## 第二章 動物用医薬品生産企業の管理

第五条 動物用医薬品生産企業は、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 生産する動物用医薬品に相応する技師、獸醫師以上の技術職務の技術人員及び技術労働者を備えること。
- (二) 生産する動物用医薬品に相応する工場、施設及び衛生環境を備えること。
- (三) 国家の労働安全基準及び衛生基準に合致した施設及び条件を備えること。

<p>(四) 具有质量检验机构和专职检验人员及必要的仪器设备;</p> <p>(五) 非专门生产兽药的企业兼产兽药者, 必须有单独的兽药生产区。</p> <p>第六条 开办兽药生产企业, 必须由企业所在地县级人民政府畜牧兽医行政管理部门审核同意, 经省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门审核批准, 发给《兽药生产许可证》。兽药生产企业持《兽药生产许可证》向当地工商行政管理机关申请登记, 经批准后领取《营业执照》。</p> <p>《兽药生产许可证》应当规定有效期, 期满经重新审查合格后发证。</p> <p>第七条 兽药生产企业必须按照技术规程进行生产, 生产记录必须完整、准确, 所需的原料、辅料及直接接触兽药的容器和包装材料, 必须符合药用要求。</p>	<p>(四) 品質検査機構及び専任検査人員並びに必要な計器設備を備えること。</p> <p>(五) 動物用医薬品生産を専門としていない企業で、動物用医薬品生産を兼業する者は、単独の動物用医薬品生産区を有しなければならないこと。</p> <p>第六条 動物用医薬品生産企業を設立するには、企業所在地の県級人民政府牧畜獣医行政管理部门が審査同意し、省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门が審査許可した後、「動物用医薬品生産許可証」を発行しなければならない。動物用医薬品生産企業は「動物用医薬品生産許可証」を持って同地の商工行政管理機関へ登録を申請し、許可を経て「営業許可証」を受領する。</p> <p>「動物用医薬品生産許可証」は有効期限を規定し、満期になれば再審査、合格後、証明書を発行するものとする。</p> <p>第七条 動物用医薬品生産企業は、技術規程に基づき生産を行い、生産記録は完全かつ正確にしなければならない。必要な原料及び補助原料並びに動物用医薬品に直接接触する容器及び包装材料は、薬用基準に合致しなければならない。</p>
--	---

<p>第八条 兽药包装必须贴有标签，注明“兽用”字样，并附有说明书。标签或者说明书上必须注明商标、兽药名称、规格、企业名称、产品批号和批准文号，写明兽药的主要成分、含量、作用、用途、用法、用量、有效期和注意事项等。</p> <p>第九条 兽药分装必须有完整、准确的分装记录，在包装上注明兽药名称、规格、企业名称、产品批号、批准文号、分装单位和分装批号，并附有说明书。规定有效期的兽药，分装后必须注明有效期。</p> <p>第十条 兽药出厂前必须经过质量检验，不符合质量标准的不得出厂。</p> <p>兽药出厂时必须附有产品质量检验合格证；无合格证的，兽药经营企业不得经营。</p>	<p>第八条 動物用医薬品の包装は、ラベルを貼付し、「獣用」と注記し、併せて説明書を付さなければならない。ラベル又は説明書上には、商標、動物用医薬品名称、規格、企業名称、製品ロット番号及び許可番号を注記し、動物用医薬品の主要成分、含有量、作用、用途、用法、用量、有効期限及び注意事項等を明記しなければならない。</p> <p>第九条 動物用医薬品の分包は、完全かつ正確な分包記録を行い、包装上には動物用医薬品名称、規格、企業名称、製品ロット番号、許可番号、分包団体及び分包製品ロット番号を注記し、併せて説明書を付さなければならない。有効期限を規定した動物用医薬品は、分包後、有効期限を注記しなければならない。</p> <p>第十条 動物用医薬品は、出荷前に品質検査を経なければならない。品質基準に合致しないものは出荷してはならない。</p> <p>動物用医薬品を出荷する際、製品品質検査合格証を付さなければならない。合格証のないものについては、動物用医薬品取扱い企業は取扱ってはならない。</p>
--	--

<p>第三章 兽药经营企业的管理</p> <p>第十一条 兽药经营企业必须具备以下条件：</p> <p>（一） 具有与所经营的兽药相适应的兽药技术人员；</p> <p>（二） 具有与所经营的兽药相适应的营业场所、设备、仓库设施。</p> <p>第十二条 开办兽药经营企业，经县级以上地方人民政府畜牧兽医行政管理部门批准后，发给《兽药经营许可证》。兽药经营企业持《兽药经营许可证》向当地工商行政管理机关申请登记，经批准后领取《营业执照》。</p> <p>《兽药经营许可证》应当规定有效期，期满经重新审查合格后发证。</p> <p>第十三条 收购兽药必须进行质量验收。质量不合格的，不得收购。</p>	<p>第三章 動物用医薬品取扱い企業の管理</p> <p>第十一条 動物用医薬品取扱い企業は、以下の条件を具備しなければならない。</p> <p>（一） 取り扱う動物用医薬品に適応した動物用医薬品技術人員を具備すること。</p> <p>（二） 取り扱う動物用医薬品に適応した営業場所、設備及び倉庫施設を具備すること。</p> <p>第十二条 動物用医薬品取扱い企業を設立する場合、県級以上の地方人民政府牧畜獣医行政管理部门の許可を経て、「動物用医薬品取扱い許可証」を発行する。動物用医薬品取扱い企業は、「動物用医薬品取扱い許可証」を持って同地の商工行政管理機関に登録を申請し、許可を経た後、「営業許可証」を受領する。</p> <p>「動物用医薬品取扱い許可証」は、有効期限を規定しなければならず、満期になれば再審査、合格後、証明書を発行する。</p> <p>第十三条 動物用医薬品の購入の際には、品質検査を経て受領しなければならない。品質不合格のものは、購入してはならない。</p>
--	---

<p>第十四条 贮存兽药必须建立和执行仓储保管制度，确保兽药的质量和安<sub>全</sub>。</p> <p>第十五条 销售兽药必须保证质量，核对无误，并能正确说明兽药的作用、用途、用法、用量和注意事项。</p> <p>第十六条 在城乡集市贸易市场经营兽药的，必须持有《兽药经营许可证》和《营业执照》。</p> <p>第四章 兽医医疗单位的药剂管理</p> <p>第十七条 兽医医疗单位必须配备与其医疗任务相适应的兽药、兽医技术人员，建立健全兽药管理制度，加强药剂管理。</p>	<p>第十四条 動物用医薬品貯蔵の際には、倉庫保管制度を設立、執行し、動物用医薬品の品質及び安全を確保しなければならない。</p> <p>第十五条 動物用医薬品販売の際には、品質を保証し、誤りのないように照合し、併せて動物用医薬品の作用、用途、用法、用量及び注意事項を正確に説明できなければならない。</p> <p>第十六条 都市農村の市の集貿市場において動物用医薬品を取り扱う者は、「動物用医薬品取扱い許可証」及び「営業許可証」を所持しなければならない。</p> <p>第四章 獣医医療団体（※）の薬剤管理</p> <p>第十七条 獣医医療団体は、その医療任務に適応した動物用医薬品、獣医技術人員を配備し、健全な動物用医薬品管理制度を設立し、薬剤管理を強化しなければならない。</p> <p>※：中国では各個人の所属先又は勤務先を「単位」と呼んでおり、ここでは「団体」と訳した。</p>
--	--

<p>第十八条 兽医医疗单位配制兽药制剂，必须具有保证制剂质量的设施、检验仪器，并经所在省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门审查批准，发给《兽药制剂许可证》。</p> <p>《兽药制剂许可证》应当规定有效期，期满经重新审查合格后发证。</p> <p>第十九条 兽医医疗单位配制的兽药制剂，必须达到合格标准，方可供本单位临床及其所负责的医疗区域使用，但不得在市场销售。</p> <p>第二十条 兽医医疗单位购进兽药，必须执行质量验收制度，不合格的不得使用。</p> <p>为方便农牧民购买兽药，兽医医疗单位可以兼营兽药零售业务。</p>	<p>第十八条 獣医医療団体が動物用医薬品製剤を調合する際、製剤の品質を保証する施設及び検査器具を具備しなければならず、併せて所在地の省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门が審査許可を行い、「動物用医薬品製剤許可証」を発行しなければならない。</p> <p>「動物用医薬品調合許可証」には有効期限を規定し、満期時には再審査して、合格後、発行するものとする。</p> <p>第十九条 獣医医療団体が調合した動物用医薬品製剤は、合格基準に到達していなければならず、同団体での臨床及びその責任を負う医療区域において使用し得るが、市場において販売してはならない。</p> <p>第二十条 獣医医療団体が動物用医薬品を購入する際は、品質検査受領制度を実施しなければならず、不合格のものは使用してはならない。</p> <p>農民牧民の動物用医薬品購入に便宜を図るため、獣医医療団体は、動物用医薬品小売業務を兼業することができる。</p>
--	---

<p>第五章 新兽药审批和进出口兽药管理</p> <p>第二十一条 兽药的标准分国家标准、行业标准和地方标准。</p> <p>生产已有国家标准、行业标准或者地方标准的兽药，必须经省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门审核批准，并发给批准文号。</p> <p>第二十二条 国家鼓励研究、创制新兽药。</p> <p>研制新兽药，必须向国务院畜牧兽医行政管理部门报送研制方法、生产工艺、质量标准、药理、毒理、临床试验报告、对环境影响的报告书及污染防治措施等有关资料和新兽药样品。新兽药经国家兽药监察机构进行复核、鉴定，证明安全有效，由国务院畜牧兽医行政管理部门审核批准，列为国家标准或者行业标准，发给《新兽药证书》。无《新兽药证书》的，不得列为正式科研成果或者进行技术转让。</p>	<p>第五章 新動物用医薬品審査許可及び輸出入動物用医薬品管理</p> <p>第二十一条 動物用医薬品の基準は、国家基準、業界基準及び地方基準に分ける。</p> <p>生産において国家基準、業界基準又は地方基準が存在する動物用医薬品については、省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门が審議許可を行い、併せて許可文書番号を発行しなければならない。</p> <p>第二十二条 国家は新動物用医薬品の研究及び開発を奨励する。</p> <p>新動物用医薬品の開発においては、国务院牧畜獣医行政管理部门に開発方法、生産技術品質基準、薬理、毒理、臨床試験報告、環境影響に対する報告書及び汚染防止予防措置等の関係資料並びに新動物用医薬品のサンプルを提出しなければならない。新動物用医薬品は、国家動物用医薬品監察機構が行う照合及び鑑定を経て、安全有効であることが証明されれば、国务院牧畜獣医行政管理部门が審議許可し、国家基準又は業界基準に入れ、「新動物用医薬品証明書」を発行する。「新動物用医薬品証明書」のないものは、正式な科学研究成果としたり、技術譲渡を行ったりしてはならない。</p>
--	---

第二十三条 研制兽药新制剂，必须向所在省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门报送新制剂的配方及配制工艺、质量标准、临床试验报告等资料，经省、自治区、直辖市兽药监察所复核、鉴定，证明安全有效，由省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门审核批准，列为地方标准。

第二十四条 生产新兽药和兽药新制剂，必须经省、自治区、直辖市兽药监察所检验合格，由省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门批准，发给批准文号。

第二十五条 进口兽药，必须经国务院畜牧兽医行政管理部门或者省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门审查批准，发给《进口兽药许可证》，并经省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门或者国务院畜牧兽医行政管理部门指定的兽药监察所检验合格后，方可进口。

第二十三条 動物用医薬品の新製剤の開発においては、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门に新製造薬剤の調剤及び調合技術、品質基準、臨床試験報告等の資料を提出しなければならず、省、自治区、直轄市の動物用医薬品監察所の照合及び鑑定を経て、安全有効であることが証明されれば、省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门が審議許可を行い、地方基準に列挙する。

第二十四条 新動物用医薬品及び動物用医薬品新製剤の生産においては、省、自治区、直轄市の動物用医薬品監察所の検査合格を経なければならず、省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门が許可し、許可文書番号を発行する。

第二十五条 動物用医薬品を輸入するには、国务院牧畜獣医行政管理部门又は省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门が審議許可し、「輸入動物用医薬品許可証」を発行しなければならず、併せて省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门又は国务院牧畜獣医行政管理部门が指定する動物用医薬品監察所の検査合格を経て、輸入することができる。

第二十六条 我国首次进口外国企业生产、经营的某种兽药时，出售兽药的外国企业还必须向国务院畜牧兽医行政管理部门申请检验、登记，并提供该兽药的质量标准、检验方法、药理和毒理试验结果、临床试验报告、使用说明书等资料和出口国（地区）批准生产或者销售的证明文件，经检验、审查，证明安全有效，发给《进口兽药登记许可证》。

第二十七条 国家对依法获得批准或者登记的、含有新化合物的兽药的申请人提交的其自己已取得且未披露的试验数据和其他数据实施保护。

自批准或者登记之日起6年内，对其他申请人未经已获得批准或者登记的申请人同意，使用前款数据申请兽药审批或者登记的，审批或者登记机关不予审批或者登记；但是，其他申请人提交其自己所取得的数据的除外。

除下列情况外，审批或者登记机关不得披露第一款规定的数  
据：

第二十六条 我が国に外国企業が生産、取り扱っている動物用医薬品を初めて輸入する際、動物用医薬品を販売する外国企業は、国務院牧畜獣医行政管理部门へ検査及び登録を申請し、併せて当該動物用医薬品の品質基準、検査方法、薬理及び毒理試験結果、臨床試験報告、使用説明書等の資料並びに輸出国（地区）での生産又は販売許可証明文書を提出し、検査、審査を経て、安全有効であることが証明され、「輸入動物用医薬品登録許可証」の発行を受けなければならない。

第二十七条 国家は、法に基づき許可又は登録をしたものの試験データ及びその他のデータ並びに新化合物を含有する動物用医薬品の申請者が提出した当該申請者自身が取得し、かつ未公表の試験データ及びその他データに対する保護を行う。

許可又は登録日から6年以内に、その他の申請者が許可又は登録した申請者の同意を経ずに、前項のデータを使用して動物用医薬品の審査許可又は登録を申請したものに対しては、審査許可機関又は登録機関は、審査許可又は登録を行わない。但し、その他の申請者が自己取得データを提出した場合を除く。

以下に列挙する場合を除くほか、審査許可機関又は登録機関は、第一項に規定するデータを公表してはならない。

<p>(一) 公共利益需要;</p> <p>(二) 已采取措施确保该类信息不会被不正当地进行商业使用。</p> <p>第二十八条 进口、出口兽用麻醉药品和精神药品, 必须持有国务院卫生行政部门核发的《进口准许证》、《出口准许证》。</p> <p>第六章 兽药监督</p> <p>第二十九条 禁止生产、经营假兽药。有下列情形之一的为假兽药:</p> <p>(一) 以非兽药冒充兽药的;</p> <p>(二) 兽药所含成分的种类、名称与国家标准、行业标准或者地方标准不符合的。</p> <p>禁止生产、经营有下列情形之一的兽药:</p>	<p>(一) 公共の利益の必要がある場合。</p> <p>(二) 当該情報について不正に商業使用がなされないことを確保するための措置が既にとられている場合。</p> <p>第二十八条 獣用麻醉薬品及び精神薬品を輸入又は輸出する際には、国務院衛生行政部門の審査発行した「輸入許可証」又は「輸出許可証」を所持しなければならない。</p> <p>第六章 動物用医薬品監督</p> <p>第二十九条 偽動物用医薬品の生産及び取扱いを禁止する。以下に列挙する状況のうち、一つでも該当するものは、偽動物用医薬品とする。</p> <p>(一) 非動物用医薬品を動物用医薬品と偽るもの。</p> <p>(二) 動物用医薬品の含有成分の種類、名称と国家基準、業種基準又は地方基準とが合致しないもの。</p> <p>以下に列挙する状況のうち、一つでも該当する動物用医薬品の生産及び取扱いを禁止する。</p>
--	---

<p>(一) 未取得批准文号的；</p> <p>(二) 国务院畜牧兽医行政管理部门明文规定禁止使用的。</p> <p>第三十条 禁止生产、经营劣兽药。有下列情形之一的兽药为劣兽药：</p> <p>(一) 兽药成分含量与国家标准、行业标准或者地方标准规定不符合的；</p> <p>(二) 超过有效期的；</p> <p>(三) 因变质不能药用的；</p> <p>(四) 因被污染不能药用的；</p> <p>(五) 其他与兽药标准规定不符合，但不属于假兽药的。</p> <p>第三十一条 县级以上人民政府畜牧兽医行政管理部门行使兽药监督管理权。</p>	<p>(一) 許可文書番号を未取得のもの。</p> <p>(二) 國務院牧畜獸医行政管理部门が使用禁止を明文規定しているもの。</p> <p>第三十条 劣悪動物用医薬品の生産及び取扱いを禁止する。以下に列挙する状況のうち、一つでも該当するものは、劣悪動物用医薬品とする。</p> <p>(一) 動物用医薬品成分含有量と国家基準、業界基準又は地方基準の規定とが合致しないもの。</p> <p>(二) 有効期限を超過しているもの。</p> <p>(三) 変質により薬用にたえないもの。</p> <p>(四) 汚染により薬用にたえないもの。</p> <p>(五) その他、動物用医薬品基準の規定に合致しないが、偽動物用医薬品に属さないもの。</p> <p>第三十一条 県級以上の人民政府牧畜獸医行政管理部门は、動物用医薬品監督管理権を行使する。</p>
---	---

<p>国家和省、自治区、直辖市的兽药监察机构，以及经省、自治区、直辖市人民政府批准设立的城市兽药监察机构，协助畜牧兽医行政管理部门，分别负责全国和本辖区的兽药质量监督、检验工作。</p> <p>第三十二条 各级畜牧兽医行政管理部门对已经批准生产的兽药，应当经常组织调查、验证、审评，对疗效不确、不能保证用药安全的，应当依据职权撤销其批准文号。被撤销批准文号的兽药，不得继续生产或者经营。</p> <p>第三十三条 县级以上人民政府畜牧兽医行政管理部门选任兽药监督员。兽药监督员必须由兽药、兽医技术人员担任，凭所在人民政府发给的《兽药监督员证》开展工作。</p>	<p>国家及び省、自治区、直轄市の動物用医薬品監察機構並びに省、自治区、直轄市人民政府が許可、設立した都市動物用医薬品監察機構は、牧畜獣医行政管理部门に協力し、それぞれ全国及び所轄地区の動物用医薬品品質監督及び検査業務に責任を負う。</p> <p>第三十二条 各級の牧畜獣医行政管理部门は、既に生産許可を経た動物用医薬品に対し、常時、組織的調査、検証及び審査評価するものとし、治療効果が不確かなもの及び薬品使用の安全が保証できないものに対しては、職権に基づき当該許可文書番号を取り消すものとする。許可文書番号が取り消された動物用医薬品は、引き続き生産又は取扱いをすることはできない。</p> <p>第三十三条 県級以上の人民政府牧畜獣医行政管理部门は、動物用医薬品監督員を選任する。動物用医薬品監督員は、動物用医薬品、獣医技術人員が担当しなければならない、所在地の人民政府が発行する「動物用医薬品監督員証」に基づき業務を行う。</p>
--	---

<p>兽药监督员有权按照本条例规定，对辖区内的兽药生产、经营和使用单位的兽药质量进行监督、检查，必要时可以按照规定抽取样品和索取必需的资料，有关单位不得拒绝和隐瞒。兽药监督员对兽药生产和科研单位提供的技术资料，负有保密义务。</p>	<p>動物用医薬品監督員は、本条例の規定に基づき、所轄地区内の動物用医薬品の生産、取扱い及び使用団体の動物用医薬品の品質に対して、監督、検査を行い、必要な際に、規定に基づき、サンプルの抽出及び必要な資料の請求を行うことができ、関係団体は、拒絶及び隠蔽をしてはならない。動物用医薬品監督員は、動物用医薬品の生産団体及び科学研究団体が提供した技術資料に対して、守秘義務を負う。</p>
<p>第三十四条 兽药生产企业、经营企业和兽医医疗单位，应当经常检查本单位所生产、经营和使用的兽药质量、疗效和安全性。</p>	<p>第三十四条 動物用医薬品の生産企業、取扱い企業及び獣医医療団体は、常時、同団体が生産、取扱い及び使用する動物用医薬品の品質、治療効果及び安全性を検査するものとする。</p>
<p>兽药使用单位发现兽药中毒事故，必须及时向当地畜牧兽医行政管理部门报告。</p>	<p>動物用医薬品使用団体が、動物用医薬品中毒事故を発見した場合、速やかに同地の牧畜獣医行政管理部门に報告しなければならない。</p>
<p>第三十五条 兽药生产企业和兽药经营企业的兽药检验机构或者人员，受当地兽药监察所的业务指导。</p>	<p>第三十五条 動物用医薬品生産企業及び動物用医薬品取扱い企業の動物用医薬品検査機構又は人員は、同地の動物用医薬品監察所の業務指導を受ける。</p>
<p>第三十六条 兽用麻醉药品、精神药品、毒性药品和放射性药品等特殊药品，按照国家有关规定进行管理。</p>	<p>第三十六条 獣用麻酔薬品、精神薬品、毒性薬品及び放射性薬品等の特殊薬品は、国家の関係規定に基づき管理する。</p>

第三十七条 兽药使用单位和个人应当遵守国务院畜牧兽医行政管理部门制定的兽药安全使用规定。禁止使用假兽药、劣兽药和本条例第二十九条第二款禁止生产、经营的兽药以及未经批准进口的兽药。

县级以上人民政府畜牧兽医行政管理部门应当加强对动物产品中兽药残留量的检测，并公布检测结果。兽药残留限量标准和检测方法由国务院畜牧兽医行政管理部门制定。

#### 第七章 兽药的商标和广告管理

第三十八条 兽药商标应当按照国家商标法规的规定，进行登记注册。

注册商标必须在兽药的包装、标签、说明书上标明，并注明“注册商标”字样或者注册标记。

第三十七条 動物用医薬品使用団体及び個人は、国務院の牧畜獣医行政管理部门が制定した動物用医薬品安全使用規定を遵守するものとする。偽動物用医薬品、劣悪動物用医薬品及び本条例第二十九条第二項が生産、取扱いを禁止している動物用医薬品及び輸入許可を経していない動物用医薬品の使用を禁止する。

県級以上の人民政府牧畜獣医行政管理部门は、動物製品中の動物用医薬品残留量に対する検査測定を強化するものとし、併せて検査測定結果を公表する。動物用医薬品残留量限度基準及び検査測定方法は、国務院の牧畜獣医行政管理部门が制定する。

#### 第七章 動物用医薬品の商標及び広告管理

第三十八条 動物用医薬品商標は、国家の商標法規の規定に基づき、登記登録を行うものとする。

登録商標は、動物用医薬品の包装、ラベル及び説明書上に明示し、併せて「登録商標」という字句又は登録標記を明示しなければならない。

第三十九条 兽药广告必须经国务院畜牧兽医行政管理部门或者省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门审查批准。未经批准的，不得刊登、设置、印刷、播放、散发和张贴。

第四十条 兽药广告的内容必须以国务院畜牧兽医行政管理部门或者省、自治区、直辖市人民政府畜牧兽医行政管理部门批准的说明书为准。

兽用麻醉药品和精神药品，不得进行广告宣传。

第四十一条 外国企业在我国申请办理兽药广告，必须持有国务院畜牧兽医行政管理部门核发的《进口兽药登记许可证》，并提供兽药说明书。

第三十九条 動物用医薬品広告は、国务院の牧畜獣医行政管理部门又は省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门の審査許可を経なければならない。許可を経していないものは、掲載、設置、印刷、放送、配布及び貼付してはならない。

第四十条 動物用医薬品広告の内容は、国务院の牧畜獣医行政管理部门又は省、自治区、直轄市の人民政府牧畜獣医行政管理部门が許可した説明書を基準とせねばならない。

獣用麻酔薬品及び精神薬品は、広告宣伝を行ってはならない。

第四十一条 外国企業が、我が国で動物用医薬品広告手続を申請する場合、国务院の牧畜獣医行政管理部门が審査発行した「輸入動物用医薬品登録許可証」を所持していなければならない、併せて動物用医薬品説明書を提供しなければならない。

## 第八章 罰則

第四十二条 对生产、经营假兽药或者违反本条例第二十九条第二款规定的，依照刑法关于生产、销售伪劣产品罪或者生产、销售伪劣兽药罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，责令其停止生产、经营该兽药，没收其药物和违法所得，处以违法所得1倍以上5倍以下的罚款；并可以责令该企业停产、停业整顿或者吊销《兽药生产许可证》、《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》。

第四十三条 对生产、经营劣兽药的，依照刑法关于生产、销售伪劣产品罪或者生产、销售伪劣兽药罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，责令其停止生产、经营该兽药，没收其药物和违法所得，处以违法所得1倍以上5倍以下的罚款；情节和后果严重的，并可以责令该企业停产、停业整顿或者吊销《兽药生产许可证》、《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》。

## 第八章 罰則

第四十二条 偽動物用医薬品を生産、取扱ったもの又は本条例第二十九条第二項の規定に違反したものに対して、刑法の偽造劣悪製品生産、販売罪又は偽造劣悪動物用医薬品生産、販売罪の規定に基づき、法に基づき刑事責任を追及する。まだ刑事処罰に当たらないものは、当該動物用医薬品の生産、取扱いの停止を命じ、当該薬物及び違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科する。併せて当該企業に生産停止、営業停止を命じ、又は「動物用医薬品生産許可証」、「動物用医薬品取扱い許可証」、「動物用医薬品製剤許可証」を取り上げることができる。

第四十三条 劣悪動物用医薬品の生産、取扱いをした者は、刑法の偽造劣悪製品生産、販売罪又は偽造劣悪動物用医薬品生産、販売罪に関する規定に基づき、法に基づき刑事責任を追及する。まだ刑事処罰に当たらないものは、当該動物用医薬品の生産、取扱いの停止を命じ、当該薬物及び違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科する。情状及び結果が重大なものは、併せて、当該企業の生産停止、営業の停止整理を命じ、又は「動物用医薬品生産許可証」、「動物用医薬品取扱い許可証」、「動物用医薬品製剤許可証」を取り上げることができる。

第四十四条 未取得《兽药生产许可证》、《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》，擅自生产、经营兽药或者配制兽药制剂的，依照刑法关于非法经营罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，责令其停产、停业或者停止配制兽药制剂，没收全部兽药和违法所得，可以并处违法所得1倍以上5倍以下的罚款。

第四十五条 违反本条例关于兽药进口有关规定的，依照刑法关于非法经营罪的规定，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，根据情节轻重，予以警告或者没收该兽药；擅自销售的，没收违法所得，并处以违法所得1倍以上5倍以下的罚款。

第四十六条 未按照国家有关兽药安全使用规定使用兽药的，予以警告，可以并处3万元以下的罚款。

使用假兽药、劣兽药和其他禁止使用的兽药的，责令其停止使用，没收其药物，可以并处1万元以上5万元以下的罚款。

第四十四条 「動物用医薬品生産許可証」、「動物用医薬品取扱い許可証」、「動物用医薬品製剤許可証」を未取得のまま、無断で動物用医薬品を生産、取扱い、又は動物用医薬品製剤を調合した者は、刑法の不法取扱い罪の規定に基づき、法に基づき刑事責任を追及する。また刑事処罰に当たらないものは、生産停止、取扱い停止を命じ又は動物用医薬品製剤の調合を停止し、全動物用医薬品及び違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科する。

第四十五条 本条例の動物用医薬品の輸入に関する規定に違反したものは、刑法の違法取扱い罪に関する規定に基づき、法に基づき刑事責任を追及する。また刑事処罰に当たらないものには、情状の軽重に基づき、警告を与え又は当該動物用医薬品を没収する。無断販売したものは、違法所得を没収し、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科する。

第四十六条 国家の動物用医薬品安全使用に係る規定に基づかずに動物用医薬品を使用したものは、警告を与え、併せて3万元以下の罰金を科することができる。

偽動物用医薬品、劣悪動物用医薬品その他の使用禁止の動物用医薬品を使用したものは、その使用停止を命じ、その薬物を没収し、併せて1万元以上5万元以下の罰金を科することができる。

<p>第四十七条 本条例规定的行政处罚，由县级以上人民政府畜牧兽医行政管理部门决定。但是，违反本条例第十六条和第七章规定应当予以行政处罚的；根据本条例第四十五条的规定应当没收违法所得和处以罚款的；在兽药的生产或者经营中违反《工业产品质量责任条例》有关规定，应当没收违法所得和处以罚款的，由工商行政管理机关决定，畜牧兽医行政管理部门协助查处。</p> <p>罚款和没收的违法所得一律上缴国库。没收的假、劣药物以及国家明文规定禁止使用的其他药物，由畜牧兽医行政管理部门负责销毁。</p> <p>第四十八条 当事人不服行政处罚决定的，可以在接到处罚决定通知之日起15天内向人民法院起诉。但是，对畜牧兽医行政管理部门作出的兽药控制的决定，当事人必须执行。对处罚决定不履行，期满又不起诉的，由作出行政处罚决定的机关申请<u>人民法院</u>强制执行。</p>	<p>第四十七条 本条例が規定する行政処罰は、県級以上の人民政府牧畜獣医行政管理部门が決定する。ただし、本条例第十六条及び第七章の規定違反に行政処罰を与えるべき場合、本条例第四十五条の規定に基づき違法所得を没収し罰金を科すべき場合、動物用医薬品の生産又は取扱う中で「工業製品品質責任条例」の関係規定に違反して、違法所得を没収し罰金を科すべき場合には、商工行政管理機關が決定し、牧畜獣医行政管理部门は調査処理に協力する。</p> <p>罰金及び没収した違法所得は、一律、国庫に納付する。没収した偽、劣悪薬物及び国家が使用禁止を明文で規定しているその他薬物は、牧畜獣医行政管理部门が廃棄の責任を負う。</p> <p>第四十八条 当事者が行政処罰決定に不服のある場合、処罰決定通知受理日より15日以内に人民法院に提訴することができる。ただし、牧畜獣医行政管理部门が作成した動物用医薬品規制に対する決定については、当事者は実行しなければならない。処罰決定を履行せず、期間経過しても提訴しない場合、行政処罰決定を行った機關は<u>人民法院</u>（※）に強制執行を申請する。</p> <p>※：裁判所の呼称。司法機構の全体系で国家審判権を行使する機關。</p>
--	---

<p>第四十九条 违反本条例规定，造成中毒事故或者对畜禽等动物造成其他危害后果的，致害单位或者个人应当承担赔偿责任。受害的一方可以请求县级以上人民政府畜牧兽医行政管理部门处理。当事人对处理决定不服的，可以在接到通知之日起15天内向人民法院起诉。</p> <p>受害的一方也可以直接向人民法院起诉。</p> <p>赔偿的请求，应当从受害一方知道或者应当知道其权利被侵害之日起1年内提出；超过期限的，不予受理。</p> <p>第九章 附则</p> <p>第五十条 本条例下列用语的含义是：</p> <p>（一） 畜禽等动物：指家畜、家禽、鱼类、蜜蜂、蚕及其他人工饲养的动物。</p>	<p>第四十九条 本条例の規定に違反し、中毒事故又は家畜、家禽等の動物に対してその他危害を及ぼす結果を生じさせた場合、加害団体又は個人は、賠償責任を負うこととする。被害者側は、県級以上の人民政府牧畜獣医行政管理部门に処理を申請することができる。当事者が処理決定に不服である場合、通知受理日より15日以内に人民法院に提訴することができる。</p> <p>被害者側は、直接人民法院に提訴することができる。</p> <p>賠償の請求は、被害者側が、その権利が侵害されたと知った日、又は知り得た日より1年以内に提出することとし、期限経過のものは、受理しない。</p> <p>第九章 附則</p> <p>第五十条 本条例における以下に列挙する用語の含意は次の通りである。</p> <p>（一）家畜・家禽等の動物とは、家畜、家禽、魚類、蜜蜂、蚕及びその他人為的に飼育される動物をいう。</p>
---	--

<p>(二) 兽药：指用于预防、治疗、诊断畜禽等动物疾病，有目的地调节其生理机能并规定作用、用途、用法、用量的物质（含饲料药物添加剂）。包括：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 血清、菌（疫）苗、诊断液等生物制品；</li> <li>2. 兽用的中药材、中成药、化学原料药及其制剂；</li> <li>3. 抗生素、生化药品、放射性药品。</li> </ol> <p>(三) 新兽药：指我国新研制出的兽药原料药品。</p> <p>(四) 兽药新制剂：指用兽药原料药品新研制、加工出的兽药制剂。</p> <p>第五十一条 本条例自 1988 年 1 月 1 日起施行，国务院 1980 年 8 月 26 日批转的《兽药管理暂行条例》同时废止。</p>	<p>(二) 動物用医薬品とは、家畜・家禽等の動物疾病を予防、治療及び診断するのに用い、目的をもってその生理機能を調節し、併せて作用、用途、用法及び用量が規定された物質（飼料の薬物添加物を含む。）をいい、以下のものを包含する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 血清、ワクチン、診断液等生物製品。</li> <li>2. 獣用の漢方薬の材料、漢方の調合薬、化学原料薬及びその製剤。</li> <li>3. 抗生物質、生物化学薬品、放射性薬品。</li> </ol> <p>(三) 新動物用医薬品とは、我が国で新しく開発された動物用医薬品の原料、薬品をいう。</p> <p>(四) 動物用医薬品新製剤とは、動物用医薬品原料、薬品を用いて新しく開発、加工された動物用医薬品製剤をいう。</p> <p>第五十一条 本条例は 1988 年 1 月 1 日より施行し、国务院 1980 年 8 月 26 日通知の「動物用医薬品管理暫定条例」は同時に廃止する。</p>
---	---

法律法規訳出一覧（原文対照）

動物用医薬品管理条例実施細則

原文	和訳
<p>兽药管理条例实施细则</p> <p>1988年6月30日农业部发布，根据1998年1月5日农业部令第28号修订</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 根据《兽药管理条例》第四十九条的规定，制定本细则。</p> <p>第二条 凡从事兽药生产、经营、使用、研究、宣传、检验、监督管理活动者，都必须遵守本细则的规定。</p>	<p>動物用医薬品管理条例実施細則</p> <p>1988年6月30日農業部発布。1998年1月5日農業部令第28号に基づき改正。</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 「動物用医薬品管理条例」第49条の規定に基づき、本細則を制定する。</p> <p>第二条 およそ動物用医薬品の生産、経営、使用、研究、宣伝、検査及び監督管理活動に従事する者は、本細則の規定を遵守しなければならない。</p>

第三条 国家对兽药生产、经营、进口及医疗单位配制兽药制剂实行许可制度。未经许可，禁止生产、经营、进口兽药及配制兽药制剂。

## 第二章 兽药生产企业的管理

第四条 兽药生产企业系指专门生产兽药的企业和兼产兽药的企业，包括上述企业的分厂及生产兽药的各种形式的联营企业和中外合资经营企业、中外合作经营企业、外资企业。

第五条 开办生产兽用生物制品的企业，必须由所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审查同意，报农业部审核批准。

第六条 新建、扩建、改建的兽药生产企业，必须符合农业部制定的《兽药生产质量管理规范》的规定。

第三条 国家は動物用医薬品の生産、経営、輸入及び医療団体（※）が動物用医薬品製剤を調合することに対して許可制度を実施する。許可を経していない場合は、動物用医薬品を生産、経営、輸入すること及び動物用医薬品製剤を調合することを禁止する。

※：中国では各個人の所属先又は勤務先を「単位」と呼んでおり、ここでは「団体」と訳した。

## 第二章 動物用医薬品生産企業の管理

第四条 動物用医薬品生産企業とは、専門に動物用医薬品を生産する企業及び兼業で動物用医薬品を生産する企業を指し、上述企業の分工場及び動物用医薬品を生産する各種形式の共同経営企業、中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業を含む。

第五条 動物用生物製品の生産を始める企業は、所在の省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）の審査、同意を経て、農業部に報告し審査、承認を受けなければならない。

第六条 新築、増築、改築する動物用医薬品生産企業は、農業部が制定する「動物用医薬品生産品質管理規範」の規定に合致していなければならない。

现在兽药生产企业应按照《兽药生产质量规范》规定的要求，订出规划，报所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审查批准，逐步实施。

第七条 兽药生产企业必须具备能对所生瓣的兽药进行质量检验的机构和人员，并有相应的仪器和设备。兽药质量检验机构不得附设于企业生产技术机构之内。

第八条 兽药生产企业生产的每个兽药品种，必须按照农牧行政管理机关核定的兽药质量标准 and 工艺规程进行生产。凡改变生产工艺规程、处方、剂型、用途、用法、用量、规格的，必须按原报批程序向农牧行政管理机关提出申请，经批准后，方可进行生产。

第九条 兽药生产企业必须有完整的生产记录和检验记录，并至少保存3年。

現在、動物用医薬品生産企業は「動物用医薬品生産品質規範」が規定する条件に基づいて、計画を立て、当地の省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）に報告し、審査、承認を得て、逐次、実施しなければならない。

第七条 動物用医薬品生産企業は、生産する動物用医薬品に対して品質検査を行うことのできる機構と人員、併せて相応の計器及び設備を具えていなければならない。動物用医薬品品質検査機構は、企業の生産技術機構の中に付設することはできない。

第八条 動物用医薬品生産企業が生産するすべての動物用医薬品の品種は、農牧行政管理機関の査定した動物用医薬品品質基準と加工技術規程に基づいて生産を行わなければならない。およそ生産加工技術規程、処方、薬剤の型、用途、用法、用量、規格を変更する者は、元の承認申請手続きに基づいて農牧行政管理機関に申請し、承認を経た後、初めて生産を行うことができる。

第九条 動物用医薬品生産企業は完全な生産記録と検査記録を作成し、少なくとも3年間は保管しなければならない。

第十条 兽药的标签必须按规定的格式和内容印制。兽药的主要成分系指有药效的成分。凡超过一定时间可能降低药效的兽药，必须注明有效期。

第十一条 兽药麻醉药品、精神药品、毒性药品、放射性药品和外用药品的标签和外包装，必须按统一规定的标志印制。

第十二条 兽药内外包装必须保证兽药质量、贮存、运输和使用的要求。凡封签、标签缺损，包装破损的，不准出厂。

第十三条 兽药的封签、标签和包装禁止转让和出售。

第十条 動物用医薬品のラベルは規定の形式と内容に基づいて印刷しなければならない。動物用医薬品の主要成分とは薬効のある成分のことを指す。およそ一定の時間を過ぎると薬効が低下する可能性がある動物用医薬品は有効期限を明記しなければならない。

第十一条 動物用医薬品麻醉薬品、精神薬品、毒性薬品、放射性薬品及び外用薬品のラベル及び外装は、統一的に規定された表示に基づいて印刷しなければならない。

第十二条 動物用医薬品の内外包装は動物用医薬品の品質、貯蔵、運輸及び使用の条件を満たさなければならない。およそ封印、ラベルの欠損、包装の破れたものは出荷してはならない。

第十三条 動物用医薬品の封印、ラベル及び包装は譲渡及び販売を禁止する。

第十四条 兽药出厂前必须经过本企业药检机构的检验，符合质量标准的应当在内包装上附有检验合格标志，在包装箱内附有检验合格证。不符合质量标准，不得出厂。

### 第三章 兽药经营企业的管理

第十五条 兽药经营企业系指专营兽药的企业和兼营兽药的企业，包括批发、零售公司或商店及经营进出口业务的企业。

第十六条 兽药经营企业内，直接从事兽药采购、保管、销售、调剂、检验业务的，应是药剂士、兽医技术员以上的技术人员。非药学、兽医学技术人员必须经核发《兽药经营许可证》的农牧行政管理机关或其指定的单位，进行兽药经营知识考核合格后，方准从事兽药经营业务活动。

第十四条 動物用医薬品は出荷前にその企業の薬物検査機構の検査を経なければならず、品質基準に合致したものは、内装に検査合格表示をつけ、梱包内に検査合格証を付すものとする。品質基準に合致しないものは、出荷してはならない。

### 第三章 動物用医薬品経営企業の管理

第十五条 動物用医薬品経営企業とは専門に動物用医薬品を扱う企業及び兼業で動物用医薬品を扱う企業を指し、卸売り、小売会社、商店又は輸出入業務を経営する企業を含む。

第十六条 動物用医薬品経営企業で、直接、動物用医薬品の仕入れ、保管、販売、調合及び検査業務に従事する者は、薬剤師及び獣医技術員以上の技術人員でなければならない。薬学及び獣医学技術人員でないものは「動物用医薬品経営許可証」を発行する农牧行政管理機関又はその指定する団体が行う動物用医薬品経営知識試験に合格して、はじめて動物用医薬品経営業務に従事することができる。

第十七条 兽药经营企业和兽医医疗单位购进兽药，必须进行检查验收。检查验收内容包括：兽药名称、规格、生产企业、生产批号、有效期，检验合格证、批准文号、包装以及外观质量等。

第十八条 兽药经营企业收购、保管、销售兽药，必须建立健全质量检查和入库验入、在库保养、出库验发、销售核对等制度。

#### 第四章 兽医医疗单位的药剂管理

第十九条 兽医医疗单位的兽药制剂室应具有保证制剂质量的设备、环境，有相应的质量检验设备和药检技术人员。

第二十条 兽医医疗单位配制的兽药制剂品种，必须报所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）备案。

第十七条 動物用医薬品経営企業及び動物用医薬品医療団体は動物用医薬品を購入する際、検査をしたうえで引き取らなければならない。検査の内容には、動物用医薬品の名称、規格、生産企業、生産番号、有効期限、検査合格証、承認文書番号、包装及び外見の品質などを含む。

第十八条 動物用医薬品経営企業が動物用医薬品を買付け、保管及び販売をするためには、健全な品質検査、入庫検査、在庫管理、出庫検査、販売照合等の制度を構築しなければならない。

#### 第四章 獣医医療団体の薬剤管理

第十九条 獣医医療団体の動物用医薬品調合室は製剤の品質を保証する設備、環境及び相応の品質検査設備及び並びに薬物検査技術人員を配備していなければならない。

第二十条 動物用医薬品医療団体が調合した動物用医薬品製剤品種は、記録のために当地の省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）に報告しなければならない。

第二十一条 配制兽药制剂要严格执行操作规程、质量检验和卫生制度。每批制剂都必须有详细完整的配制记录和检验记录，经检验合格的，签发合格证，不合格的不准使用。

第五章 《兽药生产许可证》、《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》的审批程序

第二十二条 开办兽药生产企业，除按照国家规定履行基本建设报批程序以外，必须按下列履行报批程序：

（一） 由企业或者企业主管部门向企业所在县级以上农业（畜牧）厅（局）申报，经审查同意后，送省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审核；

（二） 经所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审核批准，发给《兽药生产许可证》；

（三） 兽药生产企业持《兽药生产许可证》和有关文件、材料，向当地工商行政管理局申请登记，经核准后领取营业执照。

第二十一条 動物用医薬品製剤を調合するには、操作規程、品質検査及び衛生制度を厳密に遂行しなければならない。すべての製剤は詳細で完全な調合記録及び検査記録を作成しなければならない。検査に合格したものは合格証を発行し、合格しないものは使用してはならない。

第五章 「動物用医薬品生産許可証」、「動物用医薬品経営許可証」、「動物用医薬品製剤許可証」の審査手続

第二十二条 動物用医薬品企業を創設するには、国家の規定に基づいて基本的な創業申請手続を履行する以外に、以下の申請手続を履行しなければならない。

（一） 企業又は企業の主管部門から企業の所在地の県以上の農業（牧畜）庁（局）に申告し、審査及び同意を経て、省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）に送り審査をする。

（二） 当地の省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）は、審査及び承認の後、「動物用医薬品生産許可証」を発行する。

（三） 動物用医薬品生産企業は「動物用医薬品生産許可証」並びに関連書類及び資料を持って、当地の工商行政管理局に申請登録をし、許可を得た後、営業免許を受け取る。

<p>从事兽药生产的中外合资经营企业、中外合作经营企业、外资企业办理《兽药生产许可证》的报批程序，按专项规定执行。</p> <p>受理审查、审核的农牧行政管理机关应当在收到全部申报材料后的一个月內作出是否同意或批准的决定。</p> <p>第二十三条 生产兽用生物制品的企业，经农业部批准后，再由企业所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）发给《兽药生产许可证》。</p> <p>第二十四条 兽药经营企业按以下规定申请办理《兽药经营许可证》：</p> <p>（一） 省级以上各部门所属的兽药经营企业，由其主管部门审查同意，经所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审核批准发给《兽药经营许可证》；</p> <p>（二） 市（地）、县（区）各部门所属的兽药经营企业，由其主管部门审查同意，经所在地同级农业（畜牧）局审核批准发给《兽药经营许可证》；</p>	<p>動物用医薬品の生産に従事する中外合資経営企業、中外合作経営企業及び外資企業の「動物用医薬品生産許可証」の申請手続は、専門規定に基づいて行う。</p> <p>審査を受理した農牧行政管理機関はすべての申請資料を受け取った後、一ヶ月以内に同意又は承認するかどうかの決定を行うものとする。</p> <p>第二十三条 動物用生物製品を生産する企業には、農業部の承認を経た後、再度、所在地の省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）が「動物用医薬品生産許可証」を発行する。</p> <p>第二十四条 動物用医薬品経営企業は以下の規定に基づいて「動物用医薬品経営許可証」の手続を申請する。</p> <p>（一） 省級以上の各部門に属する動物用医薬品経営企業は、その主管部门の審査、同意を経た後、当地の省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）が審査、承認を行い、「動物用医薬品経営許可証」を発行する。</p> <p>（二） 市（地）、県（区）の各部門に所属する動物用医薬品経営企業は、主管部门の審査、同意を経た後、当地の同級の農業（牧畜）局が審査、承認を行い、「動物用医薬品経営許可証」を発行する。</p>
---	---

<p>(三) 县以下(包括个体)兽药经营者,经县农业(畜牧)局审核批准发给《兽药经营许可证》;</p> <p>(四) 经营兽药进出口业务的企业,由国务院或所在省、自治区、直辖市对外经济贸易行政管理机关审查批准,经所在省、自治区、直辖市农业(畜牧)厅(局)审核批准发给《兽药经营许可证》。</p> <p>兽药经营企业或个体兽药经营者持《兽药经营许可证》向当地工商行政管理局申请登记,经核准后领取营业执照。</p> <p>受理审查、审核的农牧行政管理机关应当在收到全部申报材料后的一个月內作出是否批准的决定。</p> <p>第二十五条 兽医医疗单位开设兽药商店经营兽药批发零售业务或在城乡集市贸易市场上销售兽药的,必须按规定领取《兽药经营许可证》和营业执照。</p>	<p>(三) 県以下(個人を含む。)の動物用医薬品経営者は、県の農業(牧畜)局が審査、承認を行い、「動物用医薬品経営許可証」を発行する。</p> <p>(四) 動物用医薬品の輸出入業務を経営する企業には、国务院又は所在地の省、自治区、直辖市の对外経済貿易行政管理機關の審査及び承認の後に、所在地の省、自治区、直辖市の農業(牧畜)庁(局)が審査及び承認を行い、「動物用医薬品経営許可証」を発行する。</p> <p>動物用医薬品経営企業又は個人動物用医薬品経営者は「動物用医薬品経営許可証」を所持して当地の商工行政管理局に登録申請し、承認を経た後、営業免許証を受け取る。</p> <p>審査を受理した農牧行政管理機關はすべての申請資料を受け取った後一ヶ月以内に承認、不承認の決定をするものとする。</p> <p>第二十五条 獣医医療団体が動物用医薬品商店を開設して、動物用医薬品の卸売り、小売り業務を経営し、又は都市農村の集贸市场で動物用医薬品を販売しようとするときは、規定に基づいて「動物用医薬品経営許可証」及び営業免許証を取得しなければならない。</p>
---	---

第二十六条 兽药零售企业及个体兽药经营者的《兽药经营许可证》在发证机关的辖区内有效。

第二十七条 兽医医疗单位配制兽药制剂必须向所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）申请，经审查批准后发给《兽药经营许可证》。

受理审查的农牧行政管理机关应在收到全部申报材料后一个月内作出是否批准的决定。

第二十八条 《兽药生产许可证》的有效期为五年，《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》的有效期为三年，自批准之日算起。上述许可证期满后需申领新证的，兽药生产、经营企业和兽医医疗单位应在期满前六个月内，持原证重新申请。重新申请的程序与原申请的程序相同。

第二十六条 動物用医薬品小売り企業及び個人動物用医薬品経営者の「動物用医薬品経営許可証」は発行された機関の管轄区域内で有効である。

第二十七条 動物用医薬品医療団体が動物用医薬品製剤を調合する時は、所在地の省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）に申請し、審査及び承認を経て、「動物用医薬品経営許可証」の発行を受ける。

審査を受理した農牧行政管理機関は、すべての申請資料を受け取った後、一ヶ月以内に承認、不承認の決定をしなければならない。

第二十八条 「動物用医薬品生産許可証」の有効期限は五年、「動物用医薬品経営許可証」、「動物用医薬品製剤許可証」の有効期限は三年で、承認の日から起算する。上述の許可証満期後、新許可証を受ける必要があるときは、動物用医薬品生産、経営企業及び獣医医療団体は満期になる六ヶ月前までに以前の許可書を持って改めて申請しなければならない。改めて申請する手続きは元の申請手順と同じである。

第二十九条 《兽药生产许可证》、《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》按农业部统一制定的格式印制。

第三十条 发证与换发新证的具体管理按“核发《兽药生产许可证》、《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》管理办法”的规定办理。

#### 第六章 兽药的标准与批准文号

第三十一条 兽药的标准分为：

（一） 国家标准：即《中华人民共和国兽药典》、《兽药规范》，由兽药典委员会制定、修订，农业部审批、发布。

（二） 专业标准：即《兽药质量标准》，由中国兽药监察所制定、修订，农业部审批、发布。

（三） 地方标准：即省、自治区、直辖市《兽药制剂标准》，由省、自治区、直辖市兽药监察所制定，省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审批、发布。

第二十九条 「動物用医薬品生産許可証」、「動物用医薬品経営許可証」、「動物用医薬品製剤許可証」は農業部が統一的に制定した様式に基づいて作成する。

第三十条 許可証の発行及び更新の具体的な管理は「動物用医薬品生産許可証」、「動物用医薬品経営許可証」、「動物用医薬品製剤許可証」管理方法の規定に基づいて処理する。

#### 第六章 動物用医薬品の基準及び承認文書番号

第三十一条 動物用医薬品の基準は以下のとおり分類する：

（一） 国家基準：即ち、「中華人民共和国動物用医薬品典」及び「動物用医薬品規範」であり、動物用医薬品典委員会が制定、改正し、農業部が審査、承認して公布する。

（二） 専門基準：即ち、「動物用医薬品品質基準」であり、中国動物用医薬品監察所が制定、改正し、農業部が審査、承認して公布する。

（三） 地方基準：即ち、省、自治区、直轄市の「動物用医薬品製剤基準」であり、省、自治区、直轄市の動物用医薬品監察所が制定し、省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）が審査、承認して公布する。

第三十二条 对新兽药实行生产期保护。凡经批准的新兽药，如未得到原研制单位的技术转让，在保护期（含试生产期）内不得移植生产。

第三十三条 第一、二类新兽药经批准后，须进行试生产，试产期为两年。生产企业试生产前，必须向农业部申报，经审核批准后发给试给生产批准文号。

第三十四条 兽药生产企业申请批准文号，应向所在省、自治区、直辖市兽药监察所送交检验样品和必要的资料，兽药监察所应当及时提出检验报告送交负责审核的农业（畜牧）厅（局），农业（畜牧）厅（局）应在收到检验报告后的一个月内作出是否发给批准文号的决定。

第三十二条 新しい動物用医薬品に対しては生産期の保護を行う。およそ承認を経た新しい動物用医薬品は、研究開発団体の技術譲渡を得ていない場合は、保護期間（試験生産期間を含む。）内には生産をしてはならない。

第三十三条 第一、二類の新しい動物用医薬品は承認を経た後に、試験生産を行わなければならない。試験生産期間は二年である。生産企業は試験生産の前に、農業部に申請し、審査及び承認を経た後に、試験生産承認文書番号の発行を受けなければならない。

第三十四条 動物用医薬品生産企業が承認文書番号を申請する場合、当地の省、自治区、直轄市の動物用医薬品監察所に検査サンプル及び必要な資料を提出するものとし、動物用医薬品監察所は速やかに検査報告を作成して、審査の責任を負う農業（牧畜）庁（局）に送付する。農業（牧畜）庁（局）は検査報告を受け取った後、一ヶ月以内に承認文書番号を発行するかどうかの決定を下さなければならない。

<p>第三十五条 兽药的批准文号有效期为五年，期满前六个月内，兽药生产企业应向原审批机关办理再注册。停产三年以上的兽药品种，原批准文号作废。</p> <p>第三十六条 禁止生产、经营、使用无批准文号的兽药。</p> <p>第七章 新兽药审批</p> <p>第三十七条 国家鼓励研究、创制新兽药。凡有条件的科研单位、高等院校、兽药生产企业、医疗单位和个人，都可以从事新兽药研制。</p> <p>第三十八条 农业部设立兽药审评委员会，委员会的成员由科研、管理、生产、教学、医药等方面的专家组成。</p> <p>兽药审评委员会的职责是：</p>	<p>第三十五条 動物用医薬品の承認文書番号の有効期限は、五年であり、満期になる六ヶ月前までに、動物用医薬品生産企業は前回申請した審査機関に再び登録の申請をしなければならない。三年以上生産を停止している動物用医薬品の品種については、もとの承認文書番号を無効とする。</p> <p>第三十六条 承認文書番号のない動物用医薬品の生産、経営、使用を禁止する。</p> <p>第七章 新動物用医薬品の審査</p> <p>第三十七条 国家は新動物用医薬品の研究及び開発を奨励する。およそ、条件を満たした科学研究団体、高等教育機関、動物用医薬品生産企業、医療団体及び個人は、皆、新しい動物用医薬品の開発に従事することができる。</p> <p>第三十八条 農業部は動物用医薬品審査評価委員会を設置するものとし、委員会のメンバーは科学研究、管理、生産、教育、医薬等の専門家によって構成する。</p> <p>動物用医薬品審査評価委員会の職責は以下の通りである。</p>
---	---

<p>(一) 对新兽药进行审评;</p> <p>(二) 对国外申请注册兽药进行评议;</p> <p>(三) 对已生产的兽药进行再评价目。</p> <p>第三十九条 新兽药、兽药新制剂及兽用新生物制品听审批和具体管理,按《新兽药及兽药新制剂管理办法》、《兽用新生物制品管理办法》的规定办理。</p> <p>第八章 进出口兽药管理</p> <p>第四十条 外国企业首次向我国出口的兽药,必须向农业部的申请注册,取得《进口兽药登记许可证》。</p> <p>第四十一条 《进口兽药登记许可证》只对该证载明的兽药品种和生产企业有效。</p>	<p>(一) 新動物用医薬品の審査及び評価を行う。</p> <p>(二) 国外で登録申請された動物用医薬品に対して、評議する。</p> <p>(三) 既に生産されている動物用医薬品に対して再評価を行う。</p> <p>第三十九条 新動物用医薬品、動物用医薬品新製剤及び動物用新生物製品の審査及び具体的な管理は、「新動物用医薬品及び動物用医薬品新製剤管理方法」、「動物用新生物製品管理方法」の規定に基づいて処理する。</p> <p>第八章 動物用医薬品の輸出入の管理</p> <p>第四十条 外国企業が初めてわが国に輸出する動物用医薬品は、農業部に登録の申請をして、「輸入動物用医薬品登録許可証」を取得しなければならない。</p> <p>第四十一条 「輸入動物用医薬品登録許可証」はその証明書に記載されている動物用医薬品の品種と生産企業にのみ有効である。</p>
---	--

<p>《进口兽药登记许可证》有效期为五年。如继续在中国销售，应于期满前六个月内向原发证机关申请再注册。</p>	<p>「輸入動物用医薬品登録許可証」の有効期限は五年である。継続して中国で販売する時は、満期になる六ヶ月前までに証明書を発行した機関に再登録を申請しなければならない。</p>
<p>第四十二条 农业部定期公布外国企业已办理注册的兽药品种目录。</p>	<p>第四十二条 農業部は定期的に外国企業が既に登録処理を行った品種目録を公表する。</p>
<p>第四十三条 对外国企业申请注册的兽药，由农业部指定质量复核单位和临床试验单位负责质量复核试验和临床药效试验。</p>	<p>第四十三条 外国企業が申請登録した動物用医薬品に対して、農業部が指定した品質照合団体及び臨床試験団体が、品質照合試験及び臨床薬効試験の責任を担う。</p>
<p>第四十四条 凡进口已取得《进口兽药登记许可证》的兽药品种，进口单位必须向所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）申报，经审查批准发给《进口兽药许可证》。</p>	<p>第四十四条 およそ「輸入動物用医薬品登録許可証」を取得した動物用医薬品の品種を輸入する場合には、輸入団体は、当地の省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）に申請し、審査、承認を経て、「輸入動物用医薬品許可証」の発行を受けなければならない。</p>
<p>进口菌（疫）苗、诊断液、血清等生物制品，经所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审查同意，报农业部审核批准发给《进口兽药许可证》。</p>	<p>ワクチン、診断液、血清等の生物製品を輸入する場合には、所在地の省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）の審査、同意を経て、農業部に報告して、審査及び承認の後、「輸入動物用医薬品許可証」の発行を受ける。</p>

第四十五条 少量进口属生产紧急需要并且是自用的以及科学研究、试验中所需要的未取得《进口兽药登记许可证》的兽药品种，进口单位必须向农业部申报，经审查批准发给《进口兽药许可证》。地方所属单位进品须先经省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审核同意。

第四十六条 兽药进口单位应按《进口兽药许可证》规定的品名、规格、数量、日期和生产厂家进口。

第四十七条 对进口兽药实施强制检验。海关凭农业部指定的口岸兽药监察所在“进口货物报关单”上加盖的“已新收报验”的印章验放。

在口岸兽药监察所未出具质量检验报告前，进口兽药不得销售、使用。

第四十五条 生産で緊急に必要とし、且つ自家用並びに科学研究及び試験において必要とするもので、「輸入動物用医薬品登記許可証」を取得していない動物用医薬品品種を少量輸入する場合、輸入団体は農業部に申請し、審査及び承認を経て「輸入動物用医薬品許可証」の発行を受けなければならない。地方に所属する団体が輸入する場合、まず省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）の審査及び同意を経なければならない。

第四十六条 動物用医薬品輸入団体は「輸入動物用医薬品許可証」に規定されている品名、規格、数量、日付及び生産業者に従って輸入しなければならない。

第四十七条 動物用医薬品の輸入に対して強制検査を実施する。税関は農業部の指定する港内動物用医薬品監察所が「輸入貨物通関申請書」に押した「検査済み」の印章によって通関を許可する。

港内動物用医薬品監察所が品質検査報告をする前には、輸入動物用医薬品を販売及び使用することはできない。

<p>第四十八条 出口兽药须符合进口国的质量要求。如对方要求出具政府批准生产的证件或质量检验合格证明，应由出口兽药厂所在省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）、兽药监察所提供。</p> <p>第四十九条 《进口兽药登记许可证》、《进口兽药许可证》的申报、审批程序和具体管理，按《进口兽药管理办法》的规定办理。</p> <p>第九章 饲料药物添加剂管理</p> <p>第五十条 凡含有药物的饲料添加剂，均按兽药进行管理。</p> <p>饲料药物添加剂必须按农业部发布的饲料药物添加剂允许使用品种及标准的规定进行生产、经营和使用。</p> <p>第五十一条 药品不得直接加入饲料中使用，必须将药物制成预混剂。</p>	<p>第四十八条 動物用医薬品の輸出は、輸入国の品質基準に合致しなければならない。もし相手国が政府の生産許可証書又は品質検査合格証明を要求するときは、動物用医薬品を輸出工場のある省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）及び動物用医薬品監察所が提供するものとする。</p> <p>第四十九条 「輸入動物用医薬品登録許可証」、「輸入動物用医薬品許可証」の申請、審査手順及び具体的な管理は、「輸入動物用医薬品管理方法」の規定に基づいて処理する。</p> <p>第九章 飼料薬物添加物の管理</p> <p>第五十条 およそ薬物を含んだ飼料添加物は、すべて動物用医薬品に準じて管理する。</p> <p>飼料薬物添加物は農業部が公表した飼料薬物添加物使用許可品種及び基準に基づいて生産、経営及び使用しなければならない。</p> <p>第五十一条 薬品は直接飼料に加えてはならず、薬物を事前混剤として調合しなければならない。</p>
--	---

预混剂应规定载体、稀释剂和分散剂的品种。生产企业应将配方、生产工艺、质量标准按兽药制剂的申报程序，报省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审查批准发给批准文号后，方准生产。

第五十二条 预混剂有效成分的配方必须在标签上注明。规定停药期的，应当在标签或说明书上注明。

第五十三条 饲料药物添加剂使用的药物，必须符合兽药标准的规定。由两种以上药物制成的饲料添加剂，必须符合药物配伍规定。

事前混剤は、担体、希釈剤及び分散剤の品種を規定しなければならない。生産企業は、調合、生産技術、品質基準を動物用医薬品製剤の申請手順に基づいて、省、自治区、直轄市の農業（牧畜）庁（局）に申請し、審査及び承認を経て、承認文書番号が発行されてから、生産することができる。

第五十二条 事前混剤の有効成分の調合法は、ラベルに注記しなければならない。施薬停止期間を規定するものは、ラベル又は説明書に明記しなければならない。

第五十三条 飼料薬物添加物に使用する薬物は、動物用医薬品基準の規定に合致しなければならない。二種類以上の薬物を配合した飼料添加物は薬物配合規定に合致しなければならない。

## 第十章 兽药监督

第五十四条 农业部设立中国兽药监察所；省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）设立省、自治区、直辖市兽药监察所；根据需要，经省、自治区、直辖市农业（畜牧）厅（局）审查同意，省、自治区、直辖市人民政府批准，计划单列城市、市（地）农业（畜牧）局可设立市（地）兽药监察所。

第五十五条 各级农牧行政管理机关设立的兽药监察所是国家对兽药质量进行监督、检验、鉴定的法定专业技术机构。中国兽药监察所负责兽药质量检验、鉴定的最终裁决。

第五十六条 兽药监督员是在各级农牧行政管理机关领导下代表政府对兽药进行监督、检查的专业执法人员。兽药监督员的名额要与辖区内兽药监督管理工作任务相适应。兽药监督员执行兽药监督任务时，要佩戴“中国兽药监督”的标志并出示《兽药监督员证》。

## 第十章 動物用医薬品監督

第五十四条 農業部は中国動物用医薬品監察所を設置する。省、自治区、直辖市の農業（牧畜）庁（局）は省、自治区、直辖市の動物用医薬品監察所を設置する。必要に応じ、省、自治区、直辖市の農業（牧畜）庁（局）の審査、同意、省、自治区、直辖市の人民政府の承認を経て、計画単列都市（※）及び市（地区）農業（牧畜）局は市（地区）動物用医薬品監察所を設立することができる。

※：行政区分では省の下位に位置するが、経済的規模が大きいこと等から行政的に特別の扱いを受けている大都市のこと。

第五十五条 各級の農牧行政管理機關が設立した動物用医薬品監察所は、国家が動物用医薬品の品質に対して監督、検査、鑑定する法定専門技術機構である。中国動物用医薬品監察所は動物用医薬品の品質検査及び鑑定の最終決定に責任を負う。

第五十六条 動物用医薬品監督員は、各級の農牧行政管理機關の指導の下、政府を代表して動物用医薬品の監督、検査を行う専門の法律執行人員である。動物用医薬品監督員の定員は管轄区内の動物用医薬品監督管理任務に対応でなければならない。動物用医薬品監督員が動物用医薬品監督任務を執行する時、「中国動物用医薬品監督」の表示を身に付け、「動物用医薬品監督員証」を提示しなければならない。

第五十七条 对已批准生产的兽药，如发现疗效差、毒副反应大或有其它原因危害人畜健康，应及时报农业部，提交兽药审评委员会评价。

第五十八条 兽药广告宣传必须遵守国家广告管理法律、法规和《兽药管理条例》的有关规定。兽药广告的审批及具体管理，按《兽药广告审查办法》及《兽药广告审查标准》办理。

#### 第十一章 罚则

第五十九条 违反兽药管理规定的行政处罚有警告、责令停产或停业整顿、没收兽药和非法收入、罚款、吊销许可证、吊销营业执照。行政处罚由县以上农牧行政管理机关或工商行政管理机关按《兽药管理条例》第四十五条规定的职责范围分别决定，并出具书面处罚通知。

第六十条 违反《兽药管理条例》第二十八条第二款规定的，按假兽药处理。

第五十七条 生産を承認された動物用医薬品に対して、治療効果が劣ること、毒による副作用が大きいこと又はその他の原因で人畜の健康に危害を及ぼすことが判明した時は、直ちに農業部に報告し、動物用医薬品審査評価委員会に提起して評価を受けなければならない。

第五十八条 動物用医薬品の広告宣伝は、国家の広告管理法律、法規及び「動物用医薬品管理条例」の関連規定を遵守しなければならない。動物用医薬品広告の審査許可及び具体的な管理は「動物用医薬品広告審査方法」及び「動物用医薬品広告審査基準」に基づいて処理する。

#### 第十一章 罰則

第五十九条 動物用医薬品管理規定の違反に対する行政処罰には警告、生産停止又は業務停止整理命令、動物用医薬品及び違法収入の没収、罰金、許可証の取上げ及び営業免許の取上げがある。行政処罰は県以上の農牧行政管理機関又は商工行政管理機関が「動物用医薬品管理条例」第四十五条が規定する職責範囲に基づいてそれぞれ決定し、書面で処罰通知を行う。

第六十条 「動物用医薬品管理条例」第28条第2項の規定に違反した場合、偽動物用医薬品として処理する。

第六十一条 对生产、销售假兽药的，没收假兽药和非法收入，处以违法所得 2-3 倍的罚款，但最高不得超过 3 万元。并可以责令该企业停产、停业整顿或者吊销《兽药生产许可证》、《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》。

第六十二条 对生产、销售劣兽药的，没收劣兽药和非法收入，并可以处以违法所得 1-2 倍的罚款，但最高不得超过 25000 元。情节和后果严重的，可以责令该企业停产、停业整顿或者吊销《兽药生产许可证》、《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》。

第六十三条 对未取得《兽药生产许可证》、《兽药经营许可证》、《兽药制剂许可证》生产、经营兽药及配制兽药制剂的，除责令其停产、停业、停止配制制剂外，没收全部兽药和非法收入，并可处以违法所得 2-3 倍的罚款，但最高不得超过 3 万元。

第六十一条 偽動物用医薬品を生産、販売した者に対して、偽動物用医薬品及び違法収入を没収し、違法所得の 2-3 倍の罰金を課すが、最高で 3 万元を超えてはならない。併せて、当該企業の生産停止、業務停止整理を命じ、又は「動物用医薬品生産許可証」、「動物用医薬品経営許可証」及び「動物用医薬品製剤許可証」を取り上げることができる。

第六十二条 劣悪な動物用医薬品を生産、販売した者に対しては、劣悪な動物用医薬品及び違法収入を没収し、違法所得の 1-2 倍の罰金を課すが、最高で 25000 を超えてはならない。情状及び結果が重大なものに対して、当該企業の生産停止、業務停止整理を命じ、又は「動物用医薬品生産許可証」、「動物用医薬品経営許可証」及び「動物用医薬品調合剤許可証」を取り上げることができる。

第六十三条 「動物用医薬品生産許可証」、「動物用医薬品経営許可証」及び「動物用医薬品製剤許可証」を取得せずに動物用医薬品の生産、経営及び動物用医薬品製剤の調合をした者に対しては、生産停止、業務停止、製剤の調合の停止を命じる以外に、すべての動物用医薬品及び違法収入を没収し、違法所得の 2-3 倍の罰金を課することができるが、最高で 3 万元を超えてはならない。

第六十四条 查处违反《兽药管理条例》和本细则规定的单位和个人的罚款以及没收的非法收入，按照国家财政部门的有关规定办理。查处案件所需的办案费用，报同级财政部门审核核拨。

第六十五条 兽药监督及检验人员利用职权，勒索财物，徇私舞弊，收受贿赂或者编造检验结果的，根据情节由农牧行政管理机关给予行政处分；情节严重构成犯罪的，送交司法机关贪污追究刑事责任。

## 第十二章 附则

第六十六条 兽药审批、监督、检验需要收取费用的，交纳单位应按《兽药审批监督检验收费标准》交纳费用。

第六十七条 实施《兽药管理条例》的单项管理办法由农业部制定、发布，并作为本细则的组成部分。

第六十四条 「動物用医薬品管理条例」及び本細則の規定に違反した団体及び個人に課した罰金及び違法所得は、国家財政部門の關係する規定に基づいて処理する。事件の調査処理に必要な費用は、同級の財政部門に報告し、審査及び承認を得て、支給される。

第六十五条 動物用医薬品監督及び検査人員で、職権を利用し、金銭、物資を巻き上げ、情実にとらわれて不正行為を行い、賄賂を受け取り、検査結果を捏造した者には、情状に応じて農牧行政管理機關が行政処分を行う。情状が重く犯罪となる場合には、司法機關に移送し、汚職の刑事責任を追及する。

## 第十二章 附則

第六十六条 動物用医薬品の審査、監督、検査で費用を徴収する必要がある場合、納付団体は「動物用医薬品審査監督検査費用徴収基準」に基づいて費用を納める。

第六十七条 「動物用医薬品管理条例」を実施するための個別の管理方法は、農薬部が制定及び公布し、併せて本細則の構成部分とする。

第六十八条 本细则由农业部负责解释。

第六十八条 本細則は農業部が解釈に責任を負う。

第六十九条 本细则自发布之日起施行。

第六十九条 本細則は公布日より施行する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

食品衛生監督手続

原文	和訳
<p>食品衛生監督程序</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为规范食品卫生监督行为，保障和监督卫生行政部门有效实施食品卫生监督管理，维护公民、法人和其他组织的合法权益，依据《中华人民共和国食品卫生法》（以下简称《食品卫生法》），制定本程序。</p> <p>第二条 卫生行政部门行使食品卫生监督职责时，必须遵守本程序。</p>	<p>食品衛生監督手続</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 食品衛生監督行為を規範化し、衛生行政部門の食品衛生監督管理を効果的に実施することを保障、監督し、<u>公民</u>（※1）及び法人並びにその他の組織の合法的な權益を保護するため、「中華人民共和国食品衛生法」（以下「食品衛生法」という。）に基づき、本手続を制定する。</p> <p>※1 : 国籍を有する者のこと。中華人民共和国の国籍を有すれば、即ち中華人民共和国公民である。</p> <p>第二条 衛生行政部門が食品衛生監督の職責を行使する場合、本手続を遵守しなければならない。</p>

<p>铁道、交通行政主管部门设立的食品卫生监督机构，行使国务院卫生行政部门会同国务院有关部门规定的食品卫生监督职责时，依照本程序执行，但法律、法规另人规定的除外。</p> <p>进口食品的口岸卫生监督程序由卫生部另行规定。</p> <p>第三条 卫生行政部门行使食品卫生监督职责，应遵循合法、公正、高效、公开的原则。</p> <p>第四条 上级卫生行政部门对下级卫生行政部门的食品卫生监督工作实行监督检查，并有权纠正下级卫生行政部门在行使食品卫生监督职责时的不当行为。</p> <p>第二章 管辖</p> <p>第五条 县级卫生行政部门的管辖范围：</p> <p>（一） 本辖区内食品生产经营活动和食品生产经营者；</p> <p>（二） 本辖区内食物中毒和食品污染事故的调查处理；</p>	<p>鉄道及び交通行政主管部門が設立した食品衛生監督機構が、國務院衛生部門が國務院の關係部門と共同で規定した食品衛生監督の職責を行使する場合、本手続に基づき執行する。但し、法律法規に別の規定が有る場合を除く。</p> <p>輸入食品の国境衛生監督手続は衛生部が別途規定する。</p> <p>第三条 衛生行政部門が食品衛生監督の職責を行使するには、合法で、公正で高効果で公開の原則を遵守しなければならない。</p> <p>第四条 上級の衛生行政部門は、下級衛生行政部門の食品衛生監督業務に対して監督検査を行い、併せて下級衛生行政部門が食品衛生監督の職責を行使した際の不当な行為を是正する権限を有する。</p> <p>第二章 管轄</p> <p>第五条 県級衛生行政部門の管轄範囲について</p> <p>（1） 本管轄区内の食品生産経営活動及び食品生産取扱い者。</p> <p>（2） 本管轄区内の食中毒及び食品汚染事故の調査処理。</p>
--	--

<p>(三) 上级卫生行政部门指定或移交的食品卫生监督事项;</p> <p>(四) 本辖区内的其他食品卫生监督事项。</p> <p>第六条 设区的市级卫生行政部门的管辖范围:</p> <p>(一) 本级卫生行政部门直接管辖的食品生产经营活动和食品生产经营者;</p> <p>(二) 本辖区内重大食物中毒和食品污染事故的调查处理;</p> <p>(三) 本辖区内重大、复杂案件的查处;</p> <p>(四) 上级卫生行政部门指定或移交的食品卫生监督事项;</p> <p>(五) 法律、法规、规章直接授权设区的市级卫生行政部门行使的食品卫生监督职责。</p> <p>行政专署的卫生行政部门的管辖范围, 按前款规定执行。</p>	<p>(3) 上級の衛生行政部門が指定又は委譲した食品衛生監督事項。</p> <p>(4) 本管轄区内のその他の食品衛生監督事項。</p> <p>第六条 区を設けた市級衛生行政部門の管轄範囲について</p> <p>(1) 本級の衛生行政部門が直接管轄する食品生産取扱い活動及び食品生産取扱者。</p> <p>(2) 本管轄区内の重大な食中毒及び食品汚染事故の調査処理。</p> <p>(3) 本管轄区内の重大で複雑な案件の調査処理。</p> <p>(4) 上級の衛生行政部門が指定又は委譲した食品衛生監督事項。</p> <p>(5) 法律法規及び規章が区を設けた市級衛生行政部門が行使するよう直接授権した職責。</p> <p>行政専門部署の衛生行政部門の管轄範囲は、上述の規定に基づき執行する。</p>
---	---

<p>第七条 省级卫生行政部门的管辖范围：</p> <p>（一） 本级卫生行政部门直接管辖的食品生产经营活动和食品生产经营者；</p> <p>（二） 本辖区内重大食物中毒和食品污染事故的调查处理；</p> <p>（三） 本辖区内重大、复杂案件的查处；</p> <p>（四） 卫生部指定或移交的食品卫生监督事项；</p> <p>（五） 法律、法规、规章直接授权省级卫生行政部门行使的食品卫生监督职责。</p> <p>第八条 上级卫生行政部门认为必要时，有权管辖下级卫生行政部门管辖的食品生产经营活动、食品生产经营者以及违法案件，也可以把自己管辖的食品生产经营活动、食品生产经营者以及违法案件移交下级卫生行政部门管辖。</p> <p>各级卫生行政部门有权在本级行政管辖区内开展食品抽样检测活动。</p>	<p>第七条 省級衛生行政部門の管轄範囲について</p> <p>（１） 本級の衛生行政部門が直接管轄する食品生産取扱い活動及び食品生産取扱い者。</p> <p>（２） 本管轄区内の重大な食中毒及び食品汚染事故の調査処理。</p> <p>（３） 本管轄区内の重大で複雑な案件の調査処理。</p> <p>（４） 衛生部が指定又は委譲した食品衛生監督事項。</p> <p>（５） 法律法規及び規章が省級衛生行政部門に行使するよう直接授權した食品衛生監督の職責。</p> <p>第八条 上級衛生行政部門が必要と認める場合、下級衛生行政部門が管轄する食品生産取扱い活動及び食品生産取扱い者並びに違法案件を管轄する権限を有する。また、自ら管轄する食品生産取扱い活動及び食品生産取扱い者並びに違法案件を下級の衛生行政部門の管轄へと委譲することができる。</p> <p>各級の衛生行政部門は、本級の行政管轄区内において食品の抜き取り検査を行うことができる。</p>
---	--

<p>第九条 下级卫生行政部门对自己管辖的食品生产经营活动、食品生产经营者以及违法案件，认为需要由上级卫生行政部门管辖的，可以报请上级卫生行政部门决定。上级卫生行政部门应在接到请示之日起七日内作出决定。</p> <p>第十条 县级以上地方卫生行政部门履行食品卫生监督职责时，发现不属于自己管辖的，应当及时移送有管辖权的卫生行政部门。被移送的卫生行政部门应将移送案件的处理情况及时反馈给移送案件的卫生行政部门。</p> <p>第十一条 卫生行政部门因管辖权发生争议的，争议双方应当在争议发生之日起十五日内协商解决；不能协商解决的，报请共同的上一级卫生行政部门指定。上级卫生行政部门应当在接到请示后十五日内作出指定管辖的决定。</p>	<p>第九条 下級の衛生行政部門は自ら管轄する食品生産取扱い活動及び食品生産取扱い者並びに違法案件について、上級の衛生行政部門が管轄する必要があると認める場合には、上級の衛生行政部門に報告しその決定を請うことができる。上級の衛生行政部門は報告を受けた日から七日以内に決定を行う。</p> <p>第十条 県級以上の地方衛生行政部門が食品衛生監督の職責を履行する場合は、自らの管轄に属さないことを気づいた場合、速やかに管轄権を有する衛生行政部門に移送するものとする。移送された衛生行政部門は、移送案件の処理状況について案件を移送した衛生行政部門に速やかにフィードバックしなければならない。</p> <p>第十一条 衛生行政部門が管轄権に関する争議が生じた場合は、争議の双方は争議が生じた日から十五日以内に協議して解決するものとする。協議して解決できない場合は、共同の上級衛生行政部門の指定を請うものとする。上級衛生行政部門は申請を受理した後十五日以内に管轄の指定について決定する。</p>
---	--

### 第三章 許可

第十二条 卫生许可证的发放按省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门制定的卫生许可证发放管理办法执行。

第十三条 利用新资源生产的食品、食品添加剂的新品种以及利用新的原材料生产的食品容器，包装材料和食品用工具、设备的新品种，投入生产前须提供所需资料和样品，按照规定的审批程序报请审批。

食品用洗涤剂、消毒剂的审批程序按卫生部制定的有关规定进行。

第十四条 表明具有特定保健功能的食品，其产品及其说明书必须报卫生部审查批准，报批程序按卫生部制定的《保健食品管理办法》进行。

第十五条 食品生产经营人员的卫生知识培训和健康检查，按卫生部制定的有关规定进行。

### 第三章 許可

第十二条 衛生許可証の発行は、省、自治区及び直轄市の人民政府衛生行政部門が制定した衛生許可証発行管理方法に基づき執行する。

第十三条 新しい資源を利用して生産した食品及び食品添加物の新品種並びに新しい原材料を利用して生産した食品容器並びに包装材、食品用工具及び設備の新品種は、生産に入る前に必要な資料及びサンプルを提供し、規定の審査許可手続に基づき審査許可を報告申請しなければならない。

食品用洗淨剤、消毒剤の審査許可手続は、衛生部が定めた関係規定に基づくものとする。

第十四条 特定の保健効能を有する食品であることを表示する場合、その製品及び説明書は衛生部に報告し、審査許可を得なければならない。報告許可手続は衛生部が制定した「保健食品管理方法」に基づき行う。

第十五条 食品生産取扱い人員の衛生知識の研修及び健康検査は、衛生部が制定する関係規定に基づき行う。

第十六条 食品广告的审批，按《食品广告管理办法》的规定进行。

#### 第四章 监督检查

第十七条 卫生行政部门在接受食品生产经营者的新建、扩建、改建工程选址和设计的卫生审查申请时，应要求申请者提供规定的材料。

第十八条 卫生行政部门应在接到新、扩、改建工程选址和设计卫生审查申请及有关资料之日起三十日内进行审查，并作出书面答复。必要时，可指定专业技术机构对提交的资料进行审查和现场勘察，作出卫生学评价。

第十六条 食品広告の審査許可は、「食品広告管理方法」の規定に基づき行う。

#### 第四章 監督検査

第十七条 衛生行政部門は、食品生産取扱い者の新築、増築及び改築工事の場所選定並びに設計の衛生審査申請を受理する場合、申請者に規定の材料を提供するよう要求するものとする。

第十八条 衛生行政部門は、新築、増築及び改築工程の場所選定並びに設計の衛生審査申請及び関係資料を受理した日から三十日以内に審査を行い、併せて書面で回答を行わなければならない。必要がある場合、専門技術機構を指定して提出された資料について審査及び現場視察を行い、衛生学的評価を行わせることができる。

<p>第十九条 卫生行政部门应在接到工程竣工验收申请之日起二十日内，依照新、扩、改建工程选址和设计的卫生审批意见，进行工程验收，并提出验收意见；对职工食堂、餐馆的工程验收，应在十日内提出验收意见。必要时，卫生行政部门可指定专业技术机构对竣工验收工程进行卫生学评价。</p> <p>第二十条 食品卫生监督员对食品生产经营者进行巡回监督检查时，应出示监督证件，根据法律、法规、规章以及卫生规范的规定进行监督检查。可将下列内容作为重点进行检查：</p> <p>（一） 卫生许可证、健康证明和食品生产经营人员卫生知识培训情况；</p> <p>（二） 卫生管理组织和管理制度情况；</p> <p>（三） 环境卫生、个人卫生、食品用工具及设备卫生、食品容器及包装材料、卫生设施、工艺流程情况；</p> <p>（四） 食品生产经营过程的卫生情况；</p>	<p>第十九条 衛生行政部門は、工事竣工検査申請を受理した日から二十日以内に新築、増築及び改築工程の場所選定並びに設計の衛生審査許可意見に基づいて工事検査を行い、併せて検査意見を提出しなければならない。職員食堂及びレストランの工事検査については、十日以内に検査意見を提出しなければならない。必要がある場合、衛生部行政部門は専門技術機構を指定して竣工検査作業について衛生学的な評価を行わせることができる。</p> <p>第二十条 食品衛生監督員が食品生産取扱い者について巡回監督検査を行う場合、監督証明書類を提示し、法律、法規及び規章並びに衛生規範の規定に基づき監督検査を行わなければならない。以下に列挙する内容については重点的に検査を行うことができる。</p> <p>（1） 衛生許可証、健康証明及び食品生産取扱い人員の衛生知識研修状況。</p> <p>（2） 衛生管理組織及び管理制度状況。</p> <p>（3） 環境衛生、個人衛生、食品用工具及び設備の衛生、食品容器、包装材、衛生施設及び技術工程の状況。</p> <p>（4） 食品生産取扱い過程の衛生状況。</p>
--	---

<p>(五) 食品标识、说明书、采购食品及其原料的索证情况；</p> <p>(六) 食品原料、半成品、成品等的感官性状、添加剂的使用情况，产品卫生检验情况；</p> <p>(七) 对食品的卫生质量、餐具、饮具及盛放直接入口食品的容器进行现场检查，进行必要的采样或按监测计划采样；</p> <p>(八) 用水的卫生情况；</p> <p>(九) 使用洗涤剂和消毒剂的卫生情况。</p> <p>对食品添加剂、食品容器、食品包装材料和食品用工具及设备的巡回检查，按卫生标准和卫生管理办法的要求进行。</p> <p>第二十一条 食品卫生监督员进行巡回监督检查，应制作现场监督笔录，笔录经被监督单位负责人或有关人员核实无误后，由食品卫生监督员和被监督单位负责人或有关人员共同签字，修改之处由被监督单位负责人或有关人员签名或者印章覆盖。</p>	<p>(5) 食品表示、説明書、仕入食品及びその原料の証書確認状況。</p> <p>(6) 食品原料、半製品及び製品等の感覚性状、添加物の使用状況、製品衛生検査状況。</p> <p>(7) 食品の衛生品質、調理器具、飲料器具及び直接食する食品を盛る容器については現場検査を行い、必要性または監督検査計画に基づいてサンプル採取を行う。</p> <p>(8) 用水の衛生状況。</p> <p>(9) 洗浄剤及び消毒剤を使用する衛生状況。</p> <p>食品添加物、食品容器、食品包装材、食品用工具及び設備の巡回検査は、衛生基準及び衛生管理方法の基準に基づいて行う。</p> <p>第二十一条 食品衛生監督員は巡回監督検査を行い、現場の監督記録を製作しなければならず、記録は監督される団体の責任者又は関係人員が誤りのないことを照会した後、食品衛生監督員及び監督される団体の責任者又は関係人員が共同で署名し、修正箇所は監督される団体の責任者又は関係人員が署名又は押印する。</p>
---	--

被监督单位负责人或有关人员拒绝签字的，食品卫生监督员应在笔录上注明拒签事由，同时记录在场人员姓名、职务等。

第二十二条 食品卫生监督员在巡回监督检查过程中或监督检查完毕后，应当根据情况提出指导意见。实施行政处罚时，应遵守《行政处罚法》、卫生部制定的《食品卫生行政处罚办法》和有关卫生行政处罚程序的规定。

#### 第五章 监测和检验

第二十三条 食品卫生监督员采集食品、食品添加剂、食品容器及包装材料、食品用洗涤剂、消毒剂、食品用工具等样品时，应出示证件，并根据监测目的以及食品卫生检验标准方法的规定，无偿采集样品。

采样的食品卫生监督员必须向被采样单位和个人出具采样凭证。

監督される団体の責任者又は関係人員に署名を拒絶された場合、食品衛生監督員は記録上に署名拒絶の事由を注記し、同時にその場にいた人員の姓名、職務等を記録しなければならない。

第二十二条 食品衛生監督員は巡回監督検査過程の中で又は監督検査終了後に状況に基づいて指導意見を提出するものとする。行政処罰を行う場合、「行政処罰法」、衛生部が制定した「食品衛生行政処罰方法」及び関係衛生行政処罰手続の規定を遵守しなければならない。

#### 第五章 監督測定及び検査

第二十三条 食品衛生監督員が食品、食品添加物、食品容器、包装材、食品用洗剤、消毒剤、食品用工具等のサンプルを採集する場合、証明書類を提示し、監督測定目的及び食品衛生検査基準方法の規定に基づいてサンプルを無償で採集するものとする。

サンプルを採集する食品衛生監督員はサンプルを採集される団体及び個人にサンプル採集証明書を渡さなければならない。

第二十四条 食品卫生监督员根据监测目的，按国家卫生标准的规定确定检验项目，填写样品检验通知单，并按规定及时将样品送检，检验人员应验收样品，并在样品检验通知单上签字。

第二十五条 没有国家卫生标准的，可参照同类食品国家卫生标准、地方卫生标准、行业标准以及企业标准确定检验项目。

疑似污染、变质、掺假、掺杂食品，以及引起食物中毒的食品的检验项目，根据调查需要和食品生产经营者提供的有关资料确定。

第二十六条 检验按国家标准检验方法进行，没有国家卫生标准检验方法的，可参照同类食品的国家卫生标准检验方法，或地方、行业卫生标准检验方法以及国际组织推荐的方法进行。

检验人员应填写卫生检验原始记录和卫生检验报告，检验报告经核实无误后，由检验人员签字并移交承办的食品卫生监督员。

第二十四条 食品衛生監督員は、監督測定目的に基づいて、また国家衛生基準の規定に基づいて検査項目を確定し、サンプル検査通知書に記載し、規定に基づいて速やかにサンプルを検査に送り、検査人員はサンプルを検取し、サンプル検査通知書に署名しなければならない。

第二十五条 国家衛生基準がない場合、同類の食品の国家衛生基準、地方衛生基準、業界基準及び企業基準を参照して検査項目を確定することができる。

汚染、変質、偽造、雑物混入等が疑われる食品及び食中毒を引き起こした食品の検査項目は、調査の必要及び食品生産取扱い者が提供する関係資料に基づいて確定する。

第二十六条 検査は国家基準検査方法に基づいて行う。国家衛生基準検査方法がない場合、同類の食品の国家衛生基準検査方法又は地方及び業界の衛生基準検査方法並びに国際組織が推奨する方法を参照して行うことができる。

検査人員は衛生検査一時記録及び衛生検査報告を記載しなければならず、検査報告は誤りが無いことを照会した後、検査人員が署名して担当の食品衛生監督員へ移譲する。

食品检验样品保存期不少于一个月或按卫生行政部门规定时间保存样品。

第二十七条 检验者应在收到样品检验通知单后，十五日内出具食品卫生检验报告，对中毒食品或可能引起中毒的食品的检验，应在五日内出具检验报告，特殊情况需延长出具检验报告时限的，应报卫生行政部门决定。

第二十八条 被监测单位对检验结果有异议时，可向原卫生行政部门或上一级卫生行政部门提出书面复检申请，申明理由，经同意后复检。

书面复检申请应在收到检验报告之日起，或在指定领取检验报告期限终止之日起十日内提出，卫生行政部门在收到书面复检申请之日起十日内作出是否同意复检的答复。

食品検査サンプルの保存期間は少なくとも一ヶ月又は衛生行政部門が規定する期間サンプルを保存する。

第二十七条 検査者はサンプル検査通知書を受理した後、十五日以内に食品衛生検査報告を作成しなければならない。中毒食品又は中毒を引き起こす可能性のある食品の検査については五日以内に検査報告書を発行しなければならない。特殊な状況で検査報告を発行する時期を延長する場合、衛生行政部門に報告し決定を請うものとする。

第二十八条 被監督測定団体が検査結果について異議がある場合は、現地衛生行政部門又は一級上の衛生行政部門に書面で再検査申請を提出することができるものとし、申請理由を明らかにし、同意を経た後、再検査を行う。

書面での再検査申請は、検査報告を受けた日から又は検査報告の受取を指定した最終日から十日以内に提出するものとし、衛生行政部門は書面での再検査申請を受け取った日から十日以内に再検査をするかどうかの回答を行うものとする。

<p>第二十九条 微生物检验结果不做复检。检出致病菌时，保留菌种一个月。</p> <p>第六章 食物中毒和食品污染事故的调查处理</p> <p>第三十条 卫生行政部门接到食物中毒或食品污染事故报告后，应当及时组织人员赴现场进行调查处理，并可采取下列临时控制措施：</p> <p>（一） 封存造成食物中毒或可能导致食物中毒的食品及其原料；</p> <p>（二） 封存被污染的食品用工具及用具，责令进行清洗消毒。</p> <p>必要时，负责调查处理的卫生行政部门应当及时通知中毒食品或污染食品的来源地和流向地的卫生行政部门。</p> <p>采取临时控制措施时，应执行本程序第七章的规定。</p>	<p>第二十九条 微生物検査結果は再検査を行わない。病原菌が検出された場合、菌は一ヶ月保存する。</p> <p>第六章 食中毒及び食品汚染事故の調査処理</p> <p>第三十条 衛生行政部門は、食中毒又は食品汚染事故の報告を受けた後、速やかに人員を組織して現場に向かわせ、調査処理を行わなければならない。併せて以下に列挙する臨時の規制措置を採ることができる。</p> <p>（１） 食中毒を引き起こした又は食中毒を引き起こした疑いのある食品及びその原料を封印保存する。</p> <p>（２） 汚染された食品用工具及び用具を封印保存し、洗浄消毒を行うよう命じる。</p> <p>必要がある場合、調査処理に責任のある衛生行政部門は中毒食品又は汚染食品の出所地及び流通地の衛生行政部門へ速やかに通知するものとする。</p> <p>臨時規制措置を採った場合、本手続第 7 章の規定を実施しなければならない。</p>
---	---

<p>第三十一条 食物中毒的调查及证据的收集, 主要包括下列内容:</p> <p>(一) 可疑及中毒病人的发病人数、发病时间、发病地点、临床症状及体征、诊断、抢救治疗情况;</p> <p>(二) 可疑及中毒病人发病前四十八小时以内的进餐食谱及特殊情况下的七十二小时以内的可疑进餐食谱和同餐人员发病情况;</p> <p>(三) 可疑中毒食物的生产经营场所及生产经营过程的卫生情况;</p> <p>(四) 从业人员健康状况;</p> <p>(五) 采集可疑食物和中毒病人的呕吐物(洗胃液)、血、便及其它需要采集的样品进行检验, 必要时可做动物试验;</p> <p>(六) 填写食物中毒调查登记表。</p>	<p>第三十一条 食中毒の調査及び証拠の収集は、主として以下に列挙する内容を含む。</p> <p>(1) 中毒の疑いがあるか中毒にかかった患者の発病人数、発病時間、発病場所、臨床症状及び容態、診断、救助治療状況。</p> <p>(2) 中毒の疑いのある中毒にかかった患者の発病前四十八時間以内の食事献立及び特殊状況下では七十二時間以内の疑わしい食事献立並びに食事同伴者の発病状況。</p> <p>(3) 中毒の疑いのある食物の生産取扱い場所及び生産取扱い過程の衛生状況。</p> <p>(4) 従業人員の健康状況。</p> <p>(5) 疑わしい食物、中毒患者の嘔吐物(胃洗浄液)、血、便及びその他採集の必要があるサンプルを採取して検査を行い、必要がある場合、動物試験を行うことができる。</p> <p>(6) 食中毒調査登録表を記入する。</p>
--	--

第三十二条 食品污染事故调查及证据的收集，主要包括下列内容：

- (一) 被污染食品的名称、数量、来源、流向；
- (二) 污染物的名称、数量、可疑污染环节；
- (三) 取证、采集样品进行检验；
- (四) 制作调查笔录。

第三十三条 对食物中毒及食品污染事故进行调查时，其采样数量不受常规采样数量限制，并实行无偿采样。

第三十四条 食物中毒及食品污染事故的调查应制作调查笔录，笔录应由食品卫生监督员和被调查者签字。

第三十二条 食品污染事故調査及び証拠の収集については、主に以下に列挙する内容を含む。

- (1) 汚染された食品の名称、数量、出所、流通。
- (2) 汚染物の名称、数量、汚染が疑わしい段階。
- (3) 採取した証拠及び採集したサンプルに対して検査を行う。
- (4) 調査記録を製作する。

第三十三条 食中毒及び食品汚染事故について調査を行う場合は、その採集サンプル数量は通常の採集サンプル数量の制限を受けず、併せて無償でサンプル採集を行う。

第三十四条 食中毒及び食品汚染事故の調査では調査記録を製作し、記録には食品衛生監督員及び調査された者が署名しなければならない。

第三十五条 食物中毒或食品污染事故调查后，调查人员应及时对调查材料、检验结果及其它证据材料进行整理分析，并写出调查报告。

第三十六条 卫生行政部门应认真审查食物中毒或食品污染事故的全部证据材料，认为证据不足的，及时补齐或补正；事实清楚、证据确凿充分的，依照《食品卫生法》及有关规定予以处理。

#### 第七章 行政控制

第三十七条 卫生行政部门对已造成食物中毒事故或者有证据证明可能导致食物中毒事故的食品生产经营者采取《食品卫生法》第三十七条规定的临时控制措施时，使用封条，并制作卫生行政控制决定书。

封条上应加盖有卫生行政部门印章。

第三十五条 食中毒又は食品汚染事故調査後、調査人員は速やかに調査資料、検査結果及びその他の証拠資料について整理分析を行い、調査報告を作成しなければならない。

第三十六条 衛生行政部門は食中毒又は食品汚染事故のすべての証拠資料を厳格に審査しなければならない。証拠不足であると認められる場合、速やかに補充又は修正するものとする。事実がはっきりしており、証拠が確実で十分な場合、「食品衛生法」及び関係規定に基づいて処理する。

#### 第七章 行政規制

第三十七条 衛生行政部門は、既に生じた食中毒事故又は有する証拠から食中毒事故を引き起こし得たと証明される食品の生産取扱者に対して、「食品衛生法」第三十七条が規定する臨時規制措置を採用する場合、封じ紙を使用し、併せて衛生行政規制決定書を作成する。

封じ紙には衛生行政部門の印章を押さなければならない。

第三十八条 当事人对被控制食品及原料、食品用工具及用具应承担保全责任，不得私自转移。当事人拒绝承担的，卫生行政部门可要求具有条件的单位予以保全，保全所需全部费用由当事人承担。

第三十九条 食品卫生监督员执行公务时，遇紧急情况或特殊情况，可当场对已造成食物中毒的食品以及有证据证明可能导致食物中毒的食品予以封存，并制作笔录，但在采取封存措施之后，应立即报请所属卫生行政部门批准，并送达行政控制决定书。

第四十条 对封存的食品以及食品用工具和用具，卫生行政部门应当在封存之日起十五日内完成检验或者卫生学评价工作，并作出以下处理决定：

(一) 属于被污染的食品，依法作出予以销毁的行政处罚决定；

(二) 属于未污染的食品、以及已消除污染的食品用工具及用具，予以解封。

第三十八条 当事者は規制された食品、原料、食品用工具及び用具について保全責任を引き受けなければならない、勝手に移動させてはならない。当事者が引受けを拒絶した場合、衛生行政部門は条件を有する団体に保全を要求することができ、保全に必要なすべての費用は当事者が負担する。

第三十九条 食品衛生監督員が公務を執行する時に、緊急状況または特殊状況に遭遇した場合は、現地において食中毒を既に引き起こした食品について封印保存し、併せて記録を製作することができる。但し封印保存措置を採用した後、所属する衛生行政部門に直ちに報告し、許可を請わなければならない、併せて行政規制決定書を送達する。

第四十条 封印保存した食品及び食品用工具並びに用具について、衛生行政部門は封印保存した日から十五日以内に検査又は衛生学的評価業務を完成するものとし、以下の処理決定を行う。

(1) 汚染された食品に属するものは、法に基づき廃棄の行政処分決定を行う。

(2) 汚染されていない食品並びに既に汚染を除去された食品用工具及び用具は、封印を解除する。

<p>作出解封决定时，应送达解除卫生行政控制决定书，并开启封条。</p>	<p>封印解除決定を行った場合は、衛生行政規制解除決定書を送達し、封じ紙を解く。</p>
<p>因特殊事由，需延长封存期限的，应作出延长控制期限的决定。</p>	<p>特殊事由により、封印保存期限を延長する必要がある場合、規制期限を延長する決定を行わなければならない。</p>
<p>第八章 附则</p>	<p>第八章 付則</p>
<p>第四十一条 本程序规定使用的文书，按卫生部规定的格式和要求执行。</p>	<p>第四十一条 本手続が使用を規定した文書は、衛生部が規定する形式及び基準に基づいて執行する。</p>
<p>第四十二条 本程序自一九九七年六月一日起施行，原《食品卫生监督工作程序（试行）》和《违反〈中华人民共和国食品卫生法（试行）〉行政处罚程序（试行）》同时废止。</p>	<p>第四十二条 本手続は一九九七年六月一日より施行し、旧「食品衛生監督手続（試行）」及び「『中華人民共和國食品衛生法（試行）』違反行政処罰手続（試行）」は同時に廃止する。</p>
<p>第四十三条 本程序由卫生部负责解释。</p>	<p>第四十三条 本手続は衛生部が解釈の責任を負う。</p>

法律法規訳出一覧（原文対照）

中華人民共和国農薬管理条例

原文	和訳
<p>中华人民共和国农药管理条例</p> <p>中华人民共和国国务院令 第 216 号 现发布《农药管理条例》，自 1997 年 5 月 8 日起施行。</p> <p>总理 李鹏 1997 年 5 月 8 日</p> <p>中华人民共和国农药管理条例 (1997 年 5 月 8 日国务院令 第 216 号发布，自 1997 年 5 月 8 日起施行)</p> <p>第一章 总则 第一条 为了加强对农药生产、经营和使用的监督管理，保证农药质量，保护农业、林业生产和生态环境，维护人畜安全，制定本条例。</p>	<p>中華人民共和国農薬管理条例</p> <p>中華人民共和国國務院令 第 216 号 ここに「農薬管理条例」を公布し、1997 年 5 月 8 日より施行する。</p> <p>総理 李鵬 1997 年 5 月 8 日</p> <p>中華人民共和国農薬管理条例 (1997 年 5 月 8 日國務院令第 216 号公布、1997 年 5 月 8 日より施行)</p> <p>第一章 総則 第一条 農薬の生産、取扱い及び使用に対する監督管理を強化し、農薬の品質を保証し、農業、林業の生産及び生態環境を保護し、人畜の安全を維持するために本条例を制定する。</p>

第二条 本条例所称农药，是指用于预防、消灭或者控制危害农业、林业的病、虫、草和其他有害生物以及有目的地调节植物、昆虫生长的化学合成或者来源于生物、其他天然物质的一种物质或者几种物质的混合物及期制剂。

前款农药包括用于不同目的、场所的下列各类：

（一） 预防、消灭或者控制危害农业、林业的病、虫（包括昆虫、蝉、螨）、草和鼠、软体动物等有害生物的；

（二） 预防、消灭或者控制仓储病、虫、鼠和其他有害生物的；

（三） 调节植物、昆虫生长的；

（四） 用于农业、林业产品防腐或者保鲜的；

（五） 预防、消灭或者控制蚊、蝇、蜚蠊、鼠和其他有害生物的；

第二条 本条例における農薬とは、農林業に危害を及ぼす病気、虫、草及びその他の有害生物の予防、撲滅又は抑制に用いるもの及び植物、昆虫の成長の調節を目的とする化学合成の若しくは生物、その他の天然物質に由来する一種類又は数種類の物質の混合物及びその製剤である。

前項の農薬には、異なる目的、場所で使用する以下に列挙するものを含む。

（一） 農業、林業に危害を及ぼす病気、虫（昆虫、ダニ、アカダニ、ハダニを含む。）、草、鼠、軟体動物等の有害生物を予防、撲滅又は抑制するもの。

（二） 倉庫貯蔵時の病気、虫、鼠及びその他の有害生物を予防、撲滅又は抑制するもの。

（三） 植物及び昆虫の成長を調節するもの。

（四） 農業、林業製品の防腐又は鮮度保持に使用するもの。

（五） 蚊、蝇、ゴキブリ、鼠及びその他の有害生物を予防、撲滅又は抑制するもの。

(六) 预防、消灭或者控制危害河流堤坝、铁路、机场、建筑物和其他场所的有害生物的。

第三条 在中华人民共和国境内生产、经营和使用农药的，应当遵守本条例。

第四条 国家鼓励和支持研制、生产和使用安全、高效、经济的农药。

第五条 国务院农业行政主管部门负责全国的农药登记和农药监督管理工作。省、自治区、直辖市人民政府农业行政主管部门协助国务院农业行政主管部门做好本行政区域内的农药登记，并负责本行政区域内的农药监督管理工作。县级人民政府和设区的市、自治州人民政府的农业行政主管部门负责本行政区域内的农药监督管理工作。

(六) 河川の堤防、鉄道、空港、建築物及びその他の場所に危害を及ぼす有害生物を予防、撲滅又は抑制するもの。

第三条 中華人民共和国内において農薬を生産、取扱い及び使用する場合、本条例を遵守しなければならない。

第四条 国は、安全で、効率が高く、経済的な農薬の研究開発、生産、及び使用を奨励し、支持する。

第五条 國務院の農業行政主管部門は、全国の農業登記及び農薬の監督管理業務に責任を負う。省、自治区、直轄市の人民政府の農業行政主管部門は、國務院の農業行政主管部門に協力して当該行政地域内の農薬登記を行い、当該行政地域内の農薬監督管理業務に責任を負う。県級人民政府及び区を設置している市、自治州（※）の人民政府の農業行政主管部門は当該行政地域内の農薬監督管理業務に責任を負う。

※ : 地区レベルの自治区のことである。

国务院化学工业行政管理部门负责全国农药生产的统筹规划、协调指导、监督管理工作。省、自治区、直辖市人民政府化学工业行政管理部门负责本行政区域内农药生产的监督管理工作。

县级以上各级人民政府其他有关部门在各自的职责范围内负责有关的农药监督管理工作。

## 第二章 农药登记

### 第六条 国家实行农药登记制度。

生产（包括原药生产、制剂加工和分装，下同）农药和进口农药，必须进行登记。

第七条 国内首次生产的农药和首次进口的农药的登记，按照下列三个阶段进行：

（一）田间试验阶段：申请登记的农药，由其研制者提出田间试验申请，经批准，方可进行田间试验；田间试验阶段的农药不得销售。

国务院の化学工業行政管理部门は、全国の農薬生産の統一的計画の策定、協力指導及び監督管理業務に責任を負う。省、自治区、直轄市の人民政府の化学工業行政管理部门は、当該行政地域内の農薬生産の監督管理業務に責任を負う。

県級以上の各級人民政府のその他の関係部門は、それぞれの職責の範囲内で、関係する農薬監督管理業務に責任を負う。

## 第二章 農薬の登記

### 第六条 国は農薬登記制度を実行する。

農薬の生産（原薬の生産、製剤の加工及び分包を含む。以下同じ。）及び輸入をする場合は、登記をしなければならない。

第七条 国内で初めて生産される農薬及び初めて輸入される農薬の登記は、以下に列挙する三つの段階に照らして行うものとする。

（一）農地試験段階：登記を申請する農薬は、その開発者が農地試験申請を提出し認可を得て、農地試験を実施することができる。農地試験段階の農薬は販売してはならない。

<p>(二) 临时登记阶段：田间试验后，需要进行田间试验示范、试销的农药以及在特殊情况下需要使用的农药，由其生产者申请临时登记，经国务院农业行政主管部门发给农药临时登记证后，方可在规定的范围内进行田间试验示范、试销。</p> <p>(三) 正式登记阶段：经田间试验示范、试销可以作为正式商品流通的农药，由其生产者申请正式登记，经国务院农业行政主管部门发给农药登记证后，方可生产、销售。</p> <p>农药登记证和农药临时登记证应当规定登记有效期限；登记有效期限届满，需要继续生产或者继续向中国出售农药产品的，应当在登记有效期限届满前申请续展登记；</p> <p>经正式登记和临时登记的农药，在登记有效期限内改变剂型、含量或者使用范围、使用方法的，应当申请变更登记。</p>	<p>(二) 臨時登記段階：農地試験後に、農地試験のモデル実施及び試験販売が必要な農薬並びに特殊な状況下で使用する必要がある農薬は、その生産者が臨時登記を申請し、國務院の農業行政主管部門により農薬臨時登記証が発給された後、規定の範囲内で農地試験のモデル実施及び試験販売をすることができる。</p> <p>(三) 正式登記段階：農地試験のモデル実施、試験販売を経て、正式な商品として流通が許された農薬は、その生産者が正式に登記を申請し、國務院の農業行政主管部門が農薬登記証を発給した後、生産及び販売することができる。</p> <p>農薬登記証及び農薬臨時登記証は、登記の有効期間を規定しなければならない。登記有効期間が満了しても、生産又は中国への農薬製品販売を継続する必要がある場合には、登記有効期間が満了する前に登記の延長を申請しなければならない。</p> <p>正式登記及び臨時登記がなされた農薬で、登録有効期間内に形状、含有量、使用範囲又は使用方法を変更する場合は、変更登記を申請しなければならない。</p>
--	--

第八条 依照本条例第七条的规定申请农药登记时，其研制者、生产者或者向中国出售农药的外国企业应当向国务院农业行政主管部门或者经由省、自治区、直辖市人民政府农业行政主管部门向国务院农业行政主管部门提供农药样品，并按照国务院农业行政主管部门规定的农药登记要求，提供农药的产品化学、毒理学、药效、残留、环境影响、标签等方面的资料。

国务院农业行政主管部门所属的农药检定机构负责全国的农药具体登记工作。省、自治区、直辖市人民政府农业行政主管部门所属的农药检定机构协助做好本行政区域内的农药具体登记工作。

第九条 国务院农业、林业、化学工业、卫生、环境保护、粮食部门和全国供销合作总社等部门推荐的农药管理专家和农药技术专家，组成农药登记评审委员会。

第八条 本条例第七条の規定に基づいて農薬登記を申請する場合は、その研究開発者、生産者又は中国に農薬を販売する外国企業は、國務院の農業行政主管部門に又は省、自治区、直轄市人民政府の農業行政主管部門を経て、國務院の農業行政主管部門に、農薬のサンプルを提供し、且つ國務院の農業行政主管部門が規定した農薬登記の基準に照らして、農薬の製品における化学、毒物学、薬効、残留、環境への影響及びラベル表記等の資料を提出しなければならない。

國務院の農業行政主管部門に所属する農薬検定機構は、全国の農薬の具体的な登記業務に責任を負う。省、自治区、直轄市の人民政府の農業行政主管部門に所属する農薬検定機構は、当該行政地域内における農薬の具体的な登記業務を協力して実施する。

第九条 國務院の農業、林業、化学工業、衛生、環境保護、食糧部門及び全国供銷合作總社等が推薦する農薬管理の専門家及び農業技術の専門家は、農薬登記評議審査委員会を組織する。

农药正式登记的申请资料分别经国务院农业、化学工业、卫生、环境保护部门和全国供销合作总社审查并签署意见后，由农药登记评审委员会对农药的产品化学、毒理学、药效、残留、环境影响等作出评价。根据农药登记评审委员会的评价，符合条件的，由国务院农业行政主管部门发给农药登记证。

第十条 生产其他厂家已经登记的相同农药产品的，其生产者应当申请办理农药登记，提供农药样品和本条例第八条规定的资料，由国务院农业行政主管部门发给农药登记证。

### 第三章 农药生产

第十一条 农药生产应当符合国家农药工业的产业政策。

農薬の正式登記の申請資料は、国务院の農業、化学工業、衛生、環境保護部門及び全国供銷合作總社によるそれぞれの審査と署名意見を経た後、農薬登記評議審査委員会が農薬の製品における化学、毒物学、薬効、残留、環境影響等について評価を行う。農薬登録評議審査委員会の評価に基づき、基準を満たしたものは、国务院の農業行政主管部门が農薬登記証を発給する。

第十条 他のメーカーが登記しているものと同じ農薬製品を生産する場合には、その生産者は、農薬登記手続を申請しなければならず、農薬サンプル及び本条例第八条で規定する資料を提出し、国务院の農業行政主管部门が農薬登記証を発給する。

### 第三章 農薬の生産

第十一条 農薬の生産は、国の農薬工業における産業政策に合致するものでなければならない。

第十二条 开办农药生产企业（包括联营、设立分厂和非农药生产企业设立农药生产车间）、应当具备下列条件，并经企业所在地的省、自治区、直辖市化学工业行政管理部门审核同意后，报国务院化学工业行政管理部门批准；但是，法律、行政法规对企业设立的条件和审核或者批准机关另有规定的，从其规定：

- （一） 有与其生产的农药相适应的技术人员和技术工人；
- （二） 有与其生产的农药相适应的厂房、生产设施和卫生环境；
- （三） 有符合国家劳动安全、卫生标准的设施和相应的劳动安全、卫生管理制度；
- （四） 有产品质量标准和产品质量保证体系；
- （五） 所生产的农药是依法取得农药登记的农药；

第十二条 農薬生産企業を設立する場合（共同経営、支部工場の設立及び農薬生産企業でない企業が農薬生産部門を設立する場合を含む。）には、以下に列挙する条件を備えなければならない、且つ企業所在地の省、自治区、直轄市の化学工業行政管理部门の審査及び同意を経た後、国务院の化学工業行政管理部门へ認可の申請をする。但し、法律、行政法規が企業設立の条件及び審査又は認可機構については、別段の規定をしているときは、その規定に従うものとする。

- （一） 生産する農薬に相応する技術人員及び技術労働者を有すること。
- （二） 生産する農薬に相応する工場、生産施設及び衛生環境を有すること。
- （三） 国の労働の安全、衛生基準に適合した施設及び相応の労働の安全、衛生管理制度を有すること。
- （四） 製品の品質基準及び製品の品質保証の体系を有すること。
- （五） 生産される農薬が、法に基づいて農薬登記を取得した農薬であること。

<p>(六) 有符合国家环境保护要求的污染防治设施和措施, 并且污染物排放不超过国家和地方规定的排放标准。</p> <p>农药生产企业经批准后, 方可依法向工商行政管理机关申请领取营业执照。</p> <p>第十三条 国家实行农药生产许可制度。</p> <p>生产有国家标准或者行业标准的农药的, 应当向国务院化学工业行政管理部门申请农药生产许可证。</p> <p>生产尚未制定国家标准、行业标准但已有企业标准的农药的, 应当经省、自治区、直辖市化学工业行政管理部门审核同意后, 报国务院化学工业行政管理部门批准, 发给农药生产批准文件。</p> <p>第十四条 农药生产企业应当按照农药产品质量标准、技术规程进行生产, 生产记录必须完整、准确。</p>	<p>(六) 国家の環境保護基準に合致した汚染予防施設及び措置があり、汚染物の排出が国家及び地方の規定する排出基準を超えないものであること。</p> <p>農薬生産企業は認可を得た後、法に基づいて商工行政管理機関に営業許可証の取得を申請することができる。</p> <p>第十三条 国は、農薬生産許可制度を実行する。</p> <p>国家基準又は業界基準がある農薬を生産する場合は、国务院の化学工業行政管理部门に農薬生産許可証を申請しなければならない。</p> <p>国家基準、業界基準が定められていないが、既に企業基準がある農薬を生産する場合、省、自治区、直轄市の化学工業行政管理部门の審査、同意を経た後に、国务院化学工業行政管理部门に認可を申請して、農薬生産許可文書の発給を受けなければならない。</p> <p>第十四条 農薬生産企業は、農薬製品の品質基準、技術規程に基づいて生産しなければならない、生産記録は完全に揃え、正確に行わなければならない。</p>
--	---

第十五条 农药产品包装必须贴有标签或者附具说明书。标签应当紧贴或者印制在农药包装物上。标签或者说明书上应当注明农药名称、企业名称、产品批号和农药登记证号或者农药临时登记证号、农药生产许可证号或者农药生产批准文号以及农药有效成份、含量、重量、产品性能、毒性、用途、使用技术、使用方法、生产日期、有效期和注意事项等；农药分装的，还应当注明分装单位。

第十六条 农药产品出厂前，应当经过质量检验并附具产品质量检验合格证；不符合产品质量标准的，不得出厂。

#### 第四章 农药经营

第十七条 不列单位可以经营农药：

- (一) 供销合作社的农业生产资料经营单位；
- (二) 植物保护站；
- (三) 土壤肥料站；

第十五条 農薬製品の包装は、ラベルを貼付し、又は説明書を付さなければならない。ラベルはしっかりと貼付するか、又は農薬の包装物の上に印刷しなければならない。ラベル又は説明書には農薬名、企業名、製品番号、農薬登記証番号又は農薬臨時登記証番号、農薬生産許可証番号又は農薬生産許可文書番号、農薬の有効成分、含有量、重量、製品性能、毒性、用途、使用技術、使用方法、生産日、有効期限及び注意事項等を明記しなければならない。農薬を分包する場合、その分包単位も明記しなければならない。

第十六条 農薬製品を出荷する前に、品質検査を経て、製品の品質検査合格証を添付しなければならない。製品の品質基準に合致しない場合は、出荷してはならない。

#### 第四章 農薬の取扱い

第十七条 以下の団体は、農薬を取り扱うことができる。

- (一) 購入販売共同組合の農業生産資材取扱組織。
- (二) 植物保護ステーション。
- (三) 土壤肥料ステーション。

<p>(四) 农业、林业技术推广机构；</p> <p>(五) 森林病虫害防治机构；</p> <p>(六) 农药生产企业；</p> <p>(七) 国务院规定的其他经营单位。</p> <p>经营的农药属于化学危险物品的，应当按照国家有关规定办理经营许可证。</p> <p>第十八条 农药经营单位应当具备下列条件和有关法律、行政法规规定的条件，并依法向工商行政管理机关申请领取营业执照后，方可经营农药：</p> <p>(一) 有与其经营的农药相适应的技术人员；</p> <p>(二) 有与其经营的农药相适应的营业场所、设备、仓储设施、安全防护措施和环境污染防治设施、措施；</p> <p>(三) 有与其经营的农药相适应的规章制度；</p>	<p>(四) 農業、林業技術普及機構。</p> <p>(五) 森林病虫害予防機構。</p> <p>(六) 農薬生産企業。</p> <p>(七) 国務院が規定するその他の取扱い団体。</p> <p>取り扱う農薬が化学危険物に属する場合は、国の関係規定に従って経営許可証を取得するものとする。</p> <p>第十八条 農薬取扱い団体は、以下に列挙する条件及び関係する法律、行政法規が規定する条件を満たさなければならず、且つ法に基づいて商工行政管理機関に営業許可証を申請し、取得した後に農薬を取り扱うことができる。</p> <p>(一) 取り扱う農薬に相応する技術人員を有すること。</p> <p>(二) 取り扱う農薬に相応する営業地、設備、保管施設、安全防護措置並びに環境汚染予防の施設及び措置を有すること。</p> <p>(三) 取り扱う農薬に相応する規章制度を有すること。</p>
--	--

<p>(四) 有与其经营的农药相适应的质量管理制度和管理手段。</p> <p>第十九条 农药经营单位购进农药，应当将农药产品与产品标签或者说明书、产品质量合格证核对无误，并进行质量检验。</p> <p>禁止收购、销售无农药登记证或者农药临时登记证、无农药生产许可证或者农药生产批准文件、无产品质量标准和产品质量合格证和检验不合格的农药。</p> <p>第二十条 农药经营单位应当按照国家有关规定做好的农药储备工作。</p> <p>贮存农药应当建立和执行仓储保管制度，确保农药产品的质量和安全。</p> <p>第二十一条 农药经营单位销售农药，必须保证质量，农药产品与产品标签或者说明书、产品质量合格证应当核对无误。</p>	<p>(四) 取り扱う農薬に相応する品質管理制度及び管理手段を有すること。</p> <p>第十九条 農薬取扱い団体が農薬を購入する場合は、農薬製品、製品ラベル又は説明書及び製品品質合格証に誤りがないか照合し、且つ品質検査を実施しなければならない。</p> <p>農薬登記証又は農薬臨時登記証のない農薬、農薬生産許可証又は農薬生産許可文書のない農薬、製品品質基準、製品品質合格証のない農薬及び検査で不合格の農薬を購入、販売することを禁止する。</p> <p>第二十条 農薬取扱い団体は、国の関係規定に基づいて農薬の保管備蓄業務を遂行する。</p> <p>農薬の保管は、貯蔵保管制度を定めて執行し、農薬製品の品質及び安全を確保しなければならない。</p> <p>第二十一条 農薬取扱い団体が農薬を販売する場合、品質を保証し、農薬製品及び製品ラベル又は説明書、製品品質合格証に誤りがないか照合しなければならない。</p>
---	---

农药经营单位应当向使用农药的单位和个人正确说明农药的用途、使用方法、用量、中毒急救措施和注意事项。

第二十二條 超过产品质量保证期限的农药产品，经省级以上人民政府农业行政主管部门所属的农药检定机构检验，符合标准的，可以在规定期限内销售；但是，必须注明“过期农药”字样，并附具使用方法和用量。

## 第五章 农药使用

第二十三條 县级以上各级人民政府农业行政主管部门应当根据“预防为主，综合防治”的植保方针，组织推广安全、高效农药，开展培训活动，提高农民施药技术水平，并做好病虫害预测预报工作。

第二十四條 县级以上地方各级人民政府农业行政主管部门应当加强对安全、合理使用农药的指导，根据本地区农业病、虫、草、鼠害发生情况，制定农药轮换使用规划，有计划地轮换使用农药，减缓病、虫、草、鼠的抗药性，提高防治效果。

農薬取扱い団体は、農薬を使用する団体及び個人に対し、農薬の用途、使用方法、用量、中毒の際の救急措置及び注意事項を正確に説明しなければならない。

第二十二條 製品の品質保証期限を徒過した農薬製品は、省級以上の人民政府の農業行政主管部門に属する農薬検定機構の検査を経て、基準に適合した場合は、規定された期限内において販売することができる。但し、「使用期限切れ農薬」という文字を明記し、且つ使用方法及び用量を付記しなければならない。

## 第五章 農薬の使用

第二十三條 県級以上の各級人民政府の農業行政主管部門は、「予防を主とした総合的防除」という植物保護方針に基づいて、安全で効率の高い農薬を組織的に普及させ、人材養成活動を展開し、農民の農薬使用技術水準を向上させ、病虫害の予測、予報業務を行わなければならない。

第二十四條 県級以上の地方各級人民政府の農業行政主管部門は、安全で合理的な農薬使用の指導を強化し、当該地域の農業の病、虫、草、鼠害の発生状況に基づいて、農薬の交替での使用計画を制定し、計画的に交替して使用して、病、虫、草、鼠の抗薬性を減らし、防除効果を高めなければならない。

第二十五条 使用农药应当遵守农药防毒规程，正确配药、施药，做好废弃物处理和安全防护工作，防止农药污染环境和农药中毒事故。

第二十六条 使用农药应当遵守国家有关农药安全、合理使用的规定，按照规定的用药量、用药次数、用药方法和安全间隔期施药，防止污染农副产品。

剧毒、高毒农药不得用于防治卫生害虫，不得用于蔬菜、瓜果、茶叶和中草药材。

第二十七条 使用农药应当注意保护环境、有益生物和珍稀物种。

严禁用农药毒鱼、虾、鸟、兽等。

第二十八条 林业、粮食、卫生行政部门应当加强对林业、储粮、卫生用农药的安全、合理使用的指导。

第二十五条 農薬の使用は、農薬防毒規程を遵守し、正確に調合、施薬し、廃棄物の処理及び安全防護業務を遂行し、農薬による環境汚染及び農薬中毒事故を防止しなければならない。

第二十六条 農薬の使用は、国の農薬の安全で、合理的な使用に関する規定を遵守し、規定された農薬の使用量、使用回数、使用方法及び安全間隔期間に基づいて施薬し、農副産物の汚染を防止しなければならない。

劇毒、毒性の強い農薬は、害虫の予防や駆除及び野菜、果物、茶葉、漢方薬材に使用してはならない。

第二十七条 農薬の使用は、環境、有益な生物及び稀少動植物の保護に注意しなければならない。

農薬を用いて魚、蝦、鳥、獣等を毒殺することは厳禁する。

第二十八条 林業、食糧、衛生行政部門は、林業、備蓄食糧、衛生に用いる農薬の安全で合理的な使用についての指導を強化しなければならない。

<p>第六章 其他規定</p> <p>第二十九條 任何單位和個人不得生產未取得農藥生產許可證或者農藥生產批准文件的農藥。</p> <p>任何單位和個人不得生產、經營、進口或者使用未取得農藥登記證或者農藥臨時登記證的農藥。</p> <p>進口農藥應當遵守國家有關規定，貨主或者其代理人应当向海關出示其取得的中國農藥登記證或者農藥臨時登記證。</p> <p>第三十條 禁止生產、經營和使用假農藥。</p> <p>下列農藥為假農藥：</p> <p>（一） 以非農藥冒充農藥或者以此種農藥冒充他種農藥的；</p> <p>（二） 所含有效成份的種類、名稱與產品標籤或者說明書上注明的農藥有效成份的種類、名稱不符的。</p>	<p>第六章 その他の規定</p> <p>第二十九條 いかなる団体及び個人であっても、農薬生産許可証又は農薬生産許可文書を取得していない農薬を生産してはならない。</p> <p>いかなる団体及び個人であっても、農薬登記証又は農薬臨時登記証を取得していない農薬を生産、取扱い、輸入又は使用してはならない。</p> <p>農薬の輸入は、国の関係規定を遵守しなければならず、荷主又はその代理人は、取得した中国農薬登記証又は農薬臨時登記証を税関に呈示しなければならない。</p> <p>第三十條 偽農薬を生産、取扱い、使用は禁止する。</p> <p>以下に挙げたものは偽農薬とする。</p> <p>（一） 農薬ではないものを農薬として偽ったもの又はある種類の農薬を他の種類の農薬として偽ったもの。</p> <p>（二） 含有する有効成分の種類、名称が製品ラベル又は説明書に明記されている農薬有効成分の種類、名称と合致しないもの。</p>
--	--

<p>第三十一条 禁止生产、经营和使用劣质农药。</p> <p>下列农药为劣质农药：</p> <p>(一) 不符合农药产品质量标准的；</p> <p>(二) 失去使用效能的；</p> <p>(三) 混有导致药害等有害成份的。</p> <p>第三十二条 禁止经营产品包装上未附标签或者标签残缺不清的农药。</p> <p>第三十三条 未经登记的农药，禁止刊登、播放、设置、张贴广告。</p> <p>农药广告内容必须与农药登记的内容一致，并依照广告法和国家有关农药广告管理的规定接受审查。</p>	<p>第三十一条 劣悪農薬を生産、取扱い、使用することを禁止する。</p> <p>以下に挙げたものを劣悪農薬とする。</p> <p>(一) 農薬製品の品質基準に適合しないもの。</p> <p>(二) 使用効能が失われたもの。</p> <p>(三) 薬害等を誘発する有害成分が混入しているもの。</p> <p>第三十二条 製品の分包にラベルが貼付されていない又はラベルが欠損して不明瞭な農薬の取扱いは禁止する。</p> <p>第三十三条 登記を経ていない農薬は、広告の掲載、放送、設置、張り紙を禁止する。</p> <p>農薬広告の内容は、農薬登記の内容と一致していなければならない、且つ広告法及び国の関連する農薬広告管理の規定に照らして審査を受けなければならない。</p>
---	---

第三十四条 经登记的农药，在登记有效期内发现对农业、林业、人畜安全、生态环境有严重危害的，经农药登记评审委员会审议，由国务院农业行政主管部门宣布限制使用或者撤销登记。

第三十五条 任何单位和个人不得生产、经营和使用国家明令禁止生产或者撤销登记的农药。

第三十六条 县级以上各级人民政府有关部门应当做好农副产品中农药残留量的检测工作。

第三十七条 禁止销售农药残留量超过标准的农副产品。

第三十八条 处理假农药、劣质农药、过期报废农药、禁用农药、废弃农药包装和其他含农药的废弃物，必须严格遵守环境保护法律、法规的有关规定，防止污染环境。

第三十四条 登記を経た農薬が、登録の有効期間内に農業、林業、人畜の安全及び生態環境に深刻な危害をもたらした場合、農薬登記評議審査委員会の審議を経て、国务院の農業行政主管部門が、使用の制限又は登記の取消しを宣告するものとする。

第三十五条 いかなる団体及び個人であっても、国家が明文で生産を禁止し、又は登記の取消しをした農薬の生産、取扱い及び使用をしてはならない。

第三十六条 県級以上の各級人民政府の関係部門は、農副産物中の農薬残留量の検査測定業務を遂行するものとする。

第三十七条 農薬残留量が基準を超過している農副産物の販売は禁止する。

第三十八条 偽農薬、劣悪農薬、使用期限が過ぎて廃棄処分にする農薬、使用禁止農薬、農薬分包の廃棄及びその他の農薬を含む廃棄物の処理は、環境保護についての法律、法規の関係規定を厳格に遵守し、環境汚染を防止しなければならない。

## 第七章 罚则

第三十九条 有下列行为之一的，由农业行政主管部门按照以下规定给予处罚：

（一） 未取得农药登记证或者农药临时登记证，擅自生产、经营农药的，或者生产、经营已撤销登记的农药的，责令停止生产、经营，没收违法所得，并处违法所得 1 倍以上 10 倍以下的罚款；没有违法所得的，并处 10 万元以下的罚款；

（二） 农药登记证或者农药临时登记证有效期限届满未办理续展登记，擅自继续生产该农药的，责令限期补办续展手续，没收违法所得，可以并处违法所得 5 倍以下的罚款；没有违法所得的，可以并处 5 万元以下的罚款；逾期不补办的，由原发证机关责令停止生产、经营，吊销农药登记证或者农药临时登记证；

（三） 生产、经营产品包装上未附标签、标签残缺不清或者擅自修改标签内容的农药产品的，给予警告，没收违法所得，可以并处违法所得 3 倍以下的罚款；没有违法所得的，可以并处 3 万元以下的罚款；

## 第七章 罰則

第三十九条 以下に列挙する行為のうち一つでも該当する場合、農業行政主管部門が以下の規定に基づいて処罰する。

（一） 農薬登記証又は農薬臨時登記証を取得せずに、勝手に農薬の生産、取扱をした場合、又は既に登記を取り消された農薬の生産、取扱をした場合、生産及び取扱いの停止を命令し、違法所得を没収し、且つ違法所得の 1 倍以上 10 倍以下の罰金を科す。違法所得がないときは、10 万元以下の罰金を科す。

（二） 農薬登記証又は農薬臨時登記証の有効期間が満了しても延長手続を行わず、勝手に当該農薬の生産を継続した場合は、期限を定めて延長手続を行うことを命令し、違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以下の罰金を科すことができる。違法所得がないときは、5 万元以下の罰金を科すことができる。期限を過ぎても延長手続をしないときは、元の登記証を発給した機関が生産、取扱いの停止を命令し、農薬登記証又は農薬臨時登記証を取り消すものとする。

（三） 製品の包装にラベルを貼付しておらず、ラベルが欠損して不明瞭であり、又は勝手にラベルの内容を改めた農薬製品を生産、取扱いをした場合は、警告を与え、違法所得を没収し、違法所得の 3 倍以下の罰金を科すことができる。違法所得がないときは、3 万元以下の罰金を科すことができる。

(四) 不按照国家有关农药安全使用的规定使用农药的, 根据所造成的危害后果, 给予警告, 可以并处 3 万元以下的罚款。

有前款第(四)项所列行为, 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。

第四十条 有下列行为之一的, 由省级以上人民政府化学工业行政管理部门按照以下规定给予处罚:

(一) 未经批准, 擅自开办农药生产企业的, 或者未取得农药生产许可证或者农药生产批准文件, 擅自生产农药的, 责令停止生产, 没收违法所得, 并处违法所得 1 倍以上 10 倍以下的罚款; 没有违法所得的, 并处 10 万元以下的罚款;

(二) 未按照农药生产许可证或者农药生产批准文件的规定, 擅自生产农药的, 责令停止生产, 没收违法所得, 并处违法所得 1 倍以上 5 倍以下的罚款; 没有违法所得的, 并处 5 万元以下的罚款; 情节严重的, 由原发证机关吊销农药生产许可证或者农药生产批准文件。

(四) 国の農薬の安全使用に関する規定に基づかずに農薬を使用した場合、引き起こされた危害の結果に基づいて、警告を与え、3 万元以下の罰金を科すことができる。

前項第四号に列挙された行為が、犯罪を構成する場合は、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第四十条 以下に列挙する行為の一つに該当する場合は、省級以上の人民政府の化学工業行政管理部门が以下の規定に基づいて処罰する。

(一) 認可を得ずに、勝手に農薬生産企業を設立した場合、又は農薬生産許可証若しくは農薬生産許可文書を得ずに無断で農薬を生産した場合、生産停止を命令し、違法所得の 1 倍以上 10 倍以下の罰金を科す。違法取得がないときは、10 万元以下の罰金を科す。

(二) 農薬生産許可証又は農薬生産許可文書の規定に基づかず、勝手に農薬を生産した場合は、生産停止を命令し、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。違法所得がないときは、5 万元以下の罰金を科す。情状が重いときは、元の証書を発給した機関が農薬生産許可証又は農薬生産許可文書を取り消す。

第四十一条 假冒、伪造或者转让农药登记证或者农药临时登记证、农药登记证号或者农药临时登记证号、农药生产许可证或者农药生产批准文件、农药生产许可证号或者农药生产批准文件号的，由农业行政主管部门收缴或者吊销农药登记证或者农药临时登记证，由化学工业行政管理部门收缴或者吊销农药生产许可证或者农药生产批准文件，由农业行政主管部门或者化学工业行政管理部门没收违法所得，可以并处违法所得 10 倍以下的罚款；没有违法所得的，可以并处 10 万元以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十二条 生产、经营假农药、劣质农药的，由农业行政主管部门或者法律、行政法规规定的其他有关部门没收假农药、劣质农药和违法所得，并处违法所得 1 倍以上 10 倍以下的罚款；没有违法所得的，并处 10 万元以下的罚款；情节严重的，由农业行政主管部门吊销农药登记证或者农药临时登记证，由化学工业行政管理部门吊销农药生产许可证或者农药生产批准文件；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十三条 违反工商行政管理法律、法规，生产、经营农药的，或者违反农药广告管理规定的，由工商行政管理机关依照有关法律、法规的规定给予处罚。

第四十一条 農薬登記証、農薬臨時登記証、農薬登記証番号、農薬臨時登記証番号、農薬生産許可証、農薬生産許可文書、農薬生産許可証番号又は農薬生産許可文書番号を詐称、偽造又は譲渡した場合は、農業行政主管部門は農薬登記証又は農薬臨時登記証を没収又は取り消す。化学工業行政管理部门は、農薬生産許可証又は農薬生産許可文書を没収又は取り消す。農業行政主管部門又は化学工業行政管理部门は違法所得を没収し、違法所得の 10 倍以下の罰金を科すことができる。違法所得がないときは、10 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成するときは、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第四十二条 偽農薬及び劣悪農薬を生産、取り扱った場合は、農業行政主管部門又は法律、行政法規で規定するその他の関係部門が偽農薬、劣悪農薬及び違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 10 倍以下の罰金を科す。違法所得がないときは、10 万元以下の罰金を科す。情状が重いときは、農業行政主管部門が農薬登記証又は農薬臨時登記証を取り消し、化学工業行政管理部门が農薬生産許可証又は農薬生産許可文書を取り消す。犯罪を構成するときは、法に基づいて刑事責任を追及する。

第四十三条 商工行政管理の法律、法規に違反して、農薬を生産、取り扱った場合、又は農薬広告管理法規に違反した場合は、商工行政管理機關が、関係する法律、法規の規定に基づいて処罰する。

第四十四条 违反本条例规定，造成农药中毒、环境污染、药害等事故或者其他经济损失的，应当依法赔偿。

第四十五条 违反本条例规定，在生产、储存、运输、使用农药过程中发生重大事故，造成严重后果，构成犯罪的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

第四十六条 农药管理工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

#### 第八章 附则

第四十七条 中华人民共和国缔结或者参加的与农药有关的国际条约与本条例有不同规定的，适用国际条约的规定；但是，中华人民共和国声明保留的条款除外。

第四十四条 本条例の規定に違反し、農薬中毒、環境汚染及び薬害等の事故又はその他の経済損失を引き起こした場合は、法律に基づいて賠償しなければならない。

第四十五条 本条例の規定に違反し、農薬を生産、保管、運送、使用する過程で重大な事故が発生し、深刻な結果をもたらし、犯罪を構成した場合は、直接的な責任を負う主管人員及びその他の直接的な責任者に対し、法律に基づいて刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しない場合は、法律に基づいて行政処分を行う。

第四十六条 農薬管理業務人員の職権濫用、職務怠慢、不正行為、贈収賄により犯罪を構成した場合は、法律に基づいて刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しない場合は、法律に基づいて行政処分を行う。

#### 第八章 附則

第四十七条 中華人民共和国が締結又は参加している農薬に関する国際条約に本条例と異なる規定がある場合は、国際条約の規定を適用する。但し、中華人民共和国が留保を声明している条項は除く。

第四十八条 本条例自 1997 年 5 月 8 日起施行。

第四十八条 本条例は 1997 年 5 月 8 日より施行する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

農薬生産管理方法

原文	和訳
<p>农药生产管理办法</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为加强农药生产管理，促进农药行业健康发展，根据《农药管理条例》（以下简称《条例》），制订本办法。</p> <p>第二条 在中华人民共和国境内生产农药，应当遵守本办法。</p> <p>第三条 本办法所称农药，是指用于预防、消灭或者控制危害农业和林业的病、虫、草及其他有害生物，以及有目的地调节植物、昆虫生长的化学合成，或者来源于生物、其他天然物质的一种物质或者几种物质的混合物及其制剂。</p>	<p>農薬生産管理方法</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 農薬生産の管理を強化し、農薬業界の健全な発展を促進するため、「農薬管理条例」（以下「条例」という。）に基づき本方法を制定する。</p> <p>第二条 中華人民共和国内で農薬を生産するものは、本方法を遵守するものとする。</p> <p>第三条 本方法で農薬とは、農業及び林業に危害を及ぼす病気、虫、草その他の有害生物を予防、撲滅又は規制し、目的として植物及び昆虫の成長を調節する化学合成物、又は生物及びその他の天然物質に由来する一種類の物質又は数種の物質の混合物及びその製剤をいう。</p>

第四条 国家经济贸易委员会(以下简称国家经贸委)对全国农药生产实施监督管理,负责开办农药生产企业的审核和批准(以下简称农药生产企业核准)和农药产品生产的审批。

第五条 省、自治区、直辖市经济贸易管理部门(以下简称省级经贸管理部门)对本行政区域内的农药生产实施监督管理。

## 第二章 农药生产企业核准

第六条 开办农药生产企业(包括联营、设立分厂和非农药生产企业设立农药生产车间),应当向国家经贸委申报核准。

第七条 申报核准,应当具备以下条件:

- (一) 有与其生产的农药相适应的技术人员和技术工人;

第四条 国家経済貿易委員会(以下「国家経貿委」という。)は、全国の農薬生産に対して監督管理を行い、農薬生産企業の審査及び許可(以下「農薬生産企業審査許可」という。)並びに農薬製品生産の審査許可を行う責任を負う。

第五条 省、自治区及び直轄市の経済貿易管理部門(以下「省級経貿管理部門」という。)は、本行政区域内の農薬生産に対して監督管理を行う。

## 第二章 農薬生産企業審査許可

第六条 農薬生産企業を行う企業(合同経営、分工場設立及び非農薬生産企業による農薬生産部門の設立を含む。)は、国家経貿委に審査許可を申請するものとする。

第七条 審査許可を申請するには、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) その生産する農薬に適した技術人員及び技術労働者を有していること。

<p>(二) 有与其生产的农药相适应的厂房、生产设施和卫生环境；</p> <p>(三) 有符合国家劳动安全、卫生标准的设施和相应的劳动安全、卫生管理制度；</p> <p>(四) 有产品质量标准和产品质量保证体系；</p> <p>(五) 所生产的农药是依法取得农药登记的农药；</p> <p>(六) 有符合国家环境保护要求的污染防治设施和措施，并且污染物排放不超过国家和地方规定的排放标准；</p> <p>(七) 国家经贸委规定的其他条件。</p>	<p>(二) その生産する農薬に適した工場、生産施設及び衛生環境を有していること。</p> <p>(三) 国家労働安全及び衛生基準に合致する施設並びに相応の労働安全及び衛生管理制度を有していること。</p> <p>(四) 製品品質基準及び製品品質保証システムを有していること。</p> <p>(五) 生産する農薬が法律に基づき農薬登記を取得した農薬であること。</p> <p>(六) 国家環境保護基準に合致する汚染予防施設及び措置を有しており、かつ、汚染物の廃出が国家及び地方の規定する廃出基準を超過していないこと。</p> <p>(七) 国家経貿委が規定するその他の条件。</p>
<p>第八条 申报核准，应当提交以下材料：</p> <p>(一) 农药生产企业核准申请表；</p>	<p>第八条 審査許可の申請には、以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>(一) 農薬生産企業審査許可申請表</p>

<p>(二) 营业执照或者工商行政管理机关核发的《企业名称预先核准通知书》复印件;</p> <p>(三) 项目可行性研究报告;</p> <p>(四) 企业所在地环境保护部门的审核意见;</p> <p>(五) 国家经贸委规定的其他材料。</p> <p>第九条 申请企业应当按照本办法第八条规定将所需材料报送省级经贸管理部门。</p> <p>省级经贸管理部门负责对企业申报材料进行初审。对初审合格的企业申报材料,应当于每年2月份或者8月份报送国家经贸委。</p> <p>第十条 国家经贸委分别于每年3月、9月分两次组织专家审核,并于45个工作日内完成审核。</p> <p>对通过审核的企业,国家经贸委确认其农药生产资格,并公告。</p>	<p>(二) 営業許可証又は商工行政管理機関が審査発行する「企業名称事前審査許可通知書」の複製。</p> <p>(三) 事業実行可能性に対する研究報告。</p> <p>(四) 企業所在地の環境保護部門の審査意見。</p> <p>(五) 国家経貿委が規定するその他の資料。</p> <p>第九条 申請企業は、本方法第八条の規定に基づき必要資料を省級経済貿易管理部門に提出するものとする。</p> <p>省級経済貿易部門は企業が申告した資料の初審を行う責任を負う。初審に合格した企業の申告資料は、毎年2月又は8月に国家経貿委に提出するものとする。</p> <p>第十条 国家経貿委は毎年3月と9月にそれぞれ専門家を組織して審査し、45業務日以内に審査を完成させる。</p> <p>審査を通った企業は、国家経貿委がその農薬生産資格を確認し、公告する。</p>
--	--

未通过审核的申报材料，不再作为下一次核准申请的依据。

### 第三章 农药产品生产审批

第十一条 生产尚未制定国家标准和行业标准的农药产品，应当向国家经贸委申请农药生产批准文件。企业获得生产批准文件后，方可生产所批准的产品。

第十二条 申请批准文件，应当具备以下条件：

- (一) 具有已核准的农药生产企业资格；
- (二) 产品符合国家有关法律、法规及产业政策；
- (三) 产品有效成份确切；
- (四) 具备保证该产品质量的相应工艺技术、生产设备、厂房、辅助设施及计量和质量检测手段；

審査を通らなかった申請資料は、次回の申請の審査での根拠とすることはできない。

### 第三章 農薬製品の生産審査許可

第十一条 国家基準及び業界規準が制定されていない農薬製品を生産するには、国家経貿委に農薬生産許可文書を申請しなければならない。企業は生産許可文書を獲得した後、許可された製品を生産することができる。

第十二条 申請する許可文書は、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 既に承認された農薬生産企業資格を有していること。
- (二) 製品は国家の関係法律及び法規並びに産業政策に合致していること。
- (三) 製品の有効成分が適切であること。
- (四) 当該製品の品質を保証する相応の製造技術、生産設備、工場、補助施設並びに計量及び品質検査手段を有していること。

<p>(五) 具有与该产品相适应的安全生产、劳动卫生设施和相应的管理制度；</p> <p>(六) 具有与该产品相适应的“三废”治理设施和措施，污染物处理后达到国家和地方规定的排放标准；</p> <p>(七) 产品及生产技术符合知识产权保护的有关规定；</p> <p>(八) 国家经贸委规定的其他条件。</p>	<p>(五) 当該製品に適した安全生産及び労働衛生施設並びに相応の管理制度を有していること。</p> <p>(六) 当該製品に適した「三廃」処理施設及び措置を有しており、汚染物が処理された後に国家及び地方が規定する廃出基準を満たしていること。</p> <p>(七) 製品及び生産技術が知的財産権保護の関係規定に合致していること。</p> <p>(八) 国家経貿委が規定するその他の条件。</p>
<p>第十三条 申请批准文件应当提交以下材料：</p> <p>(一) 农药生产批准文件申请表；</p> <p>(二) 营业执照复印件；</p> <p>(三) 产品标准及编制说明；</p> <p>(四) 药效试验报告；</p>	<p>第十三条 許可文書の申請には、以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>(一) 農薬生産許可文書申請表。</p> <p>(二) 営業許可証の複製。</p> <p>(三) 製品基準及び編制説明。</p> <p>(四) 薬品効果試験報告。</p>

<p>(五) 毒性測定報告；</p> <p>(六) 省级质量检测机构出具的产品质量检测报告；</p> <p>(七) 工业产销总值及主要产品产量(国家统计局 B201 表)；</p> <p>(八) 新增原药生产装置的建设项目可行性研究报告；</p> <p>(九) 生产装置所在地环境保护部门的意见；</p> <p>(十) 加工、复配产品的原药来源证明；</p> <p>(十一) 分装产品的分装授权协议书；</p> <p>(十二) 国家经贸委规定的其他材料。</p> <p>申请新增原药产品的，应当提交前款(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(八)、(九)项规定的材料。</p> <p>申请新增加工、复配产品的，应当提交前款(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(九)、(十)项规定的材料。</p>	<p>(五) 毒性測定報告。</p> <p>(六) 省級品質検査測定機構が作成した製品品質検査測定報告。</p> <p>(七) 工業製品販売総額及び主要製品生産量(国家統計局 B201 表)。</p> <p>(八) 新增産する原薬生産装置建設事業の実行可能性研究報告。</p> <p>(九) 生産装置の所在地の環境保護部門の意見。</p> <p>(十) 加工、配合製品の原薬の出所証明。</p> <p>(十一) 分包製品の分包授權協議書。</p> <p>(十二) 国家経貿委が規定するその他の資料。</p> <p>原薬製品の新增産を申請するものは、前項(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(八)及び(九)が規定する資料を提出するものとする。</p> <p>加工、配合製品の新增産を申請するものは、前項(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(九)及び(十)が規定する資料を提出するものとする。</p>
--	--

<p>申请新增分装产品的，应当提交前款（一）、（二）、（三）、（六）、（九）、（十一）项规定的材料。</p>	<p>分包製品の新增産を申請するものは、前項(一)、(二)、(三)、(六)、(九)及び(十一)が規定する資料を提出するものとする。</p>
<p>申请换发农药生产批准文件的，应当提交前款（一）、（二）、（三）、（六）、（七）项规定的材料。</p>	<p>農薬生産許可文書の交換発行を申請するものは、前項(一)、(二)、(三)、(六)及び(七)が規定する資料を提出するものとする。</p>
<p>分装企业申请换发农药生产批准文件的，应当提交（一）、（二）、（三）、（六）、（七）、（十一）项规定的材料。</p>	<p>分包企業で農薬生産許可文書の交換発行を申請するものは、(一)、(二)、(三)、(六)、(七)及び(十一)が規定する資料を提出するものとする。</p>
<p>第十四条 企业生产国内首次投产的新原药及其制剂的，应当先办理农药登记。</p>	<p>第十四条 企業が国内で初めて投入する新原薬及びその製剤を生産するときは、農薬登記をまず行うものとする。</p>
<p>第十五条 申请企业应当按照本办法第十三条规定，将所需材料报送省级经贸管理部门。</p>	<p>第十五条 申請企業は本方法第十三条の規定に基づき、必要な資料を省級経貿管理部門に提出するものとする。</p>
<p>对申请材料符合要求的企业，省级经贸管理部门应当在45个有效工作日内组织完成现场审查及产品抽样检测工作。</p>	<p>申請された資料が基準に合致する企業に対して、省級経貿管理部門は45有効業務日以内に現場審査及び製品抜取り検査測定業務を行う。</p>

第十六条 现场审查应当由具有生产、质量、安全等方面经验的行业内专家进行。现场审查应当填写《农药生产批准文件生产条件审查表》。

申请本企业已有的相同剂型产品，前次现场审查结果 2 年内有效。

第十七条 省级经贸管理部门应当于每月 20 日前将初审合格的农药产品生产申请材料以及农药生产批准文件生产条件审查表报送国家经贸委。

第十八条 国家经贸委在 45 个工作日内完成审查。对通过审查的，发给农药生产批准文件，并公告。

#### 第四章 监督管理

第十九条 农药产品出厂必须标明农药生产批准文件的编号。

第十六条 現場審査は生産、品質、安全等の方面の経験を有する業界内の専門家によって行うものとする。現場審査は、「農薬生産許可文書生産要件審査表」に記入するものとする。

当該企業が既に有している同型の製品を申請する場合は、前回の現場審査結果は 2 年間有効である。

第十七条 省級経貿管理部門は、毎月 20 日前に初審に合格した農薬製品生産申請資料及び農薬生産許可文書生産条件審査表を国家経貿委に提出するものとする。

第十八条 国家経貿委は 45 業務日以内に審査を完成させる。審査に合格したものに対して、農薬生産許可文書を発給し、公告する。

#### 第四章 監督管理

第十九条 農薬製品の出荷には、農薬生産許可文書番号を明記しなければならない。

第二十条 农药生产企业核准的有效期为3年。3年内未能取得农药生产批准文件或农药生产许可证的，其获得的核准资格作废。

农药生产批准文件自发放之日起，原药产品有效期为2年（试产期），换发的原药产品有效期为5年，加工及复配产品有效期为3年，分装产品有效期为2年。批准文件逾期作废。

第二十一条 农药生产批准文件有效期满3个月前，企业可申请换发。换发批准文件按本办法第十二、十三、十四条执行。

第二十二条 变更农药生产批准文件的企业名称，应当向省级经贸管理部门提出申请。省级经贸管理部门对申报材料进行初审后，报国家经贸委批准。

提出企业名称变更申请应当提交下列材料：

- (一) 农药生产批准文件更改企业名称申请表；

第二十条 農薬生産企業審査許可の有効期限は3年とする。3年以内に農薬生産許可文書又は農薬生産許可証を取得できないものは、その獲得した審査許可資格は無効となる。

農薬生産許可文書はその発行日から、原薬製品の有効期限は2年(生産試行期)、交換発行した原薬製品の有効期限は5年、加工、配合製品の有効期限は3年、分包製品の有効期限は2年とする。期限を徒過した許可文書は無効となる。

第二十一条 農薬生産許可文書の期間満了3ヵ月前に、企業は交換発行を申請することができる。交換発行する許可文書は、本方法第十二、十三及び十四条に基づき行う。

第二十二条 農薬生産許可文書の企業名称を変更するものは、省級経貿管理部門に申請を提出するものとする。省級経貿管理部門が申請された資料に対して初審を行った後、国家経貿委に報告し、許可する。

企業名称変更の申請の提出には、以下に列挙する資料を提出しなければならない。

- (一) 農薬生産生産許可文書企業名称変更申請表。

<p>(二) 新、旧营业执照或者工商行政管理机关核发的《企业名称预先核准通知书》复印件；</p> <p>(三) 原农药生产批准文件。</p> <p>第二十三条 企业农药生产批准文件遗失或者因毁坏等原因造成无法辨认的，应当及时在省级以上主要报刊上刊登声明，并向省级经贸管理部门提出补办申请。</p> <p>省级经贸管理部门对申报材料进行初审后，上报国家经贸委。国家经贸委审核通过的，补发农药生产批准文件。</p> <p>申请补办农药生产批准文件应当提交下列材料：</p> <p>(一) 农药生产批准文件遗失补办申请表；</p> <p>(二) 刊登声明的报刊原件；</p> <p>(三) 工商营业执照复印件。</p>	<p>(二) 新旧営業許可証又は工商行政管理機関が審査発行した「企業名称事前審査許可通知書」の複製。</p> <p>(三) 旧農薬生産許可文書。</p> <p>第二十三条 企業農薬生産許可文書が遺失又は破損等の原因により識別できなくなったとき、速やかに省級以上の主要な新聞紙上に声明を掲載し、省級の経貿管理部門に補充申請を提出する。</p> <p>省級の経貿管理部門は申請報告された資料に対して初審を行った後、国家経貿委に報告する。国家経貿委の審査許可を受けたものは、農薬生産許可文書を補充発行する。</p> <p>農薬生産許可文書の補充申請には、以下に列挙する資料を提出しなければならない。</p> <p>(一) 農薬生産許可文書遺失補充再発行申請表。</p> <p>(二) 声明を掲載した新聞原紙。</p> <p>(三) 工商営業許可証の複製。</p>
--	--

第二十四条 企业生产装置省内迁建，应当报省级经贸管理部门批准，并报国家经贸委备案。

第二十五条 省级经贸管理部门聘用的现场审查专家应报国家经贸委备案。

#### 第五章 罚则

第二十六条 企业有下列情况之一的，由国家经贸委撤销其农药生产资格：

- (一) 已核准企业的实际情况与上报材料严重不符的；
- (二) 擅自变更核准内容的；
- (三) 三年内未取得农药生产批准文件（或者生产许可证）的。

第二十四条 企業が生産装置を省内において移動するには、省級の経貿管理部門に報告し許可を得るものとし、併せて国家経貿委に報告し記録する。

第二十五条 省級の経貿管理部門が招聘して任命した現場審査専門家は国家経貿委に報告し、記録しなければならない。

#### 第五章 罰則

第二十六条 以下に列挙する状況の一つに該当する企業は、国家経貿委がその農薬生産資格を取消す。

- (一) 既に審査許可された企業の実際状況と報告された資料とが甚だしく一致しないもの。
- (二) 審査許可された内容を勝手に変更したもの。
- (三) 3 年以内に農薬生産許可文書(又は生産許可証)を取得していないもの。

<p>第二十七条 企业有下列情况之一的，由国家经贸委收缴或者吊销其农药生产批准文件：</p> <p>（一） 经复查不符合发证条件的；</p> <p>（二） 连续两次经省级以上监督管理部门抽查，产品质量不合格的；</p> <p>（三） 将农药生产批准文件转让其他企业使用或者用于其他产品的；</p> <p>（四） 在农药生产批准文件有效期内，国家决定停止生产该产品的；</p> <p>（五） 制售假冒伪劣农药的。</p> <p>第二十八条 承担农药产品质量检测工作的机构违反有关规定弄虚作假的，由省级经贸管理部门或者国家经贸委提请有关部门取消其承担农药产品质量检测工作的资格。</p>	<p>第二十七条 以下に列挙する状況の一つに該当する企業は、国家経貿委がその農薬生産許可文書を没収又は取り上げる。</p> <p>（一） 再検査を経て証書発行条件に合致しないもの。</p> <p>（二） 連続 2 度の省級以上の監督管理部門による抜き取り検査を経て、製品品質を不合格とされたもの。</p> <p>（三） 農薬生産許可文書をその他の企業に譲渡して使用させ又はその他の製品に用いたもの。</p> <p>（四） 農薬生産許可文書の有効期限内に、国家が当該製品の生産停止を決定したもの。</p> <p>（五） 偽造、劣悪農薬を製造販売したもの。</p> <p>第二十八条 農薬製品品質検査測定業務を請け負う機構が関係規定に違反して虚偽の行為を行ったときは、省級の経貿管理部門又は国家経貿委が関係部門にその農薬製品品質検査測定業務を請け負う資格を取り消すよう要請する。</p>
---	---

第二十九条 从事农药生产审批工作的国家工作人员，徇私舞弊、玩忽职守、滥用职权的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

#### 第六章 附则

第三十条 本办法所称农药生产企业核准申请表、农药生产批准文件生产条件审查表、项目可行性研究报告、农药生产批准文件遗失补办申请表和农药生产批准文件更改企业名称申请表的格式由国家经贸委统一制定。

第三十一条 农药生产企业核准和农药生产批准文件的审批结果在《中华人民共和国国家经贸委公告》和国家经贸委互联网上公布。

第三十二条 本办法由国家经贸委负责解释。

第三十三条 本办法自2003年4月11日起施行。原化学工业部颁布的《化学工业部贯彻〈农药管理条例〉实施办法》同时废止。

第二十九条 農薬生産審査許可業務に従事する国家業務人員が、私利を図り、職務を怠り、職権を濫用したときは、法律に基づき行政処分を行う。犯罪を構成するものは、法律に基づき刑事責任を追及する。

#### 第六条 附則

第三十条 本方法がいう農薬生産企業審査許可申請表、農薬生産許可文書生産要件審査表、事業実行可能性研究報告、農薬生産許可文書遺失補充申請表及び農薬生産許可文書企業名称変更申請表の様式は、国家経貿委が統一制定する。

第三十一条 農薬生産企業審査許可及び農薬生産許可文書の審査結果は、「中華人民共和国国家経貿委公告」及び国家経貿委ホームページ上で公表する。

第三十二条 本方法は国家経貿委が解釈の責任を負う。

第三十三条 本方法は2003年4月11日より施行する。旧化学工業部が公布した「化学工業部『農薬管理条例』を貫徹する実施方法」は同時に廃止する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

中華人民共和国農薬管理条例実施方法

原文	和訳
<p>中华人民共和国农药管理条例实施办法</p> <p>（1999年4月27日经农业部部常务会议通过，现予发布施行。）</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了保证《农药管理条例》（以下简称《条例》）的贯彻实施，加强对农药登记、经营和使用的监督管理，促进农药工业技术进步，保证农业生产的稳定发展，保护生态环境，保障人畜安全，根据《条例》的有关规定，制定本实施办法。</p> <p>第二条 农业部负责全国农药登记、使用和监督管理工作，负责制定或参与制定农药安全使用、农药产品质量及农药残留的国家或行业标准。</p>	<p>中華人民共和国農薬管理条例実施方法</p> <p>（1999年4月27日、農業部常務會議可決、現在をもって公布、施行する。）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 「農薬管理条例」（以下「条例」という）の貫徹実施を保証し、農薬登記、経営、使用に対する監督管理を強化し、農薬工業技術進歩を促進し、農業生産の安定した発展を保証し、生態環境を保護し、人畜の安全を保証するため、「条例」の関係規定に基づいて、本実施方法を制定する。</p> <p>第二条 農業部は全国の農薬登記、使用及び監督管理業務の責任を負い、農薬の安全使用、農薬製品の品質及び農薬残留量の国家又は業界基準の制定の責任を負い、又は制定に参加する。</p>

<p>省、自治区、直辖市人民政府农业行政主管部门协助农业部做好本行政区域内的农药登记，负责本行政区域内农药研制者和生产者申请农药田间试验和临时登记资料的初审，并负责本行政区域内的农药监督管理工作。</p> <p>县和设区的市、自治州人民政府农业行政主管部门负责本行政区域内的农药监督管理工作。</p> <p>第三条 农业部农药检定所负责全国的农药具体登记工作。省、自治区、直辖市人民政府农业行政主管部门所属的农药检定机构协助做好本行政区域内的农药具体登记工作。</p> <p>第四条 各级农业行政主管部门必要时可以依法委托符合法定条件的机构实施农药监督管理工作。受委托单位不得从事农药经营活动。</p>	<p>省、自治区、直辖市の人民政府農業行政主管部門は、農業部が同行政区域内の農薬登記を十分行えるよう協力し、同行政区域内の農薬研究制作者及び生産者が申請する農薬圃場試験及び臨時登記資料の初審に責任を負い、併せて同行政区域内における農薬監督管理業務の責任を負う。</p> <p>県及び区を設置している市、自治州の人民政府農業行政主管部門は同行政区域内の農薬監督管理業務の責任を負う。</p> <p>第三条 農業部農薬検定所は、全国の農薬の具体的な登記業務の責任を負う。省、自治区、直辖市の人民政府農業行政主管部門に属する農薬検定機構は、同行政区域内における農薬の具体的な登記業務を十分行えるよう協力する。</p> <p>第四条 各級農業行政主管部門は必要な場合には、法律に従って法定要件に合致し得る機関に委託して、農薬監督管理業務を実施し得る。受託団体（※）は農薬経営活動に従事できない。</p> <p>※：中国では各個人の所属先又は勤務先を「単位」と呼んでおり、ここでは「団体」と訳した。</p>
---	--

<p>第二章 农药登记</p> <p>第五条 对农药登记试验单位实行认证制度。</p> <p>农业部负责组织对农药登记药效试验单位、农药登记残留试验单位、农药登记毒理学试验单位和农药登记环境影响试验单位的认证，并发放认证证书。</p> <p>经认证的农药登记试验单位应当接受省级以上农业行政主管部门的监督管理。</p> <p>第六条 农业部制定并发布《农药登记资料要求》。</p> <p>农药研制者和生产者申请农药田间试验和农药登记，应当按照《农药登记资料要求》提供有关资料。</p> <p>第七条 新农药应申请田间试验、临时登记和正式登记。</p>	<p>第二章 農薬登記</p> <p>第五条 農薬登記試験団体に対して認証制度を行う。</p> <p>農業部は、農薬登記薬効試験団体、農薬登記残留試験団体、農薬登記毒物学試験団体及び農薬登記環境影響試験団体に対する認証の責任を負い、認証証書を発行する。</p> <p>認証を経た農薬登記試験団体は、省級以上の農業行政主管部門の監督管理を受けるものとする。</p> <p>第六条 農業部は、「農薬登記資料基準」を制定、発布する。</p> <p>農薬研究製作者及び生産者が農薬の圃場試験及び農薬登記を申請するには、「農薬登記資料基準」に従って関係資料を提供しなければならない。</p> <p>第七条 新しい農薬は圃場試験、臨時登記及び正式登記を申請しなければならない。</p>
---	--

<p>(一) 田间试验</p> <p>农药研制者在我国进行田间试验，应当经其所在地省级农业行政主管部门所属的农药检定机构初审后，向农业部农药检定所提出申请。经审查批准后，农药研制者持农药田间试验批准证书与取得认证资格的农药登记药效试验单位签订试验合同，试验应当按照《农药田间药效试验准则》实施。</p> <p>省级农业行政主管部门所属的农药检定机构对田间试验的初审，应当在农药研制者交齐资料之日起一个月内完成。</p> <p>境外及港、澳、台农药研制者的田间试验申请，直接向农业部农药检定所提出。</p> <p>农业部农药检定所以对田间试验申请，应当在农药研制者交齐资料之日起三个月内给予答复。</p>	<p>(一) 圃場試験</p> <p>農薬研究製作者が我が国において圃場試験を行うには、所在地の省級行政主管部門に属する農薬検定機構の初審を経た後、農業部農薬検定所に申請を提出しなければならない。審査許可後、農薬研究製作者は、農薬圃場試験許可証書を持って、認証資格を取得した農薬登記薬効試験団体と試験契約を締結する。試験は「農薬圃場薬効試験準則」に従って実施しなければならない。</p> <p>省級農業行政主管部門に属する農薬検定機構の圃場試験に対する初審は、農薬研究製作者が資料を揃え提出した日より一ヶ月以内に完成しなければならない。</p> <p>国外及び香港、マカオ、台湾における農薬研究製作者の圃場試験申請は、直接、農業部農薬検定所に提出する。</p> <p>農業部農薬検定所は、圃場試験の申請に対して、農薬研究製作者が資料を揃え提出した日より三ヶ月以内に回答しなければならない。</p>
---	--

<p>(二) 临时登记</p> <p>田间试验后, 需要进行示范试验 (面积超过 10 公顷)、试销以及在特殊情况下需要使用的农药, 其生产者须申请原药和制剂临时登记。其申请登记资料应当经所在地省级农业行政主管部门所属的农药检定机构初审后, 向农业部农药检定所提出临时登记申请, 由农业部农药检定所进行综合评价, 经农药临时登记评审委员会评审, 符合条件的, 由农业部发给原药和制剂农药临时登记证。</p> <p>省级农业行政主管部门所属的农药检定机构对临时登记资料的初审, 应当在农药生产者交齐资料之日起一个月内完成。境外及港、澳、台农药生产者, 直接向农业部农药检定所提出临时登记申请。</p> <p>农业部组织成立农药临时登记评审委员会, 每届任期三年。农药临时登记评审委员会一至二个月召开一次全体会议。农药临时登记评审委员会的日常工作由农业部农药检定所承担。</p> <p>农业部农药检定所以对农药临时登记申请, 应当在农药生产者交齐资料之日起三个月内给予答复。</p>	<p>(二) 臨時登記</p> <p>圃場試験後、サンプル試験 (面積 10 ヘクタール以上) を行う必要があり、テスト販売及び特殊状況下においての使用を要する農薬は、その生産者が原薬及び製剤の臨時登記を申請しなければならない。その申請登記資料は、所在地の省級農業行政主管部門に属する農薬検定機構の初審を経た後、農業部農薬検定所に臨時登記申請を提出し、農業部農薬検定所が総合評価を行い、農薬臨時登記審議委員会の審議を経て、条件に合致した場合、農業部が原体及び製剤の農薬臨時登記証を発行する。</p> <p>省級農業行政主管部門に所属する農薬検定機構の臨時登記資料に対する初審は、農薬生産者が資料を揃え提出した日より一ヶ月以内に完成しなければならない。国外及び香港、マカオ、台湾の農薬生産者は、直接、農業部農薬検定所に臨時登記申請を提出する。</p> <p>農業部は、農薬臨時登記審議委員会を組織成立させ、任期は三年一期とする。農薬臨時登記審議委員会は、一ないし二ヶ月に一回、全体会議を召集する。農薬臨時登記審議委員会の日常活動は、農業部農薬検定所が担当する。</p> <p>農業部農薬検定所は、農薬臨時登記申請に対して、農薬生産者が資料を揃え提出した日から三ヶ月以内に回答しなければならない。</p>
---	--

农药临时登记证有效期为一年，可以续展，累积有效期不得超过四年。

### （三） 正式登记

经过示范试验、试销可以作为正式商品流通的农药，其生产者须向农业部农药检定所提出原药和制剂正式登记申请，经国务院农业、化工、卫生、环境保护部门和全国供销合作总社审查并签署意见后，由农药登记评审委员会进行综合评价，符合条件的，由农业部发给原药和制剂农药登记证。

农药生产者申请农药正式登记，应当提供两个以上不同自然条件地区的示范试验结果。示范试验由省级农业、林业行政主管部门所属的技术推广部门承担。

农业部组织成立农药登记评审委员会，下设农业、毒理、环保、工业等专业组。农药登记评审委员会每届任期三年，每年召开一次全体会议和一至二次主任委员会议。农药登记评审委员会的日常工作由农业部农药检定所承担。

农业部农药检定所对农药正式登记申请，应当在农药生产者交齐资料之日起一年内给予答复。

農薬臨時登記証の有効期限は一年とし、延長可能であるが、累積有効期限は四年を越えてはならない。

### （三） 正式登記

サンプル試験を経たテスト販売を正式な商品流通の農薬とし得るためには、その生産者は農業部農薬検定所に原体及び製剤の正式登記申請を提出しなければならず、国務院農業、化学工業、衛生、環境保護部門及び全国供銷合作總社の審査及び署名付き意見を経た後、農薬登記審議委員会が総合評価を行い、条件に合致した場合は、農業部が原体及び製剤の農薬登記証を発行する。

農薬生産者が農薬の正式登記を申請するには、二つ以上の異なった自然条件地におけるサンプル試験結果を提供しなければならない。サンプル試験は省級の農業、林業行政主管部門に属する技術普及部門が担当する。

農業部は農薬登記審議委員会を組織、成立させ、農業、毒理学、環境保護、工業等の専門グループを下位組織として設ける。農薬登記審議委員会の任期は三年一期で、毎年一回の全体会議及び一ないし二回の主任委員会議を開催する。農薬登記審議委員会の日常業務は農業部農薬検定所が担当する。

農業部農薬検定所の農薬に対する正式登記申請は、農薬生産者が資料を揃え提出した日より一年以内に回答しなければならない。

农药登记证有效期为五年，可以续展。

第八条 经正式登记和临时登记的农药，在登记有效期内，同一厂家或者不同厂家改变剂型。含量（配比）或者使用范围、使用方法的，农药生产者应当申请田间试验、变更登记。田间试验、变更登记的申请和审批程序同本《实施办法》第七条第（一）、第（二）项。变更登记包括临时登记变更和正式登记变更，分别发放农药临时登记证和农药登记证。

第九条 生产其他厂家已经登记的相同农药的，农药生产者应当申请田间试验、变更登记，其申请和审批程序同本《实施办法》第七条第（一）、第（二）项。

申请登记的农药产品质量和首家登记产品无明显差异的，在规定时间内，经首家登记厂家同意，农药生产者可使用其原药资料和部分制剂资料；在规定时限外，农药生产者可免交原药资料和部分制剂资料。

農薬登記証の有効期限は五年とし、延長することができる。

第八条 正式登記及び臨時登記を経た農薬は、登記有効期限内に、同一の製造業者又は異なった製造業者が、薬剤の型、含有量（配分比）又は使用範囲、使用方法を変更した場合、農薬生産者は圃場試験、変更登記を申請しなければならない。圃場試験、変更登記の申請及び審査手順は本《実施方法》第七条第（一）、第（二）項と同じとする。変更登記には、臨時登記変更及び正式登記変更を含み、それぞれ農薬臨時登記証及び農薬登記証を発行する。

第九条 その他の生産業者がすでに登記した同種の農薬を生産する場合、農薬生産者は圃場試験、変更登記を申請しなければならず、その申請及び審査手順は本「実施方法」第七条第（一）、第（二）項と同じとする。

登記を申請した農薬製品の品質が初登記製品と明らかな差異がない場合は、規定期限内であれば、初登記を行った製造業者の同意を経て、農薬生産者はその原体材料及び一部の製剤の材料を使用することができる。規定期限外であれば、農薬生産者は原体材料及び一部の製剤材料の提出を免除される。

规定时限为：

- (一) 新农药首家登记 7 年。
- (二) 新制剂首家登记 5 年。
- (三) 新使用范围和方法首家登记 3 年。

第十条 生产者分装农药应当申请办理农药分装登记，分装农药的原包装农药必须是在我国已经登记过的。农药分装登记的申请，应当经农药生产者所在地省级农业行政主管部门所属的农药检定机构初审后，向农业部农药检定所提出。经审查批准后，由农业部发给农药临时登记证，登记证有效期为一年，可随原包装厂家产品登记有效期续展。

农业部农药检定所对农药分装登记申请，应当在农药生产者交齐资料之日起三个月内给予答复。

第十一条 农药登记证。农药临时登记证和农药田间试验批准证书使用“中华人民共和国农业部农药审批专用章”。

規定期限は：

- (一) 新農薬の初登記、7 年。
- (二) 新製剤の初登記、5 年。
- (三) 新使用範囲及び使用方法の初登記、3 年。

第十条 生産者が農薬を分包するには、農薬の分包登記を申請しなければならない。農薬を分包する原包装の農薬は必ず我が国の登記を既にしたものでなければならない。農薬の分包登記の申請は、農薬生産者所在地の省級農業行政主管部門に属する農薬検定機構の一次審査を経た後、農業部農薬検定所に提出しなければならない。審査、許可後、農業部が発行する農薬臨時登記証は、登記証の有効期限を一年とし、原包装製造業者の商品登記に従って、有効期限を延長することができる。

農業部農薬検定所は農薬分包登記申請に対して、農薬生産者が資料を揃え提出した日より三ヶ月以内に回答しなければならない。

第十一条 農薬登記証、農薬臨時登記証及び農薬圃場試験許可証書には、“中華人民共和國農業部農薬審査専用印”を使用する。

第十二条 农药生产者申请办理农药登记时可以申请使用农药商品名称。农药商品名称的命名应当规范，不得描述性过强，不得有误导作用。农药商品名称经农业部批准后由申请人专用。

第十三条 农药临时登记证、农药登记证需续展的，应当在登记证有效期满前一个月提出续展登记申请。登记证有效期满后提出申请的，应当重新办理登记手续。

第十四条 取得农药登记证或农药临时登记证的农药生产厂家因故关闭的，应当在企业关闭后一个月内向农业部农药检定所交回农药登记证或农药临时登记证。逾期不交的，由农业部宣布撤销登记。

第十五条 如遇紧急需要，对某些未经登记的农药。某些已禁用或限用的农药，农业部可以与有关部门协商批准在一定范围、一定期限内使用和临时进口。

第十二条 農薬生産者は、農薬登記申請時に、農薬商品に使用する名称を申請することができる。農薬商品名称の命名は、規範をもって行い、描写性が強すぎたはならず、誤解作用を有してはならない。農薬商品名称は、農業部の許可を経た後、申請者が専用する。

第十三条 農薬臨時登記証、農薬登記証の延長を要する場合、登記証の有効期限一ヶ月前までに延長登記申請を提出しなければならない。登記証の有効期限が満了後、申請を提出した場合は、新規に登記手続を行わなければならない。

第十四条 農薬登記証又は農薬臨時登記証を取得した農薬生産製造業者が都合により閉業する場合、閉業後一ヶ月以内に農業部農薬検定所に農薬登記証又は農薬臨時登記証を返還しなければならない。期限経過後も返還しない場合には、農業部が登記抹消を宣告する。

第十五条 緊急需要に遭遇した場合は、ある種の未登記農薬、使用禁止又は限定使用の農薬に対して、農業部が関係部門と協議し、一定の範囲、一定の期限内の使用、臨時輸入を許可することができる。

第十六条 农药登记部门及其工作人员有责任为申请者提供的资料和样品保守技术秘密。

第十七条 农业部定期发布农药登记公告。

第十八条 农药生产者应当指定专业部门或人员负责农药登记工作。省级以上农业行政主管部门所属的农药检定机构应当对申请登记人员进行相应的业务指导。

第十九条 申请农药登记须交纳登记费，进行农药登记试验（药效、残留、毒性、环境）应当提供有代表性的样品，并支付试验费。试验样品须经法定质量检测机构检测确认样品有效成分及其含量与标明值相符，方可进行试验。

第十六条 農薬登記部門及びその業務従事者は、申請者が提供した資料及びサンプルの技術機密を保守する責任を有する。

第十七条 農業部は定期的に農薬登記公告を發布する。

第十八条 農薬生産者は、農薬登記業務に責任を負うべき専門部門又は人員を指定しなければならない。省級以上の農業行政主管部門に属する農薬検定機構は、登記申請者に対して相応の業務指導を行わなければならない。

第十九条 農薬登記申請には登記料を納付しなければならない。農薬登記試験（薬効、残留量、毒性、環境）は代表性を有するサンプルを提供しなければならず、併せて試験料を支払わなければならない。試験サンプルは、法定の品質検査測定機構の検査測定を経てサンプルの有効成分及びその含有量と表示値とが合致していることを確認してから、試験を行うことができる。

### 第三章 农药经营

第二十条 供销合作社的农业生产资料经营单位，植物保护站，土壤肥料站，农业、林业技术推广机构，森林病虫害防治机构，农药生产企业，以及国务院规定的其他单位可以经营农药。

农垦系统的农业生产资料经营单位、农业技术推广单位，按照直供的原则，可以经营农药；粮食系统的储运贸易公司、仓储公司等专门供应粮库、粮站所需农药的经营单位，可以经营储粮用农药。

日用百货、日用杂品、超级市场或者专门商店可以经营家庭用防治卫生害虫和衣料害虫的杀虫剂。

第二十一条 农药经营单位应当具备《条例》第十八条规定的条件，经县级以上农业行政主管部门审查合格后，向工商行政管理机关申请办理营业执照，方可经营农药。

### 第三章 農薬取扱い

第二十条 供銷合作社（※）の農業生産資材経営団体、植物保護施設、土壤肥料施設、農業、林業技術普及機構、森林病虫害予防治療機構、農薬生産企業及び国务院が規定するその他の団体は、農薬の取扱いを行うことができる。

※：購入販売協同組合のこと。原則として、郷、鎮を単位として認識されている。主として農村で、農業生産資材の供給と農産物の買い付けを目的として組織された。

農墾系統の農業生産資材経営団体、農業技術普及団体は、直接供給の原則に従って、農薬の取扱いを行うことができる。食糧系統の貯蔵運輸貿易会社、倉庫保管会社等の専門に食糧庫、食糧ステーションが需要する農薬を供給する経営団体は、食糧貯蔵用の農薬の取扱いを行うことができる。

日用百貨、日用雑品、スーパーマーケット又は専門商店は、家庭用衛生害虫及び衣料害虫を駆除する殺虫剤を取り扱うことができる。

第二十一条 農薬取扱い団体は「条例」第十八条が規定する条件を具備しなければならず、県級以上の農業行政主管部門の審査、合格を経た後、商工行政管理機關に營業許可証を申請、手続をしてから、農薬を取り扱うことができる。

<p>本《实施办法》第二十条所列经营家庭用防治卫生害虫和衣料害虫杀虫剂的单位，可直接向工商行政管理机关申请办理营业执照。</p> <p>第二十二条 农业行政主管部门对农药经营单位提出的经营条件审查申请，应当在受理之日起三十日内给予答复。</p> <p>第二十三条 农药经营单位不得经营下列农药：</p> <p>（一） 无农药登记证或者农药临时登记证、无农药生产许可证或者生产批准文件、无产品质量标准的国产农药；</p> <p>（二） 无农药登记证或者农药临时登记证的进口农药；</p> <p>（三） 无产品质量合格证和检验不合格的农药；</p> <p>（四） 过期而无使用效能的农药；</p> <p>（五） 没有标签或者标签残缺不清的农药；</p>	<p>本「実施方法」第二十条に列記された家庭用衛生害虫、衣料害虫駆除の殺虫剤を取り扱う団体は、直接、商工行政管理機関に営業許可証を申請して手続をすることができる。</p> <p>第二十二条 農業行政主管部門は、農薬取扱い団体が提出した取扱い条件の審査申請に対して、受理日より三十日以内に回答しなければならない。</p> <p>第二十三条 農薬取扱い団体は、以下に列記された農薬を取り扱ってはならない。</p> <p>（一） 農薬登記証又は農薬臨時登記証、農薬生産許可証又は生産許可書類、商品品質基準のない国産農薬。</p> <p>（二） 農薬登記証又は農薬臨時登記証のない輸入農薬。</p> <p>（三） 商品品質合格証のない農薬及び検査不合格の農薬。</p> <p>（四） 期限を経過して使用効果のない農薬。</p> <p>（五） ラベルがないか又は欠損によりラベルが不明瞭な農薬。</p>
--	--

<p>(六) 撤销登记的农药。</p> <p>第二十四条 农药经营单位对所经营农药应当进行或委托进行质量检验。</p> <p>第二十五条 农药经营单位向农民销售农药时，应当提供农药使用技术和安全使用注意事项等服务。</p> <p>第四章 农药使用</p> <p>第二十六条 各级农业行政主管部门及所属的农业技术推广部门，应当贯彻“预防为主，综合防治”的植保方针，根据本行政区域内的病、虫、草、鼠害发生情况，提出农药年度需求计划，为国家有关部门进行农药产销宏观调控提供依据。</p> <p>第二十七条 各级农业技术推广部门应当指导农民按照（农药安全使用规定）和（农药合理使用准则）等有关规定使用农药，防止农药中毒和药害事故发生。</p>	<p>(六) 登記を抹消された農薬。</p> <p>第二十四条 農薬取扱い団体は、取り扱う農薬に対して、品質検査を行い、又は品質検査を委託しなければならない。</p> <p>第二十五条 農薬取扱い団体は、農民に農薬を販売する際、農薬使用技術及び安全使用の注意事項等のサービスを提供しなければならない。</p> <p>第四章 農薬の使用</p> <p>第二十六条 各級農業行政主管部門及び所属する農業技術普及部門は、“予防を主とし、総合的に防止する”という植物保護方針を貫徹し、同行政区域内の病気、虫、草、鼠害の発生状況に基づいて、農薬の年度需要供給計画を提出し、国家の関係部門の農薬の生産販売のマクロ調整を行うための根拠を提供しなければならない。</p> <p>第二十七条 各級農業技術普及部門は農民に「農薬安全使用規定」及び「農薬合理使用準則」等の関係規定に基づいて農薬を使用するよう指導し、農薬中毒及び薬害事故の発生を防止しなければならない。</p>
---	---

第二十八条 各级农业行政主管部门及所属的农业技术推广部门，应当做好农药科学使用技术和安全防护知识培训工作。

第二十九条 农药使用者应当确认农药标签清晰，农药登记证号或者农药临时登记证号、农药生产许可证号或者生产批准文号齐全后，方可使用农药。

农药使用者应当严格按照产品标签规定的剂量、防治对象、使用方法、施药适期，注意事项施用农药，不得随意改变。

第三十条 各级农业技术推广部门应当大力推广使用安全、高效、经济的农药。剧毒、高毒农药不得用于防治卫生害虫，不得用于瓜类、蔬菜、果树、茶叶、中草药材等。

第二十八条 各級農業行政主管部門及び所属の農業技術普及部門は、農薬の科学的使用技術及び安全防護知識の養成業務を十分行わなければならない。

第二十九条 農薬使用者は、農薬ラベルが明確であることを確認し、農薬登記証号又は農薬臨時登記証号、農薬生産許可証号又は生産許可書類番号がすべて揃ったことを確認した後、農薬を使用することができる。

農薬使用者は、製品ラベルに規定された剂量、駆除対象、使用方法、農薬散布期、注意事項に厳格に従って、農薬を施用し、任意の変更をしてはならない。

第三十条 各級農業技術普及部門は、安全、効率、経済的な農薬の使用を強く普及しなければならない。劇毒、毒性の強い農薬は、衛生害虫駆除に用いてはならず、瓜類、野菜、果実、茶葉、漢方薬用植物等に用いてはならない。

<p>第三十一条 为了有计划地轮换使用农药，减缓病、虫、草、鼠的抗药性，提高防治效果，省、自治区、直辖市人民政府农业行政主管部门报农业部审查同意后，可以在一定区域内限制使用某些农药。</p> <p>第五章 农药监督</p> <p>第三十二条 各级农业行政主管部门应当配备一定数量的农药执法人员。农药执法人员应当是具有相应的专业学历、并从事农药工作三年以上的技术人员或者管理人员，经有关部门培训考核合格，取得执法证，持证上岗。</p> <p>第三十三条 农业行政主管部门有权按照规定对辖区内的农药生产、经营和使用单位的农药进行定期和不定期监督、检查，必要时按照规定抽取样品和索取有关资料，有关单位和个人不得拒绝和隐瞒。</p> <p>农药执法人员对农药生产、经营单位提供的保密技术资料，应当承担保密责任。</p>	<p>第三十一条 使用農薬を計画的に交換し、病気、虫、草、鼠の薬物耐性を緩め、駆除効果を高めるため、省、自治区、直辖市人民政府農業行政主管部門は、農業部へ報告して審査同意を得た後、一定の区域内においていくつかの農薬の使用を制限することができる。</p> <p>第五章 農薬の監督</p> <p>第三十二条 各級農業行政主管部門は、一定数の農薬法執行員を配備しなければならない。農薬法執行員は、相応の専門学歴を有し、農薬業務に三年以上従事した技術員又は管理員でなければならない。関係部門の養成試験合格後、法執行証を取得し、執行証を携帯して業務に当たらなければならない。</p> <p>第三十三条 農業行政主管部門は、規定に従って管轄区内の農薬生産、取り扱い及び使用団体の農薬に対して、定期的又は不定期に監督、検査し、必要時には、規定に従ってサンプルの抜き取り及び関係資料の請求をすることができ、関係団体及び個人は、拒絶したり、隠したりしてはならない。</p> <p>農薬法執行員は、農薬生産、取扱い団体が提供した技術秘密資料に対して、秘密保持責任を負わなければならない。</p>
---	--

第三十四条 对假农药、劣质农药需进行销毁处理的，必须严格遵守环境保护法律、法规的有关规定，按照农药废弃物的安全处理规程进行，防止污染环境；对有使用价值的，应当经省级以上农业行政主管部门所属的农药检定机构检验，必要时要经过田间试验，制订使用方法和用量。

第三十五条 禁止销售农药残留量超过标准的农副产品。县级以上农业行政主管部门应当做好农副产品农药残留量的检测工作。

第三十六条 农药广告内容必须与农药登记的内容一致，农药广告经过审查批准后方可发布。农药广告的审查按照《广告法》和《农药广告审查办法》执行。通过重点媒介发布的农药广告和境外及港、澳、台地区农药产品的广告，可以委托农业部农药检定所负责审查。其他农药广告，可以委托广告主所在地省级农业行政主管部门所属的农药检定机构审查。

第三十四条 偽造農薬、粗悪な農薬の廃棄処理を要する場合、必ず環境保護法律、法規の関係規定を厳格に遵守し、農薬廃棄物の安全な処理規程に従って行い、環境汚染を防止しなければならない。使用価値のあるものに対しては、省级以上の農業行政主管部門に属する農薬検定機構の検査を経て、必要時には圃場試験を経て、使用方法及び用量を定めなければならない。

第三十五条 農薬残留量が基準を越える農副産物の販売は禁止する。県級以上の農業行政主管部門は、農副産物の農薬残留量の検査測定業務を十分に行わなければならない。

第三十六条 農薬の広告内容は、必ず農薬登記の内容と一致しなければならず、農薬広告は、審査許可を経た後、公表することができる。農薬広告の審査は、「広告法」及び「農薬広告審査方法」に従って行う。重点メディアを通じて公表された農薬広告及び国外、香港、マカオ、台湾地区の農薬製品の広告は、審査責任を負う農業部農薬検定所に審査を委託することができる。その他の農薬広告は、広告主所在地の省级農業行政主管部門に属する農薬検定機構に審査を委託することができる。

第三十七条 地方各级农业行政主管部门应当及时向上级农业行政主管部门报告发生在本行政区域内的重大农药案件的有关情况。

#### 第六章 罚则

第三十八条 对未取得农药临时登记证而擅自分装农药的，由农业行政主管部门责令停止分装生产，没收违法所得，并处违法所得1倍以上5倍以下的罚款；没有违法所得的，并处5万元以下的罚款。

第三十九条 对生产、经营假农药，劣质农药的，由农业行政主管部门或者法律、行政法规规定的其他有关部门，按以下规定给予处罚：

（一） 生产、经营假农药的，劣质农药有效成分总含量低于产品质量标准30%（含30%）或者混有导致药害等有害成分的，没收假农药、劣质农药和违法所得，并处违法所得5倍以上10倍以下的罚款；没有违法所得的，并处10万元以下的罚款。

第三十七条 地方各级農業行政主管部門は、上級の農業行政主管部門に同行政区域内において生じた重大農薬案件の関係状況を速やかに報告しなければならない。

#### 第六章 罰則

第三十八条 農薬臨時登記証未取得で、無断で農薬を包装分けした者は、農業行政主管部門が分包生産の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処する。違法所得がない場合は、5万元以下の罰金に処する。

第三十九条 偽造農薬、粗悪農薬の生産、取扱いをした者には、農業行政主管部門又は法律、行政法規が規定するその他の関係部門が、以下の規定に基づき処罰する。

（一） 偽造農薬を生産、取り扱った者、劣悪農薬の有効成分の総含量が製品品質基準の30%以下（30%を含む）、又は薬害等を引き起こす有害成分を混入させた者は、偽造農薬、劣悪農薬及び違法所得を没収し、併せて違法所得の五倍以上十倍以下の罰金に処する。違法所得がない場合は、十万元以下の罰金に処する。

(二) 生产、经营劣质农药有效成分总含量低于产品质量标准 70% (含 70%) 但高于 30% 的, 或者产品标准中乳液稳定性、悬浮率等重要辅助指标严重不合格的, 没收劣质农药和违法所得, 并处违法所得 3 倍以上 5 倍以下的罚款; 没有违法所得的, 并处 5 万元以下的罚款。

(三) 生产、经营劣质农药有效成分总含量高于产品质量标准 70% 的, 或者按产品标准要求有一项重要辅助指标或者二项以上一般辅助指标不合格的, 没收劣质农药和违法所得, 并处违法所得 1 倍以上 3 倍以下的罚款; 没有违法所得的, 并处 3 万元以下罚款。

(四) 生产、经营的农药产品净重(容)量低于标明值, 且超过允许负偏差的, 没收不合格产品和违法所得, 并处违法所得 1 倍以上 5 倍以下的罚款; 没有违法所得的, 并处 5 万元以下罚款。

生产、经营假农药、劣质农药的单位, 在农业行政主管部门或者法律、行政法规规定的其他有关部门的监督下, 负责处理被没收的假农药、劣质农药, 拖延处理造成的经济损失由生产、经营假农药和劣质农药的单位承担。

(二) 生産、取り扱った劣悪農薬の有効成分の総含量が製品品質基準の 70% 以下 (70% を含む) で 30% よりも高い場合、又は製品基準の乳液安定性、懸濁率等の補助指標が甚だしく不合格である場合は、劣悪農薬及び違法所得を没収し、併せて違法所得の 3 倍以上、5 倍以下の罰金に処する。違法所得がない場合は、5 万元以下の罰金に処する。

(三) 生産、取り扱った劣悪農薬の有効成分の総含量が、製品品質基準の 70% よりも高い場合、又は製品基準の要求に基づいて要求される重要補助指標を一つ、又は一般補助指標の二つ以上が不合格である場合は、劣悪農薬及び違法所得を没収し、併せて所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金に処する。違法所得がない場合は、3 万元以下の罰金に処する。

(四) 生産、取り扱った農薬製品の純重(容)量が表示値よりも低く、かつ、許容される誤差の範囲を超えている場合は、不合格製品及び違法所得を没収し、併せて違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金に処する。違法所得がない場合は、5 万元以下の罰金に処する。

偽造農薬、劣悪農薬を生産、取り扱った団体は、農業行政主管部门又は法律、行政法規が規定するその他関係部門の監督の下、没収された偽造農薬、劣悪農薬を処理する責任を負い、処理遅延により生じた経済損失は、偽造農薬と劣悪農薬を生産、取り扱った団体が負担する。

第四十条 对经营未注明“过期农药”字样的超过产品质量保证期的农药产品的，由农业行政主管部门给予警告，没收违法所得。可以并处违法所得3倍以下的罚款；没有违法所得的，并处3万元以下的罚款。

第四十一条 收缴或者吊销农药登记证或农药临时登记证的决定由农业部作出。

第四十二条 本《实施办法》所称“违法所得”，是指违法生产、经营农药的销售收入。

第四十三条 各级农业行政主管部门实施行政处罚，应当按照《行政处罚法》、《农业行政处罚程序规定》等法律和部门规章的规定执行。

第四十四条 农药管理工作人员滥用职权、玩忽职守、询私舞弊、索贿受贿，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

第四十条 「期限切れ農薬」未明記の、製品品質保証期限を超過した農薬製品を取り扱った者には、農業行政主管部門が警告を発し、違法所得を没収する。併せて違法所得の3倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合は、併せて3万元以下の罰金に処する。

第四十一条 農薬登記証又は農薬臨時登記証を没収又は取上げ決定は、農業部が行う。

第四十二条 本「実施方法」のいう“違法所得”とは、農薬を違法に生産、取り扱った販売収入をいう。

第四十三条 各級農業行政主管部門が行政処罰を行う場合、「行政処罰法」、「農業行政処罰手続規定」等の法律及び部門規章の規定に従って行わなければならない。

第四十四条 農薬管理業務員が、職権濫用、職務怠慢、私利不正、贈収賄を行い、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法に基づき行政処分を行う。

第七章 附则

第四十五条 对《条例》第二条所称农药解释如下：

（一） 《条例》第二条（一）预防、消灭或者控制危害农业、林业的病、虫（包括昆虫、蝉、螨）、草和鼠、软体动物等有害生物的是指农、林、牧、渔业中的种植业用于防治植物病、虫（包括昆虫、蝉、螨），草和鼠。软体动物等有害生物的。

（二） 《条例》第二条（三）调节植物生长的是指对植物生长发育（包括萌发、生长、开花、受精、座果、成熟及脱落等过程）具有抑制、刺激和促进等作用的生物或者化学制剂；通过提供植物养分促进植物生长的适用其他规定。

（三） 《条例》第二条（五）预防、消灭或者控制蚊、蝇、蜚镰、鼠和其他有害生物的是指用于防治人生活环境和农林业中养殖业用于防治动物生活环境卫生害虫的。

（四） 利用基因工程技术引入抗病、虫、草害的外源基因改变基因组构成的农业生物，适用《条例》和本《实施办法》。

第七章 附则

第四十五条 「条例」第二条のいう農薬に対する解釈は以下の通りである。

（一） 「条例」第二条（一）農業、林業をおびやかす病気、虫（昆虫、マダニ、ダニを含む）、草、鼠、軟体動物等の有害生物を予防、消滅させ、又は抑制させるものとは、農業、林業、牧畜業、漁業における栽培業が植物病、虫（昆虫、マダニ、ダニを含む）、草、鼠、軟体動物当の有害生物から保護するために用いるものをいう。

（二） 「条例」第二条（三）の植物生長を調節するものとは、植物生長発育（発芽、生長、開花、受精、結実、成熟、脱落等の過程を含む）に対して、抑制、刺激及び促進等の作用を具備する生物又は化学製剤のことをいう。植物養分を提供することによって植物の生長を促進するのは、その他の規定を適用する。

（三） 「条例」第二条（五）にいう蚊、蝇、ゴキブリ、鼠及びその他の有害生物を予防、消滅又は抑制するものとは、人間の生活環境及び農林業における養殖業において動物生活環境衛生を防止するものをいう。

（四） 遺伝子技術を利用して、抗病、虫、草の異種遺伝子を導入して遺伝子組換えの農作物にしたものは「条例」及び本「実施方法」を適用する。

<p>(五) 用于防治《条例》第二条所述有害生物的商业化天敌生物，适用《条例》和本《实施办法》。</p> <p>(六) 农药与肥料等物质的混合物，适用《条例》和本《实施办法》。</p> <p>第四十六条 本《实施办法》下列用语定义为：</p> <p>(一) 新农药是指含有的有效成分尚未在我国批准登记的国内外农药原药和制剂。</p> <p>(二) 新制剂是指含有的有效成分与已经登记过的相同，而剂型、含量（配比）尚未在我国登记过的制剂。</p> <p>(三) 新登记使用范围和方法是指有效成分和制剂与已经登记过的相同，而使用范围和方法是尚未在我国登记过的。</p>	<p>(五) 「条例」の第二条で述べた有害生物を予防・治療するための商品化した天敵生物は「条例」及び本「実施方法」を適用する。</p> <p>(六) 農薬及び肥料等の物質の混合物は「条例」及び本「実施方法」を適用する。</p> <p>第四十六条 本「実施方法」の下記の用語の定義</p> <p>(一) 新農薬とは未だ我が国で登記の批准がされていない有効成分を含む国内外の農薬原体及び製剤のことをいう。</p> <p>(二) 新製剤とは有効成分が既に登記されているものと相同だが、薬剤の型、含有量（比率）が未だ我が国では登記されていない製剤のことをいう。</p> <p>(三) 新登記の使用範囲及び方法とは有効成分及び製剤が既に登記されているものと相同だが、使用範囲及び方法が我が国では登記されていないものをいう。</p>
--	--

第四十七条 种子加工企业不得应用未经登记或者假、劣种衣剂进行种子包衣。对违反规定的，按违法经营农药行为处理。

第四十八条 我国作为农药事先知情同意程序国际公约（PIC）成员国，承担承诺的国际义务，有关具体事宜由农业部农药检定所承办。

第四十九条 本《实施办法》由农业部负责解释。

第五十条 本《实施办法》自发布之日起施行。凡与《条例》和本《实施办法》相抵触的规定，一律以《条例》和本《实施办法》为准。

第四十七条 種子加工企業は未登記又は偽りのコーティング剤を使用したコート種子を使用してはならない。規定に違反したものは、違法農薬経営行為として処理する。

第四十八条 我が国は特定有害化学物質と農薬の国際取引における事前通知・承認の手續（PIC）に関するロッテルダム条約メンバー国として、承諾する国際義務を引き受け、関係する具体的な事柄は農薬部農薬検定所が請け負う。

第四十九条 本「実施方法」は農薬部が解釈する責任を負う。

第五十条 本「実施方法」は公布日より施行する。「条例」及び本「実施方法」と抵触する全ての規定は、一律して「条例」及び「実施方法」を基準とする。

法規法律訳出一覧」(原文対照)

農薬制限使用管理規定

原文	和訳
<p>农药限制使用管理规定</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了做好农药限制使用管理工作，根据《农药管理条例》制定本规定。</p> <p>第二条 农药限制使用是在一定时期和区域内，为避免农药对人畜安全、农产品卫生质量、防治效果和环境安全造成一定程度的不良影响而采取的管理措施。</p> <p>第三条 农药限制使用要综合考虑农药资源、农药产品结构调整、农产品卫生质量等因素，坚持从本地实际需要出发的原则。</p>	<p>農薬制限使用管理規定</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 農薬制限使用管理業務を十分に行うために、「農薬管理条例」に基づき、本規定を制定する。</p> <p>第二条 農薬制限使用とは、一定の時期及び区域内で、農薬による人及び動物の安全、農産物の衛生品質、農薬の薬効並びに環境安全に対する悪影響を避けるために採る管理措置とする。</p> <p>第三条 農薬制限使用に関しては、農薬資源、農薬製品の構造調整、農産物の衛生品質等の要素を総合的に考慮し、現地の実際の需要に基づいて実施するという原則を堅持するものとする。</p>

第四条 农业部负责全国农药限制使用管理工作。省、自治区、直辖市人民政府农业行政主管部门负责本行政区域内的农药限制使用管理工作。

## 第二章 农药限制使用的申请

第五条 申请限制使用的农药，应是已在需要限制使用的作物或防治对象上取得登记，其农药登记证或农药临时登记证在有效期内，并具备下列情形之一：

- (一) 影响农产品卫生质量；
- (二) 因产生抗药性引起对某种防治对象防治效果严重下降的；
- (三) 因农药长残效，造成农作物药害和环境污染的；
- (四) 对其他产业有严重影响的。

第四条 農薬部は全国農薬制限使用管理業務に責任を負う。省、自治区及び直轄市人民政府農業行政主管部門は本行政区域内の農薬制限使用管理業務の責任を負う。

## 第二章 農薬制限使用の申請

第五条 制限使用を申請する農薬は、制限使用を必要とする作物又は防除対象に対して既に登記を取得しており、その農薬登記証又は農薬臨時登記証の有効期限内であり、併せて以下に列挙する条件の一つに該当するものとする。

- (一) 農産物の衛生品質に影響を及ぼすもの。
- (二) 薬物耐性が原因で、ある防除対象に対する防除効果の著しい低下を引き起こすもの
- (三) 農薬が長期にわたって残留するため、農作物の薬害及び環境汚染を引き起こすもの。
- (四) その他の産業に対して深刻な影響があるもの。

第六条 各省、自治区、直辖市在本辖区内全部作物或某一（类）作物或某一防治对象上全面限制使用某种农药，或者在本辖区内部分地区限制使用某种农药的，应由省、自治区、直辖市人民政府农业行政主管部门向农业部提出申请。

第七条 申请农药限制使用应提供以下资料：

- （一） 填写《农药限制使用申请表》（附件）；
- （二） 农药限制使用的申请报告应当包括本地区作物布局、替代农药品种、配套技术以及农民接受程度和成本效益分析；
- （三） 由于使用某种农药影响农产品卫生质量的，需提供相关数据和有关部门的证明材料；
- （四） 由于长残效农药在土壤积累造成农作物药害的，需提供有关技术部门出具的研究报告；

第六条 各省、自治区、直辖市在各管辖区内において、全ての作物又はある一種（類）の作物若しくは防除対象に対して、全面的にある種の農薬の使用を制限する場合、又は各管轄区内の一部地区においてある種の農薬の使用を制限する場合は、省、自治区、直轄市の人民政府農業行政主管部門は農業部に申請するものとする。

第七条 農薬制限使用を申請には、以下の資料を提出するものとする。

- （一） 「農薬制限使用申請表」（添付資料）を記入する。
- （二） 農薬制限使用の申請報告には当地区の作物分布、代替農薬品種、関係技術、農民の受容状況及び費用効果分析を含むものとする。
- （三） 使用によって農産物の衛生品質に影響を及ぼす農薬に関して、関係データ及び関係部門の証明資料を提出するものとする。
- （四） 残留期間が長い農薬が土壤中に蓄積することによって農作物に薬害を引き起こすものであるときは、関係技術部門が作成した研究報告を提出するものとする。

<p>(五) 由于农药抗药性造成对某种防治对象防治效果严重下降的, 需提供抗药性监测报告和必要的田间药效试验报告;</p> <p>(六) 农药限制使用的其他技术材料。</p> <p>第三章 农药限制使用的审查、批准和发布</p> <p>第八条 农业部收到农药限制使用申请后, 应组织召开农药登记评审委员会主任委员扩大会议审议, 审查、核实申报材料, 提出综合评价意见。农药登记评审委员会可视情况, 组织专家对申请农药限制使用进行实地考察。</p> <p>第九条 农药登记评审委员会提出综合评价意见前, 应邀请相关农药生产企业召开听证会。</p> <p>第十条 农业部根据综合评价意见审批农药限制使用申请, 并及时公告限制使用的农药种类、区域和年限。</p>	<p>(五) 薬物耐性によってある種類の防除対象に対する防除効果が著しく低下する農薬は、薬物耐性監視測定報告及び必要な農薬圃場試験報告を提出するものとする。</p> <p>(六) 農薬制限使用に関するその他の技術資料。</p> <p>第三章 農薬制限使用の審査、承認及び公布</p> <p>第八条 農薬部は農薬制限使用申請を受理した後、農薬登記評審委員会主任委員拡大会議を開催し、申請資料を審査、確認し、総合的評価意見を提出するものとする。農薬登記評審委員会は状況によって、農薬制限使用申請に対して、専門家を組織し、実地調査を行うことができる。</p> <p>第九条 農薬登記評審委員会は総合的評価意見を提出する前に、関係農薬生産企業を招き、公聴会を開くものとする。</p> <p>第十条 農薬部は総合的評価意見に基づいて、農薬制限使用申請を審査、承認し、併せて速やかに制限使用農薬の種類、区域及び年限を公告する。</p>
--	---

第十一条 对农药限制使用申请，农业部应在收到申请之日起三个月内给予答复。

#### 第四章 附则

第十二条 经一段时间的限制使用后，有害生物对限制使用农药的抗药性已有下降，能恢复到理想的防治效果的，可以申请停止限制使用。申报和审查批准程序适用第二章、第三章的规定。

第十三条 地方各级人民政府农业行政主管部门不得制定和发布有关农药禁止、限制使用或市场准入的管理办法和制度，不得违反本规定发布农药限制使用的规定。

第十四条 本规定自二〇〇二年八月一日起生效。

第十一条 農薬制限使用申請に関して、農業部は申請受理日より三ヶ月以内に回答するものとする。

#### 第四章 附則

第十二条 一定期間の制限使用を経て、有害生物の制限使用農薬に対する薬物耐性が低下し、理想的な防除効果が回復できる場合、制限使用の停止を申請することができる。申請及び審査承認の手続に関して、第二章、第三章の規定を適用する。

第十三条 地方の各級人民政府農業行政主管部門は、農薬の使用禁止、制限使用又は市場参入許可に関する管理方法及び制度を制定、公布してはならず、本規定に違反して農薬制限使用に係る規定を公布してはならない。

第十四条 本規定は二〇〇二年八月一日より適用する。

农药限制使用申请表

限用农药名称：

限用作物、区域：

限用理由：

附件：

申请人：

主管领导签字：

年 月 日（公章）

農薬制限使用申請表

制限使用農薬名称：

制限使用作物、区域：

制限使用理由：

付属資料：

申请人：

担当責任者サイン：

年 月 日（公印）

法律法規訳出一覧（原文対照）

農薬登記残留試験団体認証管理方法

原文	和訳
<p>农药登记残留试验<u>单位</u>认证管理<u>办法</u></p> <p>第一条 为做好农药登记管理工作,保证农药登记残留试验的准确性和科学性,根据《农药管理条例实施办法》第五条对农药登记试验单位实行认证制度的规定,制定本办法。</p> <p>第二条 农业部负责组织农药登记残留试验单位认证管理工作,并对认证合格的单位发放资格证书。</p> <p>农业部农药检定所承担具体工作。</p>	<p>農薬登記残留試験<u>団体</u>（※1）認証管理<u>方法</u>（※2）</p> <p>※1 中国では各個人の所属先又は勤務先を「単位」と呼んでおり、ここでは「団体」と訳した。</p> <p>※2 農薬部、国家林業局等の国务院各部局が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p>第一条 農薬登記管理業務を十分に行い、農薬登記残留試験の正確性及び科学性を保障するため、「農薬管理条例実施方法」第五条の農薬登記試験団体に対して行う認証制度に関する規定に基づき、本方法を制定する。</p> <p>第二条 農薬部は、農薬登記残留試験団体認証管理業務を実施する責任を負い、認証合格した団体に資格証書を発行する。</p> <p>農薬部農薬検定所は具体的業務を請け負う。</p>

第三条 农药登记残留试验单位认证工作坚持公正、公平、公开的原则。认证的范围和数量，根据农药登记残留试验工作任务确定。

第四条 申请认证的农药登记残留试验单位应具备下列条件

(一) 具有独立法人资格的农业、科研、教学等从事农药残留试验工作的单位。

(二) 残留实验室与其他常规实验室分开；无污染源（粉尘、烟雾、震动、噪声、辐射等），有完善的安全防护设施（防毒、防火、防爆等）。

(三) 拥有一定数量的技术人员（技术人员占85%以上，其中中级以上技术人员超过60%）；能熟练掌握“农药残留试验准则”等有关规定和要求；有独立完成农药残留试验工作的经验；有一定的外语基础，了解国内外有关信息、动态；有严格的工作作风和良好的职业道德，试验不受人为因素影响，确保试验结果科学、真实。

第三条 農薬登記残留試験団体認証業務は、公正、公平及び公開の原則を堅持する。認証する範囲及び数は、農薬登記残留試験業務の任務に基づき確定する。

第四条 認証を申請する農薬登記残留試験団体は、以下に列挙する条件を具備しなければならない。

(一) 独立した法人格を有する農業、科学研究、教学等で農薬残留試験業務に従事する団体であること。

(二) 残留実験室とその他の通常実験室とを分離していること。汚染源（粉塵、煙霧、振動、騒音、放射等）がなく、完全な安全防護施設（防毒、防火、防爆等）を有すること。

(三) 一定数量の技術人員（技術人員が85%以上を占め、その内中級以上の技術人員が60%を超過する）を有すること。その技術人員が「農薬残留試験準則」等の関係規定及び基準を熟練、掌握できること。その技術人員が農薬残留試験を独立に完成させた経験を有していること。その技術人員が一定の外国語の基礎を有し、国内外の関係する情報及び動態を理解していること。その技術人員が厳格な業務態度及び良好な職業道徳を有し、その試験が人為的要素の影響を受けず、試験結果に科学性及び真実性を確保していること。

<p>(四) 具有残留检测仪器设备, 包括检测仪器(气谱-ECD、FPD、NPD; 液谱-UV、FD、PAD; 气质联用等)配置及运转情况; 配套设施(提取、净化、浓缩、样本加工、储存条件及数据处理系统等)。</p> <p>(五) 建立有完善的管理制度和 work 程序, 包括检测仪器及量具计量检定、校正状况(主要检测仪器、天平等); 技术档案(试验计划、试验数据处理原始记录、总结报告、仪器购置、验收、使用、维修记录等); 人员培训、考核、业绩等档案。试验管理、试验资料归档、农药样品管理、技术人员管理制度等。</p> <p>第五条 申请认证的农药登记残留试验单位在申请资格认证时应填写申请表(见附件1), 并提交下列资料。</p> <p>(一) 实验室设施和办公条件情况。</p> <p>(二) 相关仪器设备清单及使用情况。</p> <p>(三) 完成相关工作的历史资料总结。</p>	<p>(四) 残留検査機器設備を有すること。検査測定機器(ガスクロマトグラフ-ECD、EPD、NPD、液体クロマトグラフ-UV、FD、PAD、ガスクロマトグラフ・品質分析計等)の配置及び運転状況を含む。付属設備(取出し、浄化、濃縮、サンプル加工、保存要件及びデータ処理システム等)を配置していること。</p> <p>(五) 完全な管理制度及び業務手続を確立していること。検査測定機器及び計器の計量検定及び校正状況(主として検査機器、天秤等)を含む。技術記録(試験計画、試験データ処理一次記録、総括報告、機器購入設置、検収、使用及び維持修理記録等)。人員養成訓練、考査、業績等の記録。試験管理、試験資料の保管、農薬サンプルの管理、技術人員の管理制度等。</p> <p>第五条 認証を申請する農薬登記残留試験団体が資格認証を申請する場合、申請表(添付資料1参照(※))に記入し、以下に列挙する資料を提出しなければならない。</p> <p>※ 欠落。</p> <p>(一) 実験室施設及び事務条件の状況。</p> <p>(二) 関係機器設備のリスト及び使用の状況。</p> <p>(三) 関係業務の遂行の経緯に関する総括資料を完成させていること。</p>
---	--

<p>(四) 技术人员情况。</p> <p>(五) 管理制度及其他参考资料。</p> <p>第六条 农业部农药检定所负责认证申请资料的受理和审查。对符合条件的，提请专家组会议评审。</p> <p>第七条 农业部农药检定所负责组织成立专家组。专家组每届任期3年。</p> <p>专家组负责对申请认证的农药登记残留试验单位申请资料进行技术评审。技术评审包括对申请资料的审查和对申请单位的现场评审。</p> <p>技术评审的具体考核内容和指标见附件2。</p> <p>第八条 农业部农药检定所根据专家组的评审意见，对通过评审的申请单位报农业部批准后，发放农药登记残留试验单位资格证书，并予以公布。</p>	<p>(四) 技術人員の状況。</p> <p>(五) 管理制度及びその他の参考資料。</p> <p>第六条 農業部農薬検定所は、認証申請資料の受理及び審査の責任を負う。条件に合致したものは、専門家組織会議に評価審査を具申する。</p> <p>第七条 農業部農薬検定所は、専門家組織を組織する責任を負う。専門家組織は毎期の任期を3年とする。</p> <p>専門家組織は認証を申請された農薬登記残留試験団体の申請資料について技術評価審査を行う責任を負う。技術評価審査は申請資料についての審査及び申請団体の現場評価審査を含む。</p> <p>技術評価審査の具体的な検討内容及び指標は添付資料2(※)を参照するものとする。</p> <p>※ 欠落。</p> <p>第八条 農業部農薬検定所は専門家組織の評価審査意見に基づき、評価審査を通過した申請団体について、農業部へ報告し、農業部が許可した後、農薬登記残留試験団体資格証書を発行し、公布する。</p>
---	--

<p>第九条 农药登记残留试验单位资格证书有效期为三年。期满后需继续承担残留试验的，应在资格证书有效期满前六个月，向农业部农药检定所提出续展申请。</p> <p>农业部农药检定所对审查通过的续展申请，报农业部批准后，换发农药登记残留试验单位资格证书。</p> <p>第十条 农业部农药检定所应对通过认证的农药登记残留试验单位的试验人员，组织必要的技术培训。</p> <p>第十一条 农业部农药检定所负责对通过认证的农药登记残留试验单位进行监督管理。</p> <p>第十二条 通过认证的农药登记残留试验单位应当按照农药登记要求和《农药残留试验准则》及有关规定完成农药残留试验。</p>	<p>第九条 農薬登記残留試験団体資格証書の有効期間は三年とする。期間満了後、残留試験を引き続き請け負う必要があるものは、資格証書有効期限満了六ヶ月前に農業部農薬検定所に継続申請を提出しなければならない。</p> <p>農業部農薬検定所は審査を通過した継続申請について、農業部へ報告し、農業部が許可した後、農薬登記残留試験団体資格証書を引換え発行する。</p> <p>第十条 農業部農薬検定所は、認証を通過した農薬登記残留試験団体の試験人員に対して、必要な技術養成訓練を実施しなければならない。</p> <p>第十一条 農業部農薬検定所は、認証を得た農薬登記残留試験団体に対して監督管理を行う責任を負う。</p> <p>第十二条 認証を得た農薬登記残留試験団体は、農薬登記基準及び「農薬残留試験準則」並びに関係規定に基づき農薬残留試験を遂行するものとする。</p>
---	--

<p>第十三条 通过认证的农药登记残留试验单位要及时完成试验报告。试验报告应客观、真实。试验报告应有主持人员（中级以上职称）签字并加盖试验单位公章。</p> <p>第十四条 通过认证的农药登记残留试验单位应与试验委托人（生产者）签订试验协议。</p> <p>第十五条 通过认证的农药登记残留试验单位应将所要承担的农药登记残留试验情况，告知农业部农药检定所。</p> <p>第十六条 通过认证的农药登记残留试验单位年终应以书面形式对全年的残留试验工作进行全面总结，报农业部农药检定所。</p> <p>第十七条 对有下列行为的农药登记残留试验认证单位，给予警告；情节严重的，取消其认证资格。违反其它法律法规的，依照相关规定追究其法律责任。</p>	<p>第十三条 認証を得た農薬登記残留試験団体は、試験報告を速やかに行わなければならない。試験報告は客観的で、真実でなければならない。試験報告には主任人員（中級以上の職稱）の署名がなければならず、かつ、試験団体の公章を付さなければならない。</p> <p>第十四条 認証を得た農薬登記残留試験団体は、試験委託者（生産者）と試験協議書を締結しなければならない。</p> <p>第十五条 認証を得た農薬登記残留試験団体は、請け負うべき農薬登記残留試験の状況について農業部農薬検定所に通知しなければならない。</p> <p>第十六条 認証を得た農薬登記残留試験団体は、年末に書面の形式で通年の残留試験業務について全面的な総括を行い、農業部農薬検定所に報告しなければならない。</p> <p>第十七条 以下に列挙する行為が存在する農薬登記残留試験認証団体に対しては警告を行う。情状が重い場合は、その認証資格を取り消す。その他の法律法規に違反する場合には、関係規定に基づきその法的責任を追及する。</p>
---	---

<p>(一) 泄露企业要求保密的技术资料、试验内容和试验结果;</p> <p>(二) 编造或修改数据, 提供假报告;</p> <p>(三) 代签其他单位和人员试验报告;</p> <p>(四) 无特殊原因不履行试验协议, 逾期不向企业提交试验报告, 延误企业办理登记;</p> <p>(五) 违反其他试验管理规定。</p> <p>第十八条 本办法自8月1日起执行。按原有规定认可的农药残留试验单位, 需继续承担试验的, 应当在2002年10月1日前依照本办法的规定重新办理手续, 取得试验资格。</p>	<p>(一) 企業が秘密を保持するよう求めている技術資料、試験内容及び試験結果を漏洩すること。</p> <p>(二) データをねつ造又は改ざんし、偽の報告を提出すること。</p> <p>(三) その他の団体及び人員の試験報告に署名すること。</p> <p>(四) 特殊な原因もなく試験協議書を履行せず、期限経過後も企業へ試験報告を提出せず、企業の登記処理を遅延させること。</p> <p>(五) その他の試験管理規定に違反すること。</p> <p>第十八条 本方法は8月1日より施行する。旧規定に基づき認可した農薬残留試験団体で、試験を引き続き請け負うものは、2002年10月1日前に本方法の規定に基づき手続を新たに行い、試験資格を取得するものとする。</p>
--	--

法律法規訳出一覧（原文対照）

家畜・家禽のと畜管理を強化し、肉製品の流通秩序を規範化することに関する通知

原文	和訳
<p>关于加强畜禽屠宰管理规范肉品流通秩序的通知</p> <p>国务院《生猪屠宰管理条例》（以下简称《条例》）实施5年来，在各级政府的统一领导下，经过商品流通部门和其他有关部门的共同努力，私屠滥宰、制售注水肉、病害肉等不法行为得到有效遏止，出现了一批规模化、现代化的畜禽屠宰加工企业，肉品质量有了明显提高。但是，少数地方采取各种手段，限制非本辖区定点屠宰厂的合格生鲜肉进入本地市场，影响了统一、开放、竞争、有序的肉类市场的形成。为了进一步贯彻《条例》，加强畜禽屠宰加工管理，规范肉品流通秩序，确保消费者吃上“放心肉”，特通知如下：</p>	<p>家畜・家禽のと畜管理を強化し、肉製品の流通秩序を規範化することに関する通知</p> <p>国務院「生きた豚と畜管理条例」（以下「条例」という）が実施されてこの5年来、各級政府の統一指導の下、商品流通部門及びその他の関係部門の共同努力を経て、私的と畜、注水肉、病害肉の製造販売等の不法行為を有効に阻止し、大規模化及び現代化された家畜・家禽と畜加工企業が現れ、肉製品の品質は明らかに向上した。ただし、少数の地方では各種の手段を採って、当該管轄区でない定点と畜場の合格生鮮肉が当地市場に入ることを制限し、統一的、開放的、競争的及び秩序ある肉類市場の形成に影響を及ぼしている。「条例」をさらに貫徹し、家畜・家禽と畜加工管理を強化し、肉製品の流通を秩序化し、消費者が「安心肉」を口にできることを確保するため、以下のとおり特に通知する。</p>

<p>一、加强屠宰加工管理，提高肉品质量</p> <p>各地商品流通主管部门要严格按照《条例》和国家有关标准的要求，加强对屠宰行业的管理，对不符合基本要求的定点厂，要严格按照《条例》第二十三条的规定，予以停业整顿或撤消定点资格。要严格监督定点屠宰厂按照法律、法规和国家标准进行生产，为人民群众提供符合卫生质量标准的肉品。</p> <p>二、规范肉品流通秩序，坚决杜绝地方保护主义</p> <p>实施畜禽定点屠宰的目的，是为了保证肉品质量，保证消费者吃上“放心肉”。要做到这一点，除了加强对本地定点屠宰企业的监督管理外，还要允许并鼓励所有符合《条例》和国家有关标准、生产规模和屠宰加工技术、产品运输达到一定要求的定点屠宰企业产品畅通无阻，形成大贸易、大流通、大市场。搞活肉品流通与加强定点屠宰管理并不矛盾，通过公平竞争，有利于促进我国畜禽屠宰加工的整体水平不断提高，为消费者提高优质产品和良好服务。</p>	<p>一、と畜加工管理を強化し、肉製品の品質を向上させること</p> <p>各地の食品流通主管部門は、「条例」及び国家の関連基準の要求に厳格に基づき、と畜業に対する管理を強化し、基本的な基準に合致しない定点場は、「条例」第 23 条の規定に厳格に基づき、営業停止、整理し、又は定点資格を取り消す。定点と畜場を厳格に監督して、法律、法規及び国家基準に基づき生産を行い、人民群眾に衛生品質基準に合致した肉製品を提供する。</p> <p>二、肉製品の流通秩序を規範化し、地方保護主義を断固途絶すること</p> <p>家畜・家禽の定点と畜を実施する目的は、肉製品の品質を保証し、消費者が「安心肉」を口にできることを保証することである。この点を実現しようとするには、現地の定点と畜企業に対する監督管理を強化するほか、「条例」及び国家関係基準に適合し、生産規模及びと畜加工技術並びに製品運輸が一定の基準に到達した全ての定点と畜企業の製品の自由な流通を奨励し、大規模貿易、大規模流通、大規模市場を形成する。肉製品の流通の活性化と定点と畜管理の強化は矛盾せず、公正な競争は、我が国の家畜・家禽と畜加工の全体的水準の不断の向上を促進するのに有利であり、消費者のために良質な製品及び良好なサービスの水準を高める。</p>
--	--

<p>(一) 凡是符合《条例》和国家有关标准要求, 实行规模化、工厂化、机械化屠宰, 达到冷链屠宰、加工、运输的定点屠宰企业的肉品, 都可以在全国范围内流通, 各地屠宰管理部门不得以任何理由限制、禁止合格肉品在本辖区流通;</p> <p>(二) 各地要对自行制定的规范肉品流通的规章进行认真清理, 凡是不符合《条例》国家有关法律法规, 限制外地定点屠宰厂肉品在本辖区流通的, 要立即坚决纠正;</p> <p>(三) 各地可以结合本地消费水平, 制定相应的肉品市场准入制度。但对本辖区内外的定点屠宰企业要一视同仁, 不得采取任何搞地方封锁的歧视性政策, 维护公平竞争的市场秩序。</p>	<p>(一) およそ「条例」及び国家の関係基準に合致し、規模化、工業化及び機械化したと畜を実行し、コールドチェーンによると畜、加工及び運輸に到達した定点と畜企業の肉製品は、いずれも全国の区域で流通することができ、各地のと畜管理部門は、いかなる理由によっても合格した肉製品の当該管轄区内での流通を制限及び禁止してはならない。</p> <p>(二) 各地においては、自ら制定した肉製品の流通を規範化する規則を整理し、およそ「条例」及び国家の関係法律法規に合致せず、外地の定点と畜場の肉製品の当該管轄区内での流通を制限するものは、速やかに修正しなければならない。</p> <p>(三) 各地においては、現地の消費水準と結びつけて、相応の肉製品市場参入制度を制定することができる。但し、管轄区内外の定点と畜企業を同一に取扱わなければならない、地方封鎖的な差別的政策を採ってはならず、公正な競争のある市場秩序を維持しなければならない。</p>
--	--

### 三、加强肉品流通过程中的监督检查

肉品质量直接关系到人民群众的身体健康，由于生鲜肉品在运输、销售过程中都可能发生质量问题，各级流通主管部门要加强对肉品特别是生鲜肉品流通过程中的质量监督检查。定点屠宰企业要提高质量安全意识，努力避免运输、销售中可能造成的污染、变质等问题，不得以任何理由拒绝销售地有关部门的监督检查。

由于我国地区间经济发展水平不同，机械化、半机械化和手工屠宰的畜禽定点屠宰厂（场）并存的现状在一定时间内还将继续存在。各级流通主管部门要加强领导，提高认识，坚持畜禽定点屠宰管理，规范肉品流通秩序，确保广大人民吃上“放心肉”。

特此通知。

### 三、肉製品の流通过程における監督検査を強化すること

肉製品の品質は人民大衆の身体健康に直接関係し、生鮮肉製品は運輸及び販売過程において品質問題を生じさせるかもしれないので、各級の流通主管部門は、肉製品特に生鮮肉製品の流通过程における品質監督検査を強化しなければならない。定点と畜企業は、品質安全の意識を向上させ、運輸及び販売において生じるかもしれない汚染及び変質等の問題を回避するよう努めなければならず、如何なる理由によっても販売地の関係部門の監督検査を拒絶してはならない。

我が国の地区間の経済発展水準の差異により、機械化、半機械化及び手作業と畜の家畜・家禽定点と畜場が並存している現状は、一定期間さらに継続して存在する。各級の流通主管部門は、指導を強化し、認識を向上させ、家畜・家禽定点と畜管理を堅持し、肉製品の流通を秩序化し、広大な人民が「安心肉」を口にできることを確保しなければならない。特にここに通知する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

国家が明文で使用を禁止している毒性の高い農薬品目録

原文	和訳
<p data-bbox="226 480 831 512">公布国家明令禁止使用的高毒农药品种清单</p> <p data-bbox="226 624 1084 895">为从源头上解决农产品尤其是蔬菜、水果、茶叶的农药残留超标问题，我部在对甲胺磷等 5 种高毒有机磷农药加强登记管理的基础上，又停止受理一批高毒、剧毒农药的登记申请，撤销一批高毒农药在一些作物上的登记。现公布国家明令禁止使用的农药和不得在蔬菜、果树、茶叶、中草药材上使用的高毒农药品种清单。</p>	<p data-bbox="1115 480 1805 512">国家が明文で使用を禁止している毒性の高い農薬品目録</p> <p data-bbox="1115 624 1973 943">農産物、特に野菜、果物及び茶葉等の残留農薬基準超過問題を根本から解決するために、我が部はメタミドホス等 5 種の毒性の高い有機リン農薬に対する登記管理の強化を基礎とした上で、さらに一部の毒性の高い又は劇毒農薬の登記申請の受理を停止し、一部の毒性の高い農薬を一部の作物の登記から抹消した。ここに、国家が明文で使用を禁止している農薬及び野菜、果樹、茶葉及び漢方薬材に使用してはならない毒性の高い農薬品種のリストを公表する。</p>

一、国家明令禁止使用的农药

六六六 (HCH), 滴滴涕 (DDT), 毒杀芬 (camphechlor), 二溴氯丙烷 (dibromochloropane), 杀虫脒 (chlordimeform), 二溴乙烷 (EDB), 除草醚 (nitrofen), 艾氏剂 (aldrin), 狄氏剂 (dieldrin), 汞制剂 (Mercury compounds), 砷 (arsena)、铅 (acetate) 类, 敌枯双, 氟乙酰胺 (fluoroacetamide), 甘氟 (gliftor), 毒鼠强 (tetramine), 氟乙酸钠 (sodiumfluoroacetate), 毒鼠硅 (silatrane)。

一、 国家が明文で使用を禁止している農薬

ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH)、DDT、カンフェクロル＝トキサフェン (camphechlor)、ジブromokロロプロパン (dibromochloropane)、クロロジメホルム (chlordimeform)、ネマヒューム (EDB)、ニトロフェン (nitrofen)、アルドリン (aldrin)、デルドリン (dieldrin)、水銀調合剤、ヒ素、鉛類、敵枯雙、フッ化アセトアミド (fluoroacetamide)、甘氟 (gliftor)、テトラミン (tetramine)、フルオロ酢酸ナトリウム (sodiumfluoroacetate)、及び毒鼠硅 (silatrane)。

二、在蔬菜、果树、茶叶、中草药材上不得使用和限制使用的农药

甲胺磷(methamidophos), 甲基对硫磷(parathion-methyl), 对硫磷(parathion), 久效磷(monocrotophos), 磷胺(phosphamidon), 甲拌磷(phorate), 甲基异柳磷(isofenphos-methyl), 特丁硫磷(terbufos), 甲基硫环磷(phosfolan-methyl), 治螟磷(sulfotep), 内吸磷(demeton), 克百威(carbofuran), 涕灭威(aldicarb), 灭线磷(ethoprophos), 硫环磷(phosfolan), 蝇毒磷(coumaphos), 地虫硫磷(fonofos), 氯唑磷(isazofos), 苯线磷(fenamiphos) 19种高毒农药不得用于蔬菜、果树、茶叶、中草药材上。三氯杀螨醇(dicofol), 氰戊菊酯(fenvalerate)不得用于茶树上。任何农药产品都不得超出农药登记批准的使用范围使用。

各级农业部门要加大对高毒农药的监管力度, 按照《农药管理条例》的有关规定, 对违法生产、经营国家明令禁止使用的农药的行为, 以及违法在果树、蔬菜、茶叶、中草药材上使用不得使用或限用农药的行为, 予以严厉打击。各地要做好宣传教育工作, 引导农药生产者、经营者和使用者生产、推广和使用安全、高效、经济的农药, 促进农药品种结构调整步伐, 促进无公害农产品生产发展。

二、野菜、果樹、茶葉及び漢方薬剤へ使用してはならない農薬及び使用が制限されている農薬

メタミドホス(methamidophos)、メチルパラチオン(parathion-methyl)、パラチオン(parathion)、モノクロトホス(monocrotophos)、ホスファミドン(phosphamidon)、ホレート(phorate)、メチルイソフェンホス(isofenphos-methyl)、テルブホス(terbufos)、メチルホスホラン(phosfolan-methyl)、スルフホテップ(sulfotep)、ジメトン(demeton)、カルボフラン(carbofuran)、アルジカルブ(aldicarb)、エトプロホス(ethoprophos)、ホスホラン(phosfolan)、クマホス(coumaphos)、ホノホス(fonofos)、イサザホス(isazofos)、フェナミホス(fenamiphos)の19種の毒性の高い農薬は野菜、果物、茶葉及び漢方薬剤に使用してはならない。ジコホル(dicofol)及びフェンバレレート(fenvalerate)は茶樹に使用してはならない。いかなる農薬製品も農薬登記承認の使用範囲を超えて使用してはならない。

各級農業部門は毒性の高い農薬の監督管理の強度を増大し、「農薬管理条例」の関係規定に基づき、国家が明文で使用を禁止している農薬を違法生産及び販売行為並びに果樹、野菜、茶葉及び漢方薬材に対して禁止農薬の違法作用又は使用制限農薬を使用する行為に対し、厳しく取り締まるものとする。各地の宣伝教育業務に最善を尽くし、農薬の生産者、販売者及び使用者に安全で効率的、経済的に農薬を生産、普及及び使用するように指導し、農薬品種構成の調整の歩調を速め、無公害農産物の生産発展を促進するものとする。

法律法規訳出一覧（原文対照）

飼料製品認証管理方法

原文	和訳
<p>飼料产品认证管理办法</p> <p>（2003年12月31日，国家认监委2003年第19号公告发布）</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为提高饲料质量安全卫生水平，规范饲料产品认证工作，促进饲料工业和养殖业的发展，维护人体健康，保护动物生命安全，根据《中华人民共和国认证认可条例》、《饲料和饲料添加剂管理条例》，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称的饲料产品认证，是指企业自愿申请，认证机构对饲料和饲料添加剂产品及其生产过程按照有关标准或者技术规范要求进行合格评定的活动。</p>	<p>飼料商品認証管理方法</p> <p>（2003年12月31日、国家認証監督委員会2003年第19号公告公布）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 飼料品質の安全衛生水準を向上させ、飼料商品認証業務を規範化し、飼料工業及び養殖業の発展を促進し、人体の健康を保護し、動物の生命安全保障するため、「中華人民共和国認証認可条例」及び「飼料及び飼料添加物管理条例」に基づき、本方法を制定する。</p> <p>第二条 本方法でいう飼料商品の認証とは、企業が自主的に申請し、認証機構が飼料及び飼料添加物商品並びにその生産過程に対して関係基準又は技術規範基準に基づき合格評定を行う活動を指す。</p>

<p>饲料产品认证的对象，包括单一饲料、添加剂预混合饲料、浓缩饲料、配合饲料、精料补充料等饲料产品及营养性饲料添加剂和一般饲料添加剂等饲料添加剂产品（以下简称饲料产品）。</p> <p>第三条 在中华人民共和国境内从事饲料产品认证及其监督管理适用本办法。</p> <p>第四条 全国饲料产品认证管理及质量监督工作，由国家认证认可监督管理委员会、农业部按照国务院“三定”方案赋予的职责和有关规定，分工协作，共同实施。</p> <p>第五条 凡经国家认证认可监督管理委员会批准依法设立的认证机构，在获得认可机构的认可后，均可从事饲料产品认证活动。</p> <p>第六条 饲料产品认证采用统一的认证标准、技术规范、合格评定程序，标注统一的饲料产品认证标志（以下简称认证标志）。</p>	<p>飼料商品の認証の対象は、単一飼料、添加物混合飼料、濃縮飼料、配合飼料、エキス補充料等の飼料商品及び栄養性飼料添加物並びに一般飼料添加剤等の飼料添加物商品（以下「飼料商品」という。）を含む。</p> <p>第三条 中華人民共和国内において、飼料商品の認証及びその監督管理に従事する者に対しては本方法を適用する。</p> <p>第四条 全国の飼料商品の認証管理及び品質監督業務は、国家認証認可監督管理委員会及び農業部が、国務院「三定」方案が付与した職責及び関係規定に基づき、分業協力し、共同で行うものとする。</p> <p>第五条 およそ国家認証認可監督管理委員会が承認し、法に基づき設立された認証機構は、認可機構の認可後、均しく飼料商品の認証活動に従事することができる。</p> <p>第六条 飼料商品の認証には統一的認証基準、技術規範及び合格評定手続を採用し、統一の飼料商品認証表示（以下「認証表示」という。）を標記する。</p>
---	--

第七条 国家鼓励饲料企业申请饲料产品认证。

凡实行生产许可证和批准文号管理的饲料和饲料添加剂，饲料行政管理部门可以凭认证机构颁发的饲料产品认证证书向获证企业免检换发产品批准文号。

## 第二章 组织实施

第八条 国家认证认可监督管理委员会会同农业部制定《饲料产品认证实施规则》。

第九条 从事饲料产品认证的认证机构（以下简称认证机构）、认证人员和承担饲料产品认证检测任务的检测机构（以下简称检测机构）应当符合有关法律、行政法规和技术规范规定的资质能力要求。

第十条 认证机构应当履行以下职责：

第七条 国家は飼料企業が飼料商品の認証を申請することを奨励する。

およそ生産許可証及び許可文書番号管理を行っている飼料及び飼料添加物について、飼料行政管理部门は認証機構が発行した飼料商品認証証書に基づき、認証獲得企業に検査を免除して商品許可番号を引換え交付することができるものとする。

## 第二章 組織的实施

第八条 国家認証認可監督管理委員会は農産部と協力して「飼料商品認証実施規則」を制定するものとする。

第九条 飼料商品の認証に従事する認証機構（以下「認証機構」という。）及び認証人員並びに飼料商品の認証検査任務を引き受ける検査機構（以下「検査機構」という。）は、関係法律、行政法規及び技術規範が規定する資質能力基準に合致していなければならない。

第十条 認証機構は以下の職責を履行するものとする。

<p>(一) 在批准的业务范围内按照规定要求开展认证工作；</p> <p>(二) 按照规定对获得认证的饲料产品，颁发或者撤销饲料产品认证证书，决定允许或者停止使用饲料认证标志；</p> <p>(三) 对饲料认证标志使用情况进行跟踪检查；</p> <p>(四) 对认证产品的持续符合性进行跟踪检查；</p> <p>(五) 受理有关的认证投诉、申诉。</p> <p>第十一条 饲料产品认证实行对产品抽样检验、企业现场检查 and 认证后跟踪检查为主的组合认证模式。</p> <p>第十二条 申请饲料产品认证的单位或者个人（以下简称申请人）应当向认证机构提交书面申请。</p>	<p>(一) 許可された業務範囲内で規定基準に基づき認証業務を行うこと。</p> <p>(二) 規定に基づき、認証を獲得した飼料商品について、飼料商品の認証証書を交付又は取り消し、飼料の認証表示の使用の許可又は停止を決定すること。</p> <p>(三) 飼料認証の表示の使用状況について追跡検査を行うこと。</p> <p>(四) 認証商品の持続的合致性について追跡検査を行うこと。</p> <p>(五) 関係する認証についての訴え及び申立てを受理すること。</p> <p>第十一条 飼料商品の認証は、商品についてサンプル検査、企業現場検査及び認証後の追跡検査を主とする組合認証方式を実行するものとする。</p> <p>第十二条 飼料商品の認証を申請する組織又は個人（以下「申請者」という。）は、認証機構に書面を提出して申請するものとする。</p>
---	---

第十三条 认证机构自受理申请人的认证申请之日起，应当在规定的时间内完成对申请材料的审核。

材料审核不符合要求的，应当书面通知申请人。

第十四条 认证机构对材料审核符合要求的，应当通知申请人，并委派认证人员对企业生产环境和生产过程等情况进行现场检查，抽取样品委托检测机构对样品进行检测。

第十五条 认证机构对现场检查和样品检测结果符合要求的，应当按照认证基本规范、认证规则的要求进行综合评价，在规定的时间内颁发饲料产品认证证书。

对不符合要求的，应当书面通知申请人。

第十三条 認証機構は、申請者の認証申請を受理した日から規定の期間内に申請資料の審査照合を行わなければならない。

資料の審査照合において基準に合致しないものは、申請者に書面で通知するものとする。

第十四条 認証機構は、資料の審査照合において基準に合致しているものについて、申請者に通知し、併せて認証人員を派遣し、企業の生産環境及び生産過程等の状況について現場検査を行い、サンプルを抽出して検査機構にサンプルの検査を委託するものとする。

第十五条 認証機構は、現場検査とサンプル検査結果とが基準に合致しているものについて、認証の基本規範及び認証規則の基準に基づき総合評価を行い、規定する期間内に飼料製品認証証書を交付するものとする。

基準に合致しないものは、申請者に書面で通知するものとする。

<p>第十六条 认证机构应当对认证产品的持续符合性进行定期跟踪检查，也可根据情况进行不定期跟踪检查。</p> <p>第十七条 申请人对认证机构的认证决定或者处理有异议的，可以向做出决定的认证机构提出申诉，对认证机构处理结果仍有异议的，可以向国家认证认可监督管理委员会申诉或者投诉。</p> <p>第十八条 国家认证认可监督管理委员会和农业部定期公布获得饲料产品认证的产品名单。</p> <p>第三章 证书、标志管理</p> <p>第十九条 饲料产品认证证书是饲料产品符合认证要求并准许其使用认证标志的证明文件。饲料产品认证证书格式应当符合国家有关规定，由认证机构制发。</p>	<p>第十六条 認証機構は認証製品の持続的合致性について定期的に追跡検査を行うものとし、また、状況に基づき不定期の追跡検査を行うことができるものとする。</p> <p>第十七条 申請者は、認証機構の認証決定又は処理について異議がある場合は、決定を行った認証機構に申し立てをすることができ、認証機構の処理結果について依然として異議を有する場合には、国家認証認可监督管理委员会に申立て又は訴えをすることができる。</p> <p>第十八条 国家認証認可监督管理委员会及び農産部は飼料商品の認証を獲得した製品名簿を定期的に公布する。</p> <p>第三章 証書及び表示管理</p> <p>第十九条 飼料商品の認証証書は飼料商品が認証基準に合致しており、認証表示の使用が許可されていることの証明文書である。飼料商品の認証証書の形式は、国家の関係規定に合致するものとし、認証機構が制定発行する。</p>
--	---

饲料产品认证证书包括以下基本内容:

- (一) 申请人名称;
- (二) 认证饲料产品名称、规格或者系列名称;
- (三) 饲料产品的生产者名称、生产场所地址;
- (四) 认证模式;
- (五) 认证依据的标准或者技术法规;
- (六) 发证日期和有效期;
- (七) 发证机构和证书编号。

第二十条 认证标志的基本图案、颜色

(图略)

飼料商品の認証証書は以下の基本的内容を含む。

- (一) 申請者の名称。
- (二) 認証飼料商品の名称及び規格又は系列名称。
- (三) 飼料商品の生産者名称及び生産場所の住所。
- (四) 認証モデル。
- (五) 認証に依拠した基準又は技術法規。
- (六) 証書発行日及び有効期限。
- (七) 証書発行機構及び証書番号。

第二十条 認証表示の基本的図案及び色。

(図省略)

<p>××××（标注认证机构名称）</p> <p>使用认证标志时，必须在认证标志下标注认证机构名称。</p> <p>第二十一条 获得饲料产品认证证书的申请人（以下简称认证证书持有人），应当在获得认证的产品或者其包装物上标注认证标志，并接受认证机构的跟踪检查。</p> <p>第二十二条 认证机构对有下列情形之一的，应当注销并收回饲料产品认证证书，通知认证证书持有人停止使用认证标志：</p> <p>（一） 认证适用的标准变更，认证证书持有人不能满足变更要求的；</p> <p>（二） 饲料产品认证证书超过有效期，认证证书持有人未申请复审的；</p> <p>（三） 获得认证的产品不再生产的；</p>	<p>××××（認証機構名称の標記）</p> <p>認証表示を使用する場合、認証表示の下に認証機構の名称を標記しなければならない。</p> <p>第二十一条 飼料商品の認証証書を獲得した申請者（以下「認証証書所持人」という。）は、認証を獲得した商品又はその包装物上に認証表示を標記し、併せて認証機構の追跡検査を受けなければならない。</p> <p>第二十二条 認証機構は以下に列挙する状況の一つが存在するものに対して、飼料商品の認証証書を取り消し且つ回収し、認証証書所持人に認証表示の使用停止を通知するものとする。</p> <p>（一） 認証適用の基準が変更され、認証証書所持人が変更基準を満足することができない場合。</p> <p>（二） 飼料商品の認証証書が期限を超過し、認証証書所持人が再審査を申請していない場合。</p> <p>（三） 認証を獲得した商品が今後生産されない場合。</p>
---	---

<p>(四) 认证证书持有人申请注销的。</p> <p>第二十三条 认证机构对有下列情形之一的，应当通知认证证书持有人暂时停止使用饲料产品认证证书和认证标志：</p> <p>(一) 认证证书持有人未按照规定使用饲料产品认证证书和认证标志的；</p> <p>(二) 认证证书持有人违反认证机构要求的；</p> <p>(三) 监督检查结果证明生产过程或者产品不符合认证要求，但是不需要立即撤销饲料产品认证证书的。</p> <p>第二十四条 认证机构对有下列情形之一的，应当撤销并收回饲料产品认证证书，通知认证证书持有人停止使用认证标志：</p> <p>(一) 监督检查结果证明生产过程或者产品不符合认证要求，需要立即撤销饲料产品认证证书的；</p>	<p>(四) 認証証書所持人が取消しを申請した場合。</p> <p>第二十三条 認証機構は以下に列挙する状況の一つが存在する場合、認証証書所持人に飼料商品の認証証書及び認証表示の使用を暫時停止するよう通知するものとする。</p> <p>(一) 認証証書所持人が飼料商品の認証証書及び認証表示を規定に基づいて使用していない場合。</p> <p>(二) 認証証書所持人が認証機構の基準に違反した場合。</p> <p>(三) 監督検査結果により生産過程又は商品が認証基準に合致していないことが証明されたが、直ちに飼料商品の認証証書を取り消す必要がない場合。</p> <p>第二十四条 認証機構は以下に列挙する状況のうち一つでも存在する場合、飼料商品の認証証書を取り消して回収し、認証証書所持人に認証表示の使用停止を通知するものとする。</p> <p>(一) 監督検査結果により、生産過程又は製品が認証基準に合致していないことが証明され、飼料商品の認証証書を直ちに取り消す必要がある場合。</p>
--	--

<p>(二) 饲料产品认证证书暂停使用期间, 认证证书持有人未采取有效纠正措施的;</p> <p>(三) 获证产品出现严重质量、安全和卫生事故的。</p> <p>第二十五条 认证证书持有人在获得认证的产品或者其包装物上标注认证标志时, 可以根据需要等比例放大或者缩小, 但不得变形、变色。</p> <p>第二十六条 任何单位和个人不得转让、买卖、伪造、冒用饲料产品认证证书和认证标志。</p> <p>第四章 监督管理</p> <p>第二十七条 国家认证认可监督管理委员会和农业部根据职责分工, 依法对认证产品的生产、销售以及认证标志使用等活动进行监督管理。</p>	<p>(二) 飼料商品の認証証書の使用停止期間において、認証証書所持人が有効な是正措置を採っていない場合。</p> <p>(三) 証書獲得商品から重大な品質、安全及び衛生事故が生じた場合。</p> <p>第二十五条 認証証書所持人は、認証を獲得した商品又はその包装物上に認証を標記する場合は、必要に基づいて比例的に拡大したり縮小したりすることはできるが、変形及び変色をさせてはならない。</p> <p>第二十六条 如何なる団体及び個人も飼料商品の認証証書及び認証表示を譲渡、売買、偽造及び詐称してはならない。</p> <p>第四章 監督管理</p> <p>第二十七条 国家認証認可監督管理委員会及び農業部は、職責に基づいて業務を分担し、法に基づき認証商品の生産、販売及び認証表示の使用等の活動について監督管理を行う。</p>
--	--

第二十八条 认证机构以及检测机构应当遵守以下规定：

- （一） 根据国家有关法律、行政法规规定，实施认证、认证检测和认证检查工作；
- （二） 保证认证、认证检测、认证检查等活动的客观独立、公开公正和诚实信用，并承担相应的法律责任；
- （三） 保守认证产品的商业秘密和技术秘密，不得非法占有他人的科技成果；
- （四） 不得从事认证工作职责范围内的咨询、产品开发和营销等活动；
- （五） 配合有关执法部门对违法、违规行为的查处工作。

第二十九条 认证证书持有人应当遵守以下规定：

- （一） 保证提供实施认证工作的必要条件，接受认证机构的跟踪检查；

第二十八条 認証機構及び検査機構は以下の規定を遵守するものとする。

- （一） 国家の関係する法律及び行政法規規定に基づいて認証、認証検査測定及び認証検査業務を行う。
- （二） 認証、認証検査測定及び認証検査等の活動の客観的独立、公開公正及び誠実信用を保証し、併せて相応の法的責任を担う。
- （三） 認証商品の商業秘密及び技術秘密を保守し、他人の科学技術の成果を不当に占有してはならない。
- （四） 認証業務職責の範囲内の情報提供、商品開発及び営業販売等の活動に従事してはならない。
- （五） 関係法執行部門の違法及び違規行為に対する調査業務に協力する。

第二十九条 認証証書所持人は以下の規定を遵守するものとする。

- （一） 認証業務を行う必要な条件を提供し、認証機構の追跡検査を受けることを保証する。

<p>(二) 保证获得认证的产品持续符合规定的标准和技术规范要求;</p> <p>(三) 正确使用饲料产品认证证书、认证标志,不得利用饲料产品认证证书和认证标志误导公众;</p> <p>(四) 依法接受有关执法部门的监督检查。</p> <p>第三十条 对违反国家有关法律、行政法规规定的,依照法律、行政法规规定处罚。</p> <p>第五章 附则</p> <p>第三十一条 饲料产品认证及检测按照国务院价格主管部门批准的产品认证、检测收费标准收取相关费用。</p> <p>第三十二条 本办法由国家认证认可监督管理委员会、农业部负责解释。</p>	<p>(二) 認証を獲得した商品が規定する基準及び技術規範の基準に持続的に合致することを保証する。</p> <p>(三) 飼料商品の認証証書及び認証表示を正しく使用し、飼料商品の認証証書及び認証表示を利用して公衆に誤った誘導をしてはならない。</p> <p>(四) 法に基づいて関係の法執行部門の監督検査を受ける。</p> <p>第三十条 国家の関係する法律及び行政法規の規定に違反したものは、法律及び行政法規の規定に基づいて処罰する。</p> <p>第五章 附則</p> <p>第三十一条 飼料商品の認証及び検査は、國務院の価格主管部門の許可した商品認証及び検査徴収費用基準に基づいて関係費用を徴収する。</p> <p>第三十二条 本方法は国家認証認可監督管理委員会及び農業部が解釈の責任を負う。</p>
---	---

第三十三条 本办法自发布之日起实施。

第三十三条 本方法は公布日より実施する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

野菜及び果樹への使用が禁止されている各種農薬

原文	和訳
<p>蔬菜、果树上禁止使用的各种农药</p> <p>随着保护人民身体健康和保护生态环境意识的增强，我国对一些毒性大、残毒时间长，易造 成人畜中毒和环境污染的农药明文划定为禁止使用和限制使用，这类农药主要有：</p> <p>六六六 属有机氯类。不易分解，严重污染环境，对人畜产生积累性中毒招致癌变，禁止使用。</p> <p>滴滴涕 也称二二三或 DDT，属有机氯类，对人畜和环境的危害同六六六相似，禁止使用。</p> <p>对硫磷 也称 1605 或 E605，对人、畜有剧毒，严禁在果树、蔬菜、茶叶、烟叶上使用。</p>	<p>野菜及び果樹への使用が禁止されている各種農薬</p> <p>人民の身体健康の保護及び生態環境の保護に関する意識の増加に伴い、我が国は、毒性が高く毒性の残留時間が長く、人畜への中毒及び環境汚染を引き起こしやすい農薬について、使用禁止及び使用制限を明文で規定することとする。この種の農薬には主に以下のものがある。</p> <p>ヘキサクロロシクロヘキサン 有機塩素類に属する。分解されにくく、環境を大きく汚染し、人畜に対して蓄積性の中毒を生じ、癌を引き起こすので、使用を禁止する。</p> <p>DDT 二二三又はDDTともいい、有機塩素類に属し、人畜及び環境に対する危害はヘキサクロロシクロヘキサンと似ているので、使用を禁止する。</p> <p>パラチオン 1605 又は E605 ともいい、人及び家畜に対して劇毒を有するので、果樹、野菜、茶葉及びタバコ葉への使用を厳禁する。</p>

<p>甲基对硫磷 对人、畜毒性比对硫磷略低但仍属剧毒农药。禁止在果树、蔬菜、茶叶、烟叶上使用。</p> <p>氧化乐果 毒性强，残留期长，禁止在蔬菜及果树收获前 1 个月内使用。</p> <p>久效磷 剧毒农药，禁止在果树蔬菜上使用。</p> <p>甲胺磷 剧毒农药，禁止在果树收获前 30 天，蔬菜、茶叶及中药材等作物使用。</p> <p>抗菌素 是一种广谱性抗菌剂，挥发性强，对人畜毒性很高，禁止在果树、蔬菜上喷雾使用。</p> <p>其他禁止使用的农药还有：3911(西梅脱·赛美特)、硫特普(苏化 203)、内吸磷(1059)、杀螟威、磷胺、异丙磷、三硫磷、磷化铝、氰化物类、呋喃丹、砷化物类，氟乙酰胺、杀虫脒、赛力散、西力生、毒杀芬、氯化汞、五氯酸钠、二溴氯丙烷、除草醚等等。</p>	<p>メチルパラチオン 人及び家畜に対する毒性は、パラチオンよりも低いが劇毒農薬に属する。果樹、野菜、茶葉及びタバコ葉への使用を禁止する。</p> <p>酸化楽果 毒性が強く、残留期間も長いので、野菜及び果樹の収穫前 1 ヶ月内の使用を禁止する。</p> <p>モノクロトホス 劇毒農薬であり、果樹及び野菜への使用を禁止する。</p> <p>メタミドホス 劇毒農薬であり、収穫前 30 日間の果樹、野菜、茶葉及び漢方薬材等の作物への使用を禁止する。</p> <p>抗生物質 広譜性抗生物質は、揮発性が強く、人畜に対する毒性がとて高いので、果樹及び野菜に噴霧使用することを禁止する。</p> <p>その他の使用を禁止する農薬には以下のものがある。ホレート（シメート）、硫特普（蘇化 203）、ジメトン（1059）、クロロジメホルム、ホスファミドン、異丙磷、三硫磷、リン化アルミニウム、シアン化物類、フランダン、ヒ化物類、フルオロ酢酸ナトリウム、クロロジメホルム、賽力散、塩化水銀エチル、トキサフェン、塩化水銀、五塩化酸ナトリウム、ジブロモクロロプロパン、ニトロフェン等。</p>
---	--

## 2 - 2 流通過程

法律法規訳出一覧（原文対照）

集贸市场食品卫生管理规范

原文	和訳
<p><u>集贸市场食品卫生管理规范</u></p> <p>卫法监发【2003】56号</p> <p>卫生部关于印发《集贸市场食品卫生管理规范》的通知</p> <p>各省、自治区、直辖市卫生厅局，卫生部卫生监督中心： 为加强集贸市场的食品卫生管理，现将《集贸市场食品卫生管理规范》印发你们，请遵照执行。 本规范自2003年5月1日起施行。</p> <p>二〇〇三年三月十日</p>	<p><u>集贸市场</u>（※）食品衛生管理規範</p> <p>※：自由市場のこと。もともとは自然発生的なものが多く、生産地、消費地の双方に開設されている。</p> <p>衛法監発[2003]56号</p> <p>衛生部「集贸市场食品卫生管理规范」の公布に関する通知</p> <p>各省、自治区、直辖市衛生庁局、衛生部衛生監督センター： 集贸市场の食品に対する衛生管理を強化するため、ここに「集贸市场食品衛生管理規範」を各位に配布し、遵守執行を願う。 本規範は、2003年5月1日より施行する。</p> <p>2003年3月10日</p>

## 第一章 总则

第一条 为加强集贸市场的食品卫生管理，保障消费者身体健康，依据《中华人民共和国食品卫生法》（以下简称《食品卫生法》），制定本规范。

第二条 本规范适用于经工商行政管理机关依法登记、从事食品生产、加工或经营活动的集贸市场。

第三条 集贸市场的举办者（以下简称市场举办者）依照相关法律、法规和本规范规定，承担集贸市场的食品卫生管理职责。

市场内从事食品（包括食品原料）生产、加工或经营活动的单位和个人（以下简称进场经营者）应保证所生产、加工或经营食品的卫生安全，其食品生产、加工和经营活动必须符合本规范的规定。

## 第一章 総則

第一条 集贸市场の食品衛生管理を強化し、消費者の身体の健康を保障するために、「中華人民共和国食品衛生法」（以下「食品衛生法」という。）に基づいて、本規範を制定する。

第二条 本規範は、法律に基づいて商工行政管理機関の登記を経て、食品の生産、加工又は取扱い活動に従事する集贸市场に適用される。

第三条 集贸市场を開設する者（以下「市場開設者」という。）は、関係する法律、法規及び本規範の規定に基づいて、集贸市场の食品衛生管理の職責を負う。

市場内で食品（食品原料を含む。）の生産、加工又は取扱い活動に従事する団体（※）及び個人（以下「場内経営者」という。）は、生産、加工又は販売する食品の衛生安全を保証し、その食品の生産、加工及び取扱い活動は本規範の規定に符合しなければならない。

※：中国では各個人の所属先又は勤務先を「単位」と呼んでおり、ここでは「団体」と訳した。

<p>第二章 集贸市场的卫生管理要求</p> <p>第四条 集贸市场必须经卫生行政部门卫生审查, 审查合格的予以公告。卫生审查的主要内容有:</p> <p>(一) 集贸市场的选址、建筑、卫生设施和设备情况;</p> <p>(二) 摊位布局情况;</p> <p>(三) 集贸市场卫生管理机构和卫生管理员情况;</p> <p>(四) 卫生检验设备和人员情况;</p> <p>(五) 卫生管理制度制定情况;</p> <p>(六) 省级卫生行政部门规定的其他情况。</p> <p>第五条 集贸市场的选址和卫生防护距离应符合卫生要求, 不得有影响食品卫生的污染源。</p>	<p>第二章 集贸市场の衛生管理基準</p> <p>第四条 集贸市场は衛生行政部門の審査を経るものとし、審査に合格した者はあらかじめ公告するものとする。衛生審査の主な内容には以下のものがある:</p> <p>(1) 集贸市场の選定地、建物、衛生施設及び設備の状況。</p> <p>(2) 売店の配置状況。</p> <p>(3) 集贸市场の衛生管理機構及び衛生管理員の状況。</p> <p>(4) 衛生検査設備及び人員の状況。</p> <p>(5) 衛生管理制度の制定状況。</p> <p>(6) 省級衛生行政部門が規定したその他の状況。</p> <p>第五条 集贸市场の選定地及び衛生防護距離は衛生基準に合致するものとし、食品衛生に影響する汚染源が存在してはならない。</p>
---	--

<p>第六条 集贸市场的建筑和设施应当符合以下要求。</p> <p>(一) 具备与食品卫生要求相适应的给排水设施；</p> <p>(二) 采光和照明设施符合食品生产加工和经营的需要；</p> <p>(三) 有防尘、防蝇、防鼠和垃圾收集设施；</p> <p>(四) 市场的地面应当平整结实、易于冲洗、排水通畅。</p> <p>第七条 为避免交叉污染，同一区域的食物摊位设置要按照生熟分开的原则，合理划定功能区域，分类设置摊位，并在不同区域作明显标示。摊位分区和分类的要求如下：</p> <p>(一) 食品经营区域与非食品经营区域分开设置；</p> <p>(二) 经营鲜活畜禽、水产的区域与其他食品生产、加工或经营区域隔开，相互之间的距离不得小于5米；</p>	<p>第六条 集贸市场の建物及び施設は以下の基準に合致するものとする。</p> <p>(1) 食品衛生基準に適応した給排水設備を備えていること。</p> <p>(2) 採光及び照明設備が食品生産加工及び取扱いの需要に合致していること。</p> <p>(3) 防塵、防蝇、防鼠及びゴミ収集施設を有していること。</p> <p>(4) 市場の地面は平らで強固であり、水洗しやすく、排水しやすいこと。</p> <p>第七条 交差汚染を避けるために、同一区域の食品売場の配置は、生食品と加工済食品の分離原則に基づいて、合理的に機能区域を設定し、売場を種類別に配置し、異なった区域には明確に表示する。売場の区域区分及び分類の基準は以下に列挙するものとする：</p> <p>(1) 食品取扱い区域と非食品取扱い区域は分けて設置すること。</p> <p>(2) 生鮮な家畜家禽、水産物を取り扱う区域は、その他の食品の生産、加工又は取扱い区域から分離するものとし、相互の間隔は5メートル以上とすること。</p>
--	---

<p>(三) 生食品摊位与熟食品摊位分开;待加工食品和直接入口食品摊位相互分开;</p> <p>(四) 经营餐饮服务应设置在专门区域, 并相对集中; 周围不得有污水或其他污染源, 20 米范围内不得经营鲜活畜禽。</p> <p>第八条 集贸市场应指定一名负责人为集贸市场食品卫生责任人, 负责本规范的贯彻实施; 并配备专职食品卫生管理员, 负责按照本规范第三章、第四章的要求, 对进入集贸市场的食品和集贸市场内的食品生产经营活动进行卫生检查。食品卫生负责人和食品卫生管理员应当接受卫生知识和业务知识培训。</p> <p>食品卫生管理员的数量应当与集贸市场食品生产、加工或经营数量相适应。</p> <p>第九条 集贸市场应制定食品卫生管理和检查制度。制度的内容应包括以下方面:</p>	<p>(3) 生食品売場と加工済食品売場は分けて配置するものとする。加工が必要な食品の販売店と直接食する食品の販売店は分けて配置するものとする。</p> <p>(4) 飲食サービス取扱い店は専門の区域を設置し、相対的に集中させるものとする。周囲に汚水又はその他の汚染源があってはならず、20メートル以内で生鮮家畜・家禽を取り扱ってはならない。</p> <p>第八条 集贸市场は一名の責任者を指定し、集贸市场食品卫生責任者とし、本規範の実施の徹底に責任を負うものとする。併せて、專業の食品衛生管理員を配置し、本規範の第三章、第四章の基準に基づいて集贸市场に入荷する食品及び集贸市场内の食品生産取扱い活動に対して衛生検査を行う責任を負うものとする。食品衛生責任者及び食品衛生管理員は衛生知識及び業務知識の研修を受けるものとする。</p> <p>食品衛生管理員的人数は、集贸市场の食品生産、加工、又は取扱いの数量に適したものとする。</p> <p>第九条 集贸市场は食品衛生管理及び検査制度を制定するものとする。制度は以下の内容を含むものとする。</p>
---	--

<p>(一) 对进场经营者的经营资格和经营条件审查制度；</p> <p>(二) 对进场食品的检查 and 防止假冒伪劣食品进场管理制度；</p> <p>(三) 日常食品卫生检查制度；</p> <p>(四) 食品卫生违规处理制度；</p> <p>(五) 环境卫生管理制度。</p> <p>第十条 集贸市场应当配备快速检测设备和检测人员。配备的快速检测设备和人员能够开展对可疑受农药或其他污染物污染的蔬菜、农副产品、食品原料和食品进行快速抽样检测。</p> <p>第十一条 集贸市场内应当配备卫生保洁人员，保证市场内的环境清洁，维护市场内卫生设施与设备正常使用。</p>	<p>(一) 場内經營者に対する取扱い資格及び取扱い条件の審査制度。</p> <p>(二) 集贸市场に入荷する食品に対する検査及び偽造劣悪食品の入場防止管理制度。</p> <p>(三) 日常食品衛生検査制度。</p> <p>(四) 食品衛生規定違反処理制度。</p> <p>(五) 環境衛生管理制度。</p> <p>第十条 集贸市场は速成検査設備及び検査員を配備するものとする。配備された速成検査設備及び人員は、農薬又はその他の汚染物に汚染された疑いのある野菜、農産物、食品原料及び食品に対して、速成サンプル検査を行うことができる。</p> <p>第十一条 集贸市场内には、衛生清潔保全人員を配備し、市場内の清潔な環境を保証し、市場内の衛生施設及び設備の正常な使用を維持するものとする。</p>
---	---

第十二条 集贸市场应设立食品卫生知识宣传公示栏，建立食品卫生公示制度，公布食品卫生检查、检测情况，对检查、检测不合格的食品及进场经营者应在公示栏公告。

### 第三章 市场举办者的食品卫生管理职责

第十三条 市场举办者应当做好市场食品卫生管理工作，维护好市场的设施、设备和环境卫生，对市场所生产、加工和经营的食品进行检查、指导。

第十四条 市场举办者应对进场经营者的经营资格、经营条件进行审查，建立进场经营者的卫生管理档案。

第十五条 市场举办者应当与进场经营者签订食品卫生保证协议书，约定违反本规范的责任，加强对进场经营者的教育、培训和管理。

第十六条 市场举办者应对所有进场的食品进行检查，对可疑受污染的食品进行快速抽样检测，禁止不符合食品卫生要求的食品销售。

第十二条 集贸市场には、食品衛生知識宣伝掲示板を設置するものとし、食品衛生公開制度を制定し、食品衛生検査、検査状況を公布し、検査で不合格となった食品及び場内経営者を掲示板で公告するものとする。

### 第三章 市場開設者の食品衛生管理職責

第十三条 市場開設者は、市場の食品衛生管理業務を行い、市場の施設、設備及び環境衛生を維持し、市場で生産、加工及び取り扱う食品に対して検査及び指導を行うものとする。

第十四条 市場開設者は、場内経営者の経営資格及び経営条件に対して審査を行い、場内経営者の衛生管理記録を作成するものとする。

第十五条 市場開設者は、場内経営者と食品衛生保証協議書を締結し、本規範に違反した場合の責任を定め、場内経営者に対する教育、訓練及び管理を強化するものとする。

第十六条 市場開設者は、市場に入荷するすべての食品に対して検査を行い、汚染の疑いがある食品に対しては速成サンプル検査を行い、食品衛生基準に合致しない食品の販売を禁止するものとする。

<p>第十七条 市场举办者及其食品卫生管理员应当每天对进场经营者的食品卫生情况进行检查，并将检查情况进行记录。检查和记录的内容有：</p> <p>(一) 是否按本规范第二十条规定办理卫生许可证及经营内容与许可范围是否一致；</p> <p>(二) 经营人员是否按规定接受健康检查和食品卫生知识培训；</p> <p>(三) 是否根据本规范第二十一条规定落实进出货台账制度；</p> <p>(四) 禽畜肉类是否经过兽医卫生检疫，并查验检疫证明与肉类数量是否相符；</p> <p>(五) 食品进货是否按本规范第二十二条、第二十三条的规定进行索证；</p> <p>(六) 生产、加工或经营过程是否符合本规范第二十四条、第二十五条、第二十六条规定的卫生要求；</p>	<p>第十七条 市場開設者及びその食品衛生管理員は、毎日、場内経営者の食品衛生状況に対して検査を行い、併せてその検査状況を記録するものとする。検査及び記録する内容には以下のものがある：</p> <p>(一) 本規範の第二十条の規定に基づいて衛生許可証の手續をしているかどうか。また、取扱いの内容は許可範囲と一致しているか否か。</p> <p>(二) 取扱い人員は規定に基づいて健康検査及び食品衛生知識の研修を受けているか否か。</p> <p>(三) 本規定第二十一条の規定に基づいて、出入荷台帳制度を実施しているか否か。</p> <p>(四) 家畜・家禽の肉類は獣医の衛生検査を経ているか否か。併せて、検査証明と肉類の数量と一致しているか否か。</p> <p>(五) 食品の入荷に於いて、本規範第二十二条、第二十三条の規定に基づいて証書を確認しているか否か。</p> <p>(六) 生産、加工又は取扱い過程が、本規範第二十四条、第二十五条、第二十六条が規定する衛生基準に合致しているか否か。</p>
---	---

<p>(七) 是否有本规范第二十七条规定的禁止生产经营的食品；尤其要对食品加工、经营中使用的原料进行检查，防止使用非食用物质或法律、法规禁止使用的原料；</p> <p>(八) 是否有其他违反市场食品卫生管理制度的行为。</p> <p>第十八条 市场举办者对检查中发现的问题，应督促进场经营者及时采取整改措施；对怀疑有本规范禁止生产经营的食品的，应及时向当地卫生或工商行政管理部门报告；对发现有本规范禁止生产经营的食品的，应立即对该食品采取控制措施，并向有关部门报告。</p> <p>第十九条 市场举办者应负责处理涉及食品卫生问题的群众投诉，主动向卫生行政部门举报进场经营者违反《食品卫生法》的行为，积极配合卫生行政部门调查处理市场内的食品卫生违法案件。</p>	<p>(七) 本規範第二十七条が規定する生産、取扱い禁止食品があるか否か。特に、食品の加工、取扱いにおいて使用される原料に対して検査を行い、非食用物質又は法律、法規が使用を禁止している原料の使用を防止するものとする。</p> <p>(八) その他の市場の食品衛生管理制度に違反する行為があるか否か。</p> <p>第十八条 市場開設者は、検査中に発見した問題について、場内経営者が速やかに改善措置をとるよう監督、催促するものとする。本規範が生産取扱いを禁止している食品を有している疑いのある者については、速やかに当地の衛生又は商工行政管理部门に報告するものとする。本規範が生産、取扱いを禁止する食品を有している者を発見した場合は、速やかに当該食品に対して規制措置をとり、関係部門に報告するものとする。</p> <p>第十九条 市場開設者は食品衛生問題に関係する国民の訴えを処理する責任を負い、主体的に衛生行政部門に場内経営者の「食品衛生法」に違反する行為を報告し、衛生行政部門が市場内の食品衛生違反事件を調査、処理する際に積極的に協力するものとする。</p>
--	---

#### 第四章 对进场经营者的食品卫生要求

第二十条 进场经营者按照规定需要向卫生行政部门申请办理卫生许可证的，应当在取得卫生许可证后方可开展食品生产经营活 动，其从业人员应当进行健康检查并接受食品卫生知识培训。

第二十一条 进场经营者应建立进出货台帐制度，台帐中应注明所销售食品的来源、数量、保质期，并定期查验所销售食品的保质期限。

第二十二条 销售直接入口的散装食品、定型包装食品及加工半成品的进场经营者均必须持有产品生产者的卫生许可证（复印件）及产品检验合格证或检验结果报告单。

顾客需要了解产品生产日期和保质期限的，销售者必须保证能够提供。

#### 第四章 場内經營者の食品衛生基準

第二十条 規定に基づいて、衛生行政部門に衛生許可証の発行を申請する必要のある場内經營者は、衛生許可証を取得して初めて食品の生産取扱い活動ができるものとし、その従業員は健康検査及び食品衛生の知識についての研修を受けるものとする。

第二十一条 場内經營者は出入荷台帳制度を構築し、台帳には販売する食品の来源、数量、品質保持期限を明記し、併せて定期的に販売する食品の品質保持期限を検査するものとする。

第二十二条 直接食するばら売り食品、定型包装食品及び加工半製品を販売する全ての場内經營者は、製品生産者の衛生許可証（複写）及び製品検査合格証又は検査結果報告書を所持しなければならない。

顧客が製品の生産日及び品質保持期限を了知しようとする際は、販売者は提供できることを保証しなければならない。

第二十三条 经营定型包装食品的，所销售的食品包装、标识应当真实，符合食品标签、标识的卫生要求；经营声称具有保健功能的食品，必须具有卫生部颁发的该产品的《保健食品批准证书》（复印件）。

第二十四条 在集贸市场进行食品现场生产、加工的（包括半成品加工和直接入口食品的加工），必须符合以下条件：

（一） 有固定的地点并具备可封闭的独立场所。场所的大小应满足相应食品加工经营所要求的洗涤、冷藏、消毒、加工、存放和销售所需要的面积；

（二） 具备食品加工、经营所要求的给排水设施和洗涤、加工、冷藏和防蝇、防虫设施；

（三） 加工工具及食品容器清洁卫生，食品容器存放应当设置台架，不得着地放置；

第二十三条 定型の包装食品の取扱いは、販売する食品の包装及び標識に偽りが存在せず、食品のラベル及び標識の衛生基準に符合したものでなければならない。保健機能をうたう食品を取り扱うには、衛生部が発行する、当該製品の「保健食品承認証書」（複写）を具備しなければならない。

第二十四条 集贸市场の現場で食品を生産、加工（半製品加工及び直接食する製品の加工を含む。）するものは、以下の条件に合致しなければならない。

（一） 固定の位置に、閉鎖可能な独立した場所を具えていること。場所の広さは食品の加工取扱いに必要な、洗浄、冷蔵、消毒、加工、保存及び販売に必要な面積を満たしていること。

（二） 食品の加工、取扱いに必要な给排水設備及び洗浄、加工、冷蔵及び防蝇、防虫設備を備えていること。

（三） 加工器具及び食品容器的清潔衛生について、食品容器的保管には棚を設置し、地面に置いてはならない。

<p>(四) 从业人员必须穿戴洁净的工作衣、帽上岗,保持个人卫生,工作期间不得佩带首饰、留长指甲和涂指甲油;</p> <p>(五) 使用新鲜和清洁及色、香、味正常的原材料,禁止在食品中添加非食品原料和非食品用添加剂;</p> <p>(六) 营业场所和周围地区的环境卫生,每日清除污水、垃圾和污物;</p> <p>(七) 其他为保证食品卫生所必须的设施和条件。</p> <p>第二十五条 生产、加工直接入口食品除符合上条的规定外,还应符合下列卫生要求:</p> <p>(一) 制作肉、奶、蛋、鱼类或其它易引起食物中毒的熟食品,应当烧熟煮透,生熟食品隔离;隔夜熟食品必须彻底加热后再出售;</p>	<p>(四) 従業員が業務を行うときに清潔な作業服、帽子を身につけるものとし、自身を清潔に保ち、勤務時間中はアクセサリーをつけること、爪を伸ばすこと及びマニキュアを塗ることはできない。</p> <p>(五) 新鮮、清潔で、色、香、味が正常な原材料を使用し、食品中に非食品原料及び非食品用添加物を加えてはならない。</p> <p>(六) 営業場所及び周辺地区の環境衛生については、污水、ごみ及び汚物の清掃を毎日行うものとする。</p> <p>(七) その他、食品衛生を保証するために必要な設備及び条件を備えていること。</p> <p>第二十五条 直接食する食品を生産、加工する場合は、以上の規定に符合する以外に、さらに以下の衛生基準に合致しなければならない。</p> <p>(一) 肉、乳、卵、魚類又はその他の食中毒を起こしやすい加工済食品を製造する場合には、しっかり火を通し、生鮮食品とは離して配置するものとする。一夜過ぎた加工済食品は徹底的に加熱したあと販売するものとする。</p>
--	--

<p>(二) 散装的直接入口食品，应当有清洁外罩或覆盖物，使用的包装材料应当清洁、无毒，防止食品污染。出售散装食品必须使用专用工具取货；</p> <p>(三) 具备食具清洗、消毒条件或使用一次性使用餐具；</p> <p>(四) 餐具和切配、盛装熟食品的刀、板和容器，在使用前要严格进行清洗、消毒。</p>	<p>(二) ばら売りの直接食する食品は、清潔な覆い又はカバーをかけ、清潔、無毒な包装材料を使用し、食品汚染を防止するものとする。ばら売り食品を販売する場合には、取扱いに専用の器具を使用するものとする。</p> <p>(三) 食器を洗浄、消毒できる条件を整え、又は使い捨て食器を使用するものとする。</p> <p>(四) 食器及び加工済食品の切り分け、盛付に使用する包丁、俎板及び容器は、使用前にしっかりと洗浄、消毒しなければならない。</p>
<p>第二十六条 经营鲜活产品应具备能够保持产品鲜活的设施和条件。</p>	<p>第二十六条 生鮮食品の取扱いには、食品の鮮度を保持できる設備及び条件を備えるものとする。</p>
<p>第二十七条 集贸市场禁止生产、加工和经营下列食品或当作食品的物品：</p>	<p>第二十七条 集贸市场において、以下に列挙する食品又は食品とされるものを生産、加工及び取り扱うことを禁止する。</p>
<p>(一) 腐败变质、油脂酸败、霉变、生虫污秽不洁或者感官性状异常的食品；</p> <p>(二) 过期、变质、包装破损和其他不符合食品卫生要求的食品；</p>	<p>(一) 腐敗変質し、油脂が酸敗し、カビが生え、虫がわき不潔で、又は感覚器官の性状が異常な食品。</p> <p>(二) 賞味期限が過ぎ、変質し、包装が破損し、その他の食品衛生基準に合致しない食品。</p>

<p>(三) 使用了法律、法规禁止使用的高毒农药或使用农药后尚未超过安全间隔期采摘的蔬菜、水果；</p> <p>(四) 使用非食用色素或其它非食用物质加工的食品；</p> <p>(五) 病死、毒死或者死因不明的禽、畜（包括野味）以及未经检验或者检验不合格的肉类及其制品；</p> <p>(六) 河豚鱼、野蘑菇等有毒动植物及被有毒有害物质污染的食品；</p> <p>(七) 死的黄鳝、甲鱼、乌龟、河蟹、蟾蜍、螯虾及死的贝壳类水产品以及醉制或者腌制的生食水产品；</p> <p>(八) 用污秽不洁或者被农药、化肥等有毒有害物污染的容器、包装材料盛装的食品；</p> <p>(九) 无产地、厂名、生产日期、保存期限、配方或主要成份等商品标识的定型包装食品和超过保存期限的食品；</p> <p>(十) 《食品卫生法》第九条规定的其它禁止生产经营的食品。</p>	<p>(三) 法律及び法規が使用を禁止する高毒性農薬を使用し、又は農薬を使用したあと安全間隔期間経過以前に収穫した野菜及び果物。</p> <p>(四) 非食用色素又はその他の非食用物質を使用して加工した食品。</p> <p>(五) 病死、毒死又は死因不明の家禽・家畜（野生動物を含む。）並びに検査をしておらず又は検査で不合格となった肉類及びその製品。</p> <p>(六) フグ、野生キノコ等有毒動植物及び有毒有害物質によって汚染された食品。</p> <p>(七) 死亡したタウナギ、スッポン、カメ、シナモクズガニ、ベンケイガニ、エビ及び死亡した貝殻類水産物並びに酒漬け又は塩漬けの生食の水産物。</p> <p>(八) 不衛生で汚れ、又は農薬、化学肥料等有毒有害物に汚染された容器及び包装材料を使用して盛りつけられた食品。</p> <p>(九) 産地、工場名、生産日、保存期限、調合法又は主要成分等の商品標識がない定型包装食品及び保存期限を超過した食品。</p> <p>(十) 「食品衛生法」第九条が規定するその他の生産及び取扱いが禁止された食品。</p>
--	--

<p>第五章 附則</p> <p>第二十八條 衛生行政部門依據本規範對集貿市場舉辦者和食品衛生管理員的食品衛生管理情況進行監督檢查，對不按照本規範執行的，責令改正，並予以通報批評；對違反《食品衛生法》的進場經營者依法給予行政處罰。</p> <p>第二十九條 本規範由衛生部負責解釋。以往規定中與本規範內容不一致的，以本規範為準。</p> <p>第三十條 本規範自 2003 年 5 月 1 日起施行。</p>	<p>第五章 附則</p> <p>第二十八條 衛生行政部門は本規範に基づいて、集貿市場の開設者及び食品衛生管理員の食品衛生管理状況に対して監督検査を行い、本規範に基づかずに執行する者に対しては、改善を命令し、併せて通報、叱責するものとする。「食品衛生法」に違反する場内経営者に対しては法に基づき行政処罰を行うものとする。</p> <p>第二十九條 本規範は衛生部が解釈に責任を負う。これまでの規定と本規範の内容とが一致しない際は、本規範を基準とする。</p> <p>第三十條 本規範は 2003 年 5 月 1 日より施行する。</p>
--	--

## 2 - 3 食品製造・管理過程

法律法規訳出一覧（原文対照）

食品添加物衛生管理方法

原文	和訳
<p>食品添加剂卫生管理办法</p> <p>(卫生部第 26 号令)</p> <p>中华人民共和国卫生部令第 26 号</p> <p>《食品添加剂卫生管理办法》的修订已于 2001 年 12 月 11 日部务会通过，现予以发布，自 2002 年 7 月 1 日起施行。1993 年 3 月 15 日发布的《食品添加剂卫生管理办法》同时废止。</p> <p style="text-align: right;">部 长 张文康 二〇〇二年三月二十八日</p>	<p>食品添加物衛生管理方法（※）</p> <p>※：農業部、国家林業局等の国務院各部局が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p>(衛生部第 26 号令)</p> <p>中華人民共和国衛生部令 第 26 号</p> <p>「食品添加物衛生管理方法」の改正は 2001 年 12 月 11 日に部務会で採択され、いま發布し、2002 年 7 月 1 日より施行する。1993 年 3 月 15 日に發布した「食品添加物衛生管理方法」は同時に廃止する。</p> <p style="text-align: right;">部 長 張文康 二〇〇二年三月二十八日</p>

<p>第一章 总则</p> <p>第一条 为加强食品添加剂卫生管理，防止食品污染，保护消费者身体健康，根据《中华人民共和国食品卫生法》制定本办法。</p> <p>第二条 本办法适用于食品添加剂的生产经营和使用。</p> <p>第三条 食品添加剂必须符合国家卫生标准和卫生要求。</p> <p>第四条 卫生部主管全国食品添加剂的卫生监督管理工作。</p> <p>第二章 审批</p> <p>第五条 下列食品添加剂必须获得卫生部批准后方可生产经营或者使用：</p> <p>（一） 未列入《食品添加剂使用卫生标准》或卫生部公告名单中的食品添加剂新品种；</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条 食品添加物の衛生管理を強化し、食品汚染を防止し、消費者の身体を健康を保証するために、「中華人民共和国食品衛生法」に基づいて本方法を制定する。</p> <p>第二条 本方法は食品添加物の生産・運営・使用について適用される。</p> <p>第三条 食品添加物は国家の衛生標準と衛生基準に合致しなければならない。</p> <p>第四条 衛生部は全国の食品添加物の衛生監督管理業務を主管する。</p> <p>第二章 許可審査</p> <p>第五条 以下に挙げた食品添加物は衛生部の許可を得た後、生産・運営・使用することができる。</p> <p>（一）「食品添加物使用衛生基準」又は衛生部が公告したリストにまだ記載されていない食品添加物の新品種。</p>
---	---

<p>(二) 列入《食品添加剂使用卫生标准》或卫生部公告名单中的品种需要扩大使用范围或使用量的。</p> <p>第六条 申请生产或者使用食品添加剂新品种的，应当提交下列资料：</p> <p>(一) 申请表；</p> <p>(二) 原料名称及其来源；</p> <p>(三) 化学结构及理化特性；</p> <p>(四) 生产工艺；</p> <p>(五) 省级以上卫生行政部门认定的检验机构出具的毒理学安全性评价报告、连续三批产品的卫生学检验报告；</p> <p>(六) 使用微生物生产食品添加剂时，必须提供卫生部认可机构出具的菌种鉴定报告及安全性评价资料；</p> <p>(七) 使用范围及使用量；</p>	<p>(二) 「食品添加物使用衛生基準」又は衛生部が公告したリストに記載されていない品種で、使用範囲又は使用量を拡大する必要があるもの。</p> <p>第六条 食品添加物の新品種の生産又は使用の申請をする場合は、以下に挙げた資料を提出しなければならない。</p> <p>(一) 申請表</p> <p>(二) 原料名称及び由来成分</p> <p>(三) 化学構造及び物理学・化学的特性</p> <p>(四) 生産技術</p> <p>(五) 省級以上の衛生行政部門が認定した検査機構が作成した毒物学安全性評価報告と、連続した三口の製品の衛生学的検査報告</p> <p>(六) 微生物で製造した食品添加物を使用する場合は、衛生部が認可した機構が作成した菌種鑑定報告及び安全性評価資料を提出しなければならない。</p> <p>(七) 使用範囲及び使用量。</p>
---	---

<p>(八) 试验性使用效果报告;</p> <p>(九) 食品中该种食品添加剂的检验方法;</p> <p>(十) 产品质量标准或规范;</p> <p>(十一) 产品样品;</p> <p>(十二) 标签 (含说明书);</p> <p>(十三) 国内外有关安全性资料及其他国家允许使用的证明文件或资料;</p> <p>(十四) 卫生部规定的其他资料。</p>	<p>(八) テスト使用の効果報告。</p> <p>(九) 食品中のその食品添加物の検査方法。</p> <p>(十) 製品品質基準又は規範。</p> <p>(十一) 製品サンプル。</p> <p>(十二) ラベル (説明書を含む)。</p> <p>(十三) 国内外の安全性に関する資料及びその他の国家が使用を許可している証明書及び資料。</p> <p>(十四) 衛生部が規定するその他の資料。</p>
<p>第七条 申请食品添加剂扩大使用范围或使用量的, 应当提交下列资料:</p> <p>(一) 申请表;</p> <p>(二) 拟添加食品的种类、使用量与生产工艺;</p>	<p>第七条 食品添加物の使用範囲又は使用量を拡大する場合は、以下に挙げる資料を提出しなければならない。</p> <p>(一) 申請表。</p> <p>(二) 添加する予定の食品の種類、使用量及び製造技術。</p>

<p>(三) 试验性使用效果报告;</p> <p>(四) 食品中该食品添加剂的检验方法;</p> <p>(五) 产品样品;</p> <p>(六) 标签 (含说明书);</p> <p>(七) 国内外有关安全性资料及其他国家允许使用的证明文件或资料;</p> <p>(八) 卫生部规定的其他资料。</p> <p>第八条 食品添加剂审批程序:</p> <p>(一) 申请者应当向所在地省级卫生行政部门提出申请, 并按第六条或第七条的规定提供资料;</p> <p>(二) 省级卫生行政部门应在 30 天内完成对申报资料的完整性、合法性和规范性的初审, 并提出初审意见后, 报卫生部审批;</p>	<p>(三) テスト使用の効果報告。</p> <p>(四) 食品中のその食品添加物の検査方法。</p> <p>(五) 製品サンプル。</p> <p>(六) ラベル (説明書を含む)。</p> <p>(七) 国内外の安全性に関する資料及びその他の国家が使用を許可している証明文書又は資料。</p> <p>(八) 衛生部が規定するその他の資料。</p> <p>第八条 食品添加物の許可審査手続。</p> <p>(一) 申請者は所在地の省級の衛生行政部門に申請し、併せて第六条又は第七条の規定に従って資料を提供しなければならない。</p> <p>(二) 省級の衛生行政部門は30日以内に申告資料の整合性や合法性と、規範性についての第一次審査を終え、併せて第一次審査での意見を提出した後、衛生部に審査許可を報告する。</p>
---	--

<p>(三) 卫生部定期召开专家评审会，对申报资料进行技术评审，并根据专家评审会技术评审意见作出是否批准的决定。</p> <p>第九条 进口食品添加剂新品种和进口扩大使用范围或使用量的食品添加剂，生产企业或者进口代理商应当直接向卫生部提出申请。申请时，除应当提供本办法第六条、第七条规定的资料外，还应当提供下列资料：</p> <p>(一) 生产国（地区）政府或其认定的机构出具的允许生产和销售的证明文件。</p> <p>(二) 生产企业所在国（地区）有关机构或者组织出具的对生产者审查或认证的证明材料；</p> <p>进口食品中的食品添加剂必须符合《食品添加剂使用卫生标准》。不符合的，按本办法的有关规定获得卫生部批准后方可进口。</p>	<p>(三) 衛生部は定期的に専門家による審査評定会を召集して、資料の申告について技術の審査評定をし、併せて専門家による審査評定会の技術評価の意見に基づいて批准の是非を決定する。</p> <p>第九条 食品添加物の新品種や、使用範囲や使用量が拡大された食品添加物を輸入する場合は、生産企業又は輸入代理業者は直接衛生部に申請しなければならない。申請するときは、本方法第6条、第7条で規定している資料の他に、以下に列挙した資料を提供しなければならない。</p> <p>(一) 生産国（地区）の政府又はその認定した機構が作成した、生産・販売を許可する証明文書。</p> <p>(二) 生産企業が所在する国（地区）の関連機構又は組織が作成した、生産者に対する審査又は認証の証明資料。</p> <p>輸入された食品中に含まれる食品添加物は「食品添加物使用衛生基準」に合致していなければならない。合致していないものは、本方法の関連規定に基づいて衛生部の許可を得た後に輸入できる。</p>
---	---

<p>第三章 生产经营和使用</p> <p>第十条 食品添加剂生产企业必须取得省级卫生行政部门发放的卫生许可证后方可从事食品添加剂生产。</p> <p>第十一条 生产企业申请食品添加剂卫生许可证时，应当向省级卫生行政部门提交下列资料：</p> <p>（一） 申请表；</p> <p>（二） 生产食品添加剂的品种名单；</p> <p>（三） 生产条件、设备和质量保证体系的情况；</p> <p>（四） 生产工艺；</p> <p>（五） 质量标准或规范；</p> <p>（六） 连续三批产品的卫生学检验报告；</p> <p>（七） 标签（含说明书）。</p>	<p>第三章 生産・運営・使用</p> <p>第十条 食品添加物を生産する企業は、省級の衛生行政部門が発行する衛生許可証を取得した後に、はじめて食品添加物を生産することができる。</p> <p>第十一条 生産企業は食品添加物の衛生許可証を申請する時は、省級衛生行政部門に以下に挙げた資料を提出しなければならない。</p> <p>（一） 申請表。</p> <p>（二） 生産する食品添加物の品種リスト。</p> <p>（三） 生産条件・設備及び品質保証体制の状況。</p> <p>（四） 製造技術。</p> <p>（五） 品質基準又は規範。</p> <p>（六） 連続した三口の製品の衛生学的検査報告。</p> <p>（七） ラベル（説明書を含む）。</p>
---	--

第十二条 食品添加剂生产企业应当具备与产品类型、数量相适应的厂房、设备和设施，按照产品质量标准组织生产，并建立企业生产记录和产品留样制度。

食品添加剂生产企业应当加强生产过程的卫生管理，防止食品添加剂受到污染和不同品种间的混杂。

第十三条 生产复合食品添加剂的，各单一品种添加剂的使用范围和使用量应当符合《食品添加剂使用卫生标准》或卫生部公告名单规定的品种及其使用范围、使用量。

不得将没有同一个使用范围的各单一品种添加剂用于复合食品添加剂的生产，不得使用超出《食品添加剂使用卫生标准》的非食用物质生产复合食品添加剂。

第十四条 企业生产食品添加剂时，应当对产品进行质量检验。检验合格的，应当出具产品检验合格证明；无产品检验合格证明的不得销售。

第十二条 食品添加物を生産する企業は製品のタイプや数量に適応した工場施設や設備・施設を完備していなければならない、製品品質基準に基づいて体系的に生産し、併せて企業生産記録と製品サンプル保存の制度を制定する。

食品添加物を生産する企業は生産過程の衛生管理を強化しなければならない、食品添加物の汚染と異なった品種間の混交を防止する。

第十三条 複合食品添加物を生産する場合は、各品種の添加物の使用範囲及び使用量は、「食品添加物使用衛生基準」又は衛生部が公告したリストが規定する品種及びその使用範囲・使用量と合致していなければならない。

それぞれ使用範囲の異なる品種の添加物を複合食品添加物の生産に用いてはならず、「食品添加物使用衛生基準」を逸脱した非食用の物質を複合食品添加物の生産に使用してはならない。

第十四条 企業は食品添加物を生産する際は、製品について品質検査をしなければならない。検査に合格したものは、製品検査合格証明を発行する。製品検査合格証明のないものは販売してはならない。

<p>第十五条 食品添加剂经营者必须有与经营品种、数量相适应的贮存和营业场所。销售和存放食品添加剂，必须做到专柜、专架，定位存放，不得与非食用产品或有毒有害物品混放。</p> <p>第十六条 食品添加剂经营者购入食品添加剂时，应当索取卫生许可证复印件和产品检验合格证明。</p> <p>禁止经营无卫生许可证、无产品检验合格证明的食品添加剂。</p> <p>第十七条 食品添加剂的使用必须符合《食品添加剂使用卫生标准》或卫生部公告名单规定的品种及其使用范围、使用量。</p> <p>禁止以掩盖食品腐败变质或以掺杂、掺假、伪造为目的而使用食品添加剂。</p>	<p>第十五条 食品添加物の運営者は、運営する品種・数量に適応した保管営業所がなければならない。食品添加物を販売・保管する場合は、専用の戸棚・専用の棚を設けなければならない、位置を定めて保存し、非食用製品又は有毒有害物品と混合してはならない。</p> <p>第十六条 食品添加物の運営者は食品添加物を購入する際に、衛生許可証のコピー及び製品検査合格証明を請求しなければならない。</p> <p>衛生許可証のないものや、製品検査合格証明のない食品添加物の運営を禁止する。</p> <p>第十七条 食品添加物の使用は「食品添加物使用衛生基準」又は衛生部が公告したリストが規定する品種及び使用範囲・使用量と合致しなければならない。</p> <p>食品の腐敗・変質の隠蔽又は他の物質との混入・偽物や品質の悪いものとの混入・偽造を目的とした食品添加物の使用を禁止する。</p>
---	---

#### 第四章 标识、说明书

第十八条 食品添加剂必须有包装标识和产品说明书，标识内容包括：品名、产地、厂名、卫生许可证号、规格、配方或者主要成分、生产日期、批号或者代号、保质期限、使用范围与使用量、使用方法等，并在标识上明确标示“食品添加剂”字样。

食品添加剂有适用禁忌与安全注意事项的，应当在标识上给予警示性标示。

第十九条 复合食品添加剂，除应当按本办法第十八条规定标识外，还应当同时标示出各单一品种的名称，并按含量由大到小排列；各单一品种必须使用与《食品添加剂使用卫生标准》相一致的名称。

第二十条 食品添加剂的包装标识和产品说明书，不得有扩大使用范围或夸大使用效果的宣传内容。

#### 第四章 表示、説明書

第十八条 食品添加物には包装表示や製品説明書がなければならず、表示の内容には、品名・生産地・工場名・衛生許可証番号・規格・調剤又は主要成分・生産日・商品コード又は符丁・品質保持期限・使用範囲と使用量・使用方法等を含み、併せて表示には「食品添加物」と明示する。

食品添加物で、使用上の禁忌及び安全注意事項があるものは、製品の表示に警告を示す表示をしなければならない。

第十九条 複合食品添加物は、本方法第 18 条の規定に基づいて表示するだけでなく、同時に各品種の名称を表示しなければならない、併せて含有量の多いものから順に排列する。その各品種は「食品添加物使用衛生基準」と一致した名称を使用しなければならない。

第二十条 食品添加物の包装表示及び製品説明書には、使用範囲を拡大した、又は使用効果を誇大した宣伝内容があってはならない。

第五章 卫生监督

第二十一条 卫生部对可能存在安全卫生问题的食品添加剂，可以重新进行安全性评价，修订使用范围和使用量或作出禁止使用的决定，并予以公布。

第二十二条 县级以上地方人民政府卫生行政部门应当组织对食品添加剂的生产经营和使用情况进行监督检查，并向社会公布监督检查结果。

第二十三条 食品卫生检验单位应当按照卫生部制定的标准、规范和要求对食品添加剂进行检验，作出的检验和评价报告应当客观、真实，符合有关标准、规范和要求。

第二十四条 食品添加剂生产经营的一般卫生监督管理，按照《食品卫生法》及有关规定执行。

第五章 衛生監督

第二十一条 衛生部は安全衛生上の問題が存在する可能性のある食品添加物に対し、改めて安全性評価をすることができ、使用範囲や使用量の修正や、使用の禁止を決定することができ、併せて公布することができる。

第二十二条 県級以上の地方人民政府衛生行政部門は食品添加物の生産・運営・使用状況に対する抽出検査の監督を按配し、かつ社会に抽出検査の監督結果を公布する。

第二十三条 食品衛生検査団体（※）は衛生部が制定した標準・規範・基準に従って、食品添加物を検査しなければならない。出来上がった検査や評価の報告は客観的で真実でなければならない。関連する標準・規範・基準に合致しなければならない。

※：中国では各個人の所属先又は勤務先を「単位」と呼んでおり、ここでは「団体」と訳した。

第二十四条 食品添加物の生産・運営に対する一般衛生監督管理は、「食品衛生法」及び関連規定に従って執行される。

第六章 罚则

第二十五条 生产经营或者使用不符合食品添加剂使用卫生标准或本办法有关规定的食品添加剂的，按照《食品卫生法》第四十四条的规定，予以处罚。

第二十六条 食品添加剂的包装标识或者产品说明书上不标明或者虚假标注生产日期、保质期限等规定事项的，或者不标注中文标识的，按照《食品卫生法》第四十六条的规定，予以处罚。

第二十七条 违反《食品卫生法》或其他有关卫生要求的，依照相应规定进行处罚。

第七章 附则

第二十八条 本办法下列用语的含义：

食品添加剂是指为改善食品品质和色、香、味，以及为防腐和加工工艺的需要而加入食品中的化学合成或天然物质。

第六章 罰則

第二十五条 食品添加物使用衛生基準、又は本方法の関連規定に合致していない食品添加物を生産・運営又は使用した場合は、「食品衛生法」第四十四条の規定に従って処罰を与える。

第二十六条 食品添加物の包装表示又は製品説明書に、生産日や品質保持期限等の規定事項を明示していない、又は虚偽の表示をした場合や、中国語の表示のない場合は、「食品衛生法」第四十六条の規定に従って、処罰を与える。

第二十七条 「食品衛生法」又はその他の関連する衛生基準に違反する場合は、それに応じた規定に従って処罰する。

第七章 附則

第二十八条 本方法の用語の含意を以下に挙げる。

食品添加物とは食品の品質と色・香り・味を改善するもの、及び防腐や加工技術の需要によって食品に加えられる化学合成物資又は天然物質をいう。

复合食品添加剂是指由两种以上单一品种的食品添加剂经物理混匀而成的食品添加剂。

第二十九条 本办法由卫生部负责解释。

第三十条 本办法自2002年7月1日起施行。1993年3月15日卫生部发布的《食品添加剂卫生管理办法》同时废止。

複合食品添加物とは二種類以上の品種の食品添加物を物理的に均等に混合することによってできた食品添加物を指す。

第二十九条 本方法は衛生部が解釈の責任を負う。

第三十条 本方法は2002年7月1日より施行される。1993年3月15日に衛生部が発布した「食品添加物衛生管理方法」は同時に廃止する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

肉及び肉製品衛生管理方法

原文	和訳
<p>肉与肉制品卫生管理<u>办法</u></p> <p>注：1996年5月29日 卫监发（1996）第33号文中指出本文中的“食品卫生监督机构”改为“卫生行政部门”，文中的“《中华人民共和国食品卫生法（试行）》”改为“《中华人民共和国食品卫生法》”。</p> <p>第一条 为贯彻执行《中华人民共和国食品卫生法（试行）》，加强对肉与肉制品（以下简称肉品）的卫生监督管理，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法管理范围系指鲜（冻）的畜禽肉及其制品。</p>	<p>肉及び肉製品衛生管理<u>方法</u>（※）</p> <p>※：農業部、国家林業局等の国務院各部局が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p>注：1996年5月29日衛監発（1996）第33号の中で、本方法の文中に“食品衛生監督機構”とあるのを“衛生行政部門”と改め、「中華人民共和国食品衛生法（試行）」とあるのを「中華人民共和国食品衛生法」と改める。</p> <p>第一条 「中華人民共和国食品衛生法（試行）」の執行を貫徹し、肉及び肉製品（以下、「肉製品」という）の衛生管理を強化するため、本方法を制定する。</p> <p>第二条 本方法の管理範囲は、生鮮（冷凍）の家畜・家禽肉及びその製品とする。</p>

<p>第三条 屠宰加工场（厂）须布局合理，做到畜禽病健分离和分宰。做好人畜共患病的防护工作；做好粪便和污水的处理。熟制品加工场所应按作业顺序分为原料整理、烧煮加工、成品冷却贮存或门市零售等专用，严防交叉污染。上述专用间必须具备防蝇、防鼠、防尘设备。</p> <p>第四条 屠宰畜禽应按照农业部、卫生部、对外贸易部、商业部颁发的《肉品卫生检验试行规程》进行检验处理。畜肉应割除甲状腺和肾上腺；经兽医卫生检验的肉（指肉尸、内脏、头蹄等，下同），应加盖印戳或开具证明。肉制品应按有关卫生标准进行检验，必要时开具证明。</p> <p>第五条 屠宰后的肉，必须冲洗修割干净，做到无血、无毛、无粪便污物，无伤痕病灶；存放时不得直接接触地面，在充分凉透后再出场（厂）。</p>	<p>第三条 と畜加工場（廠）の建築配置は合理的に行わねばならず、家畜・家禽は、病気が健康かにより分離し、またと畜も分離しなければならない。人畜共通感染症からの予防措置を十分に講じ、糞便処理、汚水処理は十分に行うものとする。製品加工場所は、加工の順序に応じて原料整理、加熱加工、製品の冷却、貯蔵及び店頭小売などの専用に分け、交差汚染を嚴重に防止するものとする。これらの専用室には、防蝇、防鼠及び防塵設備を設置せねばならない。</p> <p>第四条 家畜・家禽のと畜においては、農業部、衛生部、対外貿易部及び商業部が發布した「肉製品衛生検査試行規程」に照らし検査、処理を行うものとする。畜肉は甲状腺、腎上腺を取り除き、獣医の検査を経た肉（肉塊、内臓並びに頭部及び蹄部等、以下同じ。）には検印を押し、又は証明書を発行する。肉製品は関係衛生基準に基づいて検査し、必要な時には証明書を発行する。</p> <p>第五条 と畜後の肉は、洗浄して切断部を清潔にし、血液、毛、糞便汚物、傷跡や病巣が無くなるようにし、保存する際には直接地面に接触しないようにし、十分冷却したあと出荷しなければならない。</p>
---	--

第六条 生产食用血须经所在地食品卫生监督机构批准。必须采取防止毛、粪便、杂质污染的有效措施，并须煮熟煮透，充分凉透后再出场（厂）。变质、有异味的血不准供食用。

第七条 需要进行无害化处理的肉，必须单独存放，防止交叉污染。凡病死、毒死或死因不明的畜禽一律不得作食用。

第八条 肉制品加工单位不得采购和使用未经兽医检验、未盖兽医卫生检验印戳、未开检疫证明或虽有印戳、证明，但卫生情况不合要求的肉。经兽医卫生检验确定需要进行无害化处理的肉，必须按要求在指定地点进行复制加工，并与正常加工严格分开。

第六条 食用血液を生産するには、所在地の食品衛生監督機構による許可を必ず受けなければならない。毛、糞便、不純物汚染を防止する有効な措置を必ずとり、かつ十分に煮沸させ、十分に冷却した後に出荷しなければならない。変質し、異臭の有る血液は食用に供してはならない。

第七条 無害化処理を行う必要のある肉は、必ず単独で保管し、交差汚染を防止しなければならない。病死、毒死又は死因不明の全ての家畜・家禽は、食用に供してはならない。

第八条 獣医が検査していない、獣医による衛生検査検印が押されていない、検査証明がまだ無く、検印や証明はあるが衛生状況が基準に合致しない肉を、肉製品加工団体は購入してはならない。獣医の衛生検査により無害化処理を行うことが必要と確定された肉は、基準に基づき、指定された場所で再加工を行わねばならず、正常な加工と厳格に分離しなければならない。

<p>第九条 复制加工不得在露天进行，在加工过程中，原料、半成品、成品均不得直接接触地面和相互混杂。加工中使用的容器、用具等，须做到生熟分开、清洗消毒；加工好的肉制品应摊开凉透，并尽量缩短存放时间。</p> <p>肉制品加工单位要建立化验室，对生产的肉制品定期进行检验，以指导生产，保证产品卫生质量。使用食品添加剂应符合 G B 2760 《食品添加剂使用卫生标准》。</p> <p>第十条 肉品入库时，均须进行检验和抽检，并建立必要的冷藏卫生管理制度。</p> <p>肉品入库后，应按入库的先后批次、生产日期分别存放，并做到生与熟隔离、成品与半成品隔离、肉制品与冰块杂物隔离。清库时应做好清洁或消毒工作，但禁止使用农药或其它有毒物质杀虫、消毒。</p>	<p>第九条 再加工は露天のなかで行ってはならず、加工過程では、原料肉、半製品及び製品が地面に接触したり、互いに交じり合ったりしないようにしなければならない。加工に使用する容器、用具等は、生と加工後のものを分け、洗浄、消毒しなければならない。加工済み肉製品は、広げて冷却し、かつ保管する時間は出来る限り短縮しなければならない。</p> <p>肉製品加工団体は、化学試験室を設置し、生産された肉製品につき定期的に検査を実施することにより生産を指導し、製品の衛生、品質を保証しなければならない。使用する食品添加物は、GB2760「食品添加物使用衛生基準」に合致しなければならない。</p> <p>第十条 肉製品が入庫する際は、必ず検査及び抜き取り検査を行うものとし、必要な冷蔵衛生管理制度を制定せねばならない。</p> <p>肉製品の入庫後は、荷を入庫の前後、生産日で区分して保管し、また、生と加工後とを分け、製品と半製品とを分け、肉製品と氷塊雑物とを分けなければならない。倉庫を清掃する時は、衛生又は消毒措置をとらなければならないが、農薬又はその他の有毒物質を用いた殺虫、消毒は禁止する。</p>
---	---

<p>肉品在贮存过程中，应采取保质措施，并切实做好质量检查与质量预报工作，及时处理有变质征兆的产品。</p> <p>第十一条 运送肉品的工具、容器在每次使用前后必须清洗消毒，装卸肉品时应注意操作卫生，严防污染。</p> <p>运输鲜肉原则上要求使用密封保冷车（仓），敞车短途运输必须上盖下垫；运输熟肉制品应有密闭的包装容器、尽可能专车专用，防止污染。</p> <p>第十二条 肉品加工单位必须指定专人在发货前，对提货单位的车辆、容器、包装用具等进行检查，符合卫生要求者方能发货。</p>	<p>肉製品を貯蔵している間は、品質保持措置を採り、品質検査及び品質予測業務を行い、速やかに変質した兆候のある製品を処理しなければならない。</p> <p>第十一条 肉製品を運送する機器及び容器は、使用する前後に毎日必ず洗浄するものとし、肉製品を積み下ろしする際は、衛生的に取り扱い、汚染の厳重防止に注意しなければならない。</p> <p>生鮮肉を運送するには、原則として密封保冷車（庫）の使用が必要であり、場内車輛で短距離輸送する際は、必ず上部の蔽い、下部の敷物を敷かねばならない。肉加工製品を輸送する場合は、密閉包装容器が必要であり、可能な限り専用車を用い、汚染を防止しなければならない。</p> <p>第十二条 肉製品加工団体は、出荷前に必ず専門担当者を指定して、必ず入荷団体の車両、容器、包装用具等进行检查しなければならず、衛生上の基準に合致した者だけが出荷できる。</p>
---	---

第十三条 销售单位在提取或接收肉品时应严格验收, 把好卫生质量关, 如发现未经兽医卫生检验、未盖兽医卫生检验印戳、未开检疫证明或加工不良、不符合卫生要求者不得接收和销售。

第十四条 销售单位应将肉品置于通风良好的阴凉地方, 不得靠墙着地, 不得与有害、有毒物品一起堆放, 严防污染。经营熟肉制品的单位应采取以销定产、以销进货、快销勤取、及时售完的原则。对销售不完的熟肉制品应根据季节变化注意保藏。在无冷藏设备情况下, 应根据各地情况限制零售时间, 过时隔夜应回锅加热处理, 如有变质, 不得出售。

第十五条 盛放肉品的用具和使用的工具必须经常洗刷消毒。在出售熟肉制品时, 应用工具售货。

第十三条 小売団体は、肉製品を受け取り、又は収容する時は、厳格に検査して受け取ることにより衛生品質をチェックしなければならない。獣医による衛生検査をまだ受けていないもの、まだ獣医による検査の印が押されていないもの、検査証明のないもの、加工不良のもの、又は衛生上の基準に合致していないものを発見した時は、受領及び販売してはならない。

第十四条 小売団体は、肉製品を風通しの良い涼しいところに置いておくものとし、壁面に近づけたり、地面においたりしてはならず、有害、有毒物品と一緒に置かず、汚染を厳しく防ぐものとする。肉加工製品を経営する団体は、販売に応じた生産、仕入れ、早期販売に限り、まめな仕入れ、速やかな完売という原則を採用しなければならない。販売出来なかった肉加工製品は季節の変化に注意して保蔵しなければならない。冷蔵設備がない状況下では、各地の状況に応じて小売時間を制限し、時間が過ぎ一晩を越える物は、鍋で加熱処理し直し、もし変質していたら販売してはならない。

第十五条 肉製品を盛る用具、使用する道具は、絶えず水洗い、消毒しなければならない。肉加工製品を販売する時は、器具を使って商品を売るものとする。



## 2 - 4 企業管理過程

法律法規訳出一覧（原文対照）

食品生産加工企業品質安全監督管理方法

原文	和訳
<p data-bbox="226 483 801 515">食品生産加工企業質量安全監督管理<u>办法</u></p> <p data-bbox="226 722 1086 850">《食品生産加工企業質量安全監督管理辦法》已經 2003 年 6 月 19 日國家質量監督檢驗檢疫總局局務會議審議通過，現予公布，自公布之日起施行。</p> <p data-bbox="226 962 539 1042">局長 二〇〇三年七月十八日</p>	<p data-bbox="1113 483 1653 515">食品生産加工企業品質安全監督管理<u>方法</u>（※）</p> <p data-bbox="1113 531 1973 611">※：農業部、國家林業局等の國務院各部局が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p data-bbox="1113 722 1973 850">「食品生産加工企業品質安全監督管理方法」は 2003 年 6 月 19 日國家品質監督検査檢疫總局局務會議の審議採択を経て、ここに公布し、公布日より施行する。</p> <p data-bbox="1113 962 1317 1042">局長 2003 年 7 月 18 日</p>

<p>第一章 总则</p> <p>第一条 为从源头加强食品质量安全的监督管理，提高食品生产加工企业的质量管理和产品质量安全水平，保障人身健康和安 全，根据《中华人民共和国产品质量法》、《工业产品生产许可证试行条例》、《国务院关于进一步加 强产品质量工作若干问题的决定》以及国务院赋予国家质量监督检验检疫总局（以下 简称“国家质检总局”）的职能等有关规定，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称食品，是指经过工业加工、制作的、供人 们食用或者饮用的制品。</p> <p>凡在中华人民共和国境内从事以销售为目的的食品生产加工 活动，必须遵守本办法。进出口食品按照国家进出口商品检验 检疫及监督管理规定办理。</p> <p>第三条 食品的质量安全必须符合国家法律、行政法规和强制 性标准的规定，满足保障人体健康、人身安全的要求，不存在 危及健康和安全的 不合理危险。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条 生産元から食品の品質安全の監督管理を強化し、食品生産加工 企業の品質管理及び製品の品質安全水準を向上させ、人体の健康及び安 全を保障するため、「中華人民共和國製品品質法」、「工業製品生産許可証 試行条例」、「國務院製品品質業務の更なる強化の若干問題に関する決定」 及び國務院が国家品質監督検査検査総局（以下「国家質検総局」という。） に付与した職能等の関係規定に基づき、本方法を制定する。</p> <p>第二条 本方法でいう食品とは、工業的に加工及び製造され、人の食用 又は飲用に供される製品の ことである。</p> <p>およそ中華人民共和國国内で販売を目的とする食品生産加工活動に従事 する者は、本方法を遵守しなければならない。輸出入する食品は国家輸 出入商品検査検査及び監督管理規定に基づき処理する。</p> <p>第三条 食品の品質安全は、国家法律、行政法規及び強制基準の規定に 合致しなければならず、人体の健康及び人体の安全を十分に保障し、健 康及び安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在してはならない。</p>
--	---

<p>第四条 从事食品生产加工的企业（含个体经营者），必须按照国家实行食品质量安全市场准入制度的要求，具备保证食品质量安全必备的生产条件（以下简称“必备条件”），按规定程序获取食品生产许可证，所生产加工的食品必须经检验合格并加印（贴）食品质量安全市场准入标志后，方可出厂销售。</p> <p>企业未取得食品生产许可证不得生产加工相应的食品。未取得生产许可证而擅自进行生产的，为无证生产。未经检验合格、未加印（贴）食品质量安全市场准入标志的食品不得出厂销售。</p> <p>第五条 各级质量技术监督部门按照国家质检总局的统一部署和要求，在各自的职责范围内，负责组织实施食品质量安全市场准入制度，对违法行为实施行政处罚。</p> <p>第六条 任何单位和个人有权对违反本办法规定的行为，向国家质检总局和地方质量技术监督部门举报。受理举报的部门应当为举报人保密，并对举报有功人员按照国家规定给予奖励。</p>	<p>第四条 食品の生産加工に従事する企業(個人経営者を含む。)は、国家が行う食品品質安全市場参入制度の基準に基づき、食品の品質安全を保証するために備えなければならない生産条件(以下「必要具備条件」という。)を具備し、規定する手続に基づき食品生産許可証を取得し、生産加工した食品は検査を経て合格し、食品品質安全市場参入許可表示を押印（貼付）した後、出荷販売することができる。</p> <p>食品生産許可証を取得していない企業は、食品を生産加工してはならない。生産許可証を取得せず、勝手に生産を行う者は、無許可生産とする。検査に合格しておらず、又は食品安全市場参入許可表示を押印（貼付）していない食品は、出荷販売してはならない。</p> <p>第五条 各級の品質技術監督部門は、国家質検総局の統一配置及び基準に基づき、各自の職責の範囲内において、食品品質安全市場参入制度の組織的実施の責任を負い、違法行為に対して行政処罰を行う。</p> <p>第六条 如何なる団体及び個人も、本方法の規定に違反する行為に対して、国家質検総局及び地方品質技術監督部門に告発することができる。告発を受理した部門は告発者の秘密を保持するものとし、告発により貢献した人員に対して国家规定に基づき奨励を与える。</p>
---	---

<p>第二章 食品生产加工企业必备条件</p> <p>第七条 食品生产加工企业应当符合法律、行政法规及国家有关政策规定的企业设立条件。</p> <p>第八条 食品生产加工企业必须具备保证产品质量安全的环境条件。</p> <p>第九条 食品生产加工企业必须具备保证产品质量安全的生产设备、工艺装备和相关辅助设备，具有与保证产品质量相适应的原料处理、加工、贮存等厂房或者场所。以辐射加工技术等特殊工艺设备生产食品的，还应当符合计量等有关法规、规章规定的条件。</p> <p>第十条 食品加工工艺流程应当科学、合理，生产加工过程应当严格、规范，防止生物性、化学性、物理性污染以及防止生食品与熟食品，原料与半成品、成品，陈旧食品与新鲜食品等的交叉污染。</p>	<p>第二章 食品生産加工企業の必要具備条件</p> <p>第七条 食品生産加工企業は、法律、行政法規及び国家の關係政策が規定する企業設立要件を満たすものとする。</p> <p>第八条 食品生産加工企業は、製品の品質安全を保證する環境条件を具備しなければならない。</p> <p>第九条 食品生産加工企業は、製品の品質安全を保證する生産設備、技術設備及び關係の補助設備を具備し、製品の品質保證に相應しい原料処理、加工、貯蔵等の工場建物又は場所を有しなければならない。輻射加工技術等の特殊技術設備により食品を生産する場合、さらに計量等の關係法規及び規章が規定する条件に合致しなければならない。</p> <p>第十条 食品加工技術工程は、科学的及び合理的なものとし、生産加工過程は嚴密で、規範的なものとし、生物的、化学的及び物理的汚染を防止し、生鮮食品と加工食品、原料、半製品と製品、古い食品と新鮮食品等の交差汚染を防止する。</p>
--	---

<p>第十一条 食品生产加工企业生产食品所用的原材料、添加剂等应当符合国家有关规定。不得使用非食用性原辅材料加工食品。</p> <p>第十二条 食品生产加工企业必须按照有效的产品标准组织生产。食品质量安全必须符合法律法规和相应的强制性标准要求，无强制性标准规定的，应当符合企业明示采用的标准要求。</p> <p>第十三条 食品生产加工企业负责人和主要管理人员应当了解与食品质量安全相关的法律法规知识；食品企业必须具有与食品生产相适应的专业技术人员、熟练技术工人和质量工作人员。从事食品生产加工的人员必须身体健康、无传染性疾病和影响食品质量安全的其他疾病。</p>	<p>第十一条 食品生産加工企業が生産する食品に使用する原材料、添加物等は、国家の關係規定に合致するものとする。非食用の原材料及び補助材料を使用して食品を加工してはならない。</p> <p>第十二条 食品生産加工企業は有効な製品基準に基づき組織的に生産しなければならない。食品の品質安全は法律法規及び相応の強制基準に合致しなければならない。食品の品質安全は法律法規及び相応の強制基準に合致しなければならず、強制基準の規定がないものは、企業が明示的に採用している基準に合致するものとする。</p> <p>第十三条 食品生産加工企業の責任者及び主要管理人員は、食品の品質安全と關係する法律法規の知識を理解していなければならない。食品企業は食品生産と相応の専門技術人員、熟練技術労働者及び品質業務人員を有さなければならない。食品の生産加工に従事する人員は、身体が健康で、伝染病及び食品の品質安全に影響を与えるその他の疾病があってはならない。</p>
---	---

第十四条 食品生产加工企业应当具有与所生产产品相适应的质量检验和计量检测手段。企业应当具备产品出厂检验能力，检验、检测仪器必须经计量检定合格后方可使用。不具备出厂检验能力的企业，必须委托国家质检总局统一公布的、具有法定资格的检验机构进行产品出厂检验。

第十五条 食品生产加工企业应当在生产的全过程建立标准体系，实行标准化管理，建立健全企业质量管理体系，实施从原材料采购、产品出厂检验到售后服务全过程的质量管理，建立岗位质量责任制，加强质量考核，严格实施质量否决权。

鼓励企业根据国际通行的质量管理标准和技术规范获取质量管理体系认证或者 HACCP 认证，提高企业质量管理水平。

第十六条 用于食品包装的材料必须清洁，对食品无污染。食品的包装和标签必须符合相应的规定和要求。裸装食品在其出厂的大包装上能够标注使用标签的，应当予以标注。

第十四条 食品生産加工企業は、生産する製品と相応の品質検査及び計量計測手段を有するものとする。企業は製品出荷検査能力を具備するものとし、検査及び計測機器は計量検定の合格を経た後に使用することができる。出荷検査能力を具備していない企業は、国家質検総局が統一公布した、法定資格を有する検査機構に製品出荷検査を行うよう委託しなければならない。

第十五条 食品生産加工企業は、生産の全過程において標準システムを構築し、標準化管理を行い、健全な企業品質管理システムを構築し、原材料の買付け、出荷製品検査から販売後のサービスまで、全過程の品質管理を行い、持ち場責任制を構築し、品質審査を強化し、品質否決権を厳格に行うものとする。

企業が国際的に通用する品質管理基準及び技術規範に基づき品質システム認証又はHACCP認証を取得し、企業の品質管理水準を向上させることを奨励する。

第十六条 食品の包装に用いる材料は清潔で、食品を汚染しないものでなければならない。食品の包装及びラベルは相応の規定及び基準に合致しなければならない。無包装食品で、出荷する大包装に使用ラベルを標注できるものは、その旨を標注しなければならない。

第十七条 贮存、运输和装卸食品的容器、包装、工具、设备必须安全，保持清洁，对食品无污染。

### 第三章 食品生产许可

第十八条 国家质检总局授权省级质量技术监督部门组织开展本辖区食品生产许可证的受理、企业必备条件审查、产品质量检验和食品生产许可证发证工作。

省级质量技术监督部门可以授权市（地）级质量技术监督部门承担食品生产许可证的受理和审查等具体工作。

第十九条 食品生产加工企业按照地域管辖和分级管理的原则，到所在地的市（地）级以上质量技术监督部门提出办理食品生产许可证的申请。

企业经营范围应当覆盖申请取证产品。

新建和新转产的食品企业，应当及时向质量技术监督部门申请食品生产许可证。

第十七条 食品を貯蔵、運輸及び積みおろしする容器、包装、工具及び設備は安全で、清潔を保持し、食品を汚染しないものでなければならない。

### 第三章 食品の生産許可

第十八条 国家質検総局は、省級の品質技術監督部門に当該管轄区の食品生産許可証の受理、企業必要具備条件の審査、製品品質検査及び食品生産許可証の証書発行業務を行う権限を授与する。

省級の品質技術監督部門は、市(地区)級の品質技術監督部門に食品生産許可証の受理及び審査等の具体的な業務を担当する権限を授与する。

第十九条 食品生産加工企業は、地域管轄及び分級管理の原則に基づき、所在地の市(地区)級以上の品質技術監督部門に食品生産許可証の申請を提出し手続を行う。

企業の経営範囲は許可証の取得を申請している製品を含むものとする。

新設の及び新転業の食品企業は、速やかに品質技術監督部門に食品生産許可証を申請するものとする。

<p>除法律、行政法规规定的限制条件外，任何单位不得另行附加条件，限制企业申请食品生产许可证。</p> <p>第二十条 省级、市（地）级质量技术监督部门在接到企业申请材料后，应当在 15 个工作日内组成审查组，完成对申请书和资料等文件的审查。企业材料符合要求的，发给《食品生产许可证受理通知书》。企业申报材料不符合要求的，质量技术监督部门应当通知企业在 20 个工作日内补正，逾期未补正的，视为撤回申请。</p> <p>第二十一条 对于书面材料审查合格的企业，审查组按照食品生产许可证审查规则，在 40 个工作日内完成对企业必备条件和出厂检验能力的现场审查，并对现场审查合格的企业，由审查组现场抽封样品。</p>	<p>法律及び行政法規が規定する制限条件を除き、如何なる団体も別に条件を付加し、企業の食品生産許可証の申請を制限してはならない。</p> <p>第二十条 省級、市(地区)級の品質技術監督部門は、企業が申請した資料を受け取った後、15 業務日以内に審査班を編成し、申請書及び資料等の文書に対する審査を完成させるものとする。企業資料で基準に合致するものは、「食品生産許可証受理通知書」を発給する。企業が申請報告した資料で基準に合致していないものは、品質技術監督部門が企業に 20 業務日以内に補正するよう通知するものとし、期限経過後も補正されないものは、申請を撤回したものと見なす。</p> <p>第二十一条 書面資料の審査に合格した企業に対して、審査班は食品生産許可証審査規則に基づき、40 業務日以内に、企業の必要具備条件及び出荷検査能力に対する現場審査を完成させ、現場審査に合格した企業に対して、審査班がサンプルを現場で抽出封印する。</p>
--	--

<p>第二十二條 審査組或者申請取證企業应当在封樣后 10 个工作日内（有特殊規定的除外）將樣品送達指定的檢驗機構。檢驗機構收到樣品后，应当按照規定的標準和要​​求進行檢驗，并应当在規定的期限內完成檢驗工作。</p> <p>第二十三條 經必備條件審查和發證檢驗合格而符合發證條件的，質量技術監督部門应当在 10 个工作日内對審查報告進行審核，確認無誤后，由省級質量技術監督部門統一汇总符合發證條件企業的材料，并在 15 个工作日内將符合發證條件的企業名單及相關材料報送國家質檢總局。</p> <p>第二十四條 經必備條件審查或者發證檢驗不合格而不符合發證條件的，質量技術監督部門应当向企業發出《食品生產許可證審查不合格通知書》并說明理由。自《食品生產許可證審查不合格通知書》發出之日起，企業原《食品生產許可證受理通知書》自行作廢。企業自接到《食品生產許可證審查不合格通知書》之日起，应当立即整改，2 個月后方可再次提出取證申請。</p>	<p>第二十二條 審査班又は許可証を申請した企業は、サンプル封印後 10 業務日以内（特殊な規定があるものは除く）にサンプルを指定の検査機構に送達するものとする。検査機構はサンプルを受け取った後、規定する標準及び基準に基づき検査を行い、規定する期限内に検査業務を完成させるものとする。</p> <p>第二十三條 必要具備條件の審査及び証書発行検査を経て合格し、証書発行条件に合致している者は、品質技術監督部門が 10 業務日以内に審査報告に対して審議を行い、誤りがないことを確認した後、省級の品質技術監督部門が証書発行条件に合致している企業の資料を統一的にとりまとめ、15 業務日以内に証書発行要件に合致している企業のリスト及び関係資料を国家質検総局に報告送付するものとする。</p> <p>第二十四條 必要具備條件又は証書発行審査を経て不合格となり、証書発行条件に合致していないものは、品質技術監督部門が企業に「食品生産許可証審査不合格通知書」を発行するものとし、理由を説明する。「食品生産許可証審査不合格通知書」発行日より、企業の旧「食品生産許可証受理通知書」は自動的に無効となる。企業は「食品生産許可証審査不合格通知書」を受け取った日より、直ちに改善を行うものとし、2 ヶ月後、証書取得申請を再度提出することができる。</p>
--	--

第二十五条 国家质检总局收到省级质量技术监督部门上报的符合发证条件的企业材料后，应当在 10 个工作日内审核批准。国家质检总局负责公告获得食品生产许可证的企业名单。

第二十六条 省级质量技术监督部门根据国家质检总局的批准，应当在 15 个工作日内完成对符合发证条件的生产企业发放食品生产许可证及其副本的工作。

第二十七条 出口食品生产加工企业生产的食品在中华人民共和国境内销售的，应当按照本办法的规定，申请办理食品生产许可证。已获得出入境检验检疫机构颁发的出口食品卫生注册证、登记证的企业，或者已经通过 HACCP 体系认证、验证的企业，在申请食品生产许可证时，免于企业必备条件审查。

获得国家质检总局认定的食品认证企业，在申请食品生产许可证时，按照不重复的原则，简化或者免于企业必备条件审查。

第二十五条 国家質検総局は、省級の品質技術監督部門が報告した証書発行条件に合致する企業資料を受け取った後、10 業務日以内に審議許可するものとする。国家質検総局は食品生産許可証を取得した企業リストを公告する責任を負う。

第二十六条 省級の品質技術監督部門は、国家質検総局の許可に基づき、15 業務日以内に証書発行条件に合致している生産企業に対する食品生産許可証及びその副本を発行する業務を完成させるものとする。

第二十七条 輸出食品生産加工企業が生産する食品で、中華人民共和国内で販売するものは、本方法の規定に基づき食品生産許可証の申請手続をするものとする。輸出入検査検疫機構が授与する輸出食品衛生登録証及び登記証を既に取得している企業又は HACCP システムの認証及び検証を得ている企業は、食品生産許可証を申請する際、企業必要具備条件の審査を免除する。

国家質検総局の認定を獲得している食品認証企業は、食品生産許可証を申請する際は、不重複の原則に基づき、企業必要具備要件の審査を簡略化又は免除する。

<p>第二十八条 食品生产许可证的有效期限一般不超过5年。不同食品其生产许可证的有效期限在相应的规范文件中规定。</p> <p>第二十九条 企业应当在食品生产许可证有效期限前6个月内，向原受理食品生产许可证申请的质量技术监督部门提出换证申请。质量技术监督部门应当按规定的申请程序进行审查换证。</p> <p>第三十条 对食品生产许可证实行年审制度。取得食品生产许可证的企业，应当在证书有效期内，每满1年前的1个月内向所在地的市（地）级以上质量技术监督部门提出年审申请。年审工作由受理年审申请的质量技术监督部门组织实施。年审合格的，质量技术监督部门应在企业生产许可证的副本上签署年审意见。</p>	<p>第二十八条 食品生産許可証の有効期限は一般には5年を超過しない。異なる食品のその生産許可証の有効期限は、相応の規範文件中で規定する。</p> <p>第二十九条 企業は食品生産許可証の有効期限満期前6ヶ月以内に、食品生産許可証の申請を受理した品質技術監督部門に証書更新の申請を提出するものとする。品質技術監督部門は規定する申請手続に基づき証書更新を審査するものとする。</p> <p>第三十条 食品生産許可証に対して年度審査制度を行う。食品生産許可証を取得している企業は、証書の有効期間内に、毎年満1年となる前、1ヶ月以内に所在地の市(地区)級以上の品質技術監督部門に年度審査の申請を提出するものとする。年度審査業務は年度審査の申請を受理した品質技術監督部門が組織的に行う。年度審査に合格した場合、品質技術監督部門が企業生産許可証の副本に年度審査意見を記入する。</p>
---	---

<p>第三十一条 食品生产加工企业在食品原材料、生产工艺、生产设备等生产条件发生重大变化，或者开发生产新种类食品的，应当在变化发生后的3个月内，向原受理食品生产许可证申请的质量技术监督部门提出食品生产许可证变更申请。受理变更申请时，质量技术监督部门应当审查企业是否仍然符合食品生产企业必备条件的要求。</p> <p>企业名称发生变化时，应当在变更名称后3个月内向原受理食品生产许可证申请的质量技术监督部门提出食品生产许可证更名申请。</p> <p>第三十二条 企业应当妥善保管食品生产许可证证书，因毁坏或者不可抗力等原因造成生产许可证证书遗失或者无法辨认的，应当及时在省级以上报纸上刊登声明，同时报省级质量技术监督部门。省级质量技术监督部门应当及时受理企业补领食品生产许可证申请，按规定办理补领证书手续，并报国家质检总局备案。</p>	<p>第三十一条 食品生産加工企業は、食品原材料、生産技術、生産設備等の生産条件において重大な変化が発生し、又は新種食品を開發生産した場合は、変化発生後3ヶ月以内に、食品生産許可証の申請を受理した品質技術監督部門に食品生産許可証変更の申請を提出するものとする。変更の申請を受理する際には、品質技術監督部門は企業が依然食品生産企業の必要具備条件に合致しているか否かを審査するものとする。</p> <p>企業の名称を変更したときは、名称変更後3ヶ月以内に生産許可証の申請を受理した技術監督部門に食品生産許可証名称変更申請を行わなければならない。</p> <p>第三十二条 企業は食品生産許可証証書を適切に保管するものとし、破損又は不可抗力等の原因により生産許可証証書を遺失又は認識不能となった者は、直ちに省級以上の新聞に声明を掲載し、同時に省級の品質技術監督部門に報告するものとする。省級の品質技術監督部門は企業の食品生産許可証補充発行の申請を受理するものとし、規定に基づき証書補充手続を処理し、国家質検総局に報告し、記録する。</p>
---	--

<p>第三十三条 食品生产许可证采用英文字母 QS 加 12 位阿拉伯数字编号方法。QS 为英文 Quality Safety 的缩写，编号前 4 位为受理机关编号，中间 4 位为产品类别编号，后 4 位为企业序号。凡取得生产许可证的产品，企业必须在产品的包装和标签上标注生产许可证编号。</p> <p>QS**** * 受理机关编号、产品类别编号、企业序号</p> <p>第四章 食品质量安全检验</p> <p>第三十四条 对用于生产加工食品的原材料、添加剂、包装材料和容器必须实施进货验收制度，不符合质量安全要求的，不得用于食品生产加工及包装。</p> <p>食品出厂必须经过检验，未经检验或者检验不合格的食品不得出厂、销售。</p> <p>第三十五条 取得食品生产许可证并具有产品出厂检验能力的企业，可以自行检验其生产加工的、属于食品生产许可证许可范围内的食品。国家对于某些特殊食品的检验另有规定的，按照国家有关规定办理。</p>	<p>第三十三条 食品生産許可証は、アルファベットの QS に 12 桁のアラビア数字を加えた通し番号を採用する。QS は英文の Quality Safety の略称で、番号の前 4 桁が受理機関番号、中間 4 桁が製品分類番号、後 4 桁が企業番号である。およそ生産許可証を取得した製品は、企業が製品の包装及びラベルに生産許可証番号を標記しなければならない。</p> <p>QS**** * 受理機関番号 製品類別番号 許可証獲得企業番号</p> <p>第四章 食品品質安全検査</p> <p>第三十四条 食品の生産加工に用いる原材料、添加物、包装材料及び容器に対しては、入荷商品検査受領制度を実施しなければならず、品質安全基準に合致していないものは、食品の生産加工及び包装に用いてはならない。</p> <p>食品の出荷は必ず検査を経るものとし、検査を経ていないもの又は検査不合格のものは出荷、販売をしてはならない。</p> <p>第三十五条 食品生産許可証を取得し、製品出荷検査能力を有する企業は、その企業が生産加工した食品及び食品生産許可証が許可する範囲内に属する食品を自ら検査することができる。国家が一部の特殊食品の検査について他に規定を設けた場合は、国家の関係規定に基づき処理する。</p>
--	--

<p>实施自行检验的企业，应当每年将样品送到质量技术监督部门指定的检验机构进行比对。</p> <p>第三十六条 承担本办法规定的食品检验工作的检验机构，必须具备法定资格和条件，按照国家规定经过计量认证、审查认可或者通过实验室认可，方可承担食品法定检验和委托检验任务。</p> <p>第三十七条 不具备产品出厂检验能力的企业，按照就近就便的原则委托国家质检总局指定并统一公布的检验机构进行食品出厂检验。</p> <p>第三十八条 承担食品检验和抽样的单位及工作人员，应当根据有关的产品标准和技术法规等要求实施产品抽样和检验。</p>	<p>自ら検査を行う企業は、毎年サンプルを品質技術監督部門が指定する検査機構に送達し、比較対照を行うものとする。</p> <p>第三十六条 本方法が規定する食品検査業務を担当する検査機構は、法定資格及び条件を具備しなければならず、国家规定に基づき計量認証及び審査認可を経て又は実験室認可を得て、食品法定検査及び委託検査任務を担当することができる。</p> <p>第三十七条 製品出荷検査能力を具備していない企業は、近きは便利という原則に基づき、国家質検総局が指定し、統一公布した検査機構に委託し食品出荷検査を行う。</p> <p>第三十八条 食品検査及びサンプル採取を担当する団体及び業務人員は、関係する製品基準及び技術法規等の基準に基づき製品採取及び検査を行うものとする。</p>
---	---

## 第五章 食品质量安全标志

第三十九条 实施食品质量安全市场准入制度的食品，出厂前必须加印（贴）食品质量安全市场准入标志，没有食品质量安全市场准入标志的，不得出厂销售。

第四十条 食品质量安全市场准入标志是质量标志，表明食品符合质量安全基本要求，以“质量安全”的英文名称 Quality Safety 缩写“QS”表示。

第四十一条 国家质检总局统一制定食品质量安全市场准入标志（以下简称“QS 标志”）的式样（见附件）。

第四十二条 企业使用食品质量安全市场准入标志表明其产品经检验合格，符合食品质量安全的基本要求。企业取得食品生产许可证，其出厂食品经自行检验或者委托检验合格的，应当在最小销售单元的食品包装或者标签上加印（贴）QS 标志。

## 第五章 食品品质安全表示

第三十九条 食品品质安全市场准入制度を実施する食品は、出荷前に食品品質安全市場参入表示を押印（貼付）しなければならず、食品品質安全市場参入表示がないものは、出荷販売してはならない。

第四十条 食品品質安全市場参入許可表示は品質表示であり、食品が品質安全の基本的基準に合致していることを表し、「品質安全」の英語名称である「Quality Safety」の略称の「QS」で表示する。

第四十一条 国家質検総局は、食品品質安全市場参入表示(以下「QS 表示」という。)の様式を統一的に制定する(添付資料参照)。

第四十二条 企業が使用する食品品質安全市場参入表示は、その製品が検査を経て合格したもので、食品品質安全の基本的基準に合致していることを表す。企業が食品生産許可証を取得し、その出荷食品が自己検査又は委託検査を経て合格したものであるときは、最小の販売単位の食品包装又はラベル上に QS 表示を押印（貼付）するものとする。

<p>使用食品质量安全市场准入标志时，可根据需要按比例放大或者缩小，但不得变形、变色。食品质量安全市场准入标志由食品生产企业自行加印（贴）。</p> <p>第四十三条 加印（贴）QS 标志的食品，在质量保证期内，非消费者使用或者保管不当而出现质量问题的，由生产者、销售者根据各自的义务，依法承担法律责任。</p> <p>第六章 食品质量安全监督</p> <p>第四十四条 获得食品生产许可证的企业应当保证持续稳定地生产合格的食品，并接受各地质量技术监督部门的监督和管理。食品销售企业，应当检查所出售的食品是否具有 QS 标志和食品生产许可证编号。</p>	<p>食品品質安全市場參入表示を使用する場合、必要に基づき比率を拡大又は縮小することができるが、変形及び変色させてはならない。食品品質安全市場參入表示は食品生産企業が自ら押印（貼付）する。</p> <p>第四十三条 QS 表示を押印（貼付）した食品で、品質保証期間内に、消費者の使用又は不当な保管によらず品質問題が発生した場合、生産者及び販売者は、各自の義務に基づき、法に基づき法的責任を負う。</p> <p>第六章 食品品質安全監督</p> <p>第四十四条 食品生産許可証を獲得した企業は、持続的、安定的に合格した食品を生産することを保証するものとし、各地の品質技術監督部門の監督及び管理を受ける。食品販売企業は、販売食品が QS 表示及び食品生産許可証番号を備えているか否かを検査するものとする。</p>
---	---

<p>第四十五条 质量技术监督部门应当根据不同类型食品的特点，定期对食品安全进行监督检查，主要检查企业是否持续满足保证产品质量的必备条件、是否持续保证食品安全以及食品生产许可证和食品安全市场准入标志的使用等情况。对监督检查中发现其食品存在质量安全问题的，应当书面通知企业限期整改，并且按照有关规定，在一定时期内由指定的检验机构对企业生产加工的食品进行加严检验。</p> <p>第四十六条 食品生产加工企业不得使用过期的、失效的、变质的、污秽不洁、陈化的、回收的或者非食用的原材料生产加工食品。质量技术监督部门应当加强食品生产加工企业原材料、添加剂及包装材料使用情况的监督检查。检查其在采购食品原材料时，是否向供货单位索取合格证明，或者自行检验、委托检验合格。</p>	<p>第四十五条 品質技術監督部門は異なる種類の食品の特徴に基づき、食品の品質安全に対して監督検査を定期的に行うものとし、企業が製品品質の必要具備条件を持続的に満足しているか否か、食品の品質安全を持続的に保証しているか否か、及び食品生産許可証及び食品品質市場参入表示の使用等の状況を主として検査する。監督検査中にその食品に品質安全問題の存在が発見されたものに対しては、企業へ期限内に改善するよう書面通知するものとし、併せて関係規定に基づき、一定の期間内に指定の検査機構が企業が生産加工した食品に対してさらに厳密な検査を行う。</p> <p>第四十六条 食品生産加工企業は、期限経過のもの、失効したもの、変質したもの、汚れて不潔なもの、古いもの、回収されたもの又は非食用のもの原材料を使用して食品を生産加工してはならない。品質技術監督部門は食品生産加工企業の原材料、添加物及び包装材料の使用状況の監督検査を強化するものとする。企業が食品原材料を買い付ける場合に、製品供給団体に合格証明書を請求しているか否か、又は自己検査、委託検査で合格しているか否かを検査する。</p>
---	--

<p>第四十七条 使用新资源、食品添加剂新品种生产加工食品，或者利用新的原材料进行食品包装的，食品生产加工企业必须在投产前进行质量安全检验，必须向质量技术监督部门提供质量安全检验证明。质量技术监督部门对上述新材料的使用进行监督。</p> <p>第四十八条 国家质检总局和省级质量技术监督部门负责对食品检验机构的工作进行监督管理。检验结果与实际不符的，应当追究相关检验机构的责任。</p> <p>第四十九条 企业对监督检验结论有异议的，可以自接到检验结果之日起 15 日内，向组织该监督检验的质量技术监督部门或者上一级管理部门提出复验申请。质量技术监督部门应当委托法定的检验机构进行复验，并应当自受理复验之日起 10 日内做出书面答复。复验结果为终局结论。</p>	<p>第四十七条 新資源及び食品添加物の新品種を使用して食品を生産加工し、又は新しい原材料を利用して食品包装を行う場合は、食品生産加工企業は生産投入前に品質安全検査を行い、品質技術監督部門に品質安全検査証明を提出しなければならない。品質技術監督部門は上述した新材料の使用に対して監督を行う。</p> <p>第四十八条 国家質検総局及び省級の品質技術監督部門は、食品検査機構の業務に対して監督管理を行う責任を負う。検査結果と実際とが一致しない場合は、関係検査機構の責任を追及するものとする。</p> <p>第四十九条 企業が監督検査の結論に対して異議を有する場合は、検査結果を受け取った日から 15 日以内に、当該監督検査を行った品質技術監督部門又は一つ上級の管理部門に再検査の申請を提出することができる。品質技術監督部門は法定の検査機構に委託し再検査を行い、再検査受理日から 10 日以内に書面返答を行うものとする。再検査結果を最終結論とする。</p>
---	--

第七章 审查人员和检验人员

第五十条 从事企业必备条件审查工作的审查人员应当具有大专以上学历或者具有中级以上专业技术职务任职资格，熟悉并从事过质量监督管理工作或者熟悉并从事过食品生产或者检验工作，经培训考核合格后，方可承担食品生产许可证的审查工作。

第五十一条 食品检验人员应当具有规定的学历或者具有初级专业技术职务任职资格（含质量专业初级资格），从事过食品检验或者相关专业的检验工作，并经考核合格，方可承担食品质量检验工作。

第五十二条 国家对从事食品质量安全必备条件审查的人员实行资格管理制度，对食品检验人员实行职（执）业资格管理制度。审查人员、检验人员需持证上岗。未经考核合格的人员，不得从事相应的审查或者检验工作。

第七章 審査人員及び検査人員

第五十条 企業の必要具備条件審査業務に従事する審査人員は、大学、専門学校以上の学歴を有するか又は中級以上の専門技術職務就職資格を有するものとし、品質監督管理業務に熟知し従事したことがあるか又は食品生産、検査業務に熟知し従事したことがあり、養成訓練を経て審査合格した後、食品生産許可証の審査業務を担当することができる。

第五十一条 食品検査人員は、規定の学歴を有するか又は初級専門技術職務就職資格(品質専門初級資格を含む。)を有するものとし、食品検査又は関係する専門検査業務に従事したことがあり、審査を経て合格後、食品品質検査業務に従事することができる。

第五十二条 国家は、食品品質安全必要具備条件の審査に従事する人員に対して資格管理制度を行い、食品検査人員に対して職業（執行）資格管理制度を行う。審査人員及び検査人員は、証明書を携帯して業務に従事しなければならない。審査合格を経ていない人員は、これらの審査又は検査業務に従事してはならない。

第五十三条 国家质检总局负责统一制订审查人员和检验人员的考核标准及培训教材，统一培训师资人员，统一组织审查人员、检验人员考核发证。省级质量技术监督部门负责组织本辖区审查人员和检验人员的培训工作。

第五十四条 国家质检总局对审查人员和检验人员的资格实行注册管理。注册有效期为3年。在注册有效期内，审查人员和检验人员应当按照国家质检总局的统一要求，接受相关的继续教育。

## 第八章 罚则

第五十五条 食品生产加工或者销售企业有下列情况之一的，由质量技术监督部门责令其停止生产、销售，限期取得食品生产许可证；并处违法生产销售产品（包括已出售和未出售的食品）货值金额15%至20%的罚款；有违法所得的，没收违法所得；造成损失的，依法追究责任。

(一) 未获得食品生产许可证而擅自生产的；

第五十三条 国家質検総局は審査人員及び検査人員の審査基準及び養成訓練教材を統一的に制定し、教師資格人員を統一的に養成訓練し、審査人員及び検査人員の審査及び証書発行を統一的に行う責任を負う。省級の品質技術監督部門は、当該管轄区の審査人員及び検査人員の養成訓練業務を行う責任を負う。

第五十四条 国家質検総局は審査人員及び検査人員の資格に対して登録管理を行う。登録の有効期限は3年とする。登録の有効期限内において、審査人員及び検査人員は国家質検総局の統一基準に基づき、関係する教育を継続的に受けるものとする。

## 第八章 罰則

第五十五条 食品の生産加工又は販売企業が以下に列挙する行為の一つに該当する場合、品質技術監督部門はその生産、販売の停止、期限内での食品生産許可証の取得を命じる。違法生産販売した製品（既に販売された食品及び販売されていない食品を含む。）の製品価格金額の15%から20%までの罰金に処する。違法所得がある場合、違法所得を没収する。損害を生じさせた場合は、法に基づき責任を追及する。

(一) 食品生産許可証を獲得せず、勝手に生産する行為。

<p>(二) 委托无证企业生产加工食品的;</p> <p>(三) 食品生产许可证超过有效期而继续生产的;</p> <p>(四) 超出许可范围擅自生产的;</p> <p>(五) 销售无证产品的。</p> <p>第五十六条 取得食品生产许可证的企业,未按规定在食品包装上标明生产许可证编号和加印(贴)QS标志的,责令整改;情节严重的,可处3万元以下罚款,吊销食品生产许可证。</p> <p>第五十七条 伪造、冒用食品生产许可证及QS标志的,取得生产许可证的企业转让或者涂改生产许可证编号或者标志的,由质量技术监督部门责令改正,并按照《中华人民共和国产品质量法》第五十三条的规定处罚;情节严重的,吊销食品生产许可证。</p> <p>违法接受并使用他人提供的生产许可证编号的,按照前款规定给予处罚。</p>	<p>(二) 許可証のない企業に食品の生産加工を委託する行為。</p> <p>(三) 食品生産許可証の有効期限を超過して継続して生産する行為。</p> <p>(四) 許可範囲を超えて勝手に生産を行う行為。</p> <p>(五) 許可証のない製品を販売する行為。</p> <p>第五十六条 食品生産許可証を取得した企業が、規定に基づき食品包装上に生産許可証番号及びQS表示を押印(貼付)していない場合は、改善するよう命じる。情状が重い場合には、3万元以下の罰金に処し、食品生産許可証を取り消すことができる。</p> <p>第五十七条 食品生産許可証及びQS表示を偽造、冒用するもの、生産許可証を取得した企業で生産許可証番号又は表示を譲渡又は改ざんするものは、品質技術監督部門が修正するよう命じ、「中華人民共和國製品品質法」第五十三条の規定に基づき処罰する。情状が重いものは、食品生産許可証を取り消す。</p> <p>他人が提供する生産許可証番号を違法に受け取り、使用したものは、前項の規定に基づき処罰する。</p>
---	--

第五十八条 企业未按时进行年审或者年审不合格、未按规定办理变更申请而继续生产的，由质量技术监督部门责令其限期改正；逾期不改正的，按照《中华人民共和国产品质量法》第五十三条的规定实施处罚；情节严重的，吊销食品生产许可证。

第五十九条 使用不符合本办法规定的原材料、食品添加剂生产加工食品的，按照《中华人民共和国产品质量法》第五十条的规定处罚；情节严重的，吊销食品生产许可证。

第六十条 食品生产企业不具备产品出厂检验能力且未按规定进行委托出厂检验而擅自出厂销售的，或者食品生产企业具备产品出厂检验能力而未按规定实施产品出厂检验的，由质量技术监督部门责令限期改正；逾期不改的或者情节严重的，处3万元以下罚款；情节严重的，吊销食品生产许可证。

第五十八条 企業が時期に応じて年度審査を行わず、又は年度審査で不合格となり、又は規定に基づき変更の申請の手続をせず、継続して生産した場合は、品質技術監督部門は期限内に修正するよう命じる。期限経過後も修正しない場合には、「中華人民共和国製品品質法」第五十三条の規定に基づき処罰する。情状が重い場合は、食品生産許可証を取り消す。

第五十九条 本方法の規定に合致していない原材料及び食品添加物を使用して食品を生産加工するものは、「中華人民共和国製品品質法」第五十条の規定に基づき処罰する。情状が重いものは、食品生産許可証を取り消す。

第六十条 食品生産企業で製品出荷検査能力を具備しておらず、且つ規定に基づき出荷検査を委託せず、勝手に出荷販売を行うもの、又は食品生産企業が製品出荷検査能力を具備しているが、規定に基づき製品出荷検査を行わないものは、品質技術監督部門が期限内に修正するよう命じる。期限経過後も修正しないもの又は情状が重いものは、3万元以下の罰金に処する。情状が重いものは、食品生産許可証を取り消す。

<p>第六十一条 企业或者检验机构的检验、检测仪器属于强制检定范围的计量器具，未按照规定申请检定或者属于非强制检定范围的计量器具未自行定期检定或者送其他计量检定机构定期检定的，以及经检定不合格继续使用的，按照《中华人民共和国计量法实施细则》第四十六条的规定处罚。</p> <p>第六十二条 食品质量安全不符合强制性标准要求的，按照《中华人民共和国产品质量法》第四十九条的规定处罚；情节严重的，吊销食品生产许可证。</p> <p>第六十三条 企业在生产加工过程中，存在掺杂使假等行为的；由于产品质量安全原因发生事故造成严重后果的；在国家监督抽查或者省级质量技术监督部门组织的监督检查中，质量安全指标连续 2 次抽查检验不合格的；企业拒绝接受监督检查的，后果和情节严重的，由发证部门吊销食品生产许可证，并依照有关法律法规给予行政处罚。</p>	<p>第六十一条 企業又は検査機構の検査、検査測定機器が、強制検定範囲の計量器具に属していて、規定に基づき検定を申請しないもの、又は非強制検定範囲に属する計量器具で定期検査を自ら行わないか又はその他の計量検定機構に送って定期検定をしないもの及び検定を経て不合格となったものを継続して使用しているものは、「中華人民共和国計量法実施細則」第四十六条の規定に基づき処罰する。</p> <p>第六十二条 食品の品質安全が強制基準の基準に合致していない場合は、「中華人民共和国製品品質法」第四十九条の規定に基づき処罰する。情状が重い場合には、食品生産許可証を取り消す。</p> <p>第六十三条 企業が生産加工過程において、混ぜ物を入れ、偽造品を使用する等の行為が存在するもの、製品の品質安全を原因として事故が発生し、重大な結果を生じさせたもの、国家の抜取り検査の監督又は省級の品質技術監督部門が行う監督検査において、品質安全指標が連続 2 回の抜取り検査で不合格となったもの、企業が監督検査を受けることを拒絶して結果及び情状が重大なものは、許可証発行部門が食品生産許可証を取り消し、法律法規に基づき行政処罰を行う。</p>
---	---

第六十四条 检验机构违反本规定，伪造检验结果或者出具虚假证明的，按照《中华人民共和国产品质量法》第五十七条的规定处罚，并取消其承担检验任务的资格；取消实验室认可和计量认证、审查认可资格。

第六十五条 从事食品质量监督管理工作的人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

量安全监督管理工作的质量技术监督部门有上述违法违规行为的，给予警告并通报批评；情节严重的，取消其从事食品生产许可证审查工作的资格。

第六十六条 审查人员、检验人员在工作中不科学、不公正地履行职责的，视情节轻重给予批评、警告或者调离岗位及其他必要的行政处分，直至取消上岗资格。

第六十四条 検査機構が本規定に違反し、検査結果を偽造又は虚偽証明を作成した場合は、「中華人民共和国製品品質法」第五十七条の規定に基づき処罰し、その担当する検査任務の資格を取り消し、実験室認可、計量認証及び審査認可資格を取り消す。

第六十五条 食品品質安全監督管理業務に従事する人員が職権を濫用し、職務を怠り、私利を図り、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法に基づき行政処分を行う。

食品の品質安全監督管理業務に従事する品質技術監督部門で上述の違法行為及び違反行為がある場合は、警告を与え、叱責通知を行う。情状が重大である場合には、食品生産許可証の審査業務に従事する資格を取り消す。

第六十六条 審査人員及び検査人員が、業務において、科学的及び公正に職責を履行しないときは、情状の軽重を見て叱責、警告又は職場異動及びその他の必要な行政処分を行い、必要に応じて従事資格を取り消す。

第六十七条 企业、检验机构对质量技术监督部门审查发证和行政处罚行为有异议的，可以依法提出行政复议或者行政诉讼。

#### 第九章 附则

第六十八条 企业申请办理食品生产许可证和委托进行的产品质量检验，应当按照国家有关规定交纳费用。收费标准按照国家物价管理部门批准的文件执行。

第六十九条 本办法由国家质检总局负责解释。

第七十条 本办法自公布之日起施行。

第六十七条 企業及び検査機構で品質技術監督部門の審査証書発行及び行政処罰行為に対して異議を有するものは、法に基づき行政不服申立て又は行政訴訟を提起することができる。

#### 第九章 附則

第六十八条 企業の食品生産許可証の申請手続及び委託して行う製品の品質検査は、国家の関係規定に基づき費用を納付するものとする。納付費用の基準は国家の物価管理部門が承認した文書に基づき執行する。

第六十九条 本方法は国家質検総局が解釈の責任を負う。

第七十条 本方法は公布日より施行する。



## 2 - 5 輸出入管理過程

法律法規訳出一覧（原文対照）

輸出食品生産企業衛生登録登記管理規定

原文	和訳
<p>出口食品生产企业卫生注册登记管理规定</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为加强对出口食品生产企业的监督管理，保证出口食品的安全和卫生质量，根据《中华人民共和国食品卫生法》、《中华人民共和国进出口商品检验法》及其实施条例的有关规定，制定本规定。</p> <p>第二条 国家对出口食品生产、加工、储存企业（以下简称出口食品生产企业）实施卫生注册、登记制度。</p> <p>凡在中华人民共和国境内生产、加工、储存出口食品的企业，必须取得卫生注册证书或者卫生登记证书后，方可生产、加工、储存出口食品。</p>	<p>輸出食品生産企業衛生登録管理規定</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 輸出食品生産企業に対する監督管理を強化し、輸出食品の安全及び衛生品質を保証するために、「中華人民共和国食品衛生法」及び「中華人民共和国輸出入商品検査法」並びにその実施条例の関係規定に基づき、本規定を制定する。</p> <p>第二条 国家は、輸出食品の生産及び加工並びに貯蔵企業(以下「輸出食品生産企業」という)に対して衛生登録及び登記制度を行う。</p> <p>およそ中華人民共和国国内において輸出食品を生産及び加工並びに貯蔵する企業は、衛生登録証書又は衛生登記証書を取得した後、輸出食品を生産及び加工並びに貯蔵することができる。</p>

<p>第三条 国家认证认可监督管理委员会（以下简称国家认监委）主管全国出口食品生产企业卫生注册、登记工作。国家质量监督检验检疫总局(以下简称国家质检总局)设在各地的直属出入境检验检疫局（以下简称直属检验检疫局）负责所辖地区出口食品生产企业的卫生注册、登记工作。</p> <p>未经卫生注册或者登记企业的出口食品，国家质检总局设在各地的出入境检验检疫机构（以下简称检验检疫机构）不予受理报检。</p> <p>第四条 国家认监委根据出口食品的风险程度，公布和调整《实施出口食品卫生注册、登记的产品目录》（以下简称《注册目录》，附件 1）。对《注册目录》内食品的生产企业，实施卫生注册管理；对《注册目录》以外食品的生产企业实施卫生登记管理。</p> <p>第二章 申请</p> <p>第五条 申请卫生注册的出口食品生产企业，应当按照《出口食品生产企业卫生要求》（附件 2）建立卫生质量体系。</p>	<p>第三条 国家認証認可監督管理委員会(以下「国家認監委」という)は、全国の輸出食品生産企業の衛生登録及び登記業務を主管する。国家品質監督検査検疫総局(以下「国家質検総局」という)が各地に設置した直属の輸出入検査検疫局（以下「直属検査検疫局」という）は、所轄地区の輸出食品生産企業の衛生登録及び登記業務を担当する。</p> <p>衛生登録又は登記を経していない企業の輸出食品について、国家質検総局が各地に設置した輸出入検査検疫機構(以下「検査検疫機構」という)は、検査申込みを受理しない。</p> <p>第四条 国家認監委は、輸出食品のリスクの程度に基づき、「輸出食品衛生登録及び登記実施製品目録」（以下「登録目録」といい、添付資料 1）を公布及び調整する。「登録目録」内の食品の生産企業に対して、衛生登録管理を行う。「登録目録」以外の食品の生産企業に対しては、衛生登記管理を行う。</p> <p>第二章 申請</p> <p>第五条 衛生登録を申請する輸出食品生産企業は、「輸出食品生産企業衛生基準」（添付資料 2）に基づき、衛生品質システムを構築するものとする。</p>
--	---

<p>申请卫生登记的出口食品生产企业，应当根据产品特点并参照《出口食品生产企业卫生要求》建立卫生质量体系。</p> <p>第六条 出口食品生产企业在新建、扩建或者改建前，应当向所在地的直属检验检疫局申请选址、设计的卫生审查，审查合格方能施工。</p> <p>第七条 出口食品生产企业在生产出口食品前，应当向直属检验检疫局申请卫生注册或者卫生登记，填写并提交《出口食品生产企业卫生注册/登记申请书》（一式三份）。总厂、分厂、联营厂以及不在同一厂区的加工车间应当分别提出申请。</p> <p>第八条 出口食品生产企业在提交《出口食品生产企业卫生注册/登记申请书》时，应当提供本企业的卫生质量体系文件、厂区平面图、车间平面图、工艺流程图等有关资料。</p>	<p>衛生登記を申請する輸出食品生産企業は、製品の特徴に基づき、また「輸出食品生産企業衛生基準」を参照して、衛生品質システムを構築するものとする。</p> <p>第六条 輸出食品生産企業は、新築及び増築又は改築前に、所在地の直属検査検疫局に場所選択及び設計する衛生審査を申請するものとし、審査合格後に施工することができる。</p> <p>第七条 輸出食品生産企業は、輸出食品の生産開始前において、直属検査検疫局に衛生登録又は衛生登記を申請するものとし、「輸出食品生産企業衛生登録/登記申請書」（一式三部）に記入し、提出する。本工場、支工場、連合経営工場及び同一の生産区内にない加工作業場は、申請を個別に提出するものとする。</p> <p>第八条 輸出食品生産企業が「輸出食品生産企業衛生登録/登記申請書」を提出する場合、当該企業の衛生品質システムの書類、工場地区平面図、作業場平面図、技術程図等の関係資料を提供するものとする。</p>
---	---

<p>第三章 评审和发证</p> <p>第九条 直属检验检疫局接受出口食品生产企业提交的卫生注册申请书和有关资料后，组成由主任评审员任组长、1-2 名具备资格的评审员参加的评审组，在 10 个工作日内完成该申请书和有关资料的审核。经审核不符合要求的，受理申请的直属检验检疫局应当在 10 个工作日内通知出口食品生产企业在 30 日内补正，逾期未补正的，视为撤回申请；经审核符合要求的，由评审组组长负责制定评审计划，并与出口食品生产企业商定评审的具体时间，按时进行评审。</p> <p>第十条 评审依据</p> <p>(一) 《出口食品生产企业卫生要求》；</p> <p>(二) 对列入《卫生注册需评审 HACCP 体系的产品目录》(附件 3) 的出口食品生产企业的评审依据为《出口食品生产企业卫生要求》和国际食品法典委员会《危险分析和关键控制点 (HACCP) 体系及其应用准则》。《卫生注册需评审 HACCP 体系的产品目录》由国家认监委公布和调整。</p>	<p>第三章 審査及び証書発行</p> <p>第九条 直属検査検疫局は、輸出食品生産企業が提出した衛生登録申請書及び関係資料の受け取った後、主任審査員を組織長、1-2 名の資格を有する審査員が参加する審査組織を構成し、10 業務日以内に当該申請書及び関係資料の審議を完成する。審議を経て基準に合致していないものは、申請を受理した直属検査検疫局が 10 業務日以内に、輸出食品生産企業へ 30 日以内に補正するよう通知するものとし、期限を過ぎ、補正しなかったものは、申請を撤回したものと看做す。審議を経て基準に合致しているものは、審査組織長が審査計画を制定する責任を負い、輸出食品生産企業と審査する具体的な日時を打ち合わせ、日時通りに審査を行う。</p> <p>第十条 審査根拠</p> <p>(一) 「輸出食品生産企業衛生基準」。</p> <p>(二) 「衛生登録に関する HACCP システムの審査を要する製品目録」(添付資料 3) に列記された輸出食品生産企業に対する審査根拠は、「輸出食品生産企業衛生基準」及び国際食品法典委員会「危険分析及びクリティカル・コントロールポイント(HACCP)システム及びその応用準則」である。「衛生登録に関する HACCP システムの審査を要する製品目録」は、国家認監委が公布及び調整をする。</p>
--	---

第十一条 评审组在进行现场评审前，应当将评审的目的、依据、范围、方法和要求告知出口食品生产企业，并听取其有关情况的报告。

第十二条 评审组应当采取提问、查阅记录、现场检查、抽样验证等方式进行评审并做好记录。

第十三条 在评审结束后，评审组应当将评审情况告知出口食品生产企业，对存在的问题提出不符合项报告和限期改进的意见。

出口食品生产企业应当在限期内将整改情况报告受理申请的直属检验检疫局。

评审组组长在评审工作结束后，应当向直属检验检疫局提交评审报告。

第十一条 審査組織は現場審査実施前に、審査の目的、根拠、範囲、方法及び基準を輸出食品生産企業に告知し、その関係状況の報告を聴取するものとする。

第十二条 審査組織は、質問、調査記録、現場検査、抜き取り検証等の方式を採用して審査を行い、十分に記録するものとする。

第十三条 審査終了後、審査組織は審査状況について輸出食品生産企業に告知するものとし、存在する問題に対しては不合致項目の報告及び期限付き改善に関する意見を提出する。

輸出食品生産企業は、期限内に、改善状況について申請を受理した直属検査検疫局に報告するものとする。

審査組織長は、審査業務終了後、直属検査検疫局に審査報告を提出するものとする。

第十四条 直属检验检疫局对评审组提出的评审报告和出口食品生产企业的整改情况进行审核，并在 15 个工作日内做出评审结论。对评审不合格的，签发评审不合格通知；对评审合格的，批准注册并颁发卫生注册证书。证书编号规则由国家认监委另行公布。

经评审不合格的出口食品生产企业，自不合格通知发出之日起 6 个月内不得重新提出卫生注册申请。重新提出申请的，在申请前应当认真整改。

第十五条 卫生注册证书和卫生登记证书有效期为 3 年。卫生注册证书由国家认监委统一印制，由直属检验检疫局向卫生注册企业颁发。卫生登记证书由国家认监委统一印制，以直属检验检疫局名义向卫生登记企业颁发。

#### 第四章 监督管理

第十六条 直属检验检疫局对注册企业实施监督管理。监督管理的主要内容包括：

- (一) 检查企业是否持续符合规定的卫生注册条件；

第十四条 直属検査検疫局は、審査組織が提出した審査報告及び輸出食品生産企業の改善状況に対して審議を行い、15 業務日内に審査結果を出す。審査不合格の場合は、審査不合格通知書を発行する。審査合格の場合には、登録を許可し、衛生登録証書を授与する。証書番号規則は国家認监委が別途公布する。

審査を経て不合格となった輸出食品生産企業は、不合格通知書発行日から 6 ヶ月以内は衛生登録申請を新たに提出してはならない。申請を新たに提出したものは、申請前、誠実に改善をするものとする。

第十五条 衛生登録証書及び衛生登記証書の有効期限は 3 年とする。衛生登録証書は国家認监委が統一的に印刷制作し、直属検査検疫局が衛生登録企業に授与する。衛生登記証書は国家認监委が統一的に印刷制作し、直属検査検疫局名義で衛生登記企業に授与する。

#### 第四章 監督管理

第十六条 直属検査検疫局は、登録企業に対して監督管理を行う。監督管理の主要内容は以下のものを含む。

- (一) 検査企業が規定に合致した衛生登録条件を持続しているか否か。

<p>(二) 卫生质量体系是否有效地运行；</p> <p>(三) 卫生注册编号使用管理情况；</p> <p>(四) 出口产品原料、辅料和成品安全卫生质量状况及出口检验检疫等情况。</p> <p>第十七条 对注册企业监督管理的方式包括：</p> <p>(一) 日常监督管理。由检验检疫机构派员对卫生注册企业实施日常监督管理。</p> <p>(二) 定期监督检查。直属检验检疫局组织卫生注册评审员对卫生注册企业定期实施监督检查。对肉类、水产、罐头、肠衣类卫生注册企业，每年至少组织一次全面监督检查。对季节性出口产品的卫生注册企业，应当按照生产季节进行监督检查。对获得国外卫生注册的企业，应当至少每半年（或者生产季节）进行一次全面监督检查。对其他卫生注册企业，直属检验检疫局可视具体情况确定监督检查次数。定期监督检查应当包括日常监督管理中发现问题的改正情况。</p>	<p>(二) 衛生品質システムが有効に機能しているか否か。</p> <p>(三) 衛生登録番号の使用管理状況。</p> <p>(四) 輸出製品の原料及び補助原料並びに製品の安全衛生品質の状況及び輸出検査検査等の状況。</p> <p>第十七条 登録企業に対する監督管理の方式は以下のものを含む。</p> <p>(一) 日常監督管理。検査検査機構の派遣人員が衛生登録企業に対して日常監督管理を行う。</p> <p>(二) 定期監督検査。直属検査検査局は衛生登録審査員を組織し、衛生登録企業に対して監督検査を定期的に行う。肉類、水産物、缶詰、ソーセージ類の衛生登録企業に対しては、毎年少なくとも一回は全面的な監督検査を組織する。時季輸出製品の衛生登録企業に対しては、生産時季に基づき監督検査を行うものとする。国外の衛生登録を獲得している企業に対しては、少なくとも半年(又は生産時季)毎に一回の全面的な監督検査を行うものとする。その他の衛生登録企業に対しては、直属検査検査局が具体的状況を見て監督検査回数を確定することができる。定期監督検査は、日常監督管理中に発見された問題の改善状況を含むものとする。</p>
--	---

<p>(三) 换证复查。出口食品注册企业应当在证书有效期满前3个月向直属检验检疫局提出复查申请。受理申请的直属检验检疫局按照本规定第三章规定的评审要求,对申请企业进行复查,合格的予以换证,不合格的或者未申请换证的不予换证。</p> <p>监督管理工作应当做好记录,并将发现的问题书面通知被检查企业。</p> <p>第十八条 在对卫生注册企业的监督管理过程中,有下列情形之一的,直属检验检疫局应当书面通知企业限期整改,并暂停受理其出口报检,直至确认企业整改符合要求:</p> <p>(一) 发现有对食品安全卫生质量构成严重威胁的因素包括原料、辅料和生产加工用水(冰)等,不能保证其食品安全卫生质量的;</p> <p>(二) 经出口检验检疫发现食品安全卫生质量不合格,且情况严重的。</p>	<p>(三) 証書更新、再審査。輸出食品登録企業は、証書の有効期限満期3ヶ月前に直属検査検疫局に再審査申請を提出するものとする。審査を受理した直属検査検疫局は、本規定第三章が規定する審査基準に基づき、申請企業に対して再審査を行い、合格したものは証書更新をする。不合格のもの又は証書更新を申請していないものは証書更新をしない。</p> <p>監督管理業務は十分に記録するものとし、発見された問題について、被検査企業に書面で通知をする。</p> <p>第十八条 衛生登録企業に対する監督管理過程において、以下に列举する状況のうち一つでも有するものは、直属検査検疫局が企業に期限付き改善を書面で通知し、企業の改善が基準に合致すると確認されるまで、その輸出検査申込みの受理をしばらく停止する。</p> <p>(一) 製品安全衛生品質に対して重大な影響を形成する要素が原料及び補助原料並びに生産加工用水(氷)等を含み、その製品の安全衛生品質を保証することができないと発見した場合。</p> <p>(二) 輸出検査検疫により製品の安全衛生品質の不合格が発見され、かつ状況が嚴重な場合。</p>
---	--

<p>第十九条 在对卫生注册企业的监督管理过程中, 有下列情形之一的, 由直属检验检疫局发出通知, 吊销其卫生注册证书:</p> <p>(一) 有本规定第十八条第(一)项或者第(二)项所列情形,且在限期内未完成整改的;</p> <p>(二) 企业因原料、生产、加工、储存内部管理等原因, 其产品在国外出现卫生质量问题造成不良影响的;</p> <p>(三) 企业隐瞒出口产品安全卫生质量问题的事实真相, 造成严重后果的;</p> <p>(四) 企业拒不接受监督管理的;</p> <p>(五) 借用、冒用、转让、涂改、伪造卫生注册证书、注册编号、卫生注册标志, 或者本企业未注册食品使用本企业注册食品的注册编号的;</p> <p>被吊销卫生注册证书的企业, 自收到吊销通知书之日起1年内不得重新提出卫生注册申请。</p>	<p>第十九条 衛生登録企業に対する監督管理の過程において、以下に列挙する状況のうち一つでも有するものは、直属検査検疫局が通知を出し、その衛生登録証書を取り上げる。</p> <p>(一) 本規定第十八条第(一)号又は第(二)号に列挙する状況で、かつ期限内に改善が完成していないもの。</p> <p>(二) 企業が原料、生産、加工及び内部貯蔵管理等の原因により、その製品が国外において衛生品質問題が発見され、不良な影響を引き起こしているもの。</p> <p>(三) 企業が輸出製品の安全衛生品質問題の事実真相を隠蔽し、重大な結果を引き起こしているもの。</p> <p>(四) 企業が監督管理を受けることを拒否しているもの。</p> <p>(五) 衛生登録証書、登録番号及び衛生登録表示を借用、冒用、譲渡、改ざん及び偽造したもの、又は当該企業の登録していない食品に当該企業の登録食品の登録番号を使用しているもの。</p> <p>衛生登録証書を取り上げられた企業は、取上げ通知書を受け取った日から1年以内は衛生登録申請を新たに提出してはならない。</p>
--	--

<p>第二十条 有下列情形之一的，视为企业的卫生注册资格自动失效：</p> <p>(一) 卫生注册企业的名称、法人代表或者通讯地址发生变化后 30 日内未申请变更的；</p> <p>(二) 卫生注册企业的生产车间改建、扩建、迁址完毕或者其卫生质量体系发生重大变化后 30 日内未申请复查的；</p> <p>(三) 1 年内没有出口注册范围内食品的；</p> <p>(四) 逾期未申请换证复查的。</p> <p>第二十一条 国家认监委对直属检验检疫局的卫生注册工作实行监督检查，必要时可以组织专家对卫生注册企业进行监督检查。</p>	<p>第二十条 以下に列挙する状況のうち一つでも有するものは、企業の衛生登録資格が自動的に失効したものと看做す。</p> <p>(一) 衛生登録企業の名称及び法人代表又は連絡場所に変更を生じた後 30 日以内に変更を申請しなかったもの。</p> <p>(二) 衛生登録企業の生産作業場の改築及び増築並びに移転完成後又はその衛生品質システムに重大な変更を生じた後 30 日以内に再審査を申請しなかったもの。</p> <p>(三) 1 年以内に、登録した範囲内の食品を輸出していないもの。</p> <p>(四) 期限経過後証書の更新、再審査を申請しなかったもの。</p> <p>第二十一条 国家認監委は、直属検査検疫局の衛生登録業務に対して監督検査を行い、必要があれば専門家を組織し衛生登録企業に対する監督抜き取り検査を行う。</p>
---	---

第五章 附則

第二十二條 對申請衛生登記的出口食品生產企業的評審、發證和監督管理由直屬檢驗檢疫局參照《出口食品生產企業衛生要求》以及本規定第三章、第四章的有關規定實施。

第二十三條 出口食品生產企業需要辦理國外衛生註冊的，必須按照本規定取得衛生註冊證書或者衛生登記證書，依照《出口食品生產企業申請國外衛生註冊管理辦法》的有關要求，向所在地直屬檢驗檢疫局提出申請，由其向國家認監委申請推薦。

第二十四條 本規定由國家質檢總局授權國家認監委負責解釋。

第二十五條 本規定自 2002 年 5 月 20 日起施行。原國家進出口商品檢驗局 1994 年 11 月 14 日公布的《出口食品廠、庫衛生註冊細則》（國檢監〔1994〕79 號）同時廢止。

第五章 附則

第二十二條 衛生登記を申請する輸出食品生産企業に対する審査及び証書発行並びに監督管理は、直屬検査檢疫局が「輸出食品生産企業衛生基準」及び本規定第三章、第四章の關係規定に基づいて行う。

第二十三條 輸出食品生産企業が、国外の衛生登録をする必要がある場合は、本規定に基づき衛生登録証書又は衛生登記証書を取得しなければならず、「輸出食品生産企業国外衛生登録申請管理方法」の關係基準に基づき所在地の直屬検査檢疫局に申請を提出し、その直屬検査檢疫局が國家認監委に推薦を申請する。

第二十四條 本規定は、國家質檢檢疫總局が授權した國家認監委が解釈の責任を負う。

第二十五條 本規定は 2002 年 5 月 20 日より施行する。旧國家輸出入商品検査局が 1994 年 11 月 14 日に公布した「輸出食品工場及び食品倉庫衛生登録細則」（國檢監【1994】79 号）は同時に廢止する。

附件 1 :

实施出口食品卫生注册、登记的产品目录

一、注册产品目录

分类号	产 品 类 别
Z01	罐头类
Z02	水产品类(不包括活品和凉晒品)
Z03	肉及肉制品
Z04	茶叶类
Z05	肠衣类
Z06	蜂产品类(不包括蜂蜡)
Z07	蛋制品类(不包括鲜蛋)
Z08	速冻果蔬类、水果蔬类(不包括凉晒品)
Z09	糖类(指蔗糖、甜菜糖)
Z10	乳及乳制品类
Z11	饮料类(包括固体饮料)
Z12	酒类
Z13	花生、干果、坚果制品类(不包括炒制品)

添付資料 1

輸出食品衛生登録及び登記実施製品目録

一、登録製品目録

分類番号	製品類別
Z01	缶詰類
Z02	水産物類(干物等を除く)
Z03	肉及び肉製品
Z04	茶葉類
Z05	ソーセージ類
Z06	養蜂製品類(蜜蝋を除く)
Z07	卵製品類(生卵を除く)
Z08	冷凍果物野菜、ドライ果物野菜類(天日干除く)
Z09	糖類(サトウキビ、甜菜)
Z10	乳及び乳製品類
Z11	飲料類(固形飲料を含む)
Z12	酒類
Z13	落花生、木の実、堅木製品類(炒めた製品を除く)
Z14	砂糖漬け果物類
Z15	食糧製品及び麺製品並びに糖製品類

Z14	果脯类
Z15	粮食制品及面、糖制品类
Z16	粮食油脂类
Z17	调味品类(不包括天然的香辛干料及粉料)
Z18	速冻方便食品类
Z19	功能食品类
Z20	食品添加剂类(专指食用明胶)

Z16	食用油类
Z17	调味料类(天然香辛料の乾燥品や粉末を除く)
Z18	即席麺類
Z19	健康食品類
Z20	食品添加物類(専ら食用ゼラチンをいう)

<p>二、 登记产品目录</p> <p>注册产品目录以外的食品。</p> <p>附件 2： 出口食品生产企业卫生要求</p> <p>第一条 为保证出口食品的安全卫生质量，规范出口食品生产企业的卫生管理，根据《中华人民共和国食品卫生法》、《中华人民共和国进出口商品检验法》及其实施条例等有关规定，制定本要求。</p> <p>第二条 申请卫生注册或者卫生登记的出口食品生产、加工、储存企业（以下简称出口食品生产企业）应当建立保证出口食品的卫生质量体系，并制定指导卫生质量体系运转的体系文件。</p> <p>第三条 本要求是出口食品生产企业建立卫生质量体系及体系文件的基本依据。</p>	<p>二、 登記製品目録</p> <p>登録製品目録以外の食品。</p> <p>添付資料 2 輸出食品生産企業衛生基準</p> <p>第一条 輸出食品の安全衛生品質を保証し、輸出食品生産企業の安全衛生管理を規範化するため、「中華人民共和国食品衛生法」及び「中華人民共和国輸出入商品検査法」並びにその実施条例等の関係規定に基づき、本基準を制定する。</p> <p>第二条 衛生登録又は衛生登記を申請した輸出食品の生産及び加工並びに貯蔵企業(以下「輸出食品生産企業」という)は、輸出食品の衛生品質システムを構築保証し、衛生品質システム運用を指導する体系的書類を制定する。</p> <p>第三条 本基準は、輸出食品生産企業が衛生品質システム及び体系的書類を構築する基本的根拠である。</p>
--	--

第四条 出口食品生产企业的卫生质量体系应当包括下列基本内容：

- (一) 卫生质量方针和目标；
- (二) 组织机构及其职责；
- (三) 生产、质量管理人員的要求；
- (四) 环境卫生的要求；
- (五) 车间及设施卫生的要求；
- (六) 原料、辅料卫生的要求；
- (七) 生产、加工卫生的要求；
- (八) 包装、储存、运输卫生的要求；
- (九) 有毒有害物品的控制；
- (十) 检验的要求；

第四条 輸出食品生産企業の衛生品質管理システムは、以下に列挙する基本的な内容を含むものとする。

- (一) 衛生品質の方針及び目標。
- (二) 組織機構及びその職責。
- (三) 生産及び品質管理人員の基準。
- (四) 環境衛生の基準。
- (五) 作業場及び施設の衛生基準
- (六) 原料及び補助原料の衛生基準
- (七) 生産及び加工の衛生基準
- (八) 包装及び貯蔵並びに輸送の衛生基準
- (九) 有毒有害物品の規制
- (十) 検査の基準

<p>(十一) 保证卫生质量体系有效运行的要求。</p> <p>第五条 列入《卫生注册需评审 HACCP 体系的产品目录》的出口食品生产企业,必须按照国际食品法典委员会《危害分析和关键控制点 (HACCP) 体系及其应用准则》的要求建立和实施 HACCP 体系。</p> <p>第六条 出口食品生产企业应当制定本企业的卫生质量方针、目标 and 责任制度,并贯彻执行。</p> <p>第七条 出口食品生产企业应当建立与生产相适应的、能够保证其产品卫生质量的组织机构,并规定其职责和权限。</p> <p>第八条 出口食品生产企业的生产、质量管理人员应当符合下列要求:</p>	<p>(十一) 衛生品質システムの有効な運用を保証する基準</p> <p>第五条 「衛生登録に関する HACCP システムの審査を要する製品目録」に列挙されている輸出食品生産企業は、国際食品法典委員会「危険分析及びクリティカル・コントロールポイント(HACCP)システム及びその応用基準」の基準に基づき、HACCP システムを構築、実施しなければならない。</p> <p>第六条 輸出食品生産企業は、当該企業の衛生品質方針及び目標並びに責任制度を制定し、貫徹執行するものとする。</p> <p>第七条 輸出食品生産企業は、生産と適応の、製品の衛生品質を保証することができる組織機構を構築し、その職責及び権限を規定するものとする。</p> <p>第八条 輸出食品生産企業の生産及び品質管理人員は以下に列挙する基準に合致するものとする。</p>
--	--

<p>(一) 与食品生产有接触的人员经体检合格后方可上岗；</p> <p>(二) 生产、质量管理人员每年进行一次健康检查，必要时做临时健康检查；凡患有影响食品卫生的疾病者，必须调离食品生产岗位；</p> <p>(三) 生产、质量管理人员保持个人清洁，不得将与生产无关的物品带入车间；工作时不得戴首饰、手表，不得化妆；进入车间时洗手、消毒并穿着工作服、帽、鞋，工作服、帽、鞋应当定期消毒；</p> <p>(四) 生产、质量管理人员经过培训并考核合格后方可上岗；</p> <p>(五) 配备足够数量的、具备相应资格的专业人员从事卫生质量管理工作。</p> <p>第九条 出口食品生产企业的环境卫生应当符合下列要求：</p>	<p>(一) 食品生産の経験者は身体検査を合格した後、従事することができる。</p> <p>(二) 生産及び品質管理人員は、健康検査を毎年行い、必要がある場合は、臨時健康検査を行う。およそ食品衛生に影響を与える疾病を患っている者は、食品生産の職場から配置転換しなければならない。</p> <p>(三) 生産及び品質管理人員は、それぞれが清潔を保ち、生産と無関係の物品を作業場に携帯してはならない。業務時、首飾り、時計を着用してはならず、化粧をしてはならない。作業場に入る場合は、手洗い及び消毒をし、仕事着及び帽子並びに靴を着用し、仕事着及び帽子並びに靴は、定期的に消毒するものとする。</p> <p>(四) 生産及び品質管理人員は養成訓練を経て、試験に合格後、仕事に従事することができる。</p> <p>(五) 十分な数量を配備し、相応の資格を有する専門人員に衛生品質管理業務に従事させる。</p> <p>第九条 輸出食品生産企業の環境衛生は以下に列挙する基準に合致するものとする。</p>
---	---

<p>(一) 出口食品生产企业不得建在有碍食品卫生的区域, 厂区内不得兼营、生产、存放有碍食品卫生的其他产品;</p> <p>(二) 厂区路面平整、无积水, 厂区无裸露地面;</p> <p>(三) 厂区卫生间应当有冲水、洗手、防蝇、防虫、防鼠设施, 墙裙以浅色、平滑、不透水、无毒、耐腐蚀的材料修建, 并保持清洁;</p> <p>(四) 生产中产生的废水、废料的排放或者处理符合国家有关规定;</p> <p>(五) 厂区建有与生产能力相适应的符合卫生要求的原料、辅料、化学物品、包装物料储存等辅助设施和废物、垃圾暂存设施;</p> <p>(六) 生产区与生活区隔离。</p>	<p>(一) 輸出食品生産企業は、食品衛生を妨げる地域に立地してはならず、工場敷地内では、食品衛生の妨げになるその他の製品を兼営及び生産並びに保管してはならない。</p> <p>(二) 工場敷地内の路面は平坦で、水が溜まらず、敷地内の地面が剥き出しになってはならない。</p> <p>(三) 工場敷地内の便所は水洗式で、手洗、防蝇、防虫、防鼠施設を有するものとし、腰羽目板は淡色で、平らで滑らか、防水、無毒、防腐食の材料で建築し、かつ清潔に保たなければならない。</p> <p>(四) 生産に伴う廃水及び廃棄物の排出又は処理が国家の関係規定に符合する。</p> <p>(五) 工場敷地に、生産能力と相応の衛生基準に符合した原料、補助原料、化学物質及び包装原料の貯蔵等の補助施設及び廃棄物並びにゴミの一時的保管施設を有する。</p> <p>(六) 生産区域と生活区域が隔離されている。</p>
<p>第十条 食品生产车间及设施的卫生应当符合下列要求:</p>	<p>第十条 食品生産作業場及び設備の衛生は、以下に列挙する基準に合致するものとする。</p>

<p>(一) 车间面积与生产能力相适应, 布局合理, 排水畅通; 车间地面用防滑、坚固、不透水、耐腐蚀的无毒材料修建, 平坦、无积水并保持清洁; 车间出口及与外界相连接的排水、通风处应当安装防鼠、防蝇、防虫等设施;</p> <p>(二) 车间内墙壁、屋顶或者天花板使用无毒、浅色、防水、防霉、不脱落、易于清洗的材料修建, 墙角、地角、顶角具有弧度;</p> <p>(三) 车间窗户有内窗台的, 内窗台下斜约 45°; 车间门窗用浅色、平滑、易清洗、不透水、耐腐蚀的坚固材料制作, 结构严密;</p> <p>(四) 车间内位于食品生产线上方的照明设施装有防护罩, 工作场所以及检验台的照度符合生产、检验的要求, 光线以不改变被加工物的本色为宜;</p> <p>(五) 有温度要求的工序和场所安装温度显示装置, 车间温度按照产品工艺要求控制在规定的范围内, 并保持良好通风;</p>	<p>(一) 作業場面積と生産能力とが適応し、合理的な配置がされ、排水に滞りがないこと。作業場地面は、滑りにくく、堅固で、防水で、防腐食の無毒の材料で建設されており、平坦で、水溜りがなく、併せて清潔を保持していること。作業場出口及び外界と繋がっている排水、通風箇所に防鼠、防蝇、防虫等の施設を設置するものとする。</p> <p>(二) 作業場内の壁、屋根、又は天井が、無毒、淡色、防水、防カビで、脱落せず、水洗いやすい材料を使用しており、壁、床、天井の角部は弧状を有していること。</p> <p>(三) 作業場の窓に内窓台がある場合、内窓台が下向きに 45° 傾斜していること。作業場の扉や窓が、淡色、滑らか、水洗いしやすく、防水、防腐食の堅固な材料を使用して製作され、構造が厳密であること。</p> <p>(四) 作業場内で食品生産ラインの上方に位置する照明施設は防護カバーを具備し、業務場所及び検査台の照度は生産、検査の基準に合致して、光線は、加工物の原色を変えない物を可とすること。</p> <p>(五) 温度基準のある工程及び場所には、温度表示装置を設置し、作業場の温度は製品工程の基準に基づき規定された範囲内で規制し、良好な通風を保持すること。</p>
---	---

<p>(六) 车间供电、供气、供水满足生产需要；</p> <p>(七) 在适当的地点设足够数量的洗手、清洁消毒、烘干手的设备或者用品，洗手水龙头为非手动开关；</p> <p>(八) 根据产品加工需要，车间入口处设有鞋、靴和车轮消毒设施；</p> <p>(九) 设有与车间相连接的更衣室，不同清洁程度要求的区域设有单独的更衣室，视需要设立与更衣室相连接的卫生间和淋浴室，更衣室、卫生间、淋浴室应当保持清洁卫生，其设施和布局不得对车间造成潜在的污染风险；</p> <p>(十) 车间内的设备、设施和工器具用无毒、耐腐蚀、不生锈钢、易清洗消毒、坚固的材料制作，其构造易于清洗消毒。</p> <p>第十一条 生产用原料、辅料的卫生应当符合下列要求并得到有效控制：</p>	<p>(六) 作業場の電気、ガス、水の供給が生産需要を満たしていること。</p> <p>(七) 適当な場所に、十分な数量の手洗、清潔消毒、手の乾燥のための設備又は用品を備え、手洗場の蛇口は非手動式で開閉すること。</p> <p>(八) 製品加工の需要に基づき、作業場の入口に靴、長靴及び車輪の消毒施設を設置していること。</p> <p>(九) 作業場と連結している更衣室を設置し、異なる衛生レベル基準の区域には独立した更衣室を設置し、必要であると考えられる場合に更衣室と連結しているトイレ及びシャワー室を設置すること。更衣室、トイレ、シャワー室の清潔衛生を保持し、その設備及び配置が作業場にとって潜在的汚染の危険を生じさせてはならないこと。</p> <p>(十) 作業場内の設備、施設及び工具は、無毒、防食、防錆、洗浄消毒しやすく、堅固な材料を用い、制作し、その構造が洗浄消毒しやすいこと。</p> <p>第十一条 生産用原料及び補助原料の衛生は以下に列挙する基準に合致し、有効な規制を得るものとする。</p>
---	---

<p>(一) 生产用原料、辅料应当符合安全卫生规定要求，避免来自空气、土壤、水、饲料、肥料中的农药、兽药或者其他有害物质的污染；</p> <p>(二) 作为生产原料的动物，应当来自于非疫区，并经检疫合格；</p> <p>(三) 生产用原料、辅料有检验、检疫合格证，经进厂验收合格后方准使用；</p> <p>(四) 超过保质期的原料、辅料不得用于食品生产；</p> <p>(五) 加工用水(冰)应当符合国家《生活饮用水卫生标准》等必要的标准，对水质的公共卫生防疫卫生检测每年不得少于两次，自备水源应当具备有效的卫生保障设施。</p> <p>第十二条 食品生产加工过程应当符合下列要求：</p> <p>(一) 生产设备布局合理，并保持清洁和完好；</p>	<p>(一) 生産用原料及び補助原料が安全衛生規定の基準に合致することによって、大気、土壌、水、飼料、肥料中の農薬、動物用医薬品又はその他有害物質からの汚染を防止すべきこと。</p> <p>(二) 生産原料となる動物は、非疫病地域からのものとし、検疫を経て合格していること。</p> <p>(三) 生産用原料及び補助原料は、検査及び検疫合格証を有し、入荷検収を経て合格した後、使用を許可すること。</p> <p>(四) 品質保持期限を徒過した原料及び補助原料は食品生産に用いてはならないこと。</p> <p>(五) 加工用水(氷)は、「生活飲用水衛生基準」等の必要な基準に合致するものとし、水質に対する公共衛生予防衛生検査測定は毎年 2 回より少なくともはならず、自家水源は、有効な衛生保障施設を具備するものとする。</p> <p>第十二条 食品生産加工過程は以下に列挙する基準に合致ものとする。</p> <p>(一) 生産設備の配置が合理的で、清潔が保持され、完全に良好であること。</p>
---	--

<p>(二) 生产设备、工具、容器、场地等严格执行清洗消毒制度，盛放食品的容器不得直接接触地面；</p> <p>(三) 班前班后进行卫生清洁工作，专人负责检查，并作检查记录；</p> <p>(四) 原料、辅料、半成品、成品以及生、熟品分别存放在不会受到污染的区域；</p> <p>(五) 按照生产工艺的先后次序和产品特点，将原料处理、半成品处理和加工、工器具的清洗消毒、成品内包装、成品外包装、成品检验和成品贮存等不同清洁卫生要求的区域分开设置，防止交叉污染；</p> <p>(六) 对加工过程中产生的不合格品、跌落地面的产品和废弃物，在固定地点用有明显标志的专用容器分别收集盛装，并在检验人员监督下及时处理，其容器和运输工具及时消毒；</p> <p>(七) 对不合格品产生的原因进行分析，并及时采取纠正措施。</p>	<p>(二) 生産設備、工具、容器、仕事場等において、洗浄消毒制度を厳格に執行し、食品を入れる容器は直接、地面に接触してはならないこと。</p> <p>(三) 仕事の前後に衛生清潔業務を行い、専門人員が検査の責任を負い、検査記録を作成すること。</p> <p>(四) 原料、補助原料、半製品、製品及びナマ物、煮物はそれぞれ汚染を受けることのない区域で保管すること。</p> <p>(五) 生産技術の前後の手順及び製品特徴に基づき、原料処理、半製品処理及び加工、器具の洗浄消毒、製品の内包装、製品の外包装、製品検査及び製品貯蔵等の異なる清潔衛生基準の区域については、分離設置し、交叉汚染を防止すること。</p> <p>(六) 加工過程中に生じた不合格製品及び地面に落ちた製品並びに廃棄物に対しては、固定場所で、明確な表示がある専用容器を用いて、分別収集し、検査人員監督下で速やかに処理し、その容器及び輸送工具を速やかに消毒すること。</p> <p>(七) 不合格製品が発生した原因について分析を行い、速やかに是正措置を採ること。</p>
---	---

第十三条 出口食品的包装、储存、运输过程应当受到良好的卫生控制。

(一) 用于包装食品的物料符合卫生标准并且保持清洁卫生，不得含有有毒有害物质，不易褪色；

(二) 包装物料间干燥通风，内、外包装物料分别存放，不得有污染；

(三) 运输工具符合卫生要求，并根据产品特点配备防雨、防尘、冷藏、保温等设施；

(四) 冷包间和预冷库、速冻库、冷藏库等仓库的温度、湿度符合产品工艺要求，并配备温度显示装置，必要时配备湿度计；预冷库、速冻库、冷藏库要配备自动温度记录装置并定期校准，库内保持清洁，定期消毒，有防霉、防鼠、防虫设施，库内物品与墙壁、地面保持一定距离，库内不得存放有碍卫生的物品；同一库内不得存放可能造成相互污染的食品。

第十三条 輸出食品の包装及び貯蔵並びに輸送過程は、良好な衛生規制をうけるものとする。

(一) 食品の包装に用いる素材は衛生基準に合致し、清潔衛生を保持し、有毒有害物質を含んではならず、容易に色褪せてはならないこと。

(二) 包装材料間は、乾燥して風通しを良くし、内外の包装材料は分別して保管し、汚染があってはならないこと。

(三) 輸送工具は衛生基準に合致し、製品特徴に基づき防雨、防塵、冷蔵及び保温等の設備を配備していること。

(四) 冷蔵室、予冷库、急速冷凍庫及び冷蔵庫等の倉庫の温度及び湿度が製品の技術基準に合致し、温度表示装置を配備し、必要がある場合は湿度計を配備すること。予冷库、急速冷凍庫、冷蔵庫には自動温度記録装置を設置しなければならず、定期的に調整し、倉庫内を清潔に保持し、定期的に消毒し、防カビ、防鼠、防虫施設を有し、倉庫内の物品と壁及び地面とは一定の距離を保持し、倉庫内には衛生を妨げる物品を保管してはならないこと。同一倉庫内に相互汚染を生じさせるかもしれない食品を保管してはならないこと。

第十四条 严格执行有毒有害物品的储存和使用管理规定，确保厂区、车间和化验室使用的洗涤剂、消毒剂、杀虫剂、燃油、润滑油和化学试剂等有毒有害物品得到有效控制，避免对食品、食品接触表面和食品包装物料造成污染。

第十五条 产品的卫生质量检验应当符合下列要求，并得到有效控制：

（一） 企业有与生产能力相适应的内设检验机构和具备相应资格的检验人员；

（二） 企业内设检验机构具备检验工作所需要的标准资料、检验设施和仪器设备，检验仪器按规定进行计量检定，检验要有检测记录；

（三） 使用社会实验室承担企业卫生质量检验工作的，该实验室应当具有相应的资格，并签订合同。

第十四条 有毒有害物質の貯蔵及び使用管理規定を厳格に執行し、工場敷地及び作業場並びに化学実験室で使用する洗浄剤、消毒剤、殺虫剤、灯油、潤滑油及び化学試薬等の有毒有害物質の有効な規制を確保し、食品及び食品接触面並びに食品包装材料に対して汚染が生じることを避ける。

第十五条 製品の衛生品質検査は以下に列挙する基準に合致し、有効な規制を得るものとする。

（一） 企業は生産能力と相応の内部設備検査機構及び相応の資格を具備している検査人員を有していること。

（二） 企業の内部設備検査機構は、検査業務が必要とする基準資料及び検査施設並びに検査機器を具備し、検査機器は規定に基づき計量検査を行い、検査には計量測定記録を残していること。

（三） 公共実験室を使用して企業の衛生品質検査業務を請け負う場合は、当該実験室は相応の資格を有しているものとし、契約を締結していること。

第十六条 出口食品生产企业应当保证卫生质量体系能够有效运行，达到如下要求：

(一) 制定并有效执行原料、辅料、半成品、成品及生产过程卫生控制程序，做好记录；

(二) 建立并执行卫生标准操作程序并做好记录，确保加工用水（冰）、食品接触表面、有毒有害物质、虫害防治等处于受控状态；

(三) 对影响食品卫生的关键工序，要制定明确的操作规程并得到连续的监控，同时必须有监控记录；

(四) 制定并执行对不合格品的控制制度，包括不合格品的标识、记录、评价、隔离处置和可追溯性等内容；

(五) 制定产品标识、质量追踪和产品召回制度，确保出厂产品在出现安全卫生质量问题时能够及时召回；

(六) 制定并执行加工设备、设施的维护程序，保证加工设备、设施满足生产加工的需要；

第十六条 輸出食品生産企業は、衛生品質システムが有効に運用することができることを保証し、以下の基準に合致ものとする。

(一) 原料、補助原料、半製品、製品及び生産過程の衛生規制手続を制定、有効に執行し、十分に記録すること。

(二) 衛生基準作業操作手続を構築、執行し、加工用水(氷)、食品接触面、有毒有害物質、虫害予防等を規制する状態に置かれることを確保すること。

(三) 食品衛生に影響を与える重要工程に対して、明確な操作規程を制定し、連続した監視規制を行い、同時に必ず監視規制記録を有すること。

(四) 不合格製品に対する規制制度を制定、執行し、不合格製品の表示、記録、評価、隔離措置及びトレーサビリティ等の内容を含むこと。

(五) 製品の表示、品質追跡及び製品回収制度を制定し、出荷製品が安全衛生品質の問題を生じさせた場合は、速やかに回収することができる状態を確保すること。

(六) 加工設備及び施設の維持手続を制定、執行し、加工設備及び施設が生産加工の必要を満たしていることを保証すること。

<p>(七) 制定并实施职工培训计划并做好培训记录, 保证不同岗位的人员熟练完成本职工作 ;</p> <p>(八) 建立内部审核制度, 一般每半年进行一次内部审核, 每年进行一次管理评审, 并做好记录 ;</p> <p>(九) 对反映产品卫生质量情况的有关记录, 应当制定并执行标记、收集、编目、归档、存储、保管和处理等管理规定。所有质量记录必须真实、准确、规范并具有卫生质量的可追溯性, 保存期不少于 2 年。</p> <p>第十七条 对于必须使用传统工艺生产加工的产品, 在保证食品安全卫生的前提下, 可以按传统工艺生产加工。</p> <p>第十八条 本要求由国家认证认可监督管理委员会负责解释。</p>	<p>(七) 職工養成訓練計画を制定、実施し、養成訓練記録を十分に行い、異なる職場の人員が本職業務を熟練に完成することを保証すること。</p> <p>(八) 内部審査制度を構築し、一般的には半年毎に内部審査を行い、毎年管理審査を行い、十分に記録すること。</p> <p>(九) 製品衛生品質の状況を反映する関係記録に対して、標記、収集、編集、分類、編入、保存、保管及び処理等の管理規定を制定、執行すること。いずれの品質記録も真実、正確、規範的で、衛生品質の追跡性を有しなければならず、保存期間は少なくとも二年を下回ってはならないこと。</p> <p>第十七条 伝統技術を使用して生産加工しなければならない製品については、食品の安全衛生を保証するという前提の下で、伝統技術に基づき生産加工することができる。</p> <p>第十八条 本基準は、国家認証認可監督管理委員会が解釈の責任を負う。</p>
--	---

第十九条 本要求自 2002 年 5 月 20 日起施行。原国家商检局 1994 年 11 月 14 日公布的《出口食品厂、库卫生要求》(国检监 [1994] 79 号) 同时废止。

附件 3 :

卫生注册需评审 HACCP 体系的产品目录

序号	产 品 类 别
1	罐头类
2	水产品类(活品、冰鲜、凉晒、腌制品除外)
3	肉及肉制品
4	速冻蔬菜
5	果蔬汁
6	含肉或水产品的速冻方便食品

第十九条 本基準は 2002 年 5 月 20 日より施行する。旧国家商検局が 1994 年 11 月 14 日に公布した「輸出食品工場及び倉庫衛生基準」(国検監「1994」79 号) は同時に廃止する。

添付資料 3

衛生登録に関する HACCP システムの審査を要する製品目録

番号	製品類別
1	缶詰類
2	水産物類(生鮮、冷凍、干物、漬物除外)
3	肉及び肉製品
4	冷凍野菜
5	フルーツ、野菜ジュース
6	肉又は水産物を含む冷凍即席食品

法律法規訳出一覧（原文対照）

中華人民共和国輸出入動植物検疫法実施条例

原文	和訳
<p>中华人民共和国进出境动植物检疫法实施条例</p> <p>现发布《中华人民共和国进出境动植物检疫法实施条例》，自1997年1月1日起施行。</p> <p>总理李鹏 一九九六年十二月二日</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 根据《中华人民共和国进出境动植物检疫法》（以下简称进出境动植物检疫法）的规定，制定本条例。</p> <p>第二条 下列各物，依照进出境动植物检疫法和本条例的规定实施检疫：</p>	<p>中華人民共和輸出入国動植物検疫法実施条例</p> <p>ここに「中華人民共和國動植物輸出入検疫法実施条例」を公布し、1997年1月1日より施行する。</p> <p>総理李鵬 一九九六年十二月二日</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 「中華人民共和國輸出入動植物検疫法」（以下、「輸出入動植物検疫法」と略す）に基づき本条例を制定する。</p> <p>第二条 次の各物は輸出入動植物検疫法及び本条例の規定に従って、検疫を実施する。</p>

<p>(一) 进境、出境、过境的动植物、动植物产品和其他检疫物；</p> <p>(二) 装载动植物、动植物产品和其他检疫物的装载容器、包装物、铺垫材料；</p> <p>(三) 来自动植物疫区的运输工具；</p> <p>(四) 进境拆解的废旧船舶；</p> <p>(五) 有关法律、行政法规、国际条约规定或者贸易合同约定应当实施进出境动植物检疫的其他货物、物品。</p> <p>第三条 国务院农业行政主管部门主管全国进出境动植物检疫工作。中华人民共和国动植物检疫局(以下简称国家动植物检疫局)统一管理全国进出境动植物检疫工作，收集国内外重大动植物疫情，负责国际间进出境动植物检疫的合作与交流。</p> <p>国家动植物检疫局在对外开放的口岸和进出境动植物检疫业务集中的地点设立的口岸动植物检疫机关，依照进出境动植物检疫法和本条例的规定，实施进出境动植物检疫。</p>	<p>(一) 輸入、輸出、国内を通過する動植物製品及びその他の検疫物。</p> <p>(二) 動植物、動植物製品及びその他の検疫物を積載する積載容器、包装物、下敷き材料。</p> <p>(三) 動植物検疫地域からの輸送手段。</p> <p>(四) 入国して解体される廃棄旧船舶。</p> <p>(五) 関連する法律、行政法規、国際条約の規定又は貿易契約の約束は、輸出入動植物検疫のその他の貨物、物品を実施するものとする。</p> <p>第三条 國務院農業行政主管部門は全国の輸出入動植物検疫業務を主管する。中華人民共和國動植物検疫局（以下、「国家動植物検疫局」と略す）は全国の輸出入動植物の検疫業務を統一して管理し、国内外の重大な動植物の疫病の発生状況を収集し、国際間の輸出入動植物検疫の協力及び交流に責任を負う。</p> <p>国家動植物検疫局は、外国に対し開放している港湾及び動植物の輸出入検疫業務が集中する地点を設立した港内動植物検疫機関が、輸出入動植物検疫法及び本条例の規定にしたがって動植物輸出入検疫を実施するものとする。</p>
--	--

<p>第四条 国(境)外发生重大动植物疫情并可能传入中国时,根据情况采取下列紧急预防措施:</p> <p>(一) 国务院可以对相关边境区域采取控制措施,必要时下令禁止来自动植物疫区的运输工具进境或者封锁有关口岸;</p> <p>(二) 国务院农业行政主管部门可以公布禁止从动植物疫情流行的国家和地区进境的动植物、动植物产品和其他检疫物的名录;</p> <p>(三) 有关口岸动植物检疫机关可以对可能受病虫害污染的本条例第二条所列进境各物采取紧急检疫处理措施;</p> <p>(四) 受动植物疫情威胁地区的地方人民政府可以立即组织有关部门制定并实施应急方案,同时向上级人民政府和国家动植物检疫局报告。</p> <p>邮电、运输部门对重大动植物疫情报告和送检材料应当优先传送。</p>	<p>第四条 国(境)外において発生した重大な動植物の疫病が中国に侵入する可能性がある時は、状況にしたがって、次の緊急予防措置をとるものとする。</p> <p>(一) 国務院は関係する国境地域に対し、規制措置を採ることができ、必要時には動植物疫病地域からの輸送手段の入国を禁止し、又は関係港湾を閉鎖することができる。</p> <p>(二) 国務院農業行政主管部門は動植物疫病流行国家及び地域からの輸入を禁止した動植物、動植物製品及びその他の検疫物のリストを公表することができる。</p> <p>(三) 関係港内動植物検疫機関は病虫害に汚染された本条例第二条に記載している各物に対し、緊急に検疫処理する措置を採ることができる。</p> <p>(四) 動植物が疫病を受けた恐れがある地域の地方人民政府はただちに関係部門を組織でき、緊急法案を制定及び実施し、同時に上級の人民政府及び国家動植物検疫局に報告するものとする。</p> <p>郵便電報及び運輸部門は重大な動植物疫病に対し、報告及び検査のために送る資料を優先的に転送するものとする。</p>
--	---

第五条 享有外交、领事特权与豁免的外国机构和人员公用或者自用的动植物、动植物产品和其他检疫物进境，应当依照进出境动植物检疫法和本条例的规定实施检疫；口岸动植物检疫机关查验时，应当遵守有关法律的规定。

第六条 海关依法配合口岸动植物检疫机关，对进出境动植物、动植物产品和其他检疫物实行监管。具体办法由国务院农业行政主管部门会同海关总署制定。

第七条 进出境动植物检疫法所称动植物疫区和动植物疫情流行的国家与地区的名录，由国务院农业行政主管部门确定并公布。

第八条 对贯彻执行进出境动植物检疫法和本条例做出显著成绩的单位和个人，给予奖励。

第五条 外交、領事特権免除を享受している外国の機関及び人員は公用又は私用の動植物、動植物製品及びその他の検疫物を輸入する際は、輸出入動植物検疫法及び本条例の規定に基づき検疫を実施し、港内動植物検疫機関は検査時に関係する法律の規定に遵守するものとする。

第六条 税関は法律により港内動植物検疫機関と協力して輸出入動植物、動植物製品及びその他の検疫物を監督、管理を実行する。具体的方法は国務院農業行政主管部門が税関当局と共同で制定する。

第七条 輸出入動植物検疫法において記載される動植物疫病地域及び動植物病疫流行国家及び地域の名簿は国務院農業行政部門から確定し、公表する。

第八条 動植物輸出入検疫法及び本条例を徹底的に執行する上で、顕著な成績を上げた団体及び個人に対し、賞与を与える。

<p>第二章 检疫审批</p> <p>第九条 输入动物、动物产品和进出境动植物检疫法第五条第一款所列禁止进境物的检疫审批，由国家动植物检疫局或者其授权的口岸动植物检疫机关负责。</p> <p>输入植物种子、种苗及其他繁殖材料的检疫审批，由植物检疫条例规定的机关负责。</p> <p>第十条 符合下列条件的，方可办理进境检疫审批手续：</p> <p>（一） 输出国家或者地区无重大动植物疫情；</p> <p>（二） 符合中国有关动植物检疫法律、法规、规章的规定；</p> <p>（三） 符合中国与输出国家或者地区签订的有关双边检疫规定(含检疫协议、备忘录等，下同)。</p> <p>第十一条 检疫审批手续应当在贸易全同或者协议签订前办妥。</p>	<p>第二章 検査の審査、認可</p> <p>第九条 輸入動物、動物製品及び輸出入動植物検査法第五条第一項に記載された輸入禁止物質の検査認可は国家動植物検査局又はその権限を受けた港内動植物検査機関が責任を負うものとする。</p> <p>輸入した植物種子、種苗及びその他の繁殖材料の検査審査許可については、植物検査条例が規定する機関が責任を負う。</p> <p>第十条 次に列記した条件に適合してはじめて、輸入検査審査許可手続を行うことができる。</p> <p>（一） 輸出国家又は地域に重大な動植物疫病がないこと。</p> <p>（二） 中国の動植物検査に関連する法律、条例、規則に合致すること。</p> <p>（三） 中国及び輸出国家又は地域が締結した関係二国間検査協定（検査協議、議事録等、次に同じ）に合致すること。</p> <p>第十一条 検査審査認可手続は貿易契約又は協議締結前に妥結するものとする。</p>
--	--

<p>第十二条 携带、邮寄植物种子、种苗及其他繁殖材料进境的，必须事先提出申请，办理检疫审批手续；因特殊情况无法事先办理的，携带人或者邮寄人应当在口岸补办检疫审批手续，经审批机关同意并经检疫合格后方准进境。</p> <p>第十三条 要求运输动物过境的，货主或者其代理人必须事先向国家动植物检疫局提出书面申请，提交输出国家或者地区政府动植物检疫机关出具的疫情证明、输入国家或者地区政府动植物检疫机关出具的准许该动物进境的证件，并说明拟过境的路线，国家动植物检疫局审查同意后，签发《动物过境许可证》。</p> <p>第十四条 因科学研究等特殊需要，引进进出境动植物检疫法第五条第一款所列禁止进境物的，办理禁止进境物特许检疫审批手续时，货主、物主或者其代理人必须提交书面申请，说明其数量、用途、引进方式、进境后的防疫措施，并附具有关口岸动植物检疫机关签署的意见。</p>	<p>第十二条 植物種子、種苗及びその他の繁殖資材を携帯及び郵送で輸入する場合は、事前に申請を提出し、検疫審査認可手続をしなければならない。特別な状況により止むを得ず事前に手続ができない場合は携帯者又は郵送者が港内において、補助的な検疫審査認可手続を行わなければならない。審査認可機関の同意を経て、検疫合格後にはじめて輸入が許可される。</p> <p>第十三条 国境を越えて動物輸送をする場合には、荷主又はその代理人が国家動植物検疫局に事前に書面での申請を提出しなければならない。輸出国又は地方政府動植物検疫機関の発行した病害証明書、輸入国又は地方政府動植物検疫機関が発行した当該動物の輸入許可証を添付し、同時に予定の入国経路を説明し、国家動植物検疫局の審査、同意の後「動物国境通過許可書」を発行するものとする。</p> <p>第十四条 科学研究等特別の必要により、輸出入動植物検疫法第五条第一項に記載されている輸入禁止物質を導入する場合には、輸入禁止物質特別許可検疫審査許可手続をする際に、荷主、物主又はその代理人は必ず書面を以って申請し、そこに数量、用途、導入方式、輸入後の防疫措置を説明し、関係港内動植物検疫機関が署名した意見書を添付しなければならない。</p>
--	--

第十五条 办理进境检疫审批手续后，有不列情况之一的，货主、物主或者其代理人应当重新申请办理检疫审批手续：

- (一) 变更进境物的品种或者数量的；
- (二) 变更输出国家或者地区的；
- (三) 变更进境口岸的；
- (四) 超过检疫审批有效期的；

### 第三章 进境检疫

第十六条 进出境动植物检疫法第十一条所称中国法定的检疫要求，是指中国的法律、行政法规和国务院农业行政主管部门规定的动植物检疫要求。

第十七条 国家对向中国输出动植物产品的国外生产、加工、存放单位，实行注册登记制度。具体办法由国务院农业行政主管部门制定。

第十五条 輸入検疫審査許可手続を採った後、下に列記する状況のうち一つでも該当する荷主、物主又はその代理人は改めて検疫審査許可手続をとるものとする。

- (一) 輸入物質の品目又はその数量を変更する場合。
- (二) 輸出国又は地域を変更する場合。
- (三) 輸入港湾を変更する場合。
- (四) 検疫審査許可の有効期間を超過する場合。

### 第三章 輸入検疫

第十六条 輸出入動植物検疫法第十一条に中国が法律で定めた検疫基準とは、中国の法律、行政法規及び国務院農業行政主管部門が規則する動植物検疫を指す。

第十七条 国家は中国へ輸出する動植物製品の国外生産、加工、貯蔵及び流通団体の登録登記制度を実施する。具体的方法は国務院農業行政主管部門が制定するものとする。

第十八条 输入动植物、动植物产品和其他检疫物的，货主或其代理人应当在进境前或者进境时向进境口岸动植物检疫机关报检。属于调离海关监管区检疫的，运达指定地点时，货主或者其代理人应当通知有关口岸动植物检疫机关。属于转关货物的，货主或者其代理人应当在进境时向进境口岸动植物检疫机关申报；到达指运地时，应当向指运地口岸动植物检疫机关报检。

输入种畜禽及其精液、胚胎的，应当在进境前 30 日报检；输入其他动物的，应当在进境前 15 日报检；输入植物种子、种苗及其他繁殖材料的，应当在进境前 7 日报检。

动植物性包装物、铺垫材料进境时，货主或者其代理人应当及时向口岸动植物检疫机关申报；动植物检疫机关可以根据具体情况对申报物实施检疫。

前款所称动植物性包装物、铺垫材料，是指直接用作包装物、铺垫材料的动物产品和植物、植物产品。

第十八条 輸入動植物、動植物製品及びその他の検疫物の荷主又はその代理人は入国前、入国時に港内の動植物検疫機関に検疫を申請するものとする。税関の監督区域から離れた場所にあるもので、指定地点に輸送する場合は、荷主又はその代理人は入国時に関係する港内動植物検疫機関に通知しなければならない。通関地点を変更する貨物の荷主又はその代理人は入国時に当該港内の動植物検疫機関に申請し、指定された輸送地点に到着した時点で指定された輸送地点の動植物検疫機関に対し、検疫を申請しなければならない。

家畜・家禽及びその精液、胚胎を輸入する者は、入国 30 日前に検疫を申請するものとする。その他の動物を輸入する者は、入国 15 日前に検疫を申請する。植物の種子、種苗及びその他の繁殖材料を輸入する者は、入国 7 日前に検疫を申請するものとする。

動植物性包装物、下敷き資材を輸入する時に荷主又はその代理人は速やかに港内動植物検疫機関に、申請するものとする。動植物検疫機関は具体的状況に基づいて、申請物資に対し検疫を実施することができる。

前項でいう動植物性包装物、下敷き資材とは、直接に包装物質、下敷き資材として用いる動物製品及び植物、植物製品をいう。

第十九条 向口岸动植物检疫机关报检时，应当填写报检单，并提交输出国家或者地区政府动植物检疫机关出具的检疫证书、产地证书和贸易合同、信用证、发票等单证；依法应当办理检疫审批手续的，还应当提交检疫审批单。无输出国家或者地区政府动植物检疫机关出具的有效检疫证书，或者未依法办理检疫审批手续的，口岸动植物检疫机关可以根据具体情况，作退回或者销毁处理。

第二十条 输入的动植物、动植物产品和其他检疫物运达口岸时，检疫人员可以到运输工具上和货物现场实施检疫，核对货、证是否相符，并可以按照规定采取样品。承运人、货主或者其代理应当向检疫人员提供装载清单和有关资料。

第二十一条 装载动物的运输工具抵达口岸时，上下运输工具或者接近动物的人员，应当接受口岸动植物检疫机关实施的防疫消毒，并执行其采取的其他现场预防措施。

第十九条 港内動植物検疫機関に検疫を申請する時は、検疫申請書に記入するものとし、同時に輸出国又は地域政府の動植物検疫機関が発行した検疫証明書、産地証明書及び貿易契約、輸出信用書、領収書等の証書を提出するものとする。法に基づいて検疫審査手続をするものとし、検疫審査書を提出するものとする。輸出国又は地域政府植物検疫機関の発行した有効な検疫証明書が無いもの、又は法律に基づかずに検疫申請手続をした場合には、港内動植物検疫機関が具体的状況に基づいて送還又は取消し処置をすることができる。

第二十条 輸入した動植物、動植物製品及びその他の検疫物が港内に到着した際は、検疫人員は輸送手段上及び貨物現場において検疫を実施できる。貨物及び証書が符合するか否かを照合し、規定に基づいてサンプルを採取することができる。輸送者、荷主又はその代理人は検疫人員に積荷リスト及びその他の関係資料を提出するものとする。

第二十一条 動物を積載する輸送手段が港内に到着した時は、接近する輸送手段又は動物に接近する人員は港内動植物検疫機関が実施する防疫消毒を受け、並びに機関が採るその他の現場予防措置を行うものとする。

第二十二條 檢疫人員應按照下列規定實施現場檢疫：

(一) 動物：檢查有無疫病的臨床症狀。發現疑似感染傳染病或者已死亡的動物時，在貨主或者押運人的配合下查明情況，立即處理。動物的鋪墊材料、剩餘飼料和排泄物等，由貨主或者其代理人在檢疫人員的監督下，作除害處理。

(二) 動物產品：檢查有無腐敗變質現象，容器、包裝是否完好。符合要求的，允許卸離運輸工具。發現散包、容器破裂的，由貨主或者其代理人負責整理完好，方可卸離運輸工具。根據情況，外運輸工具的有關部位及裝載動物產品的容器、外表包裝、鋪墊材料、被污染場地等進行消毒處理。需要實施實驗室檢疫的，按照規定採取樣品。對易滋生植物害蟲或者混藏雜草種子的動物產品，同時實施植物檢疫。

第二十二條 檢疫人員は以下の規定に基づいて現場検査を実施するものとする。

(一) 動物疫病的臨床症狀の有無を検査する。感染伝染病の疑い又は既に死亡した動物を発見したときは、荷主又は同乗者の立会いの下に状況を調査し、ただちに処理すること。動物の下敷き資材、残余の飼料及び排泄物等は、荷主又はその代理人が検査人員の監督下に害を取り除く処理を行うこと。

(二) 動物製品腐敗変質現象の有無、容器及び包装の是非を検査する。基準に適合すれば輸送手段から荷卸しを許可する。梱包からの散乱及び容器の破壊を発見した場合は、荷主又はその代理人が整理する責任を負い、整理してはじめて輸送手段から荷卸しすることができる。状況によって、輸送手段の関係部分及び積載する動物製品の容器、外側の包装、下敷き資材、汚染された場所等に対して消毒処理する。実験室の検査を実施する必要がある場合は、規定に基づき、サンプルを採取する。容易に繁殖する植物害虫又は雑草の種子に混在する動物製品に対し、同時に植物検査を実施する。

(三) 植物、植物产品：检查货物和包装物有无病虫害，并按照规定采取样品。发现病虫害并有扩散可能时，及时对该批货物、运输工具和装卸现场采取必要的防疫措施。对来自动物传染病疫区或者易带动物传染病和寄生虫病病原体并用作动物饲料的植物产品，同时实施动物检疫。

(四) 动植物性包装物、铺垫材料：检查是否携带病虫害、混藏杂草种子、沾带土壤，并按照规定采取样品。

(五) 其他检疫物：检查包装是否完好及是否被病虫害污染。发现破损或者被病虫害污染时，作除害处理。

(三) 植物、植物製品貨物及び包装物の病虫害の有無を検査すると同時に規定に従ってサンプルを採取する。病虫害の発見及び拡散する可能性がある場合は、速やかにこれらの貨物、輸送手段及び積み下ろし現場に対して必要な防疫措置を採る。動物伝染病地域若しくは動物伝染病及び寄生虫病原体をもたらしやすい地域又は動物の飼料に用いる植物製品に対して同時に動物検査を実施する。

(四) 動植物性包装物及び下敷き資材病虫害の付着、雑草種子の混在、土壤の付着を検査し、同時に規定に基づきサンプル採取する。

(五) その他の検査物検査は包装が完全であるか及び病虫害で汚染されているかどうかである。破損又は病虫害で汚染されていることを発見した場合は、それを除外、処理する。

第二十三条 对船舶、火车装运的大宗动植物产品，应当就地分层检查；限于港口、车站的存放条件，不能就地检查的，经口岸动植物检疫机关同意，也可以边卸装置边疏运，将动植物产品运往指定的地点存放。在卸货过程中经检疫发现疫情时，应当立即停止卸货，由货主或者其代理人按照口岸动植物检疫机关的要求，对已卸和未卸货物作除害处理，并采取防止疫情扩散的措施；对被病虫害污染的装卸工具和场地，也应当作除害处理。

第二十四条 输入种用大中家畜的，应当在国家动植物检疫局设立的动物隔离检疫场所隔离检疫 45 日；输入其他动物的，应当在口岸动植物检疫机关指定的动物隔离检疫场所隔离检疫 30 日。动物隔离检疫场所管理办法，由国务院农业行政主管部门制定。

第二十三条 船舶、汽車に積載する主要動植物製品に対して現場で段階的に検査するものとする。港内、駅の保管条件に限り、現場で検査できない場合は、港内動植物検査機関の同意を経て、荷揚げ、荷卸し及び運送することもでき、動植物製品は指定した地点に輸送し保管する。荷卸の過程において検査を経て疫病を発見した場合には、直ちに荷卸を停止するものとし、荷主又はその代理人は港内動植物検査機関の基準に基づき、既に卸し及び未だ卸していない貨物に対して疫病を除く処理を行い、同時に疫病の拡散を防止する措置を採る。病虫害に汚染された積降し工具及び場所に対しても除害処理するものとする。

第二十四条 輸入する種畜用大中型家畜は、国家動植物検査局が設立した動物隔離検査所において 45 日間隔離し検査するものとする。その他の動物を輸入する場合は、港内動植物検査機関が指定する動植物隔離検査所において 30 日間隔離し検査するものとする。動物隔離検査所管理方法は國務院農業行政主管部門が制定する。

<p>第二十五条 进境的同一批动植物产品分港卸货时，口岸动植物检疫机关只对本港卸下的货物进行检疫，先期卸货港的口岸动植物检疫机关应当将检疫及处理情况及时通知其他分卸港的口岸动植物检疫机关；需要对外出证的，由卸毕港的口岸动植物检疫机关汇总后统一出具检疫证书。</p> <p>在分卸港实施检疫中发现疫情并必须进行船上熏蒸、消毒时，由该分卸港的口岸动植物检疫机关统一出具检疫证书，并及时通知其他分卸港的口岸动植物检疫机关。</p> <p>第二十六条 对输入的动植物、动植物产品和其他检疫物，按照中国的国家标准、行业标准以及国家动植物检疫局的有关规定实施检疫。</p>	<p>第二十五条 輸入する同一ロットの動植物製品を港内で分けて荷卸する場合は、港内動植物検査機関は当港で荷卸する貨物に対してのみ検査を実施する。先に荷卸した港の港内動植物検査機関はその他に分けて荷卸した港内動植物検査機関に検査及び処理状況を直ちに通知するものとする。外部に証明書を出す必要がある場合には、最後に荷卸した港の港内動植物検査機関がまとめた後に、検査証書を統一して発行する。</p> <p>荷分け卸港で検査を実施している時に疫病を発見した場合は、船上で薫蒸及び消毒を実施し、荷分け卸港の港内動植物検査機関が検査証明書を統一的に発行し、速やかにその他の荷分け卸港の港内動植物検査機関に通知しなければならない。</p> <p>第二十六条 輸入動植物、動植物製品及びその他の検査物に対し、中国の国家基準、業界基準及び国家動植物検査局の関係規定に基づいて検査を実施する。</p>
--	--

第二十七条 輸入动植物、动植物产品和其他检疫物，经检疫合格的，由口岸动植物检疫机关在报关单上加盖印章或者签发《检疫放行通知单》；需要调离进境口岸海关监管区检疫的，由进境口岸动植物检疫机关签发《检疫调离通知单》。货主或者其代理人凭口岸动植物检疫机关在报关单上加盖的印章或者签发的《检疫放行通知单》、《检疫调离通知单》办理报关、运递手续。海关对输入的动植物、动植物产品和其他检疫物，凭口岸动植物检疫机关在报关单上加盖的印章或者签发的《检疫放行通知单》、《检疫调离通知单》验放。运输、邮电部门凭单运递，运递期间国内其他检疫机关不再检疫。

第二十八条 輸入动植物、动植物产品和其他检疫物，经检疫不合格的，由口岸动植物检疫机关签发《检疫处理通知单》，通知货主或者其代理人在口岸动植物检疫机关的监督和技术指导下，作除害处理；需要对外索赔的，由口岸动植物检疫机关出具检疫证书。

第二十七条 輸入する動植物、動植物製品及びその他の検疫物で検疫を経て合格した物は、港内動植物検疫機関の税関申告書に押印又は「検疫通過通知書」を発行、署名する。入国港内税関監督管理区から移送する必要がある場合は、入国港内動植物検疫機関が「検疫移送通知書」を署名、発行する。荷主又はその代理人は、港内動植物検疫機関の税関申告書に押印又は署名、発行された「検疫通過通知書」及び「検疫移送通知書」により通関申請及び輸送手続を行う。税関は輸入した動植物、動植物製品及びその他の検疫物に対し、港内動植物検疫機関の税関申告書に押印又は署名、発行した「検疫通過通知書」及び「検疫移送通知書」によって検査、通過させる。輸送、郵便電信部門は通知書にしたがい輸送し、輸送期間内に国内のその他の検疫機関は再度検疫しない。

第二十八条 輸入動植物、動植物製品及びその他の検疫物で検疫により不合格のものは、港内動植物検疫機関が「検疫処理通知書」を署名、発行し、港内動植物検疫機関の監督及び技術指導下において荷主又はその代理人に通知し、病害除去処理を行う。対外的に賠償を求める必要あるものは港内動植物検疫機関により検疫証明書を発行する。

<p>第二十九条 国家动植物检疫局根据检疫需要，并商输出动植物、动植物产品国家或者地区政府有关机关同意，可以派检疫人员进行预检、监装或者产地疫情调查。</p> <p>第三十条 海关、边防等部门截获的非法进境的动植物、动植物产品和其他检疫物，应当就近交由口岸动植物检疫机关检疫。</p> <p>第四章 出境检疫</p> <p>第三十一条 货主或者其代理人依法办理动植物、动植物产品和其他检疫物的出境报检手续时，应当提供贸易合同或者协议。</p> <p>第三十二条 对输入国要求中国对向其输出的动植物、动植物产品和其他检疫物的生产、加工、存放单位注册登记的，口岸动植物检疫机关可以实行注册登记，并报国家动植物检疫局备案。</p>	<p>第二十九条 国家動物植物検疫局は検疫の必要により、輸出する動植物及び動植物製品国又は地方政府の関係機関が協議の上、同意を得た場合に、検疫人員を派遣し予備的検疫及び積込みの監視又は産地の疫病状況を調査することができる。</p> <p>第三十条 税関、入国管理等の部門が非合法に持ち込まれ、途中で差し押さえた動植物、動植物製品及びその他の検疫物は、最も近い港内動植物検疫機関による検疫に委ねるものとする。</p> <p>第四章 輸出検疫</p> <p>第三十一条 荷主又はその代理人が法律に基づき、動植物、動植物製品及びその他の検疫物の輸出検査申請手続を行う場合は、貿易契約又は協議書を提出するものとする。</p> <p>第三十二条 輸入国が中国に対しその輸出する動植物、動植物製品及びその他の検疫物の生産、加工及び保管団体の登録登記を要求する場合は、港内動植物検疫機関が登録登記を実施し、並びに国家動物検疫局に報告、記録する。</p>
--	---

第三十三条 输出动物，出境前需经隔离检疫的，在口岸动植物检疫机关指定的隔离场所检疫。输出植物、动植物产品和其他检疫物的，在仓库或者货场实施检疫；根据需要，也可以在生产、加工过程中实施检疫。

待检出境植物、动植物产品和其他检疫物，应当数量齐全、包装完好、堆放整齐、唛头标记明显。

第三十四条 输出动植物、动植物产品和其他检疫物的检疫依据：

- (一) 输入国家或地区和中国有关动植物检疫规定；
- (二) 双边检疫协定；
- (三) 贸易合同中订明的检疫要求。

第三十五条 经启运地口岸动植物检疫机关检疫合格的动植物、动植物产品和其他检疫物，运达出境口岸时，按照下列规定办理：

第三十三条 輸出動物で輸出する前に隔離検査を行う必要がある場合は、港内動植物検査機関が指定する隔離場所において検査を行う。輸出植物、動植物製品及びその他の検査物は、倉庫又は貨物置場において検査を実施する。必要な場合には、生産、加工過程において検査を実施することができる。

輸出検査待機中の植物、動植物製品及びその他の検査物は、数量の完備、包装の完了、整理整頓、ケースマークを明示すること。

第三十四条 輸出動植物、動植物製品及びその他の検査対象物の検査は次に依拠する。

- (一) 輸入国又は地域及び中国が関連する動植物検査規定。
- (二) 二国間検査協定。
- (三) 貿易契約中に明示した検査基準。

第三十五条 始発地の港内動植物検査機関の検査を経て合格した動植物、動植物製品及びその他の検査物が出国港に到着した時は、以下の規定に基づいて処理する。

<p>(一) 动物应当经出境口岸动植物检疫机关临床检疫或者复检；</p> <p>(二) 植物、动植物产品和其他检疫物从启运地随原运输工具出境的，由出境口岸动植物检疫机关验证放行；改换运输工具出境的，换证放行；</p> <p>(三) 植物、动植物产品和其他检疫物到达出境口岸后拼装的，因变更输入国家或者地区而有不同检疫要求的，或者超过规定的检疫有效期的，应当重新报检。</p> <p>第三十六条 输出动植物、动植物产品和其他检疫物，经启运地口岸动植物检疫机关检疫合格的，运往出境口岸时，运输、邮电部门凭启运地口岸动植物检疫机关签发的检疫单证运递，国内其他检疫机关不再检疫。</p>	<p>(一) 動物は出国する港内動植物検疫機関の臨床検疫又は再検疫を経るものとする。</p> <p>(二) 植物、動植物製品及びその他の検疫物は、始発地から使用する輸送手段により輸出し、輸出港内動植物検疫機関が検疫証明を通過させる。輸送手段を換えて輸出する場合は、検疫証明を換えて通過させる。</p> <p>(三) 植物、動植物製品及びその他の検疫物が出国港内に到着した後、一つに包装する場合は、輸入国又は地域を変更し異なる検疫基準があるか、若しくは規定する検疫の有効期間を超過した場合には、改めて検疫申請をするものとする。</p> <p>第三十六条 輸出動植物、動植物製品及びその他の検疫物が始発地の港内動植物検疫機関の検疫を経て合格し出国港内に到着した時は、輸送、郵便電信部門は、始発地の港内動植物検疫機関が署名、発行した検疫証明書により郵送し、国内のその他の検疫機関は再度検疫をしないものとする。</p>
---	---

## 第五章 过境检疫

第三十七条 运输动植物、动植物产品和其他检疫物过境(含转运,下同)的,承运人或者押运人应当持货运单和输出国家或者地区政府动植物检疫机关出具的证书,向进境口岸动植物检疫机关报检;运输动物过境的,还应当同时提交国家动植物检疫局签发的《动物过境许可证》。

第三十八条 过境动物运达进境口岸时,由进境口岸动植物检疫机关对运输工具、容器的外表进行消毒并对动物进行临床检疫,经检疫合格的,准予过境。进境口岸动植物检疫机关可以派检疫人员监运至出境口岸,出境口岸动植物检疫机关不再检疫。

第三十九条 装载过境植物、动植物产品和其他检疫物的运输工具和包装物、装载容器必须完好。经口岸动植物检疫机关检查,发现运输工具或者包装物、装载容器有可能造成途中散漏的,承运人或者押运人应按照口岸动植物检疫机关的要求,采取密封措施;无法采取密封措施的,不准过境。

## 第五章 越境検査

第三十七条 運送する動植物、動植物製品及びその他の検査物が入国(積み替え転送、以下同じ)する場合は、運送者又は護送者は貨物輸送リスト及び輸出国又は地方政府の動植物検査機関が発行する証明書を持参し、入港港内動植物検査機関に対し検査を申請するものとする。動物が国境を超えて入国する場合には、国家動植物検査局が署名、発行した「動物越境許可証」を同時に提出するものとする。

第三十八条 国境を越えて動物が港内に入国した時は、入国した港内動植物検査機関は輸送手段、容器の外装に対し消毒すると同時に動物に対し臨床検査を実施し、検査を経て合格したものは国境を通過させる。入国港内動植物検査機関は検査人員を派遣し出国港内まで輸送を監視でき、出国港内動植物検査機関は再度検査しない。

第三十九条 国境を越えた植物、動植物製品及びその他の検査物を積載した輸送手段並びに包装物及び積載容器は完全なものでなくてはならない。港内動植物検査機関の検査を経て、輸送手段若しくは包装物又は積載容器に途中で遺漏される可能性を発見した場合は、輸送業者又は護送者は港内動植物検査機関の基準に基づき、密封措置をとり、密封措置をとり得ないものは国境通過を認めない。

第六章 携带、邮寄物检疫

第四十条 携带、邮寄植物种子、种苗及其他繁殖材料进境，未依法办理检疫审批手续的，由口岸动植物检疫机关作退回或者销毁处理。邮件作退回处理的，由口岸动植物检疫机关在邮件及发递单上批注退回原因；邮件作销毁处理的，由口岸动植物检疫机关签发通知单，通知寄件人。

第四十一条 携带动植物、动植物产品和其他检疫物进境的，进境时必须向海关申报并接受口岸动植物检疫机关检疫。海关应当将申报或者查获的动植物、动植物产品和其他检疫物及时交由口岸动植物检疫机关检疫。未经检疫的，不得携带进境。

第四十二条 口岸动植物检疫机关可以在港口、机场、车站的旅客通道、行李提取处等现场进行检查，对可能携带动植物、动植物产品和其他检疫物而未申报的，可以进行查询并抽检其物品，必要时可以开包(封)检查。

旅客进出境检查现场应当设立动植物检疫台位和标志。

第六章 携带、郵送物検査

第四十条 携带、郵送する植物種子、種苗及びその他の繁殖資材の入国は法律に基づく検査審査手続が行われていないものは港内動植物検査機関が返送し又は消滅処理をする。郵送物を返送処理したものは港内動植物検査機関が返送物及び返送状に返送事由を記し、消滅処理した郵送物港内動植物検査機関は署名発行した通知書を郵送者に送付する。

第四十一条 動植物、動植物製品及びその他の検査物を携帯して入国する者は入国時に必ず税関に申告し、港内動植物検査機関の検査を受けなければならない。税関は申請又は検査する動植物、動植物製品及びその他の検査物を速やかに港内動植物検査機関に渡し、検査をする。検査を経ない物を携行して入国できない。

第四十二条 港内動植物検査機関は港、空港、駅の旅客通路、手荷物引取り所等において、携帯可能な動植物、動植物製品及び検査物に対し、検査ができる。未申告の物に対し、尋問検査並びに物品の抽出検査ができ、必要に応じ、開封検査をすることができる。

旅客出入国検査現場に動植物検査台及び表示を設置するものとする。

第四十三条 携带动物进境的，必须持有输出动物的国家或者地区政府动植物检疫机关出具的检疫证书，经检疫合格后放行；携带犬、猫等宠物进境的，还必须持有疫苗接种证书。没有检疫证书、疫苗接种证书的，由口岸动植物检疫机关作限期退回或者没收销毁处理。作限期退回处理的，携带人必须在规定的时间内持口岸动植物检疫机关签发的截留凭证，领取并携带出境；逾期不领取的，作自动放弃处理。

携带植物、动植物产品和其他检疫物进境，经现场检疫合格的，当场放行；需要作实验室检疫或者隔离检疫的，由口岸动植物检疫机关签发截留凭证。截留检疫合格的，携带人持截留凭证向口岸动植物检疫机关领回；逾期不领回的，作自动放弃处理。

禁止携带、邮寄进出境动植物检疫法第二十九条规定的名录所列动植物、动植物产品和其他检疫物进境。

第四十三条 動物を携帯して入国する者は、動物の輸出国又は地域政府の動植物検疫機関発行の検疫証明書を携行するものとし、検疫合格後に入国できる。携帯した犬、猫等の愛玩動物の入国はさらにワクチン接種証明書を携行するものとする。検疫証明書、ワクチン接種証明書の無いものは港内動植物検疫機関が期限を定めてそれを送還するかまたは没収し、消滅処理を行う。期限を定めて送還処理を行うものはその携帯人は必ず規定時間内に港内動植物検疫機関の署名発行した逗留許可書を持参してその動物を受け取り、出国する。期限を超過したものは自動的に放棄したものととして処理する。

植物、動植物製品及びその他の検疫物を携帯して入国し、現場の検疫を経て合格したものはその場で入国させる。実検室検疫又は隔離検疫を必要とする物は港内動植物検疫機関が署名発行した逗留許可書による。逗留検疫に合格した物は携帯人が逗留許可証を持参して、港内動植物検疫機関に赴き、受け取る。期限を超過し、受け取られない物は自動的に放棄処理する。

携帯、郵送による入国禁止物は輸出入動植物検疫法第二十九条の規定に列記されている植物、動植物製品及びその他の検疫物である。

<p>第四十四条 邮寄进境的动植物、动植物产品和其他检疫物，由口岸动植物检疫机关在国际邮件互换局(含国际邮件快递公司及其他经营国际邮件的单位，以下简称邮局)实施检疫。邮局应当提供必要的工作条件。</p> <p>经现场检疫合格的，由口岸动植物检疫机关加盖检疫放行章，交邮局运递。需要作实验室检疫或者隔离检疫的，口岸动植物检疫机关应当向邮局办理交接手续；检疫合格的，加盖检疫放行章，交邮局运递。</p> <p>第四十五条 携带、邮寄进境的动植物、动植物产品和其他检疫物，经检疫不合格又无有效方法作除害处理的，作退回或者销毁处理，并签发《检疫处理通知单》交携带人、寄件人。</p> <p>第七章 运输工具检疫</p> <p>第四十六条 口岸动植物检疫机关对来自动植物疫区的船舶、飞机、火车，可以登船、登机、登车实施现场检疫。有关运输工具负责人应当接受检疫人员的询问并在询问记录上签字，提供运行日志和装载货物的情况，开启舱室接受检疫。</p>	<p>第四十四条 郵送により入国する動植物、動植物製品及びその他の検査物は港内動植物検査機関が国際郵便互换局（国際宅急便会社及びその他国際郵送業務を行う団体、以下郵便局と省略）において検査を実施する。郵便局は必要な業務条件を与えるものとする。</p> <p>現場検査を経て合格した物は港内動植物検査機関が検査合格章を捺印し、郵便局に渡し、送付する。実験室検査又は隔離検査が必要な物は港内動植物検査機関が郵便局と接受手続を行うものとする。検査に合格した物は検査通過章を捺印し、郵局に引き渡すものとする。</p> <p>第四十五条 携帯、郵送により入国する動植物、動植物製品及びその他の検査物は検査を経て不合格又は有効な方法で害の除去処理が行われなかった物は、返送又は消滅処理を実施し、同時に署名発行した「検査処理通知書（票）」を携帯人、郵送人に渡す。</p> <p>第七章 輸送機材の検査</p> <p>第四十六条 港内動植物検査機関は動植物検査地区から入国する船舶、航空機、列車に対し、乗船、乗機、乗車して現場検査を実施する。関係する輸送手段の責任者は検査人員の質問を受け、かつ質問記録に署名し、運行日誌および積載貨物の状況を提供し、船室を開放し、検査を受けるものとする。</p>
---	--

<p>口岸动植物检疫机关应当对前款运输工具可能隐藏病虫害的餐车、配餐间、厨房、储藏室、食品舱等动植物产品存放、使用场所和泔水、动植物性废弃物的存放场所以及集装箱箱体等区域或者部位，实施检疫；必要时，作防疫消毒处理。</p> <p>第四十七条 来自动植物疫区的船舶、飞机、火车，经检疫发现有进出境动植物检疫法第十八条规定的名录所列病虫害的，必须作熏蒸、消毒或者其他除害处理。发现有禁止进境的动植物、动植物产品和其他检疫物的，必须作封存或者销毁处理；作封存处理的，在中国境内停留或者运行期间，未经口岸动植物检疫机关许可，不得启封动用。对运输工具上的泔水、动植物性废弃物及其存放场所、容器，应当在口岸动植物检疫机关的监督下作除害处理。</p> <p>第四十八条 来自动植物疫区的进境车辆，由口岸动植物检疫机关作防疫消毒处理。装载进境动植物、动植物产品和其他检疫物的车辆，经检疫发现病虫害的，连同货物一并作除害处理。装运供应香港、澳门地区的动物的回空车辆，实施整车防疫消毒。</p>	<p>港内動植物検査機関は前項の輸送手段のうち病虫害の隠蔽されている可能性のある食堂車、配膳室、厨房、貯蔵室、食品倉庫等動植物製品の貯蔵、放置、使用場所及び汚水、動植物性の廃棄物の存在、放置場所及び空きコンテナ自体、その区域、その放置場所に対し、検査を実施し、必要により防疫消毒処理を行うものとする。</p> <p>第四十七条 動植物疫病地域から入国する船舶、航空機、列車は検査により輸出入動植物検査法第十八条に規定されたリストに記載された病虫害を発見した者は燻蒸し、消毒し又はその他の害の除去処理を実施しなければならない。入国禁止の動植物、動植物製品及びその他の検査対象物を発見した者は密封し、又は消滅処理するものとする。密封処理の物は中国国内に逗留又は輸送期間中は港内動植物検査機関の許可無く、開封し、使用してはならない。輸送手段上の汚水、動植物性廃棄物及びその放置場所、容器は港内動植物検査機関の監督下において、除害処理を行うものとする。</p> <p>第四十八条 動植物病害地区から入国する車両は港内動植物検査機関による防疫消毒処理をする。動植物、動植物製品及び検査物を積載して入国する車両が検査により病虫害を発見した場合は全貨物を害の除去処理をする。動物を積載し、香港、マカオ地域に供給し、帰途の空車は全車体に防疫消毒をする。</p>
---	--

第四十九条 进境拆解的废旧船舶，由口岸动植物检疫机关实施检疫。发现病虫害的，在口岸动植物检疫机关监督下作除害处理。发现有禁止进境的动植物、动植物产品和其他检疫物的，在口岸动植物检疫机关的监督下作销毁处理。

第五十条 来自动植物疫区的进境运输工具经检疫或者经消毒处理合格后，运输工具负责人或者其代理人要求出证的，由口岸动植物检疫机关签发《运输工具检疫证书》或者《运输工具消毒证书》。

第五十一条 进境、过境运输工具在中国境内停留期间，交能员工和其他人员不得将所装载的动植物、动植物产品和其他检疫物带离运输工具；需要带离时，应当向口岸动植物检疫机关报检。

第五十二条 装载动植物出境的运输工具，装载前应当在口岸动植物检疫机关监督下进行消毒处理。

第四十九条 解体するため入国する旧船舶は港内動植物検疫機関が検疫を実施する。病虫害を発見した場合は、港内動植物検疫機関の監督の下で除去処理を行う。入国禁止の動植物、動植物製品及びその他の検疫物が発見した場合には港内動植物検疫機関の監督の下で、消滅処理を行う。

第五十条 動植物病疫地域から入国した輸送手段は検疫又は消毒処理を経て合格した後に、輸送手段の責任者又はその代理人が証明書の発行を要求した場合は、港内動植物検疫機関は「輸送機材検疫証明書」又は「輸送機材消毒証明書」を署名発行する。

第五十一条 入国、国境を通過する輸送手段は中国逗留期間中、交通手段人員及びその他の人員は積載の動植物、動植物製品及び検疫物を所持して、輸送手段を離れてはならない。必要により所持して離れる者は港内動植物検疫機関に検疫を申請するものとする。

第五十二条 動物を積載して出国する輸送手段は積載前に港内動植物検疫機関の監督下で消毒処理を実施するものとする。

装载植物、动植物产品和其他检疫物出境的运输工具，应当符合国家有关动植物防疫和检疫的规定。发现危险性病虫害或者超过规定标准的一般性病虫害的，作除害处理后方可装运。

#### 第八章 检疫监督

第五十三条 国家动植物检疫局和口岸动植物检疫机关对进出境动植物、动植物产品的生产、加工、存放过程，实行检疫监督制度。具体办法由国务院农业行政主管部门制定。

第五十四条 进出境动物和植物种子、种苗及其他繁殖材料，需要隔离饲养、隔离种植的，在隔离期间，应当接受口岸动植物检疫机关的检疫监督。

第五十五条 从事进出境动植物检疫熏蒸、消毒处理业务的单位和人员，必须经口岸动植物检疫机关考核合格。

口岸动植物检疫机关对熏蒸、消毒工作进行监督、指导，并负责出具熏蒸、消毒证书。

積載植物、動植物製品及びその他の検疫物を積載して出国する輸送手段は国家の動植物防疫及び検疫に関する規定に合致するものとする。危険な病虫害又は基準として規定されている一般の病虫害を超える病虫害を発見した場合は、除去処理後にはじめて輸送できる。

#### 第八章 検疫の監督

第五十三条 国家動植物検疫局及び港内動植物検疫機関は輸出入動植物、動植物製品の生産、加工、貯蔵流通の過程における検疫監督制度を実施する。具体的方法は国務院農業行政部門が制定する。

第五十四条 輸出入する動物および植物種子、種苗及びその他の繁殖資材で、隔離飼育、隔離栽培することが必要なものは、隔離期間中は港内動植物検疫機関の検疫監督を受けるものとする。

第五十五条 輸出入動植物の検疫燻蒸、消毒処理業務に従事する団体及び人員は必ず港内動植物検疫機関が実施する試験に合格しなくてはならない。

港内動植物検疫機関は燻蒸、消毒業務に対し、監督、指導を行い、同時に燻蒸、消毒の証明書を発行する。

第五十六条 口岸动植物检疫机关可以根据需要，在机场、港口、车站、仓库、加工厂、农场等生产、加工、存放进出境动植物、动植物产品和其他检疫物的场所实施动植物疫情监测，有关单位应当配合。

未经口岸植物检疫机关许可，不得移动或者损坏动植物疫情监测器具。

第五十七条 口岸动植物检疫机关根据需要，可以对运载进出境动植物、动植物产品和其他检疫物运输工具、装载容器加施动植物检疫封识或者标志；未经口岸动植物检疫机关许可，不得开拆或者损毁检疫封识、标志。

动植物检疫封识和标志由国家动植物检疫局统一制定。

第五十八条 进境动植物、动植物产品和其他检疫物，装载动植物、动植物产品和其他检疫物的装载容器、包装物，运往保税区(含保税工厂、保税仓库等)的，在进境口岸依法实施检疫；口岸动植物检疫机关可以根据具体情况实施检疫监督；经加工复运出境的，依照进出境动植物检疫法和本条例有关出境检疫的规定办理。

第五十六条 港内動植物検査機関は必要により、空港、港湾、駅、倉庫、加工場、農場等の輸出入動植物、動植物製品及びその他の検査物の生産、加工、貯蔵流通の場所において動植物検査状況を観察でき、関係機関はそれに対し、協力するものとする。

港内動植物検査機関の許可が無く、動植物病疫状況観察器具を移動又は破損してはならない。

第五十七条 港内動植物検査機関は必要により、動植物、動植物製品及びその他の検査物を積載した輸送手段、収納容器に対し、動植物検査封印又は表示を施すことができる。港内動植物検査機関の許可が無く検査封印又は表示を開封又は破損してはならない。

動植物検査封印及び表示は国家動植物検査局が統一制定する。

第五十八条 輸入する動植物、動植物製品及びその他の検査物、動植物、動植物製品及びその他の検査対象物を収納した包装容器、包装材料、仕向け先の保税区(保税工場、保税倉庫等を含む)は輸入港において、法律に基づき、検査を実施する。港内動植物検査機関は具体的状況により、検査監督を実施し、加工後に再出国する物は、輸出入動植物検査法及び本条例の輸出検査関連規定に基づき、処理する。

<p>第九章 法律责任</p> <p>第五十九条 有下列违法行为之一的，由口岸动植物检疫机关处 5000 元以下的罚款：</p> <p>(一) 未报检或者未依法办理检疫审批手续或者未按检疫审批的规定执行的；</p> <p>(二) 报检的动植物、动植物产品和其他检疫物与实际不符的。</p> <p>有前款第(二)项所列行为，已取得检疫单证的，予以吊销。</p> <p>第六十条 有下列违法行为之一的，由口岸动植物检疫机关处 3000 元以上 3 万元以下的罚款：</p> <p>(一) 未经口岸动植物检疫机关许可擅自将进境、过境动植物、动植物产品和其他检疫物卸离运输工具或者运递的；</p> <p>(二) 擅自调离或者处理在口岸动植物检疫机关指定的隔离场所中隔离检疫的动植物的；</p>	<p>第九章 法的責任</p> <p>第五十九条 以下の違法行為に一つでも該当する場合は、港内動植物検疫機関により 5,000 元以下の罰金を科す。</p> <p>(一) 検疫申請が無く又は法に基づかない検疫申請手続をした者又は検疫審査の規定に基づかずに執行した場合。</p> <p>(二) 検疫を申請した動植物、動植物製品及びその他の検疫物と実際が合致しない場合。</p> <p>前条第(二)項に記載された行為があり、かつ既に検疫証明を取得したものは取り上げること。</p> <p>第六十条 以下の違法行為に一つでも該当する場合は、港内動植物検疫機関により 3,000 元以上 3 万元以下の罰金を科す。</p> <p>(一) 港内動植物検疫機関の許可を得ず、無断で出入国した動植物、動植物製品及びその他の検疫対象物を輸送手段から荷下したものの、又は輸送した場合。</p> <p>(二) 港内動植物検疫機関が指定した隔離場所において隔離された検疫動植物を無断で移動、又は処理した場合。</p>
--	---

<p>(三) 擅自开拆过境动植物、动植物产品和其他检疫物的包装，或者擅自开拆、损毁动植物检疫封识或者标志的；</p> <p>(四) 擅自抛弃过境动物的尸体、排泄物、铺垫材料或者其他废弃物，或者未按规定处理运输工具上的泔水、动植物性废弃物的。</p> <p>第六十一条 依照本条例第十七条、第三十二条的规定注册登记的生产、加工、存放动植物、动植物产品和其他检疫物的单位，进出境的上述物品经检疫不合格的，除依照本条例有关规定作退回、销毁或者除害处理外，情节严重的，由口岸动植物检疫机关注销注册登记。</p> <p>第六十二条 有下列违法行为之一的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪或者犯罪情节显著轻微依法不需要判处刑罚的，由口岸动植物检疫机关处 2 万元以上 5 万元以下的罚款：</p> <p>(一) 引起重大动植物疫情的；</p> <p>(二) 伪造、变造动植物检疫单证、印章、标志、封识的。</p>	<p>(三) 越境动植物、動植物製品及びその他検査の包装を無断で開封したもの、又は動植物の検査封印、表示を無断で開封、破損した場合。</p> <p>(四) 越境動物の死体、排泄物、下敷き資材又はその他の廃棄物を無断で放棄又は規定に基づかず輸送手段上の汚水、動植物性廃棄物を投棄した場合。</p> <p>第六十一条 本法第十七条、第三十二条の規定に基づいて生産、加工、貯蔵流通する動植物、動植物製品及びその他検査物を登録登記した団体は輸出した上記物品が検査により不合格になった場合は、本法の関連規定に基づいて返還、破棄又は除去処理することを除き、事態が深刻なものは港内動植物検査機関がその登録を取り消す。</p> <p>第六十二条 以下の違法行為に一つでも該当する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成せず、又は犯罪状況が顕著に軽く、法に基づいて刑事罰を処す必要が無い場合は、港内動植物検査機関により 2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。</p> <p>(一) 重大な動植物病疫状況を引き起した場合。</p> <p>(二) 動植物検査証明書、印章、表示、封印を偽造、変造した場合。</p>
---	--

第六十三条 从事进出境动植物检疫熏蒸、消毒处理业务的单位和人员，不按照规定进行熏蒸和消毒处理的，口岸动植物检疫机关可以视情节取消其熏蒸、消毒资格。

#### 第十章 附则

第六十四条 进出境动植物检疫法和本条例下列用语的含义：

(一) “植物种子、种苗及其他繁殖材料”，是指栽培、野生的可供繁殖的植物全株或者部分，如植株、苗木(含试管苗)、果实、种子、砧木、接穗、插条、叶片、芽体、块根、块茎、鳞茎、球茎、花粉、细胞培养材料等；

(二) “装载容器”，是指可以多次使用、易受病虫害污染并用于装载进出境货物的容器，如笼、箱、桶、筐等；

(三) “其他有害生物”，是指动物传染病、寄生虫病和植物危险性病、虫、杂草以外的各种危害动植物的生物有机体、病原微生物，以及软件类、啮齿等、螨类、多足虫类动物和危险性病虫的中间寄主、媒介生物等；

第六十三条 輸出入動植物検査、燻蒸、消毒処理業務に従事する団体、人員が規定に基づかず燻蒸及び消毒処理した場合は、港内動植物検査機関が事態をみて、その燻蒸、消毒の資格を取り上げることができる。

#### 第十章 附則

第六十四条 輸出入動植物検査法及び本条例の用語は以下の意味である。

(一) 「植物種子、種苗及びその他の繁殖資材」とは、栽培、野生の供給、繁殖が可能な植物の全株又は一部分、例えば植株、苗木（試験管苗を含む）、果実、種子、台木、接ぎ穂、挿し木、葉片、芽、根、茎、鱗茎、球茎、花粉、細胞培養資材等をいう。

(二) 「積載容器」とは、複数回の使用が可能で、病虫害汚染を受け易く、輸出入貨物を積載する容器として用いる。例えば籠、箱、桶、大かご等をいう。

(三) 「その他の有害生物」とは、動物伝染病、寄生虫病及び植物危険性病、昆虫、雑草以外の各種危害動植物の生物有機体、病原微生物及び軟体類、齧歯目類、蛛形類、ダニ、多足虫類動物及び危険性病虫の中間宿主、媒体生物をいう。

(四) “检疫证书”，是指动植物检疫机关出具的关于动植物、动植物产品和其他检疫物健康或者卫生状况的具有法律效力的文件，如《动物检疫证书》、《植物检疫证书》、《动物健康证书》、《兽医卫生证书》、《熏蒸/消毒证书》等。

第六十五条 对进出境动植物、动植物产品和其他检疫物因实施检疫或者按照规定作熏蒸、消毒、退回、销毁等处理所需费用或者招致的损失，由货主、物主或者其代理人承担。

第六十六条 口岸动植物检疫机关依法实施检疫，需要采取样品时，应当出具采样凭单；验余的样品，货主、物主或者其代理人应当在规定的期限内领回；逾期不领回的，由口岸动植物检疫机关按照规定处理。

第六十七条 贸易性动物产品出境的检疫机关，由国务院根据实际情况规定。

(四) 「検疫証明書」とは、動植物検疫機関が発行する動植物、動植物製品及びその他の検疫物が健全であること又は衛生状況の法律的效果を持つ文書、例えば「動物検疫証明書」、「植物検疫証明書」、「動物健康証明書」、「獣医衛生証明書」、「燻蒸/消毒証明書」等をいう。

第六十五条 輸出入動植物、動植物製品及びその他の検疫物が検疫実施によって、又は規定に基づいて、燻蒸、消毒、送還、消滅等の処理に必要な費用又はそれにより遺失した場合は、荷主、所有者又はその代理人が責任を負う。

第六十六条 港内動植物検疫機関が法律に基づいて、サンプルを採取する必要があるときは、証明書に基づいてサンプルを抽出するものとし、その他の製品を荷主、物主又はその代理人が規定の期限内に回収するものとする。期限切れで回収していないものは、港内動植物検疫機関が規定に基づいて処理する。

第六十七条 貿易性の動物製品の輸出検疫機関は国务院が状況に基づいて規定する。

第六十八条 本条例自 1997 年 1 月 1 日起施行。

第六十八条 本条例は 1997 年 1 月 1 日より施行する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

輸出食用動物飼育用飼料検査検疫管理方法

原文	和訳
<p>出口食用动物饲用饲料检验检疫管理办法</p> <p>1999年11月24日国家出入境检验检疫局令[2000]第5号公布</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为加强出口食用动物饲用饲料的检验检疫管理确保出口食用动物的卫生质量，根据《中华人民共和国进出境动植物检疫法》、《中华人民共和国进出口商品检验法》《中华人民共和国食品卫生法》、《兽药管理条例》、《饲料和饲料添加剂管理条例》等法律法规，制定本办法。</p>	<p>輸出食用動物飼育用飼料検査検疫管理方法（※）</p> <p>※：農業部、国家林業局等の国務院各部門が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p>1999年11月24日国家輸出入検査検疫局令[2000]第5号公布</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 輸出食用動物飼育用飼料の検査検疫管理を強化し、輸出食用動物の衛生品質を確保するために、「中華人民共和国輸出入動植物検疫法」、「中華人民共和国輸出入商品検査法」、「中華人民共和国食品衛生法」、「動物用医薬品管理条例」、「飼料及び飼料添加物管理条例」等の法律法規に基づき、本方法を制定する。</p>

<p>第二条 本办法所称出口食用动物是指出口(含供台港澳,下同)的供人类食用的活动物,如屠宰用家畜、家禽和水生动物、两栖动物、爬行动物等。</p> <p>本办法所称饲料是指用于饲喂出口食用动物的饲料,包括单一饲料、配合饲料、添加剂预混合饲料、浓缩饲料、精料补充料、各类饲料药物、矿物质添加剂和饵料等。</p> <p>本办法所称饲料生产企业是指生产的饲料用于饲喂出口食用动物的生产企业。</p> <p>第三条 国家出入境检验检疫局(以下简称国家检验检疫局)统一管理全国出口食用动物饲用饲料的检验检疫和监督管理工作。国家检验检疫局设在各地的直属出入境检验检疫机构(以下简称直属检验检疫机构)负责各自辖区内出口食用动物饲用饲料的检验检疫、生产企业的登记备案和监督管理工作,包括受理申请、审核、登记备案和监督管理工作等。</p>	<p>第二条 本方法がいう輸出食用動物とは、輸出して(台湾、香港及びマカオを含む。以下同じ。)人類の食用に供給される生きている動物のことであり、例えば、と畜用家畜及び家禽並びに水生動物、両生類動物及び爬虫類動物等をいう。</p> <p>本方法がいう飼料とは、輸出食用動物に飼料投与する飼料をいい、単一飼料、配合飼料、添加物事前混合飼料、濃縮飼料、エキス補充料、各種飼料薬物、ミネラル物質添加物及び餌等を含む。</p> <p>本方法がいう飼料生産企業とは、生産される飼料を輸出食用動物の飼料投与に用いる生産企業をいう。</p> <p>第三条 国家輸出入検査検疫局(以下「国家検査検疫局」という)は、全国の輸出食用動物飼育用飼料の検査検疫及び監督管理業務を統一管理する。国家検査検疫局が設けた各地の直属輸出入検査検疫機構(以下「直属検査検疫機構」という)は、各自の管轄区内の輸出食用動物飼育用飼料の検査検疫、生産企業の登記記録及び監督管理業務の責任を負い、それらの業務には申請受理、審査、登記記録及び監督管理業務等を含む。</p>
--	---

第四条 出口食用动物在饲养场及从饲养场至进口国家和地区(包括台、港、澳)的运输途中所用的饲料,不得含有危害动物健康及可能对人体健康和生命安全造成危害的病原微生物及各种有害物质(如农药、兽药、激素及其他药物残留和重金属残留等),并须经检验检疫机构或其认可的检测机构检验合格。

出口水生动物所用鲜活饵料须来自非疫区,并须用经检验检疫机构认可的有效消毒药物进行消毒处理后方可使用。

## 第二章 饲料生产企业登记备案

第五条 本着自愿原则,出口食用动物饲料的生产企业可以向所在地直属检验检疫机构申请登记备案。

第六条 申请登记备案的饲料生产企业应具备下列条件:

(一) 具有企业法人资格;

第四条 輸出食用動物の飼育場において及び飼育場から輸出国家並びに地区(台湾、香港及びマカオを含む。)までの輸送中において用いられる飼料は、動物の健康を害し、人体の健康及び生命の安全に対して危害を引き起こす恐れのある病原微生物及び各種の有害物質(例えば、農薬、動物用医薬品、ホルモン、その他の薬物残留物、重金属残留物等)を含有してはならず、検査検疫機構又は検査検疫機構が認可した検査測定機構の検査に合格しなければならない。

輸出水生動物に用いる生鮮餌料は、非病疫区からのものでなければならず、検査検疫機構の認可を得た有効な消毒薬物を用いて消毒処理した後に、使用することができる。

## 第二章 飼料生産企業の登記記録

第五条 自主性原則に基づき、輸出食用動物飼料の生産企業は、所在地の直属検査検疫機構に登記記録を申請することができる。

第六条 登記記録を申請する飼料生産企業は、以下に列挙する条件を具備しなければならない。

(一) 企業の法人格を具備していること。

<p>(二) 饲料添加剂、添加剂预混合饲料生产企业具有国务院农业行政主管部门颁发的生产许可证；</p> <p>(三) 具备与饲料生产规模相适应的厂房、设备、工艺和仓储设施；</p> <p>(四) 具有基本的质量、卫生检验设备和相应技术人员；</p> <p>(五) 具备科学的质量管理或质量保证手册，或具有健全的质量和卫生管理体系及完善的出入厂(库)、生产、检验等管理制度；</p> <p>(六) 严格仓储管理。原料库与成品库严格分离；原料库和成品库中不同种类不同品名、不同批次的原料和饲料分开堆放、码放整齐，标识明确；</p> <p>(七) 在全企业范围内不储存、在生产的饲料或饲料添加剂中不添加我国及食用动物进口国家或地区规定的禁用或未允许添加的药品(含激素)等，并自愿遵守本办法的规定和自愿接受检验检疫机构的监督管理。</p>	<p>(二) 飼料添加物及び添加物事前混合飼料生産企業は、國務院農業行政主管部門が発行した生産許可証を具備していること。</p> <p>(三) 飼料生産規模に適応した工場、設備、技術及び貯蔵施設を具備していること。</p> <p>(四) 基本的な品質、衛生検査設備及び相応の技術人員を有していること。</p> <p>(五) 科学的な品質管理又は品質保証便覧を具備し、又は健全な品質及び衛生管理システム並びに整備された出入荷場(庫)、生産、検査等の管理制度を有していること。</p> <p>(六) 厳重に貯蔵管理していること。原料庫と製品庫が厳格に分離されていること。原料庫及び製品庫中、異なる種類、異なる品名及び異なるロットの原料及び飼料は、分けて積み、順序よく整理し、明確な表示をしていること。</p> <p>(七) 我が国及び食用動物輸入国家又は地区の規定で使用禁止又は添加を許可されていない薬品(ホルモンを含む。)等を全企業範囲内において貯蔵せず、生産した飼料又は飼料添加物中に添加せず、かつ自主的に本方法の規定を遵守し、検査検疫機構の監督管理を受けること。</p>
---	--

<p>第七条 申请登记备案的饲料生产企业所生产的出口食用动物饲用饲料必须符合下列条件：</p> <p>(一) 符合《饲料卫生标准》(GB13078-91)规定；</p> <p>(二) 符合《饲料和饲料添加剂管理条例》第十四条和《饲料标签》国家标准(GB10648-93)的规定；</p> <p>(三) 符合相应的饲料或饲料添加剂的产品质量国家标准或行业标准；</p> <p>(四) 不使用国家淘汰、禁止使用的药物(如:在活猪的饲料中不得添加盐酸克伦特罗等乙类促效剂等)；不使用国务院农业行政主管部门或省级人民政府饲料主管部门公布的允许作饲料药物添加剂的药物品种以外的药物，允许添加的药物，必须制成饲料药物添加剂后方可添加；不添加激素类药品(如荷尔蒙)；严格按照规定使用国家限制使用的药物；不使用进口国家或地区有特殊禁止使用要求的药物；</p>	<p>第七条 登記記録を申請する飼料生産企業が生産する輸出食用動物飼育用飼料は、以下に列挙する条件に合致しなければならない。</p> <p>(一) 「飼料衛生基準」(GB13078-91)の規定に合致していること。</p> <p>(二) 「飼料及び飼料添加物管理条例」第十四条及び「飼料ラベル」国家基準(GB10648-93)の規定に合致していること。</p> <p>(三) 相応の飼料又は飼料添加物の製品品質の国家基準又は業種基準に合致していること。</p> <p>(四) 国家が淘汰した薬物及び使用を禁止した薬物(例えば、生きた豚の飼料中に添加してはならない塩酸クレンブテロール等の乙類効果促進剤等)を使用しないこと。國務院農業行政主管部門又は省級の人民政府飼料主管部門が公表した飼料薬物添加物として認可された薬物品種以外の薬物を使用せず、また添加が許可された薬物は、飼料薬物添加物を製造した後に、添加することができる。ホルモン類の薬品(例えば、ホルモン)を添加しないこと。国家が使用を制限している薬物を規定に基づき厳格に使用していること。輸入国家又は地区が特に使用禁止基準を有する薬物を使用しないこと。</p>
---	--

<p>(五) 饲料添加剂、添加剂预混合饲料具有省、自治区、直辖市人民政府饲料主管部门核发的产品批准文号;</p> <p>(六) 使用的进口鱼粉豆粕等所有动植物性饲料原料及饲料药物添加剂或矿物质添加剂等均应符合国家进口检验检疫标准和要求, 具有检验检疫机构出具的检验检疫合格证明。</p> <p>第八条 申请登记备案的饲料生产企业向所在地直属检验检疫机构办理申请手续, 填写《出口食用动物饲用饲料生产企业登记备案申请表》(一式3份式样见附件1), 并提交如下材料(各一式2份):</p> <p>(一) 工商行政管理部门核发的企业法人营业执照复印件;</p> <p>(二) 国务院农业行政主管部门颁发的生产许可证复印件(饲料添加剂、添加剂预混合饲料生产企业提供);</p> <p>(三) 质量管理(保证)手册或相应的质量管理体系及出入厂(库)、生产、检验管理制度等材料;</p>	<p>(五) 飼料添加物及び添加物事前混合飼料は、省、自治区及び直轄市の人民政府飼料主管部門が審査、発行した製品許可番号を有していること。</p> <p>(六) 使用する輸入魚粉、豆粕等の全ての動植物性飼料原料及び飼料薬物添加物又はミネラル物質添加物等は、均しく国家輸入検査検疫標準及び基準に合致し、検査検疫機構が作成した検査検疫合格証明を有していること。</p> <p>第八条 登記記録を申請する飼料生産企業が、所在地の直属検査検疫機構で申請手続を行うには、「輸出食用動物飼育用飼料生産企業登記記録申請表」(一式3部、様式は添付資料1を参照)を記入し、以下のような資料(各一式2部)を提出する。</p> <p>(一) 商工行政管理部门が審査、発行した企業法人営業許可証のコピー。</p> <p>(二) 國務院農業行政主管部門が発行した生産許可証のコピー(飼料添加物及び添加物事前混合飼料生産企業が提供する)。</p> <p>(三) 品質管理(保証)便覧又は相応の品質管理システム及び出入荷場(庫)、生産、検査管理制度等の資料。</p>
---	--

<p>(四) 申请登记备案的出口食用动物饲用饲料和饲料添加剂的品种清单及其原料的描述材料;</p> <p>(五) 省级人民政府饲料主管部门核发的饲料药物添加剂或添加剂预混合饲料产品批准文号(批准文件复印件)及产品说明书;</p> <p>(六) 饲料中使用的药物添加剂、矿物质添加剂和动植物性饲料原料为进口产品的,应提交检验检疫机构出具的检验检疫合格证明。</p> <p>第九条 接受申请的直属检验检疫机构根据本办法第六条、第七条的规定,在 15 个工作日内对申请单位提交的申请书和有关材料进行书面审核,决定是否受理;经审核受理申请的,对申请单位进行实地考察,并按申请的饲料及添加剂品种抽取样品并封样。</p> <p>第十条 申请单位将封存样品送检验检疫机构或其指定的检测部门按规定的办法和项目进行检测。检测部门根据实际检测结果如实出具检测报告。</p>	<p>(四) 登記記録を申請する輸出食用動物飼育用飼料及び飼料添加物の品種リスト及び原料の説明資料。</p> <p>(五) 省級の人民政府飼料主管部門が審査、発行した飼料薬物添加物又は添加物事前混合飼料の製品許可文書番号(許可文書のコピー)及び製品説明書。</p> <p>(六) 飼料中に使用する薬物添加物、ミネラル物質添加物及び動植物性飼料原料が輸入製品である場合は、検査検疫機構が作成した検査検疫合格証明を提出しなければならない。</p> <p>第九条 申請を受け取った直属検査検疫機構は、本方法第六条及び第七条の規定に基づき15業務日以内に申請団体が提出した申請書及び関係資料について書面審査を行い、受理するか否かを決定する。審査を経て申請を受理したものは、申請団体に対して実地審査を行い、申請した飼料及び添加物品種に基づきサンプルを抜き取り、サンプルを封印する。</p> <p>第十条 申請団体は、封印保存したサンプルを検査検疫機構又は検査検疫機構が指定した検査測定部門に送り、規定の方法及び項目に基づき検査測定を行う。検査測定部門は、実際の検査結果に基づき事実のとおり検査測定報告を作成する。</p>
--	---

<p>第十一条 受理申请的直属检验检疫机构对经实地考察和饲料样品检验合格的饲料生产企业给予登记备案，并颁发《出口食用动物饲料生产企业登记备案证》（以下简称《登记备案证》）（一正本、一副本，式样见附件 2 和附件 3）。</p> <p>《登记备案证》的有效期为 5 年。有效期满后拟继续生产出口食用动物饲用饲料的，应在有效期满前 3 个月依据本办法重新提出申请。</p> <p>第十二条 已取得《登记备案证》的饲料生产企业变更登记备案内容时，应提前向发证的直属检验检疫机构申请办理变更手续。</p> <p>第三章 检验检疫与监督管理</p> <p>第十三条 出口食用动物注册饲养场从登记备案的饲料生产企业直接购买的经检验检疫机构检验合格的配合饲料、添加剂预混合饲料和浓缩料，检验检疫机构不再进行检验；从非登记备案的饲料生产企业购买的前述饲料，必须经检验检疫机构逐批检验合格后方可使用。</p>	<p>第十一条 申請を受理した直属検査検疫機構は、実地審査及び飼料サンプルの検査に合格した飼料生産企業に対して登記記録を与え、「輸出食用動物飼料生産登録記録証」（以下「登記記録証」という。）（正本 1 部及び副本 1 部、様式は添付資料 2 及び添付資料 3 を参照）を発行する。</p> <p>「登記記録証」の有効期間は 5 年とする。有効期間満了後に、引き続き輸出食用動物飼育用飼料を生産しようとするときは、有効期間満了 3 ヶ月以前に本方法に基づき再申請しなければならない。</p> <p>第十二条 「登記記録証」を既に取得した飼料生産企業が、登記記録内容を変更する場合は、発行した直属検査検疫機構に事前に申請して変更手続を行わなければならない。</p> <p>第三章 検査検疫と監督管理</p> <p>第十三条 輸出食用動物登録飼育場で、登記記録した飼料生産企業から検査検疫機構の検査に合格した配合飼料、添加物事前混合飼料及び濃縮飼料を直接購入したときは、検査検疫機構は再び検査を行わない。登記記録していない飼料生産企業から購入した前述の飼料は、検査検疫機構のロットごとの検査に合格した後に、使用することができる。</p>
---	---

注册饲养场自配饲料的，必须使用前款规定的添加剂预混合饲料或浓缩料，并不得擅自在饲料配制和饲喂过程中添加任何药物(包括激素)。

第十四条 登记备案的饲料生产企业生产的每一新品种的第一批出口食用动物饲料或更改饲料添加剂种类后生产的第一批出口食用动物饲料均应由检验检疫机构抽样检验或由检验检疫机构认可的检测部门进行规定项目的检验，经检验合格的方可出售。

第十五条 根据登记备案的饲料生产企业和自配饲料的出口食用动物饲养场的信誉程度、对检验检疫法规的遵守情况、自身管理水平和检验条件等，检验检疫机构对其生产或自配的出口食用动物饲用饲料实行逐批检验、不定期抽检和免检的分类管理办法。

登録飼育場が飼料を自ら配合する場合は、前項に規定する添加物事前配合飼料又は濃縮飼料を使用しなければならず、飼料配合及び飼料投与の過程において如何なる薬物（ホルモンを含む）も勝手に添加してはならない。

第十四条 登記記録した飼料生産企業が生産した各新品种の第一ロットの輸出食用動物飼料又は飼料添加物の種類を変更した後に生産した第一ロットの輸出食用動物飼料は、均しく検査検査機構が抜き取り検査を行うか、又は検査検査機構が認可した検査測定部門が規定項目の検査を行わなければならない、検査に合格したもののみ販売することができる。

第十五条 登記記録した飼料生産企業及び飼料を自ら配合する輸出食用動物飼育場の信用の程度、検査検査法規の遵守状況、自己管理水準及び検査条件等に基づき、検査検査機構は、飼料生産企業及び輸出食用動物飼育場が生産又は自ら配合した輸出食用動物飼育用飼料に対して、ロットごとの検査、不定期抜き取り検査及び検査免除の分類管理方法を行う。

<p>第十六条 登记备案的饲料生产企业及出口动物饲养场的原料采购、检验、入出库、饲料生产与检验、饲料成品的入出库、出厂等均必须有真实完整的记录；每批产品均应留样并至少保存 60 天。</p> <p>登记备案或未登记备案的饲料生产企业销往出口动物饲养场的每批饲料均须附具有由生产企业出具的产品质量检验合格证。</p> <p>第十七条 检验检疫机构对登记备案的饲料生产企业实行日常监督检查与年审相结合的办法进行监督管理。登记备案的企业应按规定每年向直属检验检疫机构申请年审，年审期限为每年的 12 月 1 日至翌年的 1 月 30 日。</p> <p>第十八条 登记备案的饲料生产企业，将饲料销往所在地直属检验检疫机构辖区外的出口食用动物饲养场时，应持《登记备案证(副本)》到该动物饲养场所在地直属检验检疫机构办理异地备案手续。</p>	<p>第十六条 登記記録した飼料生産企業及び輸出動物飼育場の原料調達、検査、入出庫、飼料生産及び検査、飼料製品の入出庫、出荷等は、均しく真実で完備した記録を有しなければならない。ロットごとの製品は、均しくサンプルを保留し、少なくとも 60 日間保存しなければならない。</p> <p>登記記録をした又は登記記録をしていない飼料生産企業が輸出動物飼育場に販売するロットごとの飼料は、均しく生産企業が作成した製品品質合格証を備えなければならない。</p> <p>第十七条 検査検査機構は、登記記録した飼料生産企業に対して日常監督検査と年一回の審査とを結びつけた方法を実行し、監督管理を行う。登記記録した企業は、規定に基づき毎年、直属検査検査機構に年に一回の審査を申請しなければならず、年に一回の審査の期間は、毎年 12 月 1 日から翌年 1 月 30 日までとする。</p> <p>第十八条 登記記録した飼料生産企業が、飼料を所在地の直属検査検査機構の管轄区外の輸出食用動物飼育場に販売する場合は、「登記記録証(副本)」を持参し、当該動物飼育場所在地の直属検査検査機構で異地登録手続を行うものとする。</p>
--	---

<p>直属检验检疫机构办理异地备案手续时，审验《登记备案证》，并在《登记备案证(副本)》上签章。</p> <p>登记备案的饲料生产企业和出口食用动物饲养场应建立直接的(包括通过其授权的销售代理直销的)购销关系。</p> <p>第十九条 严禁登记备案的饲料生产企业和出口食用动物饲养场存放、使用下列物品：</p> <p>(一) 国家淘汰、禁止使用的药物，和国务院农业行政主管部门或省级人民政府饲料主管部门公布的允许作饲料药物添加剂的药物品种以外的药物；</p> <p>(二) 激素类药物；</p> <p>(三) 进口国家或地区(包括港、澳、台)禁止使用的药物；</p> <p>(四) 未经国务院农业行政主管部门登记和或未经检验检疫机构检验检疫或检验检疫不合格的进口饲料和饲料添加剂；</p>	<p>直属検査検疫機構が異地登録手続を行う場合は、「登記記録証」を審査して、「登記記録証(副本)」上に署名押印する。</p> <p>登記記録した飼料生産企業と輸出食用動物飼育場は、直接的な(飼料生産企業が授權した販売代理による直売を含む)購入販売関係を確立しなければならない。</p> <p>第十九条 登記記録した飼料生産企業及び輸出食用動物飼育場が以下に列挙する物品を保管及び使用することを厳禁する。</p> <p>(一) 国家が淘汰し、使用を禁止している薬物及び国務院農業行政主管部門又は省級の人民政府飼料主管部門が公表した飼料薬物添加物として許可した薬物品種以外の薬物。</p> <p>(二) ホルモン類薬物。</p> <p>(三) 輸入国家又は地区(香港、マカオ及び台湾を含む)が使用を禁止している薬物。</p> <p>(四) 未だ国務院農業行政主管部門の登記をしていない、又は検査検疫機構の検査検疫を経ていないか検査検疫不合格の輸入飼料及び飼料添加物。</p>
--	---

<p>(五) 未经检验检疫机构检验检疫或检验检疫不合格的进口动植物性饲料原料。</p> <p>严禁登记备案的饲料生产企业销售未经检验检疫机构登记备案的饲料和未经检验及检验不合格的饲料；</p> <p>严禁出口食用动物饲养场使用未经检验检疫机构检验合格的饲料，及在配制饲料和饲喂动物过程中擅自添加任何药品及添加剂。</p> <p>第二十条 出口食用动物饲用饲料的外包装上应附具标签标明产品名称、代号、原料组成、生产日期、保质期、厂名、厂址、检验检疫机构的登记备案编号、产品标准代号、适用动物种类、使用方法和注意事项等。加入饲料药物添加剂的，还应当标明“加入药物饲料添加剂”字样，并标明其化学名称、含量、使用方法及注意事项和饲料添加剂的产品批准文号。</p>	<p>(五) 検査検疫機構の検査検疫を経ていない、又は検査検疫不合格の輸入動植物性飼料原料。</p> <p>登記記録した飼料生産企業が、検査検疫機構の登記記録を経ていない飼料及び検査を経ていない、又は検査不合格の飼料を販売することを厳禁する。</p> <p>輸出食用動物飼育場が、検査検疫機構の検査合格を経ていない飼料を使用すること、飼料の配合及び動物への飼料投与過程で如何なる薬品及び添加物も無断に添加することを厳禁する。</p> <p>第二十条 輸出食用動物飼育用飼料の外部包装上にはラベルに製品名称、商品番号、原料構成、生産日、品質保持期限、工場名、工場所在地、検査検疫機構の登記記録番号、製品基準商品番号、適用する動物の種類、使用方法及び注意事項等を表記するものとする。飼料薬物添加物を加えたものは、さらに「薬物飼料添加物添加」の字句を表記するものとし、その化学名称、含有量、使用方法及び注意事項並びに飼料添加物の製品許可番号を表記する。</p>
---	---

第二十一条 登记备案的饲料生产企业有下列行为之一的，由检验检疫机构注销其《登记备案证》：

- (一) 违反第十九条第一款、第二款规定的；
- (二) 日常监督检查不合格、不按规定参加年审或年审不合格且限期内又未改正的；
- (三) 伪造、变造《登记备案证》或检验检疫机构及其指定检测部门的检验合格证的；或将非本企业生产的饲料以本企业的名义销售给出口食用动物饲养企业的；
- (四) 私自改变登记备案的饲料种类及药物或矿物质添加剂成分的；
- (五) 不接受或不配合检验检疫机构监督管理的。

第二十二条 出口食用动物注册饲养场有下列行为之一的，由检验检疫机构注销其《注册登记证》，并禁止其饲养的动物用于出口：

第二十一条 登記記録した飼料生産企業が以下に列挙する行為のうち一つでも該当する際は、検査検疫機構により「登記記録証」を取り消す。

- (一) 第十九条第一項及び第二項の規定に違反したもの。
- (二) 日常監督検査不合格のもの及び規定に基づき年に一回の審査に参加しないもの又は年に一回の審査で不合格となり、また期限内に改めないもの。
- (三) 「登記記録証」又は検査検疫機構及び検査検疫機構が指定する検査測定部門の検査合格証を偽造及び変造したもの。又は当該企業が生産したものでない飼料を当該企業の名義で輸出食用動物飼育企業に販売したもの。
- (四) 登記記録した飼料の種類及び薬物又はミネラル物質添加物の成分を勝手に改変したもの。
- (五) 検査検疫機構の監督管理を受け入れない又は協力しないもの。

第二十二条 輸出食用動物登録飼育場で以下に列挙する行為のうち一つでも該当するものは、検査検疫機構がその「登録登記証」を取り消し、飼育する動物を輸出に用いることを禁止する。

<p>(一) 违反第十九条第一款、第三款规定的；</p> <p>(二) 以冒充登记备案的饲料生产企业生产的饲料饲喂出口食用动物的。</p> <p>第二十三条 登记备案或非登记备案的饲料生产企业生产的饲料中含有违禁药品的，检验检疫机构将在全国范围内禁止出口动物饲养场使用其生产的饲料或饲料添加剂。</p> <p>登记备案、非登记备案饲料生产企业和出口食用动物饲养场使用违禁药品的，检验检疫机构应及时将有关情况书面通知其所在地的省级人民政府饲料主管部门。</p>	<p>(一) 第十九条第一項及び第三項の規定に違反するもの。</p> <p>(二) 登記記録した飼料生産企業が生産した飼料と偽り、輸出食用動物に飼料投与したもの。</p> <p>第二十三条 登記記録した又は登記記録していない飼料生産企業が生産した飼料の中に禁制薬品が含まれているときは、検査検疫機構は、全国の範囲内で輸出動物飼育場が生産した飼料又は飼料添加物を使用することを禁止する。</p> <p>登記記録した又は登記記録していない飼料生産企業及び輸出食用動物飼育場で禁制薬品を使用したときは、検査検疫機構は関係状況について所在地の省級の人民政府飼料主管部門に速やかに書面通知しなければならない。</p>
---	---

第二十四条 各直属检验检疫机构应将登记备案、办理变更手续的企业名称、地址、邮政编码、法定代表人、电话、传真、备案的饲料名称、代号和组成成分及适用动物种类等内容及时报国家检验检疫局备案，并应将违反第二十一条规定的登记备案与非登记备案的饲料生产企业和出口动物饲养场的名称、地址、邮政编码、法定代表人、电话、传真、违规情节及处罚决定报国家检验检疫局备案。

国家检验检疫局将对前款所述企业、饲养场及时予以公布。

#### 第四章 附则

第二十五条 违反本办法规定的，检验检疫机构将依据《进出口动植物检疫法》等有关法律法规予以处罚。

第二十六条 本办法由国家检验检疫局负责解释。

第二十七条 本办法自2000年1月1日起施行。

第二十四条 各直属検査検疫機構は、登記記録及び変更手続を行った企業名称、所在地、郵便番号、法定代表者、電話、ファックス、記録した飼料名称、商品番号、構成成分、適用する動物の種類等の内容を国家検査検疫局に速やかに報告、記録し、併せて第二十一条の規定に違反した登記記録した又は登録記録していない飼料生産企業及び輸出動物飼育場の名称、所在地、郵便番号、法定代表者、電話番号、ファックス、違反情状及び処罰決定を国家検査検疫局に報告、記録しなければならない。

国家検査検疫局は、前項で述べた企業及び飼育場を速やかに公表する。

#### 第四章 附則

第二十五条 本方法の規定に違反したものは、検査検疫機構が「輸出入動植物検疫法」等の関係法律法規に基づき処罰する。

第二十六条 本方法は国家検査検疫局が解釈の責任を負う。

第二十七条 本方法は2000年1月1日より施行する。

<p>附件：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 《出口食用动物饲料生产企业登记备案申请表》(略)</li> <li>2. 《出口食用动物饲料生产企业登记备案证(正本)》(式样)(略)</li> <li>3. 《出口食用动物饲料生产企业登记备案证(副本)》(式样)(略)</li> </ol>	<p>添付資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、「輸出食用動物飼料生産企業登記記録申請表」(略)</li> <li>2、「輸出食用動物飼料生産企業登記記録証(正本)」(略)</li> <li>3、「輸出食用動物飼料生産企業登記記録証(副本)」(略)</li> </ol>
--	--

法律法規訳出一覧（原文対照）

輸出入商品抜取り検査管理方法

原文	和訳
<p>进出口商品抽查检验管理办法</p> <p>国家质量监督检验检疫总局令 第 39 号</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了加强进出口商品的抽查检验工作，规范进出口商品的抽查检验和监督管理行为，维护社会公共利益，根据《中华人民共和国进出口商品检验法》（以下简称《商检法》）及其实施条例的有关规定，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称的进出口商品是指按照《商检法》规定必须实施检验的进出口商品以外的进出口商品。</p>	<p>輸出入商品抜取り検査管理方法（※）</p> <p>※：農業部、国家林業局等の國務院各部局が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p>国家品質監督検査檢疫総局令 第 39 号</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 輸出入商品の抜取り検査業務を強化し、輸出入商品の抜取り検査及び監督管理行為を規範化し、社会公共利益を維持するために、「中華人民共和国輸出入商品検査法」（以下「商検法」という）及びその実施条例の関係規定に基づき、本方法を制定する。</p> <p>第二条 本方法がいう輸出入商品とは、「商検法」の規定に基づき検査を行わなければならない輸出入商品以外の輸出入商品をいう。</p>

<p>第三条 抽查检验根据《商检法》确定施检《目录》商品的原则外，重点选择是涉及安全、卫生、环境保护，国内外消费者投诉较多，退货数量较大，发生过较大质量事故以及国内外有新的特殊技术要求的《目录》外进出口商品。</p> <p>本办法适用于《商检法》实施条例中《出入境检验检疫机构实施检验检疫的进出境商品目录》以外的进出口商品（以下简称《目录》外进出口商品）的监督检查工作。监督检查是指对《目录》外进出口商品的抽查检验和监督管理。</p> <p>第四条 国家质量监督检验检疫总局（以下简称国家质检总局）统一管理全国《目录》外进出口商品的抽查检验工作，确定、调整和公布实施抽查检验的进出口商品的种类。国家质检总局设在各地的出入境检验检疫机构（以下简称检验检疫机构）负责管理和组织实施所辖地区的《目录》外进出口商品抽查检验工作。</p>	<p>第三条 抜取り検査においては、「商検法」に基づき検査を行う「目録」商品を確定するという原則を除き、重点的に選択するのは、安全、衛生及び環境保護に関わるもの、国内外の消費者の訴えが比較的多いもの、返品の数々が比較的多いもの、比較的多くの品質事故を発生させたことがあるもの、及び国内外の新たな特殊技術基準のある「目録」外の輸出入商品である。</p> <p>本方法は、「商検法」实施条例における「輸出入検査検査機構が検査検査を行う輸出入商品目録」以外の輸出入商品（以下「目録外輸出入商品」という）の監督抜取り検査業務に適用する。監督抜取り検査とは、目録外の輸出入商品の抜取り検査及び監督管理をいう。</p> <p>第四条 国家品質監督検査検査総局（以下「国家質検総局」という）は、全国輸出入商品の抜取り検査業務を統一管理し、抜取り検査を行う輸出入商品の種類を確定、調整及び公表する。国家質検総局が各地に設けた輸出入検査検査機構（以下「検査検査機構」という）は、所轄地区の輸出入商品の抜取り検査業務を管理し及び組織的に行う責任を負う。</p>
--	--

第五条 国家质检总局确定、调整和公布需抽查的《目录》外进出口商品的种类，根据情况可以公布抽查检验结果、发布预警通告、采取必要防范措施或者向有关部门通报抽查检验情况。

第六条 《目录》外进出口商品抽查检验项目的合格评定依据是国家技术规范的强制性要求或者国家质检总局指定的其它相关技术要求。

第七条 检验检疫机构实施《目录》外进出口商品抽查检验，不得向被抽查单位收取检验费用，所需费用列入检验检疫机构年度抽查检验专项业务预算。

第八条 各有关部门应当支持检验检疫机构的抽查检验工作。被抽查单位对抽查检验应当予以配合，不得阻挠，并应当提供必要的工作条件。检验检疫机构按照便利外贸的原则，科学组织实施抽查检验工作；不得随意扩大抽查商品种类和范围，否则企业有权拒绝抽查。

第五条 国家質検総局は、状況に応じ、抜取り検査結果の公表、事前警告の通告、必要な防止措置を採用し、又は関係部門に抜取り検査の状況を通報することができる。

第六条 輸出入商品抜取り検査項目の合格評定の根拠は、国家技術規範の強制基準又は国家質検総局が指定するその他の関係技術基準とする。

第七条 検査検疫機構が輸出入商品の抜取り検査を行うときは、抜取り検査を受ける団体から検査費用を徴収してはならず、必要な費用は検査検疫機構の抜取り検査業務専門年度予算の中に計上する。

第八条 各関係部門は、検査検疫機構の抜取り検査業務を支持しなければならない。抜取り検査される団体は、抜取り検査に対して協力すべく、妨害してはならず、かつ必要な業務条件を提供しなければならない。検査検疫機構は、対外貿易を妨げないという原則に基づき、抜取り検査業務を科学的に組織して行う。抜取り検査する商品の種類及び範囲を任意に拡大してはならず、さもないときは企業は抜取り検査を拒絶することができる。

第九条 检验检疫有关人员在执行抽查检验工作中，必须严格遵守纪律，秉公办事，并对拟抽查单位，抽查商品种类及被抽查单位的生产工艺、商业秘密负有保密义务。

## 第二章 抽查检验

第十条 国家质检总局每年制定并下达《目录》外进出口商品抽查检验计划，包括商品名称、检验依据、抽样要求、检测项目、判定依据、实施时间等，必要时可对抽查检验计划予以调整，或者下达专项进出口商品抽查检验计划。

第十一条 检验检疫机构根据国家质检总局下达的抽查检验计划，经过必要调查，结合本地区相关进出口商品实际情况，确定被抽查检验单位，制订具体实施方案，并报国家质检总局备案。

第十二条 检验检疫机构应当按照国家质检总局对抽查检验工作的统一部署和要求，认真组织实施本地区的抽查检验。

第九条 検査検疫関係人員は、抜き取り検査業務の執行において、紀律法規を厳格に遵守し、公正に処理しなければならない。予定した検査団体及び抜き取り検査する商品の種類並びに抜き取り検査される団体の生産技術及び商業秘密に対して守秘義務を有する。

## 第二章 抜き取り検査

第十条 国家質検総局は、輸出入商品抜き取り検査計画を毎年制定及び下達する。当該計画には、商品名称、検査根拠、抜き取りサンプル基準、検査測定項目、判定根拠、実施時間等を含み、必要な時には抜き取り検査計画を調整し、又は専門事項輸出入商品抜き取り検査計画を下達する。

第十一条 検査検疫機構は、国家質検総局が下達した抜き取り検査計画に基づき、必要な調査を行い、当地区の関係輸出入商品の実際の状況と合びつけ、抜き取り検査される団体を確定し、具体的な実施方を制定し、国家質検総局に報告し記録する。

第十二条 検査検疫機構は、国家質検総局の抜き取り検査業務に対する統一配置及び基準に基づき、当地区の抜き取り検査を誠実に実施する。

<p>第十三条 实施现场抽查检验时，应当有2名以上（含2名）人员参加。抽查检验人员应当在抽查检验前出示抽查检验通知书和执法证件，并向被抽查单位介绍国家对《目录》外进出口商品抽查检验的有关规定及要求。有关证件不符合规定时，被抽查单位有权拒绝抽查检验。</p> <p>第十四条 对实施抽查检验的进口商品，检验检疫机构可以在进口商品的卸货口岸、到达站或者收用货单位所在地进行抽样；对实施抽查检验的出口商品，检验检疫机构可以在出口商品的生产单位、货物集散地或者发运口岸进行抽样。</p> <p>第十五条 抽取的《目录》外进出口商品的样品，由被抽查单位无偿提供。样品应当随机抽取，并应当具有一定的代表性。样品及备用样品的数量不得超过抽样要求和检验的合理需要。</p>	<p>第十三条 現場で抜き取り検査を行う場合は、2名以上（2名を含む）の人員が参加して行うものとする。抜き取り検査人員は、抜き取り検査前に抜き取り検査通知書及び執行証拠書類を提示し、抜き取り検査される団体に国家の輸出入商品に対する抜き取り検査の関係規定及び基準を示すものとする。関係証拠書類が規定に合致しない場合には、抜き取り検査される団体は、抜き取り検査を拒絶することができる。</p> <p>第十四条 抜き取り検査を行う輸入商品に対して、検査検疫機構は、輸入商品の荷卸しをする港湾、到着駅又は荷物収容団体の所在地で抜き取りを行うことができる。抜き取り検査を行う輸出商品に対して、検査検疫機構は、輸出商品の生産団体、貨物集散地又は積出港湾で抜き取りを行うことができる。</p> <p>第十五条 抜取った輸出入商品のサンプルは、抜き取り検査される団体が無償で提供する。サンプルは無作為に抜き取るものとし、一定の代表性を有するものとする。サンプル及び予備サンプルの数量は、サンプル基準及び検査の合理的な需要を超過してはならない。</p>
--	---

第十六条 抽样后，抽查检验人员应当对样品进行封识，并填写抽样单。抽样单应当由抽查人和被抽查单位代表签字，并加盖被抽查单位公章。特殊情况下，由检验检疫机构予以确认。

第十七条 对不便携带的被封样品，抽查检验人员可以要求被抽查单位在规定的期限内邮寄或者送至指定地点，被抽查单位无正当理由不得拒绝。

第十八条 销售商应当及时通知供货商向检验检疫机构说明被抽查检验进口商品的技术规格、供销情况等。

第十九条 承担抽查检验的检测单位应当具备相应的检测资质条件和能力。检测单位应当严格按照规定的标准进行检测，未经许可严禁将所检项目进行分包，并对检测数据负有保密义务。

第十六条 サンプルを抜き取った後に、抜き取り検査人員はサンプルに対して封印を行い、抜き取りサンプル表に記入する。抜き取りサンプル表は、抜き取り検査人員及び抜き取り検査された団体の代表が署名するものとし、抜き取り検査された団体の公印を捺印する。特殊な状況の下では、検査検査機構が確認する。

第十七条 携帯に不便な封印サンプルに対して、抜き取り検査人員は、抜き取り検査された団体に、規定の期限内に郵送し、又は指定の地点まで送るよう要求することができ、抜き取り検査された団体は、正当な理由なくこれを拒絶してはならない。

第十八条 販売業者は、商品提供業者に速やかに通知し、検査検査機構に抜き取り検査された輸入商品の技術規格及び販売状況等を説明するものとする。

第十九条 抜き取り検査を請け負う検査測定団体は、相応の検査測定資質条件及び能力を具備するものとする。検査測定団体は、規定の基準に厳格に基づき検査測定を行うものとし、許可を得ずに検査項目について分包を行うことを厳禁し、検査測定データに対して守秘義務を負う。

第二十条 检测单位接受样品后应当对样品数量、状况与抽样单上记录的符合性进行检查，并在规定的时间内完成样品的检测工作，所检样品的原始记录应当妥善保存。

第二十一条 检测报告中的检测依据、检测项目必须与抽查检验的要求相一致。检测报告应当内容齐全，数据准确，结论明确。检测单位应当在规定的时限内将检测报告送达检验检疫机构。

第二十二条 验余的样品，检测单位应当在规定的时间内通知被抽查单位领回；逾期不领回的，由检验检疫机构做出处理。

第二十三条 检验检疫机构在完成抽查检验任务后，应当在规定的时间内将抽查结果上报国家质检总局，并将抽查情况及结果等有关资料进行立卷归档，未经国家质检总局同意，不得擅自将抽查结果及有关材料对外泄露。

第二十条 検査測定団体は、サンプルを受け取った後に、サンプル数量、状況及び抜取りサンプル表上の記録との合致性について検査を行うものとし、規定の時間内にサンプルの検査測定業務を完成させ、検査したサンプルの一次記録を適切に保存するものとする。

第二十一条 検査測定報告中の検査測定根拠及び検査測定項目は、抜取り検査の基準と一致しなければならない。検査測定報告は、完全な内容、正確なデータ、結論が明確なものとする。検査測定団体は、規定の期限内に検査測定報告を検査検疫機構に送るものとする。

第二十二条 検査で余ったサンプルは、検査測定団体が規定の時間内に抜取り検査された団体に通知し、回収させるものとする。期限を経過しても回収しないものは、検査検疫機構が処理を行う。

第二十三条 検査検疫機構は、抜取り検査の任務を完成させた後に、規定の時間内に抜取り検査結果を国家質検総局に報告するものとし、抜取り検査状況及び結果等の関係資料を整理して記録する。国家質検総局の同意を得ないで、抜取り検査結果及び関係資料を無断で漏洩してはならない。

### 第三章 监督管理

第二十四条 检验检疫机构应当将国家质检总局公布的抽查检验结果、预警通告等及时通报给当地有关部门和企业，指导协助有关出口企业提高产品质量，协助有关进口单位采取必要措施防范可能的风险。

第二十五条 经检验检疫机构抽查合格的进口商品，签发抽查情况通知单；对不合格的进口商品，签发抽查不合格通知单，并做出以下处理：

（一） 需要对外索赔的进口商品，收用货人可向检验检疫机构申请检验出证；只需索赔，不需要换货或者退货的，收货人应当保留一定数量的实物或者样品；需要对外提出换货或者退货的，收货人必须妥善保管进口商品，在索赔结案前不得动用。

（二） 对抽查不合格的进口商品，必须在检验检疫机构的监督下进行技术处理，经重新检测合格后，方可销售或者使用；不能进行技术处理或者经技术处理后仍不合格的，由检验检疫机构责令当事人退货或者销毁。

### 第三章 监督管理

第二十四条 検査検査機構は、国家質検総局が公布する抜取り検査結果及び警告通告等について速やかに現地の関係部門及び企業に通報し、関係輸出企業が製品の品質を向上させるよう指導協力し、関係輸入団体は起こり得る危険の防止措置をとることに協力するものとする。

第二十五条 検査検査機構の抜取り検査に合格した輸入商品は、抜取り検査状況通知表を署名、発行するものとする。不合格の輸入商品については、抜取り検査不合格通知表を署名、発行し、以下の処理を行う。

（一） 対外的なクレームを出す必要がある輸入商品は、荷受人は検査検査機構に検査証発行を申請することができる。クレームを出す必要があるが、商品の交換又は返品が必要はないものに関しては、荷受人が一定の数量の实物又はサンプルを保留するものとする。対外的に商品の交換又は返品を行う必要があるものは、荷受人が輸入商品を適切に保管し、クレーム解決前に使用してはならない。

（二） 抜取り検査不合格の輸入商品に対しては、検査検査機構の監督の下で、技術的な処理を行わなければならない。再度の検査測定を経て合格した後に、販売又は使用することができる。技術的な処理を行えないもの、又は技術的な処理を行った後も依然として不合格のものは、検査検査機構が当事者に返品又は廃棄するよう命じる。

第二十六条 经检验检疫机构抽查合格的出口商品，签发抽查情况通知单；不合格的，签发抽查不合格通知单，并在检验检疫机构的监督下进行技术处理，经重新检测合格后，方准出口；不能进行技术处理或者经技术处理后，重新检测仍不合格的，不准出口。

第二十七条 无正当理由拒绝抽查检验及不寄或者不送被封样品的单位，其产品视为不合格，根据国家质检总局规定对拒绝接受抽查检验的企业予以公开曝光。

第二十八条 检验检疫机构不得对同一批商品进行重复抽查检验，被抽查单位应当妥善保管有关被抽查的证明。

第二十九条 被抽查单位对检验检疫机构做出的抽查结论有异议时，可以按照《进出口商品复验办法》申请复验。

第二十六条 検査検疫機構の抜き取り検査に合格した輸出商品は、抜き取り検査状況通知表を署名、発行する。不合格のものは、抜き取り検査不合格通知表を署名、発行し、検査検疫機構の監督の下で、技術的な処理を行い、再度の検査測定により合格した後に、輸出を許可する。技術的な処理を行えないもの又は技術的な処理を経た後に、再度検査しても、依然として不合格のものは、輸出してはならない。

第二十七条 正当な理由なく抜き取り検査を拒絶する団体及び封印されたサンプルを郵送又は送付しない団体のその製品は、不合格と見なし、国家質検総局の規定に基づき、抜き取り検査を拒絶した企業を公表する。

第二十八条 検査検疫機構は、同じロット商品に対して重複して抜き取り検査を行ってはならず、抜き取り検査された団体は、抜き取り検査された関係証明を適切に保管するものとする。

第二十九条 抜き取り検査された団体は、検査検疫機構が作成した抜き取り検査の結論に対して異議がある場合は、「輸出入商品再検査方法」に基づき再検査を申請することができる。

第三十条 违反本办法规定的，按照《商检法》及其实施条例的有关规定处理。

#### 第四章 附则

第三十一条 本办法由国家质检总局负责解释。

第三十二条 本办法自 2003 年 2 月 1 日起施行。原国家进出口商品检验局 1994 年 4 月 5 日发布的《进出口商品抽查检验管理办法》同时废止。

第三十条 本方法の規定に違反したものは、「商検法」及びその実施条例の関係規定に基づき処理する。

#### 第四章 附則

第三十一条 本方法は、国家質検総局が解釈の責任を負う。

第三十二条 本方法は、2003 年 2 月 1 日より施行する。旧国家輸出入検査局が 1994 年 4 月 5 日に公布した「輸出入商品抜取り検査管理方法」は同時に廃止する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

輸出入食品ラベル管理方法

原文	和訳
<p data-bbox="219 475 577 512">进出口食品标签管理<u>办法</u></p> <p data-bbox="219 715 421 751">第一章 总则</p> <p data-bbox="219 762 1084 895">第一条 为加强进出口食品标签管理，保证进出口食品质量，根据《中华人民共和国进出口商品检验法》及其实施条例和《中华人民共和国食品卫生法》的有关规定，制定本办法。</p> <p data-bbox="219 1007 1070 1091">第二条 本办法所称食品标签是指预包装食品容器上的文字、图形、符号，以及一切说明物。</p> <p data-bbox="219 1198 1084 1283">第三条 本办法适用于对进出口预包装食品（以下简称进出口食品）标签的审核、检验管理。</p>	<p data-bbox="1108 475 1496 512">輸出入食品ラベル管理<u>方法</u>（※）</p> <p data-bbox="1108 523 1975 608">※：農業部、国家林業局等の國務院各部署が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p data-bbox="1108 715 1272 751">第一章 総則</p> <p data-bbox="1108 762 1975 895">第一条 輸出入食品ラベル管理を強化し、輸出入食品の品質を保證するため、「中華人民共和國輸出入商品検査法」及びその実施条例並びに「中華人民共和國食品衛生法」の關係規定に基づき本方法を制定する。</p> <p data-bbox="1108 1007 1975 1091">第二条 本方法がいう食品ラベルとは、包装済食品容器上の文字、図形、符号及び一切の説明物をいう。</p> <p data-bbox="1108 1198 1975 1283">第三条 本方法は、輸出入包装済食品（以下「輸出入食品」という）のラベルの審査及び検査管理に適用する。</p>

<p>第四条 国家出入境检验检疫局（以下简称国家检验检疫局）主管全国进出口食品标签管理工作，并负责食品标签的审核、批准、发证工作，并负责食品标签的审核、批准、发证工作。国家检验检疫局指定的检验检疫机构（以下简称指定检验检疫机构）负责食品标签的初审及检验工作。</p> <p>第五条 进出口食品标签必须事先经过审核，取得《进出口食品标签审核证书》。</p> <p>第二章 标签审核</p> <p>第六条 进出口食品的经营者或其代理人在进出口前，应当向指定检验检疫机构提出食品标签审核申请。</p> <p>第七条 申请食品标签审核时，须提供下列资料：</p> <p>（一） 食品标签审核申请书；</p> <p>（二） 食品标签的设计说明及适合使用的证明材料；</p>	<p>第四条 国家出入国検査検疫局（以下「国家検査検疫局」という）は、全国の輸出入食品ラベル管理業務を主管し、食品ラベルの審査、許可、発行業務の責任を負う。国家検査検疫局が指定する検査検疫機構（以下「指定検査検疫機構」という）は、食品ラベルの初審及び検査業務の責任を負う。</p> <p>第五条 輸出入食品ラベルは、事前に審査を経て、「輸出入食品ラベル審査証書」を取得しなければならない。</p> <p>第二章 ラベル審査</p> <p>第六条 輸出入食品の経営者又はその代理人は、輸出入前に、指定検査検疫機構に食品ラベル審査申請を提出するものとする。</p> <p>第七条 食品ラベル審査を申請する場合は、以下に列挙する資料を提供しなければならない。</p> <p>（一） 食品ラベル審査申請書。</p> <p>（二） 食品ラベルの設計説明及び使用に相当とする証明材料。</p>
---	--

<p>(三) 食品标签所标示内容的说明材料;</p> <p>(四) 进出国(地区)对食品标签的有关规定;</p> <p>(五) 食品标签的样张六套,难以提供样张的,可提供有效照片;</p> <p>(六) 需要提供的其它材料。</p> <p>第八条 品种及工艺相同、规格或包装形式不同的进出口食品可以合并提出标签审核申请。</p> <p>第九条 申请食品标签审核时,还须提供相应的检测样品。样品应具有代表性,并能满足标签审核要求。</p> <p>第十条 指定检查检疫机构负责受理进出口食品标签审核的申请,并按有关规定组织初审。初审后,将申请材料和初审结果报送国家检验检疫局审批。</p>	<p>(三) 食品ラベルが表示する内容の説明材料。</p> <p>(四) 輸入国(地区)の食品ラベルについての関連規定。</p> <p>(五) 食品ラベル見本刷り六セット、見本刷りを提供するのが困難な場合は、有効な写真を提供してもよい。</p> <p>(六) 提供を必要とするその他の材料。</p> <p>第八条 品種及び技術が同じで、規格又は包装形式が異なる輸出入食品は、ラベル審査申請を一括提出することができる。</p> <p>第九条 食品ラベル審査を申請する場合は、さらに相応の検査測定サンプルを提出しなければならない。サンプルは代表性を具備し、ラベル審査基準を満たさなければならない。</p> <p>第十条 指定検査検疫機構は、輸出入食品ラベル審査の申請を受理する責任を負い、関係規定に基づき初審を行う。初審後、申請材料及び初審結果については国家検査検疫局に報告し、国家検査検疫局が審査し許可する。</p>
--	---

<p>营养成分的检验和功效评价由国家检验检疫局指定的实验室承担。</p> <p>第十一条 进出口食品标签审核的内容包括：标签的格式、版面以及标注的与质量有关的内容是否真实、准确。进口食品标签必须为正式中文标签。</p> <p>第十二条 进口食品标签应按我国有关法律、法规及标准要求进行审核；出口食品标签应按进口国法律、法规及标准要求进行审核。</p> <p>第十三条 经审核符合要求的食品标签，由国家检验检疫局颁发《进出口食品标签审核证书》。</p> <p>取得审核证书的食品标签，由国家检验检疫局统一对外公布。</p>	<p>栄養成分の検査及び効能評価は、国家検査検疫局が指定する実験室が請け負う。</p> <p>第十一条 輸出入ラベル審査の内容は以下のものを含む。ラベルの様式、レイアウト及び標記の品質と関係する内容が真実、正確であるかどうか。輸入食品ラベルは、正式な中文のラベルとしなければならない。</p> <p>第十二条 輸入食品ラベルは、わが国の関係法律、法規及び標準基準に基づき審査を行う。輸出食品ラベルは、輸入国の法律、法規及び標準基準に基づき審査を行う。</p> <p>第十三条 審査を経て、基準に合致する食品ラベルは、国家検査検疫局が「輸出入食品ラベル審査証書」を発行する。</p> <p>審査証書を取得した食品ラベルは、国家検査検疫局が統一的に对外公布する。</p>
--	---

<p>第三章 标签检验</p> <p>第十四条 进出口食品的报检人办理报检地，必须提供《进出口食品标签审核证书》，否则检验检疫机构不受理报检。</p> <p>第十五条 检验检疫机构对进出口食品实施检验时，应对食品标签进行检验，并根据食品标签检验结果综合评定食品是否合格。</p> <p>第十六条 对进出口食品标签检验的内容为：</p> <p>（一） 报检的食品标签是否与经审核的食品标签相符；</p> <p>（二） 食品标签标注内容是否与食品相符；</p> <p>（三） 核定进出口食品标签可否在销售国使用。</p>	<p>第三章 ラベル検査</p> <p>第十四条 輸出入食品の検査報告者が検査報告手続を処理する場合は、「輸出入食品ラベル審査証書」を提供しなければならず、さもなくば、検査検査機構は、検査報告を受理しない。</p> <p>第十五条 検査検査機構は、輸出入食品に対して検査を行う場合は、食品ラベルに対応して検査を行い、食品ラベル検査結果に基づき食品が合格しているか否かについて総合的な評定をするものとする。</p> <p>第十六条 輸出入食品ラベルの検査内容は以下のとおりとする。</p> <p>（一） 検査報告する食品ラベルが審査を経た食品ラベルと合致するか否か。</p> <p>（二） 食品ラベル標記の内容が食品と合致するか否か。</p> <p>（三） 査定した輸出入食品ラベルが販売国において使用できるか否か。</p>
--	---

(誤植?) 第十七条进出口食品标签未经审核或检验不合格的, 进口食品不准销售, 出口食品不准出口。

#### 第四章 附则

第十八条 本办法所称预包装食品是指预包装于容器中, 以备交付给消费者的食品。

第十九条 违反本办法的, 依照有关法律法规的规定予以处罚。

第二十条 本办法由国家检验检疫局负责解释。

第二十一条 本办法 2000 年 4 月 1 日起施行。原国家商检局、外经贸部 1994 年 5 月 24 日发布的《进出口食品标签管理办法(试行)》(国检验函[1994]158 号)和原国家商检局 1994 年 4 月 21 日发布的《进出口食品所附食品标签检验管理规定》(国检验[1994]112 号)同时废止。

第十七条 輸出入食品ラベルが審査を経ず、又は検査が不合格である場合は、その輸入食品を販売してはならず、輸出食品は輸出してはならない。

#### 第四章 附則

第十八条 本方法がいう包装済食品とは、容器の中に予め包装され、そのまま消費者に渡される食品をいう。

第十九条 本方法に違反するものは、関係する法律法規に基づき処罰する。

第二十条 本方法は、国家検査検疫局が解釈の責任を負う。

第二十一条 本方法は、2000 年 4 月 1 日より施行する。旧国家商検局及び外経貿部が 1994 年 5 月 24 日公布した「輸出入食品ラベル管理方法(試行)」(国検検函[1994]158 号)及び旧国家商検局が 1994 年 4 月 21 日に公布した「輸出入食品が付する食品ラベル検査管理規定」(国検検函[1994]112 号)は、同時に廃止する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

輸入飼料及び飼料添加物登記管理方法

原文	和訳
<p data-bbox="226 480 734 512">进口饲料和饲料添加剂登记管理<u>办法</u></p> <p data-bbox="226 719 1084 847">第一条 为加强进口饲料、饲料添加剂监督管理，保证养殖动物的安全生产，根据《饲料和饲料添加剂管理条例》的规定，制定本办法。</p> <p data-bbox="226 959 1084 1086">第二条 本办法所称饲料是指经工业化加工、制作的供动物食用的饲料，包括单一饲料、添加剂预混合饲料、浓缩饲料、配合饲料和精料补充料。</p> <p data-bbox="226 1150 1084 1278">本办法所称饲料添加剂是指饲料加工、制作、使用过程中添加的少量或者微量物质，包括营养性饲料添加剂和一般饲料添加剂。</p>	<p data-bbox="1115 480 1630 512">輸入飼料及び飼料添加物登記管理<u>方法</u>（※）</p> <p data-bbox="1115 528 1973 608">※：農業部、国家林業局等の国務院各部局が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p data-bbox="1115 719 1973 847">第一条 輸入飼料及び飼料添加物の監督管理を強化し、養殖動物の安全生産を保証するため、「飼料及び飼料添加物管理条例」の規定に基づき、本方法を制定する。</p> <p data-bbox="1115 959 1973 1086">第二条 本方法でいう飼料とは、工業的に加工及び製作された動物食用飼料のことをいい、単一飼料、添加物事前混合飼料、濃縮飼料、配合飼料及びエキス補充料を含む。</p> <p data-bbox="1115 1150 1973 1278">本方法でいう飼料添加物とは、飼料加工、製作及び使用過程において添加される少量又は微量の物質のことをいい、栄養性飼料添加物及び一般飼料添加物を含む。</p>

第三条 外国企业生产的饲料和饲料添加剂首次在中华人民共和国境内销售的，应当向中华人民共和国农业部申请登记，取得产品登记证；未取得产品登记证的饲料、饲料添加剂不得在中国境内销售、使用。

第四条 进口的饲料、饲料添加剂应当符合安全、有效和不污染环境的原则。生产国（地区）已淘汰或禁止生产、销售、使用的饲料和饲料添加剂，不予登记。

第五条 外国厂商或其代理人申请进口饲料和饲料添加剂产品登记证，应当向中华人民共和国农业部提交下列资料和产品样品：

- （一） 进口饲料或饲料添加剂登记申请表（一式二份，中英文填写）。
- （二） 代理人需提交生产企业委托登记授权书。
- （三） 提交申请资料（中英文一式二份），包括下列内容：

第三条 外国企業が生産した飼料及び飼料添加物で、初めて中華人民共和国内で販売するものは、中華人民共和國農業部に登記を申請し、製品登記証を取得するものとする。製品登記証を取得していない飼料及び飼料添加物は中国国内で販売及び使用してはならない。

第四条 輸入した飼料及び飼料添加物は、安全性、有効性及び環境を汚染しないという原則に合致するものとする。生産国（地区）において既に淘汰又は生産、販売及び使用を禁止された飼料及び飼料添加物は、登録を許可しない。

第五条 外国企業又はその代理人が輸入飼料及び飼料添加物製品登記証を申請するには、中華人民共和國農業部に以下に列挙する資料及び製品サンプルを提出しなければならない。

- （一） 輸入飼料又は飼料添加物登記申請表（一式二部、中文及び英文記入）。
- （二） 代理人は生産企業の委任登記授權書を提出する。
- （三） 申請資料（中文及び英文を一式二部）を提出する。当該資料には以下の列挙する内容を含む。

<p>1、产品名称（通用名称、商品名称）；</p> <p>2、生产国（地区）批准在本国允许生产、销售的证明和在其他国家的登记资料；</p> <p>3、产品来源、组成成分和制造方法；</p> <p>4、质量标准和检验方法；</p> <p>5、标签式样、使用说明书和商标；</p> <p>6、适用范围和使用方法或添加量；</p> <p>7、包装规格、贮存注意事项及保质期；</p> <p>8、必要时提供安全性评价试验报告和稳定性试验报告；</p> <p>9、饲喂试验资料及推广应用情况；</p> <p>10、其他相关资料。</p> <p>（四） 提交产品样品。</p>	<p>1、 製品名称(通用名称及び商品名称)。</p> <p>2、 生産国(地区)が本国内での生産及び販売を許可している証明及びその他の国家の登記資料。</p> <p>3、 製品の由来及び構成成分並びに製造方法。</p> <p>4、 品質基準及び検査方法。</p> <p>5、 ラベル様式、使用説明書及び商標。</p> <p>6、 適用範囲、使用方法及び添加量。</p> <p>7、 包装規格及び貯蔵注意事項並びに品質保証期限。</p> <p>8、 必要時に安全性評価試験報告及び安定性試験報告を提供すること。</p> <p>9、 飼料投与試験資料及び普及応用状況。</p> <p>10、 その他の関係資料。</p> <p>（四） 製品サンプルの提出。</p>
--	--

1、每个品种需 3 个不同批号，每个批号 3 份样品，每份为检验需要量的 3—5 倍。同时附同批号样品的质检报告单；

2、必要时提供该产品相对应的标准品或对照品。

第六条 农业部在收到上述全部申请资料和产品样品后 15 个工作日内做出是否受理的决定。决定受理的，交农业部指定的饲料质量检验机构进行产品质量复核检验。

第七条 饲料质量检验机构应当在收到产品样品和相关资料后 3 个月内完成产品质量复核检验，并将检验结果报送农业部全国饲料工作办公室。申请人应当协助饲料质量检验机构进行复核质量检验。

第八条 凡未获得生产国（地区）注册登记许可的饲料和饲料添加剂在中国境内登记时，必须进行饲喂试验和安全性评价试验。试验费用由申请人承担。

1、各品種ごとに 3 つの異なるロット番号のもの、各ロット番号に 3 つのサンプルを必要とし、各サンプルは、検査に必要な量の 3 倍から 5 倍とする。同時に同じロット番号のサンプルの品質検査報告表を付する。

2、必要時に当該製品に対応する基準製品又は対照製品を提出する。

第六条 農業部は上述の全部の申請資料及び製品サンプルを受け取った後に、15 業務日以内に受理するか否かを決定するものとする。受理を決定したものは、農業部が指定する飼料品質検査機構に送付し、製品品質照合検査を行う。

第七条 飼料品質検査機構は、製品サンプル及び関係資料を受け取った後に、3 ヶ月以内に製品品質照合検査を完成させ、検査結果を農業部全国飼料業務弁公室に報告する。申請者は、飼料品質検査機構と協力して品質照合検査を行わなければならない。

第八条 およそ生産国(地区)の登録登記許可を獲得していない飼料及び飼料添加物を中国国内で登録する場合は、飼料投与試験及び安全性評価試験を行わなければならない。試験費用は申請人が負担する。

第九条 进口中华人民共和国尚未允许使用但出口国已批准生产和使用的饲料和饲料添加剂，应当进行饲喂试验，必要时进行安全性评价试验。试验方案应经农业部审查，试验承担单位由农业部认可。试验费用由申请人承担。

第十条 试验过程中因产品样品应用造成的不良后果，由申请人承担责任。

第十一条 申请资料完整，质量复核检验合格的产品，经农业部审核合格后，发给进口饲料、饲料添加剂产品登记证。属于第八条、第九条规定情况的，应当将饲喂试验、安全性评价试验结果提交全国饲料评审委员会审定通过后，由农业部发给产品登记证。

第十二条 凡已登记并在中华人民共和国使用的饲料和饲料添加剂，一旦证实对人体、养殖动物和环境有危害时，立即宣布限用或撤销登记。外国厂商应当赔偿全部经济损失。

第九条 中華人民共和国が未だ使用許可していないが、輸出国が既に生産及び使用を許可している飼料及び飼料添加物を輸入するときは、飼料投与試験を行うものとし、必要がある際には安全性評価試験を行う。試験方法は、農業部の審査を経るものとし、試験請負団体は農業部が認可する。試験費用は申請人が負担する。

第十条 試験過程において、製品サンプルの使用によって生じた不良な結果は、申請人が責任を負う。

第十一条 申請飼料が完全に揃い、品質照合検査合格の製品は、農業部の照合合格を経た後に、輸入飼料又は飼料添加物製品登記証を発給する。第八条又は第九条が規定する状況に該当するものは、飼料投与試験及び安全性評価試験の結果を全国飼料審査委員会に提出し、審査合格した後、農業部が製品登記証を発給するものとする。

第十二条 およそ既に登記され、中華人民共和国において使用されている飼料及び飼料添加物が、人体、養殖動物及び環境に対して有害であることが判明した場合は、登記の制限使用又は取消しを直ちに宣言する。外国企業は全ての経済損失を賠償するものとする。

<p>第十三条 从事进口饲料和饲料添加剂登记、评审、复核试验等工作的有关单位和人员，应当为申请人提供的需要保密的技术资料保密。</p> <p>第十四条 进口饲料和饲料添加剂产品登记证的有效期限为五年。期满后，仍需继续在中国境内销售的，应当在产品登记证期满前六个月内申请续展登记。</p> <p>第十五条 办理续展登记需提供以下资料和产品样品：</p> <p>（一） 提交续展登记申请表；</p> <p>（二） 提交原产品登记证复印件；</p> <p>（三） 提供生产国（地区）最新批准文件、质量标准和产品说明书等其他必要的资料。</p>	<p>第十三条 輸入飼料及び飼料添加物の登記、審査、照合試験等の業務に従事する関係団体及び人員は、申請人より提供された、秘密保持を必要とする技術資料の機密を守らなければならない。</p> <p>第十四条 輸入飼料及び飼料添加物製品登記証の有効期限は五年とする。期限満了後、中国国内における販売を継続する必要があるものは、製品登録証の期限満了六ヵ月前に延長登記を申請するものとする。</p> <p>第十五条 延長登記を行うには、以下の飼料及び製品サンプルを提出する必要がある。</p> <p>（一） 延長登記申請表を交付すること。</p> <p>（二） 旧製品登記証の複写を交付すること。</p> <p>（三） 生産国(地区)の最新の許可文書、品質基準、製品説明書等のその他の必要資料を提供すること。</p>
--	---

第十六条 未按规定时限办理续展登记或监督抽查检验1次不合格的进口饲料和饲料添加剂，需送交产品样品，进行复核检验。但受到停止经营处罚的除外。

第十七条 生产国（地区）已停止生产、使用的饲料和饲料添加剂，或连续两次以上监督抽查检验不合格的进口饲料和饲料添加剂不予续展。

第十八条 改变生产厂址、产品标准、产品配方成分和使用范围的，应当重新办理登记。

第十九条 进口的饲料、饲料添加剂在国内销售的，必须按《饲料标签》标准（GB10648）的要求附具中文标签，并在标签上标明产品登记证号。

第二十条 办理进口饲料、饲料添加剂产品登记证需按有关规定交纳登记费、检验费和评审费。

第十六条 規定の期限内に延長登記を申請しない、又は監督抜き検査で一度不合格となった輸入飼料及び飼料添加物は、製品サンプルを送付し、照合検査を行う必要がある。但し、経営停止処罰を受けているものは除く。

第十七条 生産国(地区)が既に生産、使用を停止している飼料及び飼料添加物又は連続して二度以上監督抜き検査で不合格となった輸入飼料及び飼料添加物については、延長しない。

第十八条 生産工場所在地、製品基準、製品配合成分及び使用範囲を変更したものは、登記の再手続を行うものとする。

第十九条 輸入した飼料及び飼料添加剤が国内において販売される場合は、「飼料ラベル」基準(GB10648)の基準に基づき中文ラベルを添付し、ラベル上に製品登記証番号を明記するものとする。

第二十条 輸入飼料及び飼料添加物製品登記証の手続を行うには、関係規定に基づき登記費、検査費及び審査費を納付する必要がある。

第二十一条 违反本办法规定的，按《饲料和饲料添加剂管理条例》有关规定处罚。

第二十二条 本办法由中华人民共和国农业部负责解释。

第二十三条 本办法自公布之日起施行。《中华人民共和国农业部关于进口饲料添加剂登记的暂行规定》同时废止。

第二十一条 本方法の規定に違反したものは、「飼料及び飼料添加物管理条例」の関係規定に基づき処罰する。

第二十二条 本方法は中華人民共和国農業部が解釈の責任を負う。

第二十三条 本方法は公布日より施行する。「中華人民共和国農業部輸入飼料添加物登記に関する暫定規定」は同時に廃止する。

法律法規訳出一覧（原文対照）

輸出入品質認証認可管理方法

原文	和訳
<p>进出口质量认证认可<u>管理办法</u></p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了加强对进出口质量认证认可工作的管理，根据《中华人民共和国进出口商品检验法》、《中华人民共和国产品质量法》等有关法律法规的规定，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法适用于进出口领域的第三方质量认证认可的管理。</p>	<p>輸出入品質認証認可管理<u>方法</u>（※）</p> <p>※：農業部、国家林業局等の國務院各部局が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 輸出入品質認証認可業務の管理を強化するため、「中華人民共和国輸出入商品検査法」、「中華人民共和国製品品質法」等の関係法律法規の規定に基づき、本方法を制定する。</p> <p>第二条 本方法は、輸出入領域の第三者品質認証認可の管理に適用される。</p>

第三条 本办法所称进出口质量认证认可管理包括认证管理和认证的认可管理。认证管理包括管理体系认证、产品认证管理；认证的认可管理包括对认证机构、检验机构、实验室、评审员培训机构的认可管理和评审员的注册管理。

第四条 国家出入境检验检疫局（以下简称国家检验检疫局）统一管理全国进出口质量认证认可工作。国家检验检疫局设在各地的直属检验检疫局负责管理本辖区进出口质量认证工作。

## 第二章 机构职责

第五条 国家检验检疫局管理进出口质量认证认可工作的职责：

- （一） 依照国家有关法律法规，制定全国进出口质量认证认可工作的规划和规范；
- （二） 授权认可机构开展进出口质量认证的认可工作；
- （三） 授权认证机构、检验机构、实验室、评审员培训机构承担指定的认证、检验、测试、培训工作；

第三条 本方法でいう輸出入品質認証認可管理とは、認証管理及び認証の認可管理を含む。認証管理は、管理システムの認証及び製品の認証管理を含む。認証の認可管理は、認証機構、検査機構、実験室、評価審査員養成訓練機構の認可管理及び審査員の登録管理を含む。

第四条 国家出入国検査検疫局(以下「国家検査検疫局」という)は、全国の輸出入品質認証認可業務を統一管理する。国家検査検疫局が各地に設置した直属検査検疫局は、管轄区の輸出入品質認証業務を管理する責任を負う。

## 第二章 機構の職責

第五条 国家検査検疫局が行う輸出入品質認証認可業務の管理についての職責：

- （一） 国家の関係法律法規に基づき、全国輸出入品質認証認可業務の計画及び規範を制定すること。
- （二） 認可機構が輸出入品質認証の認可業務を行うよう授権すること。
- （三） 認証機構、検査機構、実験室及び評価審査員訓練機構が指定する認証、検査、測定及び養成訓練業務を請け負うよう授権すること。

<p>(四) 对认可机构的认可结果进行公告;</p> <p>(五) 对进出口质量认证认可机构的工作质量实施监督检查;</p> <p>(六) 受理对授权的认可机构的投诉;</p> <p>(七) 负责协调境内外与进出口质量认证认可工作有关的事宜。</p>	<p>(四) 認可機構の認可結果について公告を行うこと。</p> <p>(五) 輸出入品質認証認可機構の業務品質について監督検査を行うこと。</p> <p>(六) 授權した認可機構に対する訴えを受理すること。</p> <p>(七) 国内外の輸出入品質認証認可業務と関係する事項について調整する責任を負うこと。</p>
<p>第六条 直属检验检疫局管理进出口质量认证工作的职责:</p> <p>(一) 负责与当地政府及有关部门协调与进出口质量认证工作有关事宜,推动所辖区内进出口质量认证工作的开展,并对认证工作质量进行监督。</p> <p>(二) 对认证机构、检验机构、实验室、评审员培训机构及评审员依法从事认证工作进行保护,并对违法行为进行查处。</p>	<p>第六条 直属検査検疫局が行う輸出入品質認証業務を管理する職責:</p> <p>(一) 現地政府と関係部門との協調及び輸出入品質認証業務関係事項について責任を負い、所轄区内の輸出入品質認証業務の展開を推進し、認証業務の品質について監督を行うこと。</p> <p>(二) 認証機構、検査機構、実験室、評価審査員養成訓練機構及び審査員が法律に基づき従事する認証業務に対して保護を行い、かつ違法行為に対して調査処理を行うこと。</p>

<p>第七条 被授权的认可机构的职责：</p> <p>（一） 根据国际标准或指南制定认可准则，按照认可准则开展对认证机构、检验机构、实验室、评审员培训机构的认可工作，并将认可结果报国家检验检疫局备案；</p> <p>（二） 根据国际标准或指南制定注册准则，按照注册准则开展评审员的注册工作；</p> <p>（三） 对已获认可的认证机构、检验机构、实验室、评审员培训机构和评审员的工作实施监督；</p> <p>（四） 负责受理与认可或注册有关的申诉和投诉；</p> <p>（五） 参加国际认可组织，开展多边或双边认可活动及参加有关国际会议等有关进出口质量认证认可事项；</p> <p>（六） 向授权部门报告年度工作情况；</p> <p>（七） 履行授权部门赋予的其他职责任务。</p>	<p>第七条 授權された認可機構の職責：</p> <p>（一） 国際基準又は指南に基づき認可準則を制定し、認可準則に基づき認証機構、検査機構、実験室及び評価審査員養成訓練機構に対する認可業務を展開し、かつ認可結果を国家検査検疫局に報告し、記録すること。</p> <p>（二） 国際基準及び指南に基づき登録準則を制定し、登録準則に基づき評価審査員の登録業務を展開すること。</p> <p>（三） 既に認可を得た認証機構、検査機構、実験室、評価審査員養成訓練機構及び評価審査員の業務に対して監督を行うこと。</p> <p>（四） 認可又は登録に関する申立て及び訴えを受理する責任を負うこと。</p> <p>（五） 国際認可組織に参加し、多国間の又は二国間の認可活動を展開し、関係国際会議等の輸出入品質認証認可関係事項に参加すること。</p> <p>（六） 授權部門に年度業務の状況を報告すること。</p> <p>（七） 授權部門に付与されたその他の職責を履行すること。</p>
---	--

<p>第八条 认证机构、检验机构、实验室、评审员培训机构的职责：</p> <p>（一） 负责认可机构认可范围内的认证、检验、测试、培训工作；</p> <p>（二） 承担政府部门指定的认证、检验、测试、培训工作并定期向政府部门报告上述工作情况；</p> <p>（三） 负责受理与认证有关的申诉和投诉；</p> <p>（四） 参加国际认证活动，与国外认证机构开展认证合作；</p> <p>（五） 对已获认证的企业是否继续保持认证水平进行监督检查；</p> <p>（六） 履行政府部门指定和认可机构赋予的其他职责任务。</p>	<p>第八条 認証機構、検査機構、実験室及び評価審査員養成訓練機構の職責：</p> <p>（一） 認可機構が認可した範囲内の認証、検査、測定及び養成訓練業務の責任を負うこと。</p> <p>（二） 政府部門が指定する認証、検査、測定及び養成訓練業務を請け負い、政府部門に上述の業務状況を定期的に報告すること。</p> <p>（三） 認証に関する申立て及び訴えを受理する責任を負うこと。</p> <p>（四） 国際認証活動に参加し、国外の認証機構と認証協力を展開すること。</p> <p>（五） 既に認証を得ている企業が認証水準を維持しているか否かについて監督検査を行うこと。</p> <p>（六） 政府部門が指定し、及び認可機構が付与したその他の職責任務を履行すること。</p>
--	---

<p>第三章 监督管理</p> <p>第九条 认可机构未经国家检验检疫局授权不得从事进出口质量认证的认可工作。</p> <p>第十条</p> <p>第十条 从事认证、检验、测试、培训的境内外认证机构、检验机构、实验室、评审员培训机构，未经被授权的认可机构的认可并取得相应的认可证书并向国家检验检疫局备案，或未经国家检验检疫局及被授权的认可机构许可，不得从事进出口认证、检验、测试和培训工作。</p> <p>第十一条 从事认证、认可的工作人员未经培训、考核，取得评审员注册机构注册并经相关机构聘用后，不得承担进出口认证、认可工作。</p> <p>第十二条 境内外企业或组织根据自愿原则申请产品认证。未经评定合格、取得相关机构颁发的证书或报告的，不得使用产品认证标志。</p> <p>第十三条 任何单位不得假冒或转让认证证书、检验证书、测试报告和产品认证标志。</p>	<p>第三章 监督管理</p> <p>第九条 認可機構は、国家検査検疫局の授權を経る前は、輸出入品質認証の認可業務に従事してはならない。</p> <p>第十条 認証、検査、測定及び養成訓練に従事する国内外の認証機構、検査機構、実験室及び評価審査員養成訓練機構は、授權された認可機構の認可を得ず、相応の認可証書を獲得せず、国家検査検疫局に記録せず、又は国家検査検疫局及び授權された認可機構の許可を得ずに、輸出入認証、検査、測定及び養成訓練業務に従事してはならない。</p> <p>第十一条 認証及び認可に従事する業務人員は、養成訓練、試験を経て、評価審査員登録機構の登録を取得し、関係機構の招聘を経なければ、輸出入認証及び認可業務を請け負ってはならない。</p> <p>第十二条 国内外の企業又は組織は、自主性原則に基づき製品認証を申請する。評定に合格せずに関係機構が発行する証明書又は報告を取得したものは、製品認証表示を使用してはならない。</p> <p>第十三条 如何なる団体も、認証証書、検査証書、測定報告及び製品認証表示を偽造又は譲渡してはならない。</p>
--	--

第十四条 认证机构不得从事与认证有关的咨询活动。

第十五条 擅自从事进出口质量认证、检验、测试、培训和认可工作的，由直属检验检疫局责令其停止活动，并依照有关法律法规予以处罚。

第四章 附则

第十六条 认可证书由国家检验检疫局授权的认可机构统一印制，认证、检验、培训证书、测试报告由被认可的机构自行印制。

第十七条 进出口质量认证认可的收费按国家有关规定执行。

第十八条 本办法由国家检验检疫局负责解释。

第十九条 本办法自 2001 年 4 月 1 日起施行。

第十四条 認証機構は、認証と関係する諮問活動に従事してはならない。

第十五条 輸出入品質の認証、検査、測定、養成訓練及び認可業務に無断で従事したものは、直属の検査検疫局がその活動を停止するよう命じ、関係法律法規に基づき処罰する。

第四章 附則

第十六条 認可証書は、国家検査検疫局が授権した認可機構が統一印刷し、認証、検査、養成訓練証書及び測定報告は、認可された機構が自ら印刷する。

第十七条 輸出入品質認証認可に関する費用徴収は、国家の関係規定に基づき執行する。

第十八条 本方法は、国家検査検疫局が解釈の責任を負う。

第十九条 本方法は、2001 年 4 月 1 日より施行する。

## 2 - 6 飲食・一般過程

法律法規訳出一覧（原文対照）

食中毒事故処理方法

原文	和訳
<p>食物中毒事故处理办法</p> <p>现发布《食物中毒事故处理办法》，自 2000 年 1 月 1 日起施行。 1981 年 12 月 1 日发布的《食物中毒调查报告办法》同时废止。</p> <p style="text-align: right;">部长 一九九九年十二月二十四日</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为了及时处理和控制食物中毒事故，保障人民身体健康，根据《中华人民共和国食品卫生法》（以下称《食品卫生法》）的规定，制定本办法。</p>	<p>食中毒事故処理方法（※）</p> <p>※：農業部、国家林業局等の国務院各部署が発出する法令のうちで手続、実施方法等を定めたものの題名としてよく用いられる。</p> <p>ここに「食中毒事故処理方法」を公布し、2000 年 1 月 1 日から施行する。 1981 年 12 月 1 日公布の「食中毒調査報告方法」は同時に廃止する。</p> <p style="text-align: right;">部長 一九九九年十二月二十四日</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 食中毒事故を速やかに処理及び抑制し、人民の身体の健康を保障するため、「中華人民共和国食品衛生法」（以下「食品衛生法」という）の規定に基づいて、本方法を制定する。</p>

第二条 本办法所指的食物中毒，是指食用了被生物性、化学性有毒有害物质污染的食品或者食用了含有毒有害物质的食品后出现的急性、亚急性食源性疾患。

前款规定的食源性疾患已列入《中华人民共和国传染病防治法》管理的，按照该法执行。

第三条 县级以上地方人民政府卫生行政部门主管管辖范围内食物中毒事故的监督管理工作。

跨辖区的食物中毒事故由食物中毒发生地的人民政府卫生行政部门进行调查处理，由食物中毒肇事者所在地的人民政府卫生行政部门协助调查处理。对管辖有争议的，由共同上级人民政府卫生行政部门管辖或者指定管辖。

第四条 凡在中华人民共和国领域内从事食品生产经营活动的，以及涉及食物中毒事故调查与处理的单位和个人均应遵守本办法。

第二条 本方法でいう食中毒とは、生物性、化学性有毒有害物質によって汚染された食品、又は有毒有害物質を含む食品を食用した後に現れる急性、亜急性の食物を原因とする疾患をいう。

前項で規定した食物を原因とする疾患で、既に「中華人民共和国伝染病予防治療法」に列記されているものは、当該法律に照らして執行する。

第三条 県級以上の地方人民政府衛生行政部門は管轄範囲における食物中毒事故の監督管理業務を主管する。

管轄区をまたがる食中毒事故は、食中毒の発生地の人民政府衛生行政部門が調査処理を行い、食中毒を引き起こした当事者の所在地の人民政府衛生行政部門は調査処理に協力する。管轄について争いがある場合は、共通の上級人民政府衛生行政部門が管轄し、又は管轄を指定する。

第四条 およそ中華人民共和国領域内において食品の生産経営活動に従事している者、及び食中毒事故の調査や処理に係わる団体並びに個人は均しく本方法を遵守しなければならない。

## 第二章 报告

第五条 发生食物中毒或者疑似食物中毒事故的单位和接收食物中毒或者疑似食物中毒病人进行治疗的单位应当及时向所在地人民政府卫生行政部门报告发生食物中毒事故的单位、地址、时间、中毒人数、可疑食物等有关内容。

第六条 县级以上地方人民政府卫生行政部门接到食物中毒或者疑似食物中毒事故的报告，应当及时填写《食物中毒报告登记表》，并报告同级人民政府和上级卫生行政部门。

第七条 县级以上地方人民政府卫生行政部门对发生在管辖范围内的下列食物中毒或者疑似食物中毒事故，实施紧急报告制度：

(一) 中毒人数超过 30 人的，当于 6 小时内报告同级人民政府和上级人民政府卫生行政部门；

## 第二章 報告

第五条 食中毒又は食中毒の疑いのある事故を発生させた団体（※）及び食中毒患者又はそれと疑わしき患者に治療を行った団体は、所在地の人民政府衛生行政部門に食中毒事故を発生させた団体、場所、時間、中毒者数、疑わしき食物等の関係内容についての報告を速やかに行わなければならない。

※：中国では各個人の所属先又は勤務先を「単位」と呼んでおり、ここでは「団体」と訳した。

第六条 県級以上の地方人民政府衛生行政部門は食中毒事故又はそれと疑わしき事故の報告を受けたときは、速やかに「食中毒報告登记表」に記入し、併せて同級の人民政府及び上級の衛生行政部門へ報告しなければならない。

第七条 県級以上の地方人民政府衛生行政部門は管轄範囲内における以下のような食中毒事故又はそれと疑わしき事故に対して、緊急報告制度を実施する。

(一) 中毒者数が 30 人を超える場合は、6 時間以内に同級の人民政府及び上級の人民政府衛生行政部門に報告するものとする。

<p>(二) 中毒人数超过 100 人或者死亡 1 人以上的, 应当于 6 小时内上报卫生部, 并同时报告同级人民政府和上级人民政府卫生行政部门;</p> <p>(三) 中毒事故发生在学校、地区性或者全国性重要活动期间的应当于 6 小时内上报卫生部, 并同时报告同级人民政府和上级人民政府卫生行政部门;</p> <p>(四) 其它需要实施紧急报告制度的食物中毒事故。</p> <p>任何单位和个人不得干涉食物中毒或者疑似食物中毒事故的报告。</p> <p>第八条 县级以上地方各级人民政府卫生行政部门接到跨辖区的食物中毒事故报告, 应当通知有关辖区的卫生行政部门, 并同时向共同的上级人民政府卫生行政部门报告。</p> <p>第九条 县级以上地方人民政府卫生行政部门应当在每季度末, 汇总和分析本地区食物中毒事故发生情况和处理结果, 并及时向社会公布。</p>	<p>(二) 中毒者数が 100 人を超える場合、又は 1 人以上の死亡者が発生した場合は、6 時間以内に衛生部に報告し、併せて同級の人民政府及び上級の人民政府衛生行政部門に同時に報告しなければならない。</p> <p>(三) 中毒事故が学校、地域的又は全国的な重要活動期間中に発生した場合は、6 時間以内に衛生部に報告し、併せて同級の人民政府及び上級の人民政府の衛生行政部門に同時に報告しなければならない。</p> <p>(四) その他の緊急報告制度を実施する必要がある食中毒事故。</p> <p>いかなる団体及び個人も食中毒事故又はそれと疑わしき事故の報告に干渉してはならない。</p> <p>第八条 県級以上の地方各級人民政府衛生行政部門が管轄区をまたがった食中毒事故の報告を受けた場合は、関係管轄区の衛生行政部門に通知し、併せて共通の上級人民政府衛生行政部門に同時に報告しなければならない。</p> <p>第九条 県級以上の地方人民政府衛生行政部門は、毎四半期末に本地区の食中毒事故の発生状況及び処理結果をとりまとめ、分析し、併せて速やかに、社会に向けて公表する。</p>
--	--

<p>省级人民政府卫生行政部门负责汇总分析本地区全年度食物中毒事故发生情况，并于每年 11 月 10 日前上报卫生部及其指定的机构。</p> <p>第十条 地方各级人民政府卫生行政部门应当定期向有关部门通报食物中毒事故发生的情况。</p> <p>第三章 调查与控制</p> <p>第十一条 县级以上地方人民政府卫生行政部门在接到食物中毒或者疑似食物中毒事故报告后，应当采取下列措施：</p> <p>（一） 组织卫生机构对中毒人员进行救治；</p> <p>（二） 对可疑中毒食物及其有关工具、设备和现场采取临时控制措施；</p> <p>（三） 组织调查小组进行现场卫生学和流行病学调查，填写《食物中毒个案调查登记表》和《食物中毒调查报告表》，撰写调查报告，并按规定报告有关部门。</p>	<p>省級の人民政府衛生行政部門は、本地区の年度全ての食中毒事故発生状況について総覧、分析し、併せて毎年 11 月 10 日までに衛生部及び衛生部が指定する機構に報告する責任を負う。</p> <p>第十条 地方各級人民政府衛生行政部門は、関係部門に食中毒事故の発生状況を定期的に通知しなければならない。</p> <p>第三章 調査及び規制</p> <p>第十一条 県級以上の地方人民政府衛生行政部門は、食中毒事故又はそれと疑わしき事故の報告を受理した後に、以下の措置をとらなければならない。</p> <p>（一） 衛生機構を組織し、中毒者に対して救急治療を行うこと。</p> <p>（二） 中毒食物と疑わしき物及びその関係の器具、設備並びに現場に臨時規制措置をとること。</p> <p>（三） 現場の衛生学及び流行病学に基づく調査を行う調査班を組織し、「食中毒個別事例調査登记表」及び「食中毒調査報告表」に記載し、調査報告書を作成し、併せて規定に基づき関係部門に報告すること。</p>
--	--

第十二条 县级以上地方人民政府卫生行政部门对造成食物中毒事故的食品或者有证据证明可能导致食物中毒事故的食品可以采取下列临时控制措施:

- (一) 封存造成食物中毒或者可能导致食物中毒的食品及其原料;
- (二) 封存被污染的食品用工具及用具, 并责令进行清洗消毒。

为控制食物中毒事故扩散, 责令食品生产经营者收回已售出的造成食物中毒的食品或者有证据证明可能导致食物中毒的食品。

经检验, 属于被污染的食品, 予以销毁或监督销毁; 未被污染的食品, 予以解封。

第十三条 造成食物中毒或者有证据证明可能导致食物中毒的食品生产经营单位、发生食物中毒或者疑似食物中毒事故的单位应当采取下列相应措施:

第十二条 県級以上の地方人民政府衛生行政部門は食中毒事故を引き起こした食品又は結果として食中毒事故を引き起こしたことを証明し得る証拠がある食品に対して、以下の臨時規制措置をとらなければならない。

- (一) 食中毒を引き起こし、又は食中毒を引き起こした可能性のある食品及びその原料を封印すること。
- (二) 汚染された食品用器具及び用具を封印し、併せて洗浄、消毒を行うよう命じること。

食中毒事故の拡散を抑制するため、食品の生産経営者は既に販売された食中毒を引き起こした食品又は引き起こしたことを証明する証拠のある食品の回収を責任をもって行うこと。

検査を経て、汚染されているとされた食品は、廃棄又は廃棄を監督する。汚染されていない食品は、封印を解く。

第十三条 食中毒を引き起こした食品、又は食中毒を引き起こしたことを証明する証拠のある食品を生産経営する団体や、食中毒事故又はそれと疑わしき事故を発生させた団体は、以下に列記する相応の措置をとらなければならない。

<p>(一) 立即停止其生产经营活动,并向所在地人民政府卫生行政部门报告;</p> <p>(二) 协助卫生机构救治病人;</p> <p>(三) 保留造成食物中毒或者可能导致食物中毒的食品及其原料、工具、设备和现场;</p> <p>(四) 配合卫生行政部门进行调查,按卫生行政部门的要求如实提供有关材料和样品;</p> <p>(五) 落实卫生行政部门要求采取的其它措施。</p>	<p>(一) 直ちにその生産経営活動を停止し、併せて所在地の人民政府衛生行政部門に報告すること。</p> <p>(二) 衛生機構の救急治療に協力すること。</p> <p>(三) 食中毒を引き起こした、又は食中毒を引き起こした可能性のある食品及びその原料、器具、設備並びに現場を保存しておくこと。</p> <p>(四) 衛生行政部が行う調査に協力し、衛生行政部門の基準に従ってありのままに関係の材料及びサンプルを提供すること。</p> <p>(五) 衛生行政部門が要求したその他の措置を確実に実行すること。</p>
<p>第十四条 县级以上地方人民政府卫生行政部门应当按照《食品卫生监督程序》的有关规定对食物中毒事故进行调查处理。调查工作应当由卫生行政部门2名以上卫生监督员依法进行。</p>	<p>第十四条 県級以上の地方人民政府衛生行政部門は、「食品衛生監督手続」の関係規定に照らして食中毒事故に対して調査処理を行わなければならない。調査業務は衛生行政部門の2名以上の衛生監督員が法に基づいて行わなければならない。</p>
<p>第十五条 食物中毒确认的内容、程序及有关技术要求,应当执行《食物中毒诊断标准及技术处理总则》(GB14938)的规定。</p>	<p>第十五条 食中毒事故確認の内容、手続及び関係技術の基準については、「食中毒診断基準及び技術処理総則」(GB14938)の規定を行わなければならない。</p>

#### 第四章 罚则

第十六条 对食物中毒或者疑似食物中毒事故隐瞒、谎报、拖延、阻挠报告的单位和个人，由县级以上人民政府卫生行政部门责令改正，并可以通报批评。对直接负责的主管人员和其他直接责任人员由卫生行政部门和其他有关部门依法给予行政处分。

第十七条 对造成食物中毒事故的单位和个人，由县级以上地方人民政府卫生行政部门按照《食品卫生法》和《食品卫生行政处罚办法》的有关规定，予以行政处罚。

第十八条 县级以上地方人民政府卫生行政部门在调查处理食物中毒事故时，对造成严重食物中毒事故构成犯罪的或者有投毒等犯罪嫌疑的，移送司法机关处理。

#### 第五章 附则

第十九条 《食物中毒事故报告登记表》、《食物中毒事故个案调查登记表》和《食物中毒事故调查报告表》由卫生部另行制定。

#### 第四章 罰則

第十六条 食中毒事故又はそれと疑わしき事故報告の隠蔽、虚報、遅延、妨害した団体及び個人に対して、県級以上の人民政府衛生行政部門が是正を命じ、併せて意見と通報することができる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、衛生行政部門やその他の関係部門が、法に基づいて行政処分を行う。

第十七条 食中毒事故を引き起こした団体及び個人に対しては、県級以上の地方人民政府衛生行政部門が、「食品衛生法」及び「食品衛生処罰方法」の関係規定に照らして、行政処罰を行う。

第十八条 県級以上の地方人民政府衛生行政部門が、食中毒事故を調査処理する際は、重大な食中毒事故を引き起こし、犯罪又は投毒などの犯罪の嫌疑がある者は、司法機関に移送して処理する。

#### 第五章 付則

第十九条 「食中毒事故報告登記表」、「食中毒事故個別事件調査登記表」、「食中毒事故調査報告表」は衛生部が別途制定する。

第二十条 铁道、交通行政主管部门设立的食品卫生监督机构，在其管辖范围内对食物中毒事故的监督管理，依照本办法执行。

第二十一条 本办法由卫生部解释。

第二十二条 本办法自2000年1月1日起施行。1981年12月1日发布的《食物中毒调查报告办法》同时废止。以往卫生部其他有关规定与本办法不一致的，以本办法为准。

第二十条 鉄道、交通行政主管部門が設立した食品衛生監督機構の、その管轄範囲内における食中毒事故に対する監督管理は、本方法に基づいて行う。

第二十一条 本方法は、衛生部が解釈する。

第二十二条 本方法は2000年1月1日より施行する。1981年12月1日に公布した「食中毒調査報告方法」は同時に廃止する。従前の衛生部、その他の関係規定が本方法と一致しないときは、本方法を基準とする。

法律法規訳出一覧（原文対照）

「食品薬品安心工程実施方案」の印刷配布に関する通知

原文	和訳
<p>关于印发《食品药品放心工程实施方案》的通知</p> <p>各省、自治区、直辖市药监、公安、农业、商务（经贸）、卫生、工商、质量技术监督（厅、局），海关广东分署、上海、天津特派办，各直属海关：</p> <p>为全面贯彻落实《国务院办公厅关于开展食品药品放心工程的通知》（国办发〔2003〕65号）精神，根据7月18日国务院办公厅召开的“全国食品药品放心工程电视电话会议”的部署，由国家食品药品监督管理局牵头，公安部、农业部、商务部、卫生部、工商总局、质检总局、海关总署共同制定了《食品药品放心工程实施方案》，现印发你们，请参照执行。</p>	<p>「食品薬品安心工程実施方案」の印刷配布に関する通知</p> <p>各省、自治区、直辖市薬監、公安、農業、商務（経貿）、衛生、工商、品質技術監督（庁、局）、税関広東分署、上海、天神特派弁、各直属税関：</p> <p>「国務院弁公庁食品薬品安心工程の展開に関する通知」（国弁発〔2003〕65号）の精神を全面的に徹底するため、7月18日国務院弁公庁が招集した「全国食品薬品安心工程テレビ電話会議」に参加した機関の中で先頭に立った国家食品薬品監督管理局と公安部、農業部、商務部、衛生部、工商総局、質検総局及び税関総署が共同して「食品薬品安心工程実施方案」を制定した。直ちに印刷・公布し、参照、執行するよう求める。</p>

<p>国家食品药品监督管理局 中华人民共和国公安部          中华人民共和国农业部 中华人民共和国商务部          中华人民共和国卫生部 中华人民共和国国家工商行政管理总局          国家质量监督检验检疫总局 中华人民共和国海关总署</p> <p style="text-align: right;">二〇〇三年七月二十一日</p> <p>食品药品放心工程实施方案</p> <p>根据《国务院办公厅关于实施食品药品放心工程的通知》（国办发〔2003〕65号）和吴仪副总理关于专项整治要体现“专”和“实”的指示精神，结合各有关部门管理职责，制定本实施方案。</p>	<p>国家食品薬品監督管理局 中華人民共和国公安部          中華人民共和国農業部 中華人民共和国商務部          中華人民共和国衛生部 中華人民共和国工商行政管理総局          国家品質監督検査検疫総局 中華人民共和国税関総署</p> <p style="text-align: right;">2003年7月21日</p> <p>食品薬品安心工程实施方案</p> <p>「国務院弁公庁食品薬品安心工程の実施に関する通知」（国弁発（2003）65号）並びに呉儀副総理の、専門プロジェクトは「専」及び「実」を体现しなければならぬ、という指示の精神に基づき、各関係部門の管理職責を結合させ、本实施方案を制定する。</p>
---	---

一、 总体思路：

以“三个代表”重要思想为指导，贯彻落实全国整顿和规范市场经济秩序工作会议和全国实施食品药品放心工程电视电话会议精神，针对当前食品药品安全中存在的突出问题，结合当前食品药品安全形势，实施食品药品放心工程。进一步打击制售假劣食品药品违法活动，取缔无证照生产经营食品药品的行为。对食品要强化源头污染的治理，实施严格的市场准入管理，加强“从农田到餐桌”各环节全方位的严格监管；对药品要集中整顿和规范中药材专业市场，以带动药品市场的全面整顿。食品药品放心工程，按照“标本兼治、着力治本”的工作方针和“突出重点、带动全面”的工作思路，从实际出发，确定阶段内可实现的目标，提出切实可行的措施，注重实效。以阶段性成果带动长效机制的建立，促进食品药品市场的全面规范，确保人民饮食用药的安全放心。

一 全体方針

「三つの代表（※）」という重要思想を基本とし、全国整備の市場経済秩序を全国的に整備、規範化する工作会議及び食品薬品安心工程を全国的に実施するテレビ電話会議の精神を確実に徹底し、現在の食品薬品の安全が直面している重要問題に対して、現在の食品薬品の安全情勢にあわせて、食品薬品安心工程を実施する。偽造、劣悪食品薬品違法製造販売活動をさらに打撃し、無許可食品薬品生産販売行為を取り締まる。食品に対しては、生産流通段階の汚染問題の改善を強化し、市場参入許可制度の管理を厳格に実施し、「農地から食卓まで」の各段階における全面的な厳格な監督管理を強化する。薬品に対しては、漢方薬材の専門市場を集中的に整頓し、規制することで、薬品市場の全面的な整備を促す。食品薬品安心工程、「目標と現実を考慮し、根本的な解決に力を入れる」という業務方針及び「重要問題を強調し、全体を促す」業務思想に基づき、現実から出発し、段階的に実行可能な目標を設定し、確実に実行可能な措置を提案し、実際の効果を重視する。段階的な成果をもって長期的に効果のある体制の構築を促し、食品及び薬品市場の全面的規制を促進し、国民が安心して食品及び薬品を飲食できることを保障する。

※：中国共産党が、先進的生産力を発展させる基準、先進的文化の進むべき方向、中国の最も広範な人民の根本的な利益という3方面を代表するという思想である。

<p>二、 关于食品放心工程的工作安排</p> <p>(一) 食品放心工程的重点: 突出源头污染治理和与百姓生活关联度较高的品种, 打击制售假冒伪劣食品违法犯罪活动。</p> <p>重点品种: 粮、肉、蔬菜、水果、奶制品、豆制品、水产品等。</p> <p>重点环节: 农产品种植、养殖; 食品生产加工, 特别是大中城市城乡结合部食品加工点; 重点品种批发、零售等流通环节。</p> <p>从现在开始, 通过阶段性整治, 在 2003 年底前基本达到下列目标:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非法生产、经营、使用禁用和违规使用限用农药、兽药行为得到有效控制。</li> <li>2. 重点品种安全质量合格率较往年有明显提高。</li> <li>3. 无证照生产、加工、经营食品的行为得到有效遏制。</li> </ol>	<p>二 食品安心工程に関する業務方案</p> <p>(一) 食品安心工程の要点: 流通段階の汚染管理及び国民の生活と関連度の比較的高い品種を優先し、偽造品及び劣悪品の製造及び販売等の違法活動を取り締まる。</p> <p>重要品種: 穀物、肉類、野菜、果物、乳製品、豆製品、水産物等。</p> <p>重要段階: 農産物の栽培及び養殖段階: 食品の生産加工段階。特に大都市の農村部との境界の食品加工地域: 重要品種の卸売り及び小売り等の流通段階。</p> <p>現在より、段階的整備を通じて、2003 年末までに、以下に列挙する目標を基本的に達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農薬及び動物用医薬品の違法な生産、経営、使用禁止品種の使用及び制限使用品種の使用違反行為を効果的に抑制する。</li> <li>2. 重要品種の安全品質合格率を以前との比較で明確に向上させる。</li> <li>3. 食品の無免許生産、加工及び取り扱い行為を効果的に抑制する。</li> </ol>
---	---

<p>4. 制售假冒伪劣和有毒有害食品的大案要案得到及时查处。</p> <p>(二) 强化对食品源头污染的治理。</p> <p>预期目标：农药残留、兽药残留超标率较年初有明显下降。</p> <p>主要措施：</p> <p>1. 农业部要加强农业投入品的管理，全面实施“无公害食品行动计划”。以解决蔬菜有机磷农药残留为突破口，进行植物产品农药残留超标整治；以严查“瘦肉精”污染为主线，进行畜产品违禁药物滥用和兽药残留超标整治；以查氯霉素污染为切入点，进行水产品药物残留超标整治。严格按农业部公告发布的禁用和限用药物及其他化合物的要求，加大对农业投入品管理的力度。</p>	<p>4. 偽造、劣悪及び有毒、有害食品を製造、販売する重大事件を速やかに処理する。</p> <p>(二) 初期段階での食品汚染に対する管理を強化する。</p> <p>予定目標：残留農薬及び残留動物用医薬品の基準超過率を年初との比較で明確に低下させる。</p> <p>主要措置：</p> <p>1. 農業部は、農業に投入される物品の管理を強化し、「無公害食品行動方案」を全面的に実施する。野菜における有機リン残留農薬問題を解決する突破口として、植物製品における残留農薬の基準超過問題の取り締りを行う。「瘦肉精 (clenbutreral)」汚染の厳密な調査を中心に、畜産製品における違法薬物や禁止薬物の濫用及び残留動物用医薬品の基準超過問題の取り締りを行う。クロラムフェニコール汚染の問題の調査を切り口として、水産物における残留薬物の基準超過問題の取り締りを行う。農業部が公告、公布した使用禁止、制限薬物及びその他の化合物についての基準を厳格に遵守し、農業に投入される品物の管理を強化する。</p>
--	---

<p>2. 卫生、质检、工商、商务等部门针对重点品种，在各环节建立和完善食品质量安全市场准入制度，索证、索票制度，监督检查企业建立完整的购销台账，保证各环节进货渠道合法，加强检测检验，确保货源质量安全。</p> <p>3. 食品药品监督管理局组织力量，重点对食品源头污染治理进行综合监督和检查，对重点品种整治效果作出评价。</p> <p>(三) 严格市场准入，规范经营行为。</p> <p>预期目标：建立食品管理各环节的准入条件和标准，突出流通渠道的规范和企业购销记录制度的监督实施，依法实行行政许可，严格把关；建立食品生产经营企业退出机制。</p>	<p>2. 衛生部、質検総局、商工総局及び商務部等の各部門は、重要品種に対し、食品流通の各段階において、「食品品質安全市場参入許可制度」及び「許可証及び保証書確認制度」を構築整備し、企業が正確な売買台帳を備えるよう監督検査を行い、各段階の仕入れルート合法性を保証し、検査を強化して、商品供給源における品質安全性を保証する。</p> <p>3. 食品薬品監督管理局は、総力を結集して、食品生産の初期段階での汚染の改善に向けて総合的な監督及び検査を重点的に行い、重要品種の改善効果について評価を行う。</p> <p>(三) 市場への参入許可を厳格に行い、経営行為を規範化する。</p> <p>予定目標：食品管理の各段階における参入許可条件及び基準を打ち立てて、流通ルートの規制及び企業の売買台帳制度の監督を重点的に実施し、法律に基づいて行政許可を行い、厳格に検査をすることで、(条件に合致しない) 食品生産経営企業の市場からの排除メカニズムを構築する。</p>
---	--

<p>主要措施：</p> <p>农业部根据农业国家和行业标准制定修订计划，突出无公害农产品和优势农产品行业标准的制定修订；引导和支持农产品生产基地建立以自检为主的速测网络；对无公害食品生产基地开展采收前检测和对进入市场的农产品开展检测；实施农产品质量安全例行监测制度，把好农产品市场准入关。指导和支持各地今年内新建无公害农产品示范基地 100 个，农产品标准化生产综合示范区 50 个。</p> <p>卫生部重点组织对学校食堂、餐饮单位，包括各类宾馆、饭店、餐馆、酒楼、饮食店等以及食品添加剂生产企业的监督检查，推行食品卫生监督量化分级管理制度，加强食品生产经营企业食品卫生日常监管和卫生许可证发放的监督管理。做好大案要案的查处工作。进一步完善食品卫生法规、标准和食品污染物监测网络。</p>	<p>主要措置：</p> <p>農業部は、国家及び業界の農業基準に基づいて方案を制定、改正し、特に無公害農産物及び優勢農産物の業界基準の制定、改正を行う。農産物の生産拠点が、自己検査を中心とした迅速な検査ネットワークを構築するよう指導及び支援する。無公害農産物の生産拠点に対する仕入れ前の検査及び市場に流入した農産物に対する検査を行う。農産物品質安全定例監督検査制度を実施し、農産物の市場参入許可を適切に行う。今年中に無公害農産物のモデル拠点を 100 ヶ所、農産物基準化生産総合モデル区を 50 ヶ所新設するよう指導及び支援する。</p> <p>衛生部は、学校食堂、各種ホテル、レストラン及び飲食店等を含む飲食団体及び食品添加物生産企業に対する監督検査を重点的に組織し、食品衛生監督の数值化による級別管理制度を推進し、食品生産経営企業に対する日常的な食品衛生の監督管理及び衛生許可証発行の監督管理を強化する。重大事件の調査処理業務を厳格に行い、食品衛生法規及び基準並びに食品汚染物の監督検査ネットワークをより一層完備させる。</p>
--	---

<p>质检总局全面推进加工食品质量安全市场准入制度，认真开展食品质量安全监督抽查、强制检验和计量监督等工作。围绕原材料进厂把关、生产设备、工艺流程、产品标准、检验设备与能力、环境条件、储运、包装等方面进行审查。今年年底完成对米、面、油、酱油、醋等五类食品的审查、发证，并逐步对肉制品、乳制品、饮料、调味品、方便面、饼干、罐头、冷冻饮品、速冻面米食品和膨化食品等 10 类食品实行质量安全市场准入制度。严格生产条件，凡不具备保证食品质量安全基本条件的企业，不准开业生产，已经开业的要立即停业整顿。凡未经检验或检验不合格的产品，不准出厂销售。把好进出口食品质量关。对食品制假重点品种、重点区域组织专项执法检查和打假行动，严厉打击用非食品原料加工食品和滥用食品添加剂的违法行为，取缔制售假冒伪劣食品窝点。会同有关部门加快农产品、食品质量安全标准的制定修订工作，推广农业标准化示范区，建立完善统一权威的农产品食品标准、认证、检验检测体系。</p>	<p>質検総局は、加工食品の品質安全における市場参入許可制度を全面的に推進し、食品の品質安全監督、抜き取り検査、強制検査及び計量監督等の業務を厳格に行う。原材料入荷検査、生産設備、生産手順、製品基準、検査設備、検査能力、環境条件、備蓄、運送及び包装等の方面について審査を行う。今年末までに米、小麦粉、油、醤油及び酢等の五種類の食品の審査及び許可証発行を完成させ、併せて段階的に肉製品、乳製品、飲料、調味料、即席麺、ビスケット、缶詰、冷凍飲料、冷凍穀物食品及び膨化食品等の 10 種類の食品に対して、品質安全における市場参入許可制度を実行する。生産条件を厳格化し、食品の品質安全を保証する基本的条件を満たしていない企業については、開業・生産を許可せず、既に開業した企業については、直ちに業務を停止させて整理する。検査を經ていない又は検査で不合格となった製品は、出荷、販売を許可しない。輸出入食品の品質検査を適切に行う。偽造食品の製造における重点品種及び重点区域について、専門的な法執行の検査及び偽造製品撲滅行動を組織し、食品原料ではないものを用いた加工食品製造及び食品添加物の濫用といった違法行為を厳格に追及し、偽造、劣悪食品の製造、販売拠点を取り締まる。関係部門と協力して、農産物及び食品の品質安全基準の制定及び改正業務を促進し、農業基準化モデル地区を拡大し、統一的で権威のある農産物及び食品の基準、認証及び検査の体系を打ち立て、整備する。</p>
---	--

<p>工商总局对食品生产、经营企业和个体工商户进行一次普遍排查，审核其主体资格，严格执行卫生许可前置审批规定，把好市场主体准入关。严格检查进入市场的食品质量，重点组织对粮油、酒类、调料、肉及肉制品、蔬菜、水果、奶、豆制品、水发产品、饮料等食品及节日消费食品的专项质量抽查，及时向社会公布抽查结果。对食品广告虚假宣传、侵犯注册商标专用权、标识使用违法行为等，严肃查处，监管到位。</p>	<p>商工総局は、食品の生産、取扱い企業及び個人経営者に対して、一般的な調査を行い、企業主体の資格を審査し、衛生許可における事前審査の規定を厳格に執行し、企業の市場参入許可を適切に行う。市場に流入する食品の品質を厳格に検査し、穀物油、酒類、調味料、肉及び肉製品、野菜、果物、乳、豆製品、乾燥水産物、飲料等の食品及び祭日消費食品等に対する専門的な品質抜き取り検査を重点的に組織し、抜き取り調査の結果は速やかに社会に公布する。食品広告における虚偽宣伝、登録商標専用権の侵害、標識の違法使用等の行為に対して、厳格に調査処理し、適正に監督管理する。</p>
--	--

<p>商务部加强对食品流通业的行业指导和管理，整顿和规范食品流通秩序，推进流通体制改革。加快建立保障食品安全的行业自律机制，实施上市销售食品安全市场责任制。建立健全食品安全检测体系，加大流通领域食品安全管理力度，严把市场准入关。建立具有保障食品安全质量、符合环保要求的销售网络体系，年内争取在每个直辖市、省会城市和<u>计划单列市</u>建立一个样板市场；在有条件的大中城市积极推行“农改超”，中等城市和大中城市的郊区基本实现<u>农贸市场退路进厅</u>。</p>	<p>商務部は、食品流通業界に対する指導及び管理を強化し、食品流通秩序を整備、規範化し、流通体制の改革を推進する。食品安全を保障する業界の自律的メカニズムの構築速度を向上させ、市場で販売する食品の安全についての市場責任制を実施する。食品安全検査体制を打ち立てて改善し、流通領域における食品安全に対する管理能力を強化し、市場参入許可を厳格に行う。食品の安全品質を保障し、環境基準に適合する販売ネットワークを設立し、年内に全ての直轄市及び省政府の所在都市及び<u>計画単列市</u>（※1）に一カ所のモデル市場を建設するよう努力する。条件が整っている大中都市においては、積極的に「<u>農貿市場</u>（※2）からスーパーマーケットへ」の移行を推進し、中級都市及び大中都市の郊外においては、農貿市場の屋外取引から屋内への取引に改めることを基本的にも実現する。</p> <p>※1 : 行政区分では省の下位に位置するが、経済規模が大きいこと等から行政的に特別の扱いを受けている大都市のこと。</p> <p>※2 : 農作物や農業副産物を交易する市場のこと。</p>
<p>公安部督促指导地方公安部门及时依法查处制售假冒伪劣、有毒有害食品案件，查处制假售假违法犯罪分子；指导地方公安部门配合有关行政管理部门，开展行政执法工作，查处暴力抗法案件。</p>	<p>公安部は、地方公安部門が法律に基づき、速やかに偽造劣悪、有毒有害食品製造販売案件及び違法偽造又は販売する犯罪分子を調査、処罰するよう監督、催促及び指導する。地方公安部門は関係行政管理部门と協力し、行政による法執行を展開し、暴力をもって司法に対抗する案件を調査し、処分するよう指導する。</p>

<p>海关总署按照职能分工，认真履行食品进出口监管职责。</p> <p>食品药品监督管理局督促监督食品市场准入条件和标准的落实情况，监督检查各有关部门行政审批责任制的落实情况。</p> <p>各有关部门积极推行信用体系建设，强化食品生产企业法人、食品市场主办者、大型超市经营者是食品安全第一责任人的意识。要根据职责探索规范食品流通安全管理制度，完善和规范市场准入制度，注意总结食品产销“场厂挂钩”、“场地挂钩”，“农改超”，食品购销索证、索票等经验并加以推广。</p> <p>（四） 取缔无证照食品生产经营行为，打击制售假劣食品违法犯罪活动。</p> <p>预期目标：无证照食品生产经营活动得到清除，全国重大制售假劣食品违法犯罪活动得到有效遏制。</p>	<p>税関総署は職能に基づいて業務を分担し、輸出入食品の監督管理の職責を厳格に行う。</p> <p>食品薬品监督管理局は、食品市場参入許可条件及び基準の執行状況を監督促進し、また各関係部門の行政審査承認責任制の執行状況を監督する。</p> <p>各関係部門は、積極的に信用体系の構築を推進し、食品生産企業法人、食品市場運営者及び大型スーパーマーケット経営者に食品安全の第一責任者であるという意識を強化させる。職責に基づいて食品流通安全管理制度を探求、規範化し、市場参入許可制度を整備、規範化する。食品の製造販売における「企業との連結」、「産地との連結」、「農貿市場からスーパーマーケットへ」及び食品の購入販売における許可証、保証書の確認等の経験を総括し、かつ普及させる。</p> <p>（四） 無許可食品製造販売行為を取り締まり、偽造及び劣悪食品の製造販売といった違法活動を摘発する。</p> <p>予定目標：無許可食品製造経営活動を一扫し、全国の重大な偽造及び劣悪食品製造販売違法活動を有効に抑制する。</p>
---	--

<p>主要措施：</p> <p>1. 由地方人民政府发出公告：要求城乡结合部等区域无证照食品加工经营点，限期关闭，做好场所退租加工设施撤除等工作。</p> <p>2. 组织有关部门，在全国大中城市，对城乡结合部非法加工经营点进行拉网式检查，彻底清除无证照生产经营食品的行为。</p> <p>3. 各地政府选择问题多、群众反映大的食品，集中查处生产、加工、销售不符合卫生标准、有毒有害食品，在食品中掺杂使假、以次充好、以不合格食品冒充合格食品以及商标侵权、虚假广告宣传等行为。涉嫌构成生产销售假冒伪劣和有毒有害食品案件，有关部门要及时移送公安机关立案侦察。</p> <p>4. 公安机关配合有关行政管理部门，采取有效措施，依法查处制售假冒伪劣和有毒有害食品的案件，追根溯源，捣毁制假窝点，严惩制假售假违法犯罪分子。</p>	<p>主要措置：</p> <p>1. 地方人民政府が公告を行い、都市と農村の境界区域にある無許可食品加工経営拠点に対して期限内の閉鎖を求め、賃貸契約の解除及び施設の撤廃等の業務を確実に行う。</p> <p>2. 関係部門を組織し、全国の大中都市で、農村部との境界区域における違法製造販売拠点に対して網打ち式検査を行い、無許可食品製造経営行為を徹底的に一掃する。</p> <p>3. 各政府は問題点及び国民の反響が大きい食品を選択し、衛生基準に合致せず、有毒有害食品を製造、加工、販売する行為、及び食品中に偽原料を混入し、劣悪品を優良品、不合格食品を合格食品と偽り、商標権を侵害し、虚偽広告宣伝を行う等の行為を集中的に調査、処罰する。偽造、劣悪及び有毒有害食品の製造、販売のおそれのある案件は、関連部門が速やかに公安機関に移送し、立件、捜査する。</p> <p>4. 公安機関は関係行政管理部门と協力し、有効な措置をとり、法律に基づき偽造、劣悪及び有毒有害食品の製造、販売案件を調査し、根本原因を追及し、製造拠点を破壊し、偽造製品を製造、販売する違法犯罪分子を厳しく処罰する。</p>
--	---

<p>(五) 抓好消费环节监管, 突出学校食堂和餐饮业食品安全的管理。</p> <p>预期目标: 建立学校食堂食品卫生安全管理规范, 分地区、分类别进行试点, 全面推广食品卫生监督量化分级管理制度。</p> <p>主要措施:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 卫生部组织对全国所有学校食堂进行一次突击检查, 发现问题, 边整边改, 逐步完善监管措施;</li> <li>2. 对餐饮业按照量化分级管理规定, 确定重点环节进行监管;</li> <li>3. 卫生部、教育部建立学校食堂卫生责任制和责任追究制度。</li> </ol>	<p>(五) 消費段階の監督管理を確実にいき、学校食堂及び飲食業の食品安全管理を強調する。</p> <p>予定目標: 学校食堂食品衛生安全管理規程を構築し、地域及び分類別に試験を行い、全面的に食品衛生監督の数値化等の級別管理制度を普及させる。</p> <p>主要措置:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 衛生部は全国全ての学校食堂に対して一度、抜打ち検査を行い、問題を発見した場合には、整備しながら改善をしていき、監督管理措置を一步一步整備していく。</li> <li>2. 飲食業に対しては、数値化等の級別管理規定に基づいて重要部分を確定し、監督管理を行う。</li> <li>3. 衛生部及び教育部は学校食堂衛生責任制度及び責任追及制度を構築する。</li> </ol>
--	--

<p>三、 关于药品放心工程工作安排</p> <p>实施药品放心工程必须加大对药品研究、生产、经营、使用全过程的监督。今年要突出抓好以下几项工作：</p> <p>（一）严厉查处无证生产经营行为，打击制售假劣药品医疗器械违法活动。</p> <p>预期目标：查处一批制假售假大案要案，取缔一批违法生产经营企业，捣毁一批制假售假窝点，净化药品、医疗器械市场，保证人民群众用药安全、有效。</p> <p>主要措施：</p> <p>1. 国家食品药品监督管理局、公安部继续深入开展联合打击制售假劣药品医疗器械专项行动。8月至9月间，对两部门联合确定的重点督办案件查处落实情况进行督查；9月底前对河北、吉林、黑龙江、浙江、安徽、河南、湖南、广东、四川、云南、陕西等11个重点地区联合打击情况进行总结和验收。</p>	<p>三、薬品安心工程の配分に関して</p> <p>薬品安心工程を実施するには、薬品の研究、生産、使用の全過程に対する監督を強化しなければならない。本年は、以下の幾つかの業務を突出させ、徹底させる。</p> <p>（一） 無許可生経営行為を厳格に調査処理し、偽物劣悪薬品医療器械を製造販売する違法行為を打撃すること。</p> <p>予定目標：一定程度の偽物製造販売案件を調査処理し、一定程度の異邦生産経営企業を取り締り、偽物を製造販売している拠点を破壊して、薬品及び医療器械市場を浄化し、人民大衆が安全、有効に薬品を用いられることを保証する。</p> <p>主要措置</p> <p>1. 国家食品薬品监督管理局及び公安部は、引き続き偽物劣悪薬品及び医療器械の製造販売を共同で打撃するこの行動を深化させる。8月から9月の間に、両部門が共同で確定した重点監督処理案件を調査処理している確実な状況に対して監督検査を行う。9月末前は河北、吉林、黒竜江、浙江、安徽、河南、湖南、広東、四川、雲南、陝西等11の重点地区が結合して状況を打撃し、結論を総括し、検査・引取りをする。</p>
---	--

2. 严厉查处生产、经营、使用无证医疗器械行为，对已注册产品进行全面清查。对不属医疗器械的增高仪、减肥仪、点穴治疗仪及部分日常生活用品冠以医疗作用的产品，坚决清理，已发放注册证的予以撤销；重新审核植入体内的整容、矫形医用生物材料的使用说明书，严格注明禁忌症和注意事项，对不符合要求的，禁止其产品销售。

3. 对一次性使用医疗器械、心脏起搏器、骨科内固定器材等纳入国家重点监管医疗器械产品，全面检查生产企业执行质量管理规范的情况。对擅自降低生产条件，不按要求组织生产的，依法严肃处理。

对无证产品进行全面查处，依法严厉查处生产、经营、使用无证医疗器械行为，加大对医疗器械产品质量监督抽验和虚假医疗器械广告查处力度。

(二) 开展对中药材专业市场整治。

预期目标：建立中药材专业市场监管责任制，确保中药材专业市场合法经营。

2. 無許可医療器械を生産、経営及び使用する行為を厳格に調査処理し、既に登録された製品に対して全面的、徹底的に調査する。医療器械に属さない増加器具、ダイエット器具、点穴治療器具及び一部の日常生活用品で医療効果ありとされている商品に対して、断固としてはっきり分析し、既に登録証を発行しているものについては、取り消す。体内に移植する美容及び矯正医療用生物材料の使用説明書を再審査し、禁忌症状及び注意事項を厳格に明記し、基準に合致しない物は、その製品の販売を禁止する。

3. 一回性使用の医療器械、心臓メーカー、石膏器材等で、国家の重点監督管理医療器械製品に組み入れられているものに対しては、生産企業がやっている品質管理規範の状況を全面的に検査する。生産条件を勝手に引き下げ、基準に基づき組織的な生産をしていないものに対しては、法に基づき厳格に調査する。

無許可製品を全面的に調査処理し、無許可医療器械を生産、経営、使用する行為を法に基づき厳格に調査処理し、医療器械の品質監督に対する抜取り検査及び虚偽医療器械公告に対する調査処理のレベルを強化する。

(二) 漢方薬種專業マーケットの整備に関する展開

予測目標：漢方薬種專業マーケットの監督・管理規制を建築し、漢方薬種專業マーケットの合法的な經營を確保する。

<p>主要措施：</p> <p>1. 食品药品监督管理局、公安部、国务院纠风办、工商总局联合开展一次对中药材专业市场的整治。中药材专业市场严禁销售各种中药饮片、毒性中药材、濒危动植物中药材，严禁销售假劣中药材，违者一律依法严厉查处。</p> <p>2. 建立中药材专业市场监管责任制，广西、重庆、云南、山东、河北、黑龙江、湖南、湖北、安徽、江西、四川、广东、甘肃、陕西、河南等省（区、市）药监、工商等部门要加强对辖区内的中药材专业市场监管，严格规范中药材专业市场合法经营。</p> <p>（三） 规范药品生产经营秩序，推进农村药品监督供应网络建设。</p>	<p>主要措置：</p> <p>1. 食品薬品監督・管理局、公安局、国务院糾風弁、工商局は共同で漢方薬種專業マーケットの整備を一度展開する。漢方薬種マーケットは、各種漢方薬錠剤、毒性のある漢方薬種、絶滅品種にある動植物の漢方薬剤の販売を厳禁し、偽造・劣等漢方薬の販売を厳禁し、違反するものは法に基づいて厳重に処理する。</p> <p>2. 漢方薬材の專業市場の監督管理責任性を構築し、広西、重慶、雲南、山東、河北、黒龍江、湖南、湖北、安徽、広西、四川、広東、甘肅、陝西、河南省（区、市）の薬品監督及び工商等の部門は、同管轄区内の漢方薬材の專業市場の監督管理を強化し、漢方薬材の專業市場の合法経営を厳格に規範化しなければならない。</p> <p>（三） 薬品生産経営秩序を規範化し、農村の薬品監督情報提供ネットワークの建設を推進すること。</p>
--	--

预期目标：年底前，地市以上城市零售连锁企业和中型零售企业达到药品分类管理的要求；一半以上药品生产企业和大中型药品批发、零售连锁企业以及大型零售企业完成 GMP、GSP 认证工作；北京、江西、陕西、成都等试点地区药品零售连锁门店或服务点要覆盖 100%的乡镇和 60%行政村；药品配送网络要覆盖 90%的村卫生室和药店；农村药品监督形成县、乡、村三级网络，扫除农村药品监督空白点盲区。

主要措施：

1. 对药品批发企业进行检查。重点查处一批买卖、出租、出借或变相买卖、出租、出借《药品经营许可证》，吸纳他人挂靠经营等违法违规行为。
2. 开展全国性二类精神药品专项检查，对违规销售和使用二类精神药品的予以查处。

予定目標は、本年末までに、地区、市以上の都市の零細連鎖企業及び中型の零細企業を薬品分類管理の基準に満足させる。半分以上の薬品生産企業、大中型の薬品卸売、零細連鎖企業及び大型の零細企業の GMP、GSP 認証業務を完成させる。北京、江西、陝西、成都等の試験地区の薬品零細連鎖チェーン店又はサービス店を 100%郷鎮で、また 60%の行政村でカバーさせる。薬品配送ネットワークを 90%の村の衛生疾及び薬局でカバーさせる。農村薬品監督を県、郷及び村の 3 級ネットワークで形成し、農村薬品監督の空白区域を排除する。

主要措置：

1. 薬品卸売企業に対して検査を行う。「薬品経営許可証」を一定程度売買したり、リースしたり、貸出したり、又は変形した形で売買、リース、貸出す行為を重点的に調査処理し、別人が経営に携る等の違法行為をカバーする。
2. 全国的に 2 種類の向精神薬[精神药品]専門検査を展開し、2 種類の向精神薬を違法販売及び使用する行為を検査処理する。

3. 积极推进流通领域药品分类管理工作。2003 年底前，地  
市以上城市零售连锁企业和中型零售企业必须达到分类管理  
要求；零售药店销售二类精神药品、粉针剂、大小容量注射剂  
和其他必须凭处方销售的品种必须做到凭处方销售。实施药品  
分类管理的零售药店，其专业技术人员没有履行职责或者未按  
规定配备专业技术人员的，要取消药品分类管理药店的资格；  
没有被确定为药品分类管理的药店，不得销售必须凭处方销售  
的药品。

4. 加快 GMP、GSP 认证步伐。完成对全国大中型药品批发、  
零售连锁企业以及大型零售企业的 GSP 认证，促使全国地市级  
以上城市的药品批发、零售连锁企业以及中型药品零售企业实  
施完成 GSP。对逾期达不到标准的药品经营企业，按照有关规  
定给予行政处罚，直至取消药品经营资格。

5. 加强农村药品监督供应网络建设工作。

(四) 严格药品审批和管理，从源头上确保上市药品质量。

3. 流通領域における薬品分類管理業務を積極的に推進する。2003 年未  
までに、地、市以上の都市の零細連鎖企業及び中型の零細企業は分類管  
理基準を満たさなければならない。零細薬品が販売する 2 種類の向精神  
薬、粉末注射薬剤、大小の注射剤及びその他の処方に基づいて販売する  
品種は必ず処方に基づいて販売しなければならない。薬品分類管理を実  
施する零細薬局が、その専門技術人員が職責を履行しなく、又は規定に  
基づいて専門技術人員を配置しなかった場合、薬品分類管理薬局の資格  
を取り消す。薬品分類管理薬局と確定されていないものは、処方に基づ  
いて販売すべき薬品を販売してはならない。

4. GMP、GSP 認証段階を押し進める。全国の大中型の薬品卸売  
り、零細連鎖企業及び大型の零細企業に対する GSP 認証を完成させ、  
全国の地、市級以上の都市の薬品卸売り、零細連鎖企業及び中型の薬品  
零細企業の GSP 完成を実施させる。期限を経過しても基準を満たさな  
い経営企業に対しては、関係規定に基づいて、速やかに薬品経営資格を  
取り消す。

5. 農村薬品監督情報提供ネットワーク建設業務を強化する。

(四) 薬品の審査・批准及び管理を厳格に行い、市場へ売り出される  
薬品の品質を源から確保する。

<p>预期目标：建立起科学的药品审评机制，实现药品审评的公开、公正和透明。在今年年底停止地方标准药品的上市流通，确保药品质量。</p> <p>主要措施：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 严格药品审批管理，依法加大对新药研究开发的监督力度，进一步深化药品审评机制改革，强化药品安全性、有效性和质量可控性的评价。</li> <li>2. 严格执行药品标准，依法取消药品地方标准。对于标准低，组方不合理的药品进行全面清理，发现一个淘汰一个。</li> <li>3. 加强上市药品不良反应监测管理，提高不良反应病例报告的上报率和报告质量，向社会发布药品不良反应通报，促进合理用药。加强药品广告审查工作，加大对虚假药品广告的查处力度。</li> </ol> <p>四、 宣传教育工作</p> <p>宣传教育工作要贯穿食品药品放心工程的始终，要结合阶段性任务搞好宣传教育工作。</p>	<p>予測目標：科学の薬品の審査・評価規制を構築し、薬品審査・評価の公開、公正及び透明度を実現する。今年度末に地方基準薬品の市場への流通を停止し、薬品品質を確保する。</p> <p>主要措置：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬品の審査・批准及び管理を厳格に行い、法に基づき新薬品研究開発の監督力を拡大させ、薬品審査・評価規制の改革を更に掘り下げ、薬品の安全性、有効性及び品質の評価を強化する。</li> <li>2. 厳格に薬品基準を執行し、法に基づき薬品の地方基準を取り消す。基準が低く、不合理に調合する薬品に対して全面的な整理をし、見つけた際に即淘汰する。</li> <li>3. 市場へ出回る薬品の悪い反響の監視・測定管理を強化し、悪い反響の症例の申告率及び申告の質を向上させ、合理的な薬品使用を促進する。また薬品公告の審査業務を強化し、偽薬品公告の取り締まりを拡大させる。</li> </ol> <p>四 教育業務の宣伝</p> <p>教育業務の宣伝は食品薬品安心工程の一切を貫かなければならず、段階的な任務と結びつけて宣伝教育業務を確実に行わなければならない。</p>
--	--

<p>(一) 配合国办通知和电视电话会议，侧重宣传食品药品专项整治工作部署。发动群众，发挥社会监督作用（7月下旬）。</p> <p>(二) 编印各种宣传资料，分期分批向社会发放。在有关媒体开辟专项整治专栏。主要内容是普及食品药品安全知识，增强人民群众食品药品消费的维权意识和责任意识（8月至10月）。</p> <p>(三) 印发公告。</p> <p>(四) 公布举报电话，发动社会监督。引导和鼓励消费者，对制售假劣食品药品违法行为和违法违规生产经营食品药品的行为进行举报。</p> <p>(五) 正面宣传近年来食品药品市场整顿的成效，有重点地宣传一些名牌企业，增强人民群众消费的信心（8月至12月）。</p> <p>(六) 总结性宣传。发挥舆论监督作用，加大典型案例曝光力度。对专项整治进行综合性报道。</p> <p>五、 实施步骤</p>	<p>(一) 国务院办公室の通知及びテレビ電話会議に合わせて、食品薬品特定項目の改善業務を重点的宣伝する。国民に働きかけ、社会的監督の作用を發揮させる(7月下旬)。</p> <p>(二) 各種宣伝資料を編集印刷し、期間、回数に分けて社会に公布する。関係メディアにおいて特定項目の整備コーナーを開設する。主な内容は食品薬品に関する安全知識を普及させることにあり、国民の食品薬品消費に対する自己權益の擁護及び責任意識を強化させる。(8月～10月)</p> <p>(三) 公告を印刷、配布する。</p> <p>(四) 苦情等の受付け電話を公表し、社会の監督力を発動させる。消費者が偽造及び劣悪食品薬品の製造、販売を行うといった違法行為及び違法に食品薬品を製造販売する行為に対して告発するよう促し、奨励する。</p> <p>(五) 近年来の食品薬品市場整備の成果を宣伝し、一部の有名企業を重点的に宣伝し、国民の消費に対する信頼度を強化する。</p> <p>(六) 総括的に宣伝する。世論の監督作用を發揮させ、典型的案件の情報公開度を高める。特定項目の整備業務に対して総合的な報道を行う。</p> <p>五 実施手順</p>
--	---

<p>第一阶段为动员部署阶段，时间为7月下旬。食品药品放心工程实施方案部署到各省、自治区、直辖市人民政府及其有关部门；各省、自治区、直辖市人民政府要制定本行政区域的具体行动计划。</p> <p>第二阶段为集中实施和督查指导阶段，时间自7月下旬到12月中旬。</p> <p>地方各级人民政府严格按照方案要求，组织各有关部门开展排查活动，摸清底数；开展企业全面整改工作；全面取缔无证照生产经营行为和取消不符合生产经营要求的企业的资格，并对典型案例进行公开曝光。</p> <p>各有关部门加强对本部门、本系统专项整治工作的经常性督促检查。食品药品监管局会同公安部、农业部、商务部、卫生部、工商总局、质检总局、海关总署等部门，将组织督查组分赴各地进行督查，发现问题及时提出整改意见。</p>	<p>第一段階は部署を動員する段階であり、時期は7月下旬とする。食品薬品安心行程実施方案は各省、自治区、直轄市の人民政府及び関連部門まで配布する。各省、自治区及び直轄市の人民政府は当該行政区域の具体的な行動方を制定する。</p> <p>第二段階は集中実施及び監督査察の段階であり、時期は7月下旬から12月中旬までとする。</p> <p>地方各級の人民政府は、方案に基づき、関係部門を組織して調査活動を展開し、内実を把握する。企業の全面的な改善業務を展開する。全面的な無許可製造販売行為の取締まり、生産経営基準に合致しない企業の資格の取消し、及び典型的な案件に対する情報公開を強く求める。</p> <p>各関係部門は、当該部門、系統の特定項目の整備業務において恒常的な督促及び検査を強化する。食品薬品監督管理局は公安部、農業部、商務部、衛生部、商工総局、質検総局及び税関総署等の部門と共同で監督班を組織し、各地に派遣して監督視察を行い、問題を発見した場合は速やかに改善意見を提出する。</p>
---	---

第三阶段为总结验收阶段，时间为 12 月下旬。地方各级人民政府及有关部门，对照目标认真做好自我检查验收。各省、自治区、直辖市和各有关部门将本地区、本部门开展食品药品放心工程情况于今年年底之前上报食品药品监督管理局。食品药品监督管理局对各地上报的材料进行汇总后上报国务院。

## 六、几点要求

（一） 地方人民政府统一负责本区域内的食品药品放心工程，要进一步加强领导，明确牵头单位和办事机构，协调指挥本地区的专项整治工作。对跨地区、跨部门大案要案，要及时报上一级人民政府协助做好地区间和部门间联动。认真执行《行政执法机关移送涉嫌犯罪案件的规定》，加强办案协作，切实提高执法效能，保证打击取得实效。

第三段階は総括・検討段階であり、時期は 12 月下旬とする。地方各級の人民政府及び関係部門は、目標に照らし厳格に自己検査及び取引を行う。各省、自治区、直辖市及び各関係部門は当該地区、部門の食品薬品安心工程の実行状況を本年末までに食品薬品监督管理局に報告する。食品薬品管理監督局は各地の上級に報告される資料を統括した後に、国务院に報告する。

## 六 数点の要望

（一） 地方人民政府は統一して当該行政区域内の食品薬品安心工程に対して責任を負い、指導をさらに強化して、先頭に立つ部門及び事務機構を明確にし、当該行政区域内の特定項目の整備業務を調和させ、指揮する。地域及び部門を跨る重大案件については、速やかに一つ上の級の人民政府に報告し、地区及び部門間の連携に協力する。「行政の法執行機関の犯罪案件容疑者の移送に関する規定」を厳格に執行し、事件調査の協力を強化し、適切に法執行効力を高め、犯罪に対する打撃の実効力を保証する。

(二) 地方政府和各有关部门,要正确处理食品药品放心工程与加强日常监管的关系,正确处理阶段性任务与建立长效监管机制的关系。在集中时间、集中力量实施食品药品放心工程任务的同时,必须加强食品药品的日常全面监管,堵塞各种漏洞,采取各种防范措施,确保食品药品安全。各有关部门要根据《实施方案》,结合本部门职能,制定具体行动方案,把工作想细、做细,务求专项整治取得实效。

(三) 要在打击违法违规行为的同时,狠抓食品药品安全信用体系建设和行业自律建设。充分发挥食品药品行业协会、学会的作用,引导协会、学会等组织制定行业行为规范和道德规范,使企业通过承诺制和建立诚信档案,公开接受社会监督。

(二) 地方政府及び各関係部門は、食品薬品安心工程と日常監督管理の強化との間の関係及び段階的任務と長期的効力を有する監督管理体制との間の関係を正確に処理しなければならない。時間及び力を集中させて食品薬品安心工程の任務の実施と同時に、食品薬品に対する日常の全面的な監督管理を強化し、各種の抜け穴を塞ぎ、各種予防措置をとり、食品薬品の安全性を確保しなければならない。各関係部門は「实施方案」に基づき、当該部門の職能に合わせて、具体的な行動方を制定し、業務について慎重に考え、注意深く実行し、特定項目の整備が実効性を得られるよう努めなければならない。

(三) 違法行為を打撃すると同時に、食品薬品安全信用体系及び業界の自律体系の構築を確固たるものにしなければならない。食品薬品業界の協会及び学会の作用を十分に発揮させ、協会及び学会等の組織の業界行為規範及び道德規範の制定を推進し、企業は企業規約及び信用ファイルの制定を通じて、積極的に社会監督を受け入れる。

<p>(四) 加强信息沟通交流。各级人民政府、各有关部门应加强专项整治工作信息沟通与交流，自7月下旬开始，各省、自治区、直辖市人民政府和国务院各有关部门应每半个月将本地区、本系统实施食品药品放心工程的情况向国家食品药品监督管理局通报一次，重大情况及时通报。国家食品药品监管局编发《食品药品放心工程简报》，及时报送国务院，同时抄送国务院各有关部门和各省、自治区、直辖市人民政府。</p>	<p>(四) 情報の交流を強化する。各級人民政府及び各関係部門は特定項目の整備業務の情報交流を強化し、7月下旬より、各省、自治区、直轄市の人民政府及び国務院の各関係部門は半月毎に当該地区及びシステムの食品薬品安心工程の実施状況を国家食品薬品監督管理局に一度報告し、重大な状況については速やかに報告する。国家食品薬品監督管理局は「食品薬品安心工程簡易報告」を編集し、速やかに国務院に提出し、同時に副本を国務院の各関係部門及び各省、自治区及び直轄市の人民政府に回送する。</p>
--	---

法律法規訳出一覧（原文対照）

衛生部の「食品安全行動計画」の印刷配布に関する通知

原文	和訳
<p>卫生部关于印发《食品安全行动计划》的通知</p> <p>卫法监发[2003]219号</p> <p>各省、自治区、直辖市卫生厅局，新疆生产建设兵团卫生局，卫生部卫生监督中心，中国疾病预防控制中心：</p> <p>为深入贯彻落实《中华人民共和国食品卫生法》，保障食品安全，适应全面建设小康社会，加快推进社会主义现代化的新要求，我部制定了《食品安全行动计划》（见附件），用以指导今后五年食品安全监督管理工作。请在各省、自治区、直辖市人民政府领导下，结合本地区实际，制定具体实施方案，认真组织宣传和实施。执行中有何问题，请与我部法监司联系。</p>	<p>衛生部の「食品安全行動計画」の印刷配布に関する通知</p> <p>衛法監発[2003]219号</p> <p>各省、自治区及び直轄市の衛生庁局、新疆生産建設兵団衛生局、衛生部衛生監督センター及び中国疾病予防制御センター</p> <p>「中華人民共和國食品衛生法」を徹底的に実行し、食品の安全を保障し、小康社会の全面的な建設に適応し、社会主義現代化の新たな要求の推進を加速推進させるため、衛生部は「食品安全行動計画」（添付資料参照）を制定し、これにより今後五年間の食品安全監督管理業務を指導する。各省、自治区及び直轄市の人民政府の指導の下、当該地区の実状に合わせ、具体的実施方案を制定し、宣伝及び実施を真摯に行うようお願い。執行中に何らかの問題が発生した場合には、衛生部法監司に連絡願う。</p>

<p>二〇〇三年八月十四日</p> <p>食品安全行动计划</p> <p>一、前言</p> <p>食品安全是一个重大的公共卫生问题，直接关系到人民群众的身体健康和社会稳定，党和政府历来高度重视。保障食品安全，是实践“三个代表”重要思想的具体体现，是全面建设小康社会的重要内容之一。</p>	<p>2003年8月14日</p> <p>食品安全行動計画</p> <p>一、前言</p> <p>食品の安全は一つの重大な公衆衛生の問題であり、人民大衆の身体の健康及び社会の安寧と直接関係しているため、党及び政府は一貫して高度に重視してきた。食品の安全を保障することは、「<u>三つの代表</u>（※）」の重要思想を实践する具体的な体现であり、小康社会を全面的に建設する重要な内容の一つである。</p> <p>※：中国共産党が、先進的生産力を発展させる基準、先進的文化の進むべき方向、中国の最も広範な人民の根本的な利益という3方面を代表するという思想である。</p>
--	---

《中华人民共和国食品卫生法》（以下简称《食品卫生法》）颁布后，国家实行食品卫生监督制度，把食品安全和营养纳入了法制化管理。当前，我国食品卫生法规、标准体系日臻完善，已建立较为完善食品卫生监督监测体系，大多数食品企业根据《食品卫生法》和相关规章、标准的规定，采取了保证食品安全的措施，食品卫生总体状况在向好的方向发展。然而，我国食品安全面临的形势仍然十分严峻：一是食源性疾病仍然是危害公众健康的最重要因素；二是食品中新的生物性和化学性污染物对健康的潜在威胁已经成为一个不容忽视的问题；三是食品新技术、新资源（如转基因食品、酶制剂和新的食品包装材料）应用给食品安全带来新的挑战；四是我国食品生产经营企业规模化、集约化程度不高，自身管理水平仍然偏低；五是防范犯罪分子利用食品进行犯罪或恐怖活动的重要性越来越突出；六是食品安全监督管理的条件、手段和经费还不能完全适应实际工作的需要。

「中華人民共和國食品衛生法」（以下「食品衛生法」という）を公布した後、国家は食品衛生監督制度を実行し、食品の安全及び栄養を法制化して管理する分野の中に取り入れている。現在、わが国の食品衛生法規及び基準体系は日々完全になり、比較的完全な食品衛生監督監視測定体系を既に構築しており、大多数の食品企業は「食品衛生法」及び関係規章並びに基準の規定に基づいて食品安全を保証する措置をとっており、食品衛生の全体的状況は良い方向に向かって発展している。しかしながら、わが国の食品安全問題が直面している情勢は依然として非常に厳しい。すなわち、一つには、食源性疾病は依然として公衆の健康を害する最も重要な要素であることである。二つには、食品中の新たな生物的及び化学的汚染物の健康に対する潜在的な脅威が既に看過できない問題となっていることである。三つには、食品の新技术及び新資源（例えば、遺伝子組換え食品、酵素製剤及び新たな食品包装材料）の応用が食品の安全問題がもたらしている新たな挑戦についてである。四つには、わが国の食品生産経営企業の規模化及び集約化の程度が高くなく、自己管理の水準が依然として低いことである。五つには、犯罪分子が食品を利用して犯罪又はテロ活動を行うことを防止する重要性が次第に突出してきたことである。六つには、食品の安全監督管理の条件、手段及び経費が、実際の業務の必要に依然として完全に適応していないことである。

2000年，世界衛生大會通過了《食品安全決議》，制定了全球食品安全戰略，將食品安全列為公共衛生的優先領域，並要求成員國制定相應的行動計劃，最大程度地減少食源性疾病對公眾健康的威脅。許多國家據此採取行動，加強了食品安全工作。

我國是一個食品生產和消費大國，隨著市場經濟的快速發展和生活水平的提高，特別是加入WTO後，消費者對食品安全更加關注，食品安全與食品貿易的關係更為密切，提高我國食品安全水平的要求越來越迫切。為深入貫徹《食品衛生法》，充分保障食品安全，在總結原有工作的基礎上，並借鑒國外的先進經驗，制定本行動計劃，用於指導今後5年我國的食品安全工作。

## 二、行動目標

總目標：控制食品污染，減少食源性疾病，保障消費者健康，促進經濟發展。

具體目標：到2008年，在保障食品安全的水平上實現以下目標：

第53回WHOアフリカ地域會議において「食品安全決議」を採択し、世界食品安全戦略を制定し、食品の安全を公衆衛生の優先領域に加え、構成国に相應の行動計画を制定し、食源性疾病の公衆の健康に対する脅威を最大限減少させるよう求めている。多くの国家はこれに基づき行動をとり、食品の安全業務を強化している。

わが国は食品の生産大国及び消費大国であり、市場経済の迅速な発展及び生活水準の向上に伴い、特にWTOに加盟した後に、消費者は食品の安全に対してさらに関心をもち、食品の安全と食品の貿易との関係はより密接になり、わが国の食品の安全水準の向上への要請は益々強まって来ている。「食品衛生法」を十分に貫徹し、食品安全を十分に保障するため、従来の業務を総括した上で、併せて外国の先進的な経験を参酌し、本行動計画を制定し、今後5年間のわが国の食品安全業務を指導することに用いる。

## 二、行動目標

總體的目標：食品污染を制御し、食源性疾病を減少させ、消費者の健康を保障し、經濟發展を促進する。

具體的目標：2008年までに、食品の安全を保障する水準において以下の目標を実現する。

<p>(1) 建立较完善的食品卫生法律法规与标准体系。</p> <p>(2) 建立和完善食品污染物监测与信息系统。</p> <p>(3) 建立和完善食源性疾病的预警与控制系统。</p> <p>(4) 建立加强食品生产经营企业自身管理的食品安全监管模式。</p> <p>(5) 建立有效保证食品安全的卫生监督体制和技术支撑体系。</p>	<p>(1) 比較的完全な食品衛生に関する法律法規及び基準体系を構築する。</p> <p>(2) 食品汚染物の監視測定と情報システムを構築する。</p> <p>(3) 食源性疾病の予防警告と制御システムを構築する。</p> <p>(4) 食品生産経営企業が自ら管理する食品の安全監督管理モデルを構築し、強化する。</p> <p>(5) 食品の安全衛生監督体制及び技術支援体系を構築し、効果的に保証する。</p>
<p>三、行动策略</p> <p>(一) 健全食品卫生法律法规与标准体系</p> <p>食品卫生法律法规与标准是企业和个人从事食品生产经营活动必须遵守的行为准则，是消费者保护自身合法权益的法律武器，是政府实施食品安全监督的重要法律依据。只有进一步健全法律法规与标准体系，才能有效地开展食品安全监督管理工作。</p>	<p>三 行動戦略</p> <p>(一) 食品衛生に関する法律法規と基準体系を健全にする。</p> <p>食品衛生に関する法律法規及び基準は、企業及び個人が食品生産経営活動に従事する際に遵守しなければならない行為準則であり、消費者が自らの合法的な權益を保護するための法的武器でもあり、政府が実施する食品の安全監督の重要な法的根拠でもある。法律法規及び基準体系をさらに健全にすることで、食品の安全監督管理業務を有効に展開することができる。</p>

<p>1、目的</p> <p>(1) 为保障消费者健康，促进食品贸易和社会经济发展，提供有效的法律保障。</p> <p>(2) 为加强食品卫生监督工作提供法律与技术依据。</p> <p>(3) 为食品生产经营者的自身管理提供行为准则。</p> <p>2、内容</p> <p>(1) 起草《食品卫生法实施条例》，明确食品生产经营者在保证食品安全中的责任，分清“食物链”全过程各阶段的监管职责，更好地贯彻实施《食品卫生法》。</p> <p>(2) 依据《食品卫生法》，结合食品卫生监督工作的实际情况，对现行有关食品安全的规章和规范进行系统修订，建立适应市场经济规律的新的食品安全规章、规范，完善食品卫生法律法规体系。</p>	<p>1、 目的</p> <p>(1) 消費者の健康を保障し、食品の貿易及び社会の經濟發展を促進するため、有効な法的保障を提供する。</p> <p>(2) 食品の衛生監督業務を強化するため、法律と技術根拠を提供する。</p> <p>(3) 食品の生産販売者の自己管理のため、行為準則を提供する。</p> <p>2、 内容</p> <p>(1) 「食品衛生法实施条例」を起草し、食品生産經營者の食品の安全を保証する中における責任を明確にし、“食物チェーン”全過程の各段階の監督管理に関する職責を明白に分離し、「食品衛生法」をさらに貫徹実施する。</p> <p>(2) 「食品衛生法」に基づき、食品衛生監督業務の実際の状況と結合し、現行の食品の安全に係る規程及び規範に対してシステム的な修正を行い、市場經濟のルールに適應する新たな食品の安全の規程及び規範を構築して、食品衛生に関する法律法規体系を完全にする。</p>
--	--

<p>(3) 依据《食品卫生法》和食品行业发展的需要,采用“危险性评估”的原则与方法,系统修订国家和地方食品卫生标准。科学、及时制定新的卫生标准和基础卫生标准。</p> <p>(4) 按照 WTO 的有关协定和相关国际标准,适时审查和修订有关食品安全的部门规章、标准,使食品卫生规章和标准在保护消费者健康的前提下,不断满足食品进出口贸易的需要。</p> <p>3、指标</p> <p>(1) 2004—2005 年完成以下法规、规章的制(修)订和发布工作:</p> <p>— 《食品卫生法实施条例》;</p> <p>— 《食品卫生抽检管理规定》;</p> <p>— 《食品营养标签管理办法》。</p> <p>(2) 2004—2005 年制定或修订以下标准和规范性文件:</p>	<p>(3) 「食品衛生法」及び食品業界の発展の必要性に基づき、「リスク評価」の原則と方法を採用し、国家及び地方の食品衛生基準を系統的に改正する。科学的、速やかに新たな衛生基準及び基礎的な衛生基準を制定する。</p> <p>(4) WTO の関係協定及び関係する国際基準に基づき、適宜食品の安全に関する部門規章及び基準を審査改正し、食品衛生に関する規章及び基準により、消費者の健康を保護するという前提の下で、食品の輸出入貿易の必要性を不断に満足させる。</p> <p>3、 指標</p> <p>(1) 2004-2005 年に、以下の法律及び規章の制定(改正)及び公布業務を完成する。</p> <p>— 「食品衛生法実施条例」</p> <p>— 「食品衛生抜取り検査管理規定」</p> <p>— 「食品栄養ラベル管理方法」</p> <p>(2) 2004-2005 年に、以下の基準及び規範性文書を制定又は改正する。</p>
---	--

<p>—完成现行（316 项）食品卫生国家标准的修订和发布工作；</p> <p>—制定乳制品、饮料、肉类制品等食品良好生产规范；</p> <p>—制定《婴幼儿配方食品标准》、《特殊营养食品卫生标准》；</p> <p>—制定主要（19 种）化学污染物在各类农产品（食品）中的限量标准，主要（132 种）农药品种在农产品（食品）的残留限量标准，各种（2000 余种）食品添加剂的使用卫生标准等基础标准；</p> <p>—起草并发布《食品中常见污染物、致病菌快速检验方法》。</p> <p>（3）2006-2008 年完成以下法规、规章与标准的制定或修改：</p> <p>—起草并发布《中国食品卫生标准体系建立指南》与《食品卫生标准制定原则与方法》；</p> <p>—制定或修改食品卫生理化检验方法和微生物检验方法；</p>	<p>—現行(316 本)の食品衛生に関する国家基準の改正及び公布業務を完成する。</p> <p>—乳製品、飲料及び肉類製品等の食品の良好な生産規範を制定する。</p> <p>—「乳幼児用調合食品基準」、「特殊栄養食品衛生標準」を制定する。</p> <p>—主要な化学汚染物(19 種)の各種農産物(食品)中における限量基準、主要な農薬品種(132 種)の農産物(食品)における残留限量基準、各種の食品添加物(2000 種)の使用衛生基準等の基礎基準を制定する。</p> <p>—「食品中によく見かける汚染物及び病原菌快速査方法」を起草し、公布する。</p> <p>（3） 2006-2008 年に、以下の法規、規章と基準の制定又は改正を完成する。</p> <p>—「中国食品衛生基準体系構築指南」と「食品衛生基準の制定原則と方法」を起草し、公布する。</p> <p>—食品衛生理化検査方法及び微生物検査方法を制定又は改正する。</p>
---	--

<p>一开始第十一个五年规划中有关食品安全的规章和标准项目。</p> <p>(二) 建立和完善食品污染物监测网络</p> <p>食品污染物数据是控制食源性疾病危害的基础性工作，是制定国家食品安全政策、法规、标准的重要依据。建立和完善食品污染物监测网络，有效地收集有关食品污染信息，有利于开展适合我国国情的危险性评估，创建食品污染预警系统。在保护国内消费者健康与利益的同时，提高我国在国际食品贸易中的地位。</p> <p>1、目的</p> <p>(1) 确定国家食品污染水平和对健康的危害。</p> <p>(2) 鉴定常见污染物的污染来源与污染原因。</p> <p>(3) 提供监测数据，为食品生产者和政府进行污染控制和法规制定提供指导，验证食品安全政策、措施的实效性。</p>	<p>一第十一期五ヶ年計画中の食品の安全に関する規章及び基準項目を開始する。</p> <p>(二) 食品汚染物の監視測定ネットワークを構築し、完全にする。</p> <p>食品汚染物のデータは、食源性疾病の危害を制御する基礎的な業務であり、国家の食品の安全政策、法規及び基準を制定する重要な根拠である。食品汚染物の監視測定ネットワークを構築し、完全にして、食品の汚染に関する情報を有効に収集することは、わが国の国情に適合したリスク評価を展開し、食品汚染の予防警告システムを創建するのに有利である。国内の消費者の健康と利益を保護すると同時に、わが国の国際的な食品の貿易中における地位を向上させる。</p> <p>1、 目的</p> <p>(1) 国家の食品汚染の水準及び健康に対する危害を確定する。</p> <p>(2) よく見られる汚染物の汚染源と汚染原因を鑑定する。</p> <p>(3) 監視測定データの提供は、食品の生産者及び政府が汚染制御及び法規制定を行うために指導を提供させ、食品の安全政策及び措置の実効性を検証させる。</p>
--	--

(4) 为“食物链”各阶段相关管理部门的工作提供技术依据；促进我国食品安全水平的提高以及在国际市场的竞争力；防止国外不安全食品进入我国市场。

## 2、内容

(1) 开展食品中化学污染物监测与评价。依照 WHO 推荐的监测目标，通过对指示性食品和危害人体健康的有害物质进行监测，了解污染水平，建立食品污染状况数据库和数据分析系统，进行危险性评价。重点开展监测的化学污染物包括：有害重金属、农药和兽药残留、环境污染物（如多氯联苯和二恶英）以及食品加工过程形成的有害物质（如氯丙醇、丙烯酰胺、亚硝胺、多核芳烃等）。

(2) 开展食品中生物污染物监测与评价。在全国建立致病菌及真菌毒素的监测网络，对重点食品实施主要食源性致病菌和真菌毒素污染状况的主动监测，及时发现潜在的和正在发生的食品中生物性污染问题，进行危险性评价，用于制定相关的政策法规，指导食品卫生监督工作，引导食品生产和消费。

(4) 「食物チェーン」各段階の関係管理部门の業務に技術根拠を提供する。わが国の食品の安全水準の向上及び国際市場の競争力を促進させる。国外の安全でない食品のわが国の市場への流入を防止する。

## 2、内容

(1) 食品中の化学汚染物の監視測定及び評価を展開する。WHO推奨の監視測定目標に基づき、指示性食品及び人体の健康を害する有害物質に対して監視測定を行うことを通じて、汚染水準を把握し、食品の汚染状況データベース及びデータ分析システムを構築し、リスク評価を行う。重点的に監視測定を展開する化学汚染物は、有害性重金属、農薬及び動物用医薬品残留物、環境汚染物（例えば、塩素のフェニルベンゼン及びダイオキシン）及び食品加工過程で形成された有害物質（例えば、塩化酸素、アクリラミド、ミトロンアミン等）を含む。

(2) 食品中の生物汚染物の監視測定と評価を展開する。全国に病原菌及び真菌毒素の監視測定ネットワークを構築し、重点食品に対しては、主要な食源性病原菌及び真菌毒素の汚染状況の主導的な監視測定を実施し、潜在的及びまさに発生している食物中の生物的食品汚染問題を速やかに発見し、リスク評価を行い、関係する政策法规の制定に用い、食品衛生監督業務を指導し、食品の生産及び消費を導く。

<p>(3) 开展总膳食研究。通过对中国居民的总膳食研究，获得我国主要和特定污染物的实际膳食摄入量，通过与安全摄入量比较评价我国居民膳食安全水平，为国家制（修）定食品卫生标准提供重要依据。</p> <p>(4) 进行化学和生物污染物的连续和主动监测。开展污染源的追踪调查，利用网络技术平台和相应微机软件，系统分析全国食品污染物的污染水平和动态变化，从而提出食品污染物危险性管理的重点及防治措施。建立食品污染的预警和快速反应系统。</p> <p>3、指标</p> <p>(1) 污染物监测点建设：在现有污染物监测网的基础上，2004年在 12 个省（自治区、直辖市）建立 40-50 个监测点；2005年在 15 个省（自治区、直辖市）建立 50-60 个监测点；2006年在 18 个省（自治区、直辖市）建立 60-80 个监测点；2007年在 27 个省（自治区、直辖市）建立 140-150 个监测点；2008年在 31 个省（自治区、直辖市）建立 180-200 个监测点。</p>	<p>(3) 総合食生活の研究を展開する。中国の居民の総合食生活に対する研究を通じ、わが国の主要な、そして特定の汚染物の実際の食物摂取量を把握し、安全な摂取量との比較によりわが国の居民の食生活の安全水準を評価し、国家が制定（改正）する食品衛生基準に重要な根拠を提供する。</p> <p>(4) 化学的及び生物的汚染物の連続的で主導的な監視測定を行う。汚染源の追跡調査を展開し、ネットワーク技術プラットフォーム及び相応のソフトウェアを利用して、全国の食品汚染物の汚染水準及び動態の変化を系統的に分析することにより、食品汚染物のリスク管理の重点及び予防措置（に関する意見）を提出する。食品汚染の予防警告及び快速反応システムを構築する。</p> <p>3 指標</p> <p>(1) 汚染物の監視測定拠点の設立について。現存する汚染物監視測定ネットワークを基礎にして、2004年に、12の省（自治区、直辖市）に40-50箇所の監視測定拠点を構築する。2005年に、15の省（自治区、直辖市）に50-60箇所の監視測定拠点を構築する。2006年に、18の省（自治区、直辖市）に60-80箇所の監視測定拠点を構築する。2007年に、27の省（自治区、直辖市）に140-150箇所の監視測定拠点を構築する。2008年に、31の省（自治区、直辖市）に180-200箇所の監視測定拠点を構築する。</p>
--	--

<p>(2) 实验室能力建设</p> <p>—2004—2005 年，化学污染物监测国家级中心实验室通过 WHO 的核心监测项目分析质量保证 (AQA) 考核，12 个省级实验室要达到 WHO 的全球环境污染监测规划/食品部分 (GEMS/Food) 规定的核心监测项目名单要求，并通过国家中心实验室的 AQA 考核。其中，5-8 个实验室选择性开展 15 种常用兽药残留 (克仑特罗、抗生素等) 或氯丙醇监测。</p> <p>在生物污染物监测方面，国家级中心实验室通过 WHO 的室间质量控制考核 (EQAS)。</p> <p>—2006—2007 年，化学污染物监测有 20 个省级实验室达到 GEMS/Food 规定的核心监测项目名单要求，12 个省级实验室达到 GEMS/Food 规定的中级监测名单要求；其中，10 个实验室选择性开展氯丙醇或兽药残留或 60 种以上农药残留的监测。2-3 个监测点实验室能选择性开展鱼、蛋、奶中二恶英和多氯联苯监测或油炸食品中丙烯酰胺监测。5 个实验室有能力通过 WHO 的 AQA 考核。</p>	<p>(2) 実験室の能力建設</p> <p>—2004-2005 年に、化学汚染物の監視測定に関する国家級のセンター実験室をWHOの主要監視測定項目分析品質保証(AQA)の審査を通過させ、12 箇所の省級の実験室を、WHOの世界環境汚染監視測定規格/食品部分 (GEMS/Food) が規定する主要監視測定項目リストの基準に到達させ、国家センター実験室の AQA 審査を通過させる。その中で 5-8 箇所の実験室は、15 種の常用動物用医薬品の残留 (clenbuterol、抗生物質等) 又はクロロプロパノール塩化酸素の監視測定を選択的に展開する。</p> <p>生物汚染物の監視測定方面において、国家級のセンター実験室をWHOの作業場品質制御審査(EQAS)を通過させる。</p> <p>—2006-2007 年に、化学汚染物の監視測定については、現有する 20 箇所の省級の実験室を GEMS/Food が規定する監視測定項目リストの基準に到達させ、12 箇所の省級の実験室を GEMS/Food が規定する中級監視測定リスト基準に到達させる。この中で 10 箇所の実験室は、塩化酸素又は残留動物用医薬品若しくは 60 種以上の残留農薬の監視測定を選択的に展開させる。2-3 箇所の監視測定拠点実験室では、魚類、卵類及び乳類の中のダイオキシン及びポリ塩化ビフェニールの監視測定又は揚げ物食品の中のアクリラミドの監視測定を選択的に展開することができるようにする。5 箇所の実験室は、WHOの AQA 審査を通過する能力を有させる。</p>
---	--

生物污染物监测方面，有 12-20 个监测点实验室通过国家中心实验室的 EQAS 考核。

—2008 年，化学污染物监测有 30 个省级实验室达到 GEMS/Food 规定的核心监测项目名单要求，20 个省级实验室达到 GEMS/Food 规定的中级监测名单要求，10 个省级实验室达到 GEMS/Food 规定的全面监测名单（包括多氯联苯或二恶英和硝酸盐/亚硝酸盐的监测）要求，6 个实验室通过 WHO 的 AQA 考核。10-12 个实验室选择性开展兽药残留、农药残留、氯丙醇、多核芳烃或丙烯酰胺监测。20 个监测点能够监测 100 种以上农药残留。

### （3）监测工作和监测数据

—2004—2005 年，开展有害重金属、农药残留、霉菌毒素监测，获取 5 万个污染物监测数据；

生物汚染の監視測定方面において、現有の 12-20 箇所の監視測定拠点実験室を国家センター実験室の EQAS 審査を通過させる。

—2008 年に、化学汚染物の監視測定において、30 箇所の省級の実験室を、GEMS/Food が規定する主要監視測定項目リストの基準に到達させ、20 箇所の省級の実験室を、GEMS/Food が規定する中級監視測定リストの基準に到達させ、10 箇所の省級の実験室を GEMS/Food が規定する全面的監視測定リスト（ポリ塩化ビフェニール又はダイオキシン及び硝酸塩/亜硝酸塩の監視測定を含む。）の基準に到達させ、6 箇所の実験室を、WHO の AQA 審査を通過させる。10-12 箇所の実験室は、残留動物用医薬品、残留農薬、塩化酸素、クロロプロパノール、多核芳香族又はアクリラミドの監視測定を選択的に展開させる。20 箇所の監視測定拠点では、100 種以上の残留農薬を監視測定することができるようにする。

### （3）監視測定業務及び監視測定データ

—2004-2005 年に、有害な重金属、残留農薬及びカビ毒素の監視測定を展開し、5 万個の汚染物監視測定データを獲得する。

生物汚染物監視測定方面，監視肉と肉製品、卵と卵製品、乳と乳製品、水産物中のサルモネラ菌、単細胞増殖性リステリア菌、カンピロバクター、大腸菌 O157:H7、とうもろこし、落花生及びその製品中のアフラトキシン、とうもろこし中のフモニシン (Fumonisin) を監視測定する。

—2006—2007 年，获取 10 万个汚染物監視測定データ，初步绘制我国食品中主要汚染物汚染状況趨勢図；

生物汚染物監視測定方面，增加副溶血性弧菌，苹果与山楂制品中的展青毒素。

—2008 年，获取 15 万个汚染物監視測定データ，绘制出我国食品中主要化学汚染物汚染状況趨勢図。

生物汚染物監視測定方面，增加志賀氏菌、金黄色葡萄球菌，谷物中的呕吐毒素和棕曲霉毒素 A。

(4) 每 2-3 年一次，在 12 个省（自治区、直辖市）开展中国总膳食研究，監視指標能够満足 GEMS/Food 规定的全面監視測定名単。

生物汚染物の監視測定方面においては、肉及び肉製品、卵及び卵製品、乳及び乳製品並びに水産物中のサルモネラ菌、単細胞増殖性リステリア菌、カンピロバクター、大腸菌 O157H7、とうもろこし、落花生及びその製品中のアフラトキシン、とうもろこし中のフモニシン (Fumonisin) を監視測定する。

—2006—2007 年に、10 万個の汚染物の監視測定データを獲得し、わが国の食品中の主要な汚染物の汚染状況趨勢図を描く。

生物汚染の監視測定においては、副溶血性ビブリオ、リンゴ及びサンザシ製品中のパツリンを増やす。

—2008 年に、15 万個の汚染物の監視測定データを獲得し、わが国の食品中の主要な化学的汚染物の状況趨勢図を描く。

生物汚染物の監視測定においては、志賀菌、黄色葡萄球菌、穀物中の Deoxynivalenol [呕吐毒素] 及びオクラトキシン A を増やす。

(4) 2-3 年毎に、12 の省（自治区、直辖市）において中国総合食生活研究を開催し、監視測定指標は、GEMS/Food が規定する全面的な監視測定リストを満足することができるようにする。

<p>(三) 建立和完善食源性疾病预防和控制体系</p> <p>建立食源性疾病的报告与监测系统是有效地预防和控制食源性疾病的重要基础。通过完善食源性疾病的报告、监测与溯源体系，借助于食品污染物监测数据，在全国建立起一个能够对食源性疾病的暴发提前预警的系统，并采取针对性措施，提前消除由于食品中的有害因素所造成的危害，以更有效的预防和控制食源性疾病的暴发，提高我国食源性疾病的预警和控制能力。</p> <p>1、目的</p> <p>(1) 确定我国食源性疾病的种类，通过分析污染水平与食源性疾病的关系，评估特定食品污染物及其对人群健康的危害程度。</p> <p>(2) 提高食源性疾病的快速诊断、溯源及处理能力。</p> <p>(3) 加强食源性疾病主动监测，公布食源性疾病监测信息，为政府和消费者提供食源性疾病的监测与控制的科学依据。</p>	<p>(三)食源性疾病の警告及び制御システムの構築</p> <p>食源性疾病の報告と監視測定システムの構築は食源性疾病を有効に予防、制御する重要な基礎である。食源性疾病の報告、監視測定と原因追及システムを完備することを通し、食品汚染物の監視測定データ数値を参酌して、全国に食源性疾病の暴発に対する事前警報を行うことができるシステムを構築し、併せて的確な措置を採り、食品中の有害要素によって生じる危害を事前に取り除き、我国の食源性疾病の警告及び制御能力を向上させる。</p> <p>1 目的</p> <p>(1) わが国の食源性疾病の監視測定の種類を確定するには、汚染水準と食源性疾病の関係性を分析することを通じて、特定食品汚染物及びその人体の健康に対する危害程度を評価する。</p> <p>(2) 食源性疾病の即時診断、原因追究及び処理能力を向上させる。</p> <p>(3) 食源性疾病の主導的な監視測定を強化し、食源性疾病の監視測定情報を公布する際には、政府及び消費者のために食源性疾病の監視測定と制御する科学根拠を提供する。</p>
---	---

<p>(4) 建立食源性疾病暴发预警系统, 预测和预报食源性疾病发生和发展趋势, 制定控制食源性疾病的针对性措施。</p> <p>(5) 加强与国际组织和其他国家食源性疾病预防和控制的信息交流, 预防和防止国外新的食源性病原菌进入我国。</p> <p>(6) 推广建立社区食品安全宣传点, 加强食源性疾病预防知识宣传教育。</p>	<p>(4) 構築する食源性疾病の暴発に対する警告システムは、食源性疾病の発生及び発展趨勢を予測予報し、食源性疾病を制御する的確な措置を制定する。</p> <p>(5) 国際組織及びその他の国家と食源性疾病の予防及び制御に関する情報交流を強化し、国外の新たな食源性病原菌が我国に侵入することを予防し、防止する。</p> <p>(6) 地域食品安全宣伝拠点を構築することを推進し、食源性疾病の予防知識の宣伝教育を強化する。</p>
<p>2、内容</p> <p>(1) 建立并完善我国的食源性疾病报告体系。在我国现有食物中毒报告和法定急性肠道传染病报告制度的基础上, 建立我国的食源性疾病报告体系, 运用现代化电子网络手段, 实现快速、高效、准确的资料上报和数据分析。</p> <p>(2) 建立我国的食源性疾病主动监测网络。以省(自治区、直辖市)为监控单位, 下设市、县监测点, 对重要的生物性、化学性食源性疾病的暴发与流行进行监测、分析和评估。</p>	<p>2 内容</p> <p>(1) わが国の食源性疾病報告システムを構築し完備する。わが国において現有する食中毒報告及び法定の急性腸管伝染病報告制度を基礎として、わが国の食源性疾病報告システムを構築し、現代化したインターネット手段を利用して、迅速、高効率で、正確な資料の報告及びデータ分析を実現する。</p> <p>(2) わが国の食源性疾病の主導的な監視測定ネットワークを構築する。省(自治区、直辖市)を監視制御単位とし、(その)下位に市、県の監視測定拠点を設け、重要な生物的、化学的な食源性疾病の暴発と流行に対して監視測定、分析及び評価を行う。</p>

<p>(3) 提高对生物性食源性疾病病原的溯源能力。利用 DNA 指纹图谱分型 (PFGE) 等现代分子生物学技术, 建立我国的食源性致病菌溯源与信息网络。</p> <p>(4) 开展食品中病原危害的危险性评估。对某些高危、特定食品, 实施生物性危害(如禽肉中的沙门氏菌)、化学性危害(三氯丙醇、伏马菌素等) 的危险性评估, 提出保护我国人群健康与安全的食品中病原菌适量水平 (ALOP), 或化学性危害的每日最大耐受摄入量 (PMTDI)。</p> <p>(5) 建立食源性疾病的网络数据库。建立食源性疾病暴发的预警模型, 对可能发生的食源性疾病的暴发与流行提出准确的预报; 建立我国食源性疾病的预警和控制系统, 针对预报的食源性疾病暴发的特征制定不同的管理措施及突发性事件的应急预案, 以指导控制工作。</p> <p>(6) 将食源性疾病预防作为卫生宣传的重要内容, 在社区中设立食品安全宣传点。</p>	<p>(3) 生物性食源性疾病の病原についての原因究明力を向上させる。パルスフィールド電気泳動法 (PFGE) 等の現代分子生物学技術を利用して、わが国の食源性疾病病原菌の原因究明と情報ネットワークを構築する。</p> <p>(4) 食品中の病原危害に関するリスク評価を展開する。何らかの高度に危険で、特定の食品に対しては、生物的危害(禽肉中のサルモネラ菌)、化学的リスク (3-モノクロロプロパンジオール (3-MCPD)、フモニシン) リスク評価を行い、わが国の人民の健康と安全を保護する食品中の病原菌適量水準 (ALOP)、又は化学的リスクに関する日々の最大許容摂取量 (PMTDI) を提示する。</p> <p>(5) 食源性疾病に関するネットワークデータベースを構築する。構築する食源性疾病の暴発に対する予告モデルは、発生するおそれのある食源性疾病の暴発と流行に対して正確な予報を提出する。構築するわが国の食源性疾病に関する予告及び制御システムは、予報した食源性疾病の暴発の特徴に合わせて異なる管理措置及び突発的な事件に対する応急の準備を制定し、指導制御することを業務とする。</p> <p>(6) 食源性疾病の予防については、衛生宣伝の重要内容として、地域において食品安全宣伝拠点を設立する。</p>
--	--

### 3、指标

(1) 2004 年制（修）订我国食源性疾病报告制度，2005-2006 年完善并全面实施国家食源性疾病报告体系。

(2) 食源性疾病监测点建设：2004 年建立 10 个省级食源性疾 病监测点；2006-2008 年扩大到全国 15-20 个省、市级监测点。

(3) 2004 年强化国家级食源性疾病病原确证与溯源实验室。 2006-2008 年建立 3-5 个具有食源性疾病溯源能力的省级实验 室，初步形成中国的食源性疾病溯源、监测与控制网络。

(4) 2004 年开展危险性评估技术培训；2005 年完成我国禽肉 和鸡蛋中沙门氏菌的危险性评估；2006-2008 年根据我国重大 食源性疾病暴发和食源性疾病主动监测资料的科学性分析，完 成我国 1-2 项高危食品中生物或化学性危害的危险性评估。

### 3 指標

(1) 2004 年に制定（改正）したわが国の食源性疾病報告制度は、 2005-2006 年に完全なものにし、国家食源性疾病報告体系を全面的に行 う。

(2) 食源性疾病監視測定拠点の建設について。2004 年に、10 の省級 の食源性疾病監視測定拠点を構築し、2006-2008 年に全国 15-20 の省級及び 市級の勧試測定拠点へと拡大させる。

(3) 2004 年に、国家級食源性疾病病原の正確な証明と原因追究実験室 を強化する。2006-2008 年に、3-5 箇所の食源性疾病原因追究能力を備える 省級の実験室を建設し、中国の食源性疾病の原因追究及び監視測定並 びに制御ネットワークを初歩的に形成する。

(4) 2004 年に、リスク評価技術養成訓練を展開する。2005 年に、わが 国の禽肉及び鶏卵中のサルモネラ菌に関するリスク評価を完成する。 2006-2008 年に、わが国の重大食源性疾病の暴発及び食源性疾病の主導的 な監視測定資料の科学的分析に基づき、わが国の高リスク食品中の生物 又は化学的リスクのリスク評価を完成する。

<p>(5) 2007 年起，在对我国主要或常见的食源性疾病进行连续监测的基础上，结合我国食品中污染物监测（化学和生物性污染）的数据和资料，以及其他数据库资源信息，对我国食源性疾病的暴发与流行趋势进行准确的分析和预警。</p> <p>(6) 2005 年开始，定期向社会和基层单位发布预警信息，科学指导食品生产和消费。</p> <p>(7) 2006 年起，县级地方卫生行政部门均建立一个食品安全和食源性疾病预防宣传培训点。</p> <p>(四) 加强食品生产经营的行业管理及企业自身管理</p> <p>为提高食品生产经营企业食品安全责任意识，从源头上保证食品安全，必须加强食品企业诚信管理，全面实施食品卫生规范（GHP）或者良好生产规范（GMP），积极推行危害分析关键控制点（HACCP）方法，以加强食品生产经营的行业及自身管理，保证食品安全。</p> <p>1、目的</p> <p>(1) 明确食品生产经营者为食品安全的责任主体，提高其责任意识，实行食品卫生管理员制度。</p>	<p>(5) 2007 年より、わが国の主要な又は常に見られる食源性疾病に対する継続的な監視測定を行うことを基礎として、わが国の食品中の汚染物監視測定(化学的及び生物的汚染)のデータ及び資料並びにその他のデータベースの情報を統合して、わが国の食源性疾病の暴発と流行の趨勢に対して正確な分析と予告を行う。</p> <p>(6) 2005 年より、定期的に社会及び基層単位に予報情報を定期的に公表し、食品の生産及び消費を科学的に指導する。</p> <p>(7) 2006 年より、県級の地方衛生行政部門はいずれも食品の安全及び食源性疾病予防宣伝養成訓練拠点を構築する。</p> <p>(四) 食品生産経営の業界管理及び企業の自己管理を強化する</p> <p>食品生産経営企業の食品安全に対する責任意識を向上させ、根源上から食品の安全を保証するには、食品企業の誠実信用な管理を強化し、食品衛生規範（GHP）又は良好な生産規範（GMP）を全面的に行い、危害分析重要管理拠点（HACCP）方法を積極的に推進し、食品生産経営の業界及び自己管理を強化し、食品の安全を保証する。</p> <p>1 目的</p> <p>(1) 食品生産経営者が食品安全の責任主体であることを明確にし、その責任意識を向上させ、食品衛生管理員制度を実行する。</p>
---	--

<p>(2) 激励食品企业增加投入，不断改进食品加工工艺和生产条件。</p> <p>(3) 食品企业自觉实施有效食品安全控制措施，确保食品生产企业向消费者提供安全的食品。</p> <p>(4) 提高食品的可溯源性，增强消费者对食品供应的安全感。</p> <p>2、内容</p> <p>(1) 建立企业诚信机制。加强食品行业管理，协调有关部门建立和加强食品企业的诚信和食品安全承诺制度。对采用先进管理技术和方法，并具有良好信誉和确保食品安全的企业予以鼓励和表彰。</p> <p>(2) 严格执行不合格食品召回制度。制定不合格食品召回制度，企业自身及行业管理规范，加强市场监督抽检，监督食品生产经营者落实不合格食品召回制度。</p>	<p>(2) 食品企業が（この方面への）投入することを奨励し、食品加工技術及び生産条件を不断に改善させる。</p> <p>(3) 食品企業は有効な食品の安全制御措置を自覚的に実施し、食品生産企業が消費者に安全な食品を提供することを確保する。</p> <p>(4) 食品のトレーサビリティーを向上させ、消費者の食品供給に対する安心感を強化する。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 企業の誠実信用メカニズムを構築する。食品業界の管理を強化し、関係部門と協調して食品企業の誠実信用及び安全承諾制度を構築し、強化する。採用する先進の管理技術及び方法について、良好な信用名誉を有し、食品の安全を確保する企業は、奨励し、表彰する。</p> <p>(2) 不合格食品の回収制度を厳格に執行する。制定した不合格食品の回収制度、企業自身の、及び業界の管理規範は、市場監督及び抜き取り検査を強化し、食品生産経営者が不合格食品の回収制度を確実にを行うことを監督する。</p>
--	--

<p>(3) 推行食品卫生管理员制度。建立食品卫生管理员培训、考核及管理制度。食品生产经营企业，应当配有取得资质的食品卫生管理员，实行食品卫生管理员责任制度。</p> <p>(4) 建立食品安全溯源制度，提高食品的可溯源性，增强消费者对食品安全的信心。</p> <p>3、指标</p> <p>(1) 2003 年开始推行食品生产经营企业食品卫生管理员制度。</p> <p>(2) 2004 年开始建立食品生产经营企业诚信公告制度。</p> <p>(3) 2004 年所有保健食品生产企业达到保健食品良好生产规范要求。</p> <p>(4) 2005 年制定并实施不合格食品召回管理规范及食品安全溯源管理规范。</p> <p>(5) 2005 年在乳制品、饮料、罐头食品、低温肉制品、水产品加工等食品生产加施卫生部制定的国家食品卫生规范（或食品企业良好生产规范）要求。</p>	<p>(3) 食品衛生管理員制度を推進する。食品衛生管理員の養成訓練、審査及び管理制度を確立する。食品生産経営企業は、資質を取得した食品衛生管理員を配備し、食品衛生管理員責任制度を実行しなければならない。</p> <p>(4) 食品安全トレーサビリティ制度を構築し、食品のトレーサビリティを向上させ、消費者の食品安全に対する信頼を強化する。</p> <p>3 指標</p> <p>(1) 2003 年より、食品生産経営企業の食品衛生管理員制度を実施する。</p> <p>(2) 2004 年より、食品生産経営企業の誠実信用公告制度を構築する。</p> <p>(3) 2004 年に、すべての健康食品生産企業が健康食品の良好な生産規範基準に到達する。</p> <p>(4) 2005 年に、不合格食品の回収管理規定及び食品安全トレーサビリティ管理規範を制定し、実施する。</p> <p>(5) 2005 年に、乳製品、飲料、缶詰食品、低温肉製品、水産物加工等の食品生産加工企業は、衛生部が制定する国家食品衛生規定（又は食品企業良好生産規範）基準を実施する。</p>
---	---

<p>(6) 2006 年所有餐饮业、快餐供应企业、食品储藏运输企业实施卫生部制定的国家食品卫生规范要求。乳制品、果蔬汁饮料、碳酸饮料、含乳饮料、罐头食品、低温肉制品、水产品加工企业、学生集中供餐企业实施 HACCP 管理。</p> <p>2006 年在酱油、食醋、面粉加工、食用植物油、肉品屠宰、熟肉制品、酒类、糖果、蜜饯、糕点等食品加工企业实施卫生部制定的国家食品卫生规范（或食品企业良好生产规范）要求。</p> <p>(7) 2007 年酱油、食醋、植物油、熟肉制品等食品加工企业、餐饮业、快餐供应企业和医院营养配餐企业实施 HACCP 管理。</p> <p>(五) 加强食品安全监督、检验能力建设</p> <p>提高政府对食品安全的监管能力，包括加强卫生监督、检验的基本装备、加快危险性分析方法的应用，提高卫生监测能力和应急反应速度，完善食品安全监督信息网络，加强卫生监督、检验队伍建设，提高卫生监督、检验人员素质。</p> <p>1、目的</p> <p>(1) 提高现场食品卫生监督的装备水准。</p>	<p>(6) 2006 年に、すべての飲食業、ファーストフード業及び食品貯蔵運送企業は、衛生部が制定する国家食品衛生規定基準を実施する。乳製品、野菜果物飲料、炭酸飲料、乳飲料を含むもの、缶詰食品、低温肉製品、水産物加工企业及び学生対象の給食企業は、HACCP 管理を実施する。</p> <p>2006 年に、醤油、酢、小麦粉加工、食用植物油、肉類と畜、加熱済肉製品、酒類、菓子、ジャム、ケーキ等の食品加工企業は衛生部が制定する国家食品衛生規定(又は食品企業の良好な生産規範)基準を実施する。</p> <p>(7) 2007 年に、醤油、酢、植物油、加熱肉製品等の食品加工企業、飲食業、ファーストフード業及び病院栄養配合食企業は HACCP 管理を実施する。</p> <p>(五) 食品安全監督及び検査能力を強化する</p> <p>政府の食品安全に対する監督管理能力を向上させることには、衛生監督及び検査の基本設備の強化、リスク分析方法の応用の迅速な普及、衛生監視測定能力及び応急反応速度の向上、食品安全の監督情報ネットワークの整備、衛生監督及び検査チームの建設、衛生監督及び検査人員の素質の向上を含む。</p> <p>1 目的</p> <p>(1) 現場における食品衛生監督の設備水準を向上させる。</p>
--	---

<p>(2) 提升食品卫生监督、检验队伍的素质和执法能力。</p> <p>(3) 加强食品卫生监督信息网络建设。</p> <p>(4) 提高食品卫生监测和检验能力。</p> <p>2、内容</p> <p>(1) 更新现场监督执法技术手段。加快研制和装备卫生监督现场快速监测设备，不断改善卫生监督机构的交通、通信和执法取证的条件，以提升食品安全监督的执法能力。</p> <p>(2) 加强食品卫生监督信息网络建设。建立食品生产经营企业基本信息、监管信息、监测信息、诚信信息、不良记录信息等有关食品安全监管信息库，加强信息交换，提高食品安全的监督水平。</p> <p>(3) 加强实验室能力建设。对国家、省、地、县不同能级的实验室进行设备更新，强化检验人员的培训和质量控制，提高资源综合利用能力。</p> <p>(4) 改进食品安全监督模式。</p>	<p>(2) 食品衛生監督、検査チームの素質及び法執行能力を向上させる。</p> <p>(3) 食品衛生の監督情報ネットワーク建設を強化する。</p> <p>(4) 食品衛生の監視測定及び検査能力を向上させる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 現場の監督、法執行の技術的手段を更新する。衛生監督現場の快速監視測定設備を早期に研究製造し、配備し、衛生監督機構の交通、通信及び法執行証書取得の条件を不断に改善し、食品安全監督の法執行能力を向上させる。</p> <p>(2) 食品衛生の監督情報ネットワーク建設を強化する。食品生産経営企業の基本情報、監督管理情報、監視測定情報、誠実信用情報、不良記録情報等の食品の安全監督管理に関する情報データベースを構築し、情報交換を強化し、食品安全の監督水準を向上させる。</p> <p>(3) 実験室能力の建設を強化する。国、省、地区、県といった異なる級の実験室に対して設備の更新を行い、検査人員の養成訓練及び品質管理を強化し、資源の総合利用能力を向上させる。</p> <p>(4) 食品の安全監督管理モデルを改善する。</p>
---	--

实施食品卫生量化监管制度，引进危险性管理的理念，探索适应市场经济发展需要的食品安全监督模式，提高卫生监督的效率和效益。

建立企业不良记录档案。对食品生产经营中违反有关法律、法规、规章、标准和技术规范的行为，将其纳入不良记录档案，并在全国卫生执法网络中予以通告，实施重点监督管理。对严重违法的食品生产经营的企业要向社会公示，充分调动消费者和社会舆论的监督作用。

(5) 加强卫生监督队伍建设。加快卫生监督人员培训和培养，规范卫生监督人员工作考核，完善执法责任制和执法责任追究制。

(6) 提高处理食品安全突发事件的应急能力。制定食品安全突发事件应急处理预案，做好人力、设备、技术的储备，随时预防和应急处理重大食品污染、食物中毒及食品安全恐怖事件。

### 3、指标

(1) 2004 年地市级以上卫生监督机构达到食品安全现场快速监测设备的装备要求；2006 年县级卫生监督机构达到设备装备要求。

食品衛生計量化監督管理制度を実施し、リスク管理という理念を導入して、市場経済の発展が必要とする食品安全監督モデルを模索し、衛生監督の効率及び利益を向上させる。

企業不良記録ファイルを構築する。食品の生産経営過程における法律、法規、規章、基準及び技術規範に違反する行為に対しては、それらの行為を不良記録ファイルに加え、全国衛生法執行ネットワークにおいて通告し、重拠点監督管理を実施する。著しく違法な食品生産経営企業に対して社会公示をし、消費者及び社会世論の監督作用を十分に働きかける。

(5) 衛生監督チームの構築を強化する。衛生監督人員の養成訓練及び教育を加速し、衛生監督人員の業務審査を規範化し、法執行責任制及び法執行責任追及制を完全にする。

(6) 食品安全に関する突発的事件を処理する応急能力を向上させる。食品の安全突発事件応急処理準備案を制定し、人力、設備及び技術の備蓄をしっかりと行い、随時に重大食品汚染、食中毒及び食品安全テロ事件を随時予防し、応急処理する。

### 3 指標

(1) 2004 年に、地区及び市級以上の衛生監督機構は、食品安全現場の快速検査設備の設備基準に達成させる。2006 年に、県級の衛生機構が設備具備基準に到達させる。

<p>(2) 2004 年在地市级以上卫生监督机构建立食品卫生监督信息网络; 2005 年在县级卫生监督机构建立食品卫生监督信息网络。</p> <p>(3) 2005 年建立省际不良记录企业通告网络。</p> <p>(4) 2004 年对省级卫生监督机构的食品卫生监督员进行业务知识轮训一次; 2005 年对地市级食品卫生监督员轮训一次; 2006 年完成县级食品卫生监督员的轮训。</p> <p>(5) 2007 年前具备一批具有国际先进水平的国家和地方食品安全监测检验实验室。</p> <p>四、保障措施</p> <p>(一) 将食品安全列为卫生事业优先发展的领域</p> <p>卫生部要依法行使主管全国食品卫生的职责, 加大监管力度, 组织制定全国食品卫生监管人员、经费、装备的标准, 确定食品安全监管工作的优先地位。地方各级卫生行政部门将食品安全作为监督工作的重要内容, 列入工作计划, 加强领导, 重点扶持。</p>	<p>(2) 2004 年に、地区及び市級以上の衛生監督機構は、食品衛生監督情報ネットワークを構築する。2005 年に、県級の衛生監督機構は、食品衛生監督情報ネットワークを構築する。</p> <p>(3) 2005 年に、省間の不良記録企業通告ネットワークを構築する。</p> <p>(4) 2004 年に、省級の衛生監督機構の食品衛生監督員に対して業務知識研修を一回行う。2005 年に、地区及び市級の食品衛生監督員に対して研修を一回行う。2006 年に、県級の食品衛生監督員の研修を完了させる。</p> <p>(5) 2007 年までに、国際的な先進水準を有する国家及び地方食品安全監視測定検査実験室を具備する。</p> <p>四 保障措置</p> <p>(一) 食品安全に列挙する衛生事業を優先的に発展させる領域</p> <p>衛生部は法律に基づき全国の食品衛生を主管する職責を行使し、監督管理力を強化し、全国食品衛生監督管理人員、経費及び設備基準を組織して制定し、食品安全監督業務の優先地位を確定しなければならない。地方各級の衛生行政部門は、食品安全を監督業務の重要内容とし、業務計画を加えて、指導を強化し、重点的に支援する。</p>
---	---

<p>(二) 加快卫生监督体系和技术保障体系的建设</p> <p>各级卫生行政部门要加强对卫生监督体系和技术保障体系的领导，严格按照卫生部确定的改革思路、原则和步骤实施，改革到位，充分发挥其在食品安全监管中的作用。</p> <p>(三) 认真做好食品安全监管工作中的部门协调</p> <p>各级卫生行政部门在依法履行食品卫生监督职责时，要注意与相关部门的协调，加强合作，形成合力，共同做好食品安全工作。在认真贯彻执行《食品卫生法》的基础上，逐步形成适应中国国情的食品安全保障体系。</p>	<p>(二) 衛生監督体系及び技術保障体系の構築を加速させる</p> <p>各級の衛生行政部門は、衛生監督体系及び技術保障体系に対する指導を強化し、衛生部が確定する改革方針、原則及び手順に厳格に基づいて実施し、改革を着実にし、食品安全の監督管理におけるその作用を十分に発揮させる。</p> <p>(三) 食品の安全監督管理業務中の部門協調を真摯に行う</p> <p>各級の衛生行政部門が法に基づき食品衛生監督管理の職責を履行する時は、関係部門との協調に注意しなければならず、協力を強化し、協力を形成し、食品の安全業務を共同して十分行う。「食品衛生法」を真摯に貫徹執行するという基礎の上で、中国の国情に適応する食品安全保障体系を逐次形成する。</p>
--	--

<p>(四) 充分发挥社会对食品安全的监管作用</p> <p>建立有效的机制，保证消费者和社会舆论监督渠道畅通；建立全国统一的消费者举报投诉接受系统，设立全国统一的监督电话，营造一个企业自律、政府监管和社会监督的食品安全新秩序。充分发挥新闻机构的作用，运用新闻媒体宣传、普及食品安全知识，增大食品卫生法规的透明度，把食品安全置于全社会的监督之下。</p> <p>(五) 将保证食品安全列为整顿和规范市场经济秩序的重要工作内容</p> <p>各地在开展整顿和规范市场经济秩序活动中，应当将保证食品安全作为重要的内容和目标，继续抓好、抓实、抓出成效。</p> <p>(六) 依靠科技进步，不断提高食品安全的监管能力</p> <p>认真实施国家“食品安全关键技术”重大科技专项，学习借鉴国外先进技术，建立符合我国国情的食品安全技术支撑体系。</p>	<p>(四) 社会の食品安全に対する監督管理を十分に發揮させる</p> <p>有効なメカニズムを構築し、消費者及び社会世論の監督手段が捻じ曲げられないことを保証する。全国で統一的な消費者告発・訴え受取りシステムを構築し、全国で統一した監督電話を設立し、一種の企業自律、政府の監督管理及び社会監督という食品安全の新秩序を営み創造する。メディアの役割を十分に發揮させ、メディア機構の作用を十分に發揮し、新聞メディア媒体を運用して食品安全の知識を普及させ、食品衛生法規の透明度を増大させ、食品安全を全社会の監督の下に置く。</p> <p>(五) 食品安全の保証を市場經濟秩序を整頓し規範化する重要業務内容に列する</p> <p>各地においては、市場經濟秩序を整理し規範化する活動を展開している中で、食品の安全を保証することを重要な内容及び目標とし、確実に実行、実を結び、成果及び効果を出さなければならない。</p> <p>(六) 科学技術の進歩に基づき、食品の安全に関する監督管理能力を不断に向上させる</p> <p>国家の「食品安全重要技術」重大科学技術専門プロジェクトを真摯に実施し、国外の先進技術を学習、参酌して、わが国の国情に合致した食品安全技術支援体系を構築する。</p>
---	--

<p>(七) 增进国际食品安全的合作和技术交流 开展广泛的国际合作，尤其要加强与 WHO、FAO 和 CAC 的合作，积极参与国际食品标准的制定，提高我国食品安全技术和管理水平。</p>	<p>(七) 国際的な食品安全の協力及び技術交流を増進する広範囲に展開する国際的な協力で、特に WHO、FAO 及び CAC との協力により、国際的な食品基準の制定に積極的に参加し、わが国の食品安全技術及び管理水準を向上させる。</p> <p>訳注 1 [原文] は日本語訳が不明のものである。 訳注 2 [原文] 併記のものは日本語未定訳のものである。</p>
---	---



### 3 基 準

法律法規訳出一覧（原文対照）

農薬安全使用基準

原文	和訳
<p>农药安全使用标准</p> <p>(GB4285-89 1990-02-01 实施)</p> <p>本标准适用于为防治农作物 [包括粮食（水稻、小麦、玉米、高粱、花生）、棉花、蔬菜、果树、烟草、茶叶和牧草等作物] 的病虫草害而使用的农药（如六六六、敌百虫、马拉硫磷等）。</p> <p>（1990年2月1日国家环境保护局批准 1990年2月1日实施）</p> <p>1 主题内容与适用范围</p> <p>本标准为贯彻落实《中华人民共和国环境保护法》，在农业上安全合理使用农药，防止和控制农药对农产品和环境的污染，保障人体健康，促进农业生产而制订。</p> <p>本标准适用于为防治农作物（包括粮食、棉花、蔬菜、果树、烟草、茶叶和牧草等作物）的病虫草害而使用的农药。</p>	<p>農薬安全使用基準</p> <p>(GB4285-89 1990-02-01 実施)</p> <p>本基準は、農作物[食糧（稲、小麦、とうもろこし、高粱、落花生）、綿花、野菜、果物、タバコ、茶葉及び牧草等の作物を含む]の病害、虫害、草害を予防するために使用される農薬（例えば、HCH、トリクロルホン、マラチオン等）に適用される。</p> <p>（1990年2月1日国家環境保護局許可 1990年2月1日実施）</p> <p>1 主題の内容及び適用範囲</p> <p>本基準は「中華人民共和國環境保護法」を貫徹して執行し、農業において農薬を安全かつ合理的に使用し、農薬の農産物及び環境に対する農薬汚染を防止及び規制し、人体の健康を保障し、農業生産を促進するために制定する。</p> <p>本基準は農作物（食糧、綿花、野菜、果実、タバコ、茶葉及び牧草等の作物を含む。）の病気、虫害を予防するために使用する農薬に適用する。</p>

<p>2 标准值</p> <p>2.1 农药安全使用标准的项目及标准值见下表:</p> <p>3 防护规定与措施</p> <p>3.1 防治农作物的病虫害,应切实执行“预防为主,综合防治”的方针,积极采用改装有效的非化学防治手段,尽量减少农药的使用次数和用量。</p> <p>3.2 各地及有关部门要加强安全合理使用农药的宣传教育,普及有关科技知识。使用农药要切实做到安全合理,充分发挥农药的有益效能,减少其副作用,达到经济、安全、有效的目的。</p> <p>3.3 农药使用后,施药器械不准在天然水域中清洗,防止污染水源。清洗器械的卫生不能随便泼洒,应选择安全地点妥善处理,已盛装过农药的器具,严禁用于盛放农产品和其他食品。</p> <p>3.4 施过农药的水田,要加强管理,防止农田水流散污染水源。</p>	<p>2. 基準値</p> <p>2.1 農薬の安全使用に関する基準の項目及び基準値は下表(表については巻末参照)の通り。</p> <p>3 保全規定及び措置</p> <p>3.1 農作物の病虫害を予防治療するために、「予防を主とし、総合的に予防治療する」の方針を適切に実行し、積極的に有効な非化学的予防防止手段への変更処置を取り、できるかぎり農薬の使用回数と用量を減らすこととする。</p> <p>3.2 各地及び関係部門は、安全で合理的に農薬を使用させるための宣传教育を強化することとする。関係する科学技術の知識を普及させ、農薬の使用は、適切に安全合理を実行し、農薬の有益な効能を充分に発揮させ、その副作用を減らし、経済的で、安全的な及び有効的な目的を達成しなければならない。</p> <p>3.3 農薬の使用後、農薬撒布機は天然水域で洗ってはならず、水源の汚染を防止しなければならない。機械を衛生洗浄する時は、随意に撒き散らしてはならず、安全な場所を選んで適切に処理することとし、農薬を盛ったことがある器具は、農薬及びその他の食品を盛るのに使ってはならない。</p> <p>3.4 農薬を用いた水田は、管理を強化し、水田の水流による水源の汚染を防止しなければならない。</p>
---	---

#### 4 监督与执行

各级环保、农业和卫生部门负责监督本标准的执行。使用农药的单位或个人，应接受他们的检查监督，必要时，还应提供所使用的农药及受药作物和农产品的样品，以供化验检查。

##### 附加说明：

本标准由中华人民共和国农业部和国家环境保护局提出。

本标准由浙江农业大学等 53 个单位研究制定。

本标准主要起草人陈鹤鑫、蒋天中。

本标准由中华人民共和国农业部负责解释。

#### 4 監督と執行

各級の環境保護、農業及び衛生部門は本基準の執行を監督する責任を負う。農薬を使用する団体及び個人は、その検査監督を受けることとし、必要な時は、さらに使用した農薬及び農薬を撒布された農作物及び農産物のサンプルを提供し、化学分析検査に供するものとする。

##### 付加説明

本基準は中華人民共和国農業部及び国家環境保護局が提出する。

本基準は浙江農業大学等 53 団体の研究によって制定する。

本基準の主たる起草者は陳鶴鑫、蒋天中である。

本基準は中華人民共和国農業部が解釈に責任を負う。



作物	农药	剂型	常用药量或稀释倍数	最高用药量或稀释倍数	施药方法	最多使用次数	最后一次施药离收获的天数(安全间隔期)天	实施说明
水稻	六六六	6%可湿性粉剂	500克/亩	750克/亩	喷雾、泼浇	4	不少于25	
	高丙体六六六	6%可湿性粉剂	500克/亩	1.5千克/亩	喷雾、泼浇	4	不少于15	
	甲(乙)六粉	15%甲一六〇五	0.75~1.5千克/亩	1.5千克/亩	喷雾、泼浇	4	不少于25	
		1%乙一六〇五						
	敌百虫	90%固体	100克/亩	100克/亩	喷雾	3	不少于7	
	马拉硫磷(马拉松)	50%乳油	75毫升/亩	100毫升/亩	喷雾	3	不少于14	抽穗后用药
	杀螟硫磷(杀螟松)	50%乳油	75毫升/亩	100毫升/亩	喷雾	早稻3	不少于14	
						晚稻5		
	倍硫磷	50%乳油	75毫升/亩	100毫升/亩	喷雾	早稻3	不少于28	
						晚稻5		
	地亚农	50%乳油	150毫升/亩	150毫升/亩	喷雾	1	不少于30	
	西维因	25%可湿性粉剂	200克/亩	250克/亩	喷雾	2	不少于10	适用于华北地区
		25%可湿性粉剂	200克/亩	250克/亩	喷雾	4	不少于10	适用于华东地区早稻、晚稻可参照执行
	5%粉剂	1.5~2千克/亩	2千克/亩	喷雾	4	不少于15		
杀虫双	25%水剂	250毫升/亩	250毫升/亩	喷雾	3	早稻不少于7		
						晚稻不少于15		
二氯苯醚菊酯	10%乳油	75毫升/亩	150毫升/亩	喷雾	早稻3	分蘖末期前使用		
					晚稻4			
稻脚青	20%可湿性粉剂	25~100克/亩	125克/亩	喷雾、撒施	1	分蘖末期前使用		

作物	農薬	錠型	常用する薬量或いは希釈倍数	最高用药量或いは希釈倍数	薬品の使用方法	最多使用回数	最後に散葉した日から収穫までの日数(安全間隔期)	実施説明
水稻	BHC	6%水和剂	500g/畝	750g/畝	噴霧、散布	4	25以上	
	高γ-BHC	6%水和剂	500g/畝	1500g/畝	噴霧、散布	4	15以上	
	α, β-BHC	15%1605	750~1000g/畝	1500g/畝	噴霧、散布	4	25以上	
		1%乙1605						
	トリクロルホン	90%固体	100g/畝	100g/畝	噴霧	3	7以上	
	馬拉チオン(馬拉松)	50%乳剂	75ml/畝	100ml/畝	噴霧	3	14以上	出穂後散葉
	フェニトロチオン	50%乳剂	75ml/畝	100ml/畝	噴霧	早稲 3	14以上	
						晚稲 5		
	フェンチオン	50%乳剂	75ml/畝	100ml/畝	噴霧	早稲 3	28以上	
						晚稲 5		
	ダイアジノン	50%乳剂	150ml/畝	150ml/畝	噴霧	1	30以上	
	カルバリル	25%水和剂	200g/畝	250g/畝	噴霧	2	10以上	華北地区に適用する
		25%粉剂	200g/畝	250g/畝	噴霧	4	10以上	華東地区の早稲、晚稲への適用を参考にして実施できる
	5%粉剂	1500~2000g/畝	2000g/畝	噴霧	4	15以上		
ペンスタップ	25%水剂	250mlg/畝	250g/畝	噴霧	3	早稲7以上 晚稲15以上		
ベルメトリン	10%乳剂	75ml/畝	150g/畝	噴霧	早稲 3	分蘖末期前に使用		
					晚稲 4			
メタンアルソン酸亜鉛	20%水和剂	25~100g/畝	125g/畝	噴霧、撒施	1	分蘖末期前に使用		

	稻宁	10%可湿性粉剂	200克/亩	250克/亩	喷雾、撒施	1	不少于40	
	杀虫脒	25%水剂	100毫升/亩	100毫升/亩	喷雾	1	不少于70	
			200毫升/亩	200毫升/亩	喷雾	1	不少于20	
	异稻瘟净	40%乳油	125毫升/亩	150毫升/亩	喷雾	5	抽穗前使用	40%乳油与其他药剂混用的常用药量为50毫升/亩稻瘟净可参照执行
		10%颗粒剂	3千克/亩	5千克/亩	撒施	1		
水稻	多菌灵	50%可湿性粉剂	50克/亩	50克/亩	喷雾	3	不少于30	
	百菌清	75%可湿性粉剂	100克/亩	100克/亩	喷雾	早稻3 晚稻5	不少于10	
	除草醚	25%可湿性粉剂	500~750克/亩	1千克/亩	撒施	2	秧田或插秧返青后使用	
	草枯醚	20%乳油	750毫升/亩	1000毫升/亩	伴土撒施	2	秧田或插秧后10天内使用	
	对硫磷(1605)	50%乳油	100毫升/亩	100毫升/亩	喷雾	3	不少于30	
	甲基对硫磷	50%乳油	100毫升/亩	100毫升/亩	喷雾	3	不少于21	
	呋喃丹	3%颗粒剂	1千克/亩	2千克/亩	伴土撒施	1	不少于60	
	嘧啶氧磷	50%乳油	100毫升/亩	150毫升/亩	喷雾	1	不少于49	
	啶硫磷	25%乳油	50毫升/亩	100毫升/亩	喷雾	3	不少于14	
	叶蝉散	2%粉剂	1.5毫升/亩	1.5千克/亩	喷雾	2	不少于30	

	メタンフ ルソン酸 カルシウ ト	10%水和剂	200g/畝	250g/畝	噴霧、撒 施	1	40以上	
	クロロジ メフォル ム	25%水剂	100ml/畝	100ml/畝	噴霧	1	70以上	
			200ml/畝	200ml/畝	噴霧	1	20以上	
	イプロベ ンホス	40%乳剂	125ml/畝	150ml/畝	噴霧	5	出穂前に使用	40%乳剂とその他の薬剂を混用した、常用薬量を50ml/畝とするキタジンを参考にすることができる
		10%顆粒剂	3000g/畝	5000g/畝	撒施	1		
水稻	カルベン ダジム	50%水和剂	50g/畝	50g/畝	噴霧	3	30以上	
	クロロタ ロニル	75%水和剂	100g/畝	100g/畝	噴霧	早稲 3 晚稲 5	10以上	
	ニトロ フェン	25%水和剂	500~ 750g/畝	1000g/畝	撒施	2	苗代又は田植えの後、反青してから使用	
	クロルニ トルフェ ン	20%乳剂	750ml/畝	1000ml/畝	土に混ぜ て撒施	2	苗代又は田植えの後、10日以内に使用	
	パラチオ ン	50%乳剂	100ml/畝	100ml/畝	噴霧	3	30以上	
	メチルバ ラチオン	50%乳剂	100ml/畝	100ml/畝	噴霧	3	21以上	
	カルボフ ラン	3%顆粒剂	1000g/畝	2000g/畝	土に混ぜ て撒施	1	60以上	
	Pirimioxy phos	50%乳剂	100ml/畝	150ml/畝	噴霧	1	49以上	
	キナルホ ス	25%乳剂	50ml/畝	100ml/畝	噴霧	3	14以上	
	イソプロ カルブ	2%粉剂	1.5ml/畝	1500g/畝	噴霧	2	30以上	

	三环唑	20%可湿性粉剂	100克/亩	125克/亩	喷雾	2	不少于35	
	速灭威	25%可湿性粉剂	南方	南方	喷雾	3	南方	
			200克/亩	320克/亩			不少于14	
			北方	北方	喷雾	3	北方	
			140克/亩	280克/亩			不少于25	
	甲胺磷	50%乳油	500毫升/亩1000倍液	500毫升/亩1000倍液	喷雾	2	不少于30	
	久效磷	50%乳油	30毫升/亩2000倍液	40毫升/亩1000倍液	喷雾	1	不少于30	
	丁草胺	60%乳油	100毫升/亩500倍液	200毫升/亩250倍液	喷雾	1	移栽4天以后使用	
小麦	六六六	1%粉剂	1.5千克/亩	1.5千克/亩	喷粉	2	灌浆期前使用	
		1%粉剂	2.5千克/亩	2.5千克/亩	喷粉	1		
	高丙体六六六	1%粉剂	1.5千克/亩	2.5千克/亩	喷粉	3	不少于16	
	粘虫散	粉剂	1.5千克/亩	1.5千克/亩	喷粉	1	不少于9	
	乐果	40%乳油	100~125毫升/亩	125毫升/亩	低容量喷雾	3	不少于10	
	二氧苯醚菊酯	10%乳油	35毫升/亩	45毫升/亩	喷雾	3	不少于7	
	多菌灵	50%可湿性粉剂	75~100克/亩	150克/亩	喷雾	2	不少于20	
	绿麦隆	25%可湿性粉剂	200~300克/亩	300克/亩	喷雾	2	播种后出苗前或麦苗二叶一心期使用	
	粉锈宁	15%可湿性粉剂	55克/亩	100克/亩	喷雾	2	不少于20	

	トリシクラゾール	20%水和剂	100g/畝	125g/畝	噴霧	2	35以上	
	ツマサイド	25%水和剂	南方	南方	噴霧	3	南方	
			200g/畝	320g/畝			14以上	
			北方	北方	噴霧	3	北方	
			140g/畝	280g/畝			25以上	
	メタミドホス	50%乳剂	500ml/1000倍液	50ml/畝1000倍液	噴霧	2	30以上	
	モノクロトホス	50%乳剂	30ml/2000倍液	40ml/畝1000倍液	噴霧	1	30以上	
	ブタクロール	60%乳剂	100ml/畝500倍液	200ml/畝250倍液	噴霧	1	移植の4日後以降に使用	
小麦	BHC	1%粉剂	1500g/畝	1500g/畝	噴粉	2	乳熟期前に使用	
		1%粉剂	2500g/畝	2500g/畝	噴粉	1		
	高γ-BHC	1%粉剂	1500g/畝	2500g/畝	噴粉	3	16以上	
	ヨトウムシ防除粉剂	粉剂	1500g/畝	1500g/畝	噴粉	1	9以上	
	ジメトエート	40%乳剂	100~125ml/畝	125g/畝	低容量噴霧	3	10以上	
	ベルメトリン	10%乳剂	35ml/畝	45g/畝	噴霧	3	7以上	
	カルベンダジム	50%水和剂	75~100g/畝	150g/畝	噴霧	2	20以上	
	クロロトルロン	25%水和剂	200~300g/畝	300g/畝	噴霧	2	種まき後の発芽前又は麦の苗が二葉一蕾期に使用	
	トリアジメホン	15%水和剂	55g/畝	100g/畝	噴霧	2	20以上	

		20%可湿性粉剂	55克/亩	75克/亩	喷雾	2			
		20%乳油	40毫升/亩	80毫升/亩	喷雾	2	不少于30		
		辛硫磷	50%乳油	0.1%种子量	0.2%种子量	拌种	1	拌种使用	
			80毫升/亩1000倍液	160毫升/亩500倍液	喷雾	3	不少于7		
		氰戊菊酯	20%乳油	20毫升/亩	35毫升/亩	喷雾	3	不少于13	
玉米		六六六	0.1%颗粒剂	1.5~2克/株	5克/株	施于喇叭口	1	心叶末期使用	
		高丙体六六六	0.5%颗粒剂	2克/株	4克/株	施于喇叭口	2	心叶末期使用	
		滴滴涕(DDT)	5%颗粒剂	1.5~2克/株	4克/株	施于喇叭口	2	心叶末期使用	
		对硫磷(1605)	0.5%颗粒剂	1.5~2克/株	4克/株	施于喇叭口	1	心叶末期使用	
			1%颗粒剂						
		辛硫磷	50%乳油	0.15%种子量	0.2%种子量	拌种	1	拌种使用	
高粱		乐果	40%乳油	100毫升/亩	125毫升/亩	喷雾	3	不少于10	
花生		百菌清	75%可湿性粉剂	100克/亩600倍液	120克/亩500倍液	喷雾	4	不少于27	
棉花		滴滴涕(DDT)	25%乳油	400毫升/亩	500毫升/亩	喷雾	6	初絮期最后一次施药	
			5%粉剂	2千克/亩	5千克/亩	喷粉	6		
蔬菜	青菜	乐果	40%乳油	50毫升/亩2000倍液	100毫升/亩800倍液	喷雾	6	不少于7	秋冬季间隔期8天
		敌百虫	90%固体	50克/亩2000倍液	100克/亩800倍液	喷雾	5	不少于7	秋冬季间隔期8天

		20%水和剂	55g/亩	75g/亩	喷雾	2			
		20%乳剂	40ml/亩	80ml/亩	喷雾	2	30以上		
		ホキシム	50%乳剂	0.1%种子量	0.2%种子量	種に混ぜる	1	種子に混ぜて使用	
			80ml/亩1000倍液	160ml/亩500倍液	喷雾	3	7以上		
		フェンバレート	20%乳剂	20ml/亩	35ml/亩	喷雾	3	13以上	
とうもろこし		BHC	0.1%颗粒剂	1.5~2g/亩	5g/株	ラップ口で散葉	1	心葉末期に使用	
		ヘキサクロロヘキサン	0.5%颗粒剂	2g/株	4g/株	ラップ口で散葉	2	心葉末期に使用	
		DDT	5%颗粒剂	1.5~2g/亩	4g/株	ラップ口で散葉	2	心葉末期に使用	
		メチル(1605)	0.5%颗粒剂	1.5~2g/亩	4g/株	ラップ口で散葉	1	心葉末期に使用	
			1%颗粒剂						
		ホキシム	50%乳剂	0.15%种子量	0.2%种子量	種に混ぜて使用	1	種に混ぜて使用	
こうりゃん		ジメトエート	40%乳剂	100ml/亩	125ml/亩	喷雾	3	10以上	
落花生		クロロタロニル	75%水和剂	100g/亩600倍液	120g/亩500倍液	喷雾	4	27以上	
綿花		DDT	25%乳剂	400ml/亩	500ml/亩	喷雾	6	初絮期の最後に一度散葉	
			5%粉剂	2000g/亩	5000g/亩	噴粉	6		
野菜	青菜	ジメトエート	40%乳剂	50ml/亩	100ml/亩800倍液	喷雾	6	7以上	秋冬季に8日間隔を開ける
		トリクロルホン	90%固体	50g/亩2000倍液	100g/亩800倍液	喷雾	5	7以上	秋冬季に8日間隔を開ける

	敌敌畏	80%乳油	100毫升/亩1000~2000倍液	200毫升/亩500倍液	喷雾	5	不少于5	冬季间隔期7天
	乙酰甲胺磷	40%乳油	125毫升/亩1000倍液	250毫升/亩500倍液	喷雾	2	不少于7	秋冬季间隔期9天
	二氯苯醚菊酯	10%乳油	6毫升/亩10000倍液	24毫升/亩2500倍液	喷雾	3	不少于2	
	辛硫磷	50%乳油	50毫升/亩2000倍液	100毫升/亩1000倍液	喷雾	2	不少于6	每隔7天喷一次
	氰戊菊酯	20%乳油	10毫升/亩2000倍液	20毫升/亩1000倍液	喷雾	3	不少于5	每隔7~10天喷一次
白菜	乐果	40%乳油	50毫升/亩2000倍液	100毫升/亩800倍液	喷雾	4	不少于10	
	敌百虫	90%固体	100克/亩1000倍液	100克/亩500倍液	喷雾	5	不少于7	秋冬季间隔期8天
	敌敌畏	80%乳油	100毫升/亩1000~2000倍液	200毫升/亩500倍液	喷雾	2	不少于5	冬季间隔期7天
	乙酰甲胺磷	40%乳油	125毫升/亩1000倍液	250毫升/亩500倍液	喷雾	2	不少于7	秋冬季间隔期9天
	二氯苯醚菊酯	10%乳油	6毫升/亩10000倍液	24毫升/亩2500倍液	喷雾	3	不少于2	
大白菜	辛硫磷	50%乳油	50毫升/亩1000倍液	100毫升/亩500倍液	喷雾	3	不少于6	
甘蓝	氰戊菊酯	20%乳油	20毫升/亩4000倍液	40毫升/亩2000倍液	喷雾	3	不少于5	每隔8天喷一次
	辛硫磷	50%乳油	50毫升/亩1500倍液	75毫升/亩1000倍液	喷雾	4	不少于5	每隔7天喷一次
	氯氰菊酯	10%乳油	80毫升/亩4000倍液	16毫升/亩2000倍液	喷雾	4	不少于7	每隔8天喷一次

	DDVP	80%乳剂	100ml/亩1000~2000倍液	200ml/亩500倍液	噴霧	5	5以上	冬季に7日間隔を開ける
	アセフェート	40%乳剂	125ml/亩1000倍液	250ml/亩500倍液	噴霧	2	7以上	秋冬季に9日間隔を開ける
	ベルメトリン	10%乳剂	6ml/亩10000倍液	24ml/亩2500倍液	噴霧	3	2以上	
	ホキシム	50%乳剂	50ml/亩2000倍液	100ml/亩1000倍液	噴霧	2	6以上	7日に一度噴霧
	fenvalerate	20%乳剂	10ml/亩2000倍液	20ml/亩1000倍液	噴霧	3	5以上	7~10日に一度噴霧
白菜(ツケナ類)	ジメトエート	40%乳剂	50ml/亩2000倍液	100ml/亩800倍液	噴霧	4	10以上	
	トリクロルホン	90%固体	100g/亩1000倍液	100g/亩500倍液	噴霧	5	7以上	秋冬季に8日間隔を開ける
	ジクロルボス	80%乳剂	100ml/亩1000~2000倍液	200ml/g/亩500倍液	噴霧	2	5以上	冬季に7日間隔を開ける
	アセフェート	40%乳剂	125ml/亩1000倍液	250ml/亩500倍液	噴霧	2	7以上	秋冬季に9日間隔を開ける
	ベルメトリン	10%乳剂	6ml/亩10000倍液	24ml/亩2500倍液	噴霧	3	2以上	
白菜	ホキシム	50%乳剂	50ml/亩1000倍液	100ml/亩500倍液	噴霧	3	6以上	
キャベツ	フェンバレレート	20%乳剂	20ml/亩4000倍液	40ml/亩2000倍液	噴霧	3	5以上	8日に一度噴霧
	ホキシム	50%乳剂	50ml/亩1500倍液	75ml/亩1000倍液	噴霧	4	5以上	7日に一度噴霧
	シベルメトリン	10%乳剂	80ml/g/亩4000倍液	16ml/亩2000倍液	噴霧	4	7以上	8日に一度噴霧

豆菜	乐果	40%乳油	50毫升/ 亩2000 倍液	100毫升/ 亩800 倍液	喷雾	5	不少于5	夏季豇 豆、四季 豆间隔期 3天
	啮硫磷	25%乳油	100毫升/ 亩800 倍液	160毫升/ 亩500 倍液	喷雾	3	不少于7	
萝卜	乐果	40%乳油	50毫升/ 亩2000 倍液	100毫升/ 亩800 倍液	喷雾	6	不少于5	叶若供食 用, 间隔 期9天
	溴氰菊 酯	2.5%乳 油	10毫升/ 亩2500 倍液	20毫升/ 亩1250 倍液	喷雾	1	不少于10	
	氰戊菊 酯	20%乳油	30毫升/ 亩2500 倍液	50毫升/ 亩1500 倍液	喷雾	2	不少于21	
	二氯苯 醚菊酯	10%乳油	25毫升/ 亩2000 倍液	50毫升/ 亩1000 倍液	喷雾	3	不少于14	
黄瓜	乐果	40%乳油	50毫升/ 亩2000 倍液	100毫升/ 亩800 倍液	喷雾		不少于2	施药次数 按防治要 求而定
	百菌清	75%可湿 性粉剂	100克/ 亩600倍 液	40克/亩 2000倍 液	喷雾	3	不少于10	结瓜前使 用
	粉锈宁	15%可湿 性粉剂	50克/亩 1500倍 液	100克/ 亩750倍 液	喷雾	2	不少于3	
	粉锈宁	20%可湿 性粉剂	30克/亩 3300倍 液	60克/亩 1700倍 液	喷雾	2	不少于3	
	多菌灵	25%可湿 性粉剂	50克/亩 1000倍 液	100克/ 亩500倍 液	喷雾	2	不少于5	
	溴氰菊 酯	2.5%乳 油	30毫升/ 亩3300 倍液	60毫升/ 亩1650 倍液	喷雾	2	不少于3	
	辛硫磷	50%乳油	50毫升/ 亩2000 倍液	50毫升/ 亩2000 倍液	喷雾	3	不少于3	
	番茄	氰戊菊 酯	20%乳油	30毫升/ 亩3300 倍液	40毫升/ 亩2500 倍液	喷雾	3	不少于3

豆菜	ジメト エート	40%乳剂	50ml/畝 2000倍液	100ml/畝 800倍液	噴霧	5	5以上	夏季のサ サゲ、イ ンゲン豆 は三日間 隔をあけ る
	キナルホ ス	25%乳剂	100ml/畝 800倍液	160ml/畝 500倍液	噴霧	3	7以上	
大根	ジメト エート	40%乳剂	50ml/畝 2000倍液	100g/畝 800倍液	噴霧	6	5以上	葉を食用 にする場 合は9日間 隔
	デルタメ トリン	2.5%乳剂	10ml/畝 2500倍液	20ml/畝 1250倍液	噴霧	1	10以上	
	フェンバ レレート	20%乳剂	30ml/畝 2500倍	50ml/畝 1500倍液	噴霧	2	21以上	
	ベルメト リン	10%乳剂	25ml/畝 2000倍液	50ml/畝 1000倍液	噴霧	3	14以上	
キュウリ	ジメト エート	40%乳剂	50ml/畝 2000倍液	100ml/畝 800倍液	噴霧		2以上	用薬回数 は予防・ 治療の条 件に基づ いて定め る
	クロタロ ニル	75%水和剂	100g/畝 600倍液	40g/畝 2000倍液	噴霧	3	10以上	結実する 前に使用 する
	トリアジ メホン	15%水和剂	50g/畝 1500倍液	100g/畝 750倍液	噴霧	2	3以上	
	トリアジ メホン	20%水和剂	30g/畝 3300倍液	60g/畝 1700倍液	噴霧	2	3以上	
	カルベン ダジム	25%水和剂	50g/畝 1000倍液	100g/畝 500倍液	噴霧	2	5以上	
	デルタメ トリン	2.5%乳剂	30g/畝 3300倍液	60ml/畝 1650倍液	噴霧	2	3以上	
	ホキシム	50%乳剂	50ml/畝 2000倍液	50ml/畝 2000倍液	噴霧	3	3以上	
トマト	フェンバ レレート	20%乳剂	30ml/畝 3300倍液	40ml/畝 2500倍液	噴霧	3	3以上	

	百菌清	75%可湿性粉剂	100克/亩600倍液	120克/亩500倍液	喷雾	6	不少于23	每隔7~10天喷一次
茄子	三氯杀螨醇	20%乳油	30毫升/亩1600倍液	60毫升/亩800倍液	喷雾	2	不少于5	
辣椒	啶硫磷	25%乳油	40毫升/亩1500倍液	60毫升/亩1000倍液	喷雾	2	不少于5（青椒）	红辣椒安全间隔期不少于10
洋葱	辛硫磷	50%乳油	250毫升/亩2000倍液	500毫升/亩1000倍液	垄底浇灌	1	不少于17	洋葱结头期使用
	啶硫磷	25%乳油	200毫升/亩2500倍液	400毫升/亩1000倍液	垄底浇灌	1	不少于17	洋葱结头期使用
大葱	辛硫磷	50%乳油	500毫升/亩2000倍液	750毫升/亩1000倍液	行中浇灌	1	不少于17	
	啶硫磷	25%乳油	100毫升/亩2500倍液	400毫升/亩700倍液	垄底浇灌	1	不少于17	
韭菜	辛硫磷	50%乳油	500毫升/亩800倍液	750毫升/亩500倍液	浇施灌根	2	不少于10	浇于根际土中
柑桔	乐果	40%乳油	1500倍液	500倍液	喷雾	3	不少于15	使用量按果株大小喷匀为宜
	敌百虫	90%固体	1000倍液	500倍液	喷雾	1	不少于20	使用量按果株大小喷匀为宜
	三氯杀螨醇	20%乳油	1000~1500倍液	800倍液	喷雾	3	不少于45	使用量按果株大小喷匀为宜
	二氯苯醚菊酯	10%乳油	3000倍液	1500倍液	喷雾	3	不少于15	使用量按果株大小喷匀为宜
	氰戊菊酯	20%乳油	8000倍液	4000倍液	喷雾	5	不少于20	使用量按果株大小喷匀为宜
	啶硫磷	25%乳油	1000倍液	700倍液	喷雾	3	不少于27	使用量按果株大小喷匀为宜
苹果	滴滴涕（DDT）	25%乳油	200倍液	200倍液	喷雾	1	座果后紧用	使用量按果株大小喷匀为宜

	クロロタロニル	75%水和剂	100g/畝600倍液	120g/畝500倍液	噴霧	6	23以上	7~10日に一度噴霧する
なす	ケルセン	20%乳剂	30ml/畝1600倍液	60ml/畝800倍液	噴霧	2	5以上	
とうがらし	キナルホス	25%乳剂	40ml/畝1500倍液	60g/畝1000倍液	噴霧	2	5以上（青とうがらし）	赤とうがらしの安全間隔期は10以上
玉ねぎ	ホキシム	50%乳剂	250ml/畝2000倍液	500ml/畝1000倍液	畦底に流し込む	1	17以上	玉ねぎ結実期に使用
	キナルホス	25%乳剂	200ml/畝2500倍液	400g/畝1000倍液	畦底に流し込む	1	17以上	玉ねぎ結実期に使用
ねぎ	ホキシム	50%乳剂	500ml/畝2000倍液	750g/畝1000倍液	行中に流し込む	1	17以上	
	キナルホス	25%乳剂	100ml/畝2500倍液	400ml/畝700倍液	畦底に流し込む	1	17以上	
にら	ホキシム	50%乳剂	500ml/畝800倍液	750ml/畝500倍液	根元に流し込む	2	10以上	根元の土の中に流し込む
ミカン	ジメトエート	40%乳剂	1500倍液	500倍液	噴霧	3	15以上	使用量は株の大きさによる
	トリクロルホン	90%固体	1000倍液	500倍液	噴霧	1	20以上	使用量は株の大きさによる
	ケルセン	20%乳剂	1000~1500倍液	800倍液	噴霧	3	45以上	使用量は株の大きさによる
	ベルメトリン	10%乳剂	3000倍液	1500倍液	噴霧	3	15以上	使用量は株の大きさによる
	フェンバレレート	20%乳剂	8000倍液	4000倍液	噴霧	5	20以上	使用量は株の大きさによる
	キナルホス	25%乳剂	1000倍液	700倍液	噴霧	3	27以上	使用量は株の大きさによる
リンゴ	DDT	25%乳剂	200倍液	200倍液	噴霧	1	結実後ただちに使用	使用量は果株の大きさによる

	对硫磷(1605)	50%乳油	2000~3000倍液	2000倍液	喷雾	3	不少于30	使用量按果株大小喷匀为宜
	杀螟硫磷(杀螟松)	50%乳油	1500倍液	1000倍液	喷雾	3	不少于15	使用量按果株大小喷匀为宜
	乐果	40%乳油	1500倍液	800倍液	喷雾	2	不少于7	使用量按果株大小喷匀为宜
	三氯杀螨醇	20%乳油	1000~1500倍液	700倍液	喷雾	4	不少于45	使用量按果株大小喷匀为宜
	三氯苯醚菊酯	10%乳油	1000~3000倍液	1000倍液	喷雾	3	不少于3	使用量按果株大小喷匀为宜
	百菌清	75%可湿性粉剂	600倍液	600倍液	喷雾	4	不少于20	使用量按果株大小喷匀为宜
	氰戊菊酯	20%乳油	4000倍液	2000倍液	喷雾	3	不少于10	使用量按果株大小喷匀为宜
	氯氰菊酯	10%乳油	4000倍液	2500倍液	喷雾	4	不少于10	使用量按果株大小喷匀为宜
	辛硫磷	50%乳油	1500倍液	1000倍液	喷雾	4	不少于7	使用量按果株大小喷匀为宜
梨	百菌清	75%可湿性粉剂	500倍液	500倍液	喷雾	6	不少于25	使用量按果株大小喷匀为宜
桃	溴氰菊酯	2.5%乳油	200倍液	1250倍液	喷雾	2	不少于15	使用量按果株大小喷匀为宜
葡萄	百菌清	75%可湿性粉剂	600~700倍液	600倍液	喷雾	4	不少于21	使用量按果株大小喷匀为宜
	克螨特	73%乳油	30毫升/亩2000倍液	60毫升/亩1000倍液	喷雾	3	不少于20	使用量按果株大小喷匀为宜
山楂	溴氰菊酯	50%乳油	1000倍液	700倍液	喷雾	3	不少于30	使用量按果株大小喷匀为宜
甜瓜	粉锈宁	20%乳油	25毫升/亩2000倍液	50毫升/亩1000倍液	喷雾	2	不少于5	
西瓜	百菌清	70%可湿性粉剂	100~120克/亩600倍	120克/亩500倍液	喷雾	6	不少于21	每隔7~15天喷一次

	メチル(1605)	50%乳剂	2000~3000倍液	2000倍液	噴霧	3	30以上	使用量は果株の大きさによる
	フェニトロチオン	50%乳剂	1500倍液	1000倍液	噴霧	3	15以上	使用量は果株の大きさによる
	ジメトエート	40%乳剂	1500倍液	800倍液	噴霧	2	7以上	使用量は果株の大きさによる
	ケルセン	20%乳剂	1000~1500倍液	700倍液	噴霧	4	45以上	使用量は果株の大きさによる
	ベルメトリン	10%乳剂	1000~3000倍液	1000倍液	噴霧	3	3以上	使用量は果株の大きさによる
	クロタロニル	75%水和剂	600倍液	600倍液	噴霧	4	20以上	使用量は果株の大きさによる
	フェンバレレート	20%乳剂	4000倍液	2000倍液	噴霧	3	10以上	使用量は果株の大きさによる
	フェンバレレート	10%乳剂	4000倍液	2500倍液	噴霧	4	10以上	使用量は果株の大きさによる
	ホキシム	50%乳剂	1500倍液	1000倍液	噴霧	4	7以上	使用量は果株の大きさによる
梨	クロタロニル	75%水和剂	500倍液	500倍液	噴霧	6	25以上	使用量は果株の大きさによる
桃	デルタメトリン	2.5%乳剂	200倍液	1250倍液	噴霧	2	15以上	使用量は果株の大きさによる
葡萄	クロタロニル	75%水和剂	600~700倍液	600倍液	噴霧	4	21以上	使用量は果株の大きさによる
	プロバルギット	73%乳剂	30g/畝2000倍液	60g/畝1000倍液	噴霧	3	20以上	使用量は果株の大きさによる
さんざし	フェニプロモレート	50%乳剂	1000倍液	700倍液	噴霧	3	30以上	使用量は果株の大きさによる
マクワウリ	トリアジメホン	20%乳剂	25ml/畝2000倍液	50g/畝1000倍液	噴霧	2	5以上	
スイカ	クロタロニル	70%水和剂	100~120g/畝600倍液	120g/畝500倍液	噴霧	6	21以上	7~15日に一回噴霧

	克磷特	73%乳油	1500~2000倍液	1000倍液	喷雾	2	不少于8	
茶叶	乐果	40%乳油	125毫升/亩2000~3000倍液	185毫升/亩1000倍液	喷雾	1	不少于7	使用次数系指采摘周期中的用药次数
	敌敌畏	80%乳油	150毫升/亩1500倍液	250毫升/亩1500倍液	喷雾	1	不少于6	
	马拉硫磷(马拉松)	50%乳油	150毫升/亩1000倍液	300毫升/亩800倍液	喷雾	1	不少于10	
	杀螟硫磷(杀螟松)	50%乳油	200毫升/亩1000倍液	300毫升/亩1000倍液	喷雾	1	不少于10	
	亚胺硫磷	25%乳油	250毫升/亩800~1000	375毫升/亩800倍液	喷雾	1	不少于7	
	辛硫磷	50%乳油	200毫升/亩1000倍液	300毫升/亩1000倍液	喷雾	1	不少于5	
	二氯苯醚菊酯	10%乳油	20~30毫升/亩6000~10000倍	40毫升/亩5000倍液	喷雾	每个茶季喷二次	不少于3	
	氰戊菊酯	20%乳油	8000倍液	4000倍液	喷雾	2	不少于10	不少于3
	呋喃丹	3%颗粒剂	5千克/亩	10千克/亩	土撒	1	不少于180	一次性用于防治茶苗线虫
	烟草	敌百虫	90%固体	100克/亩1000倍液	150克/亩500倍液	喷雾	2	不少于10
		2.5%粉剂	1千克/亩	1千克/亩	喷粉	2	不少于10	
西维因		25%可湿性粉剂	100克/亩500倍液	250毫升/亩500倍液	喷雾	3	不少于14	
		2%粉剂	1千克/亩	1千克/亩	喷粉	3	不少于14	
杀螟硫磷(杀螟松)		50%乳油	50毫升/亩1000倍液	100毫升/亩500倍液	喷雾	2	不少于15	

	プロバルギット	73%乳剂	1500~200倍液	1000倍液	噴霧	2	8以上	
茶葉	ジメトエート	40%乳剂	125ml/畝2000~3000	185ml/畝1000倍液	噴霧	1	7以上	使用回数は摘み取り周期中の用薬回数である
	ジクロロポス	80%乳剂	150ml/畝1500倍液	250ml/畝1500倍液	噴霧	1	6以上	
	マラチオン(マラソン)	50%乳剂	150ml/畝1000倍液	300ml/畝800倍液	噴霧	1	10以上	
	フェニトロチオン	50%乳剂	200ml/畝1000倍液	300ml/畝1000倍液	噴霧	1	10以上	
	フォスメット	25%乳剂	250ml/畝800~1000倍液	375g/畝800倍液	噴霧	1	7以上	
	ホキシム	50%乳剂	200ml/畝1000倍液	300ml/畝1000倍液	噴霧	1	5以上	
	ベルメトリン	10%乳剂	20~30ml/畝6000~10000倍液	40ml/畝5000倍液	噴霧	茶季ごとに二度噴霧	3以上	
	フェンバレレート	20%乳剂	8000倍液	4000倍液	噴霧	2	10以上	3以上
	カーボフラン	3%顆粒剂	5000g/畝	10000g/畝	土に撒く	1	180以上	一回性のものは茶の苗の線虫類の予防・治療に用いる
	タバコ	トリクロロホン	90%固体	100g/畝1000倍液	150g/畝500倍液	噴霧	2	10以上
		2.5%粉剂	1000g/畝	1000g/畝	噴粉	2	10以上	
カルバリル		25%水中和剂	100g/畝500倍	250ml/畝500倍液	噴霧	3	14以上	
		2%粉剂	1000g/畝	1000g/畝	噴粉	3	14以上	
フェニトロチオン		50%乳剂	50ml/畝1000倍液	100ml/畝500倍液	噴霧	2	15以上	

	二氯苯醚菊酯	10%乳油	35毫升/亩2000倍液	70毫升/亩1000倍液	喷雾	2	不少于10	
	乐果	40%乳油	50毫升/亩1000倍液	100毫升/亩500倍液	喷雾	5	不少于5	
	氰戊菊酯	20%乳油	12.5毫升/亩4000倍	25毫升/亩2000倍液	喷雾	3	不少于15	
	辛硫磷	20%乳油	45毫升/亩1500倍液	65毫升/亩1000倍液	喷雾	3	不少于5	
牧草	马拉硫磷(马拉松)	50%乳油	70毫升/亩1000倍液	80毫升/亩1000倍液	喷雾	1	不少于5	
	稻丰散	50%乳油	70毫升/亩1000倍液	80毫升/亩1000倍液	喷雾	1	不少于15	

	ベルメトリン	10%乳剂	35ml/亩2000倍液	70ml/亩1000倍液	噴霧	2	10以上	
	ジメトエート	40%乳剂	50ml/亩1000倍液	100ml/亩500倍液	噴霧	5	5以上	
	フェンバレート	20%乳剂	12.5ml/亩4000倍液	25g/亩2000倍数	噴霧	3	15以上	
	ホキシム	20%乳剂	45ml/亩1500倍液	65ml/亩1000倍液	噴霧	3	5以上	
牧草	マラチオン(マラソン)	50%乳剂	70ml/亩1000倍液	80ml/亩1000倍液	噴霧	1	5以上	
	フェントエート	50%乳剂	70ml/亩1000倍液	80ml/亩1000倍液	噴霧	1	15以上	